

令和元年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

審査協力の取組に基づく海外特許出願の
審査結果に関する調査研究報告書

令和2年3月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

本報告書の概要

I. 調査研究の目的及び調査方法

第 1 調査研究の目的

本調査研究は、直近の調査対象期間（最大 5 年）に亘って PPH 案件の全件について、日本で特許可能と判断された案件であるにもかかわらずどのような観点から拒絶理由が通知されているかを調査するとともに、その経年変化とその背景についても可能な範囲で調査を行い、PPH 等の結果について、特にユーザーの満足できないと感じている点についての客観的な統計情報を算出することにより、今後の審査協力に関する取組を推進する際の基礎資料とすることを目的とする。

第 2 調査対象（対象国及び対象出願）

日本国特許庁（JPO）と審査協力に関する取組を長年実施している庁であって、これら審査協力に関する取組に則って審査を行った出願を特定可能な以下の各庁を調査対象とした。

1 PPH 出願

2016 年から 2018 年にかけて PPH 申請された、JPO を第一庁とし、以下の各庁を第二庁とする PPH 出願のうち、調査時点までに、各庁からオフィスアクションが発出された出願¹。

- ・ 米国（USPTO）：5,741 件（2019 年 10 月 31 日時点）
- ・ 中国（CNIPA）：5,122 件（2019 年 11 月 30 日時点）
- ・ 韓国（KIPO）：2,892 件（2019 年 10 月 15 日時点）
- ・ ドイツ（DPMA）：1,801 件（2019 年 12 月 28 日時点）

2 比較対象となる出願

上述の各庁の出願について、審査協力の取組に基づく出願の比較対象として、

¹ 各庁から何らかのオフィスアクションが発出されていた対象出願であっても、調査時点においてワンポータルドシエ（米国、中国及び韓国）又は DPMA register（ドイツ）に当該情報が収録されておらず、情報が入手できなかった対象出願については今回の調査から除外している。

庁毎に 2011 年から 2015 年にかけて出願された下記の PPH 対象ではない出願から年間 300 件程度ランダムで抽出した出願（以下、「通常出願」という。）。

- ・ 米国（USPTO）：1,500 件（300 件／年）
- ・ 中国（CNIPA）：1,500 件（300 件／年）
- ・ 韓国（KIPO）：1,503 件（300 件／年）
- ・ ドイツ（DPMA）：1,500 件（300 件／年）

第 3 調査項目

下記の項目について対象出願全体及び IPC セクション毎に集計して分析を行い、その分析結果について PPH 出願と通常出願の比較を行った。

1 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

対象出願に対して発出された「最初の審査結果」について、特許査定となったもの・特許査定とならなかったものに分類した上で、特許査定とならなかったもの（拒絶理由が通知されたもの）について、如何なる拒絶理由（新規性欠如、進歩性欠如、明確性違反等、当該国における拒絶理由を定めた条文毎に集計）が通知されているかの割合、及び発出年毎の割合の推移を分析した。

2 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

対象出願に対して発出された「最後の審査結果」について、特許査定となったもの・特許査定とならなかったものに分類した上で、特許査定とならなかったもの（拒絶査定となったもの）について、如何なる拒絶理由（新規性欠如、進歩性欠如、明確性違反等）に基づいて拒絶されているかの割合、及び発出年毎の割合の推移を分析した。

3 最終的な審査結果を得るまでの経過についての分析

PPH 出願及び通常出願の特許を認める最終的な審査結果（「特許査定」）を得るまでに何回の応答を必要としたかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」から「特許査定」を得るまでに発出された拒絶理由通知の発出回数（「最初の拒絶理由通知」も含む）を分析した。

また、如何なる拒絶理由を通知された場合に当該拒絶理由を覆すことが困難であるのかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由別に、当該対象出願が「特許査定」を得るまでに発出された拒絶理由通知の発出回数（「最初の拒絶理由通知」も含む）を分析した。

4 技術分野別の審査体制・判決の影響

IPC セクション別に上記 1～3 の分析を行った結果、特定のセクションにおい

て、特定の拒絶理由が通知される割合が顕著であるケースが確認された場合、当該技術分野において、知財庁の運用変更又は判決の事例の有無を調査した。

第4 調査研究手法

以下の手法により、公開情報調査を行った。

1 対象出願の審査経過・結果に関する公開情報調査

米国、中国及び韓国を対象出願については、J-PlatPat²からワンポータルドシエを利用し、上記調査項目に示す観点から、対象出願の経過情報及びオフィスアクションに関する情報を収集した。

また、ドイツについては、ワンポータルドシエに分析に必要な経過情報等が収録されていないため、DPMA が提供する DPMA register³から分析に必要な経過情報及びオフィスアクションに関する情報を収集した。

なお、対象出願については JPO から提供された案件情報に基づき特定した。

分析対象とした各庁が発出したオフィスアクション、その分類方法及び留意点については、下記のとおり。

(米国)

【分析対象のオフィスアクション】

- Notice of Allowance and Fees Due
- Non-Final Rejection
- Final Rejection

(中国)

【分析対象のオフィスアクション】

- Notification to Grant Patent Right for Invention
- First Office Action
- Nth Office Action

(韓国)

【分析対象のオフィスアクション】

- Written Decision on Registration
- Request for the Submission of an Opinion
- Notice of Final Rejection

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

³ <https://register.dpma.de/DPMAreger/pat/einsteiger>

(ドイツ)

【分析対象のオフィスアクション】

- Erteilungsbeschluss gemäß Antrag
- Prüfungsbescheid
- Zurückweisungsbeschluss

2 技術分野別の審査体制・判決の影響に関する公開情報調査

上記 1 についての調査を行った後、「I. 第 3 4 技術分野別の審査体制・判決の影響」の観点から、書籍、論文、調査報告書、各庁発行の年次報告書、各庁の提供するデータベース、その他政府文書及びインターネット情報を利用して調査を行った。

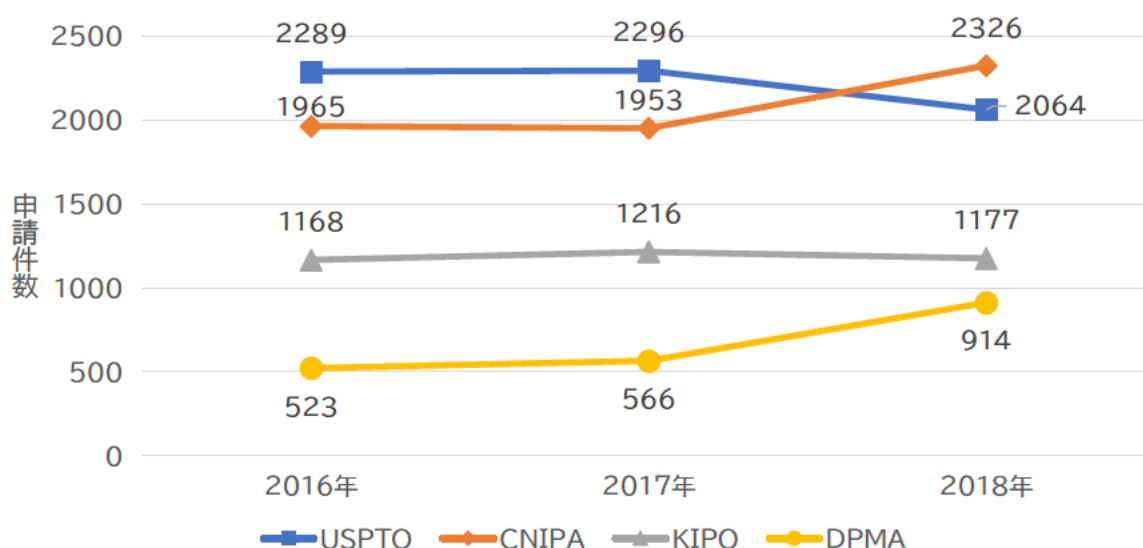
II. 調査対象国の分析結果の比較

第 1 調査対象出願の比較

1 PPH 申請件数の推移

調査対象国である米国（USPTO）、中国（CNIPA）、韓国（KIPO）及びドイツ（DPMA）において 2016 年から 2018 年にかけて行われた JPO を第一庁とする PPH 申請件数の推移は図 1-1 のとおり⁴。

図 1-1：米国、中国、韓国及びドイツにおける JPO を第一庁とする PPH 申請件数の推移
(申請年：2016 年から 2018 年)



上記からわかるように、CNIPA 及び DPMA に対する PPH 申請件数については上昇している一方、USPTO に対する PPH 申請件数は減少している。KIPO については、申請件数に若干の波がある。

2 調査対象出願に発出された審査結果の分析結果の比較

本調査における調査対象出願の特許査定率及び即特許率⁵に関して比較した結果を図 1-2 に示す。

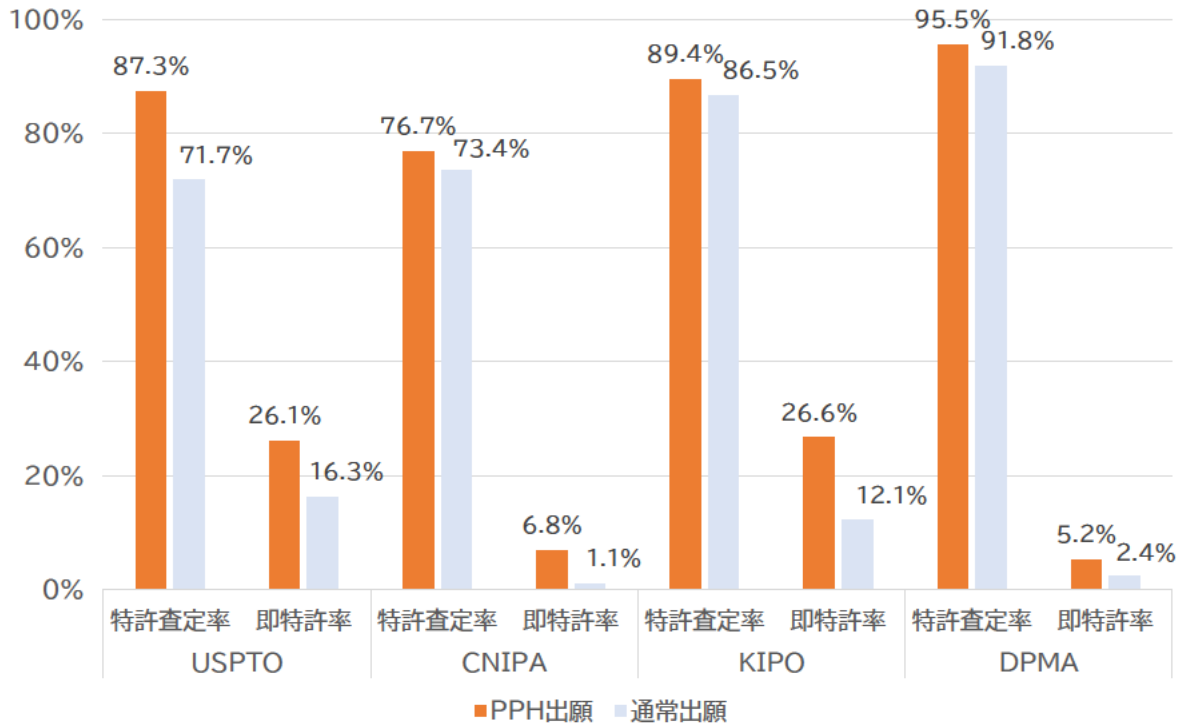
⁴ PPH ポータルサイトより取得

(<https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/statistics.html>)

⁵ 拒絶理由通知を受けずに特許査定となった場合を「即特許」としている。即特許率の算出式は、即特許件数／最初の審査結果が発出された件数である。

なお、調査対象国毎の特許査定率の算出方法は注釈を参照⁶。

図 1-2：調査対象出願における特許査定率及び即特許率の調査対象国毎の比較
(PPH 出願及び通常出願)



上記からわかるように、調査対象国毎の PPH 出願の特許査定率は通常出願の特許査定率に比べて総じて高くなっており、この点において PPH 申請の有効性を認めることができる。

また、即特許率に関しても、PPH 出願の即特許率の方が通常出願の即特許率よりも大幅に高くなっており、特に USPTO 及び KIPO においてはこの傾向が顕著であり、この点からも PPH 申請の有効性を認めることができる。

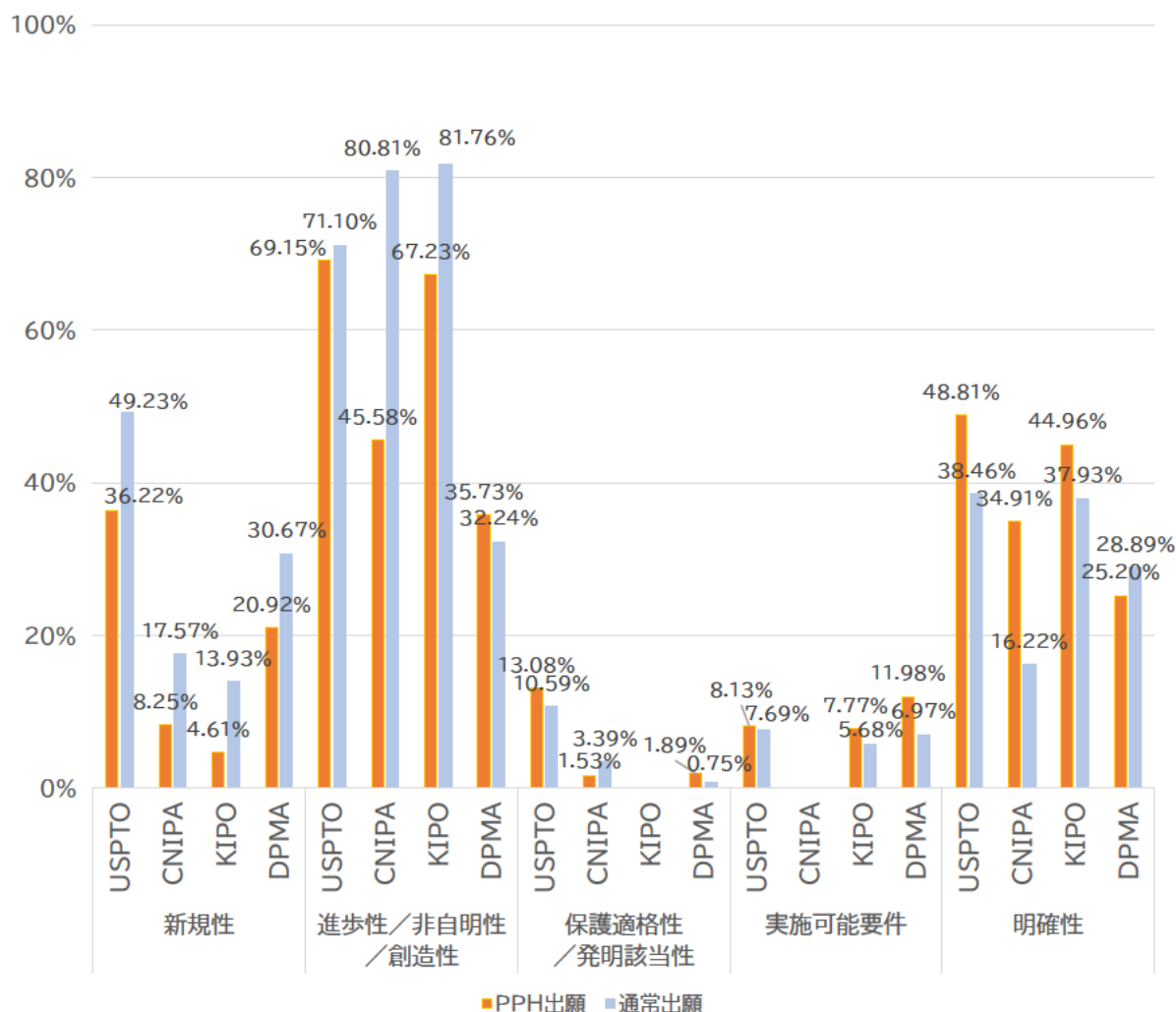
⁶ ※特許査定率の算出方法

- ・ USPTO：特許査定率：特許査定件数 / (特許査定件数+放棄件数)
(RCE 後の特許査定・放棄を除く)
- ・ CNIPA：特許査定率：特許査定件数 / (特許査定件数+拒絶査定 (推定) 件数)
- ・ KIPO：特許査定率：特許査定件数 / (特許査定件数+拒絶査定件数)
- ・ DPMA：特許査定率：特許査定件数 / (特許査定件数+拒絶査定件数)

第2 調査対象出願に発出された拒絶理由の分析結果の比較

1 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析結果比較

図 2-1：「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由の通知率の比較



「新規性」に関する拒絶理由の通知率は、各国ともに PPH 出願における通知率の方が通常出願の通知率よりも低くなっており、この点については、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

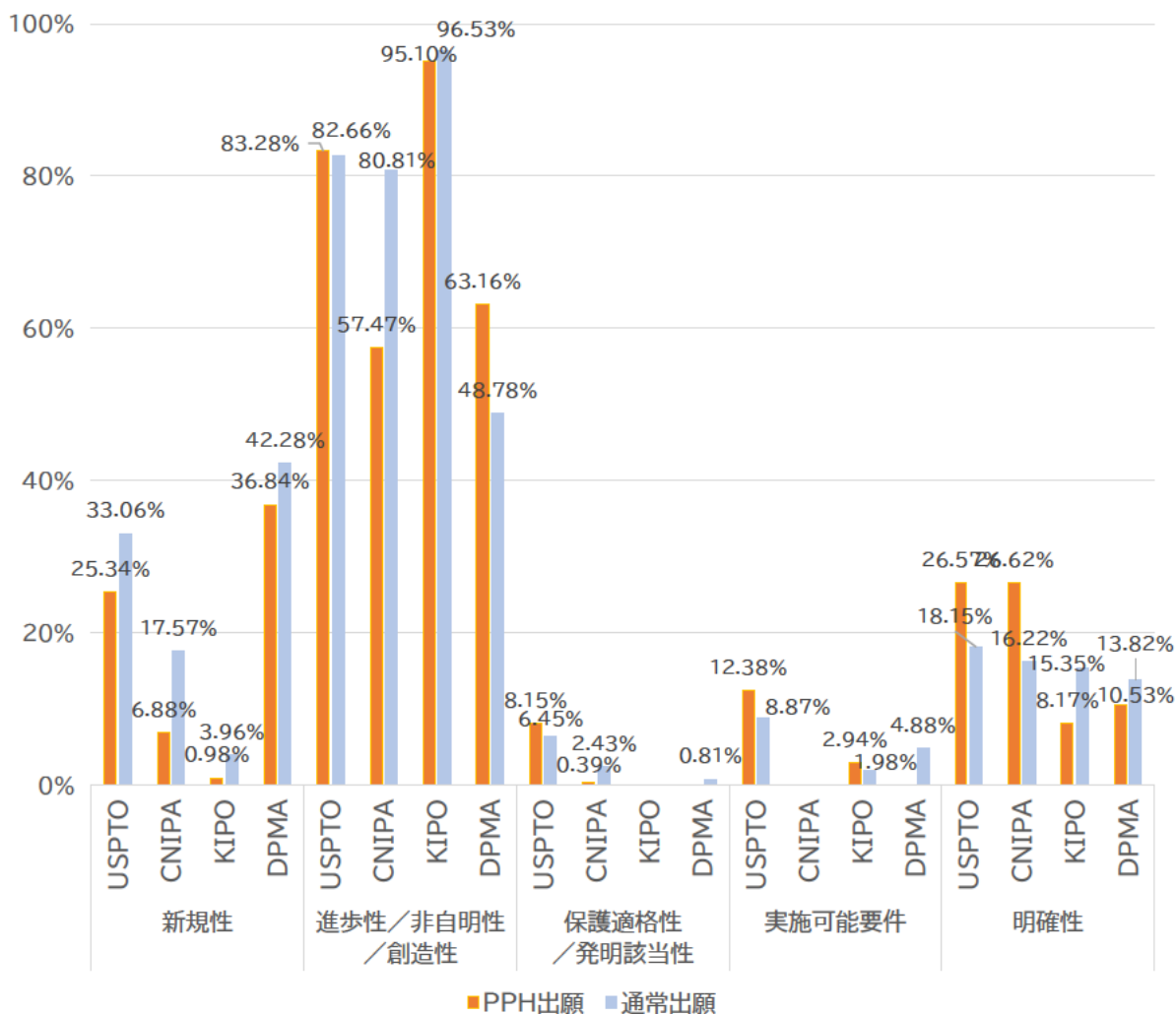
また、「進歩性」に関しても、PPH 出願における通知率は、通常出願の通知率よりも低くなっている。なお、CNIPA と KIPO の PPH 出願における通知率は、通常出願に比べて非常に低くなっている。

「明確性」に関する拒絶理由の通知率は、PPH 出願における通知率の方が通常出願における通知率に比べて高めになっており、この理由としては、PPH 申請の際の要件となっている、PPH 申請の対象となる出願のクレームを第一庁において特許可能と認められたクレームに対応させる要件（以下、「クレーム対応

要件」という。)を満たすように補正をした結果、クレームの内容が不明確になっていることが考えられる。

2 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析結果比較

図 2-2：特許査定とならなかった「最終的な審査結果」に含まれる
主な拒絶理由の通知率の比較



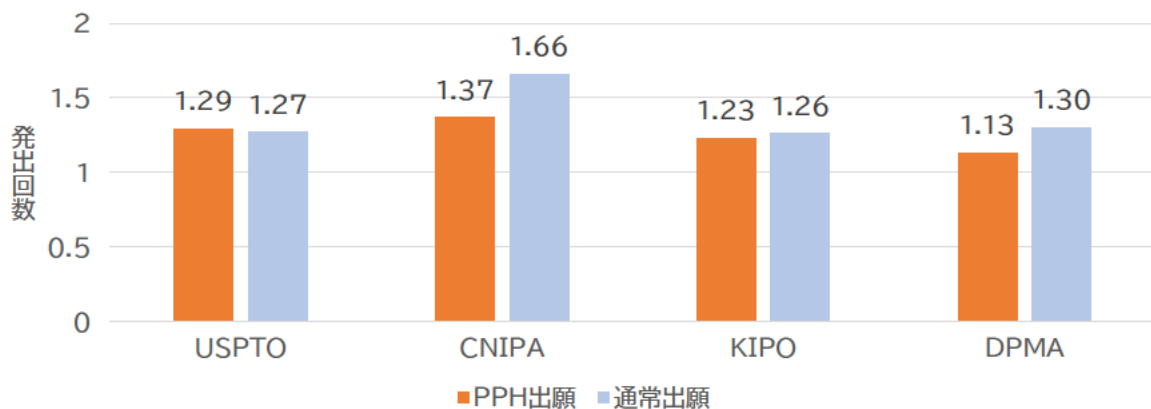
「新規性」については、全調査対象国においても PPH 出願における通知率の方が通常出願よりも低くなっており、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。特に、KIPO における当該拒絶理由の通知率は非常に低くなっている。

「進歩性／非自明性／創造性」は、全調査対象国における特許査定とならなかった「最終的な審査結果」において最も通知率の高い拒絶理由となっており、これは PPH 出願及び通常出願の間に差異はない。CNIPA においては、PPH 出願における当該拒絶理由の通知率が通常出願よりも低くなっている一方、DPMA

においては PPH 出願の通知率の方が通常出願よりも高くなっており、国により傾向の差異が認められる。なお、USPTO 及び KIPO については、PPH 出願及び通常出願における通知率が同程度になっているが、その通知率は 80%以上と比較的高く、KIPO においては両出願ともに 95%以上となっている。

3 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数に関する分析結果比較

図 2-3：特許査定を得るまでのオフィスアクションの回数の比較



特許査定を得るまでに発出される拒絶理由通知の回数が多いのが、CNIPA における通常出願の場合（1.66 回）となっている。CNIPA に対する PPH 出願（1.37 回）についても他の調査対象国と比較して高めとなっているが、通常出願の場合に比べると少なくなっており、PPH 申請によるオフィスアクションの軽減効果が認められる。

同様に、DPMA においても通常出願（1.30 回）に比べて、PPH 出願（1.13 回）において特許査定を得るまでに発出される拒絶理由通知の回数は少なくなっており、PPH 申請によるオフィスアクションの軽減効果が認められる。

III. 調査対象国別の分析結果

A. 米国

1 PPH の効果

PPH 出願及び通常出願の特許査定率（RCE 後除く⁷）について比較すると、PPH 出願（87.3%）の方が通常出願（71.7%）よりも約 16%高くなっており、この数値からも PPH 申請の有効性が極めて高いことがわかる。

また、即特許率についても、PPH 出願（26.1%）が通常出願（16.3%）よりも約 10%高くなっており、PPH 申請の有効性が極めて高い。

表 A-1：調査対象出願の特許査定率及び即特許率の比較
(特許査定発出年 2012 年から 2019 年、2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	左記期間合計
PPH出願特許査定件数	-	-	-	-	330	1248	1304	861	3743
PPH出願即特許件数	-	-	-	-	225	532	500	239	1496
PPH出願特許査定率	-	-	-	-	98.8%	92.7%	85.0%	80.3%	87.3%
PPH出願即特許率	-	-	-	-	24.4%	25.7%	26.3%	28.1%	26.1%
通常出願特許査定件数	26	131	203	187	177	118	29	5	876
通常出願即特許件数	14	62	47	54	46	18	3	0	244
通常出願特許査定率	89.7%	90.3%	80.6%	75.4%	67.3%	63.1%	38.2%	23.8%	71.7%
通常出願即特許率	19.2%	20.8%	15.6%	15.3%	15.8%	11.5%	15.0%	-	16.3%

2 拒絶理由分析

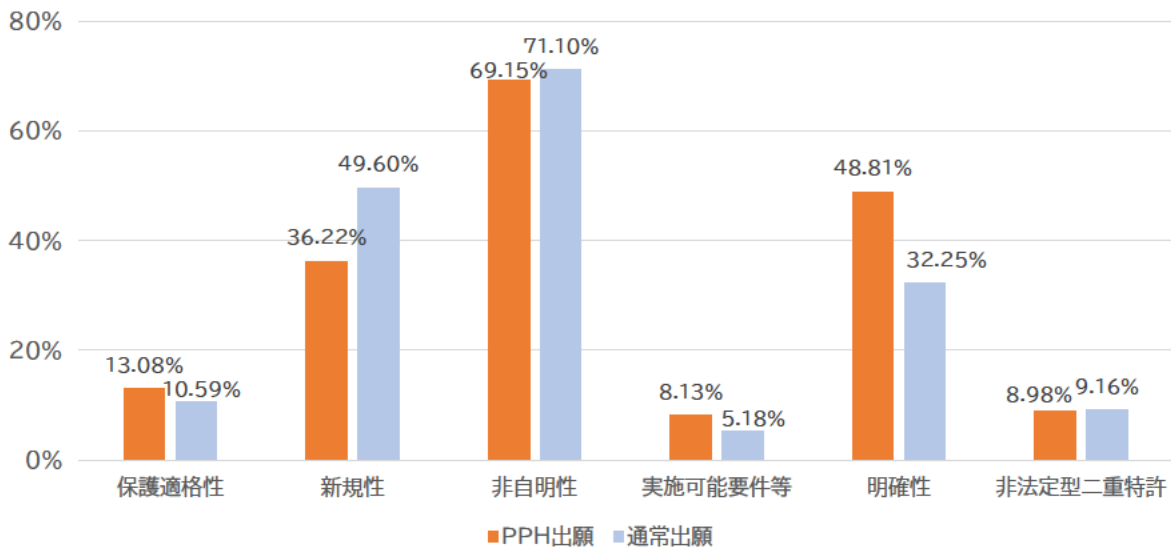
(1) 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願の場合は、通常出願と比較してクレームに関する「112 条 (b)：明確性」の通知率が高くなっており、この理由としては、PPH 申請の要件であるクレーム対応要件を満たすように補正をした結果、クレームの内容が不明確になっていることが考えられる。

一方、PPH 出願の方が通常出願に比べて、「102 条：新規性」の通知率が低くなっており、この理由としては、米国においてはじめて審査される通常出願と比べ、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

⁷ 本調査の対象出願には、米国特有の制度である「Request for Continued Examination (RCE)」を行っていた出願も含まれていたが、本調査では RCE 前に発出されたオフィスアクションを分析対象とした。

図 A-2-1：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目



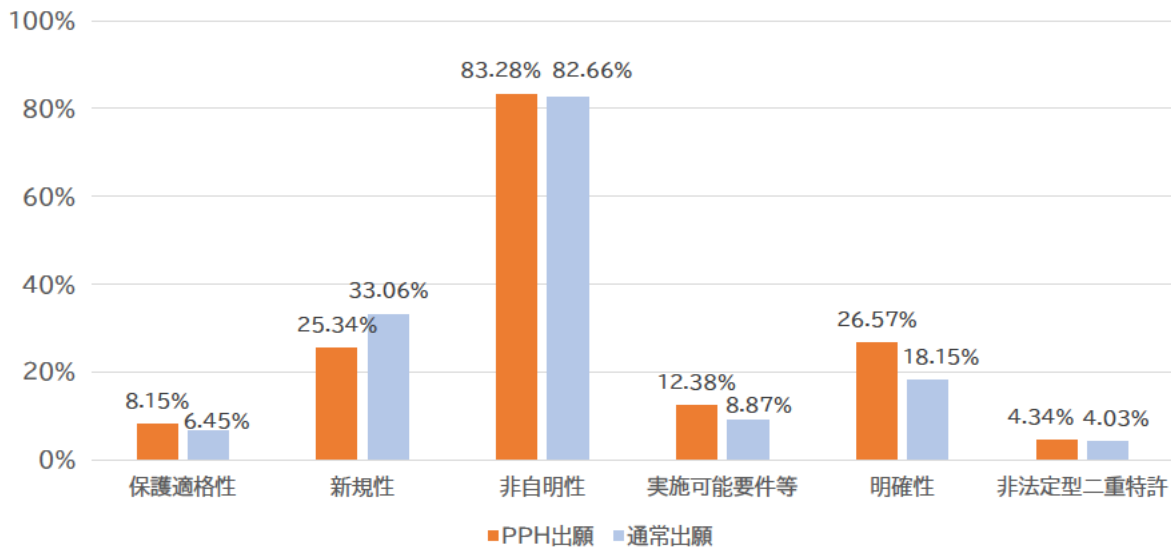
米国特有の傾向として、PPH 出願及び通常出願ともに他国に比べて保護適格性に関する拒絶理由（101 条）の通知率（特に G セクション）が高い。その理由として、米国最高裁判所が、2014 年の Alice 最高裁判決において示した「抽象的アイディア（abstract idea）」を含む特許の保護適格性に関する判断枠組み（Two-part test）により、ソフトウェア関連発明に対して保護適格性が認められることが難しくなったことが挙げられる。

（2）最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願及び通常出願に発出された「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」に含まれる拒絶理由の割合を比較すると、「103 条：非自明性」に関する拒絶理由を通知されていた案件が PPH 出願（83.28%）及び通常出願（82.66%）ともに 80% 以上であった。

「103 条：非自明性」に次いで多い拒絶理由として「112 条（b）：明確性」と「102 条：新規性」が挙げられるが、PPH 出願の場合は「112 条（b）：明確性」と「102 条：新規性」について通知された対象案件の割合はほぼ同程度になっている（それぞれ 26.57%、25.34%）一方で、通常案件の場合は「102 条：新規性」について通知された割合（33.06%）が「112 条（b）：明確性」について通知された割合（18.15%）よりも約 15%高くなっている点で両出願の差異が認められる。

図 A-2-2：「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」において
通知率の高い拒絶理由上位項目



(3) 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」が発出され、その後「特許査定（RCE 後除く）」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の回数、さらに「最初の拒絶理由通知」において通知された拒絶理由別に、その後の拒絶理由通知の発出回数を集計して分析したところ、PPH 出願及び通常出願ともに「最初の拒絶理由通知」において「112 条（a）：実施可能要件等」が通知された案件に対する平均発出回数が多くなっていった。それ以外も、PPH 出願及び通常出願ともに「103 条：非自明性」、「102 条：新規性」、「112 条（b）：明確性」（通常出願は、「102 条：新規性」と「112 条（b）：明確性」の平均回数が同数）の順に高くなっており、PPH 出願及び通常出願において大きな差異は見られなかった。

B. 中国

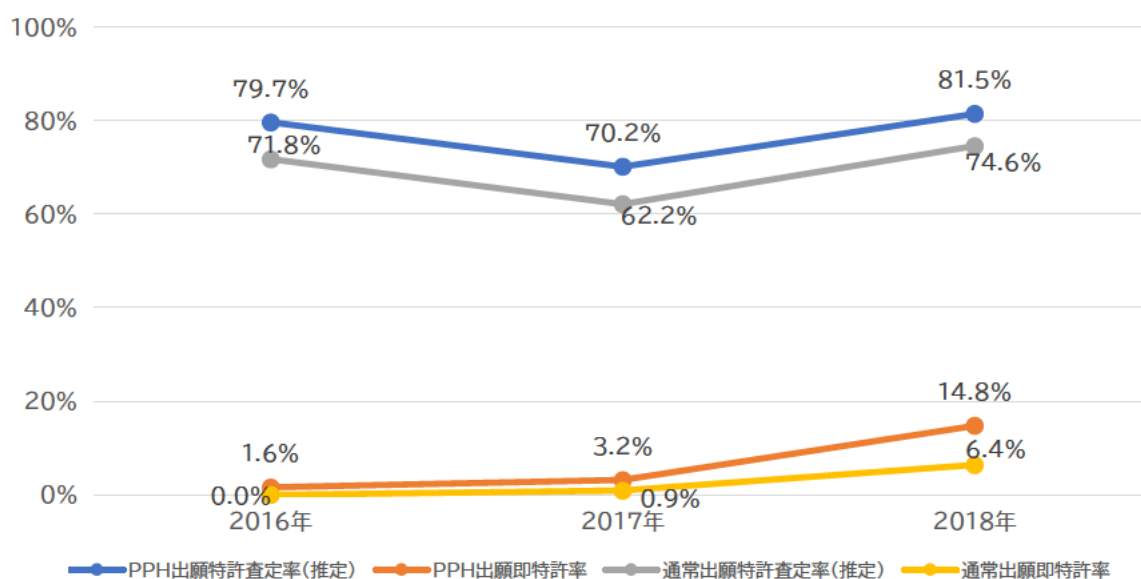
1 PPH の効果

PPH 出願と通常出願の特許査定率について、両者のデータがある程度揃っている 2016 年から 2018 年に絞って比較すると、3 年間合計の特許査定率（推

定)⁸は、PPH 出願（76.7%）の方が通常出願（69.1%）よりも約 8%高くなっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

拒絶理由を通知されずに特許査定となる即特許の割合（即特許率：即特許件数／最初の審査結果発出件数）も、PPH 出願の即特許率（6.8%）が通常出願の即特許率（2.0%）の約 3.5 倍となっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

図 B-1：調査対象出願の特許査定率（推定）及び即特許率の比較
（最初の審査結果発出年別：2016 年から 2018 年）



最初の審査結果発出年	2016年	2017年	2018年	左記期間合計
PPH出願特許査定件数	993	1081	1099	3173
PPH出願即特許件数	20	49	226	295
PPH出願特許査定率(推定)	79.7%	70.2%	81.5%	76.7%
PPH出願即特許率	1.6%	3.2%	14.8%	6.8%
通常出願特許査定件数	219	138	97	454
通常出願即特許件数	0	2	11	13
通常出願特許査定率(推定)	71.8%	62.2%	74.6%	69.1%
通常出願即特許率	0.0%	0.9%	6.4%	2.0%

2 拒絶理由分析

(1) 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願及び通常出願ともに、「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」に関する拒絶理由の通知率が最も高い。

PPH 出願の場合は、通常出願と比較してクレームに関する「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」及び「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率は他の拒絶理由よりも高い水準にある。「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」につ

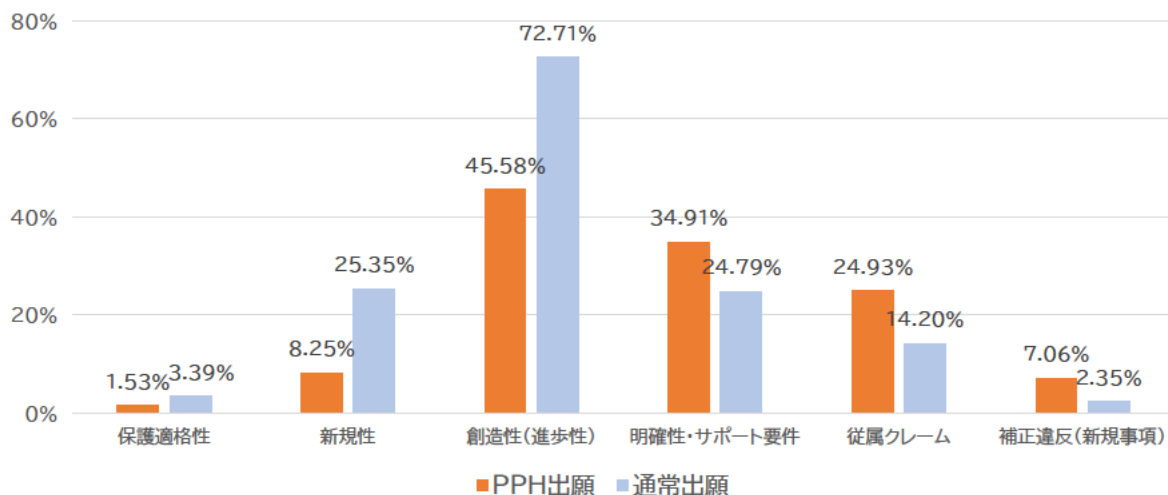
⁸ 拒絶査定に関する情報がワンポータルドシエには収録されていなかったため、最新の拒絶理由通知の日付から 400 日以上アクションなく経過した案件は拒絶査定が行われたものとみなして計算した値である。

いては、PPH 申請の要件であるクレーム対応要件を満たすように補正をした結果、クレームの内容が不明確になっていることが考えられる。また、補正を経て特許が成立したクレームは、補正によりクレームが長文化する傾向があり、補正前のクレームと比べて翻訳時に記載不備が発生しやすいと推測される。

さらに、「細則 22 条：従属クレーム関連」については、日本で特許可能と判断されたクレームが中国で認められていないマルチマルチクレーム⁹であり、中国出願でも同じマルチマルチクレームに補正を行っていることが理由の一つとして推測される。

一方、PPH 出願の方が通常出願に比べて、「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」及び「法 22 条 2 項：新規性」の通知率がどちらも低くなっており、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

図 B-2-1：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目



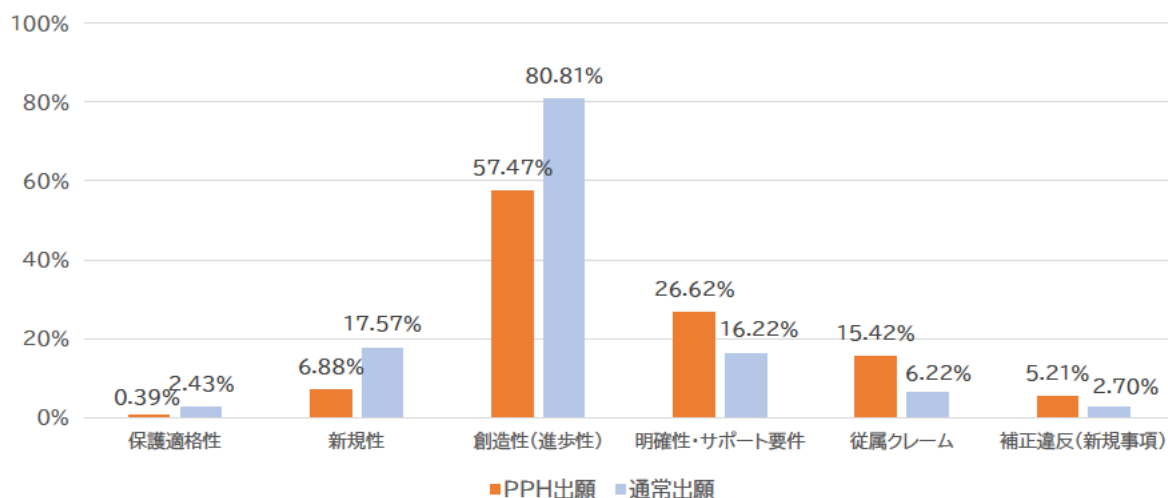
(2) 拒絶査定直前の審査結果に含まれる拒絶理由の分析¹⁰

「最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析」の結果と同じく、拒絶査定が行われたと推測される案件において、拒絶査定の直前に通知された拒絶理由は、PPH 出願及び通常出願ともに「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」となっている。

⁹ 複数クレームを引用する多項従属クレームが、他の複数クレームを引用する多項従属クレームを引用すること (<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/1737/>【最終アクセス日：2020年1月31日】)

¹⁰ 拒絶査定に関する情報がワンポータルドシエには収録されていなかったため、最も日付の新しい「First Office Action」又は「Nth Office Action」の発出日から2019年11月30日時点で400日以上経過した案件であって、「Notification to Grant Patent Right for Invention」（「特許査定」）が発出されていない案件は拒絶査定が行われたとみなし、拒絶査定の直前に通知された「First Office Action」又は「Nth Office Action」（以下、まとめて「拒絶査定直前の審査結果」という。）の内容を分析した。

図 B-2-2：「拒絶査定直前の審査結果」において通知率の高い拒絶理由上位項目



(3) 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」があり、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数について比べると、PPH 出願（平均 1.37 回）の方が通常出願（平均 1.66 回）よりも回数が少なくなっている。

C. 韓国

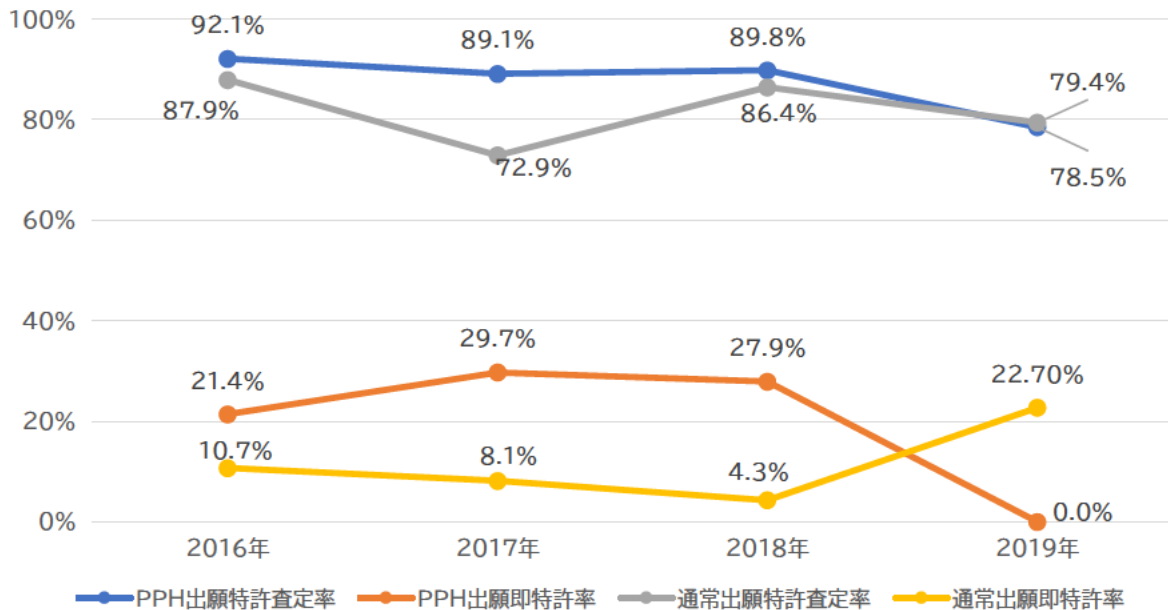
1 PPH の効果

PPH 出願及び通常出願全体の特許査定率について、両者のデータが一定数存在する 2016 年から 2019 年の間について比較すると、PPH 出願及び通常出願ともに 80%以上と高い水準となっているが、PPH 出願の特許査定率（89.4%）の方が通常出願の特許査定率（81.9%）よりも約 7%高くなっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

また、拒絶理由を通知されずに特許査定となる即特許の割合（即特許率：即特許件数／最初の審査結果発出件数）について比較すると、PPH 出願の即特許率（26.6%）が通常出願の即特許率（9.4%）の 3 倍弱となっており、この点からも PPH 申請の有効性を認めることができる。

図 C-1：調査対象出願の特許査定率及び即特許率の比較

(特許査定発出年 2016 年から 2019 年、2019 年は調査時点での暫定値)

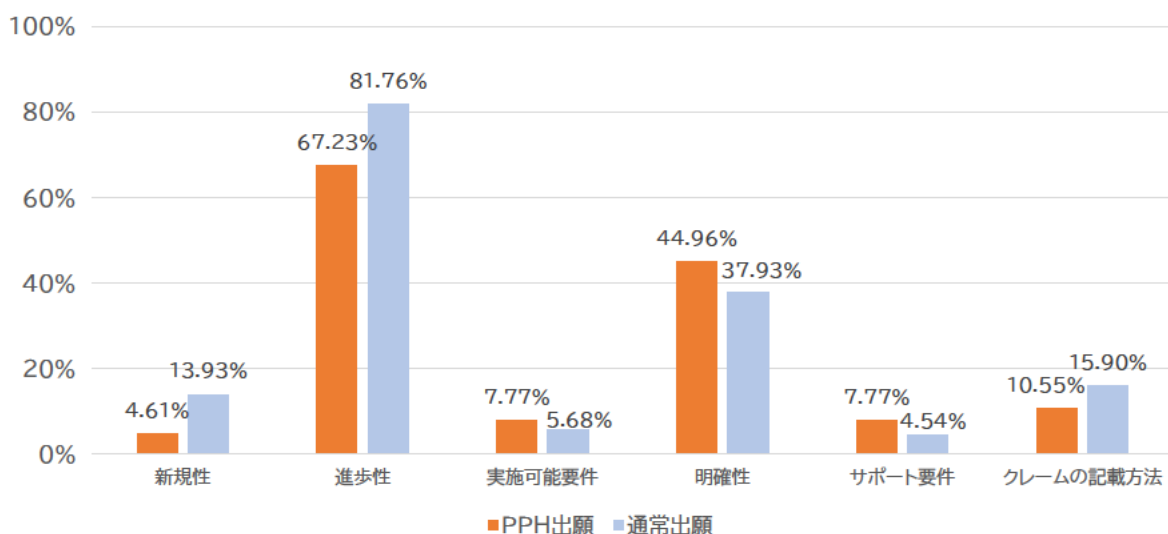


発出年	2016年	2017年	2018年	2019年	左記期間合計
PPH出願特許査定件数	501	1058	908	113	2580
PPH出願即特許件数	197	338	233	0	768
PPH出願特許査定率	92.1%	89.1%	89.8%	78.5%	89.4%
PPH出願即特許率	21.4%	29.7%	27.9%	0.0%	26.6%
通常出願特許査定件数	240	161	190	193	784
通常出願即特許件数	25	18	11	20	74
通常出願特許査定率	87.9%	72.9%	86.4%	79.4%	81.9%
通常出願即特許率	10.7%	8.1%	4.3%	22.70%	9.4%

2 拒絶理由分析

(1) 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

図 C-2-1：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目

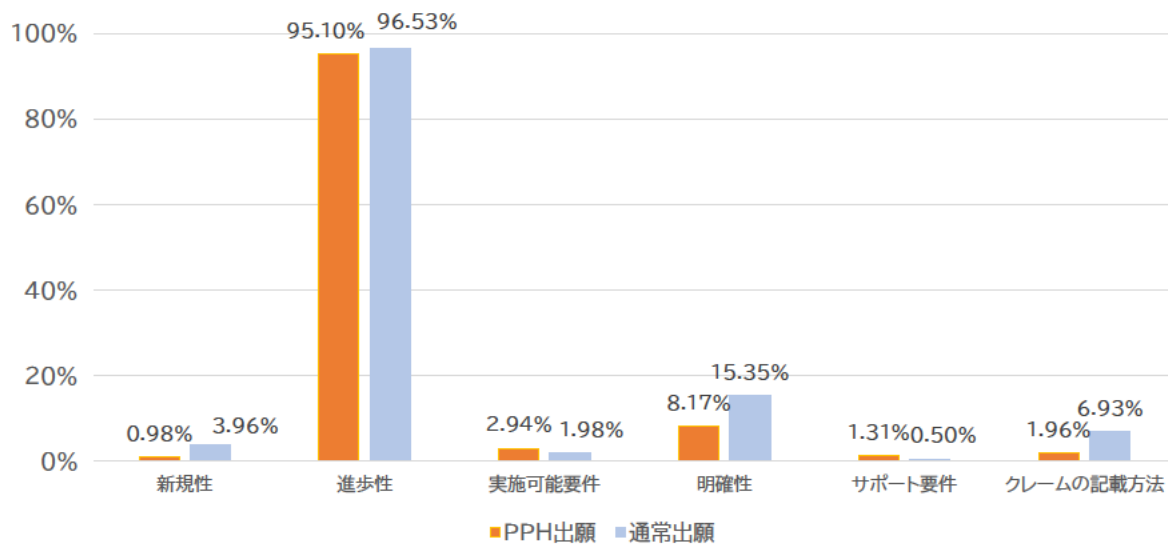


PPH 出願の特徴として、「法 42 条 8：クレームの記載方法」、「法 42 条 3 (1)：実施可能要件」及び「法 42 条 4 (1)：サポート要件」の拒絶理由が「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」に比べて高くなっている点が挙げられる。

通常出願の場合は、「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」に関する拒絶理由の通知率が「法 42 条 3 (1)：実施可能要件」及び「法 42 条 4 (1)：サポート要件」よりも高くなっており、PPH 出願と通常出願の間に差異が認められた。

(2) 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

図 C-2-2：「最終的な審査結果」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願と通常出願に対する「拒絶査定」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 29 条 2：進歩性」に関する拒絶理由の通知率が両出願ともに 95%以上となっており非常に高く、両出願に差異は認められない。

(3) 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」が発出され、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数、さらに「最初の拒絶理由通知」において通知された拒絶理由別に、その後の拒絶理由通知の発出回数を集計して分析したところ、全セクションの平均回数 (PPH 出願：1.23 回／通常出願：1.26 回) について、大きな差異は認められなかった。

D. ドイツ

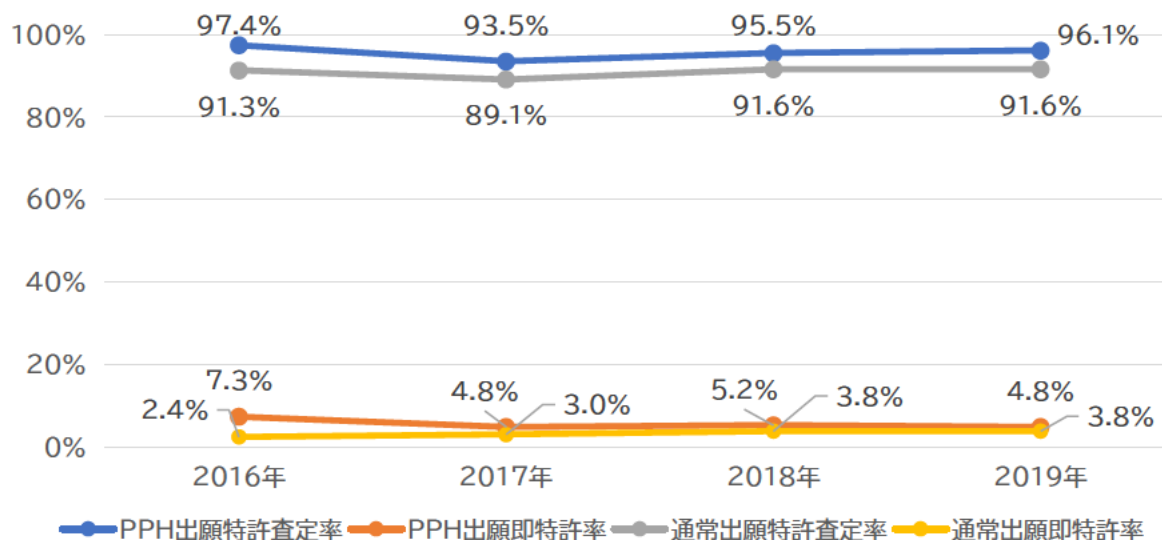
1 PPH の効果

PPH 出願と通常出願の特許査定率について、両者のデータが一定数存在する 2016 年から 2019 年に絞って比較すると、4 年間の特許査定率は、PPH 出願（95.5%）の方が通常出願（90.9%）よりも約 4%高くなっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

また、拒絶理由を通知されずに特許査定となる即特許の割合（即特許率：即特許件数／最初の審査結果発出件数）について比較すると、PPH 出願の 4 年間の即特許率が 5.2%であるのに対し、通常出願は 3.0%となっており、PPH 出願の即特許率が高い。

図 D-1：調査対象出願の特許査定率及び即特許率の比較

（特許査定発出年 2016 年から 2019 年、2019 年は調査時点での暫定値）



発出年	2016年	2017年	2018年	2019年	左記期間合計
PPH出願特許査定件数	37	143	315	324	819
PPH出願即特許件数	15	22	31	26	94
PPH出願特許査定率	97.4%	93.5%	95.5%	96.1%	95.5%
PPH出願即特許率	7.3%	4.8%	5.2%	4.8%	5.2%
通常出願特許査定件数	221	245	340	219	1025
通常出願即特許件数	7	7	8	1	23
通常出願特許査定率	91.3%	89.1%	91.6%	91.6%	90.9%
通常出願即特許率	2.4%	3.0%	3.8%	3.8%	3.0%

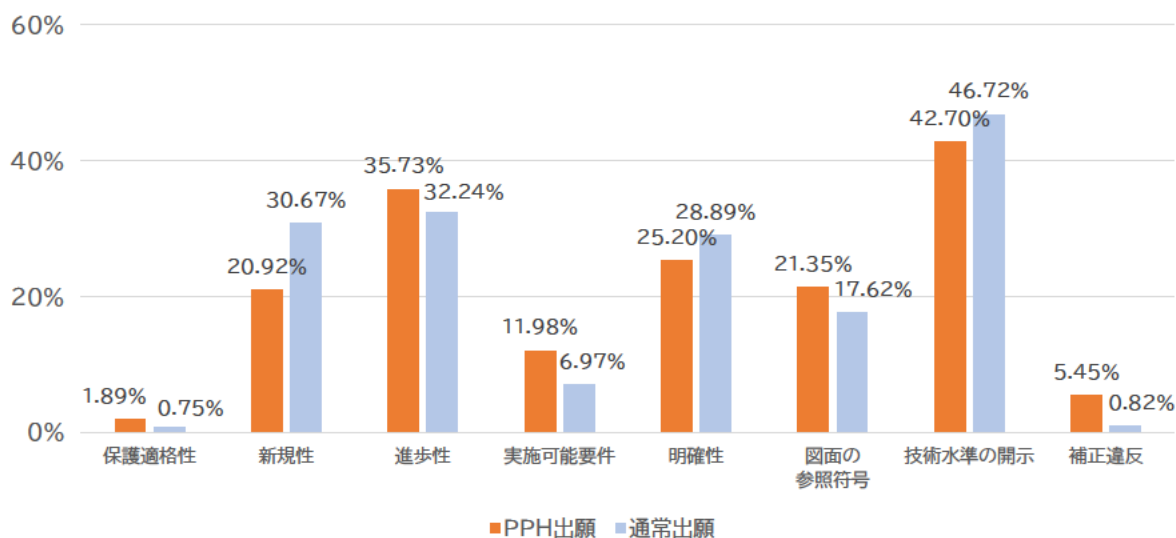
2 拒絶理由分析

(1) 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願及び通常出願に対して発出された「最初の拒絶理由通知」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 34 条（7）等：技術水準の開示」の通知率が一番高くなっている。

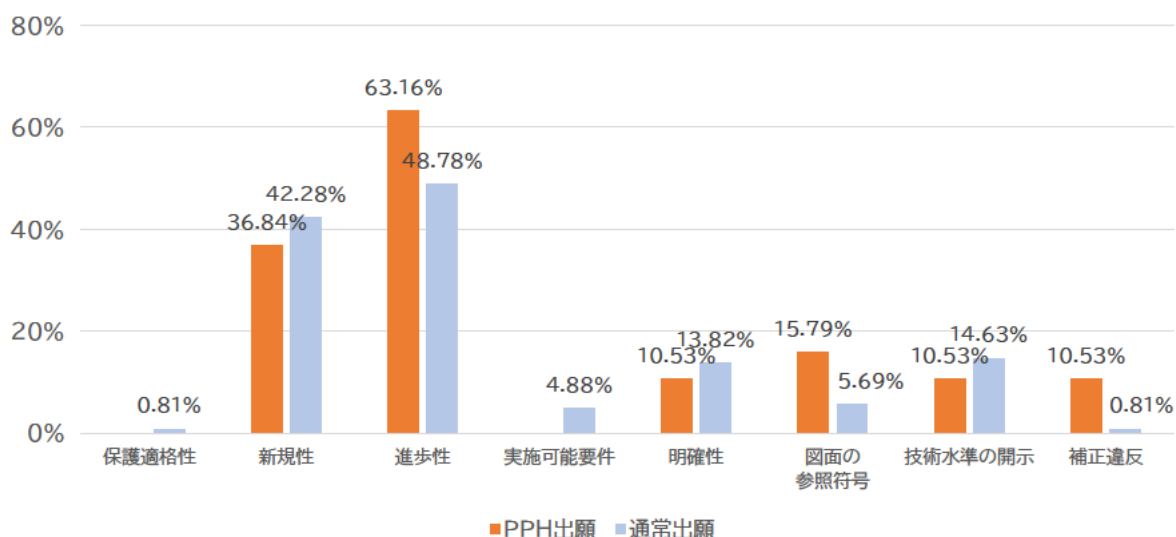
その次に高いのが PPH 出願及び通常出願ともに「法 4 条：進歩性」になっている。通知率は、通常出願（32.24%）に比べて PPH 出願（35.73%）の方が若干高くなっているものの、通知率の数値自体は他の調査対象国と比べて低くなっている。

図 D-2-1：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目



(2) 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

図 D-2-2：「最終的な審査結果」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願と通常出願に対する「拒絶査定」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 4 条：進歩性」に関する拒絶理由の通知率が一番

高い。次に通知率の高い拒絶理由としては、両出願ともに「法 3 条：新規性」となっている。

逆に、両出願ともに「法 34 条（7）等：技術水準の開示」及び「法 34 条（3）3：明確性」に関する拒絶理由の通知率は、「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅に下降している。

（3）最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」があり、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数について比べると、該当 PPH 出願に対する発出回数の平均値（1.13 回）の方が該当通常出願に対する発出回数の平均値（1.30 回）よりも回数が少なくなっており、PPH 申請によるオフィスアクションの軽減効果が認められる。

目 次

本報告書の概要	i
目次	
I. 調査研究の目的及び調査方法	1
第 1 調査研究の目的	1
第 2 調査対象（対象国及び対象出願）	2
第 3 調査項目	3
第 4 調査研究手法	4
II. 調査対象国の分析結果の比較	9
第 1 調査対象出願の比較	9
第 2 調査対象出願に発出された審査結果の分析結果の比較	10
第 3 調査対象出願に発出された拒絶理由の分析結果の比較	11
III. 調査対象国別の分析結果	19
A. 米国	
概要	19
第 1 調査対象	23
第 2 調査対象出願に発出された審査結果の分析	26
第 3 調査対象出願に発出された拒絶理由の分析	35
第 4 米国の調査結果のまとめ	87
B. 中国	
概要	89
第 1 調査対象	93
第 2 調査対象出願に発出された審査結果の分析	96
第 3 調査対象出願に発出された拒絶理由の分析	102
第 4 中国の調査結果のまとめ	152
C. 韓国	
概要	155
第 1 調査対象	159
第 2 調査対象出願に発出された審査結果の分析	161
第 3 調査対象出願に発出された拒絶理由の分析	169
第 4 韓国の調査結果のまとめ	216

D. ドイツ

概要.....	219
第1 調査対象	223
第2 調査対象出願に発出された審査結果の分析	226
第3 調査対象出願に発出された拒絶理由の分析	233
第4 ドイツの調査結果のまとめ	277
オブザーバー・事務局	279

I. 調査研究の目的及び調査方法

第 1 調査研究の目的

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、各国・地域での知的財産権確保が急務であり、こうした国々で予見性高く権利を取得し得るよう、日本国特許庁は特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway: PPH）の提唱等、国際的にも主導的な役割を担ってきた。ある庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、他庁において早期審査を受けることができる仕組みである PPH は、我が国の提唱により、2006 年に米国との間で初めて開始されて以降、参加国が拡大し、2020 年 2 月 1 日時点で 54 カ国・地域に拡大し（うち、日本国特許庁との実施庁は 44 庁）、先進国をはじめ近年には新興国も多く参加するようになつた。

また、日本国特許庁は PPH ポータルサイトのウェブサイトを運営し、各国から報告された PPH 申請案件の統計情報を掲載しているが、申請数以外に、特許査定率や PPH 申請から FA までの平均期間等といった、PPH の実効性を示す情報が十分に提供される国は多くない。加えて、通常の出願の場合における FA 期間も公開されていない場合もあるため、通常の出願と PPH 出願との比較をすることができず、各国毎の PPH の実効性を測定することが困難な状況となっている。

このような PPH の取組に対して、ユーザーからは両庁の審査結果が一致することが期待されている。しかしながら、必ずしも審査結果を共有する各庁の審査結果が揃う状況には至っていない。この状況について、ユーザーからは、特に米欧中における PPH について、第一庁よりも権利範囲が狭くなり、さらには PPH の効果が従来と比べ下がってきている等のコメントも見受けられる。このように、必ずしも審査協力の取組に基づく出願の審査結果に対して満足するものでないことが把握される一方で、審査結果が揃わない状況が各庁の審査におけるどのような判断に起因するものであるのかを網羅的に調査・分析を行った事例は過去存在しない。

そこで、本調査研究は、直近の調査対象期間（最大 5 年）に亘って PPH 案件の全件について、日本で特許可能と判断された案件であるにもかかわらずどのような観点から拒絶理由が通知されているかを調査するとともに、その経年変化とその背景についても可能な範囲で調査を行い、PPH 等の結果について、特にユーザーの満足できないと感じている点についての客観的な統計情報を算出することにより、今後の審査協力に関する取組を推進する際の基礎資料とすることを目的とする。

第2 調査対象（対象国及び対象出願）

日本国特許庁（JPO）と審査協力に関する取組を長年実施している庁であって、これら審査協力に関する取組に則って審査を行った出願を特定可能な以下の各庁を調査対象とした。

なお、本報告書全体を通して「年」とは年度ではなく暦年を意味する。

1 PPH 出願

2016年から2018年にかけて PPH 申請された、JPO を第一庁とし、以下の各庁を第二庁とする PPH 出願のうち、調査時点までに、各庁からオフィスアクションが発出された出願¹。

- ・ 米国（USPTO）：5,741 件（2019年10月31日時点）
- ・ 中国（CNIPA）：5,122 件（2019年11月30日時点）
- ・ 韓国（KIPO）：2,892 件（2019年10月15日時点）
- ・ ドイツ（DPMA）：1,801 件（2019年12月28日時点）

2 比較対象となる出願

上述の各庁の出願について、審査協力の取組に基づく出願の比較対象として、庁毎に2011年から2015年にかけて出願された下記の PPH 対象ではない出願から年間300件程度ランダムで抽出した出願（以下、「通常出願」という。）。

- ・ 米国（USPTO）：1,500 件（300件／年）

2011年から2015年において USPTO に出願された案件のうち、日本出願を優先権主張の基礎として優先権主張が行われた案件から抽出した出願であって、2019年9月30日時点までに USPTO において最終処分済みとなっていた出願からランダムに抽出した出願。

- ・ 中国（CNIPA）：1,500 件（300件／年）

2011年から2015年において CNIPA に出願された案件のうち、日本出願を優先権主張の基礎として優先権主張が行われた案件から抽出した出願であって、2019年9月30日時点までに CNIPA からオフィスアクションが発出された出願からランダムに抽出した出願。

- ・ 韓国（KIPO）：1,503 件（300件／年）

2011年から2015年において KIPO に出願された案件のうち、日本出願を優

¹ 各庁から何らかのオフィスアクションが発出されていた対象出願であっても、調査時点においてワンポータルドシエ（米国、中国及び韓国）又は DPMA register（ドイツ）に当該情報が収録されておらず、情報が入手できなかった対象出願については今回の調査から除外している。

先権主張の基礎として優先権主張が行われた案件から抽出した出願であって、2019年9月30日時点までにKIPOにおいて最終処分済みとなっていた出願からランダムに抽出された出願。

・ドイツ (DPMA) : 1,500 件 (300 件/年)

2011年から2015年においてDPMAに出願された案件のうち、日本出願を優先権主張の基礎として優先権主張が行われた案件から抽出した出願であって、調査時点(2019年12月28日)においてDPMAから何らかのオフィスアクションが発出されていた出願からランダムに抽出された出願。

第3 調査項目

下記の項目について対象出願全体及びIPCセクション毎に集計して分析を行い、その分析結果についてPPH出願と通常出願の比較を行った。

1 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

対象出願に対して発出された「最初の審査結果」について、特許査定となったもの・特許査定とならなかったものに分類した上で、特許査定とならなかったもの(拒絶理由が通知されたもの)について、如何なる拒絶理由(新規性欠如、進歩性欠如、明確性違反等、当該国における拒絶理由を定めた条文毎に集計)が通知されているかの割合、及び発出年毎の割合の推移を分析した。

2 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

対象出願に対して発出された「最後の審査結果」について、特許査定となったもの・特許査定とならなかったものに分類した上で、特許査定とならなかったもの(拒絶査定となったもの)について、如何なる拒絶理由(新規性欠如、進歩性欠如、明確性違反等)に基づいて拒絶されているかの割合、及び発出年毎の割合の推移を分析した。

3 最終的な審査結果を得るまでの経過についての分析

PPH出願及び通常出願の特許を認める最終的な審査結果(「特許査定」)を得るまでに何回の応答を必要としたかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」から「特許査定」を得るまでに発出された拒絶理由通知の発出回数(「最初の拒絶理由通知」も含む)を分析した。

また、如何なる拒絶理由を通知された場合に当該拒絶理由を覆すことが困難であるのかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由別に、当該対象出願が「特許査定」を得るまでに発出された拒絶理由通知の発出回数(「最初の拒絶理由通知」も含む)を分析した。

4 技術分野別の審査体制・判決の影響

IPC セクション別に上記 1～3 の分析を行った結果、特定のセクションにおいて、特定の拒絶理由が通知される割合が顕著であるケースが確認された場合、当該技術分野において、知財庁の運用変更又は判決の事例の有無を調査した。

第 4 調査研究手法

以下の手法により、公開情報調査を行った。

1 対象出願の審査経過・結果に関する公開情報調査

米国、中国及び韓国の対象出願については、J-PlatPat²からワンポータルドシエを利用し、上記調査項目に示す観点から、対象出願の経過情報及びオフィスアクションに関する情報を収集した。

また、ドイツについては、ワンポータルドシエに分析に必要な経過情報等が収録されていないため、DPMA が提供する DPMA register³から分析に必要な経過情報及びオフィスアクションに関する情報を収集した。

なお、対象出願については JPO から提供された案件情報に基づき特定した。

分析対象とした各庁が発出したオフィスアクション、その分類方法及び留意点については、下記のとおり。

(米国)

【分析対象のオフィスアクション】

- Notice of Allowance and Fees Due
- Non-Final Rejection
- Final Rejection

【分類方法】

- 「特許査定 (RCE 後除く)」: RCE せずに又は RCE 前に発出された「Notice of Allowance and Fees Due」
- 「即特許」: 最初の審査結果において「Notice of Allowance and Fees Due」が発出された場合
- 「最初の拒絶理由通知」: RCE 前の最も日付の古い「Non-Final Rejection」

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

³ <https://register.dpma.de/DPMAreister/pat/einsteiger>

- ・「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」：RCE 前の最も日付の新しい「Final Rejection」

（中国）

【分析対象のオフィスアクション】

- ・ Notification to Grant Patent Right for Invention
- ・ First Office Action
- ・ Nth Office Action

【分類方法】

- ・ 「特許査定」：「Notification to Grant Patent Right for Invention」
- ・ 「即特許」：最初の審査結果において「Notification to Grant Patent Right for Invention」が発出された場合
- ・ 「最初の拒絶理由通知」：「First Office Action」
- ・ 「拒絶査定直前の審査結果」：拒絶理由通知の発出日から 400 日以上アクションなく経過している「First Office Action」又は「Nth Office Action」

【留意点】

- ・ ワンポータルドシエには CNIPA の拒絶査定に関する情報が収録されていない⁴ため、後述の「III. B. 第 2 3 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析結果比較」では、最も日付の新しい「First Office Action」又は「Nth Office Action」の発出日から 2019 年 11 月 30 日時点で 400 日⁵以上アクションなく経過した案件であって、「Notification to Grant Patent Right for Invention」（「特許査定」）が発出されていない案件は拒絶査定が行われたとみなし（「拒絶査定（推定）」）、拒絶査定の直前に通知された「First Office Action」又は「Nth Office Action」（以下、まとめて「拒絶査定直前の審査結果」という。）の内容を分析した。

⁴ 中国国家知識産権局（CNIPA）が提供する「中国特許照会システム」（<http://cpquery.cnipa.gov.cn/>）においても、「拒絶査定」に関する情報は対象となる出願全件について収録されていなかった。

⁵ 最終的な審査結果（「拒絶査定（推定）」）を決めるための閾値である 400 日は、調査対象出願のうち「特許査定」となった全案件（PPH 出願：3,680 件／通常出願：1,046 件）の最も日付の新しい「拒絶理由通知」の発出日から「特許査定」となるまでの期間を算出した値に基づいて便宜的に決めたもの。

(韓国)

【分析対象のオフィスアクション】

- Written Decision on Registration
- Request for the Submission of an Opinion
- Notice of Final Rejection

【分類方法】

- 「特許査定」：「Written Decision on Registration」
- 「即特許」：最初の審査結果において「Written Decision on Registration」が発出された場合
- 「最初の拒絶理由通知」：最も日付の古い「Request for the Submission of an Opinion」
- 「拒絶査定」：「Notice of Final Rejection」
- 「2回目以降の拒絶理由通知」：「最初の拒絶理由通知」以降に発出された「Request for the Submission of an Opinion」

(ドイツ)

【分析対象のオフィスアクション】

- Erteilungsbeschluss gemäß Antrag
- Prüfungsbescheid
- Zurückweisungsbeschluss

【分類方法】

- 「特許査定」：「Erteilungsbeschluss gemäß Antrag」
- 「即特許」：最初の審査結果において「Erteilungsbeschluss gemäß Antrag」が発出された場合
- 「最初の拒絶理由通知」：最も日付の古い「Prüfungsbescheid」
- 「拒絶査定」：「Zurückweisungsbeschluss」
- 「2回目以降の拒絶理由通知」：「最初の拒絶理由通知」以降に発出された「Prüfungsbescheid」

【留意点】

- なお、書類閲覧 (file inspection) のできない案件の場合は、DPMA

Register に収録されている経過情報上の「Prüfungsbescheid」を「拒絶理由通知」、「Erteilungsbeschluss gemäß Antrag」を「特許査定」、「Zurückweisungsbeschluss」を「拒絶査定」として発出日等の情報を収集している。

2 技術分野別の審査体制・判決の影響に関する公開情報調査

上記 1 についての調査を行った後、「I. 第 3 4 技術分野別の審査体制・判決の影響」の観点から、書籍、論文、調査報告書、各庁発行の年次報告書、各庁の提供するデータベース、その他政府文書及びインターネット情報を利用して調査を行った。

II. 調査対象国の分析結果の比較

本章では、「I. 調査研究の概要及び調査方法」で行った米国、中国、韓国及びドイツの調査対象出願に関する分析結果について比較する。

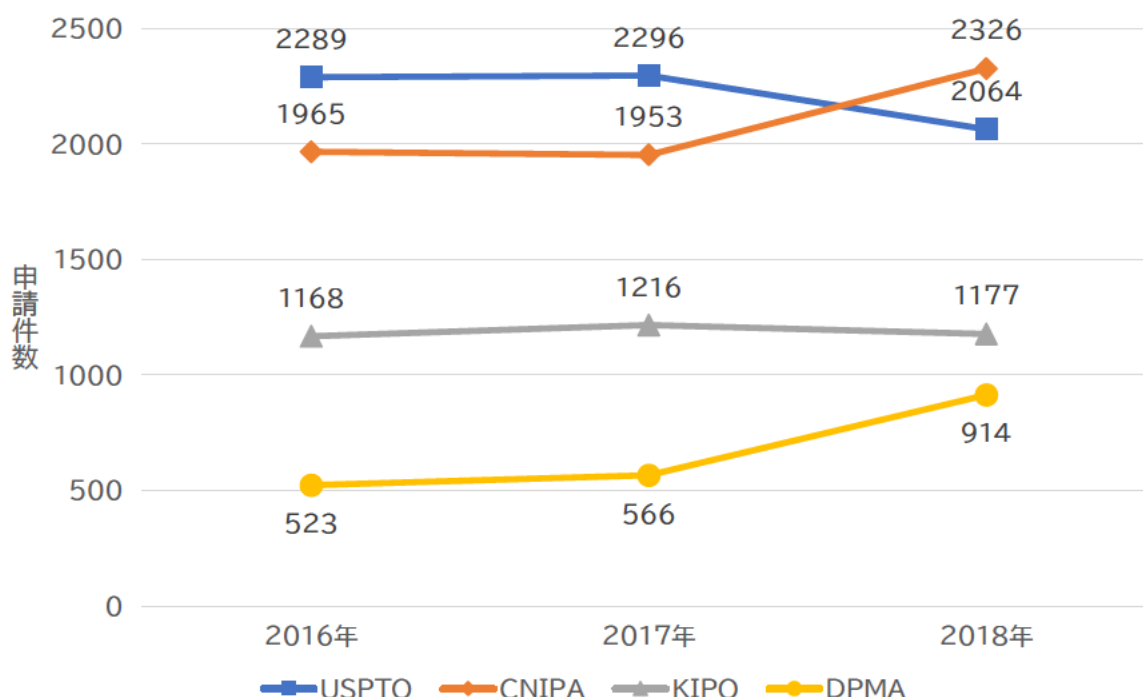
なお、本章における下記の数値については、あくまでも本調査実施の際に入手したデータを元に計算されていることに、十分ご留意いただきたい。

第1 調査対象出願の比較

PPH 申請件数の推移

調査対象国である米国（USPTO）、中国（CNIPA）、韓国（KIPO）及びドイツ（DPMA）において 2016 年から 2018 年にかけて行われた JPO を第一庁とする PPH 申請件数の推移は図 1-1 のとおり¹。

図 1-1：米国、中国、韓国及びドイツにおける JPO を第一庁とする
PPH 申請件数の推移
(申請年：2016 年から 2018 年)



上記からわかるように、CNIPA 及び DPMA に対する PPH 申請件数については上昇している一方、USPTO に対する PPH 申請件数は減少している。KIPO

¹ PPH ポータルサイトより取得

(<https://www.ipa.go.jp/toppage/pph-portal-j/statistics.html>)【最終アクセス日：2020年2月28日】

については、申請件数に若干の波がある。

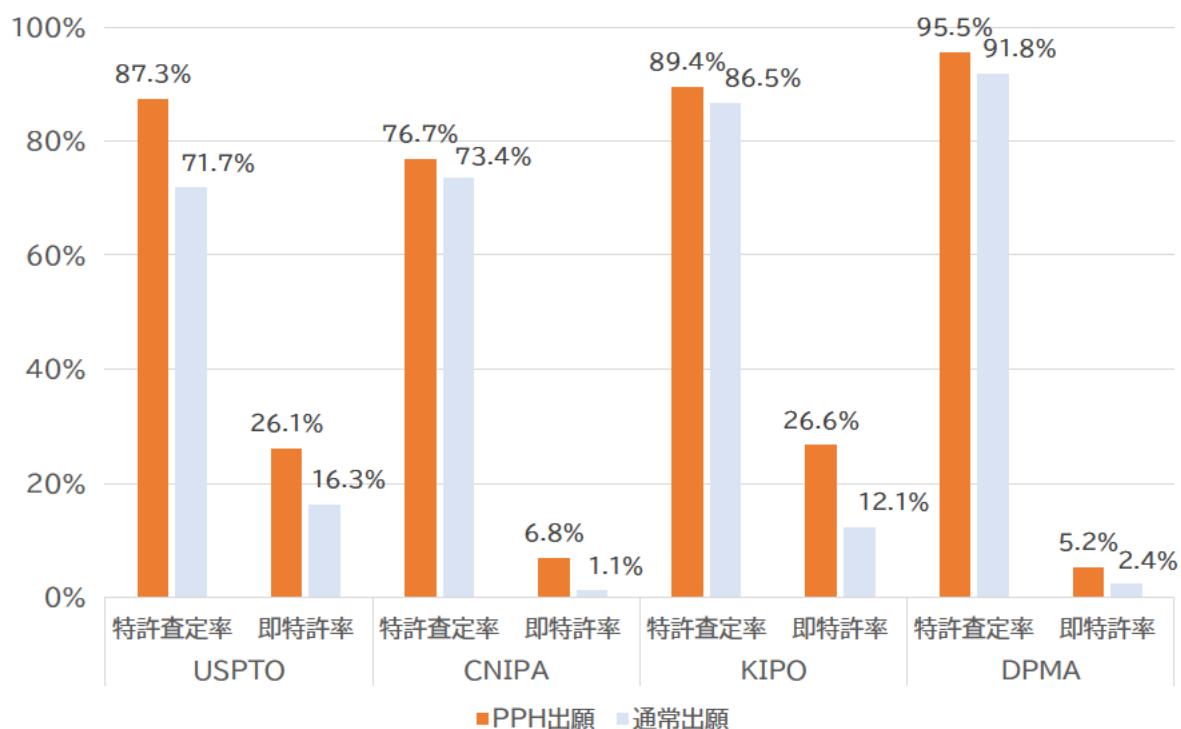
第2 調査対象出願に発出された審査結果の分析結果の比較

調査対象出願における特許査定率及び即特許率の比較

本調査における調査対象出願の特許査定率及び即特許率²に関して比較した結果を図1-2に示す。

なお、調査対象国毎の特許査定率の算出方法は注釈を参照³。

図1-2：調査対象出願における特許査定率及び即特許率の調査対象国毎の比較
(PPH出願及び通常出願)



	USPTO		CNIPA		KIPO		DPMA	
	PPH出願	通常出願	PPH出願	通常出願	PPH出願	通常出願	PPH出願	通常出願
特許査定率	87.3%	71.7%	76.7%	73.4%	89.4%	86.5%	95.5%	91.8%
即特許率	26.1%	16.3%	6.8%	1.1%	26.6%	12.1%	5.2%	2.4%

² 拒絶理由通知を受けずに特許査定となった場合を「即特許」としている。即特許率の算出式は、即特許件数／最初の審査結果が発出された件数である。

³ ※特許査定率の算出方法

- ・ USPTO：特許査定率：特許査定件数／（特許査定件数+放棄件数）
（RCE後の特許査定・放棄を除く）
- ・ CNIPA：特許査定率：特許査定件数／（特許査定件数+拒絶査定（推定）件数）
- ・ KIPO：特許査定率：特許査定件数／（特許査定件数+拒絶査定件数）
- ・ DPMA：特許査定率：特許査定件数／（特許査定件数+拒絶査定件数）

上記からわかるように、調査対象国毎の PPH 出願の特許査定率は通常出願の特許査定率に比べて総じて高くなっており、この点において PPH 申請の有効性を認めることができる。

また、即特許率に関しても、PPH 出願の即特許率の方が通常出願の即特許率よりも大幅に高くなっており、特に USPTO 及び KIPO においてはこの傾向が顕著であり、この点からも PPH 申請の有効性を認めることができる。

第 3 調査対象出願に発出された拒絶理由の分析結果の比較

1 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析結果比較

調査対象出願に関する最初のオフィスアクションにおいて如何なる拒絶理由が通知されているのか検証した。調査対象出願に発出された「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由を根拠条文別に分類、整理し、調査対象国毎の結果を拒絶理由毎に比較したものを図 2-1 に示す。⁴

「新規性」に関する拒絶理由の通知率は、各国ともに PPH 出願における通知率の方が通常出願の通知率よりも低くなっており、この点については、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

また、「進歩性」に関しても、PPH 出願における通知率は、通常出願の通知率よりも低くなっている。なお、CNIPA と KIPO の PPH 出願における通知率は、通常出願に比べて非常に低くなっている。

「明確性」に関する拒絶理由の通知率は、PPH 出願における通知率の方が通常出願における通知率に比べて高めになっており、この理由としては、PPH 申請の際の要件となっている、PPH 申請の対象となる出願のクレームを第一庁において特許可能と認められたクレームに対応させる要件（以下、「クレーム対応要件」という。）を満たすように補正をした結果、クレームの内容が不明確になっていることが考えられる。

⁴ 根拠条文別に分類、整理を行うにあたって、各調査対象国の法律の条文構成上、同一の条文が複数の拒絶理由の根拠となっている場合があるため、下記のように集計している。

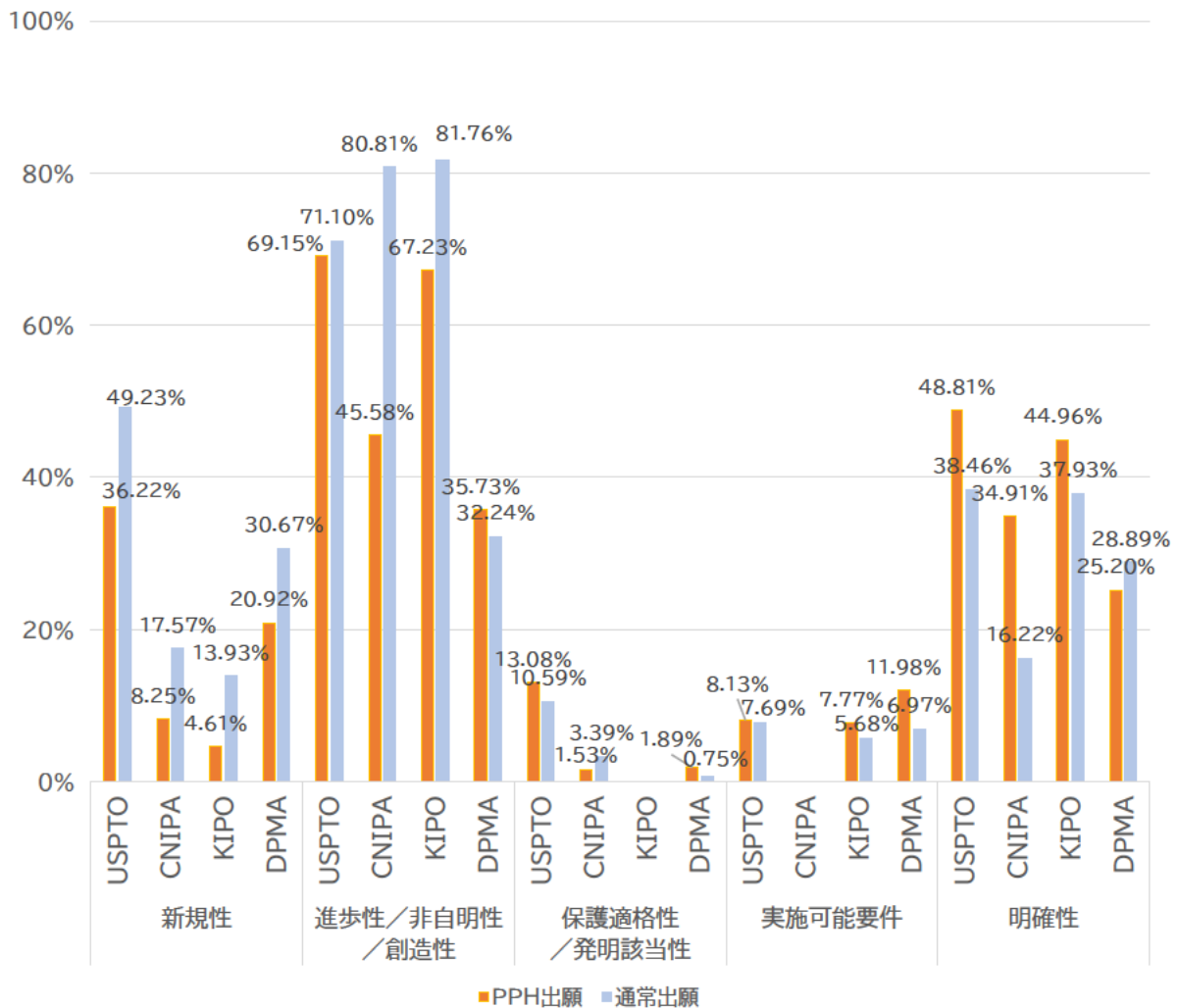
USPTO :

「実施可能要件」：米国特許法 112 条 (a)（実施可能要件、サポート要件、最良実施態様（ベストモード）要件）

CNIPA :

「明確性」：中国専利法 26 条 4 項（明確性・サポート要件）

図 2-1：「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由の通知率の比較



	新規性				進歩性／非自明性／創造性			
	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA
PPH出願	36.22%	8.25%	4.61%	20.92%	69.15%	45.58%	67.23%	35.73%
通常出願	49.23%	17.57%	13.93%	30.67%	71.10%	80.81%	81.76%	32.24%

	保護適格性				実施可能要件			
	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA
PPH出願	13.08%	1.53%	0.00%	1.89%	8.13%	0.00%	7.77%	11.98%
通常出願	10.59%	3.39%	0.00%	0.75%	7.69%	0.00%	5.68%	6.97%

	明確性			
	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA
PPH出願	48.81%	34.91%	44.96%	25.20%
通常出願	38.46%	16.22%	37.93%	28.89%

「保護適格性／発明該当性」に関する拒絶理由の通知率は、USPTO 以外では PPH 出願及び通常出願ともに非常に低い通知率となっている一方、USPTO においては PPH 出願（13.08%）及び通常出願（10.59%）ともに 10%以上となっており、特有な傾向を示している。特に、上記拒絶理由の通知率が高いのが、G セクションであり、この理由としては、米国最高裁判所が、2014 年の Alice 最高裁判決において示した「抽象的アイディア（abstract idea）」を含む特許の保

護適格性に関する判断枠組み（Two-part test）により、ソフトウェア関連発明に対して保護適格性が認められることが難しくなったことが挙げられる。

「実施可能要件」に関する拒絶理由の通知率は、CNIPAにおいて「実施可能要件」に関する拒絶理由を通知された案件はなかった。

上記以外で各調査対象国において通知率の高かった拒絶理由としては、CNIPAにおいては PPH 出願において「中国専利法実施細則 22 条：従属クレーム関連」による拒絶理由の通知率（24.93%）が高くなっている。また、KIPO においては、「韓国特許法 42 条 8：クレームの記載方法」に関する拒絶理由に通知率（PPH 出願：10.55%/通常出願：15.90%）が両出願ともに高くなっている。

両国においてクレームの記載方法に関する拒絶理由の通知率が高い理由としては、マルチマルチクレームに関する各国の運用が異なるため、それを許容していない国においては、クレーム記載方法に関する拒絶理由が通知されていると推測される。

DPMA においては、両出願ともに「ドイツ特許法 34 条（7）等：技術水準の開示」の通知率（PPH 出願：42.70%/通常出願：46.72%）が一番高くなっている。また、「ドイツ特許法 38 条：補正違反」の通知率は、PPH 出願（5.45%）が通常出願（0.82%）に比べて高くなっており、その理由として、クレーム対応要件を満たすように補正をした結果、クレームの対象範囲を拡大するような補正になった可能性などが考えられる。

2 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析結果比較

調査対象出願に関する特許査定とならなかった「最終的な審査結果」⁵において如何なる拒絶理由が通知されているのか検証した。調査対象出願に発出された「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由を根拠条文別に分類、整理し、調査対象国毎の結果を、拒絶理由毎に比較したものを図 2-2 に示す。⁶

⁵ USPTO：RCE 前の最も日付の新しい「Final Rejection」を当該調査の対象として分析を行った。

CNIPA：拒絶査定に関する情報がワンポータルドシエには収録されていなかったため、最も日付の新しい「First Office Action」又は「Nth Office Action」の発出日から 2019 年 11 月 30 日時点で 400 日以上経過した案件であって、最後の審査結果として「Notification to Grant Patent Right for Invention」（「特許査定」）が発出されていない案件における最も日付の新しい「First Office Action」又は「Nth Office Action」を「拒絶査定直前の審査結果」として、当該調査の対象として分析を行った。

KIPO：「Notice of Final Rejection」を当該調査の対象とした。

DPMA：「Zurückweisungsbeschluss」を当該調査の対象とした。

⁶ 根拠条文別に分類、整理を行うにあたって、各調査対象国の法律の条文構成上、同一の条文が複数の拒絶理由の根拠となっている場合があるため、下記のように集計している。

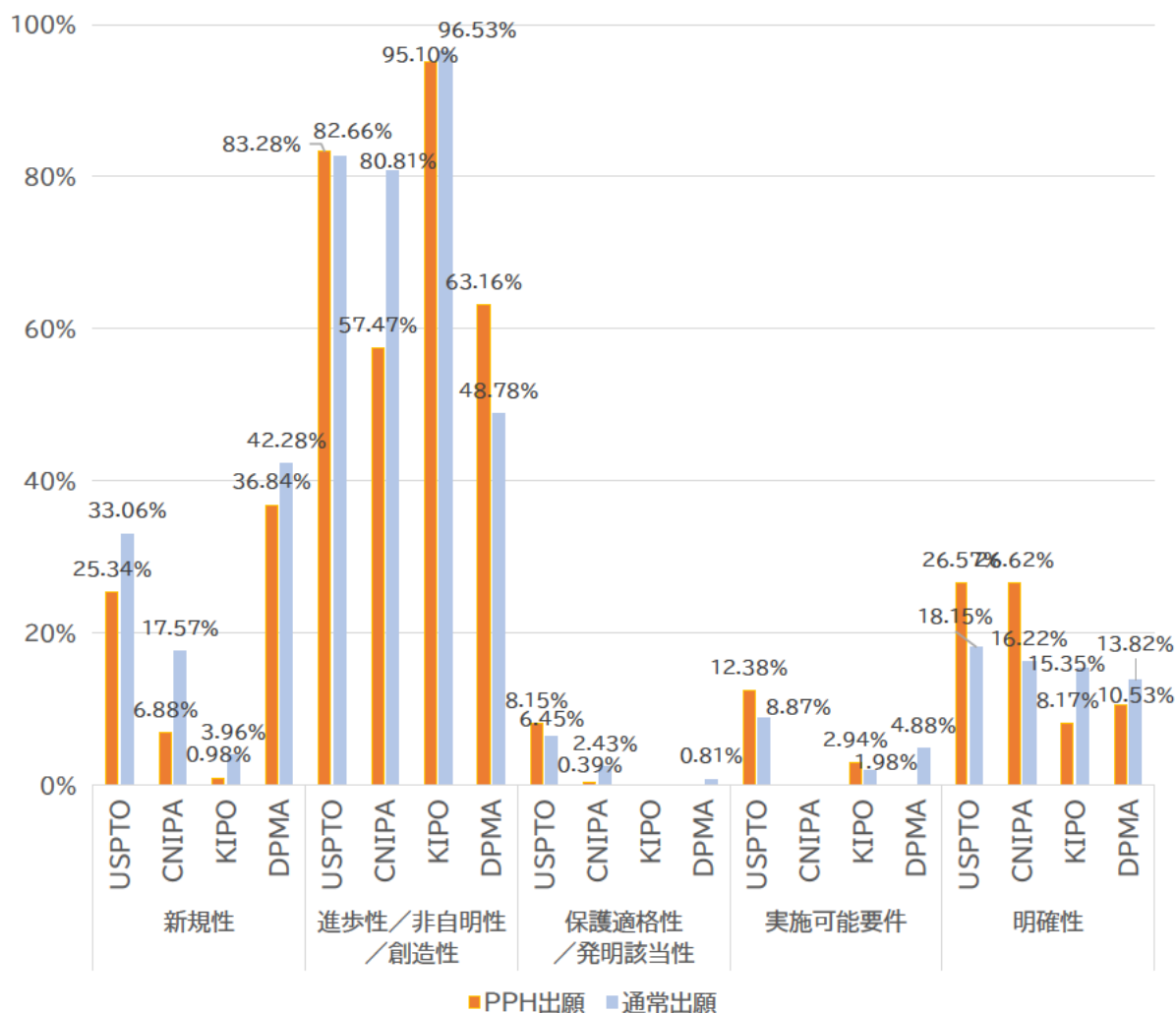
USPTO：

「実施可能要件」→米国特許法 112 条（a）：実施可能要件、サポート要件、最良実施態様（ベストモード）要件

CNIPA：

「明確性」→中国専利法 26 条 4 項：明確性・サポート要件

図 2-2：特許査定にならなかった「最終的な審査結果」に含まれる
主な拒絶理由の通知率の比較



	新規性				進歩性／非自明性／創造性			
	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA
PPH出願	25.34%	6.88%	0.98%	36.84%	83.28%	57.47%	95.10%	63.16%
通常出願	33.06%	17.57%	3.96%	42.28%	82.66%	80.81%	96.53%	48.78%

	保護適格性				実施可能要件			
	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA
PPH出願	8.15%	0.39%	0.00%	0.00%	12.38%	0.00%	2.94%	0.00%
通常出願	6.45%	2.43%	0.00%	0.81%	8.87%	0.00%	1.98%	4.88%

	明確性			
	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA
PPH出願	26.57%	26.62%	8.17%	10.53%
通常出願	18.15%	16.22%	15.35%	13.82%

図 2-2 の「保護適格性／発明該当性」については、図 2-1 の「最初の拒絶理由通知」と同様に、USPTO の PPH 出願及び通常出願における通知率が他国に比べて高めにしている。この理由としては、「最初の拒絶理由通知」と同様に G セクションにおいて当該拒絶理由の通知率が高くなっており、2014 年の Alice 最高裁判決が影響していると考えられる。

「新規性」については、全調査対象国においても PPH 出願における通知率の方が通常出願よりも低くなっており、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。特に、KIPO における当該拒絶理由の通知率は非常に低くなっている。

「進歩性／非自明性／創造性」は、全調査対象国における特許査定とならなかった「最終的な審査結果」において最も通知率の高い拒絶理由となっており、これは PPH 出願及び通常出願の間に差異はない。CNIPA においては、PPH 出願における当該拒絶理由の通知率が通常出願よりも低くなっている一方、DPMA においては PPH 出願の通知率の方が通常出願よりも高くなっており、国により傾向の差異が認められる。なお、USPTO 及び KIPO については、PPH 出願及び通常出願における通知率はほぼ同じ通知率になっているが、その通知率は 80%以上と比較的高く、KIPO においては両出願ともに 95%以上となっている。

「実施可能要件」については、USPTO における PPH 出願及び通常出願において他の調査対象国よりも通知率が高くなっている。なお、CNIPA においては、当該拒絶理由を含む案件はなかった。

「明確性」に関しては、USPTO 及び CNIPA が PPH 出願における通知率が通常出願よりも高くなっている一方で、KIPO 及び DPMA においては PPH 出願における通知率が通常出願よりも低くなっており、国により傾向の差異が認められる。

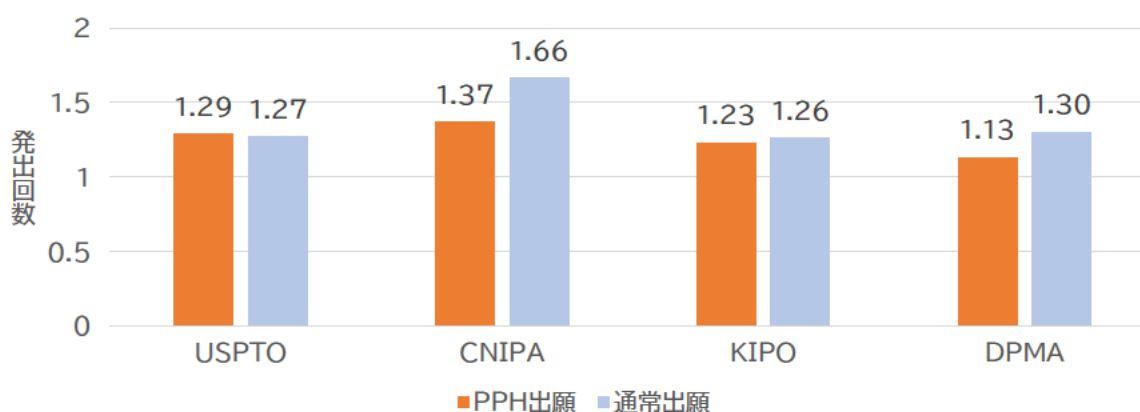
3 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数に関する分析結果比較

PPH 出願及び通常出願において特許査定を得るまでに何回の応答を必要としたかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」から「特許査定」を得るまでに何回（「最初の拒絶理由通知」も含む）の拒絶理由通知が発出されているか、さらに、如何なる拒絶理由を通知された場合に当該拒絶理由を覆すことが困難であるのかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由別に、当該対象出願が「特許査定」を得るまでに何回の拒絶理由通知が発出されているかを集計した結果について比較したものを図 2-3 に示す。

特許査定を得るまでに発出される拒絶理由通知の回数が多いのが、CNIPA における通常出願の場合（1.66 回）となっている。CNIPA に対する PPH 出願（1.37 回）についても他の調査対象国と比較して高めとなっているが、通常出願の場合に比べると少なくなっており、PPH 申請によるオフィスアクションの軽減効果が認められる。

同様に、DPMA においても通常出願（1.30 回）に比べて、PPH 出願（1.13 回）において特許査定を得るまでに発出される拒絶理由通知の回数は少なくなっており、PPH 申請によるオフィスアクションの軽減効果が認められる。

図 2-3 : 特許査定を得るまでのオフィスアクションの回数の比較



	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA
PPH出願	1.29	1.37	1.23	1.13
通常出願	1.27	1.66	1.26	1.30

また、「最初の拒絶理由通知」において通知された主な拒絶理由のうち、特許査定を得るまでに発出される拒絶理由通知の回数が多い拒絶理由について、各調査対象国の特徴は下記のとおり。⁷

USPTO : PPH 出願及び通常出願ともに「実施可能要件」

CNIPA : PPH 出願及び通常出願ともに「新規性」

KIPO : PPH 出願及び通常出願ともに「新規性」

(PPH 出願に関しては「進歩性」も同回数)

DPMA : PPH 出願の場合「進歩性」、通常出願の場合「保護適格性」

	新規性				進歩性／			
	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA
PPH出願	1.32	1.73	1.29	1.31	1.35	1.62	1.29	1.32
通常出願	1.26	1.96	1.32	1.43	1.31	1.83	1.27	1.47

	保護適格性				実施可能要件			
	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA
PPH出願	1.29	1.50	-	1.20	1.37	-	1.20	1.15
通常出願	1.25	1.79	-	1.56	1.38	-	1.23	1.33

	明確性			
	USPTO	CNIPA	KIPO	DPMA
PPH出願	1.28	1.26	1.17	1.15
通常出願	1.26	1.41	1.26	1.36

CNIPA 及び KIPO において「新規性」が「最初の拒絶理由通知」に含まれている場合、特許査定を得るまでに発出される拒絶理由通知の回数が最多となる

⁷ KIPO において最初に「保護適格性」の拒絶理由が通知された案件及び CNIPA において最初に「実施可能要件」の拒絶理由が通知された案件が存在しなかったため、該当箇所を「-」で示している。

ているが、USPTO 及び DPMA においても全体平均の通知回数よりも多くなっており、「新規性」が「最初の拒絶理由通知」に含まれている場合は、拒絶理由通知の発出回数が多くなる傾向になると推測される。

III. 調査対象国別の分析結果

A. 米国

概要

1 PPH の効果

PPH 出願及び通常出願の特許査定率（RCE 後除く¹）について比較すると、PPH 出願（87.3%）の方が通常出願（71.7%）よりも約 16%高くなっており、この数値からも PPH 申請の有効性が極めて高いことがわかる。

また、即特許率についても、PPH 出願（26.1%）が通常出願（16.3%）よりも約 10%高くなっており、PPH 申請の有効性が極めて高いことがわかる。

表 A-1：調査対象出願の特許査定率及び即特許率の比較

（特許査定発出年 2012 年から 2019 年、2019 年は調査時点での暫定値）

発出年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	左記期間合計
PPH出願特許査定件数	-	-	-	-	330	1248	1304	861	3743
PPH出願即特許件数	-	-	-	-	225	532	500	239	1496
PPH出願特許査定率	-	-	-	-	98.8%	92.7%	85.0%	80.3%	87.3%
PPH出願即特許率	-	-	-	-	24.4%	25.7%	26.3%	28.1%	26.1%
通常出願特許査定件数	26	131	203	187	177	118	29	5	876
通常出願即特許件数	14	62	47	54	46	18	3	0	244
通常出願特許査定率	89.7%	90.3%	80.6%	75.4%	67.3%	63.1%	38.2%	23.8%	71.7%
通常出願即特許率	19.2%	20.8%	15.6%	15.3%	15.8%	11.5%	15.0%	-	16.3%

2 拒絶理由分析

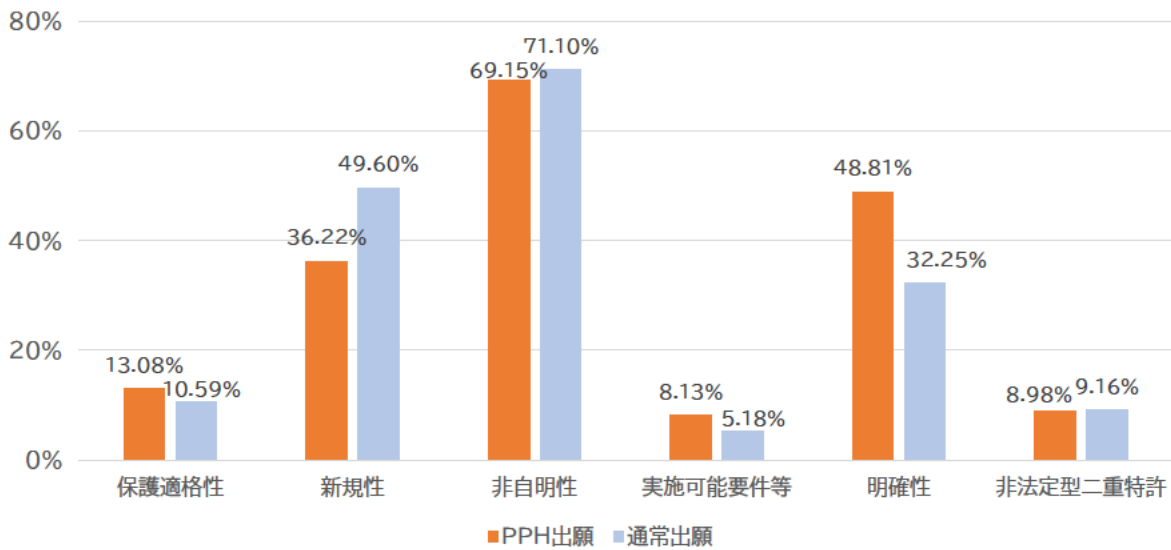
(1) 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願の場合は、通常出願と比較してクレームに関する「112 条（b）：明確性」の通知率が高くなっており、この理由としては、PPH 申請の要件であるクレーム対応要件を満たすように補正をした結果、クレームの内容が不明確になっていることが考えられる。

一方、PPH 出願の方が通常出願に比べて、「102 条：新規性」の通知率が低くなっており、この理由としては、米国においてはじめて審査される通常出願と比べ、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

¹ 本調査の対象出願には、米国特有の制度である「Request for Continued Examination (RCE)」を行っていた出願も含まれていたが、本調査では RCE 前に発出されたオフィスアクションを分析対象とした。

図 A-2-1：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 103 条： 非自明性	69.15%
2. 112 条 (b)： 明確性	48.81%
3. 102 条： 新規性	36.22%
4. 101 条： 保護適格性	13.08%
5. 非法定型二重特許	8.98%

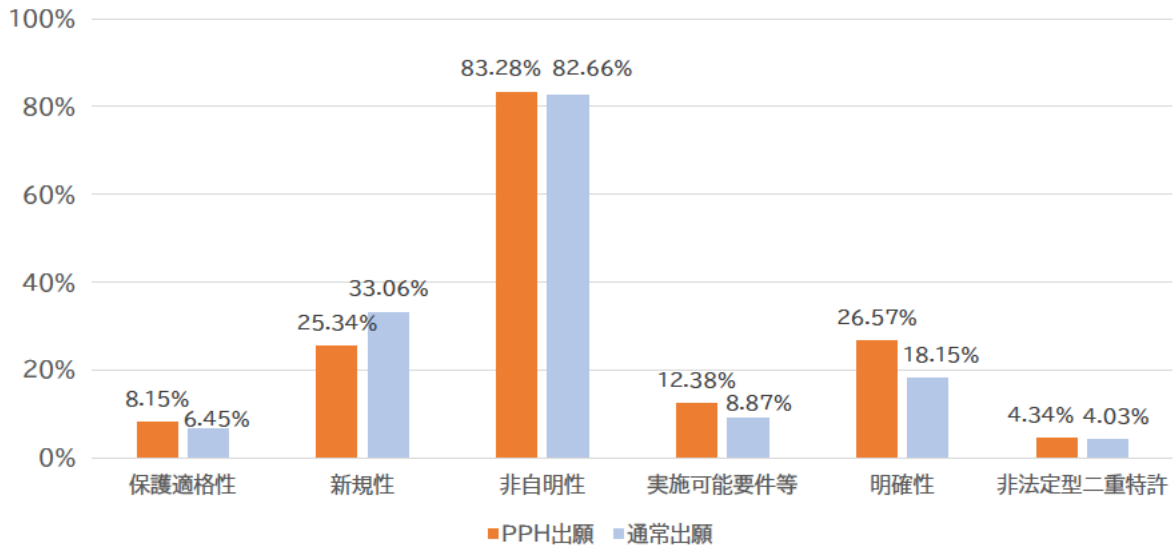
通常出願	
1. 103 条： 非自明性	71.10%
2. 102 条： 新規性	49.60%
3. 112 条 (b)： 明確性	32.25%
4. 101 条： 保護適格性	10.59%
5. 非法定型二重特許	9.16%

米国特有の傾向として、PPH 出願及び通常出願ともに他国に比べて保護適格性に関する拒絶理由（101 条）の通知率（特に G セクション）が高い。その理由として、米国最高裁判所が、2014 年の Alice 最高裁判決において示した「抽象的アイディア（abstract idea）」を含む特許の保護適格性に関する判断枠組み（Two-part test）により、ソフトウェア関連発明に対して保護適格性が認められることが難しくなったことが挙げられる。

(2) 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願及び通常出願に発出された「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」に含まれる拒絶理由の割合を比較すると、「103 条：非自明性」に関する拒絶理由を通知されていた案件が PPH 出願（83.28%）及び通常出願（82.66%）ともに 80% 以上であった。

図 A-2-2：「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」において
通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 103 条： 非自明性	83.28% (69.15%)
2. 112 条 (b)： 明確性	26.57% (48.81%)
3. 102 条： 新規性	25.34% (36.22%)
4. 112 条 (a)： 実施可能要件等	12.38% (8.13%)
5. 101 条： 保護適格性	8.15% (13.08%)

通常出願	
1. 103 条： 非自明性	82.66% (71.10%)
2. 102 条： 新規性	33.06% (49.60%)
3. 112 条 (b)： 明確性	18.15% (32.25%)
4. 112 条 (a)： 実施可能要件等	8.87% (8.13%)
5. 101 条： 保護適格性	6.45% (10.59%)

※ () 内は、「最初の拒絶理由通知」における通知率

「103 条：非自明性」に次いで多い拒絶理由として「112 条 (b)：明確性」と「102 条：新規性」が挙げられるが、PPH 出願の場合は「112 条 (b)：明確性」と「102 条：新規性」について通知された対象案件の割合はほぼ同程度になっている（それぞれ 26.57%、25.34%）一方で、通常案件の場合は「102 条：新規性」について通知された割合（33.06%）が「112 条 (b)：明確性」について通知された割合（18.15%）よりも約 15%も高くなっている点で両出願の差異が認められる。

(3) 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」が発出され、その後「特許査定（RCE 後除く）」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の回数、さらに「最初の拒絶理由通知」において通知された拒絶理由別に、その後の拒絶理由通知の発出回数を集計して分析したところ、PPH 出願及び通常

出願ともに「最初の拒絶理由通知」において「112条(a)：実施可能要件等」が通知された案件に対する平均発出回数が多くなっていた。それ以外も、PPH出願及び通常出願ともに「103条：非自明性」、「102条：新規性」、「112条(b)：明確性」（通常出願は、「102条：新規性」と「112条(b)：明確性」の平均回数が同数）の順に高くなっており、PPH出願及び通常出願において大きな差異は見られなかった。

第1 調査対象

1 調査対象出願

PPH 出願：5,741 件

日本国特許庁（JPO）を第一庁とし、米国特許商標庁（USPTO）を第二庁とする 2016 年から 2018 年に PPH 申請された出願（5,794 件）のうち調査時点（2019 年 10 月 31 日）までに USPTO からオフィスアクションが発出された出願を対象とした。

通常出願：1,500 件（300 件／年）

2011 年から 2015 年において USPTO に出願された案件のうち、日本出願を優先権主張の基礎として優先権主張が行われた案件から抽出した出願であって、2019 年 9 月 30 日時点までに USPTO において最終処分済みとなっていた出願からランダムに抽出した案件を対象とした。

本報告書全体を通して、2019 年のデータについては調査時点での暫定値である。

調査対象となった出願の IPC セクション別の分布を表 A-1-1 に示す。

表 A-1-1：調査対象出願の IPC セクション別件数・割合
(PPH 出願)

PPH申請年/ セクション		A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)
2016年	件数	411	378	146	13	22	122	485	488	2065
	割合	19.90%	18.31%	7.07%	0.63%	1.07%	5.91%	23.49%	23.63%	
2017年	件数	329	450	177	8	16	161	482	471	2094
	割合	15.71%	21.49%	8.45%	0.38%	0.76%	7.69%	23.02%	22.49%	
2018年	件数	128	432	110	5	9	145	386	367	1582
	割合	8.09%	27.31%	6.95%	0.32%	0.57%	9.17%	24.40%	23.20%	
合計	件数	868	1260	433	26	47	428	1353	1326	5741
	割合	15.12%	21.95%	7.54%	0.45%	0.82%	7.46%	23.57%	23.10%	

(通常出願)

出願年/ セクション		A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)
2011年	件数	16	40	22	0	1	8	110	103	300
	割合	5.33%	13.33%	7.33%	0.00%	0.33%	2.67%	36.67%	34.33%	
2012年	件数	11	50	19	2	1	20	105	92	300
	割合	3.67%	16.67%	6.33%	0.67%	0.33%	6.67%	35.00%	30.67%	
2013年	件数	20	44	21	0	2	20	96	97	300
	割合	6.67%	14.67%	7.00%	0.00%	0.67%	6.67%	32.00%	32.33%	
2014年	件数	15	50	19	2	1	23	92	98	300
	割合	5.00%	16.67%	6.33%	0.67%	0.33%	7.67%	30.67%	32.67%	
2015年	件数	11	52	22	0	1	19	95	100	300
	割合	3.67%	17.33%	7.33%	0.00%	0.33%	6.33%	31.67%	33.33%	
合計	件数	73	236	103	4	6	90	498	490	1500
	割合	4.87%	15.73%	6.87%	0.27%	0.40%	6.00%	33.20%	32.67%	

2 分析対象とした米国特許商標庁（USPTO）が発出したオフィスアクション
今回の調査においては、ワンポータルドシエに収録されている USPTO から
発出された下記のオフィスアクションを分析対象とした。

【分析対象のオフィスアクション】

- ・ Notice of Allowance and Fees Due
- ・ Non-Final Rejection
- ・ Final Rejection

今回の調査では、分析対象のオフィスアクションを下記のように分類、整理
した。

- ・ 「特許査定（RCE 後除く）」：RCE せずに又は RCE 前に発出された「Notice of Allowance and Fees Due」
- ・ 「即特許」：最初の審査結果において「Notice of Allowance and Fees Due」が発出された場合
- ・ 「最初の拒絶理由通知」：RCE 前の最も日付の古い「Non-Final Rejection」
- ・ 「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」：RCE 前の最も日付の新しい「Final Rejection」

【留意点】

- ・ 本調査の対象出願には、米国特有の制度である「Request for Continued Examination (RCE) ²」を行っていた出願も含まれているところ、本調査では RCE 前に発出された上記のオフィスアクションを分析対象とした。
- ・ 後述する「III. A. 第 3 2 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析」では、最も古い日付の「Non-Final Rejection」（以下、「最初の拒絶理由通知」という。）を最初の審査結果として分類した。
- ・ USPTO における最終処分は「Notice of Allowance」及び「Abandonment（放棄）」であり、日本国特許庁の「拒絶査定」に相当するものがない。そのため、後述する「III. A. 第 3 3 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析」

² Request for Continued Examination (RCE、継続審査請求)とは、出願手続きが終了した場合に、所定の条件に基づき当該出願手続きの継続を請求するものである。出願手続きの終了した場合として該当するのは、当該出願について審判請求が行われている場合、又は USPTO のから最後のオフィスアクションが「Final Rejection」、「Notice of Allowance」又はそれ以外に出願手続を終了させる指令がある場合である。(米国特許規則 1.114 参照)

では、RCE 前に発出された最も日付の新しい「Final Rejection」（以下、「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」という。）を、最後の審査結果として分類した。ただし、「Final Rejection」の発出後に RCE せずに「特許査定」となった案件については、「最終的な審査結果」を「特許査定」として分類した。

第2 調査対象出願に発出された審査結果の分析

調査対象とした PPH 出願及び通常出願に対する USPTO からのオフィスアクションの発出状況、「最初の拒絶理由通知」が発出された件数、「特許査定（RCE 後除く）」、「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」が通知された件数やその割合を以下に示す。

また、参考までに、最初の審査結果が発出されている出願のうち、「即特許」の割合（「即特許率」）についても併せて記載している。

なお、USPTO が PPH ポータルサイト³で公表している「特許査定率」は、最終処分（「Allowance」及び「Abandonment」）案件のうち、RCE 後に「特許査定」となったものなどを含む、最終的な「Allowance」の割合である。ただし、後述する「特許査定率（RCE 後除く）」は、RCE 前に「Allowance」となった案件数の割合であるため、PPH ポータルサイトの公表データとは異なる。なお、本章における下記の数値については、本調査実施の際に入手したデータを元に計算されている。

PPH 出願及び通常出願に対して発出された「最初の拒絶理由通知」の発出年別／IPC セクション別の分布を表 A-2-1 に示す。

³ <https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/statistics.html>

表 A-2-1：「最初の拒絶理由通知」が発出された調査対象出願の件数・割合
(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年/セクション		A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)
2016年	件数	126	133	55	4	14	42	160	163	697
	割合	18.08%	19.08%	7.89%	0.57%	2.01%	6.03%	22.96%	23.39%	
2017年	件数	318	287	139	8	11	81	370	322	1536
	割合	20.70%	18.68%	9.05%	0.52%	0.72%	5.27%	24.09%	20.96%	
2018年	件数	242	330	114	7	7	113	311	275	1399
	割合	17.30%	23.59%	8.15%	0.50%	0.50%	8.08%	22.23%	19.66%	
2019年	件数	67	167	57	2	5	51	135	127	611
	割合	10.97%	27.33%	9.33%	0.33%	0.82%	8.35%	22.09%	20.79%	
合計	件数	753	917	365	21	37	287	976	887	4243
	割合	17.75%	21.61%	8.60%	0.49%	0.87%	6.76%	23.00%	20.91%	

(通常出願)

発出年/セクション		A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)
2011年	件数	0	2	0	0	0	0	3	2	7
	割合	0.00%	28.57%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	42.86%	28.57%	
2012年	件数	10	40	17	1	0	6	84	78	59
	割合	8.47%	13.56%	13.56%	0.00%	1.69%	1.69%	28.81%	32.20%	
2013年	件数	10	40	17	1	0	6	84	78	236
	割合	4.24%	16.95%	7.20%	0.42%	0.00%	2.54%	35.59%	33.05%	
2014年	件数	12	39	17	0	1	14	100	71	254
	割合	4.72%	15.35%	6.69%	0.00%	0.39%	5.51%	39.37%	27.95%	
2015年	件数	14	43	21	1	2	18	102	98	299
	割合	4.68%	14.38%	7.02%	0.33%	0.67%	6.02%	34.11%	32.78%	
2016年	件数	16	33	23	2	0	19	66	86	245
	割合	6.53%	13.47%	9.39%	0.82%	0.00%	7.76%	26.94%	35.10%	
2017年	件数	8	27	10	0	1	14	48	31	139
	割合	5.76%	19.42%	7.19%	0.00%	0.72%	10.07%	34.53%	22.30%	
2018年	件数	0	5	1	0	0	1	4	6	17
	割合	0.00%	29.41%	5.88%	0.00%	0.00%	5.88%	23.53%	35.29%	
合計	件数	65	197	97	4	5	73	424	391	1256
	割合	5.18%	15.68%	7.72%	0.32%	0.40%	5.81%	33.76%	31.13%	

さらに、最終的な審査結果として「特許査定（RCE 後除く）」又は「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」が発出された案件の発出年別/IPC セクション別の分布、及び、その内訳を表 A-2-2 に示す。

(1) 全セクション

表 A-2-2：調査対象出願の審査結果【全セクション】
(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

最終的な 審査結果 発出年	最初の審査結果 通知件数 (A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	922	330	225	114	4	334	98.8%	24.4%
2017年	2068	1248	532	556	98	1346	92.7%	25.7%
2018年	1900	1304	500	605	231	1535	85.0%	26.3%
2019年	851	861	239	430	211	1072	80.3%	28.1%
合計	5741	3743	1496	1705	544	4287	87.3%	26.1%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数(A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	7	0	0	0	0	0	-	0.0%
2012年	73	26	14	7	3	29	89.7%	19.2%
2013年	298	131	62	48	14	145	90.3%	20.8%
2014年	301	203	47	99	49	252	80.6%	15.6%
2015年	353	187	54	122	61	248	75.4%	15.3%
2016年	291	177	46	110	86	263	67.3%	15.8%
2017年	157	118	18	86	69	187	63.1%	11.5%
2018年	20	29	3	20	47	76	38.2%	15.0%
2019年	0	5	0	4	16	21	23.8%	-
合計	1500	876	244	496	345	1221	71.7%	16.3%

PPH 出願及び通常出願の特許査定率（RCE 後除く⁴）について比較すると、PPH 出願（87.3%）の方が通常出願（71.7%）よりも約 16%高くなっており、この数値からも PPH 申請の有効性が極めて高いことがわかる。

また、即特許率についても、PPH 出願（26.1%）が通常出願（16.3%）よりも約 10%高くなっており、PPH 申請の有効性が極めて高いことがわかる。

なお、特許査定率が見かけ上減少傾向であるのは、特許査定に比べて最後の拒絶理由⁵の方が発出されるまで時間を要するケースが多いことに起因すると考えられる。また、母集団の出願年と案件数の関係上、通常出願における特許査定率は 2017 年以降顕著に減少している。

⁴ 本調査の対象出願には、米国特有の制度である「Request for Continued Examination (RCE)」を行っていた出願も含まれていたが、本調査では RCE 前に発出されたオフィスアクションを分析対象とした。

⁵ USPTO における最終処分は「Notice of Allowance」及び「Abandonment (放棄)」のいずれかであり、日本国特許庁の「拒絶査定」に相当するものがないため、「Notice of Allowance」及び「Final Rejection」の通知件数を基に特許査定率を算出した。（詳細は「III. A. 第 1 2 分析対象とした米国特許商標庁 (USPTO) が発出したオフィスアクション」を参照)

(2) IPC セクション別

表 A-2-2A：調査対象出願の審査結果【A セクション】

(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数 (A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	150	38	24	19	1	39	97.4%	16.0%
2017年	365	166	46	142	35	201	82.6%	12.6%
2018年	276	178	34	120	80	258	69.0%	12.3%
2019年	77	85	10	72	66	151	56.3%	13.0%
合計	868	467	114	353	182	649	72.0%	13.1%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数(A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	0	0	0	0	0	0	-	-
2012年	7	3	2	1	0	3	100.0%	28.6%
2013年	10	3	0	4	1	4	75.0%	0.0%
2014年	15	5	3	6	3	8	62.5%	20.0%
2015年	16	10	2	3	3	13	76.9%	12.5%
2016年	17	5	1	9	11	16	31.3%	5.9%
2017年	8	6	0	5	3	9	66.7%	0.0%
2018年	0	1	0	1	3	4	25.0%	-
2019年	0	0	0	1	1	1	0.0%	-
合計	73	33	8	30	25	58	56.9%	11.0%

表 A-2-2B：調査対象出願の審査結果【B セクション】

(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数 (A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	179	69	45	19	0	69	100.0%	25.1%
2017年	400	275	113	85	5	280	98.2%	28.3%
2018年	448	293	118	114	33	326	89.9%	26.3%
2019年	233	247	66	91	28	275	89.8%	28.3%
合計	1260	884	342	309	66	950	93.1%	27.1%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数(A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	2	0	0	0	0	0	-	0.0%
2012年	12	5	4	2	0	5	100.0%	33.3%
2013年	49	20	9	12	0	20	100.0%	18.4%
2014年	46	35	7	18	6	41	85.4%	15.2%
2015年	51	25	8	21	4	29	86.2%	15.7%
2016年	37	24	4	15	11	35	68.6%	10.8%
2017年	32	23	5	9	9	32	71.9%	15.6%
2018年	7	10	2	4	7	17	58.8%	28.6%
2019年	0	2	0	1	1	3	66.7%	-
合計	236	144	39	82	38	182	79.1%	16.5%

表 A-2-2C：調査対象出願の審査結果【Cセクション】

(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数 (A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	62	13	7	14	1	14	92.9%	11.3%
2017年	169	80	30	41	12	92	87.0%	17.8%
2018年	138	91	24	60	22	113	80.5%	17.4%
2019年	64	54	7	44	23	77	70.1%	10.9%
合計	433	238	68	159	58	296	80.4%	15.7%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数(A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	0	0	0	0	0	0	-	-
2012年	8	1	0	0	2	3	33.3%	0.0%
2013年	19	7	2	1	1	8	87.5%	10.5%
2014年	18	15	1	7	5	20	75.0%	5.6%
2015年	22	4	1	12	4	8	50.0%	4.5%
2016年	23	9	0	10	5	14	64.3%	0.0%
2017年	12	8	2	11	10	18	44.4%	16.7%
2018年	1	1	0	3	9	10	10.0%	0.0%
2019年	0	0	0	0	1	1	0.0%	-
合計	103	45	6	44	37	82	54.9%	5.8%

表 A-2-2D：調査対象出願の審査結果【Dセクション】

(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数 (A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	6	2	2	1	0	2	100.0%	33.3%
2017年	9	3	1	3	0	3	100.0%	11.1%
2018年	8	6	1	5	1	7	85.7%	12.5%
2019年	3	3	1	2	2	5	60.0%	33.3%
合計	26	14	5	11	3	17	82.4%	19.2%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数(A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	0	0	0	0	0	0	-	-
2012年	0	0	0	0	0	0	-	-
2013年	1	0	0	0	0	0	-	0.0%
2014年	0	0	0	1	0	0	-	-
2015年	1	0	0	1	0	0	-	0.0%
2016年	2	1	0	1	1	2	50.0%	0.0%
2017年	0	0	0	0	0	0	-	-
2018年	0	0	0	0	0	0	-	-
2019年	0	0	0	0	0	0	-	-
合計	4	1	0	3	1	2	50.0%	0.0%

表 A-2-2E：調査対象出願の審査結果【E セクション】

(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数 (A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	17	6	3	2	0	6	100.0%	17.6%
2017年	14	13	3	3	2	15	86.7%	21.4%
2018年	11	11	4	4	0	11	100.0%	36.4%
2019年	5	3	0	4	1	4	75.0%	0.0%
合計	47	33	10	13	3	36	91.7%	21.3%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数(A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	0	0	0	0	0	0	-	-
2012年	1	0	0	0	0	0	-	0.0%
2013年	0	1	0	0	0	1	100.0%	-
2014年	2	2	1	0	0	2	100.0%	50.0%
2015年	2	0	0	0	0	0	-	0.0%
2016年	0	1	0	1	0	1	100.0%	-
2017年	1	0	0	0	0	0	-	0.0%
2018年	0	0	0	1	0	0	-	-
2019年	0	0	0	0	0	0	-	-
合計	6	4	1	2	0	4	100.0%	16.7%

表 A-2-2F：調査対象出願の審査結果【F セクション】

(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数 (A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	57	19	15	6	0	19	100.0%	26.3%
2017年	121	79	40	37	3	82	96.3%	33.1%
2018年	170	102	57	35	12	114	89.5%	33.5%
2019年	80	90	29	30	11	101	89.1%	36.3%
合計	428	290	141	108	26	316	91.8%	32.9%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数(A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	0	0	0	0	0	0	-	-
2012年	1	0	0	0	0	0	-	0.0%
2013年	10	4	4	2	0	4	100.0%	40.0%
2014年	16	9	2	3	3	12	75.0%	12.5%
2015年	24	16	6	4	0	16	100.0%	25.0%
2016年	22	18	3	9	5	23	78.3%	13.6%
2017年	16	12	2	6	4	16	75.0%	12.5%
2018年	1	1	0	2	7	8	12.5%	0.0%
2019年	0	0	0	0	2	2	0.0%	-
合計	90	60	17	26	21	81	74.1%	18.9%

表 A-2-2G：調査対象出願の審査結果【G セクション】

(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数 (A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	217	92	57	27	2	94	97.9%	26.3%
2017年	517	325	147	120	19	344	94.5%	28.4%
2018年	434	320	123	136	49	369	86.7%	28.3%
2019年	185	180	50	96	48	228	78.9%	27.0%
合計	1353	917	377	379	118	1035	88.6%	27.9%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数(A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	3	0	0	0	0	0	-	0.0%
2012年	21	10	4	2	0	10	100.0%	19.0%
2013年	101	36	17	17	5	41	87.8%	16.8%
2014年	114	76	14	36	15	91	83.5%	12.3%
2015年	121	66	19	44	24	90	73.3%	15.7%
2016年	80	47	14	36	29	76	61.8%	17.5%
2017年	53	33	5	33	19	52	63.5%	9.4%
2018年	5	8	1	8	13	21	38.1%	20.0%
2019年	0	1	0	1	7	8	12.5%	-
合計	498	277	74	177	112	389	71.2%	14.9%

表 A-2-2H：調査対象出願の審査結果【H セクション】

(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数 (A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	235	91	72	26	0	91	100.0%	30.6%
2017年	474	307	152	125	22	329	93.3%	32.1%
2018年	414	303	139	131	34	337	89.9%	33.6%
2019年	203	199	76	91	32	231	86.1%	37.4%
合計	1326	900	439	373	88	988	91.1%	33.1%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 通知件数(A)	特許査定(RCE後除く)		最後の 拒絶理由 (RCE後除く) 発出件数	放棄件数(D)	最終処分件数 (特許査定 及び放棄) (E)	特許査定率 (RCE後除く) (B/E)	即特許率 (C/A)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	2	0	0	0	0	0	-	0.0%
2012年	23	7	4	2	1	8	87.5%	17.4%
2013年	108	60	30	12	7	67	89.6%	27.8%
2014年	90	61	19	28	17	78	78.2%	21.1%
2015年	116	66	18	37	26	92	71.7%	15.5%
2016年	110	72	24	29	24	96	75.0%	21.8%
2017年	35	36	4	22	24	60	60.0%	11.4%
2018年	6	8	0	1	8	16	50.0%	0.0%
2019年	0	2	0	1	4	6	33.3%	-
合計	490	312	99	132	111	423	73.8%	20.2%

PPH 出願及び通常出願の IPC セクション別の特許査定率について比較すると、E セクションを除く全セクションにおいて、PPH 出願の特許査定率が通常出願よりも高くなっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。特に、C セクションにおいては、通常出願の特許査定率 (54.9%) に比べて PPH 出願の特許査定率 80.4%) が非常に高く、他のセクションに比べて PPH 申請の有効性の高さが認められる。(D セクションについては通常出願の対象案件数が少ないため除外)

経年変化についてみると、特許査定率については全セクションにおいて減少傾向となっており、（通常出願の調査対象出願及び特許査定率の計算方法による 2018 年及び 2019 年の大幅な減少を除いても）両出願に大きな差異は認められない。

表 A-2-3：調査対象出願の IPC セクション別特許査定率の比較

（PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計）

セクション	全体	A	B	C	D	E	F	G	H
特許査定率	87.3%	72.0%	93.1%	80.4%	82.4%	91.7%	91.8%	88.6%	91.1%
即特許率	26.1%	13.1%	27.1%	15.7%	19.2%	21.3%	32.9%	27.9%	33.1%

（通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計）

セクション	全体	A	B	C	D	E	F	G	H
特許査定率	71.7%	56.9%	79.1%	54.9%	50.0%	100.0%	74.1%	71.2%	73.8%
即特許率	16.3%	11.0%	16.5%	5.8%	0.0%	16.7%	18.9%	14.9%	20.2%

PPH 出願及び通常出願の特許査定率について、IPC セクション別に全セクション平均の特許査定率と比較した場合、両出願とも傾向は変わらず、平均よりも高い特許査定率となっているセクションは B、E、F 及び H セクションである一方、平均よりも低い特許査定率となっているセクションは A、C 及び D セクションであった。

さらに、即特許率を比較すると、PPH 出願では F、G 及び H セクションにおいて全セクションの平均よりも高い一方で、A、C、D 及び E セクションにおいては平均よりも低くなっている。また、通常出願では、E、F、G 及び H セクションにおいて全セクションの平均よりも高い一方で、A、C 及び D セクションにおいては平均よりも低くなっている。

(3) 小括

PPH 出願と通常出願の特許査定率（RCE 後除く）を比較しても、PPH 出願（87.3%）の方が通常出願（71.7%）よりも約 16%高くなっており、この数値からも PPH 申請の有効性が極めて高いことがわかる。

また、即特許率についても、PPH 出願（26.1%）が通常出願（16.3%）よりも約 10%高くなっており、PPH 申請の有効性が極めて高いことがわかる。

(参考)

「Request for Continued Examination (RCE)」後の調査対象出願の状況
「Final Rejection」を受け、「Request for Continued Examination (RCE)」
した調査対象出願の RCE 後の審査結果を参考までに以下に示す。

RCE 後の特許査定率も、PPH 出願 (94.86%) の方が通常出願 (79.10%) より大幅に高いことが見て取れる。

表 A-2-4 : RCE 後の調査対象出願の審査結果
(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

RCE前の最後の拒絶理由発出年	RCE前の最後の拒絶理由発出件数 (A)	RCE件数 (B)	RCE件数 (%) (B/A)	RCEした案件の特許査定数 (D)	RCEした案件の最後の拒絶理由発出件数	RCEした案件の放棄件数 (E)	RCEした案件の特許査定率 (A/D+E)
2016年	114	94	82.46%	73	8	3	96.05%
2017年	556	442	79.50%	301	73	23	92.90%
2018年	605	462	76.36%	276	86	12	95.83%
2019年	430	223	51.86%	52	12	0	100.00%
合計	1705	1221	71.61%	702	179	38	94.86%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

RCE前の最後の拒絶理由発出年	RCE前の最後の拒絶理由発出件数 (A)	RCE件数 (B)	RCE件数 (%) (B/A)	RCEした案件の特許査定数 (D)	RCEした案件の最後の拒絶理由発出件数	RCEした案件の放棄件数 (E)	RCEした案件の特許査定率 (A/D+E)
2012年	7	5	71.43%	2	2	2	50.00%
2013年	48	38	79.17%	26	8	8	76.47%
2014年	99	77	77.78%	50	16	16	75.76%
2015年	122	91	74.59%	60	17	13	82.19%
2016年	110	92	83.64%	60	19	17	77.92%
2017年	86	61	70.93%	42	11	8	84.00%
2018年	20	13	65.00%	6	4	1	85.71%
2019年	4	3	75.00%	0	0	0	0.00%
合計	496	380	76.61%	246	77	65	79.10%

第3 調査対象出願に発出された拒絶理由の分析

1 拒絶理由 (Rejection) の根拠条文別の分類

以下の分析では、USPTO が対象出願に対して発出した「最初の拒絶理由通知」及び「最後の拒絶理由 (RCE 後除く)」に含まれている拒絶理由 (Rejection) を分析して、根拠条文別に下記のように分類、整理した。

なお、今回の調査では、法律上の拒絶理由ではないが、判例法上の拒絶理由として「Double Patent (nonstatutory type of double patenting ; 非法定型の二重特許)⁶」(以下、「非法定型二重特許」又は「DP」という。)が通知される対象出願が多く見られたため、参考情報として集計結果に加えた。

また、拒絶理由通知に含まれる「Objection⁷」については分析対象外としたほか、今回分析した拒絶理由通知には、「米国特許法 112 条 (e) : 多項従属形式における引用」に基づく拒絶理由が含まれている出願は 0 件であったため、以下の図及び表からは省略している。

⁶ M.P.E.P.804

二重特許による実体拒絶 (rejection) には、一般的に 2 種類ある。1 つは、「発明者は“一つの特許を取得することが可能である” (an inventor "may obtain a patent.")」との単数形で規定されている米国特許法 101 条に基づく“同一発明型”二重特許である。2 つ目は、公共政策 (public policy) を根拠とする司法上の理論に基づき、2 番目の特許のクレームと最初の特許のクレームを特許的に区別することを禁止して特許期間の延長を防ぐことを主に意図する“非法定型”二重特許である。(仮訳)

⁷ M.P.E.P.706.01

クレームされた主題が特許性を有さないと考えられることを理由とする、クレームについての承認の拒否は「実体拒絶 (rejection)」と呼ばれる。「実体拒絶 (rejection)」の語は、審査官の指令において、そのようなクレームに対して適用されなければならない。クレームの方式(実体とは異なる)が適切でない場合は、「方式拒絶 (objection)」となる。方式拒絶が唱えられる方式問題の一例は、拒絶されたクレームの従属クレームであり、その従属クレームが他の点では許可可能な場合である。MPEP§608.01(n)参照。実体拒絶と方式拒絶との間の実際上の差異は、クレームの実体拒絶は、特許審理審判部の審理の対象とされるが、他方、方式拒絶は、それが固執される場合、USPTO 長官に対する申請の方式審査によってのみ審理される。

(https://www.ipso.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-shinsa_binran700.pdf から引用 (一部追記)) 【最終アクセス日: 1 月 31 日】

- ・ 米国特許法 101 条 : 保護適格性
- ・ 米国特許法 102 条 : 新規性
- ・ 米国特許法 103 条 : 非自明性
- ・ 米国特許法 112 条 (a) : サポート要件、実施可能要件、
最良実施態様 (ベストモード) 要件
(以下、「実施可能要件等」という。)
- ・ 米国特許法 112 条 (b) : 明確性
- ・ 米国特許法 112 条 (c) : クレーム形式
- ・ 米国特許法 112 条 (d) : 従属形式における引用
- ・ 米国特許法 112 条 (e) : 多項従属形式における引用

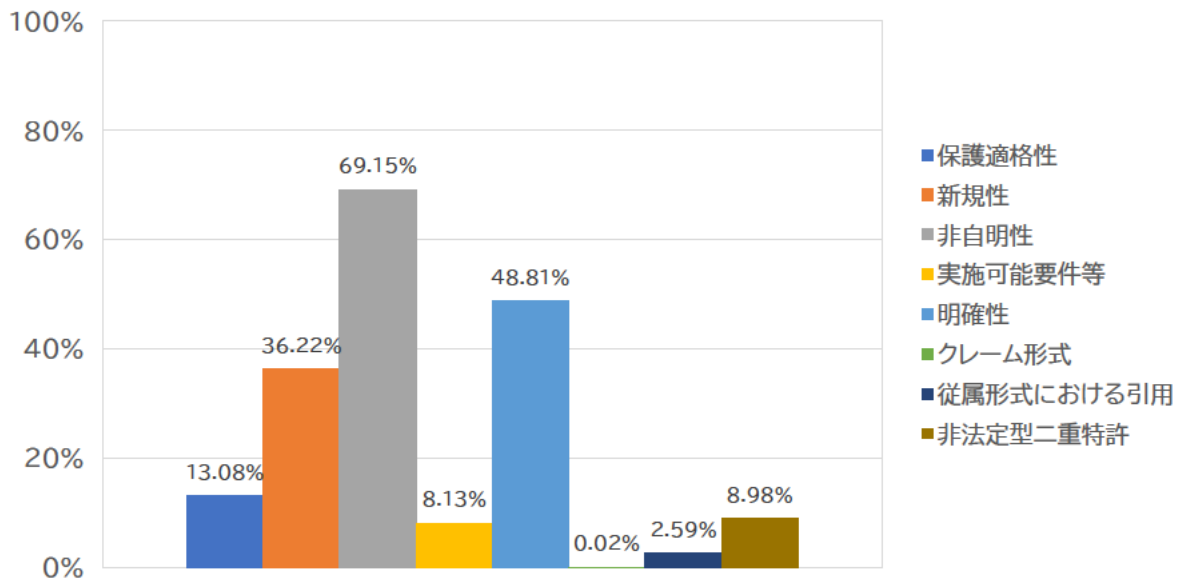
2 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

調査対象出願に発出された「最初の拒絶理由通知」において如何なる拒絶理由が通知されているのか割合を集計した。調査対象出願に対して発出された「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由を根拠条文別、発出年別及び IPC セクション別に分類、整理した結果を図 A-3-2-1 に示す。

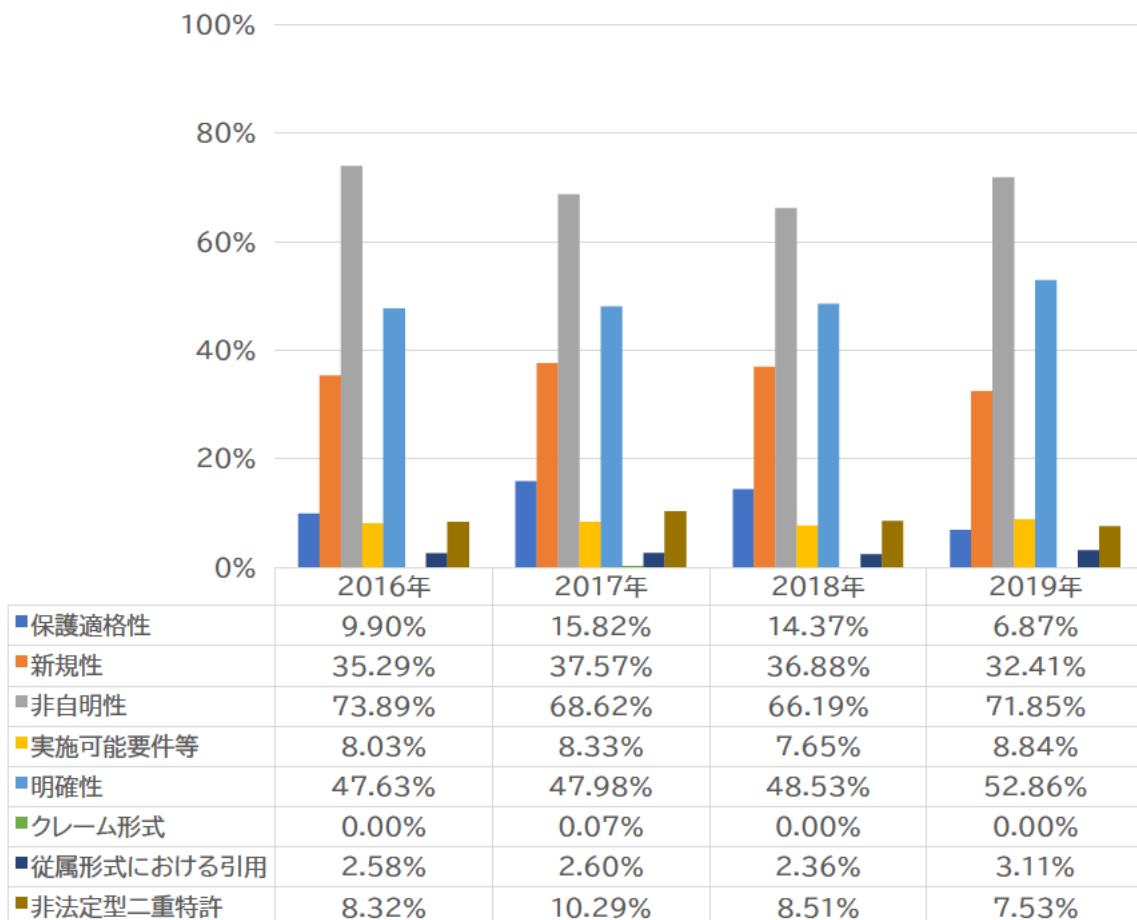
(1) 全セクション

図 A-3-2-1：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【全セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

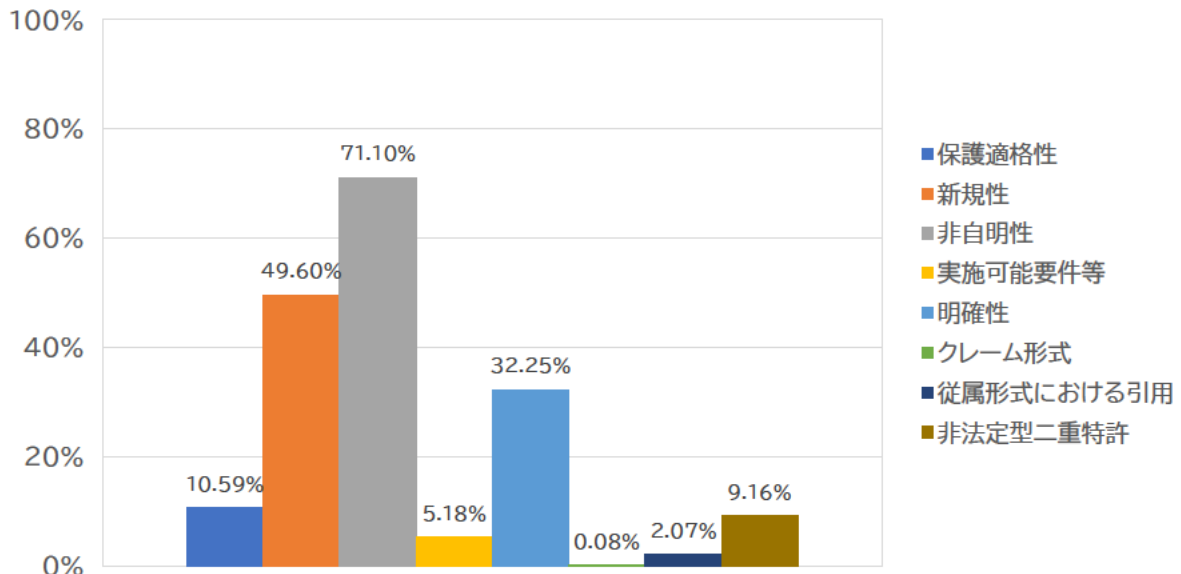


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

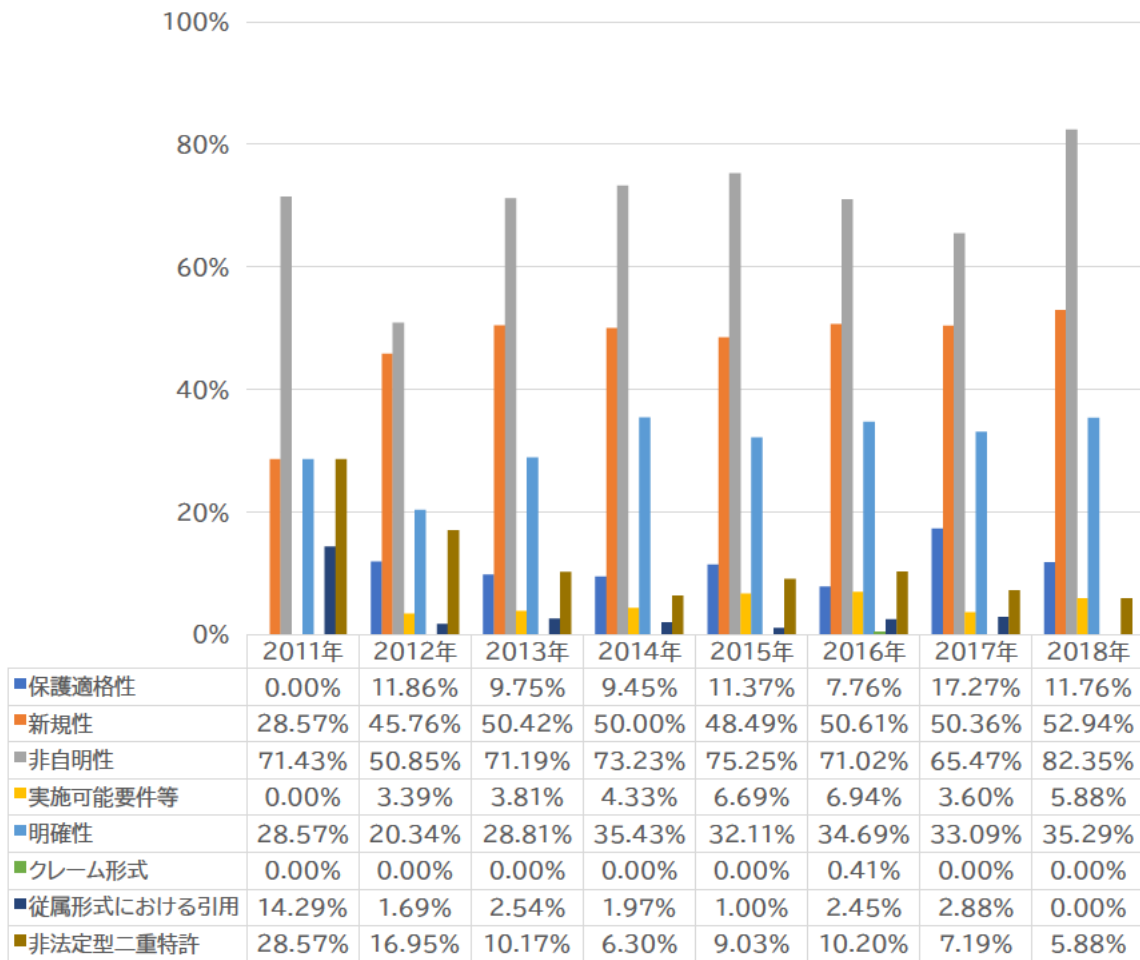


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	697	1536	1399	611	4243

(通常出願：発出年 2011 年から 2018 年の総計)



－ 発出年別の推移 －



	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	7	59	236	254	299	245	139	17	1256

PPH 出願と通常出願に対する「最初の拒絶理由通知」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「103 条：非自明性」の通知率が一番高い。PPH 出願及び通常出願ともに、全体の 70%前後の案件で通知されている。

それ以外の拒絶理由では、PPH 出願の場合は「112 条 (b)：明確性」、「102 条：新規性」の順で通知率が高いが、通常出願の場合は「102 条：新規性」及び「112 条 (b)：明確性」で通知率が高くなっており、PPH 出願と通常出願の間に差異が認められた。

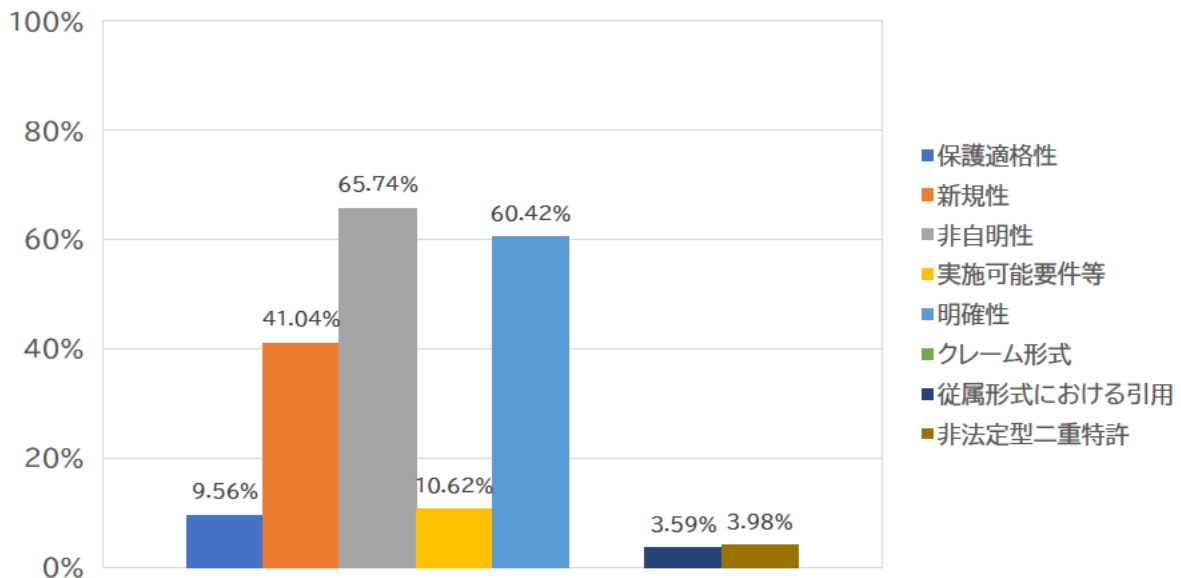
拒絶理由毎の通知率の経年変化についてみると、PPH 出願においては「103 条：非自明性」の通知率が 2017 年から 2018 年にかけて減少傾向であったが、一転して 2019 年は上昇している。逆に、「101 条：保護適格性」及び「102 条：新規性」の通知率は 2017 年から 2018 年にかけて上昇傾向であったが、一転して 2019 年は下がっている。また、「112 条 (b)：明確性」の通知率は上昇傾向となっている。

通常出願においては、「103 条：非自明性」の通知率は、途中の年度において大きく下がっている年（2012 年及び）はあるものの 2017 年までは横ばいであったが、一転して 2018 年は通知率が上昇している。「112 条 (b)：明確性」の通知率は概ね横ばいとなっている。

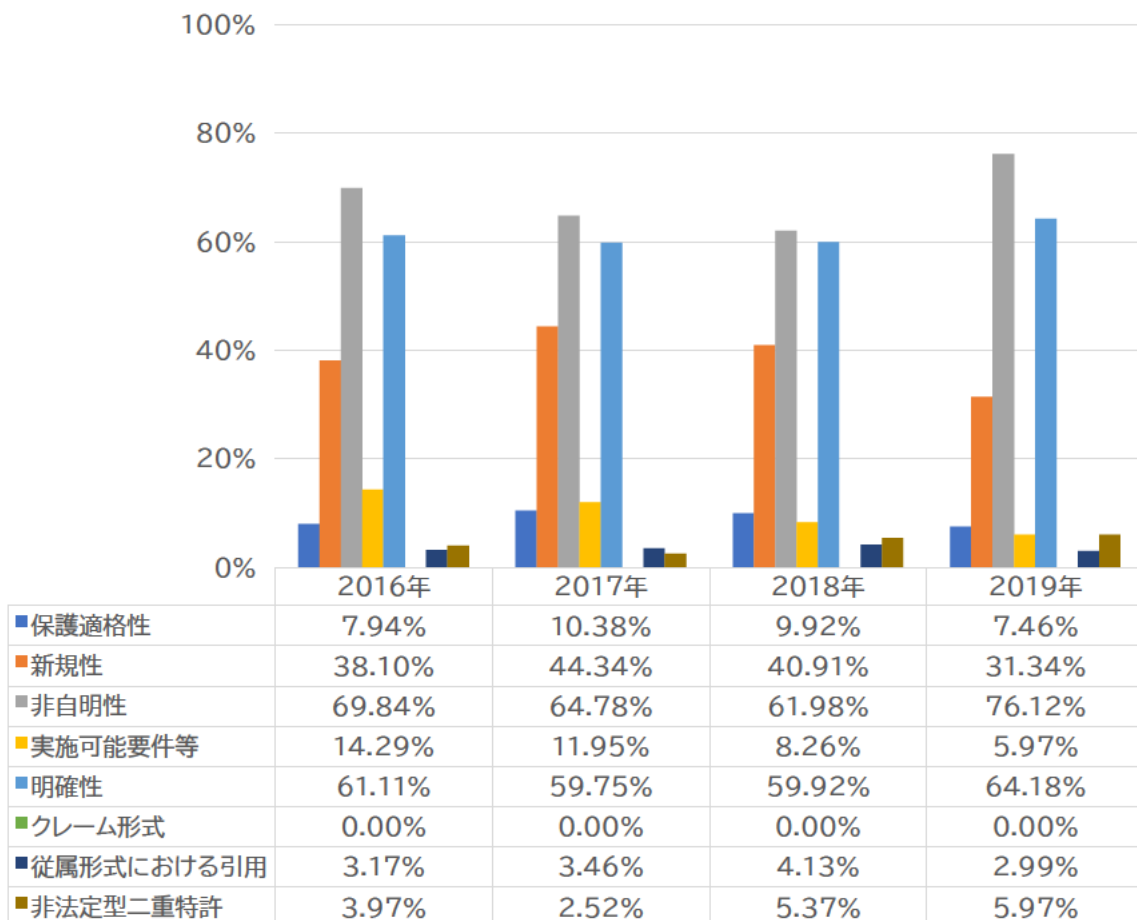
「101 条：保護適格性」については、2017 年に大きく上昇しているが 2018 年にはそれ以前の水準に戻っており、2012 年から 2018 年までは概ね横ばいとなっている。

(2) IPC セクション別

図 A-3-2-1A：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【A セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

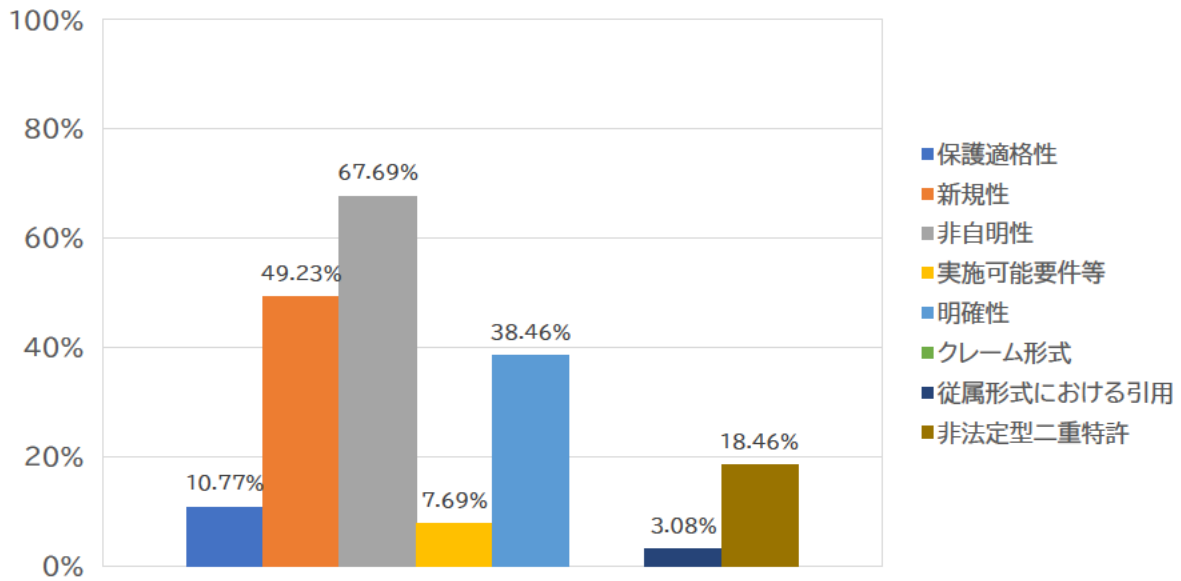


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

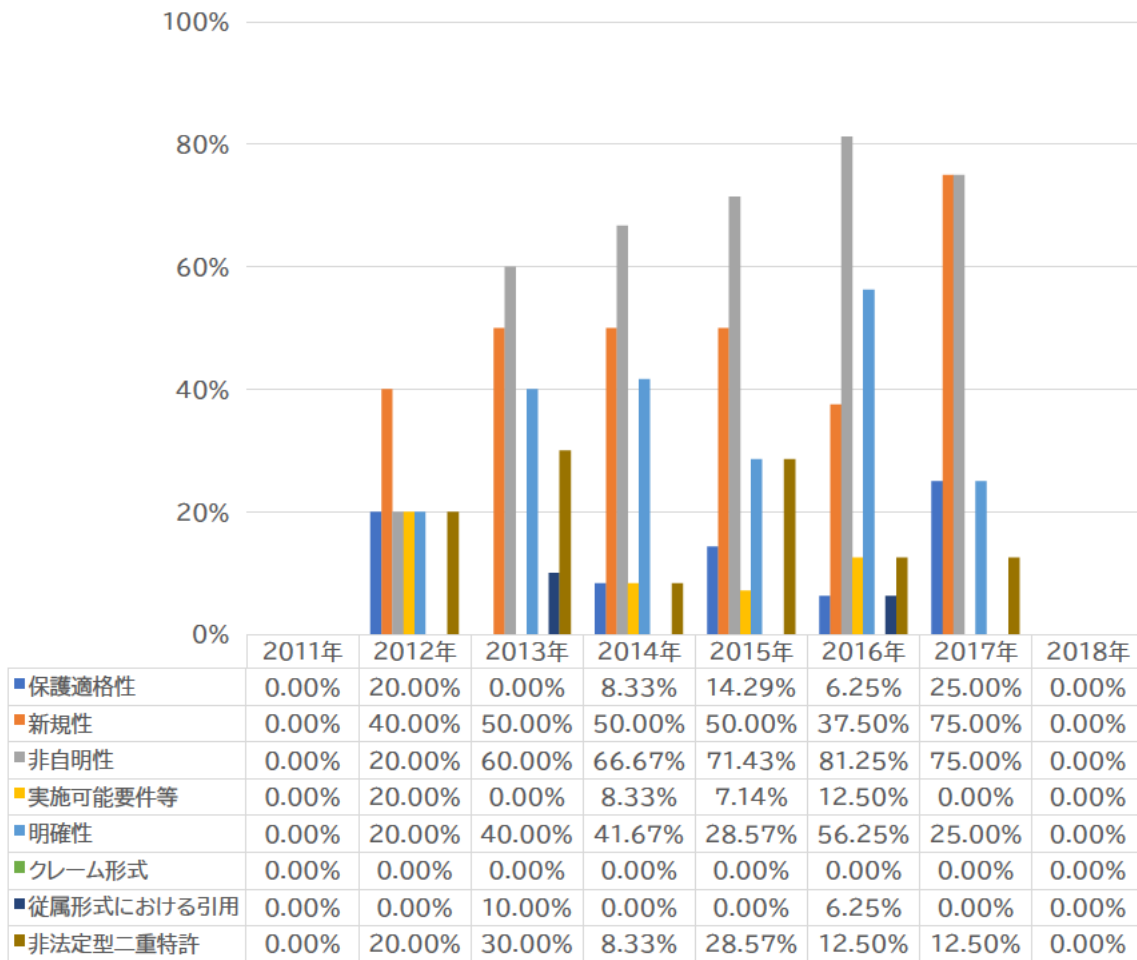


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	126	318	242	67	753

(通常出願：発出年 2011 年から 2018 年の総計)

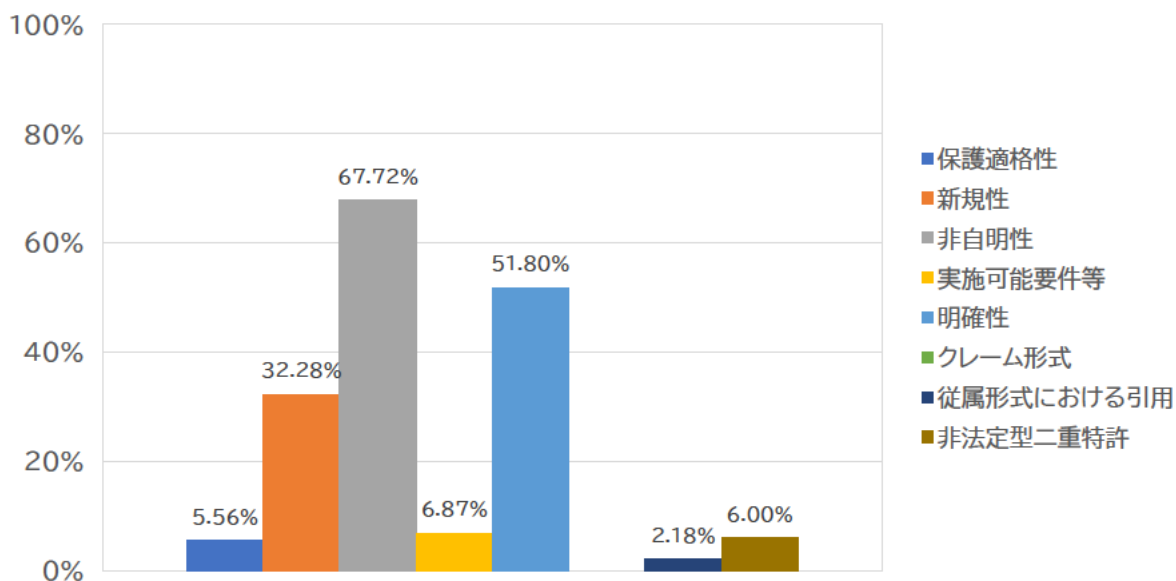


－ 発出年別の推移 －

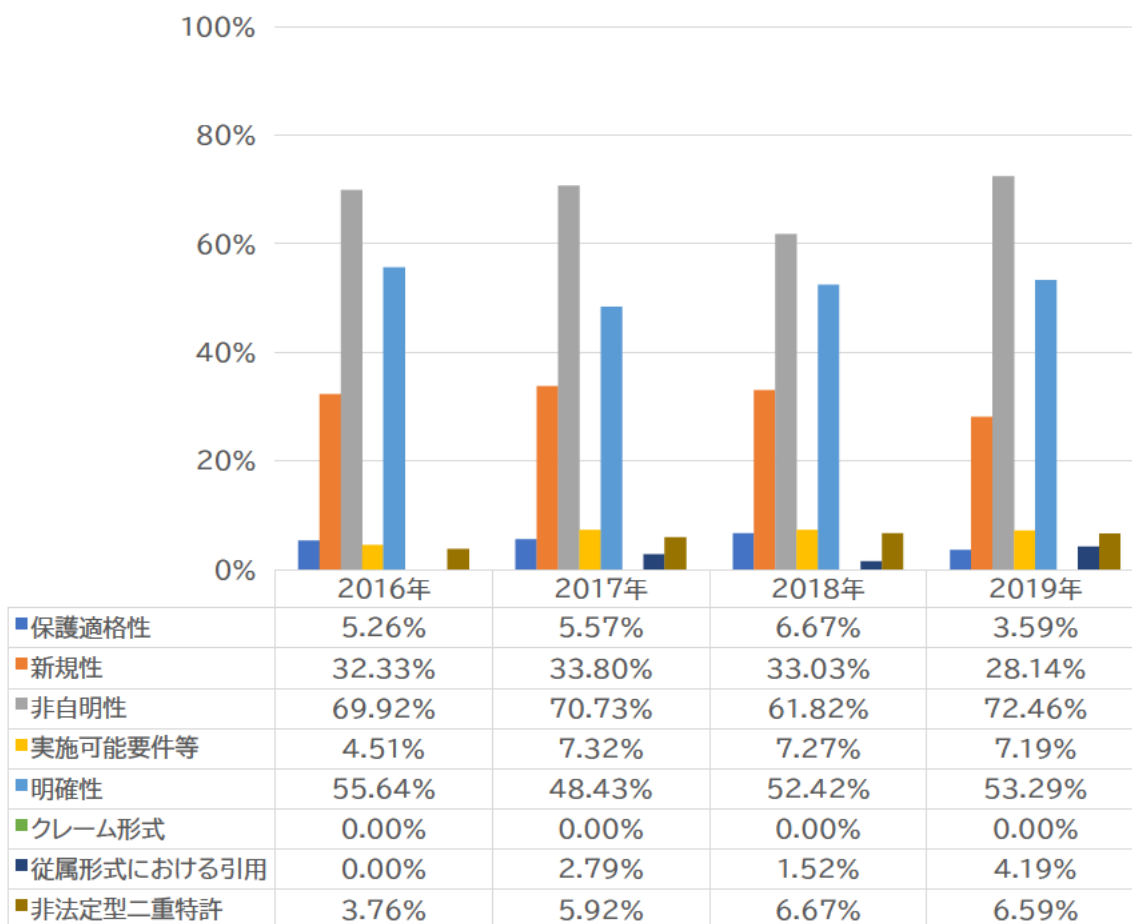


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	0	5	10	12	14	16	8	0	65

図 A-3-2-1B：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【B セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

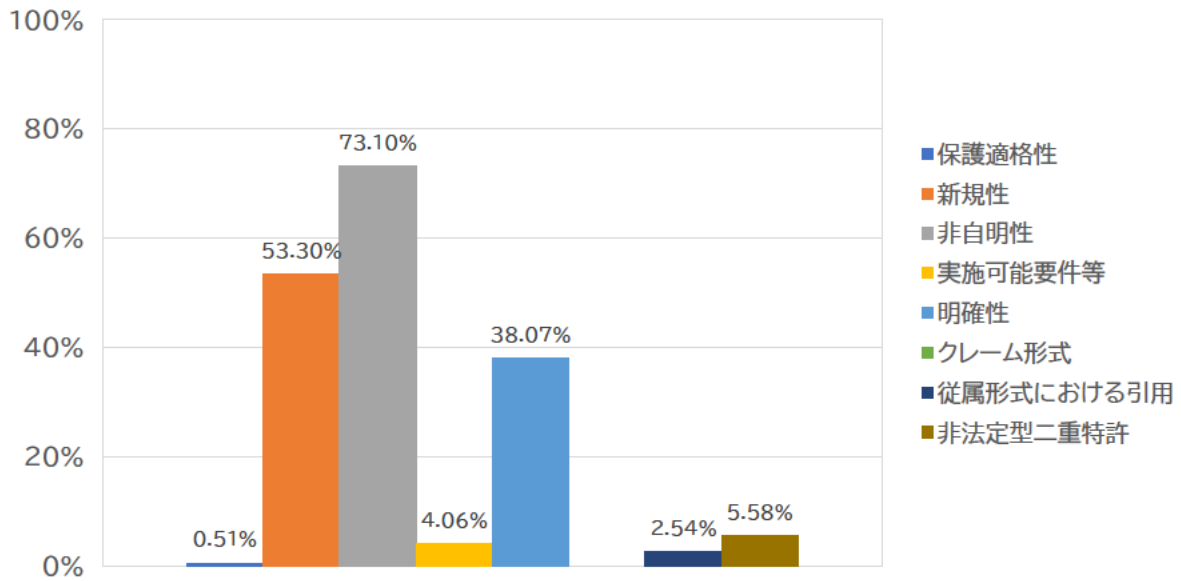


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

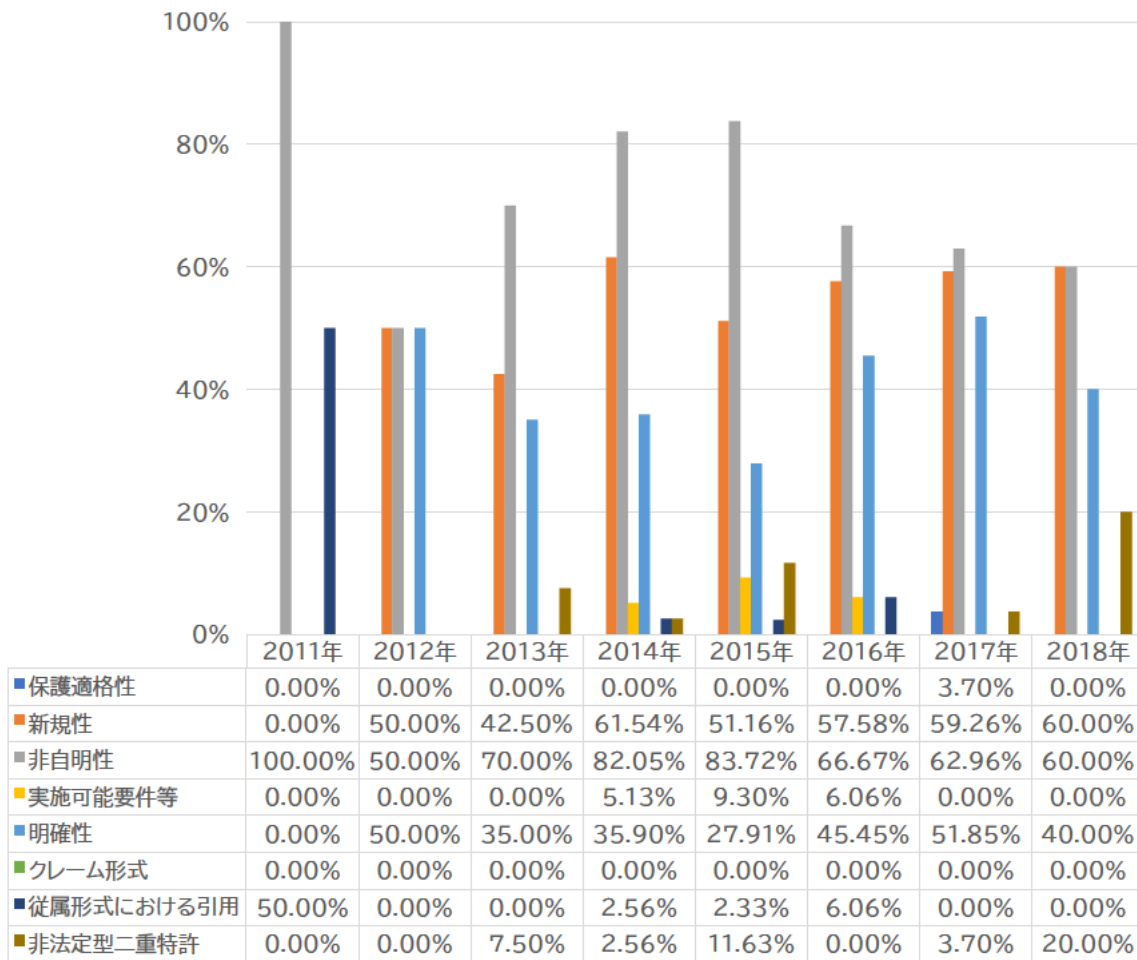


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	133	287	330	167	917

(通常出願：発出年 2011 年から 2018 年の総計)

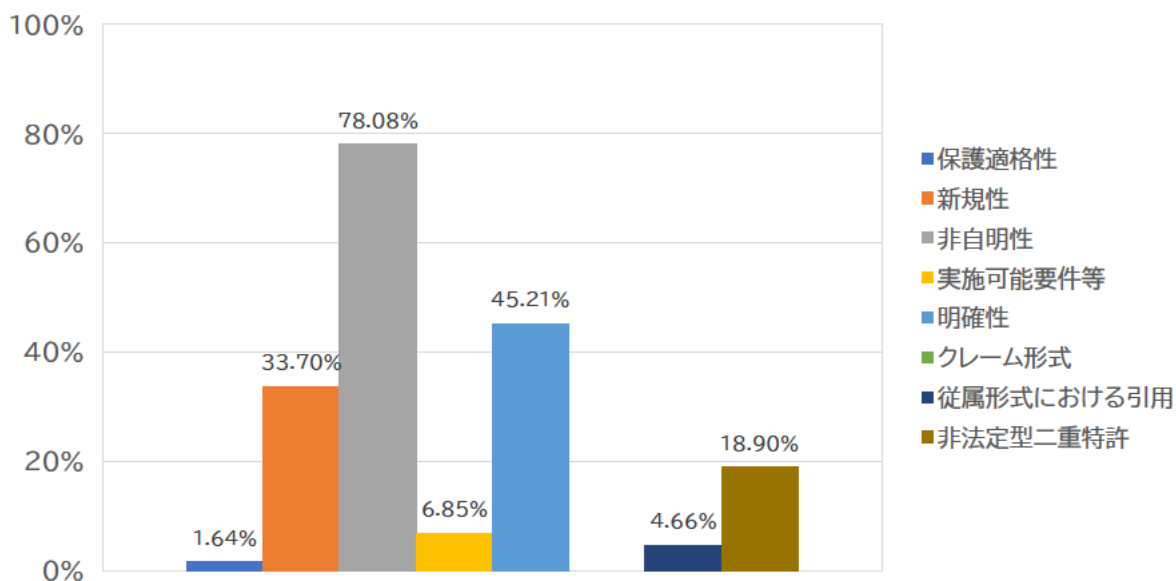


－ 発出年別の推移 －

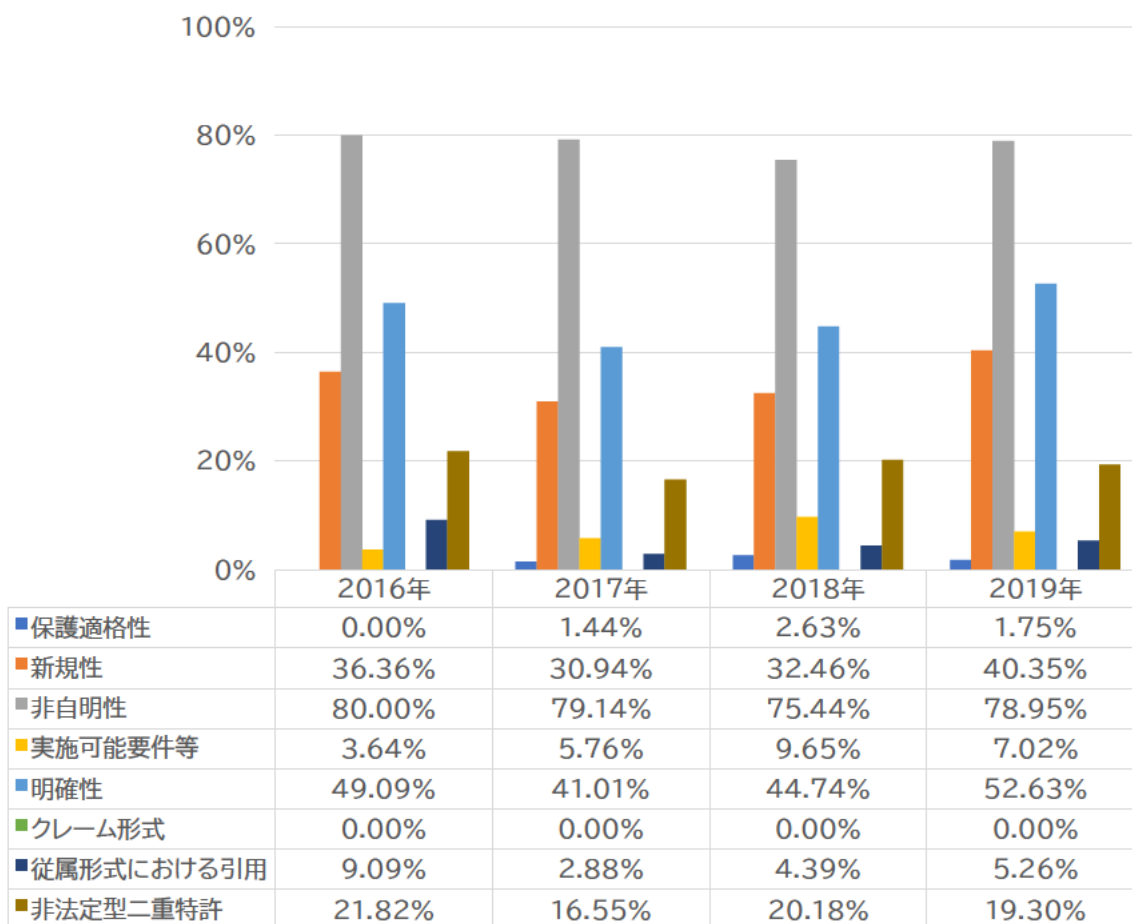


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	2	8	40	39	43	33	27	5	197

図 A-3-2-1C：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【Cセクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

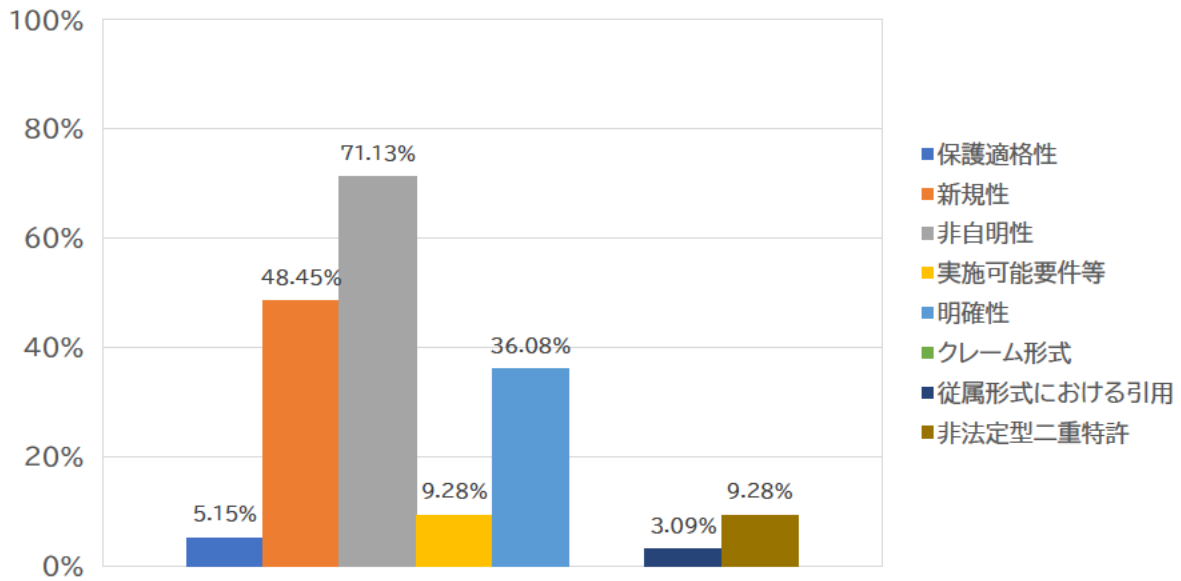


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

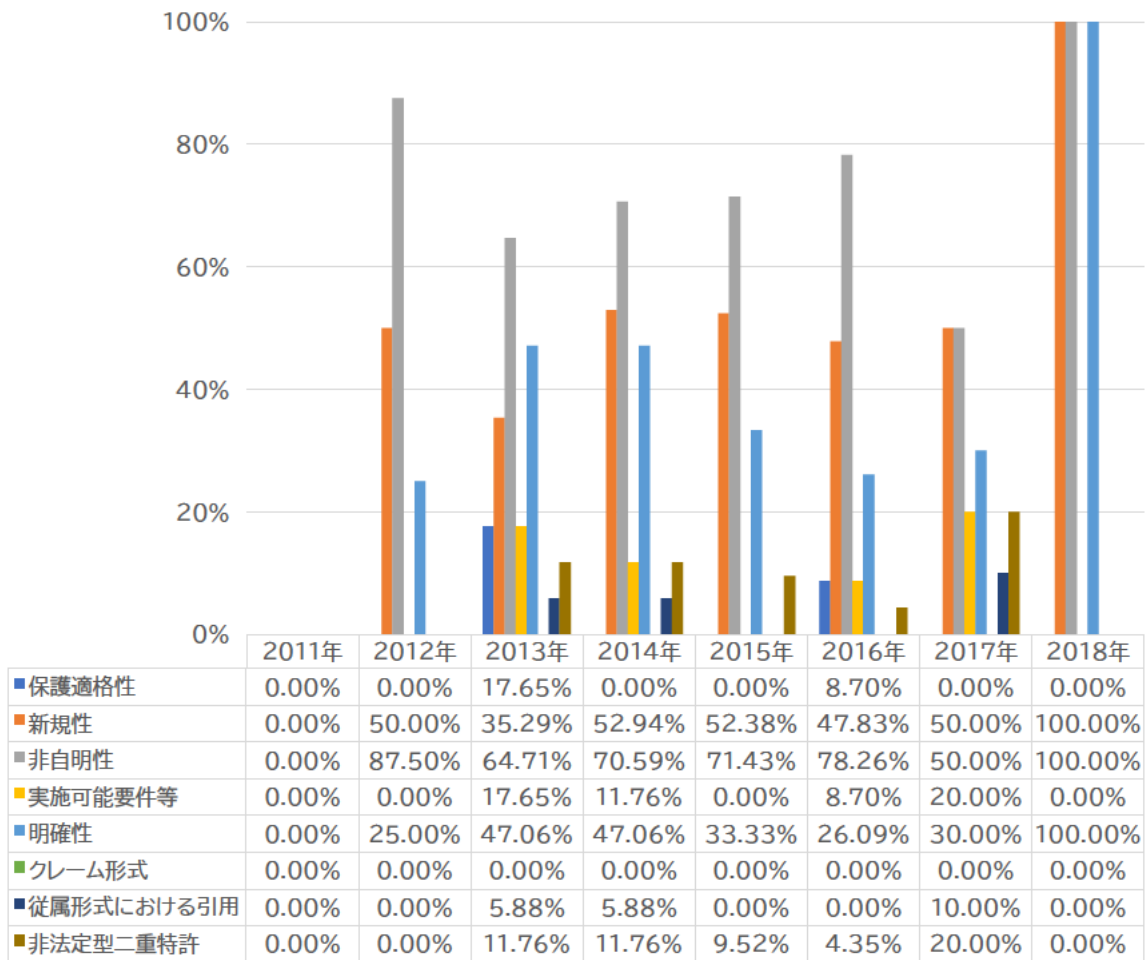


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	55	139	114	57	365

(通常出願：発出年 2011 年から 2018 年の総計)



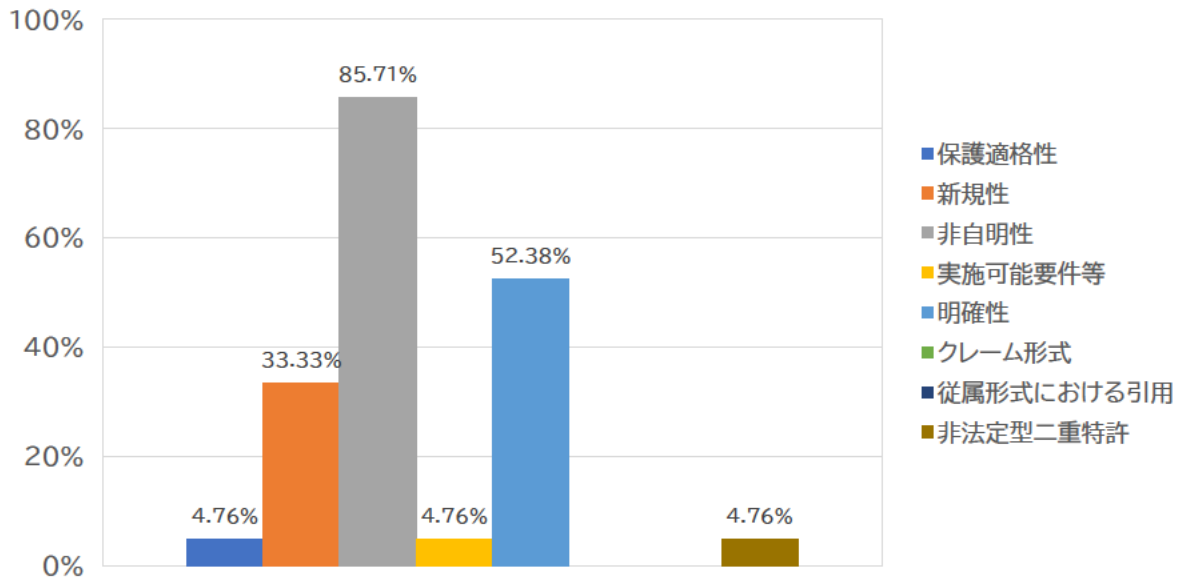
－ 発出年別の推移 －



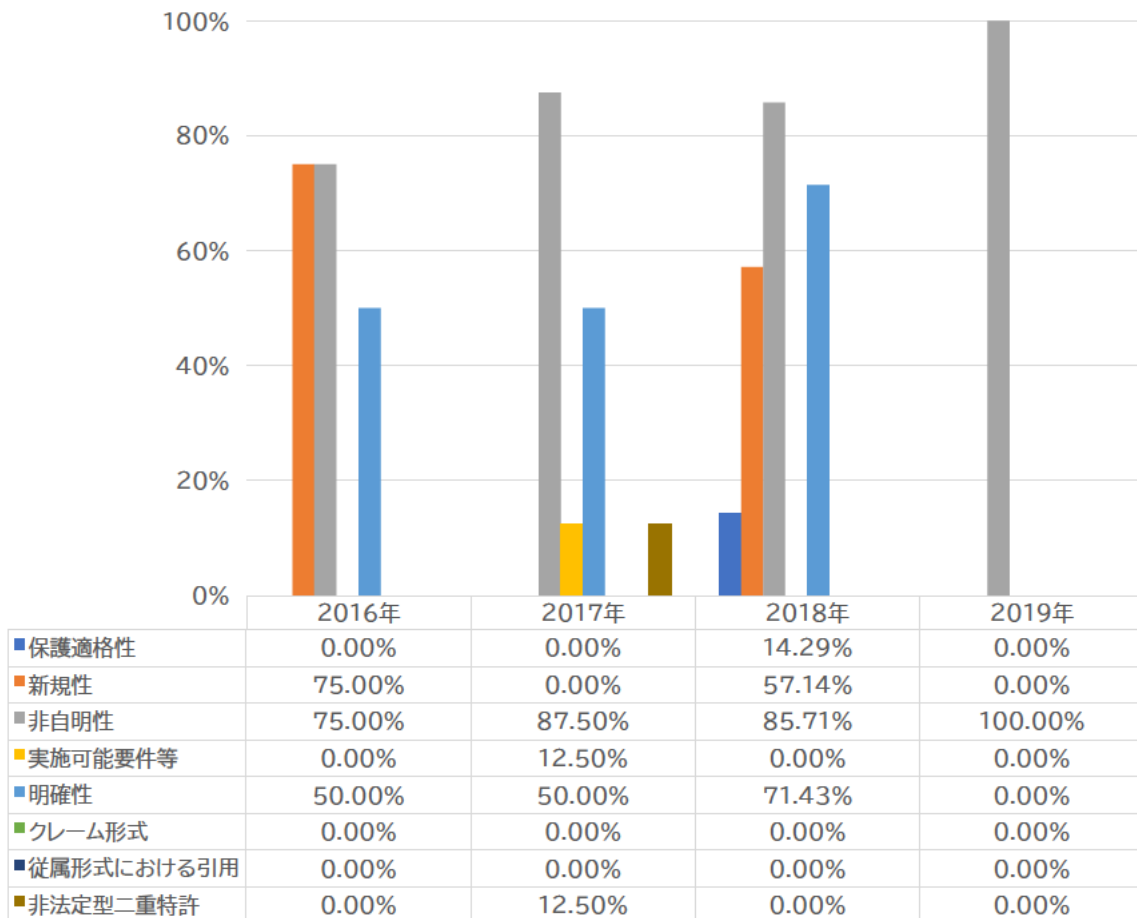
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	0	8	17	17	21	23	10	1	97

図 A-3-2-1D：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【D セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

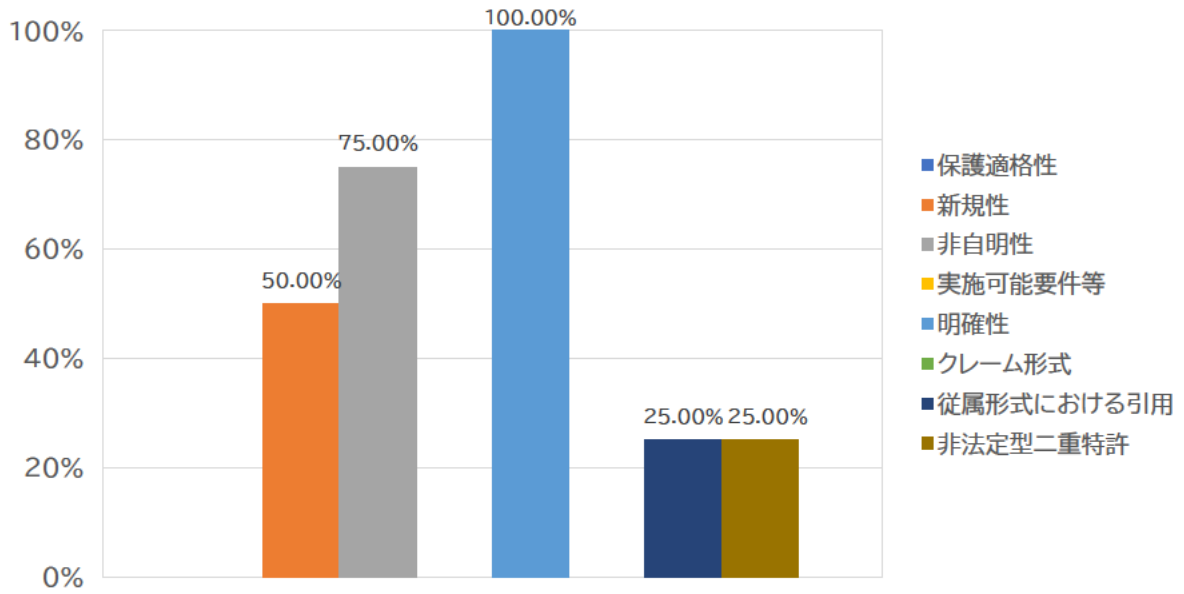


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

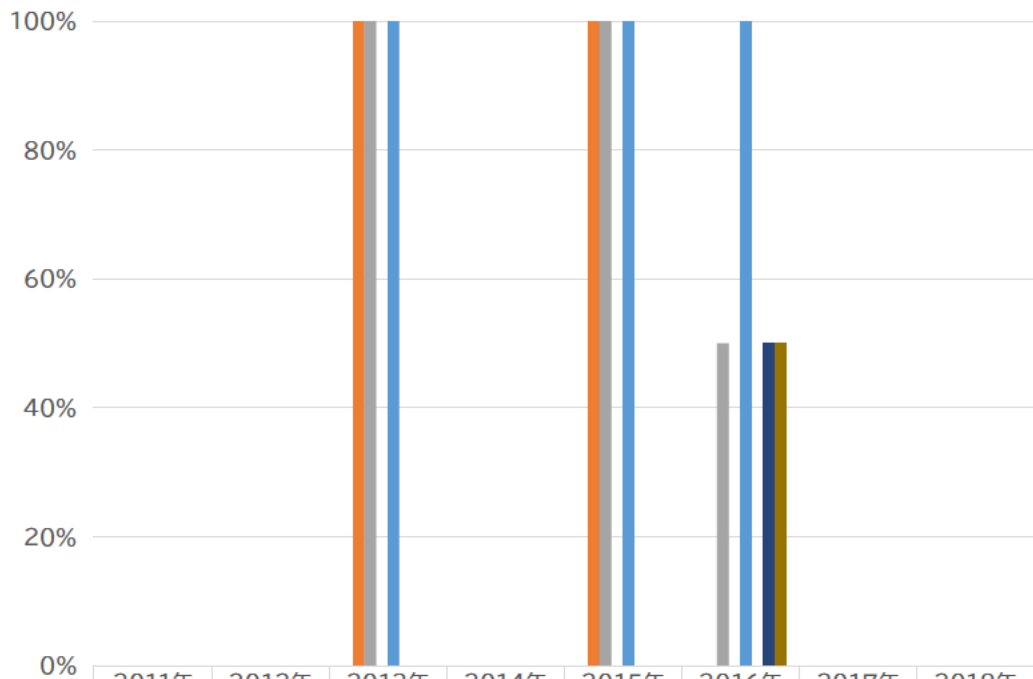


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	4	8	7	2	21

(通常出願：発出年 2011 年から 2018 年の総計)



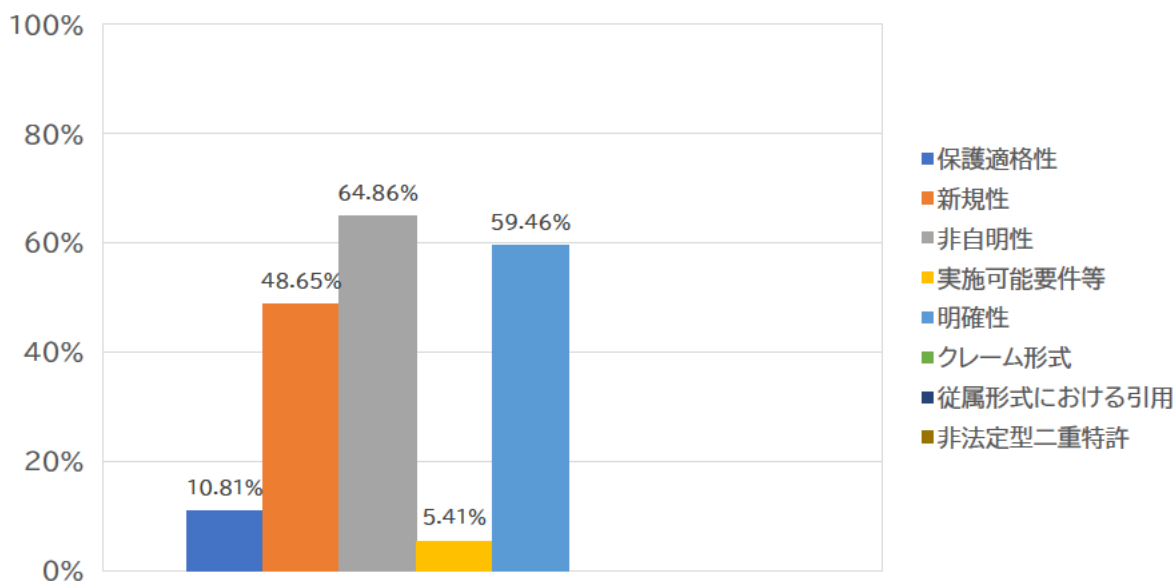
— 発出年別の推移 —



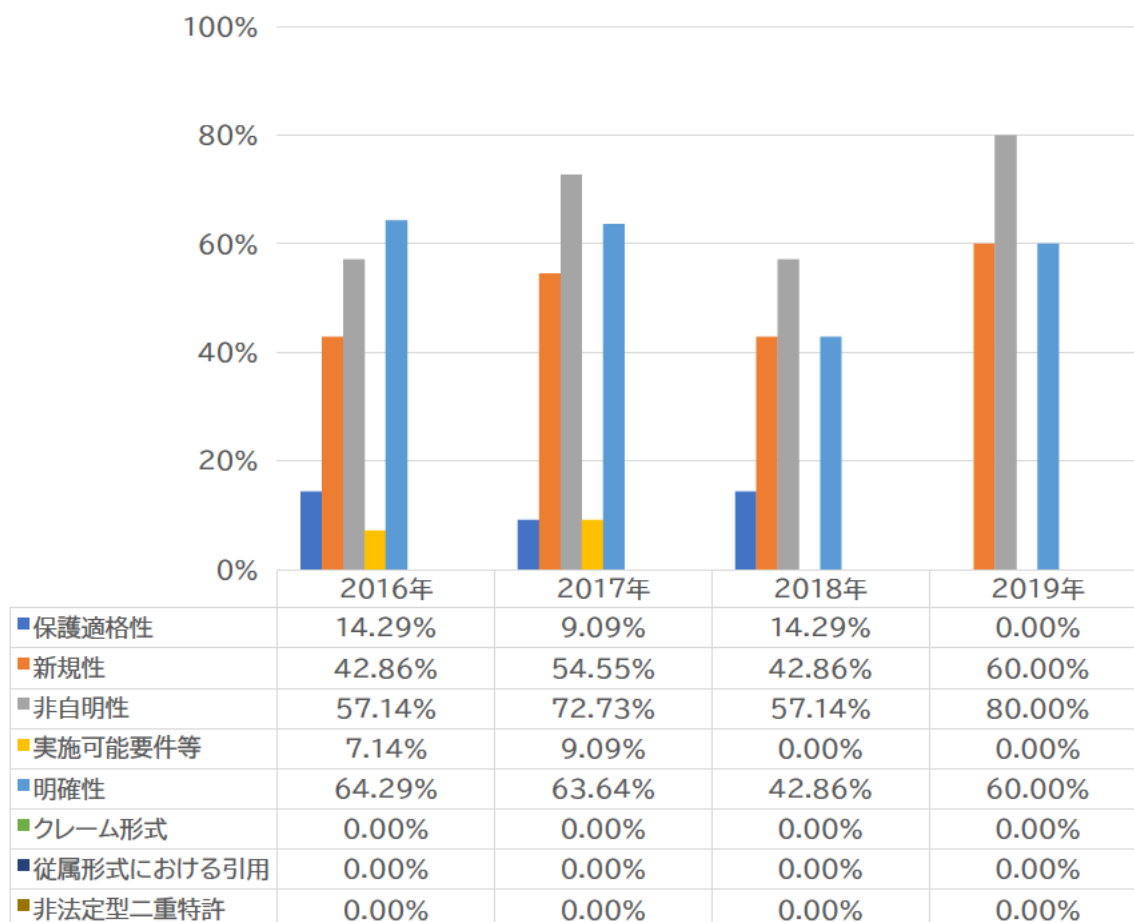
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
■保護適格性	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
■新規性	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%
■非自明性	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	100.00%	50.00%	0.00%	0.00%
■実施可能要件等	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
■明確性	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	100.00%	100.00%	0.00%	0.00%
■クレーム形式	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
■従属形式における引用	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	50.00%	0.00%	0.00%
■非法定型二重特許	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	50.00%	0.00%	0.00%

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	0	0	1	0	1	2	0	0	4

図 A-3-2-1E：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【E セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

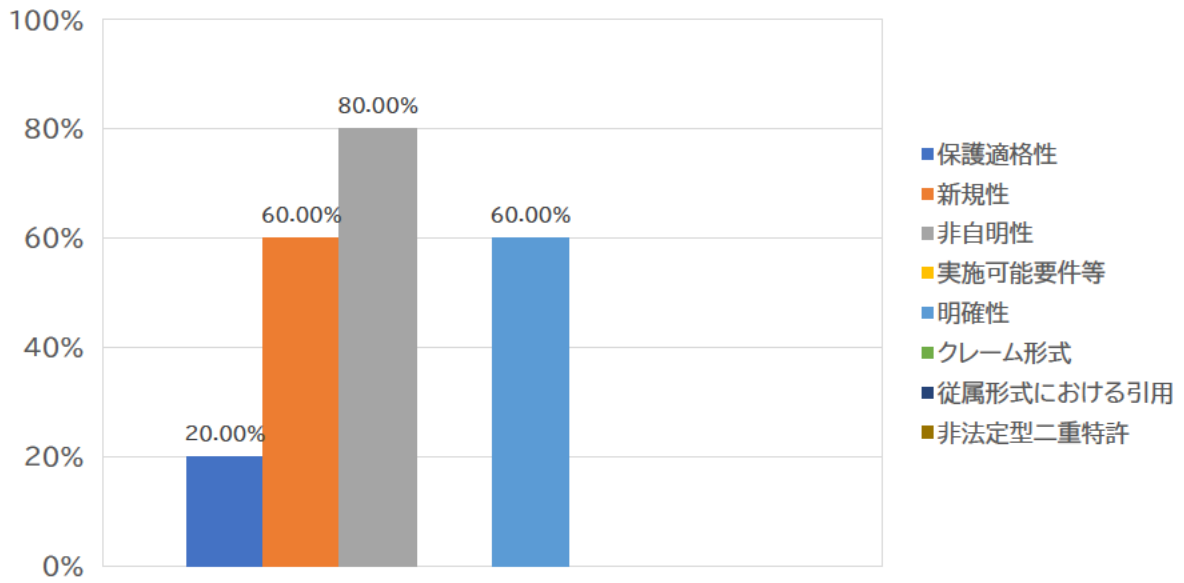


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

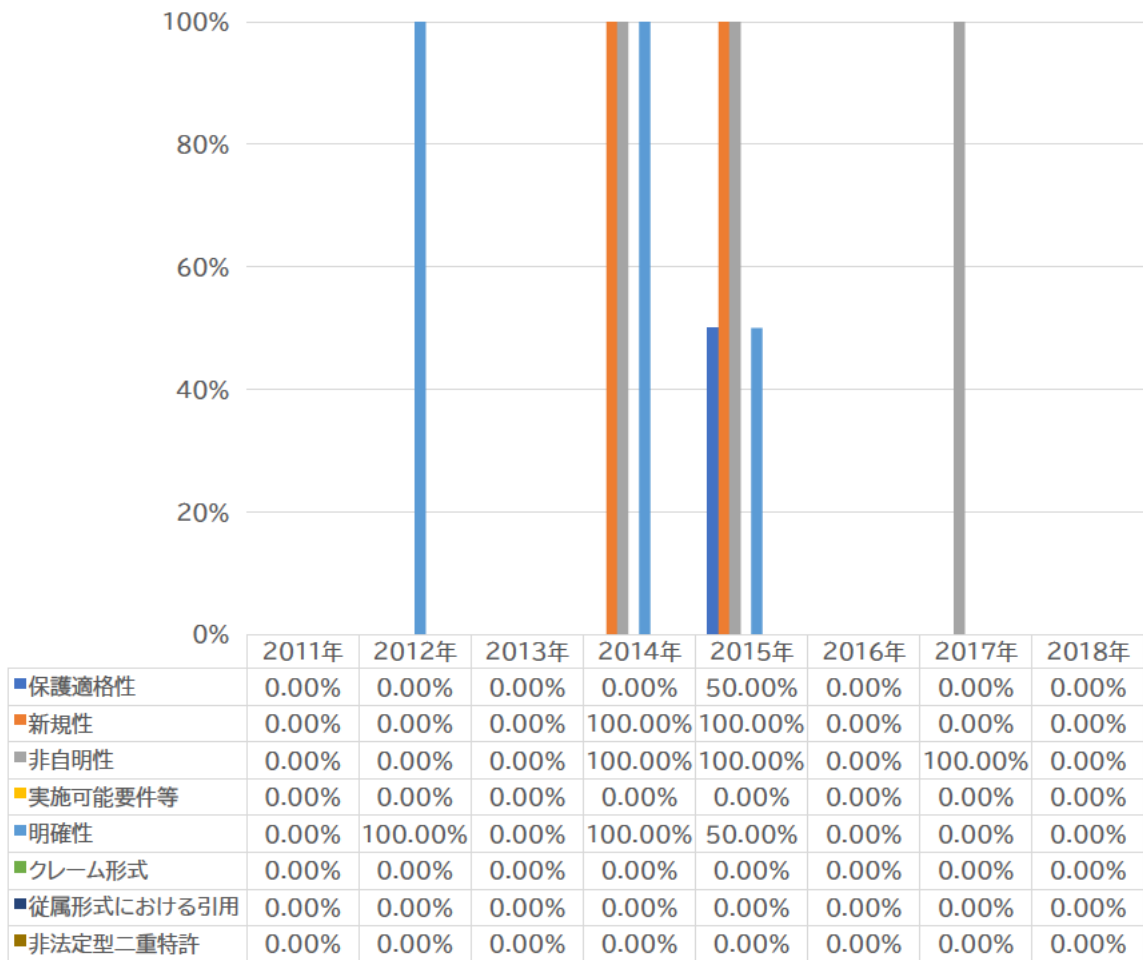


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	14	11	7	5	37

(通常出願：発出年 2011 年から 2018 年の総計)

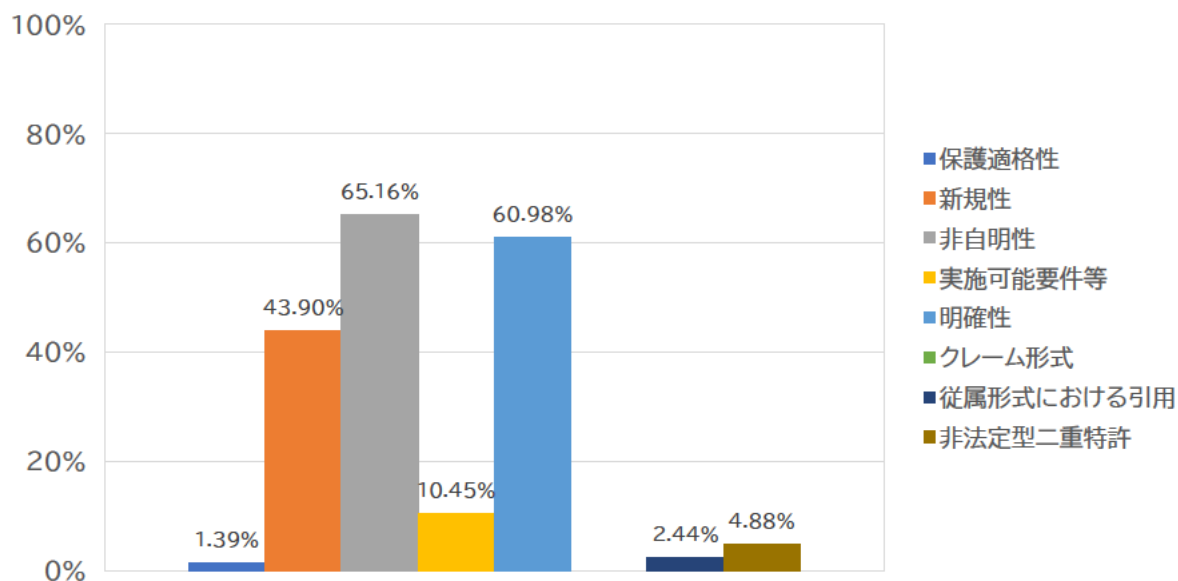


－ 発出年別の推移 －

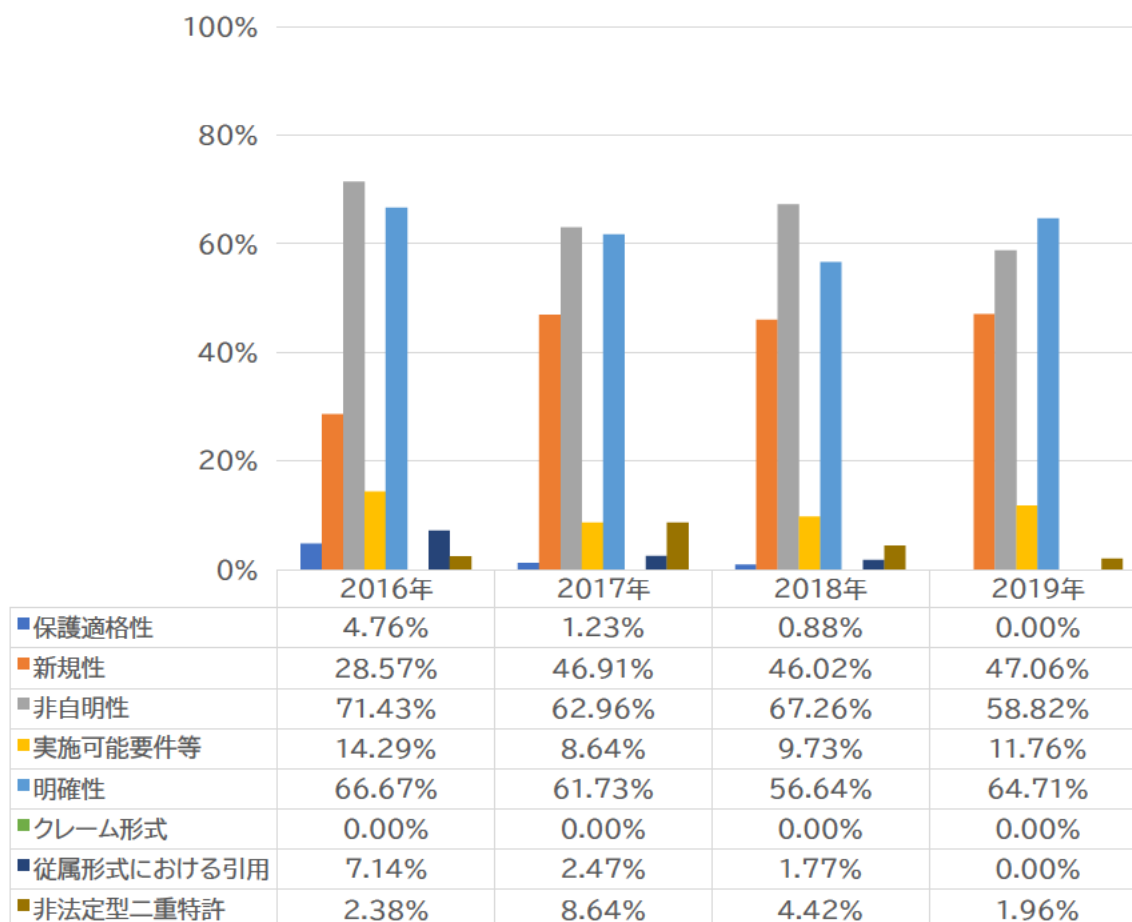


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	0	1	0	1	2	0	1	0	5

図 A-3-2-1F：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【Fセクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

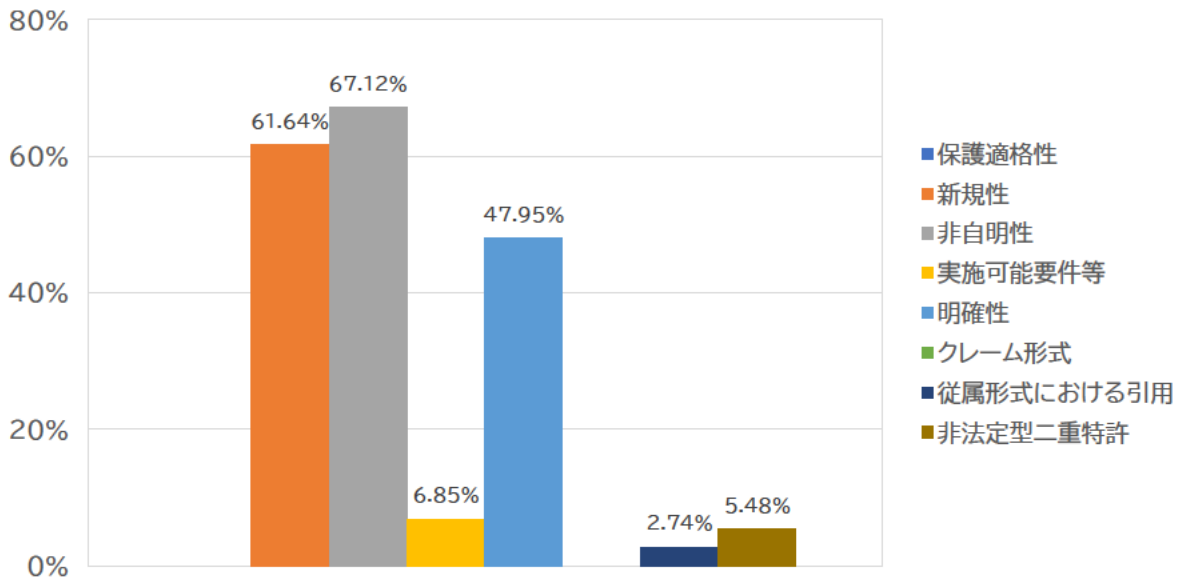


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

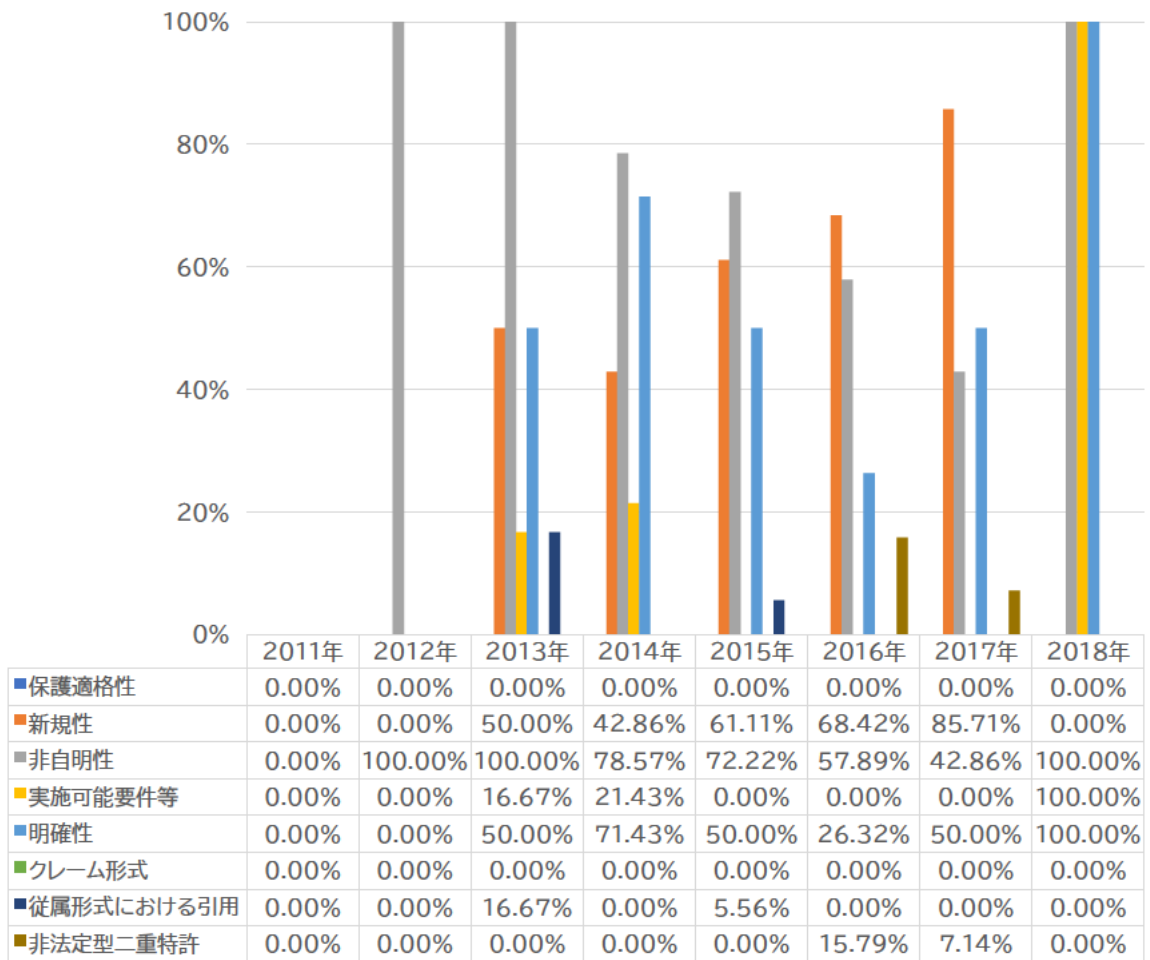


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	42	81	113	51	287

(通常出願：発出年 2011 年から 2018 年の総計)

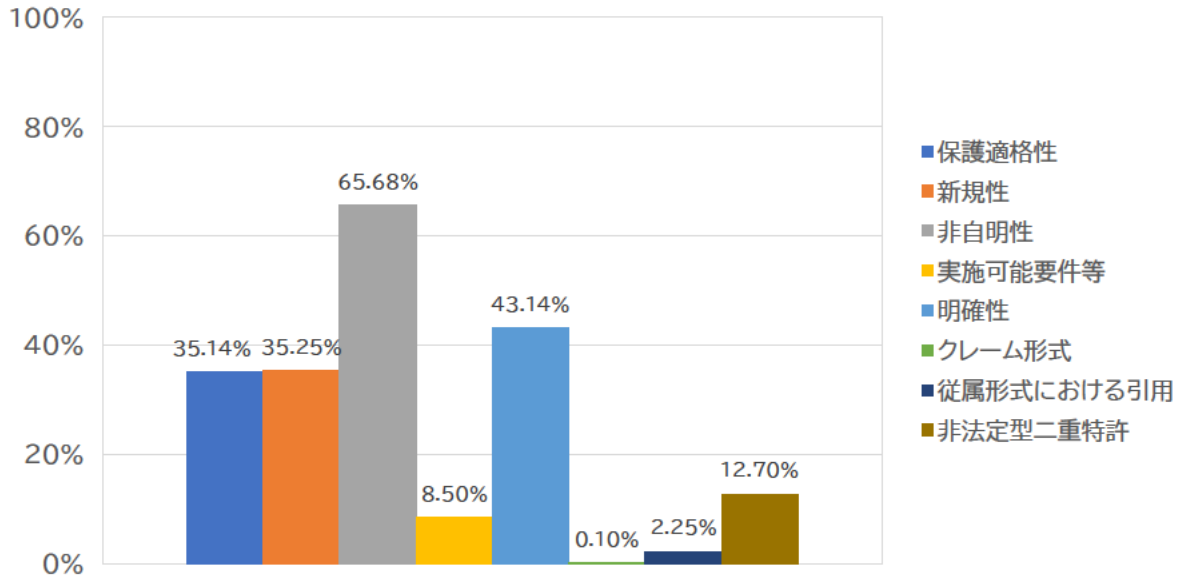


－ 発出年別の推移 －

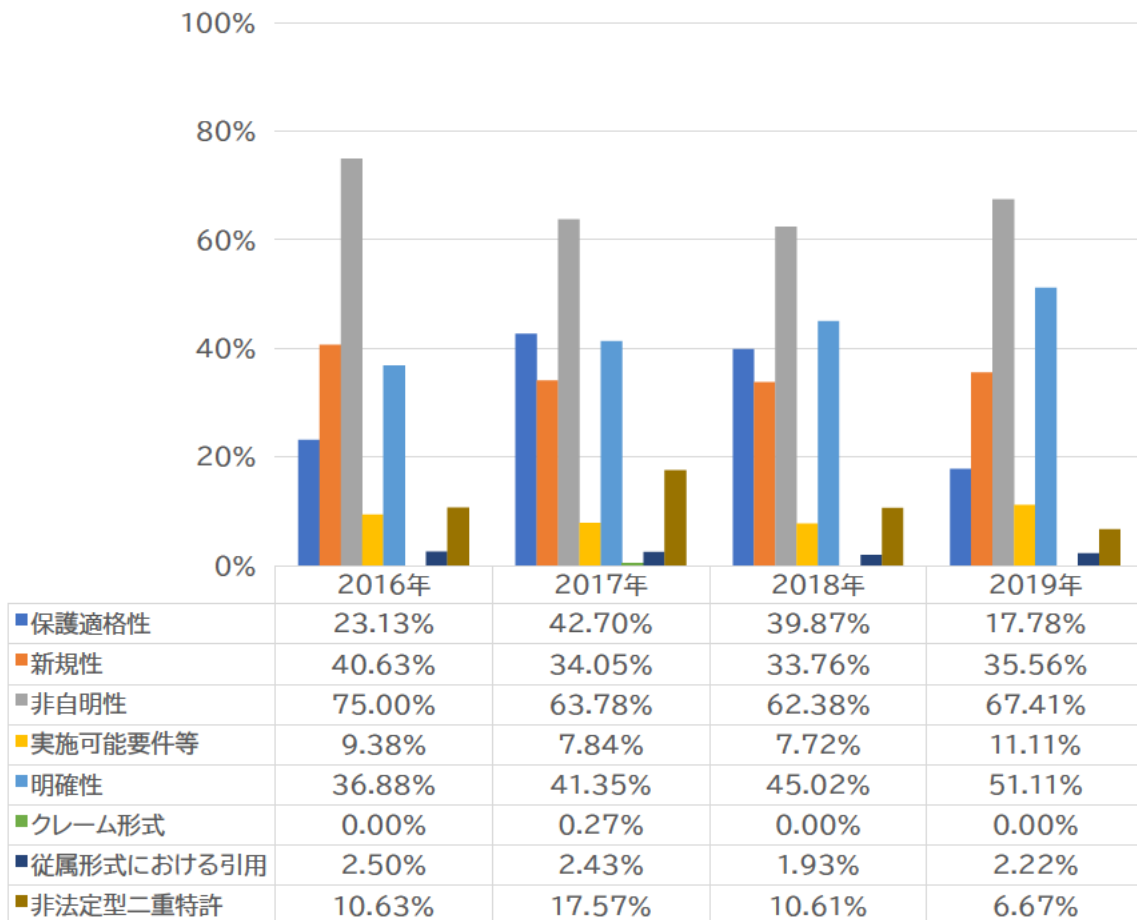


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	0	1	6	14	18	19	14	1	73

図 A-3-2-1G：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【G セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

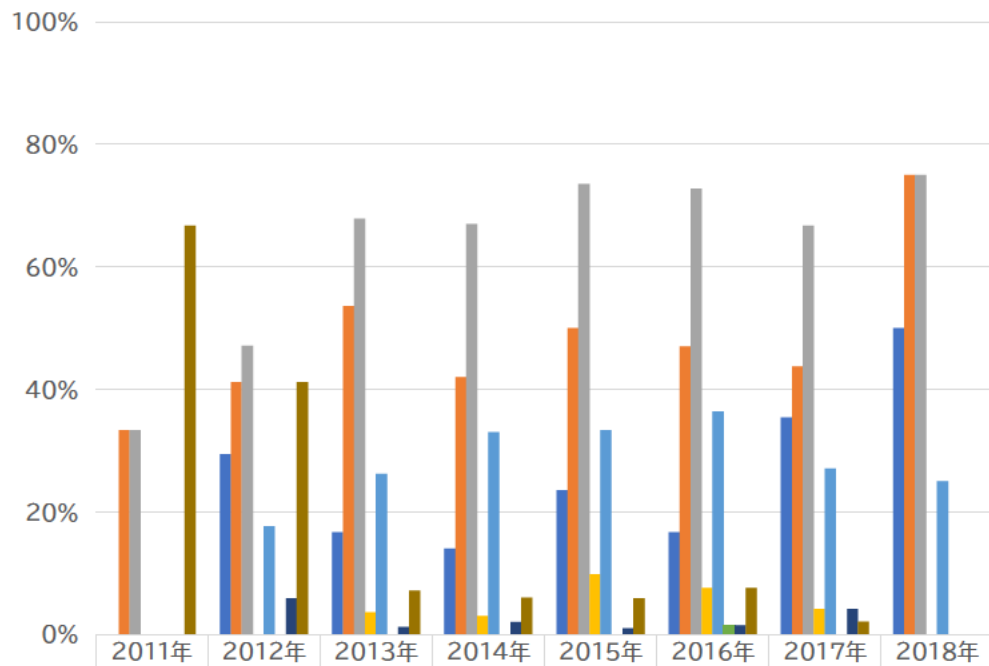
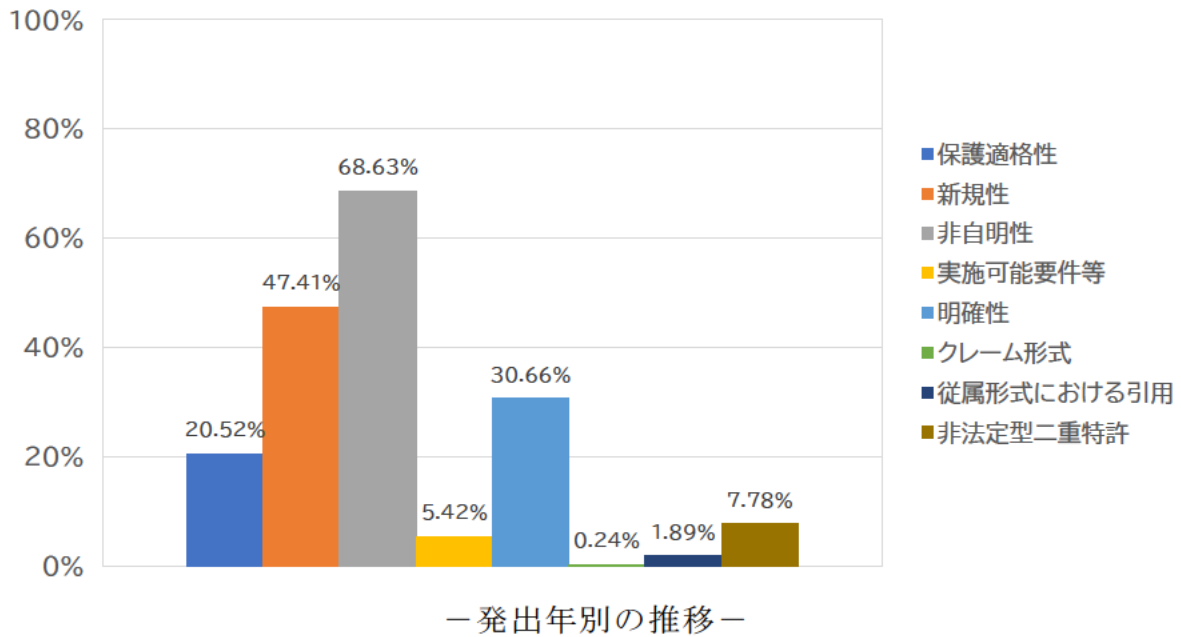


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－



	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	160	370	311	135	976

(通常出願：発出年 2011 年から 2018 年の総計)

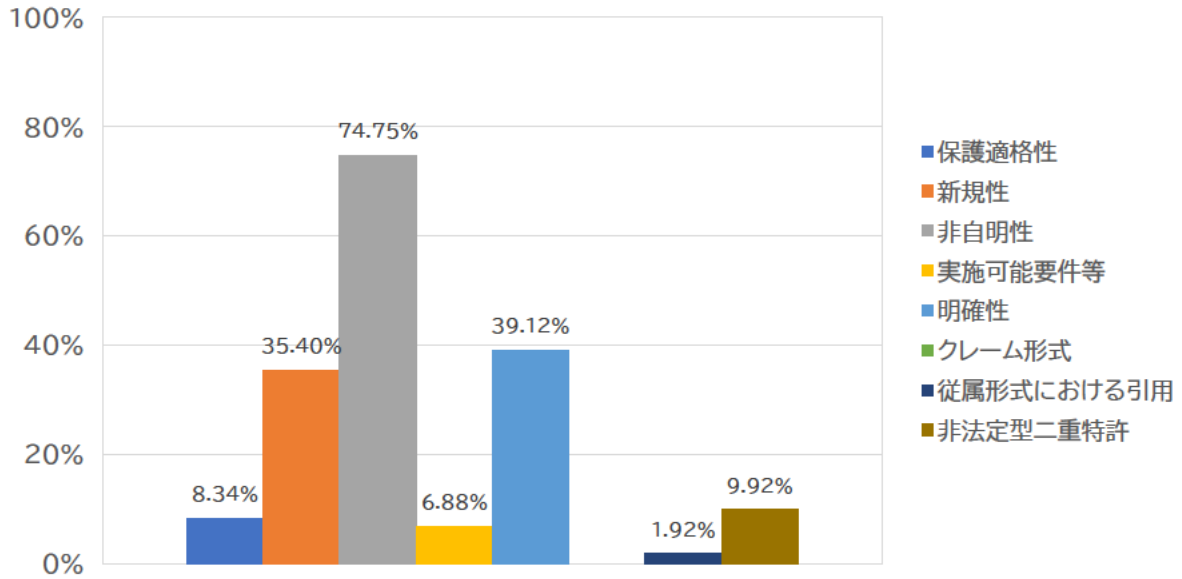


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
■保護適格性	0.00%	29.41%	16.67%	14.00%	23.53%	16.67%	35.42%	50.00%
■新規性	33.33%	41.18%	53.57%	42.00%	50.00%	46.97%	43.75%	75.00%
■非自明性	33.33%	47.06%	67.86%	67.00%	73.53%	72.73%	66.67%	75.00%
■実施可能要件等	0.00%	0.00%	3.57%	3.00%	9.80%	7.58%	4.17%	0.00%
■明確性	0.00%	17.65%	26.19%	33.00%	33.33%	36.36%	27.08%	25.00%
■クレーム形式	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.52%	0.00%	0.00%
■従属形式における引用	0.00%	5.88%	1.19%	2.00%	0.98%	1.52%	4.17%	0.00%
■非法定型二重特許	66.67%	41.18%	7.14%	6.00%	5.88%	7.58%	2.08%	0.00%

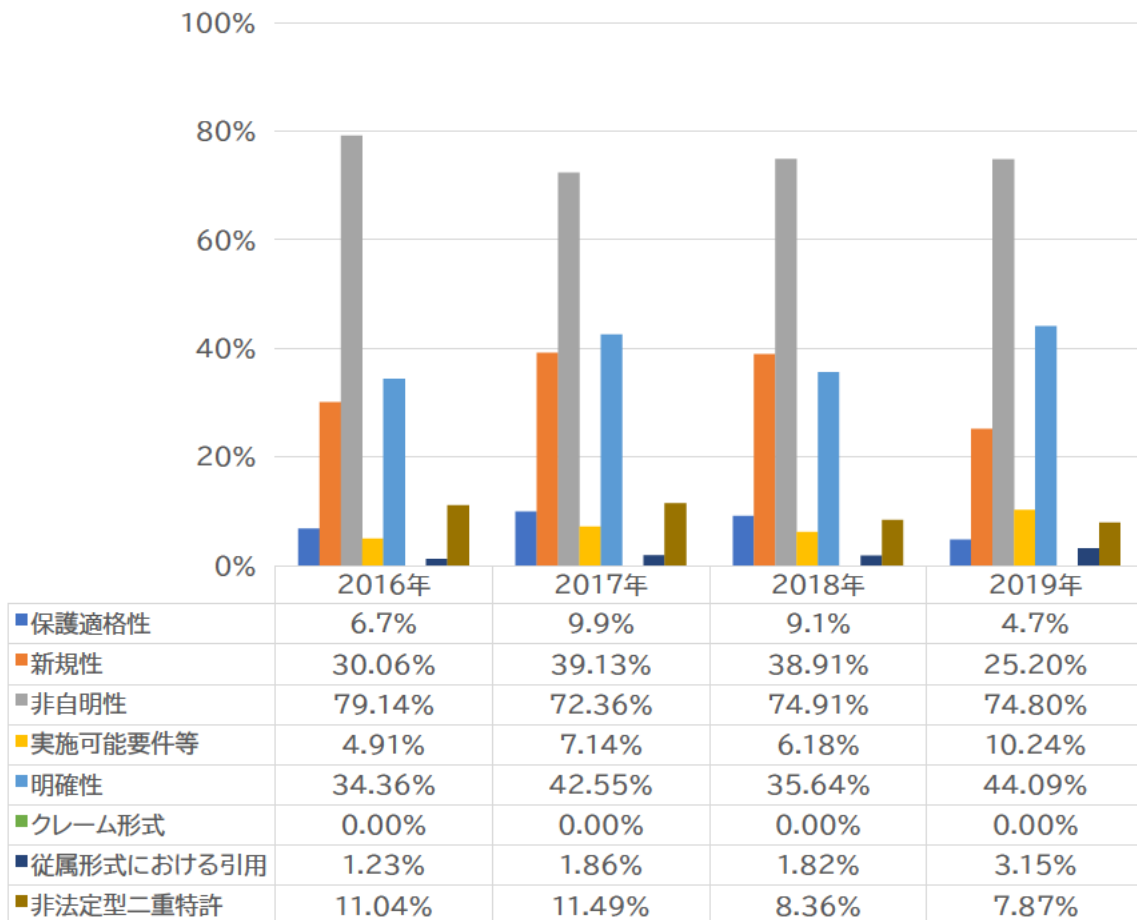
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	3	17	84	100	102	66	48	4	424

図 A-3-2-1H：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【H セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

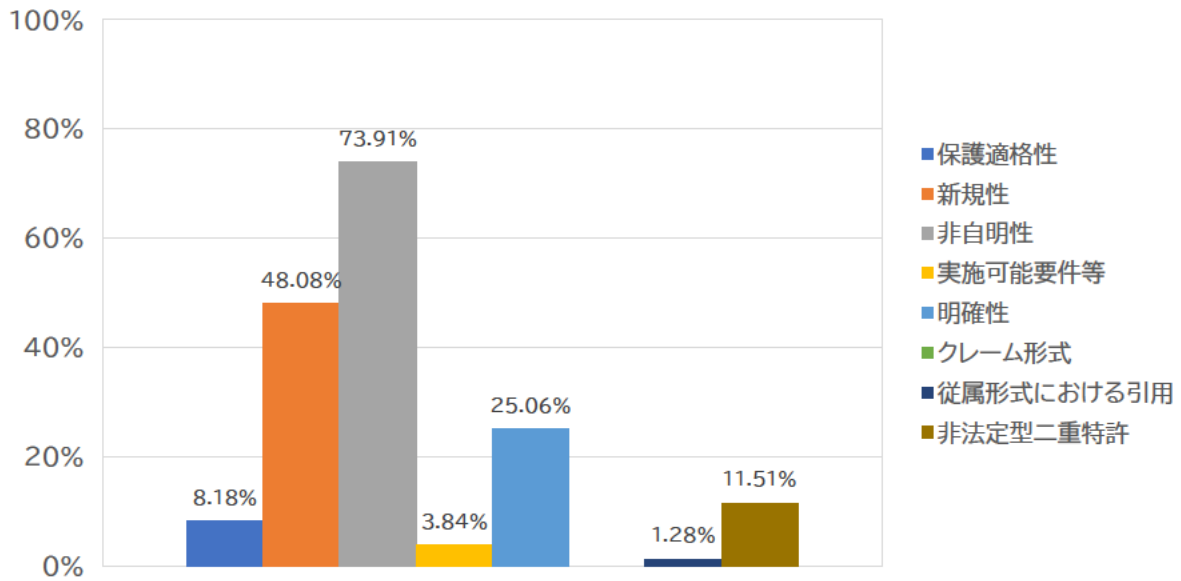


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

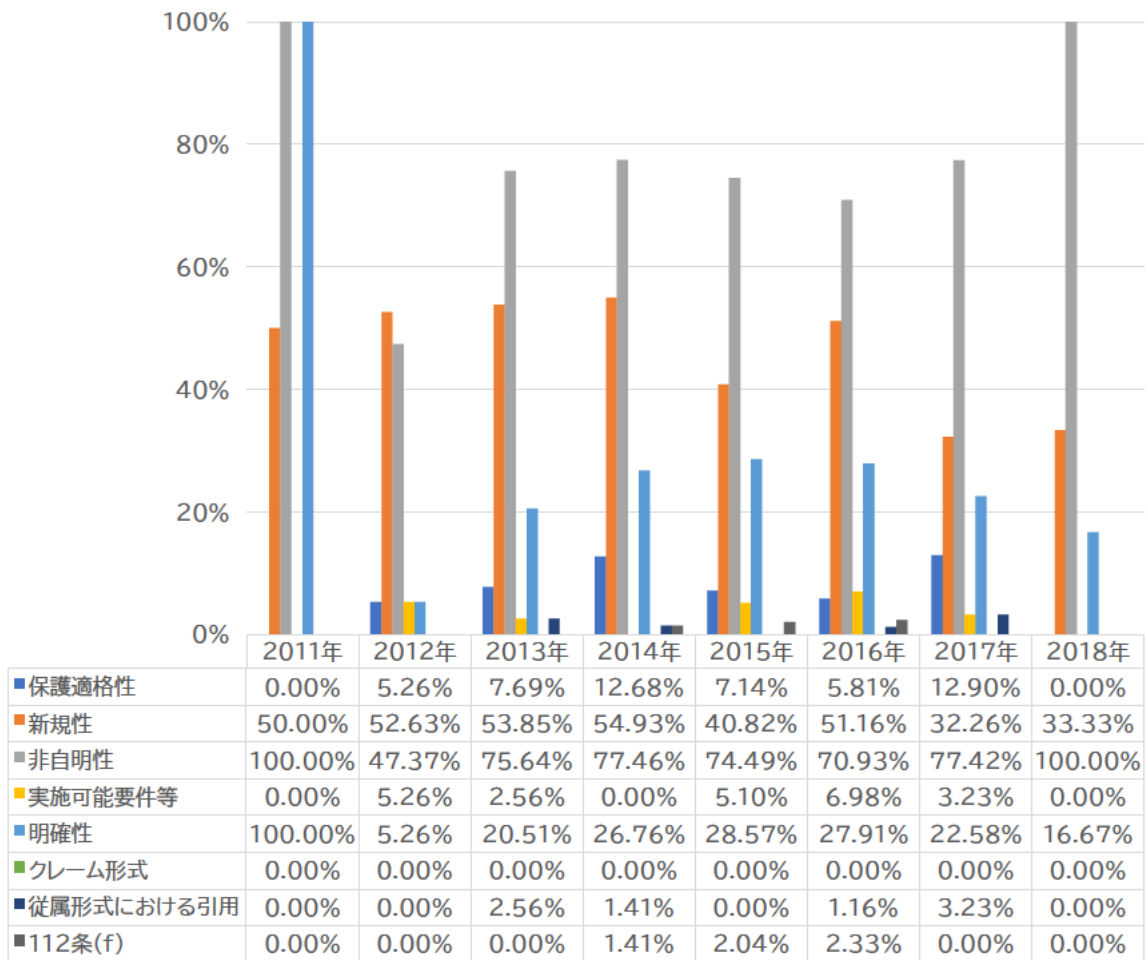


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	163	322	275	127	887

(通常出願：発出年 2011 年から 2018 年の総計)



－ 発出年別の推移 －



	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	2	19	78	71	98	86	31	6	391

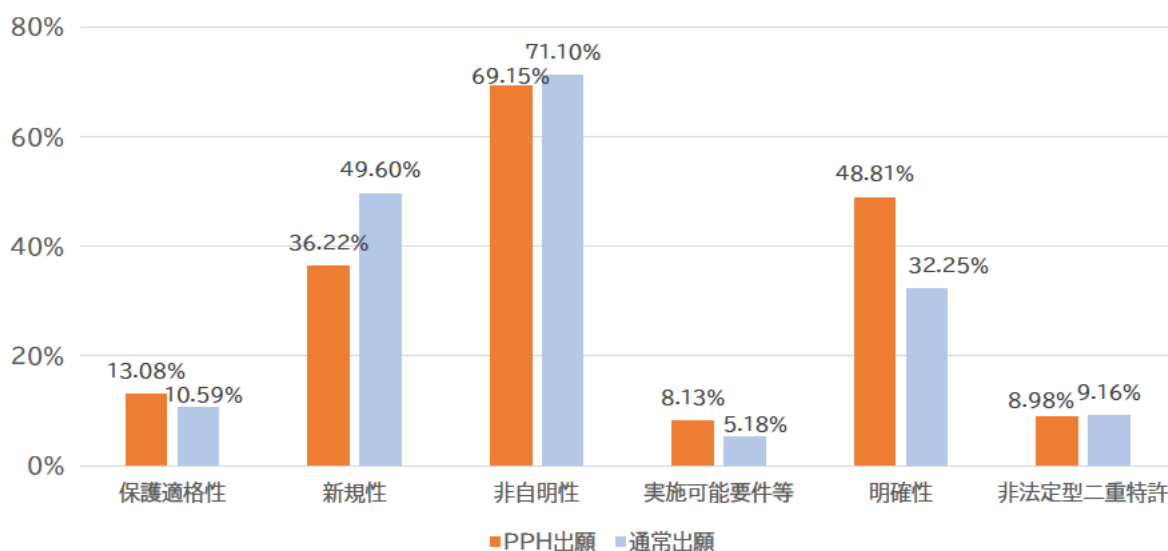
(3) 小括

ア. 全セクション

PPH 出願と通常出願に対する「最初の拒絶理由通知」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「103 条：非自明性」の通知率が一番高く、全体の 70%前後の案件で通知されている。

それ以外では、PPH 出願の場合は「112 条 (b)：明確性」、「102 条：新規性」の順で通知率が高いが、通常出願の場合は「102 条：新規性」及び「112 条 (b)：明確性」の順で通知率が高くなっており、PPH 出願と通常出願の間に差異が認められた。

図 A-3-2-2：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 103 条： 非自明性	69.15%
2. 112 条 (b)： 明確性	48.81%
3. 102 条： 新規性	36.22%
4. 101 条： 保護適格性	13.08%
5. 非法定型二重特許	8.98%

通常出願	
1. 103 条： 非自明性	71.10%
2. 102 条： 新規性	49.60%
3. 112 条 (b)： 明確性	32.25%
4. 101 条： 保護適格性	10.59%
5. 非法定型二重特許	9.16%

PPH 出願の場合は、通常出願と比較してクレームに関する「112 条 (b)：明確性」(48.81%) の通知率が約 16%高くなっている。

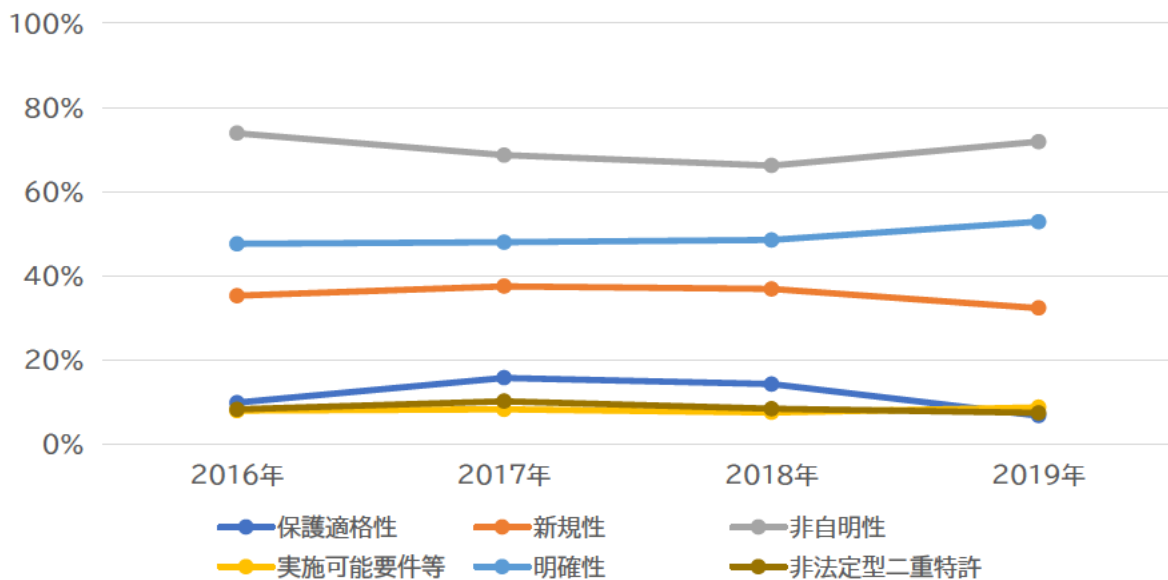
その理由としては、PPH 申請の要件であるクレーム対応要件を満たすように補正をした結果、クレームの内容が不明確になっていることが考えられる。

一方で、PPH 出願の方が通常出願に比べて、「102 条：新規性」の通知率が低くなっており、この理由としては、米国においてはじめて審査される通常出願と比べ、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

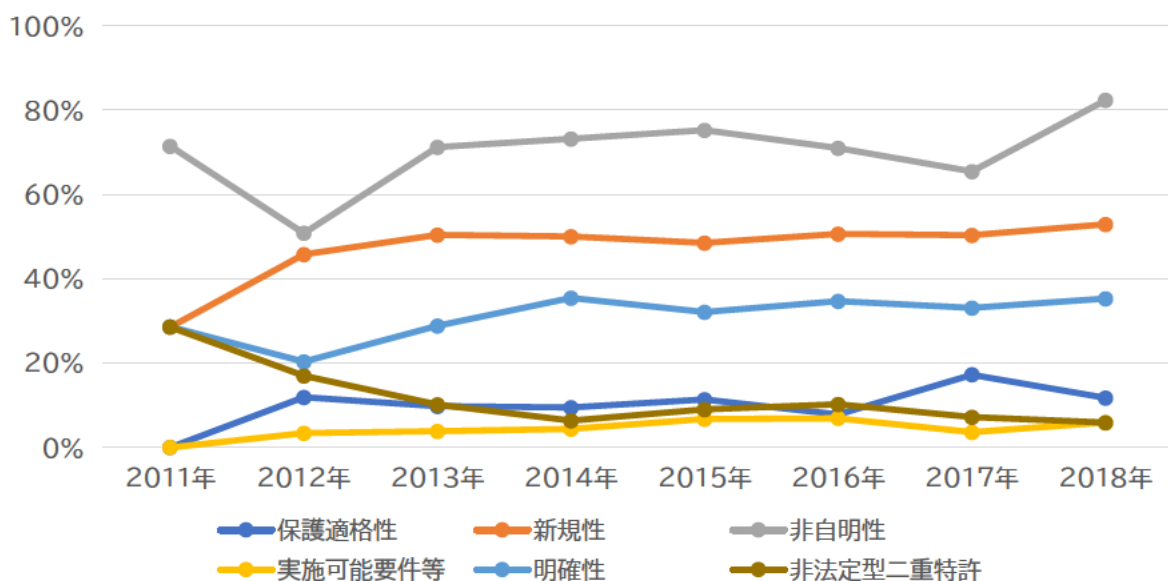
米国特有の傾向として、PPH 出願及び通常出願ともに他国に比べて保護適格性に関する拒絶理由(101 条)の通知率(PPH 出願:13.08%/通常出願:10.59%)が、他国(中国:PPH 出願:1.53%/通常出願:3.39%、韓国:PPH 出願:0.00%/通常出願:0.00%、ドイツ:PPH 出願:1.89%/通常出願:0.75%)に比べて高くなっていることが挙げられる。

図 A-3-2-3：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目の発出年別の推移【全セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年、2019 年は調査時点での暫定値)



(通常出願：2011 年から 2018 年)



経年変化についてみると、PPH 出願においては「103 条：非自明性」の通知率が 2017 年から 2018 年にかけて減少傾向であったが、一転して 2019 年は上昇している。逆に、「101 条：保護適格性」及び「102 条：新規性」の通知率は 2017 年から 2018 年にかけて上昇傾向であったが。また、「112 条 (b)：明確性」の通知率は上昇傾向となっている。

通常出願においては、「103 条：非自明性」の通知率は 2018 年に大きく上昇している。「112 条 (b)：明確性」の通知率は概ね横ばいとなっている。

「101 条：保護適格性」については、2017 年に大きく上昇しているが 2018 年にはそれ以前の水準に戻っており、2012 年から 2018 年までは概ね横ばいとなっている。

イ. IPC セクション別

「101 条：保護適格性」に関する拒絶理由を通知された案件は、G セクションに分類された出願に集中しており、当該拒絶理由が通知された全案件のうち G セクションの案件が占める割合は、PPH 出願では 61.8%、通常出願では 65.4% となっている。

特に、2017 年及び 2018 年は、2016 年以前と比べて通知率が PPH 出願及び通常出願ともに大きく上昇している。その理由として、米国最高裁判所が、2014 年の Alice 最高裁判決において示した「抽象的アイディア (abstract idea)」を含む特許の保護適格性に関する判断枠組み (Two-part test) により、ソフトウェア関連発明に対して保護適格性が認められることが難しくなったことが挙げられる。

しかしながら、PPH 出願では、暫定値ではあるが、2019 年はそれまでとは一転して減少しており、その理由としては、USPTO における「101 条：保護適格性」に関する審査フローが改訂された 2019 年 1 月の改訂版ガイダンス⁸の施行後、保護適格性に関する審査の傾向が変わったことが考えられる。

(PPH 出願)

PPH 出願を IPC セクション別に見た場合、全セクションの数値と比べ、C セクションにおける「非法定型二重特許」の通知率 (18.90%) が全セクションの平均 (9.16%) の約 2 倍となっている。

⁸ 2019 年 1 月の改訂版ガイダンスにおいて、USPTO における「法 101 条：保護適格性」に関する審査フローの Step 2A が改訂 (Step 2A prong 2 の追加) され、クレームにおいて司法的例外 (自然法則、自然現象、抽象的アイディア) が言及されている場合の「法 101 条：保護適格性」に関する判断方法が追加された。本改訂版ガイダンスの説明については、前川有希子「特許対象としての適格性 (Patent Eligibility) 判定に関する 2019 年 USPTO 改訂ガイダンス」 「A.I.P.P.I.」 Vol.64 No.8 (2019 年 8 月号) p.14 が詳しい。

(通常出願)

通常出願を IPC セクション別に見た場合、全セクションの数値と比べて特徴的なセクション (G セクション除く) としては、A セクションが挙げられる。

A セクションに分類された通常案件においては、「非法定型の二重特許」に基づく拒絶理由が通知される割合が 18.46% となっており、全体平均 (9.16%) に比べて約 2 倍と高い通知率になっている。

3 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

調査対象出願に発出された特許査定とならなかった「最終的な審査結果」である「最後の拒絶理由 (RCE 後除く)」において、如何なる拒絶理由が通知されているのか割合を算出するため、「最後の拒絶理由 (RCE 後除く)」に含まれる拒絶理由を根拠条文別に分類、整理した。

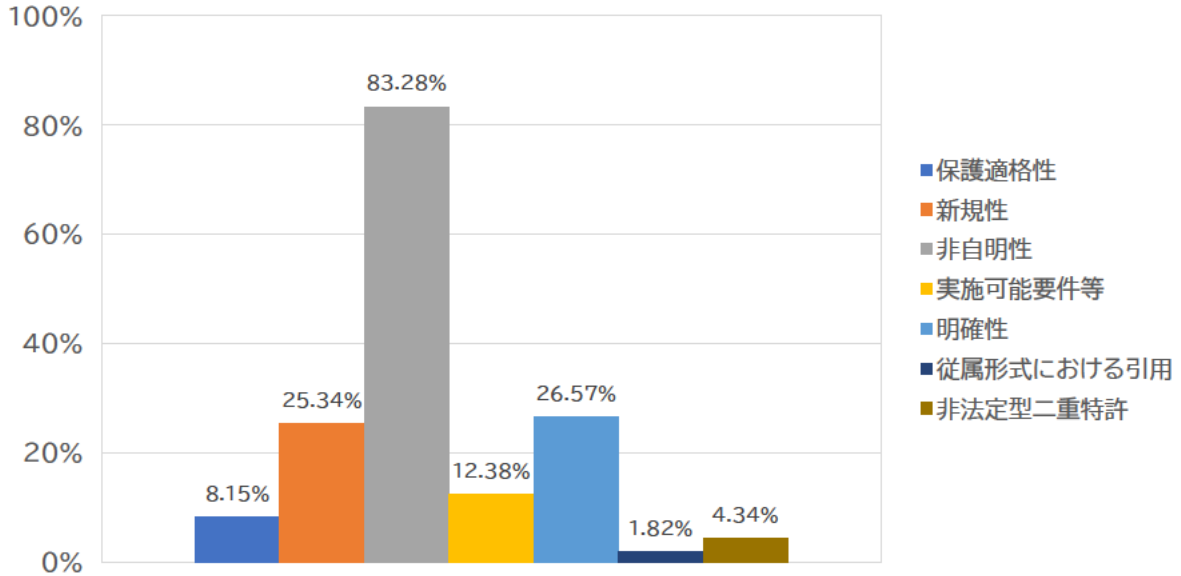
なお、「112 条 (c) : クレーム形式」に基づく拒絶理由を含む出願はなかったため、下記の表及び図では、当該項目を省略している。

調査対象出願に対して発出された「最後の拒絶理由 (RCE 後除く)」に含まれる拒絶理由を根拠条文別、発出年別及び IPC セクション別に分類、整理した結果を図 A-3-3-1 に示す。

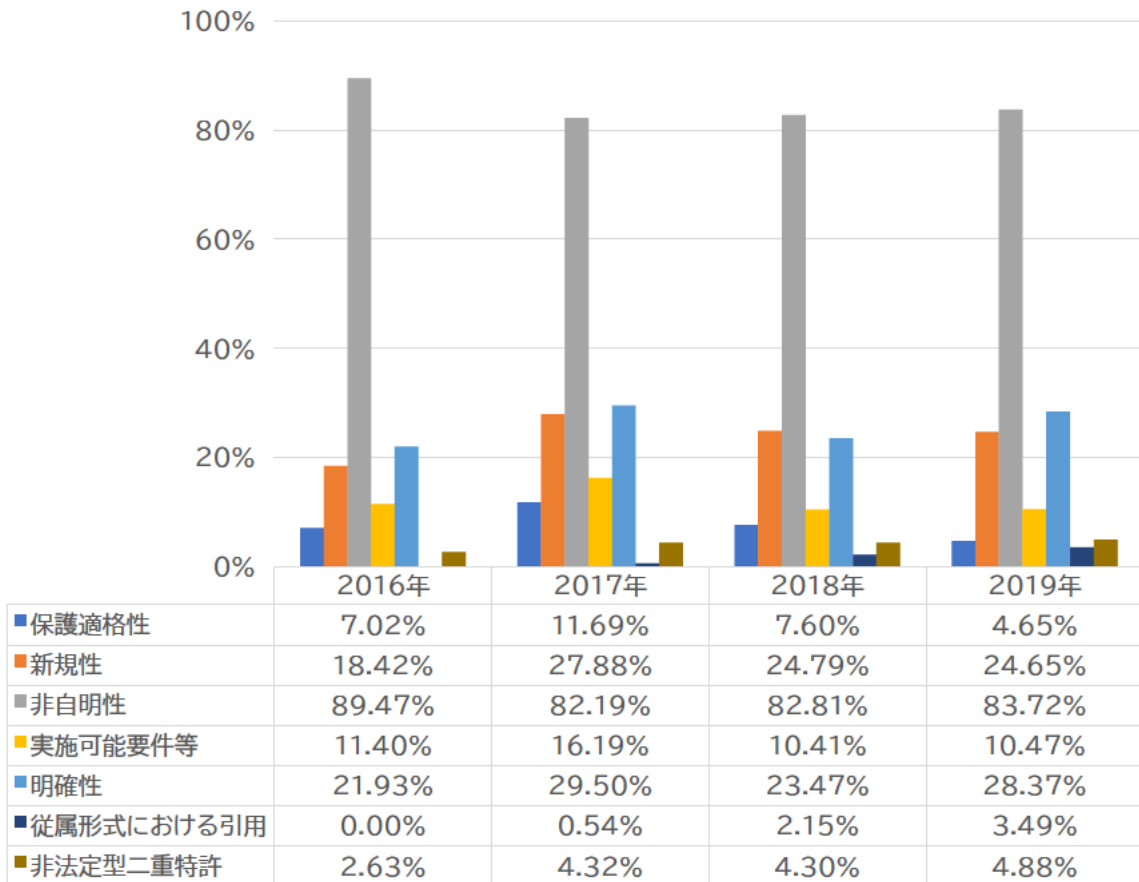
(1) 全セクション

図 A-3-3-1：「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」に含まれる拒絶理由
【全セクション】

(PPH 出願：最後の拒絶理由発出年 2016 年から 2019 年の総計)

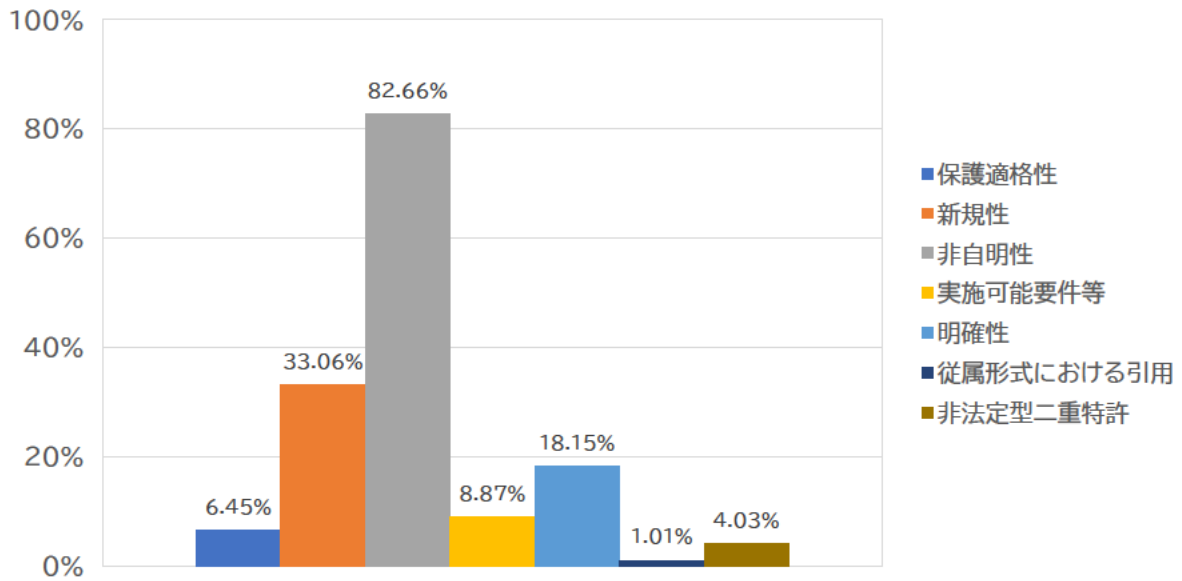


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

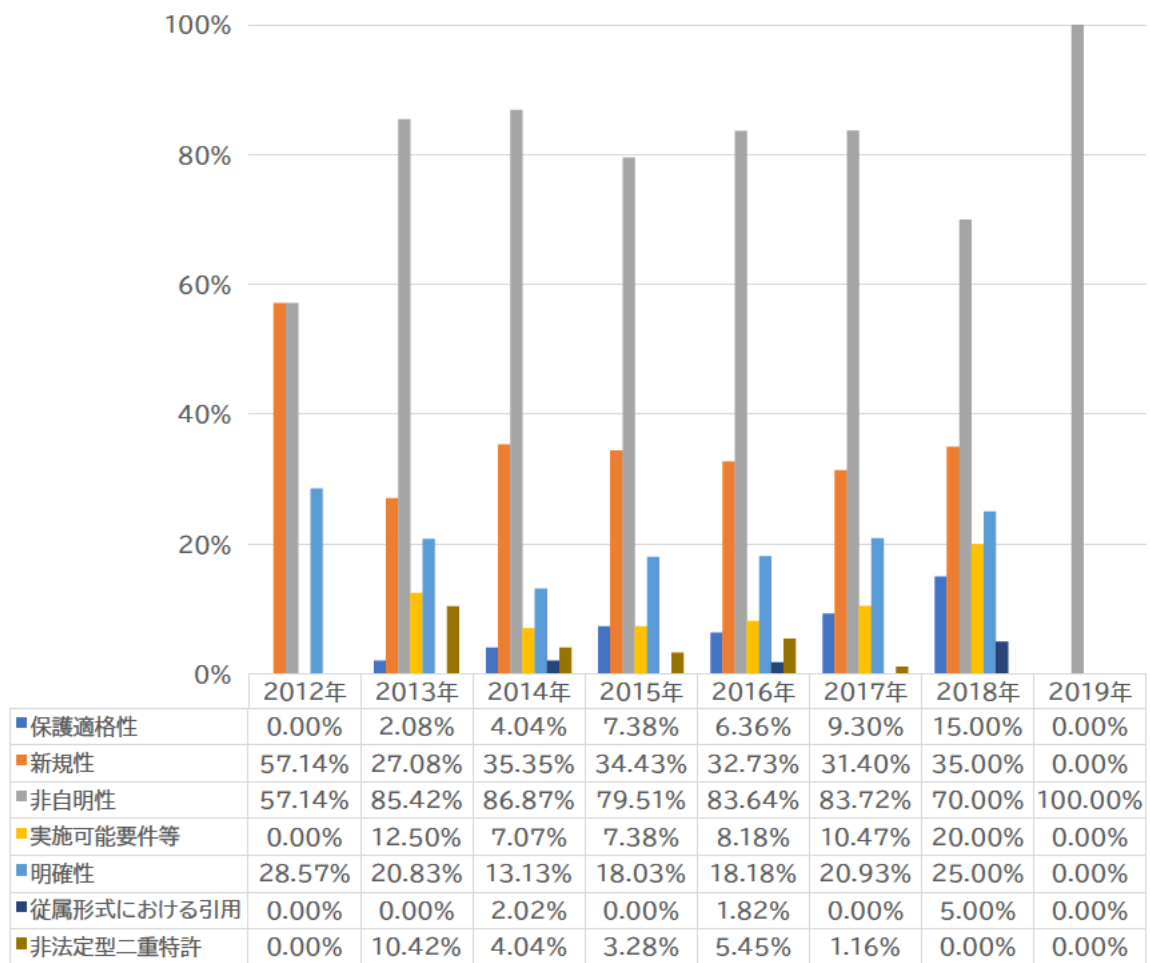


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	114	556	605	430	1705

(通常出願：最後の拒絶理由発出年 2012 年から 2019 年の総計)



－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	7	48	99	122	110	86	20	4	496

PPH 出願及び通常出願に発出された「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」に含まれる拒絶理由の割合を比較すると、「103 条：非自明性」に関する拒絶理由を通知されていた案件が PPH 出願（83.28%）及び通常出願（82.66%）ともに 80% 以上存在した。

「103 条：非自明性」に次いで通知率の高い拒絶理由として「112 条（b）：明確性」と「102 条：新規性」が挙げられるが、PPH 出願の場合は「112 条（b）：明確性」（26.57%）と「102 条：新規性」（25.34%）の通知率はほぼ同程度になっている一方で、通常案件の場合は「102 条：新規性」（33.06%）の通知率が「112 条（b）：明確性」（18.15%）の通知率よりも約 15% も高くなっている点で両出願の差異が認められる。

経年変化についてみると、PPH 出願における「103 条：非自明性」の通知率は、2017 年に減少して以降、概ね横ばいとなっているが、「101 条：保護適格性」、「102 条：新規性」及び「112 条（a）：実施可能要件等」の通知率については 2017 年以降、減少傾向になっている。一方、「112 条（b）：明確性」の通知率は、2018 年に一旦下がるものの上昇傾向を示している。

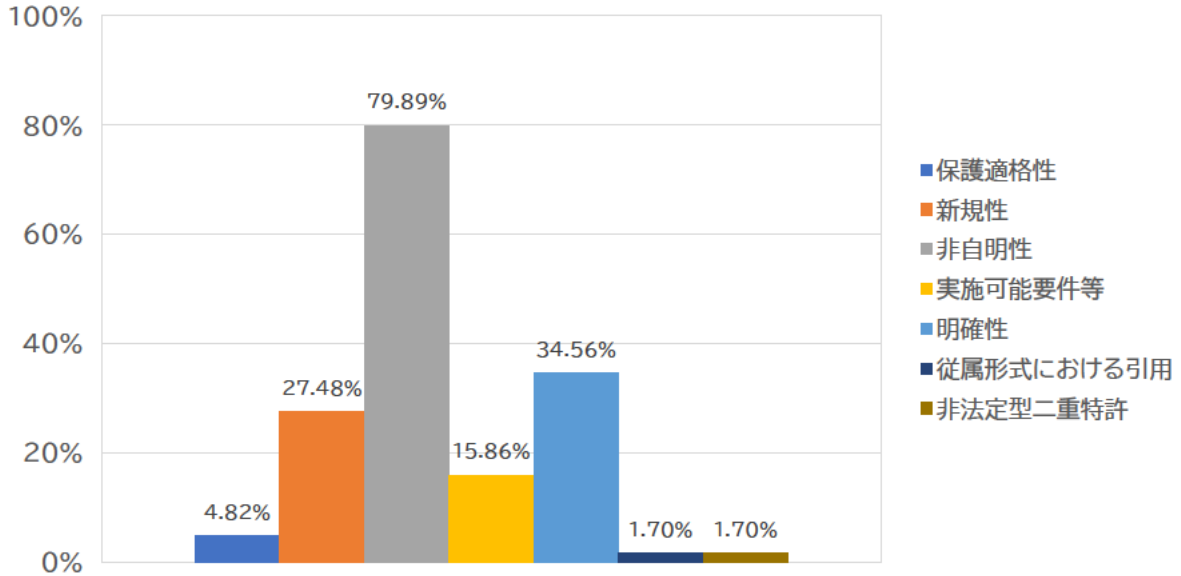
通常出願について対象案件数が一定数存在する 2013 年から 2017 年に絞ってみると、「103 条：非自明性」の通知率は若干の減少傾向であるが、「102 条：新規性」についても 2014 年以降は若干の減少傾向になっている。また、「101 条：保護適格性」については 2013 年以降、「112 条（b）：明確性」については 2014 年以降上昇傾向になっている。

(2) IPC セクション別

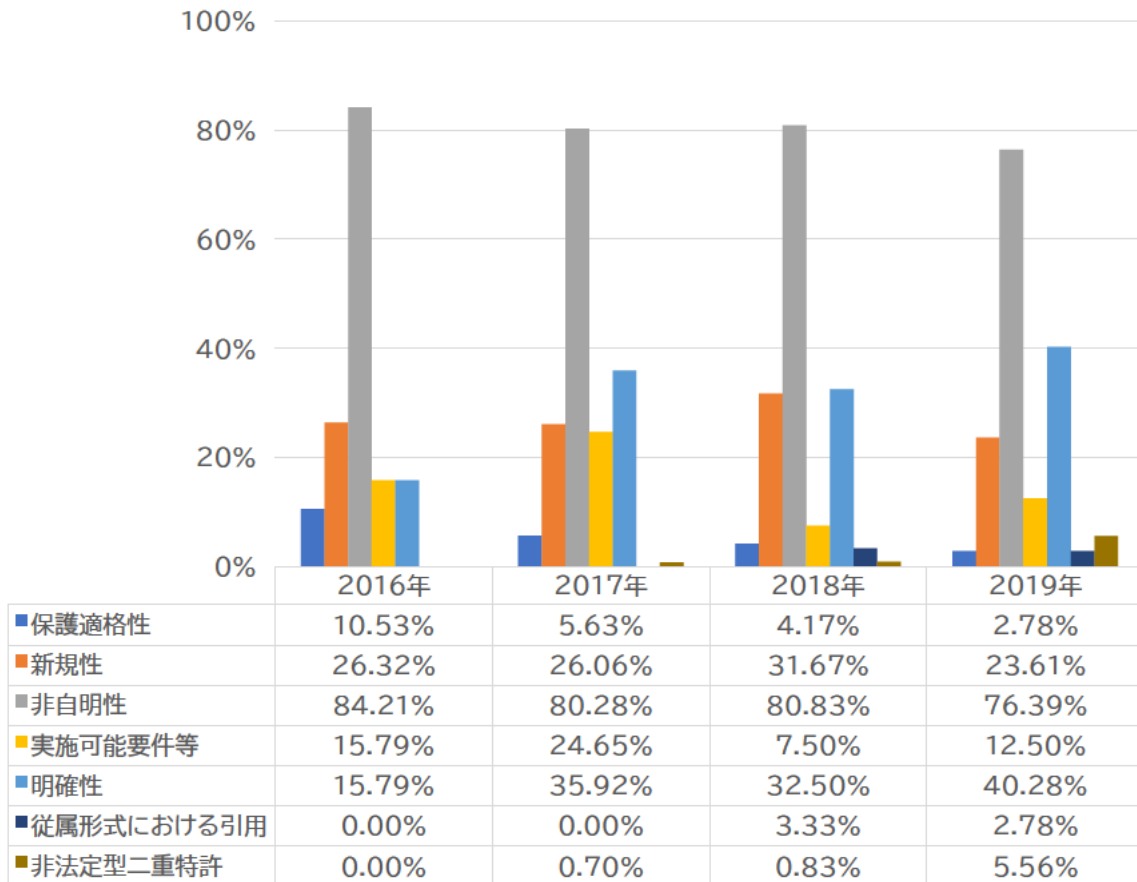
図 A-3-3-1A : 「最後の拒絶理由 (RCE 後除く)」に含まれる拒絶理由

【A セクション】

(PPH 出願：最後の拒絶理由発出年 2016 年から 2019 年の総計)

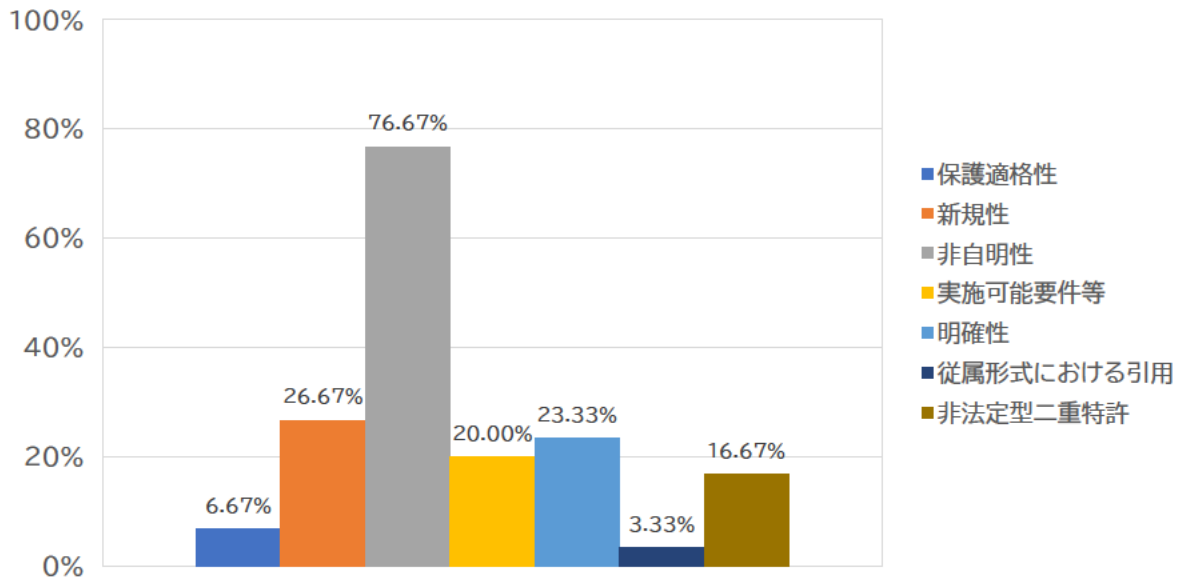


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

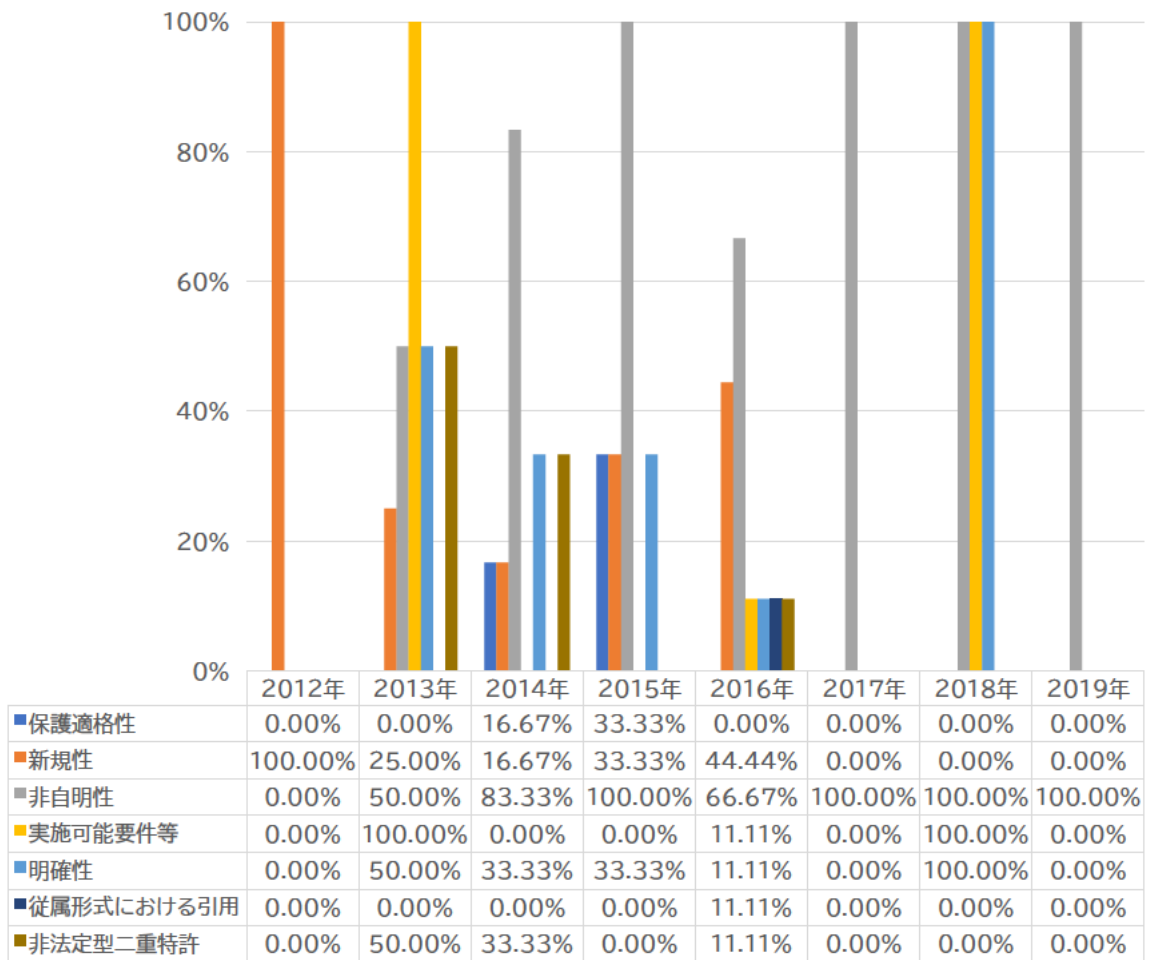


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	19	142	120	72	353

(通常出願：最後の拒絶理由発出年 2012 年から 2019 年の総計)



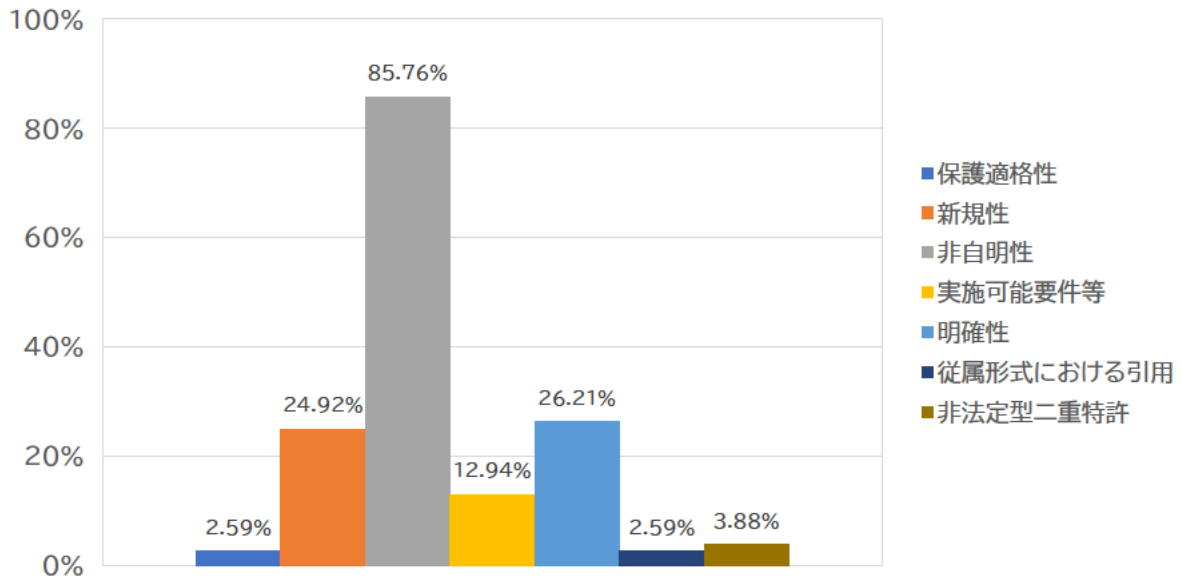
－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －



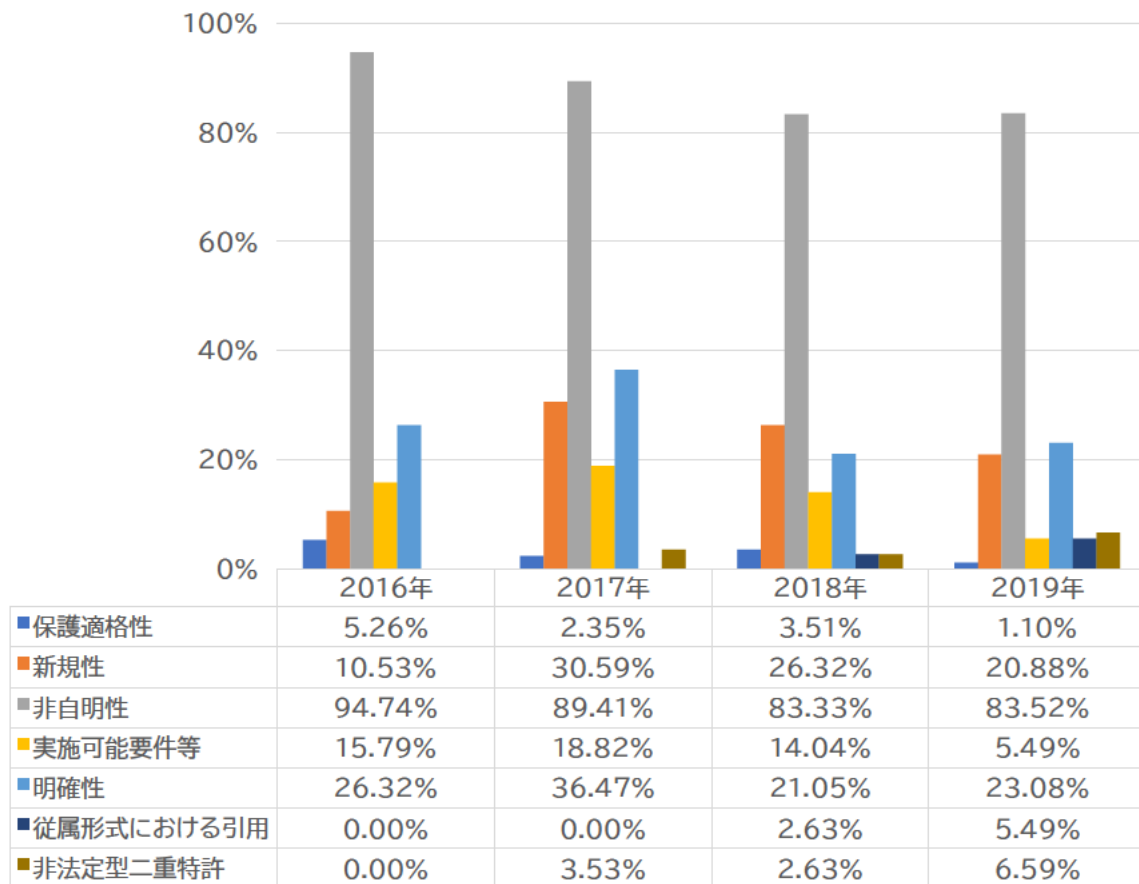
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	1	4	6	3	9	5	1	1	30

図 A-3-3-1B : 「最後の拒絶理由 (RCE 後除く)」に含まれる拒絶理由
【B セクション】

(PPH 出願：最後の拒絶理由発出年 2016 年から 2019 年の総計)

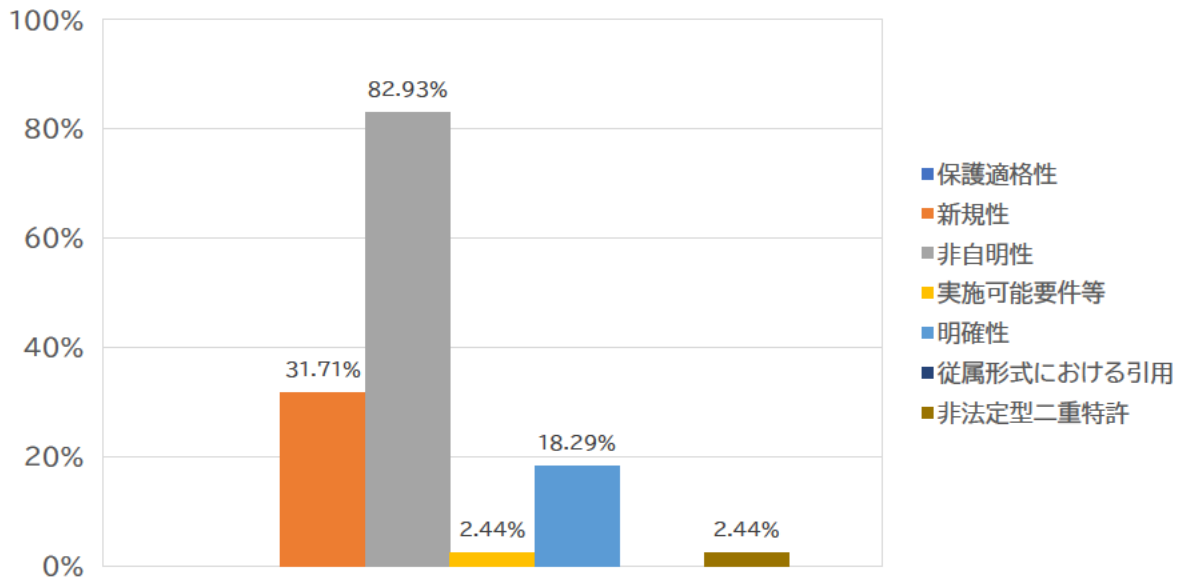


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

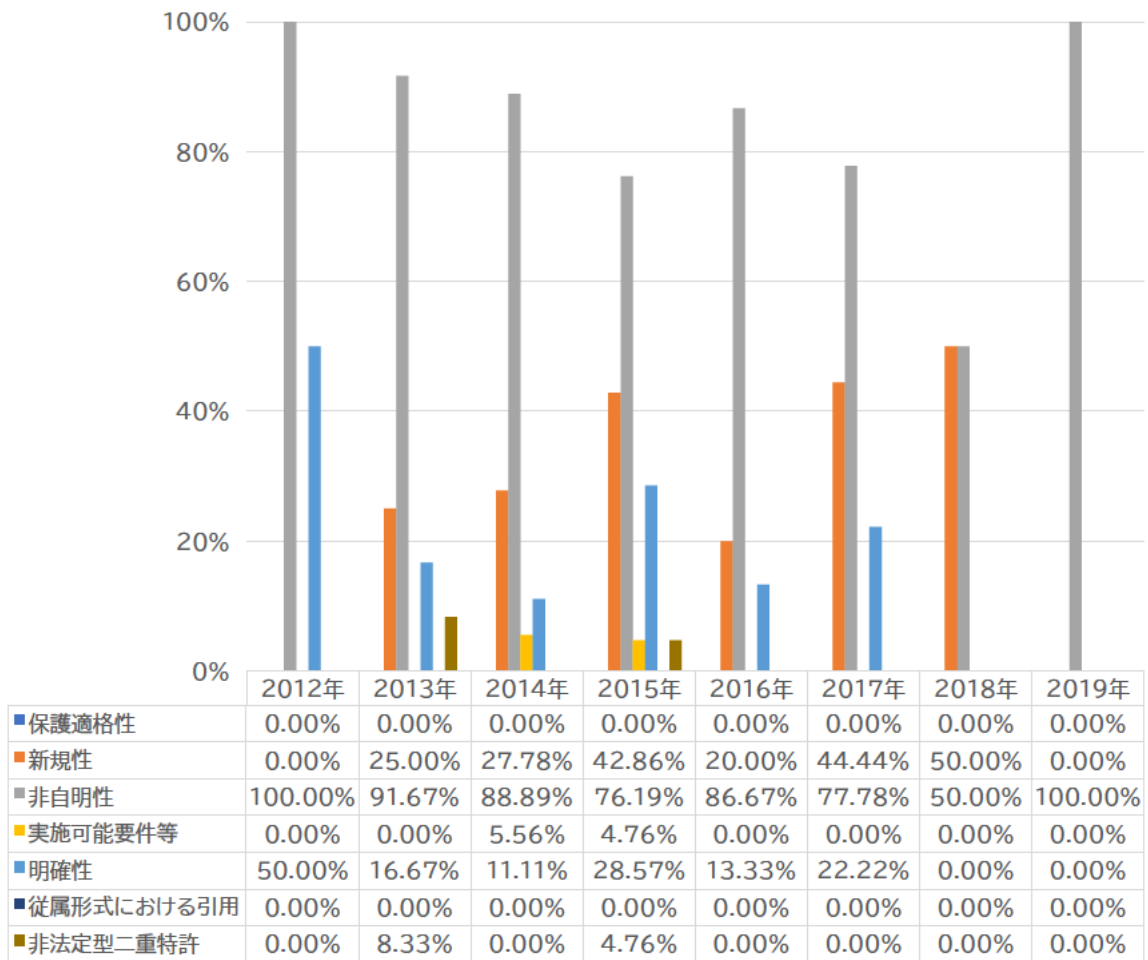


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	19	85	114	91	309

(通常出願：最後の拒絶理由発出年 2012 年から 2019 年の総計)



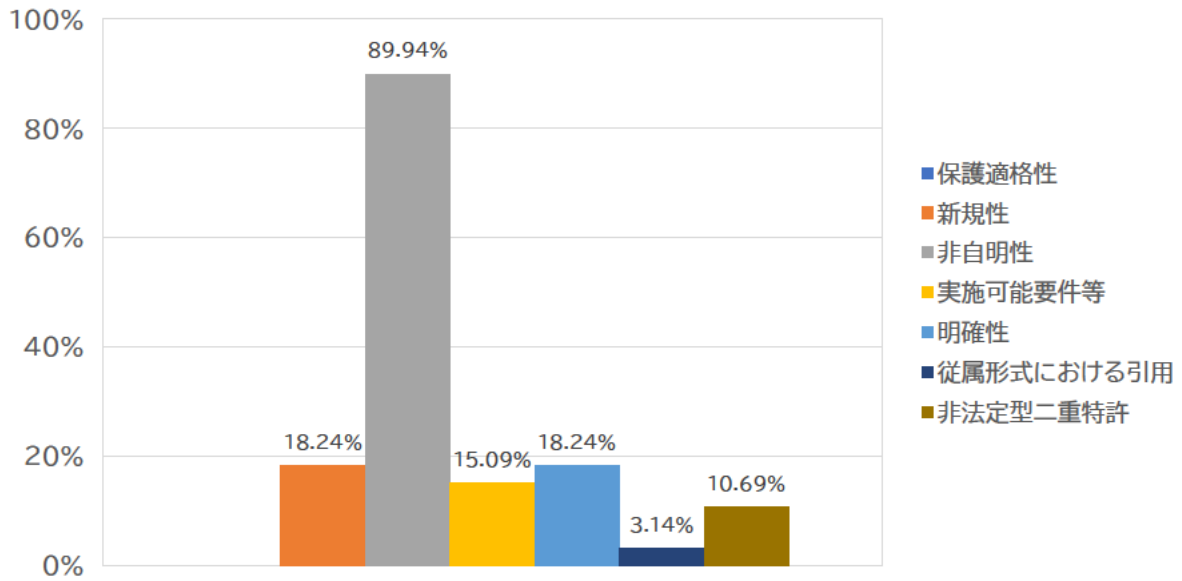
－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －



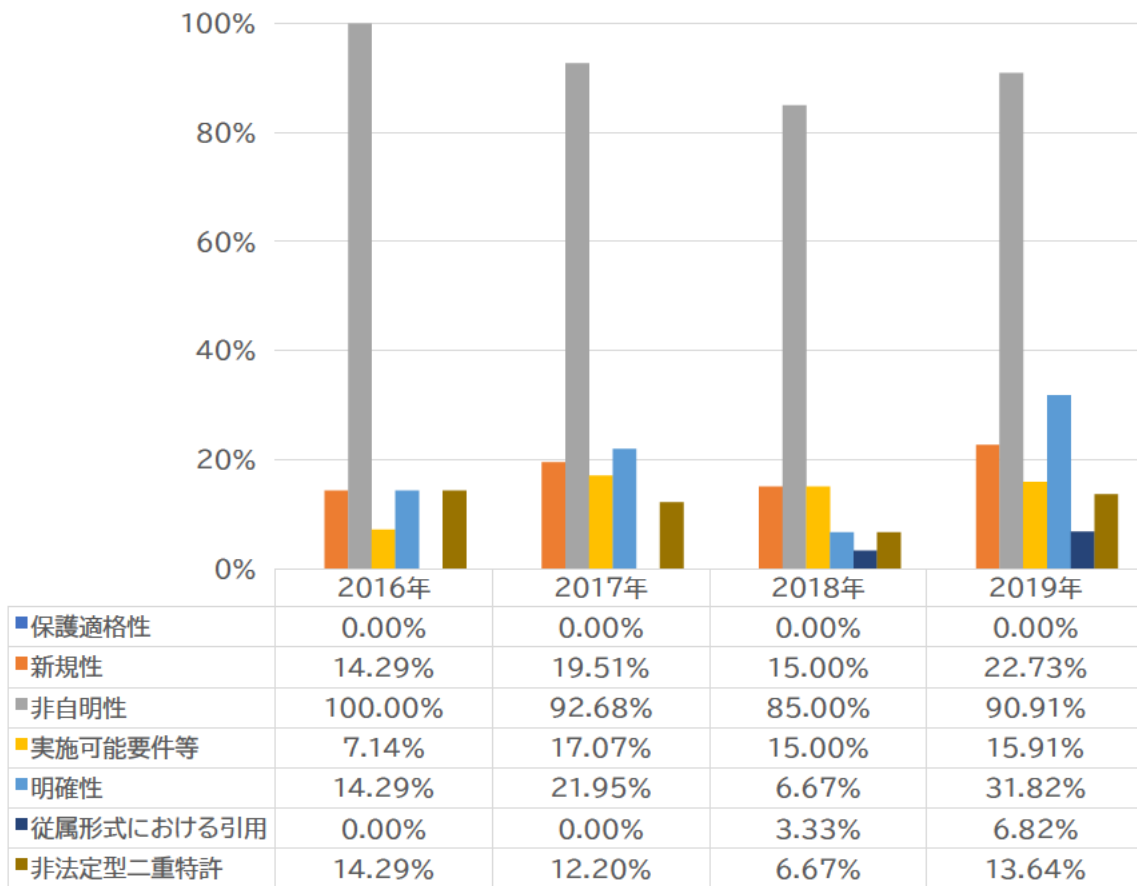
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	2	12	18	21	15	9	4	1	82

図 A-3-3-1C : 「最後の拒絶理由 (RCE 後除く)」に含まれる拒絶理由
【C セクション】

(PPH 出願：最後の拒絶理由発出年 2016 年から 2019 年の総計)

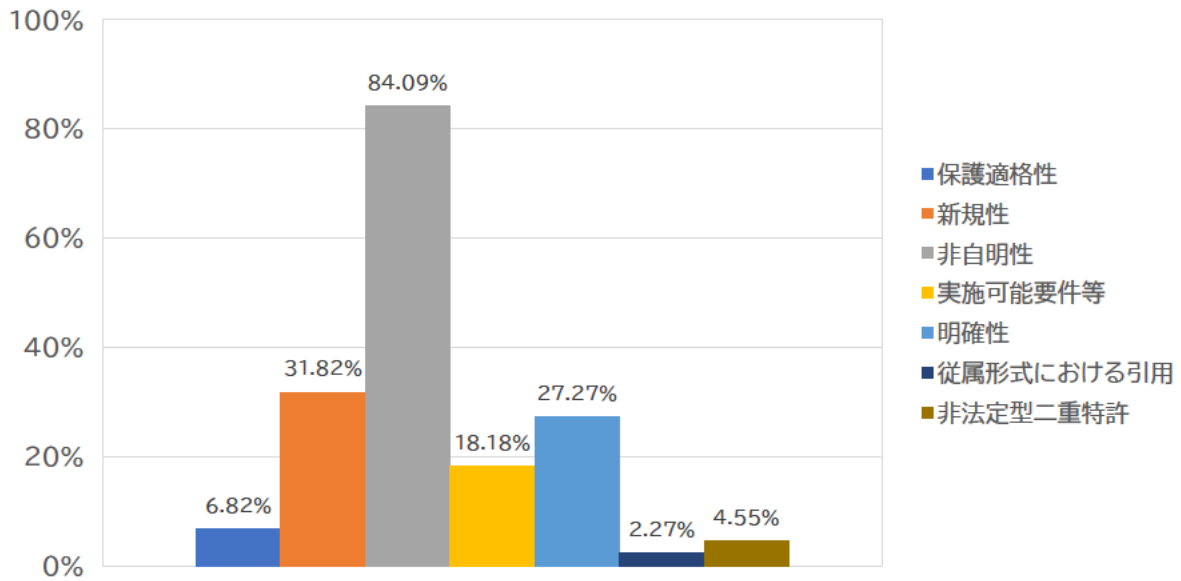


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

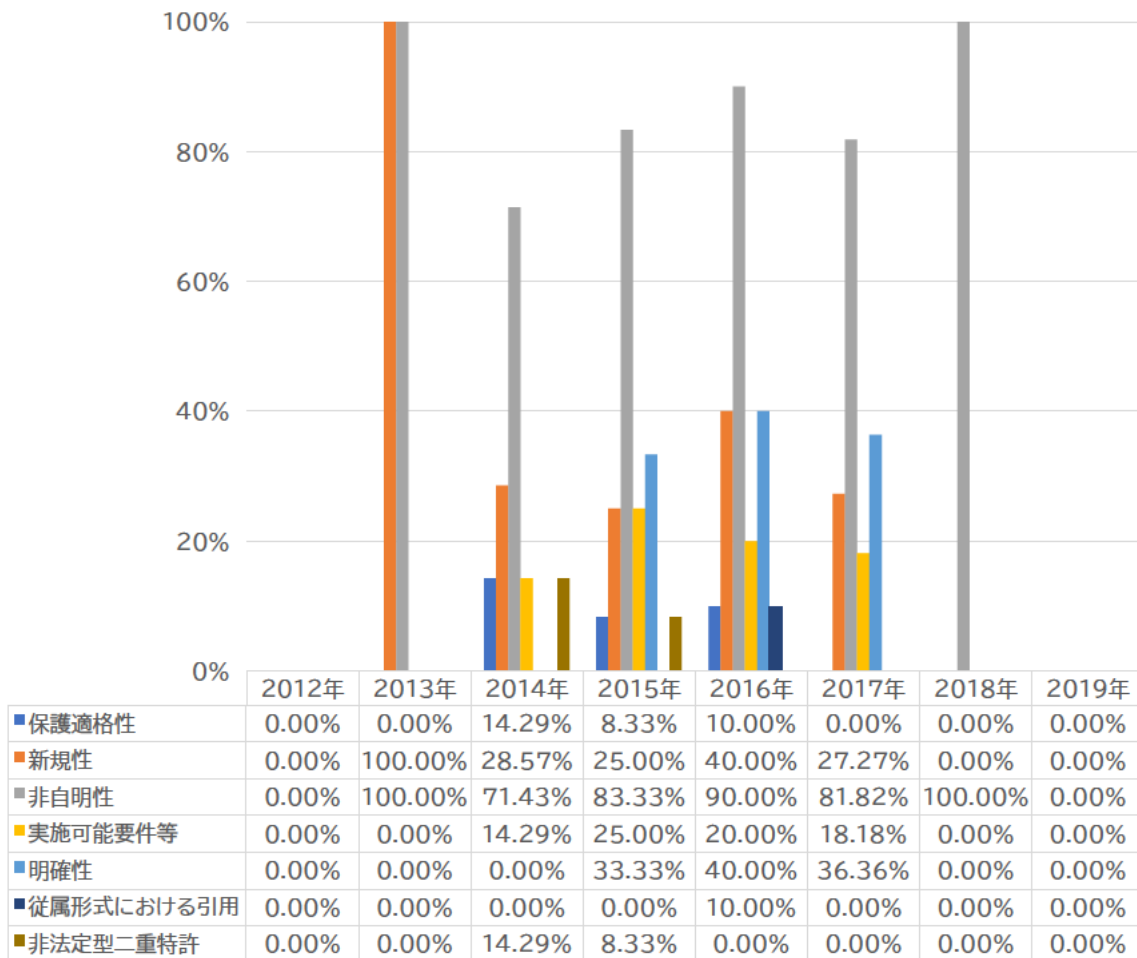


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	14	41	60	44	159

(通常出願：最後の拒絶理由発出年 2012 年から 2019 年の総計)



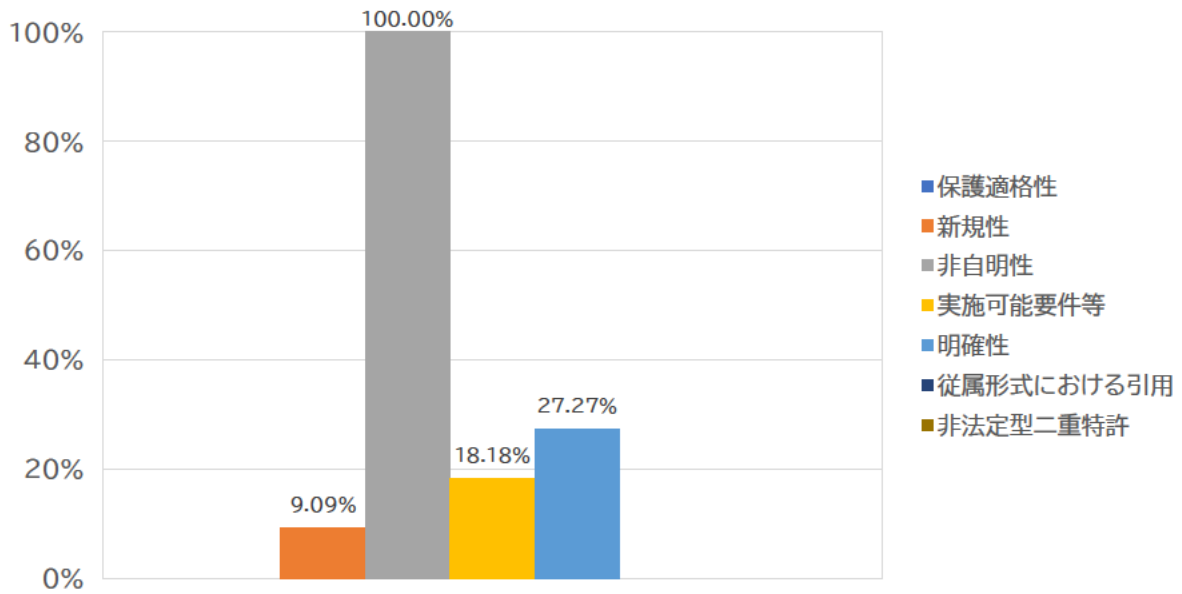
－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －



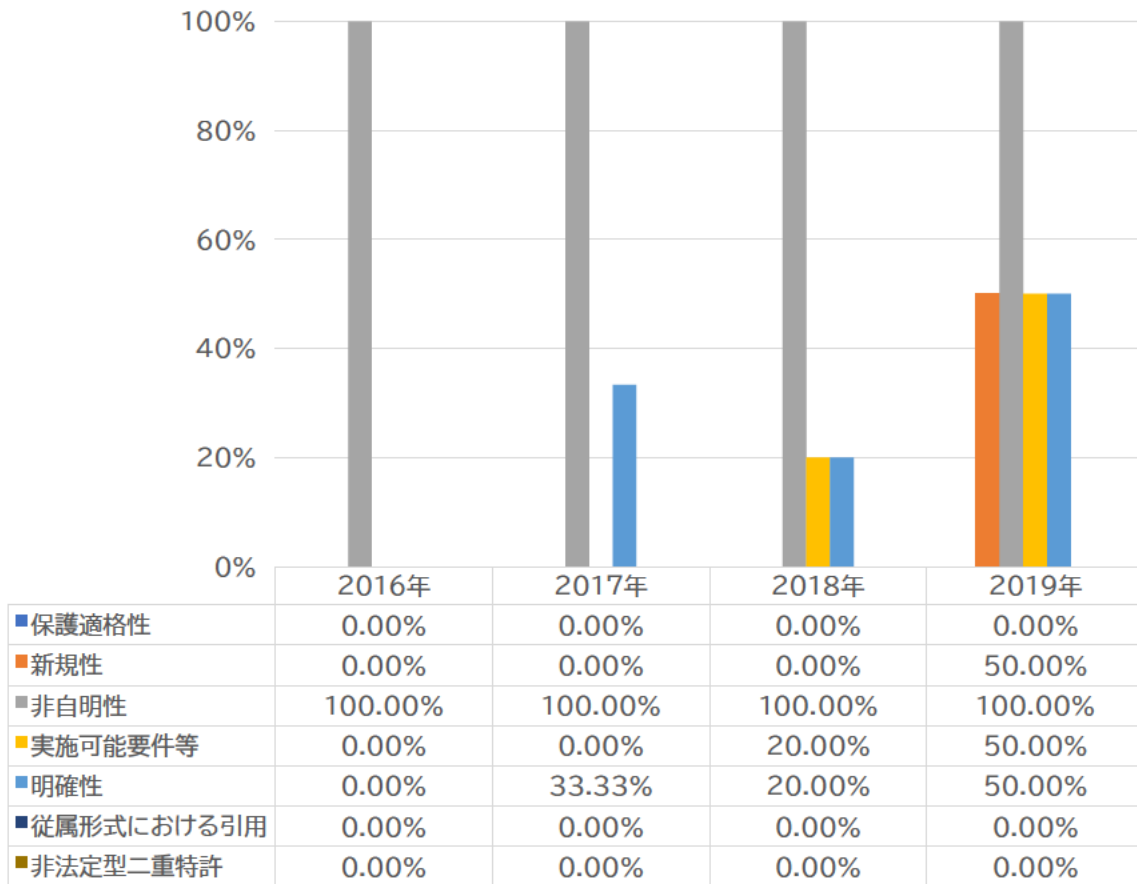
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	1	7	12	10	11	3	0	44

図 A-3-3-1D : 「最後の拒絶理由 (RCE 後除く)」に含まれる拒絶理由
【D セクション】

(PPH 出願：最後の拒絶理由発出年 2016 年から 2019 年の総計)

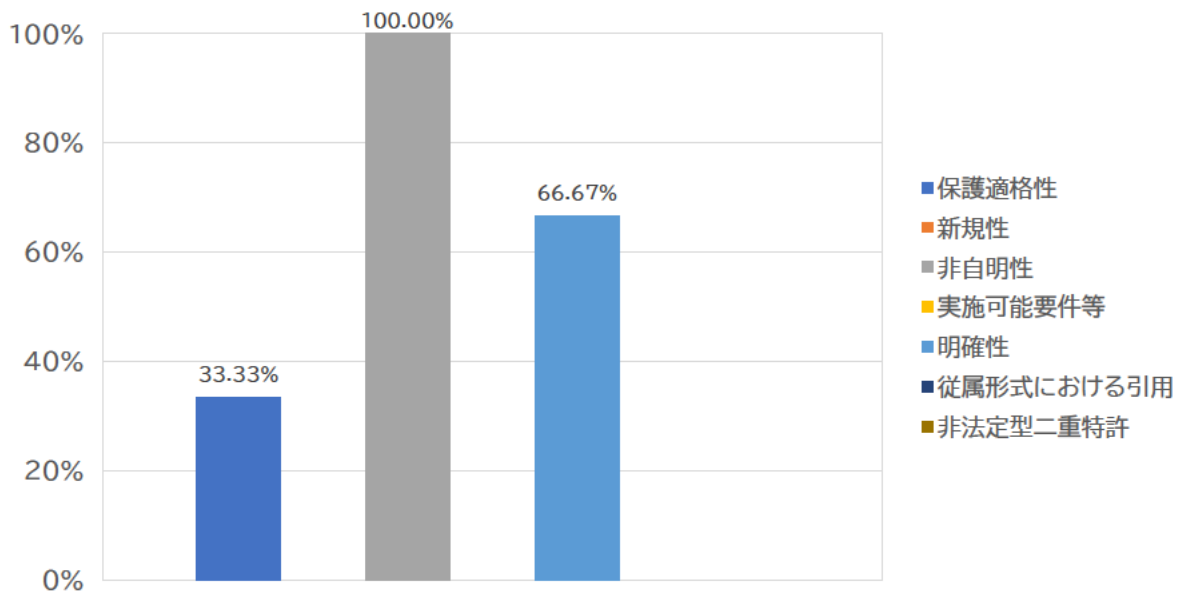


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

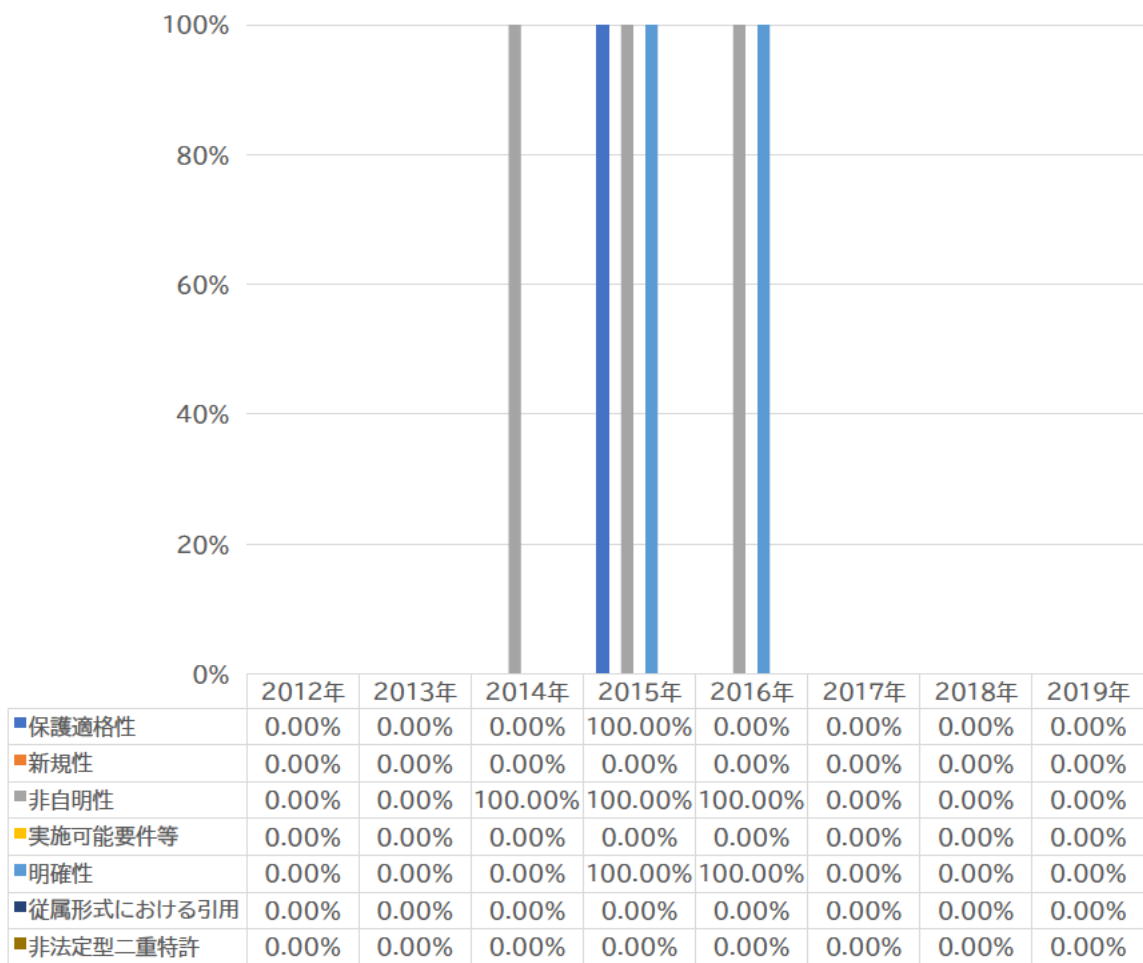


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	1	3	5	2	11

(通常出願：最後の拒絶理由発出年 2012 年から 2019 年の総計)



－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

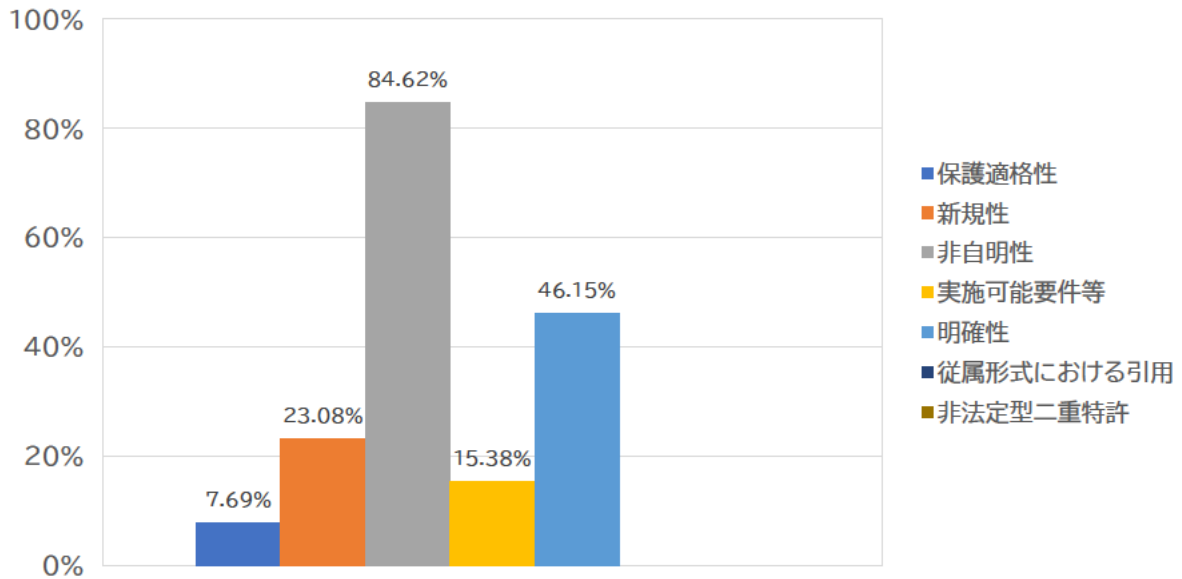


	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	1	1	1	0	0	0	3

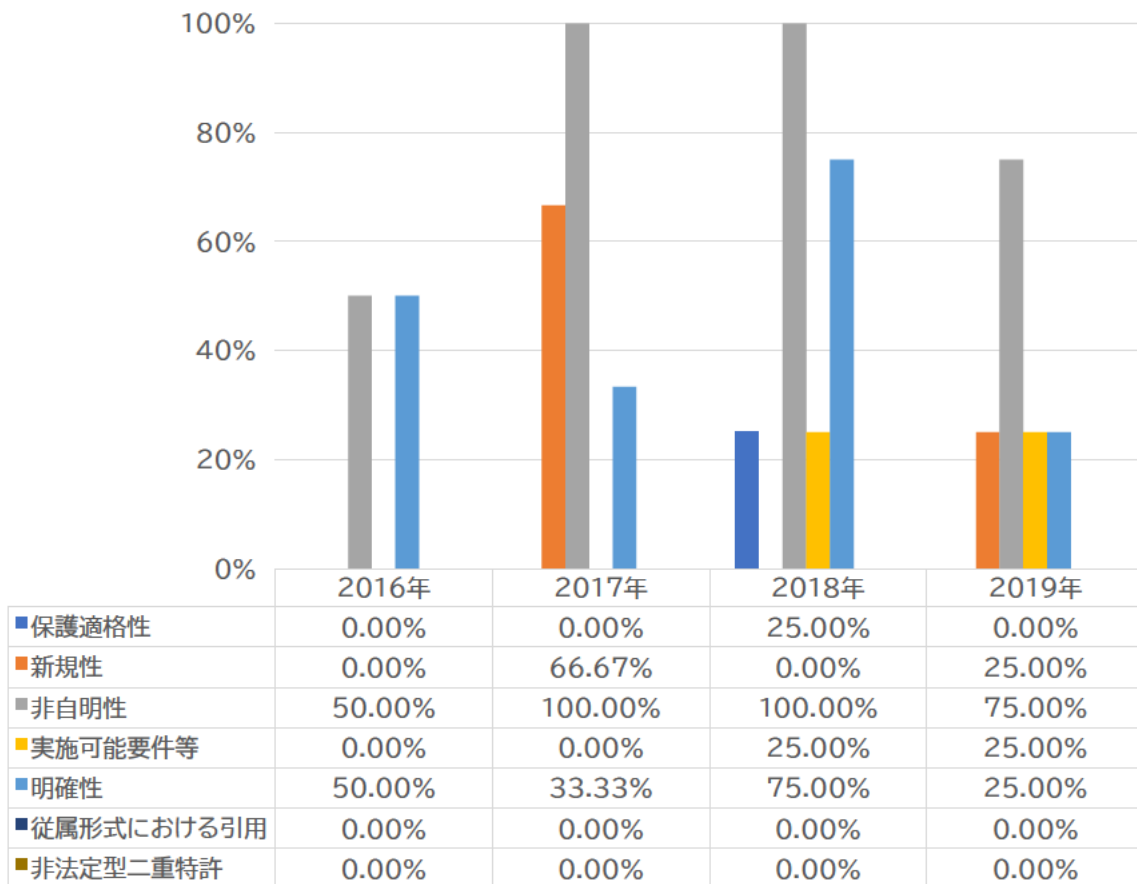
図 A-3-3-1E : 「最後の拒絶理由 (RCE 後除く)」に含まれる拒絶理由

【E セクション】

(PPH 出願：最後の拒絶理由発出年 2016 年から 2019 年の総計)

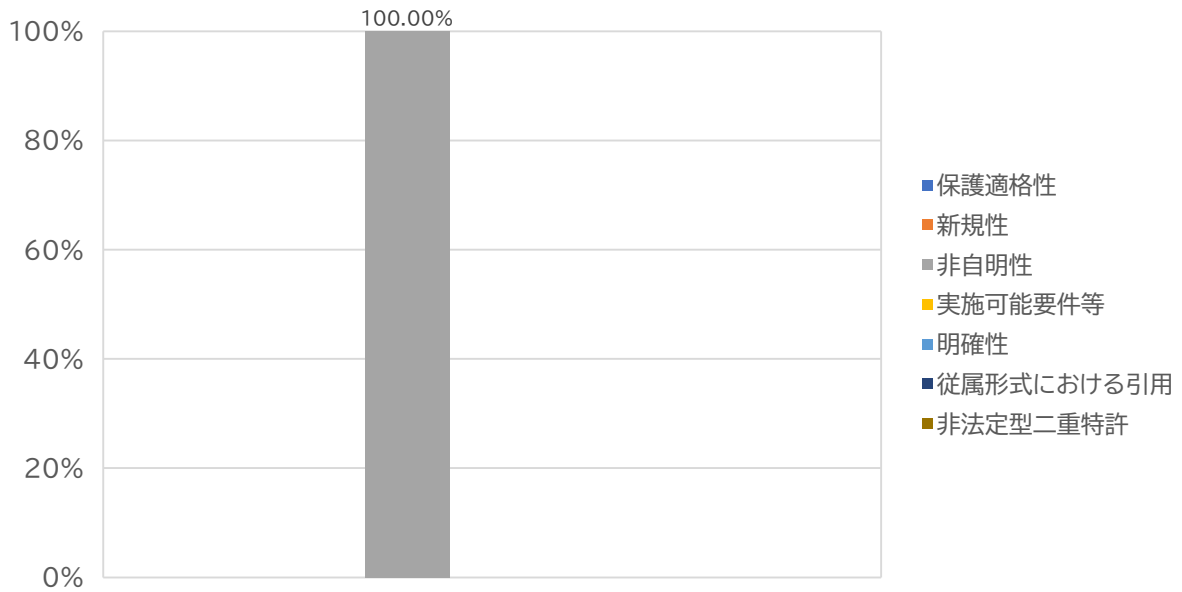


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

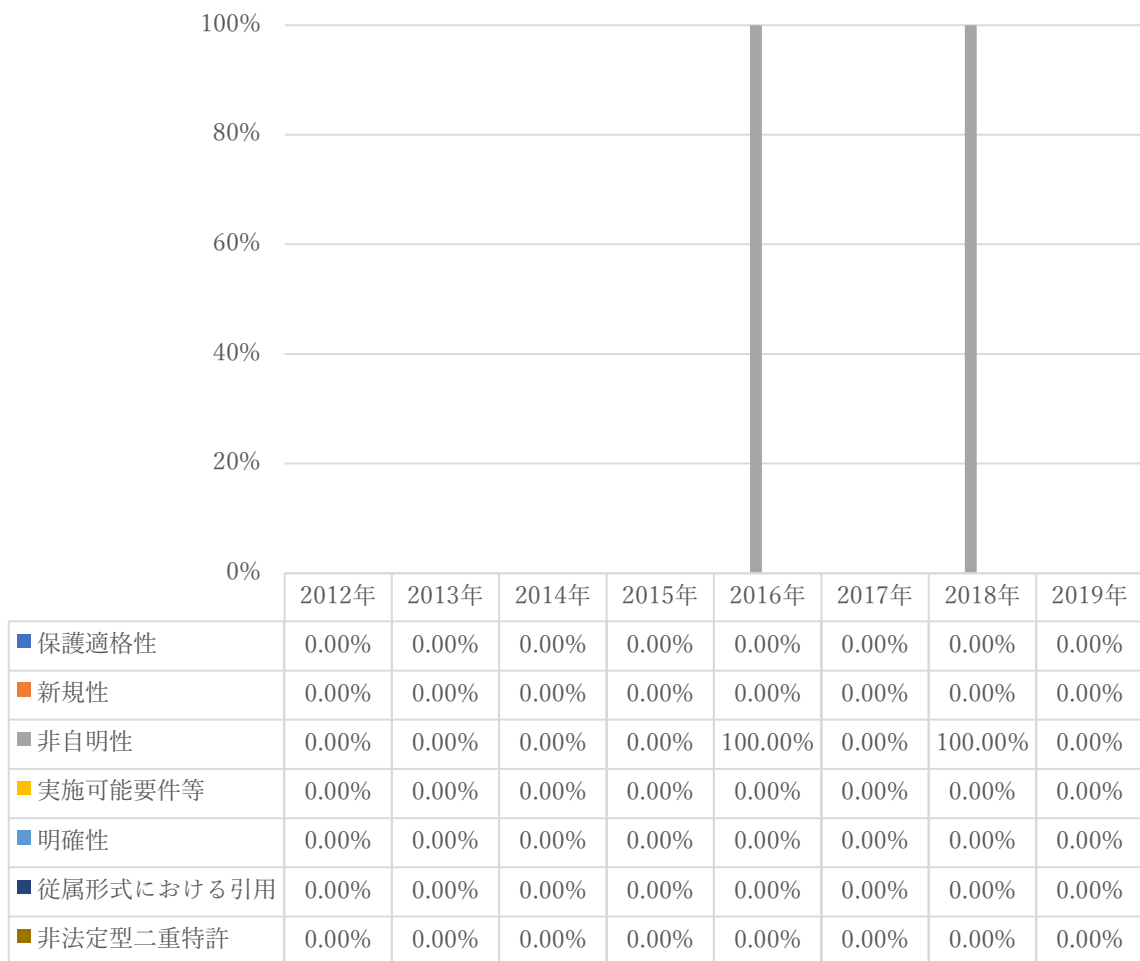


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	2	3	4	4	13

(通常出願：最後の拒絶理由発出年 2012 年から 2019 年の総計)



－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

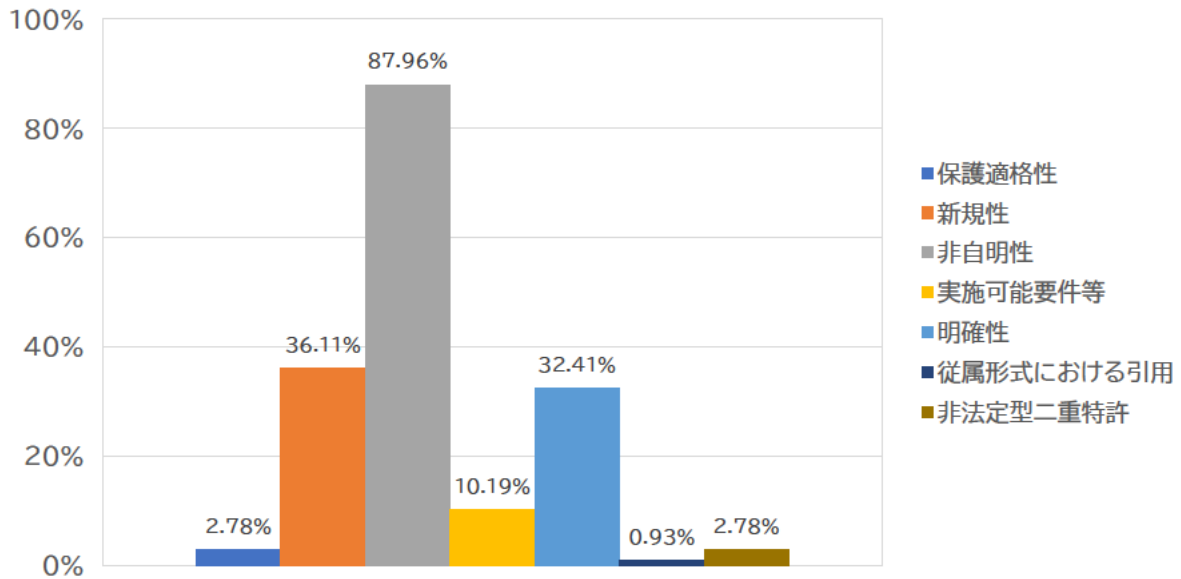


	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	0	0	1	0	1	0	2

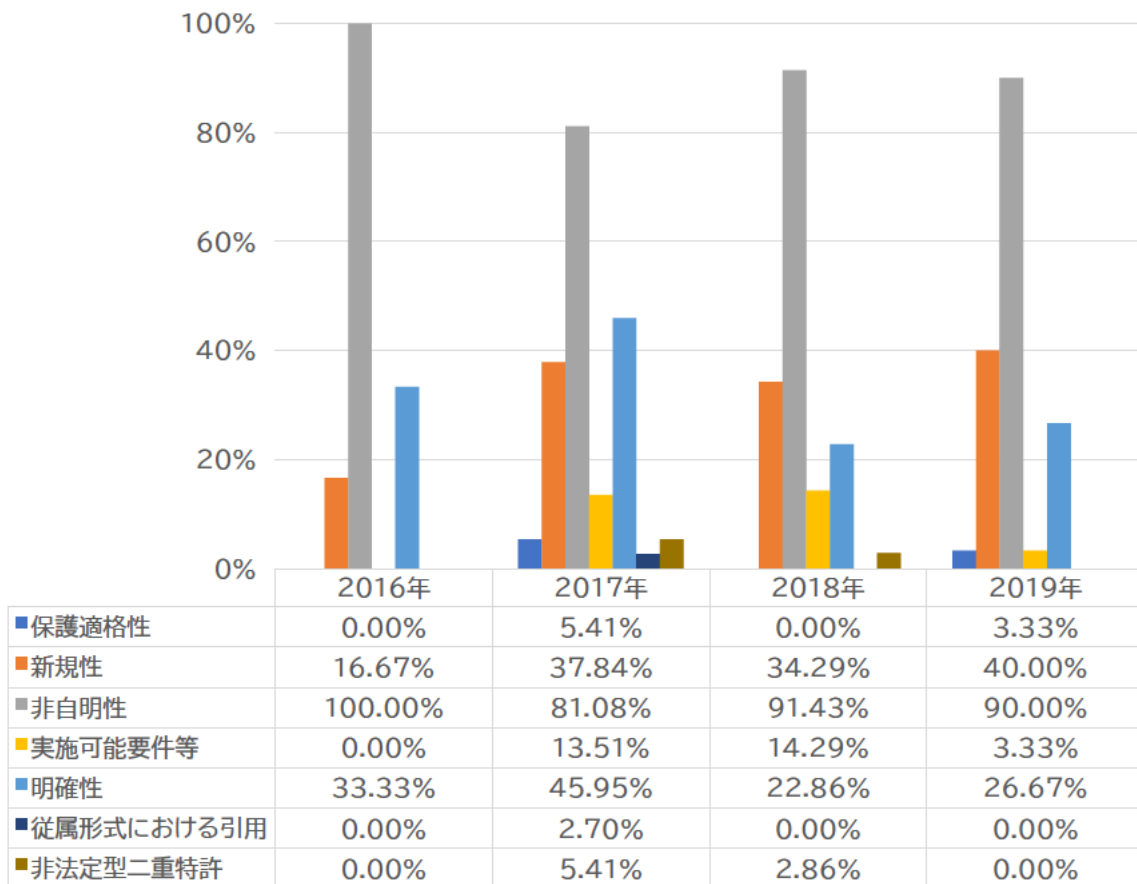
図 A-3-3-1F : 「最後の拒絶理由 (RCE 後除く)」に含まれる拒絶理由

【F セクション】

(PPH 出願：最後の拒絶理由発出年 2016 年から 2019 年の総計)

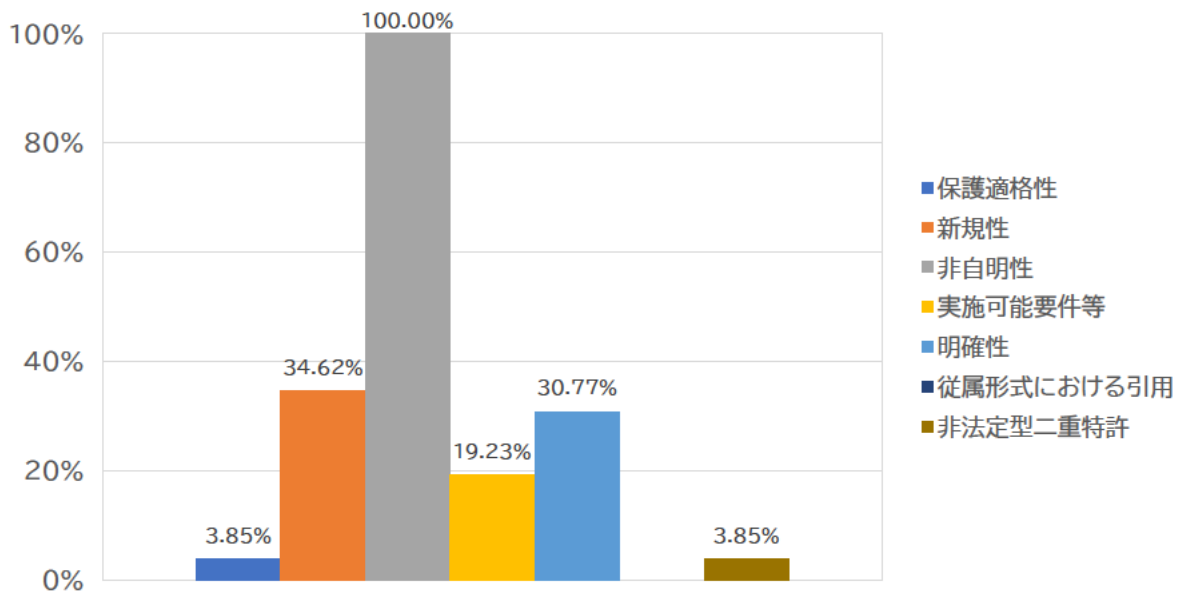


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

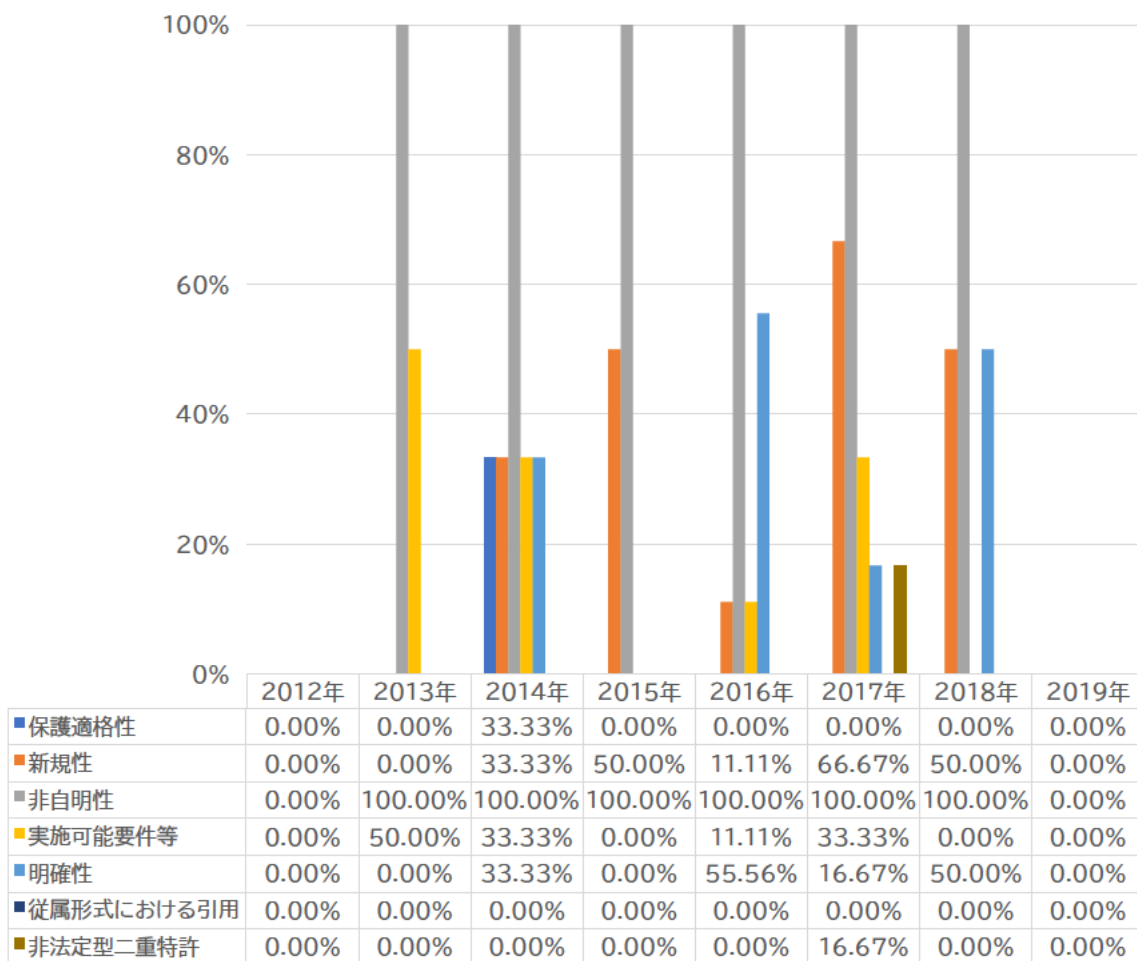


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	6	37	35	30	108

(通常出願：最後の拒絶理由発出年 2012 年から 2019 年の総計)



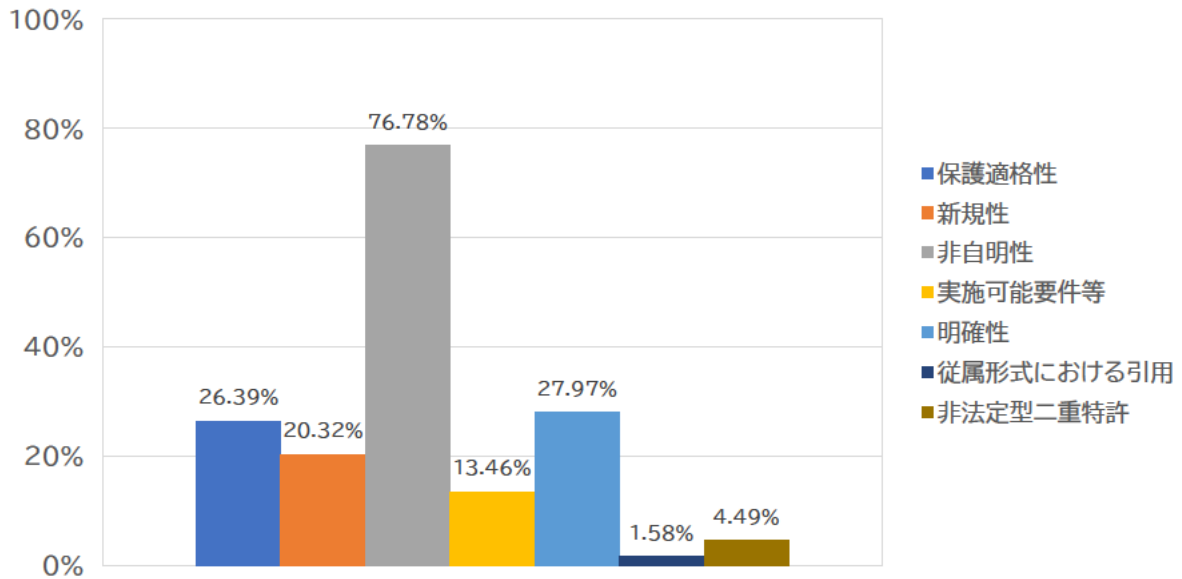
－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －



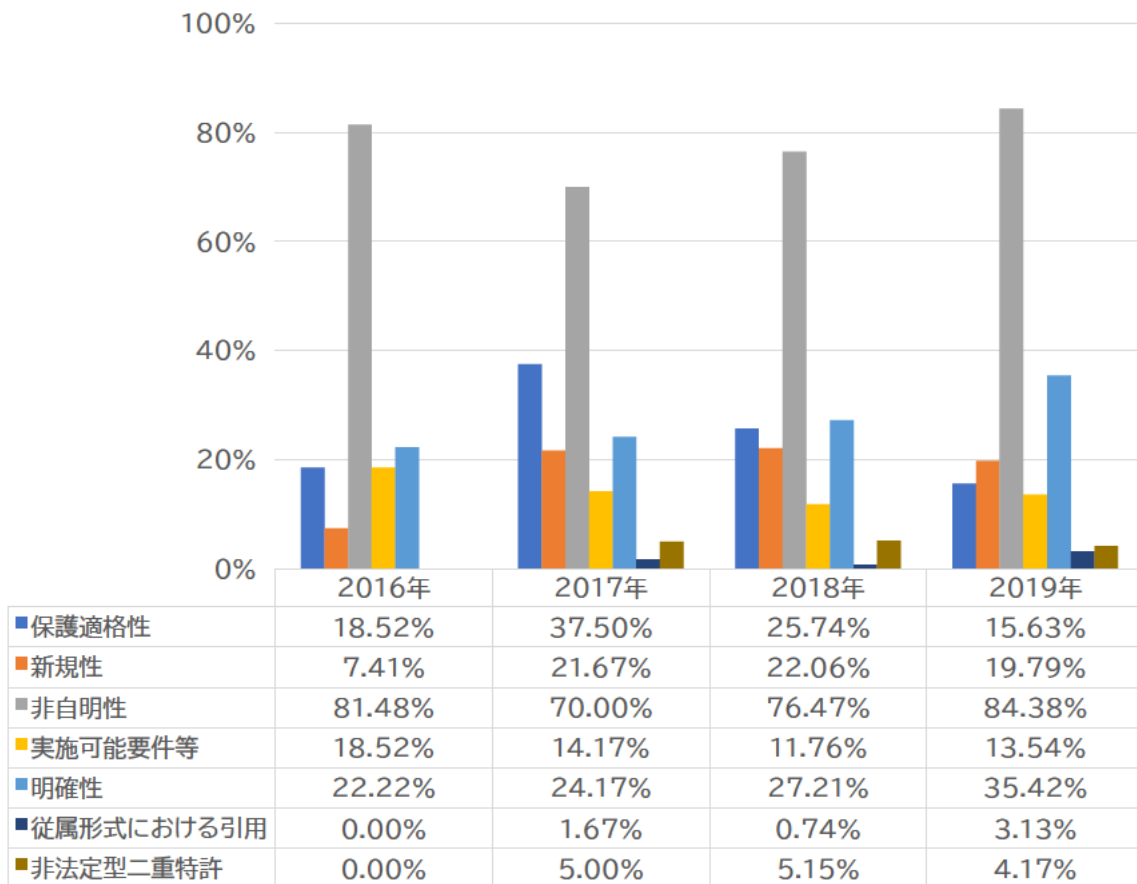
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	2	3	4	9	6	2	0	26

図 A-3-3-1G : 「最後の拒絶理由 (RCE 後除く)」に含まれる拒絶理由
【G セクション】

(PPH 出願：最後の拒絶理由発出年 2016 年から 2019 年の総計)

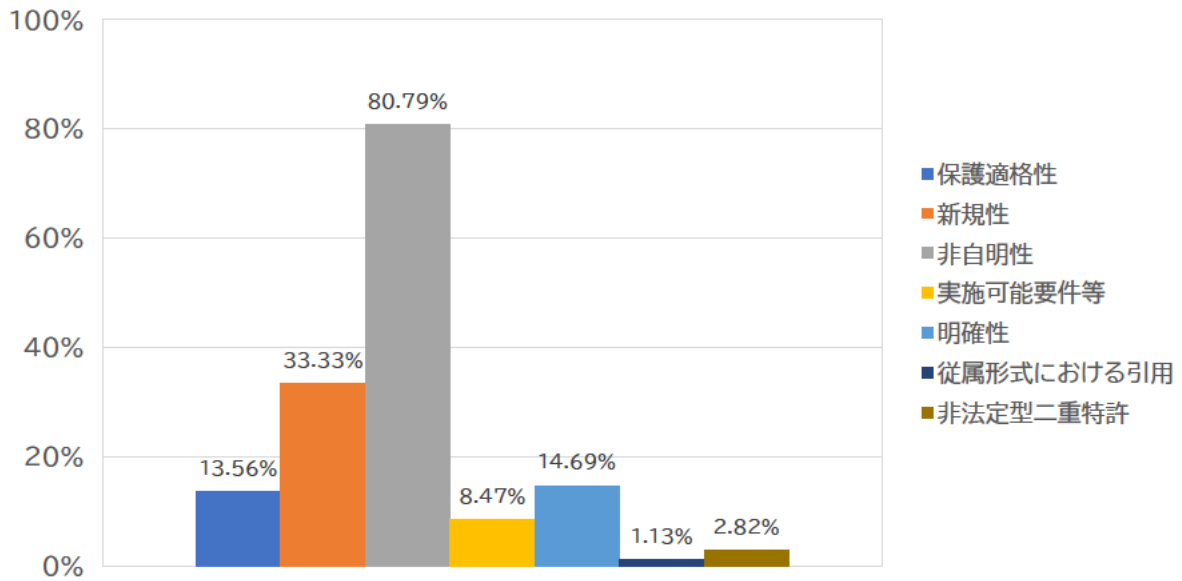


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

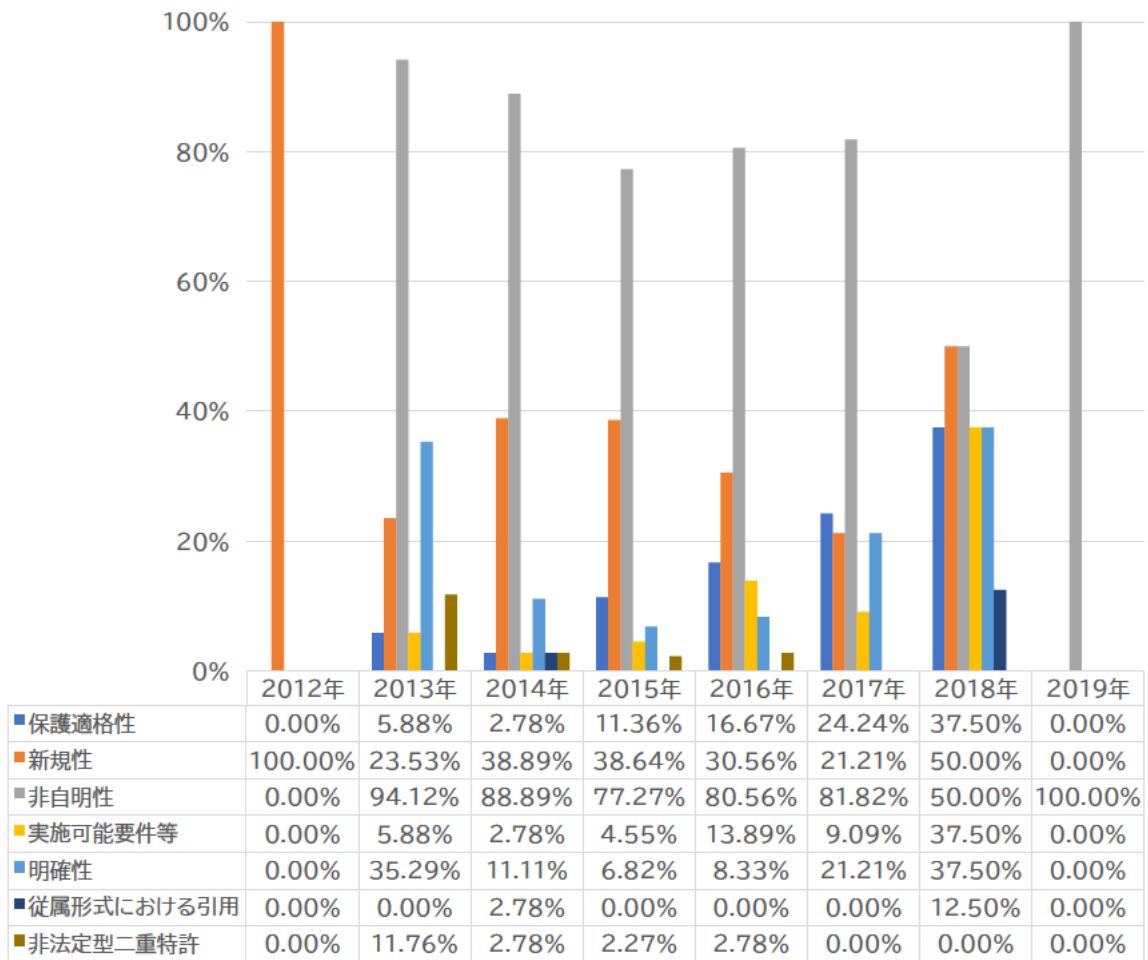


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	27	120	136	96	379

(通常出願：最後の拒絶理由発出年 2012 年から 2019 年の総計)



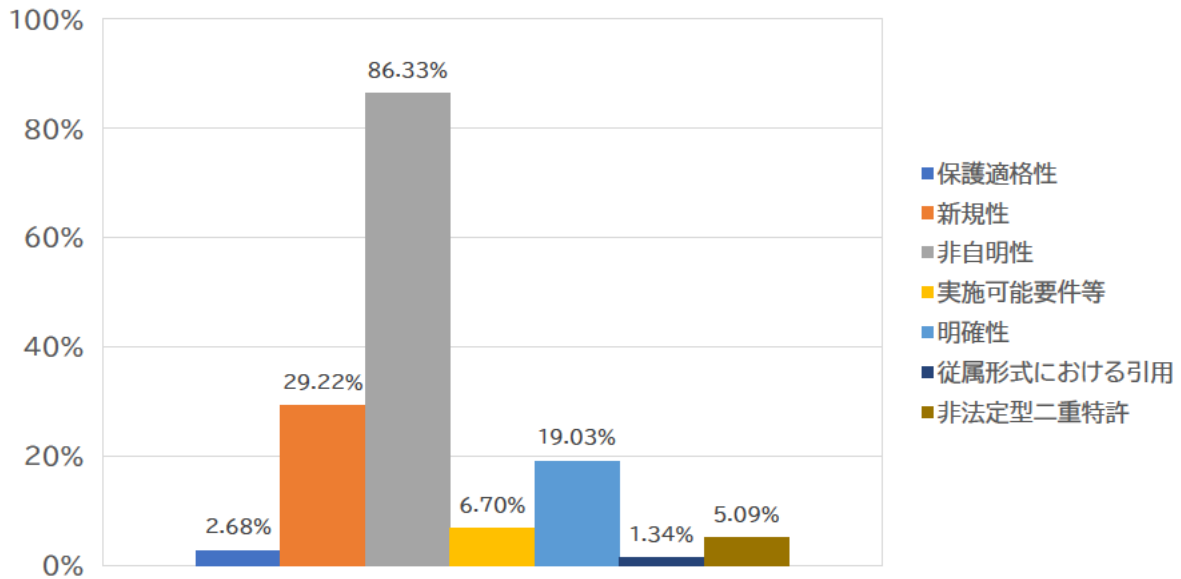
－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －



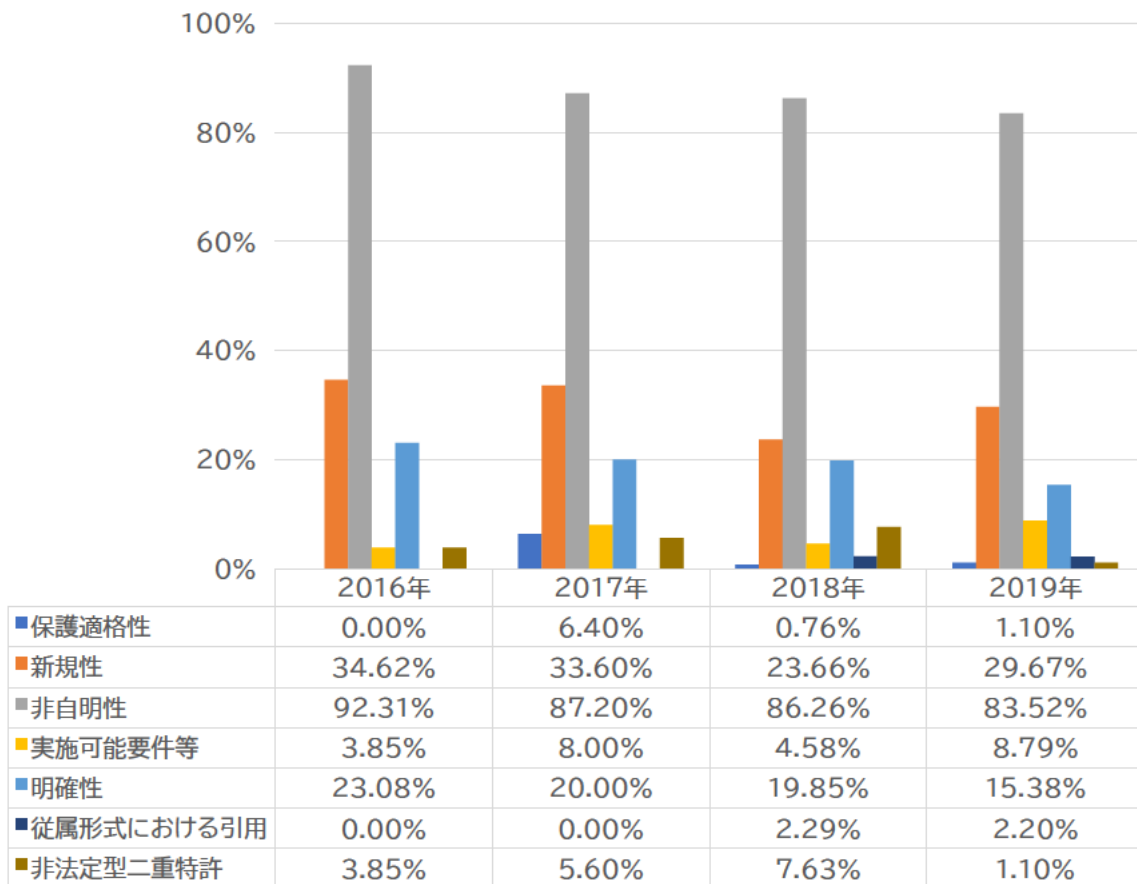
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	2	17	36	44	36	33	8	1	177

図 A-3-3-1H：「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」に含まれる拒絶理由
【H セクション】

(PPH 出願：最後の拒絶理由発出年 2016 年から 2019 年の総計)

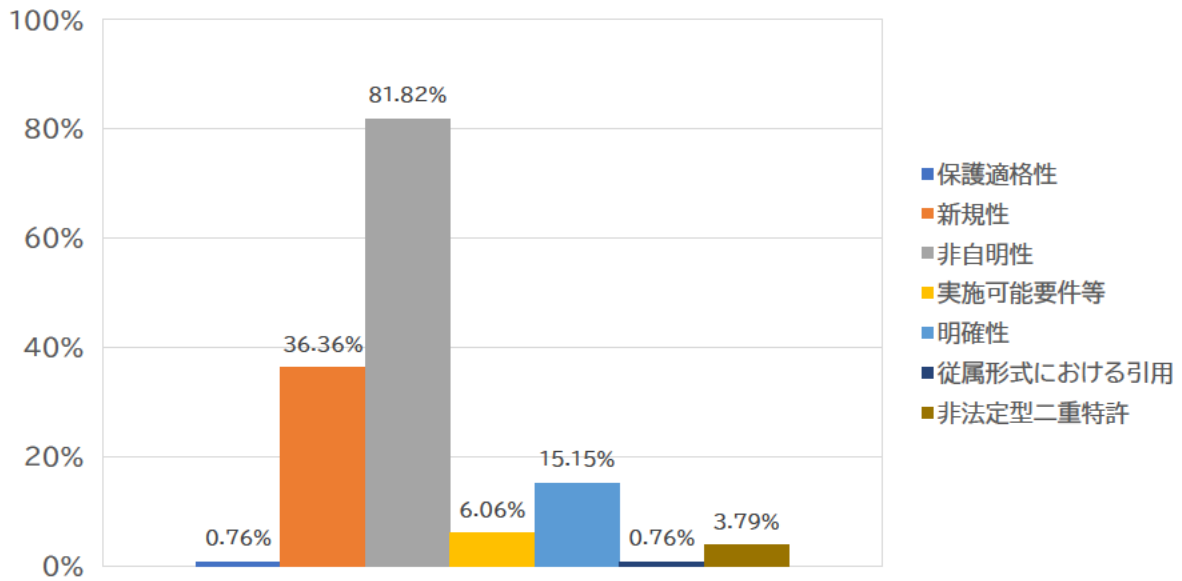


－ 発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値） －

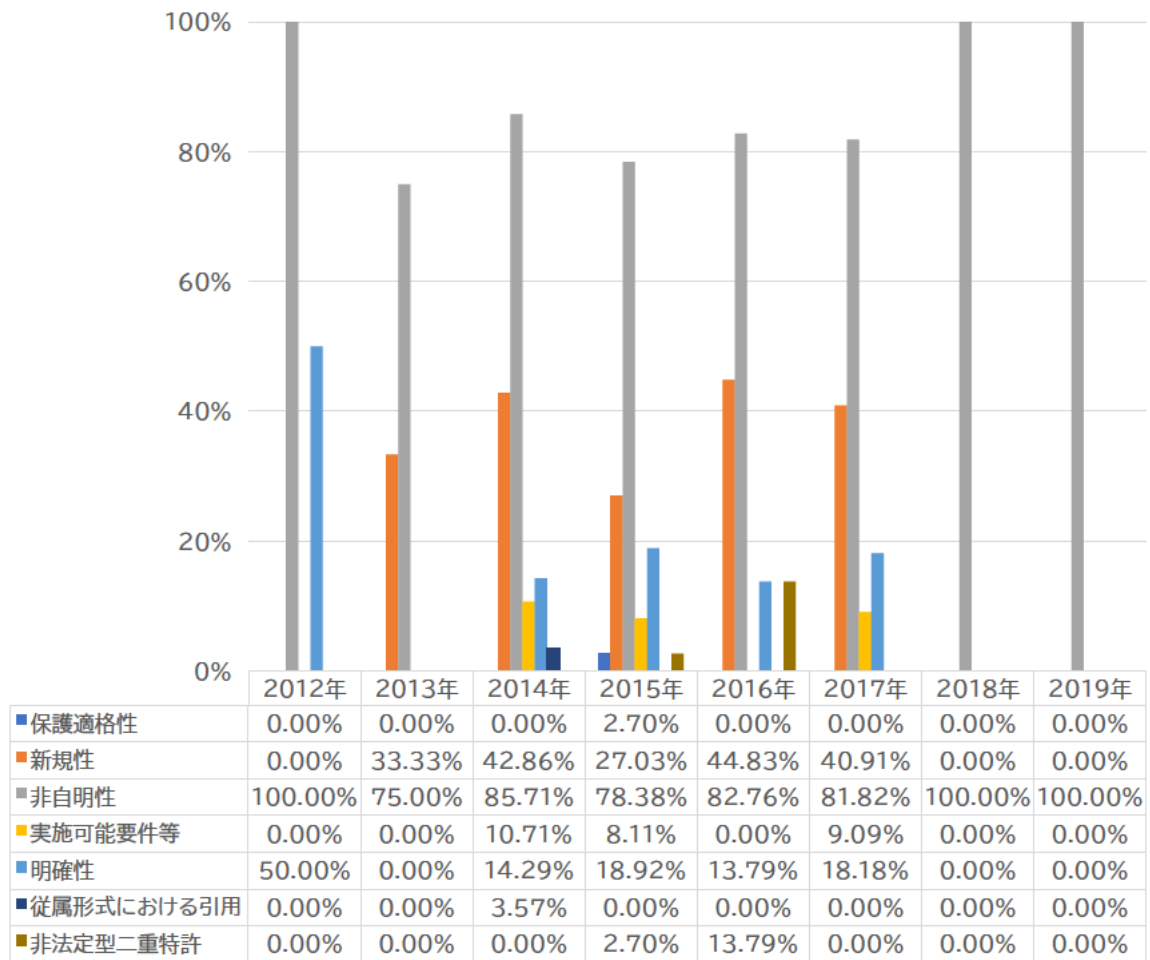


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	26	125	131	91	373

(通常出願：最後の拒絶理由発出年 2012 年から 2019 年の総計)



－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	2	12	28	37	29	22	1	1	132

特徴的なセクションとしては、PPH 出願の E 及び G セクション、通常出願の A、C、F 及び G セクションが挙げられる。

PPH 出願及び通常出願の G セクションにおいては、図 3-2-1G で示した「最初の拒絶理由通知」の分析結果と同様に、「101 条：保護適格性」に関する通知率（PPH 出願：26.39%／通常出願：13.56%）が全セクション平均の通知率（PPH 出願：8.15%／通常出願：6.45%）の 2 倍から 3 倍程度となっている。

PPH 出願の E セクションにおいては、「112 条 (b)：明確性」の通知率（46.15%）が全セクション平均の通知率（26.57%）よりも約 20%高くなっている。

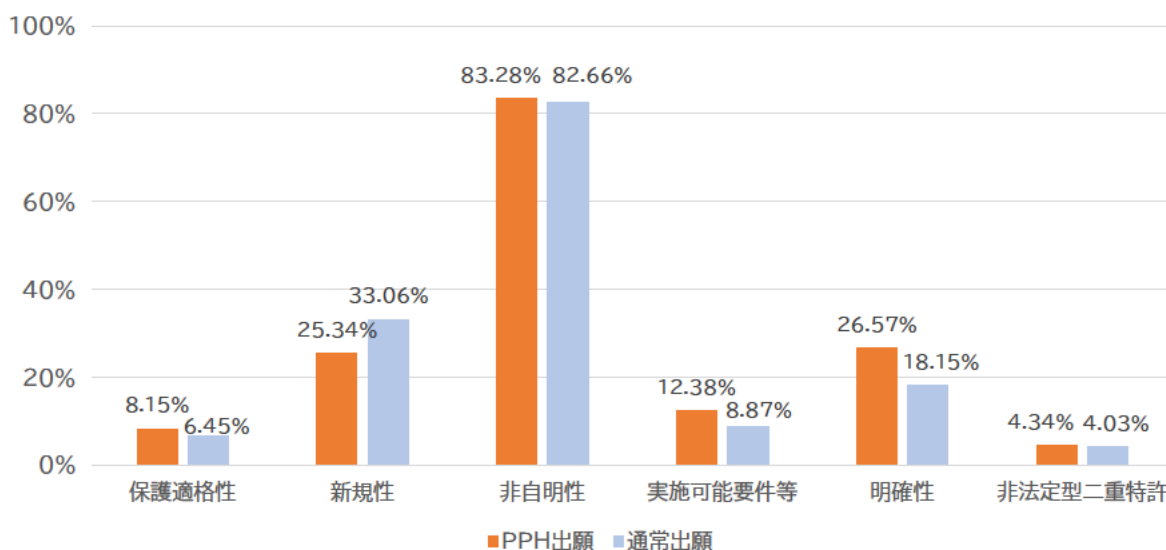
また、通常出願の A セクションにおいては、「非法定型二重特許」の通知率（16.67%）及び「112 条 (a)：実施可能要件等」の通知率（20.00%）が全セクション平均の通知率（4.03%/8.87%）と比較して 2 倍から 4 倍程度となっている。

通常出願の C 及び F セクションにおいても「112 条 (a)：実施可能要件等」の通知率（C：18.18%/F：19.23%）が全セクション平均の通知率（8.87%）と比較して 2 倍程度である。

(3) 小括

PPH 出願及び通常出願に発出された「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」に含まれる拒絶理由の割合を比較すると、「103 条：非自明性」に関する拒絶理由を通知されていた案件が PPH 出願（83.28%）及び通常出願（82.66%）ともに対象案件の 80%以上であった。

図 A-3-3-2：「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 103 条： 非自明性	83.28% (69.15%)
2. 112 条 (b)： 明確性	26.57% (48.81%)
3. 102 条： 新規性	25.34% (36.22%)
4. 112 条 (a)： 実施可能要件等	12.38% (8.13%)
5. 101 条： 保護適格性	8.15% (13.08%)

通常出願	
1. 103 条： 非自明性	82.66% (71.10%)
2. 102 条： 新規性	33.06% (49.60%)
3. 112 条 (b)： 明確性	18.15% (32.25%)
4. 112 条 (a)： 実施可能要件等	8.87% (8.13%)
5. 101 条： 保護適格性	6.45% (10.59%)

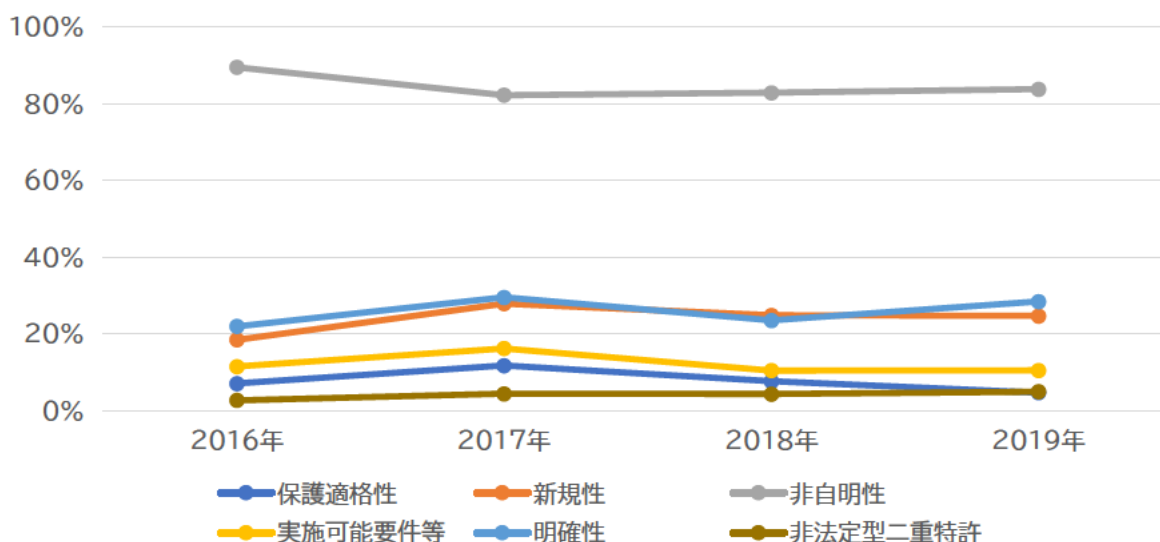
「103 条：非自明性」に次いで多い拒絶理由として「112 条 (b)：明確性」と「102 条：新規性」が挙げられるが、PPH 出願の場合は「112 条 (b)：明確性」(26.57%)と「102 条：新規性」(25.34%)の通知率はほぼ同程度になっている一方で、通常案件の場合は「102 条：新規性」(33.06%)の通知率が「112 条 (b)：明確性」(18.15%)の通知率よりも約 15%も高くなっている点で両出願の差異が認められる。

経年変化についてみると、PPH 出願における「103 条：非自明性」の通知率は、2017 年に減少して以降、概ね横ばいとなっているが、「101 条：保護適格性」、「102 条：新規性」及び「112 条 (a)：実施可能要件等」の通知率については 2017 年以降、減少傾向になっている。一方、「112 条 (b)：明確性」の通知率は、2018 年に一旦下がるものの上昇傾向を示している。

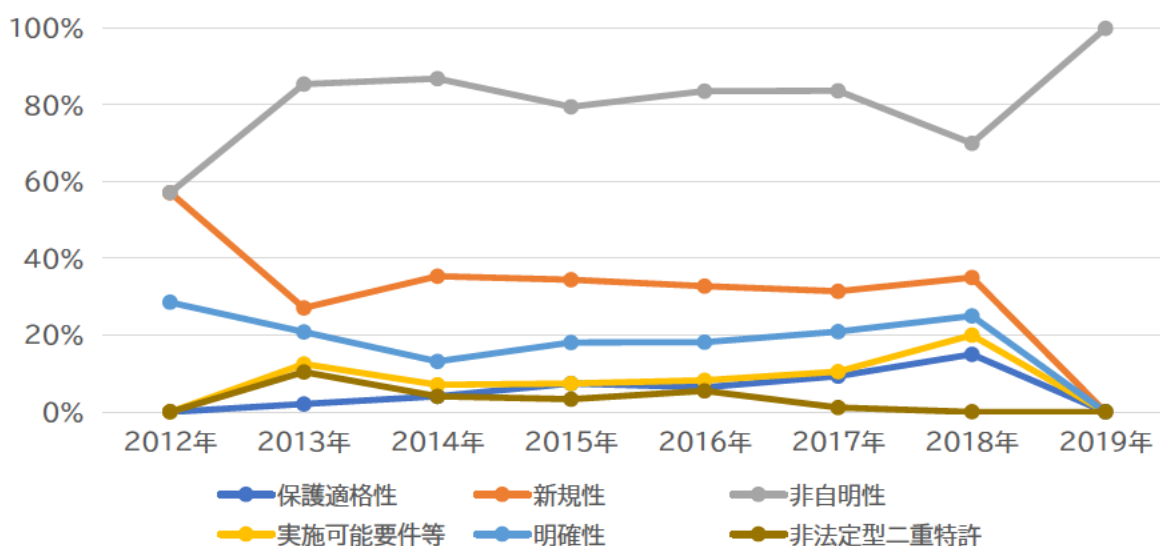
通常出願について対象案件数が一定数存在する 2013 年から 2017 年に絞ってみると、「103 条：非自明性」の通知率は若干の減少傾向であり、また「102 条：新規性」についても 2014 年以降は若干の減少傾向になっている。「101 条：保護適格性」については 2013 年以降、「112 条 (b)：明確性」については 2014 年以降上昇傾向になっている。

図 A-3-3-3 : 「最後の拒絶理由 (RCE 後除く)」において通知率の高い
拒絶理由上位項目の発出年別の推移【全セクション】

(PPH 出願：最後の拒絶理由発出年：2016 年から 2019 年
2019 年は調査時点での暫定値)



(通常出願：最後の拒絶理由発出年：2016 年から 2019 年
2019 年は調査時点での暫定値)



4 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願において「特許査定 (RCE 後除く)」を得るまでに何回の応答を必要としたかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」から「特許査定 (RCE 後除く)」を得るまでに何回 (「最初の拒絶理由通知」も含む) の拒絶理由通知が発出されているかを集計し、分析した。

また、如何なる拒絶理由を通知された場合に当該拒絶理由を覆すことが困難であるのかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由別に、当該対象出願が「特許査定（RCE 後除く）」を得るまでに何回の拒絶理由通知が発出されているかも集計し、分析した。

「最初の拒絶理由通知」が発出され最終的な審査結果が「特許査定」になった PPH 出願（2,247 件）及び通常出願（632 件）に発出された拒絶理由通知の回数の集計結果は表 A-4-1 のとおり。

(1) 全セクション

表 A-4-1：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【全セクション】

(PPH 出願)					(通常出願)				
拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	297	1.29	4	1	保護適格性	56	1.25	3	1
新規性	767	1.32	4	1	新規性	294	1.26	3	1
非自明性	1342	1.35	5	1	非自明性	411	1.31	5	1
実施可能要件等	175	1.37	4	1	実施可能要件等	32	1.38	3	1
明確性	1072	1.28	4	1	明確性	207	1.26	3	1
非法定型二重特許	216	1.27	4	1	非法定型二重特許	65	1.18	2	1
全体	2247	1.29	5	1	全体	632	1.27	5	1

(PPH 出願)

PPH 出願が、「特許査定（RCE 後除く）」を得るまでに何回の拒絶理由通知が発出されたかを集計すると、全セクションの平均は 1.29 回となった。

また、どのような拒絶理由が克服しづらいのかを分析するため「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由別についても集計したところ、全セクションの場合、「最初の拒絶理由通知」において「112 条（a）：実施可能要件等」が通知された案件に対して発出された拒絶理由通知の回数が最も多く（1.37 回）、次いで「103 条：非自明性」（1.35 回）、「102 条：新規性」（1.32 回）となっている。

(通常出願)

通常出願が、「特許査定（RCE 後除く）」を得るまでに何回の拒絶理由通知が発出されたかを集計すると、全セクションの平均は 1.27 回となった。

また、どのような拒絶理由が克服しづらいのかを分析するため「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由別についても集計したところ、全セクションの場合、「最初の拒絶理由通知」において「112 条（a）：実施可能要件等」が通知された案件に対して発出された拒絶理由通知の回数が最も多く（1.38 回）、次いで「103 条：非自明性」（1.31 回）、「102 条：新規性」「112 条（b）：明確性」（1.26 回）となっている。

(2) IPC セクション別

表 A-4-1A：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【A セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	30	1.20	3	1
新規性	138	1.31	3	1
非自明性	197	1.33	3	1
実施可能要件等	37	1.51	3	1
明確性	218	1.30	3	1
非法定型二重特許	16	1.19	2	1
全体	353	1.28	3	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	3	1.00	1	1
新規性	11	1.45	2	1
非自明性	14	1.36	2	1
実施可能要件等	2	1.00	1	1
明確性	13	1.38	2	1
非法定型二重特許	3	1.33	2	1
全体	25	1.28	2	1

表 A-4-1B：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【B セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	37	1.30	2	1
新規性	166	1.29	3	1
非自明性	318	1.31	4	1
実施可能要件等	34	1.26	2	1
明確性	286	1.22	3	1
非法定型二重特許	30	1.40	4	1
全体	542	1.26	4	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	1	1.00	1	1
新規性	56	1.30	2	1
非自明性	72	1.29	2	1
実施可能要件等	4	1.00	1	1
明確性	41	1.17	2	1
非法定型二重特許	4	1.00	1	1
全体	105	1.26	2	1

表 A-4-1C：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【C セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	3	1.33	2	1
新規性	58	1.41	3	1
非自明性	112	1.40	4	1
実施可能要件等	16	1.43	2	1
明確性	74	1.43	4	1
非法定型二重特許	31	1.29	3	1
全体	170	1.38	4	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	3	1.67	3	1
新規性	19	1.47	3	1
非自明性	26	1.31	2	1
実施可能要件等	5	2.00	3	1
明確性	11	1.55	3	1
非法定型二重特許	2	1.00	1	1
全体	39	1.36	3	1

表 A-4-1D：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【D セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	0	0.00	0	0
新規性	4	1.75	4	1
非自明性	6	1.17	2	1
実施可能要件等	1	1.00	1	1
明確性	3	1.00	1	1
非法定型二重特許	1	1.00	1	1
全体	9	1.33	3	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	-	-	-	-
新規性	-	-	-	-
非自明性	-	-	-	-
実施可能要件等	-	-	-	-
明確性	1	1.00	1	1
非法定型二重特許	1	1.00	1	1
全体	1	1.00	1	1

表 A-4-1E：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【E セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	3	1.33	2	1
新規性	12	1.25	2	1
非自明性	12	1.42	2	1
実施可能要件等	2	1.00	1	1
明確性	13	1.23	2	1
非法定型二重特許	0	0.00	0	0
全体	23	1.30	2	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	1	1.00	1.00	1.00
新規性	2	1.00	1.00	1.00
非自明性	2	1.00	1.00	1.00
実施可能要件等	-	-	-	-
明確性	3			
非法定型二重特許	-	1.00	1.00	1.00
全体	3	1.00	1.00	1.00

表 A-4-1F：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【F セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	1	1.00	1	1
新規性	61	1.26	2	1
非自明性	79	1.39	3	1
実施可能要件等	14	1.14	2	1
明確性	91	1.20	2	1
非法定型二重特許	7	1.29	2	1
全体	149	1.26	3	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	-	-	-	-
新規性	27	1.15	2	1
非自明性	24	1.33	2	1
実施可能要件等	3	1.00	1	1
明確性	23	1.22	2	1
非法定型二重特許	3	1.33	2	1
全体	43	1.21	2	1

表 A-4-1G：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【G セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	180	1.32	4	1
新規性	182	1.36	4	1
非自明性	306	1.36	4	1
実施可能要件等	37	1.38	3	1
明確性	213	1.32	4	1
非法定型二重特許	86	1.26	3	1
全体	540	1.31	4	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	34	1.29	3	1
新規性	86	1.30	3	1
非自明性	126	1.38	5	1
実施可能要件等	11	1.36	2	1
明確性	63	1.29	2	1
非法定型二重特許	22	1.23	2	1
全体	203	1.33	5	1

表 A-4-1H：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【H セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	43	1.19	2	1	保護適格性	14	1.14	2	1
新規性	146	1.32	4	1	新規性	93	1.16	3	1
非自明性	312	1.34	5	1	非自明性	147	1.26	3	1
実施可能要件等	34	1.41	4	1	実施可能要件等	7	1.43	2	1
明確性	174	1.25	3	1	明確性	52	1.25	2	1
非法定型二重特許	45	1.24	3	1	非法定型二重特許	30	1.67	2	1
全体	461	1.29	5	1	全体	213	1.22	3	1

*上記表の「全体」の行に記載されている「最初の拒絶理由通知有の特許査定件数」は、1つの「最初の拒絶理由通知」に複数の拒絶理由が含まれる案件があるため、全体の件数と根拠条文別の件数の合計とは重複があるため同じにならない。

(PPH 出願)

PPH 出願について IPC セクション別に見た場合、特徴のある IPC セクションとしては、B セクションが挙げられる。

B セクションは、「最初の拒絶理由通知」に「非法定型二重特許」に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数は平均 1.40 回となっており、全セクションの平均(1.27 回)よりも多く、B セクションの中でも当該拒絶理由が通知された案件に対して発出された拒絶理由通知の回数が一番多かった。

(通常出願)

通常出願について IPC セクション別に見た場合、特徴のある IPC セクションとしては、H セクションが挙げられる。

H セクションは、「最初の拒絶理由通知」に「非法定型二重特許」に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数は平均 1.67 回となっており、全セクションの平均(1.18 回)よりも多く、H セクションの中でも当該拒絶理由が通知された案件に対して発出された拒絶理由通知の回数が一番多かった。

(3) 小括

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」が発出され、その後「特許査定 (RCE 後除く)」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数、さらに「最初の拒絶理由通知」において通知された拒絶理由別に、その後の拒絶理由通知の発出回数を集計して分析したところ、PPH 出願及び通常出願ともに「最初の拒絶理由通知」において「112 条 (a)：実施可能要件等」が通知された案件に対する平均発出回数が最も多くなっていた。それ以降も、PPH 出願及び通常出願ともに「103 条：非自明性」、「102 条：新規性」、

「112条(b)：明確性」（通常出願は、「102条：新規性」と「112条(b)：明確性」の平均回数が同数）の順に多く、PPH出願及び通常出願において大きな差異は見られなかった。

(参考)

「Request for Continued Examination (RCE)」後、特許査定となった調査対象出願に対して RCE 後に発出された拒絶理由通知の発出回数

「Final Rejection」を受け、「Request for Continued Examination (RCE)」した調査対象出願のうち、最終的な審査結果として「特許査定」となった対象出願に対して RCE 後から「特許査定」までに何回の拒絶理由通知が発出されたかを集計した。

RCE 後から「特許査定」までに発出される拒絶理由通知の平均回数は、PPH 出願 (0.86 回) の方が通常出願 (1.28 回) より少ないことが見てとれる。

表 A-4-2 : RCE 後に発出された拒絶理由通知の発出回数

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

RCE前の最後の拒絶理由発出年	RCEした案件の特許査定数	平均回数	最多回数	最少回数
2016年	73	1.49	6	0
2017年	301	1.00	4	0
2018年	276	0.68	3	0
2019年	52	0.12	1	0
全体	702	0.86	6	0

(通常出願)

RCE前の最後の拒絶理由発出年	RCEした案件の特許査定数	平均回数	最多回数	最少回数
2012年	2	2.50	4	1
2013年	26	1.15	4	0
2014年	50	1.44	6	0
2015年	60	1.37	5	0
2016年	60	1.37	7	0
2017年	42	1.88	3	0
2018年	6	1.00	2	0
全体	246	1.28	7	0

第4 米国の調査結果のまとめ

1 PPH の効果

PPH 出願及び通常出願の特許査定率（RCE 後除く）について比較すると、PPH 出願（87.3%）の方が通常出願（71.7%）よりも約 16%高くなっており、この数値からも PPH 申請の有効性が極めて高いことがわかる。

また、即特許率についても、PPH 出願（26.1%）が通常出願（16.3%）よりも約 10%高くなっており、PPH 申請の有効性が極めて高いことがわかる。

2 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願の場合は、通常出願と比較してクレームに関する「112 条（b）：明確性」の通知率が高くなっており、この理由としては、PPH 申請の要件であるクレーム対応要件を満たすように補正をした結果、クレームの内容が不明確になっていることが考えられる。

一方、PPH 出願の方が通常出願に比べて、「102 条：新規性」の通知率が低くなっており、この理由としては、米国においてはじめて審査される通常出願と比べ、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

米国特有の傾向として、PPH 出願及び通常出願ともに他国に比べて保護適格性に関する拒絶理由（101 条）の通知率（特に G セクション）が、他国に比べて高くなっていることが挙げられる。

3 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願及び通常出願に発出された「最後の拒絶理由（RCE 後除く）」に含まれる拒絶理由の割合を比較すると、「103 条：非自明性」に関する拒絶理由を通知されていた案件が PPH 出願（83.28%）及び通常出願（82.66%）ともに対象案件の 80%以上に通知されている。

「103 条：非自明性」に次いで多い拒絶理由として「112 条（b）：明確性」と「102 条：新規性」が挙げられるが、PPH 出願の場合は「112 条（b）：明確性」（26.57%）と「102 条：新規性」（25.34%）について通知された対象案件の割合はほぼ同程度になっている一方で、通常案件の場合は「102 条：新規性」（33.06%）について通知された割合が「112 条（b）：明確性」（18.15%）について通知された割合よりも約 15%も高くなっている点で両出願の差異が認められる。

4 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」が発出され、その後「特許査定（RCE 後除く）」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数、さらに「最初の拒絶理由通知」において通知された拒絶理由別に、その後の拒絶理由通知の発出回数を集計して分析したところ、PPH 出願及

び通常出願ともに「最初の拒絶理由通知」において「112条(a)：実施可能要件等」が通知された案件に対する平均発出回数が多くなっていた。それ以降も、PPH出願及び通常出願ともに「103条：非自明性」、「102条：新規性」そして「112条(b)：明確性」（通常出願は、「102条：新規性」と「112条(b)：明確性」の平均回数が同数）となっており、PPH出願及び通常出願において大きな差異は見られなかった。

B. 中国

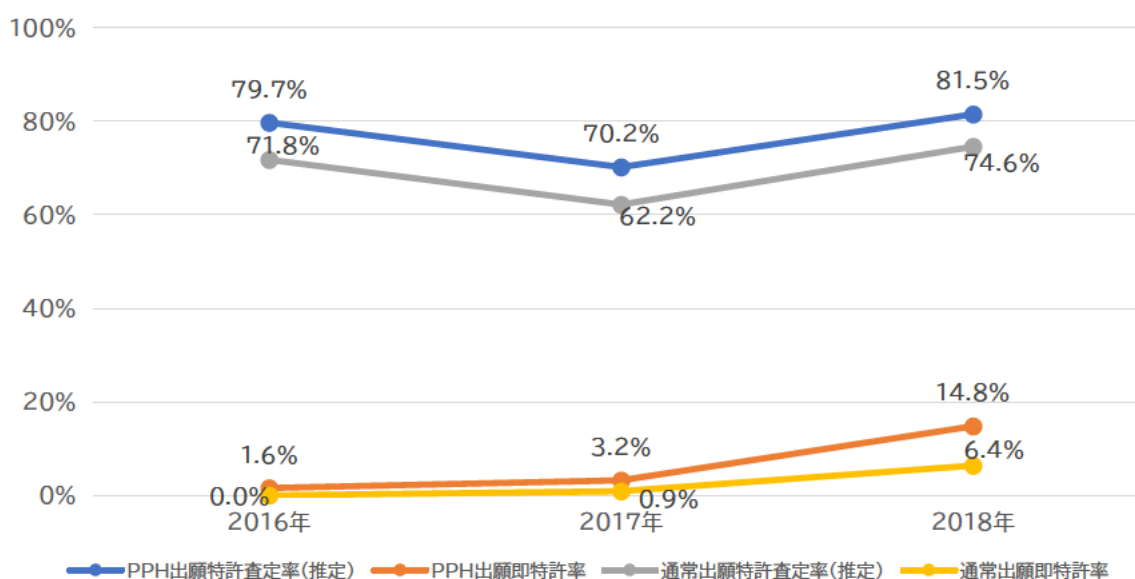
概要

1 PPH の効果

PPH 出願と通常出願の特許査定率について、両者のデータがある程度揃っている 2016 年から 2018 年に絞って比較すると、3 年間合計の特許査定率（推定）¹は、PPH 出願（76.7%）の方が通常出願（69.1%）よりも約 8%高くなっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

拒絶理由を通知されずに特許査定となる即特許の割合（即特許率：即特許件数／最初の審査結果発出件数）も、PPH 出願の即特許率（6.8%）が通常出願の即特許率（2.0%）の約 3.5 倍となっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

図 B-1：調査対象出願の特許査定率（推定）及び即特許率の比較
（最初の審査結果発出年別：2016 年から 2018 年）



最初の審査結果発出年	2016年	2017年	2018年	左記期間合計
PPH出願特許査定件数	993	1081	1099	3173
PPH出願即特許件数	20	49	226	295
PPH出願特許査定率(推定)	79.7%	70.2%	81.5%	76.7%
PPH出願即特許率	1.6%	3.2%	14.8%	6.8%
通常出願特許査定件数	219	138	97	454
通常出願即特許件数	0	2	11	13
通常出願特許査定率(推定)	71.8%	62.2%	74.6%	69.1%
通常出願即特許率	0.0%	0.9%	6.4%	2.0%

¹ 拒絶査定に関する情報がワンポータルドシエには収録されていなかったため、「III. B. 第 1 2 分析対象とした中国国家知識産権局 (CNIPA) が発出したオフィスアクション」にて後述するような方法で推定した値である。

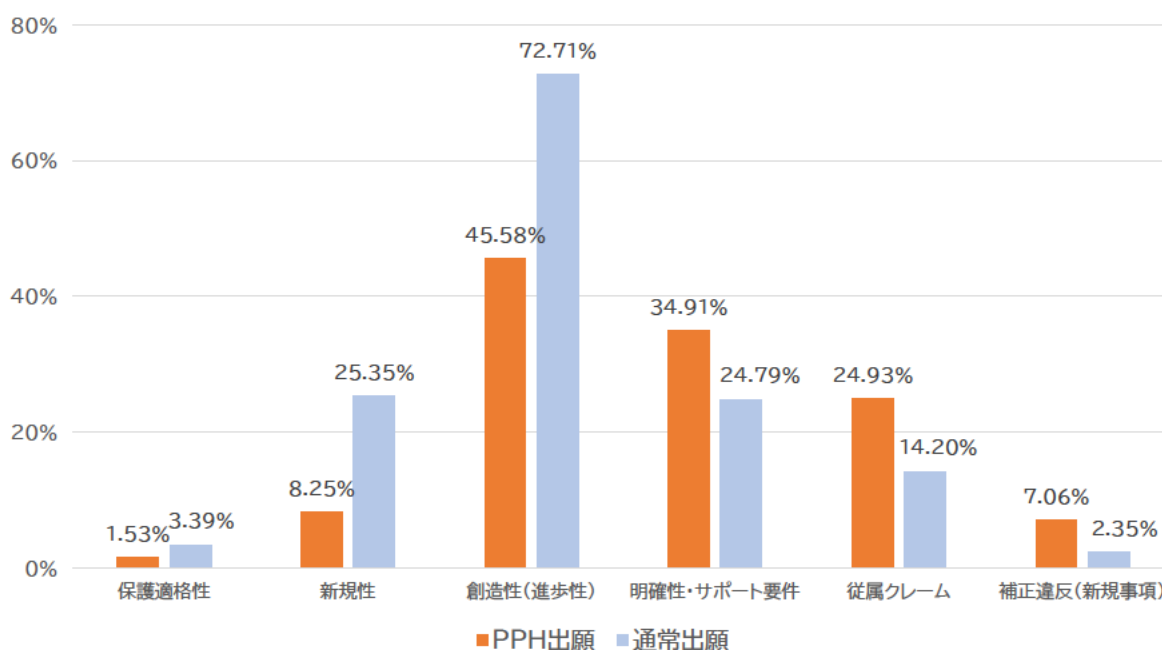
2 拒絶理由分析

(1) 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願及び通常出願ともに、「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」に関する拒絶理由の通知率が最も高い。

PPH 出願の場合は、通常出願と比較してクレームに関する「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」及び「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率は他の拒絶理由よりも高い水準にある。「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」については、PPH 申請の要件であるクレーム対応要件を満たすように補正をした結果、クレームの内容が不明確になっていることが考えられる。また、補正を経て特許が成立したクレームは、補正によりクレームが長文化する傾向があり、補正前のクレームと比べて翻訳時に記載不備が発生しやすいと推測される。

図 B-2-1：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 法 22 条 3 項 創造性（進歩性）	45.58%
2. 法 26 条 4 項 明確性・サポート要件	34.91%
3. 細則 22 条 従属クレーム関連	24.93%
4. 法 22 条 2 項 新規性	8.25%
5. 法 33 条 補正違反（新規事項）	7.06%

通常出願	
1. 法 22 条 3 項 創造性（進歩性）	72.71%
2. 法 22 条 2 項 新規性	25.35%
3. 法 26 条 4 項 明確性・サポート要件	24.79%
4. 細則 22 条 従属クレーム関連	14.20%
5. 法 25 条 保護適格性	3.39%

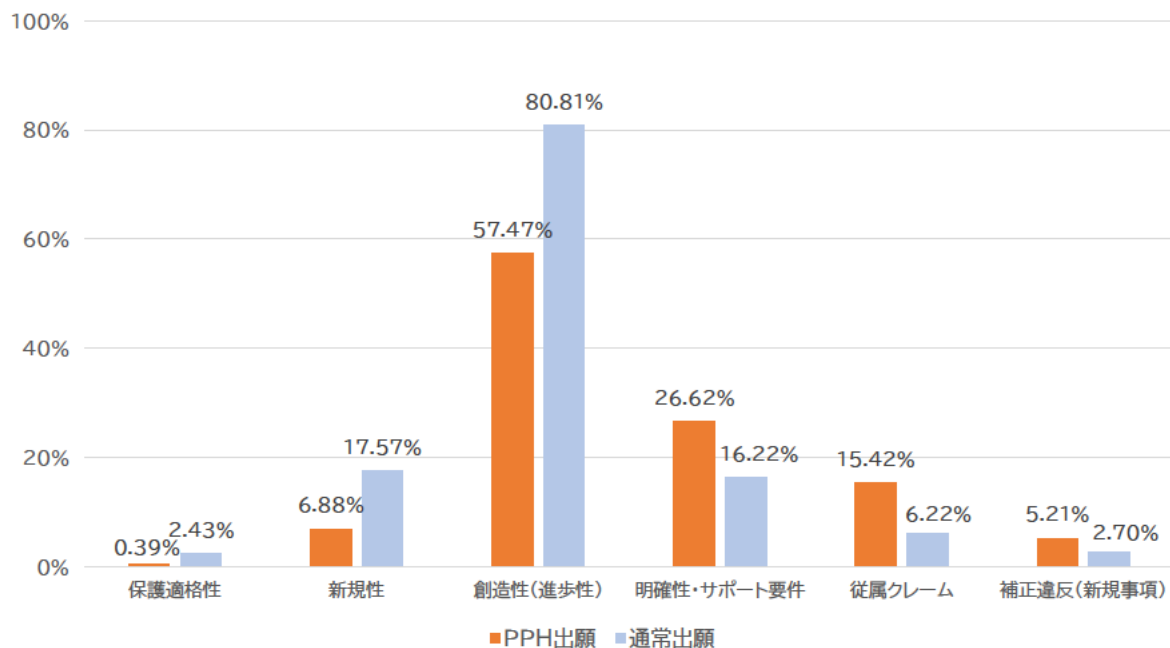
さらに、「細則 22 条：従属クレーム関連」については、日本で特許可能と判断されたクレームが中国で認められていないマルチマルチクレーム²であり、中国出願でも同じマルチマルチクレームに補正を行っていることが理由の一つとして推測される。

一方、PPH 出願の方が通常出願に比べて、「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」及び「法 22 条 2 項：新規性」の通知率がどちらも低くなっており、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

(2) 拒絶査定直前の審査結果に含まれる拒絶理由の分析³

「最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析」の結果と同じく、拒絶査定が行われたと推測される案件において、拒絶査定の直前に通知された拒絶理由は、PPH 出願及び通常出願ともに「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」となっている。

図 B-2-2：「拒絶査定直前の審査結果」において通知率の高い拒絶理由上位項目



² 複数クレームを引用する多項従属クレームが、他の複数クレームを引用する多項従属クレームを引用すること (<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/1737/>【最終アクセス日：2020年1月31日】)

³ 拒絶査定に関する情報がワンポータルドシエには収録されていなかったため、最も日付の新しい「First Office Action」又は「Nth Office Action」の発出日から2019年11月30日時点で400日以上経過した案件であって、「Notification to Grant Patent Right for Invention」（「特許査定」）が発出されていない案件は拒絶査定が行われたとみなし、拒絶査定の直前に通知された「First Office Action」又は「Nth Office Action」（以下、まとめて「拒絶査定直前の審査結果」という。）の内容を分析した。

PPH 出願		通常出願	
1. 法 22 条 3 項 創造性（進歩性）	57.47% (45.58%)	1. 法 22 条 3 項 創造性（進歩性）	80.81% (72.71%)
2. 法 26 条 4 項 明確性・サポート要件	26.62% (34.91%)	2. 法 22 条 2 項 新規性	17.57% (25.35%)
3. 細則 22 条 従属クレーム関連	15.42% (24.93%)	3. 法 26 条 4 項 明確性・サポート要件	16.22% (24.79%)
4. 法 22 条 2 項 新規性	6.88% (8.25%)	4. 細則 22 条 従属クレーム関連	6.22% (14.20%)
5. 法 33 条 補正違反（新規事項）	5.21% (7.06%)	5. 法 31 条 1 項 単一性	2.97% (2.33%)

※（ ）内は、「最初の拒絶理由通知」における通知率

PPH 出願については、「拒絶査定直前の審査結果」においても「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」及び「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率は他の拒絶理由よりも高い水準を維持している。

(3) 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」があり、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数について比べると、PPH 出願（平均 1.37 回）の方が通常出願（平均 1.66 回）よりも回数が少なくなっている。

第 1 調査対象

1 調査対象出願

PPH 出願：5,122 件

日本国特許庁（JPO）を第一庁とし、中国国家知識産権局（CNIPA）を第二庁とする 2016 年から 2018 年に PPH 申請された出願（5,313 件）のうち、調査時点（2019 年 11 月 30 日）までに CNIPA から何らかのオフィスアクションが発出された出願⁴を対象とした。

通常出願：1,500 件（300 件／年）

2011 年から 2015 年において CNIPA に出願された案件のうち、日本出願を優先権主張の基礎として優先権主張が行われた出願であって、調査時点（2019 年 9 月 30 日）までに CNIPA からオフィスアクションが発出された出願⁵からランダムに抽出した出願（各年 300 件）を対象とした。

本報告書全体を通して、2019 年のデータについては調査時点での暫定値である。

調査対象となった出願の IPC セクション別の分布を表 B-1-1 に示す。

⁴ CNIPA から何らかのオフィスアクションが発出されていた対象出願であっても、調査時点でワンポータルドシエに当該情報が収録されておらず、情報が入手できなかった対象出願については今回の調査から除外している。

また、対象出願には、CNIPA から 2 回目以降のオフィスアクション「Nth Office Action」が発出されているにもかかわらず、「First Office Action」に関する発出日等の経過情報が収録されていない案件が含まれていた（PPH 出願：254 件／通常出願：35 件）。

当該案件については、「III. B. 第 2 調査対象出願に発出された審査結果の分析」において、「発出日不明」として「最初の拒絶理由通知」が発出されている案件として集計に含めている。さらに、「4 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析」では、当該対象案件のうち特許査定となった案件について「First Office Action」が行われていたものとみなして発出回数を集計している。

なお、「III. B. 第 3 2 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析」や「III. B. 第 3 3 拒絶査定直前の審査結果に含まれる拒絶理由の分析」（「First Office Action」が「拒絶査定直前の審査結果」になっている場合のみ）における分析対象には含めていない。

⁵ 同上

表 B-1-1：調査対象出願の IPC セクション別件数・割合
(PPH 出願)

PPH申請年 /セクション		A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)
2016年	件数	114	397	272	13	29	168	339	359	1691
	割合	6.74%	23.48%	16.09%	0.77%	1.71%	9.93%	20.05%	21.23%	
2017年	件数	113	398	214	25	17	157	324	355	1603
	割合	7.05%	24.83%	13.35%	1.56%	1.06%	9.79%	20.21%	22.15%	
2018年	件数	159	501	211	13	6	174	378	386	1828
	割合	8.70%	27.41%	11.54%	0.71%	0.33%	9.52%	20.68%	21.12%	
合計	件数	386	1296	697	51	52	499	1041	1100	5122
	割合	7.54%	25.30%	13.61%	1.00%	1.02%	9.74%	20.32%	21.48%	

(通常出願)

出願年 /セクション		A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)
2011年	件数	25	49	47	3	2	27	68	79	300
	割合	8.33%	16.33%	15.67%	1.00%	0.67%	9.00%	22.67%	26.33%	
2012年	件数	22	44	53	5	5	34	54	83	300
	割合	7.33%	14.67%	17.67%	1.67%	1.67%	11.33%	18.00%	27.67%	
2013年	件数	25	53	43	2	3	44	48	82	300
	割合	8.33%	17.67%	14.33%	0.67%	1.00%	14.67%	16.00%	27.33%	
2014年	件数	13	64	45	4	4	35	55	80	300
	割合	4.33%	21.33%	15.00%	1.33%	1.33%	11.67%	18.33%	26.67%	
2015年	件数	19	56	54	3	4	24	63	77	300
	割合	6.33%	18.67%	18.00%	1.00%	1.33%	8.00%	21.00%	25.67%	
合計	件数	104	266	242	17	18	164	288	401	1500
	割合	6.93%	17.73%	16.13%	1.13%	1.20%	10.93%	19.20%	26.73%	

2 分析対象とした中国国家知識産権局（CNIPA）が発出したオフィスアクション

今回の調査においては、ワンポータルドシエに収録されている CNIPA から発出された下記のオフィスアクションを分析対象とした。

【分析対象のオフィスアクション】

- ・ Notification to Grant Patent Right for Invention
- ・ First Office Action
- ・ Nth Office Action

今回の調査では、分析対象のオフィスアクションを下記のように分類、整理した。

- ・ 「特許査定」：「Notification to Grant Patent Right for Invention」
- ・ 「即特許」：最初の審査結果において「Notification to Grant Patent Right for Invention」が発出された場合
- ・ 「最初の拒絶理由通知」：「First Office Action」

- ・「拒絶査定直前の審査結果」：拒絶理由通知の発出日から 400 日以上アクションなく経過している「First Office Action」又は「Nth Office Action」

【留意点】

- ・ワンポータルドシエには CNIPA の拒絶査定に関する情報が収録されていない⁶ため、後述の「III. B. 第 3 3 拒絶査定直前の審査結果に含まれる拒絶理由の分析」では、最も日付の新しい「First Office Action」又は「Nth Office Action」の発出日から 2019 年 11 月 30 日時点で 400 日⁷以上アクションなく経過した案件であって、「Notification to Grant Patent Right for Invention」（「特許査定」）が発出されていない案件は拒絶査定が行われたとみなし（「拒絶査定（推定）」）、拒絶査定の直前に通知された「First Office Action」又は「Nth Office Action」（以下、まとめて「拒絶査定直前の審査結果」という。）の内容を分析した。

⁶ 中国国家知識産権局（CNIPA）が提供する「中国特許照会システム」（<http://cpquery.cnipa.gov.cn/>）においても、「拒絶査定」に関する情報は対象となる出願全件について収録されていなかった。

⁷ 最終的な審査結果（「拒絶査定（推定）」）を決めるための閾値である 400 日は、調査対象出願のうち「特許査定」となった全案件（PPH 出願：3,680 件／通常出願：1,046 件）の最も日付の新しい「拒絶理由通知」の発出日から「特許査定」となるまでの期間を算出した値に基づいて便宜的に決めたもの。

第2 調査対象出願に発出された審査結果の分析

調査対象とした PPH 出願及び通常出願に対する CNIPA からのオフィスアクションの発出状況、「最初の拒絶理由通知」が発出された件数、「特許査定」、「拒絶査定（推定）」が発出された件数やその割合を以下に示す。

また、参考までに、審査結果が発出されている出願のうち、「即特許」の割合（「即特許率」）についても併せて記載している。

なお、先に述べたとおり、本章における下記の数値については、あくまでも本調査実施の際に入手したデータを元に計算されていることに、十分ご留意いただきたい。

PPH 出願及び通常出願のうち、「最初の拒絶理由通知」が発出された対象出願の発出年別／IPC セクション別の分布を表 B-2-1 に示す。

表 B-2-1：「最初の拒絶理由通知」が発出された調査対象出願の件数・割合
(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年／セクション		A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)
2016年	件数	93	281	219	10	25	135	230	237	1230
	割合	7.56%	22.85%	17.80%	0.81%	2.03%	10.98%	18.70%	19.27%	
2017年	件数	96	391	189	21	18	130	317	342	1504
	割合	6.38%	26.00%	12.57%	1.40%	1.20%	8.64%	21.08%	22.74%	
2018年	件数	108	330	165	9	4	141	261	286	1304
	割合	8.28%	25.31%	12.65%	0.69%	0.31%	10.81%	20.02%	21.93%	
2019年	件数	34	93	36	1	1	26	62	86	339
	割合	6.38%	26.00%	12.57%	1.40%	1.20%	8.64%	21.08%	22.74%	
発出日 不明	件数	22	61	38	4	0	14	59	56	254
	割合	8.66%	24.02%	14.96%	1.57%	0.00%	5.51%	23.23%	22.05%	
合計	件数	353	1095	609	41	48	432	870	951	4631
	割合	7.62%	23.65%	13.15%	0.89%	1.04%	9.33%	18.79%	20.54%	

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年／セクション		A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)
2012年	件数	0	1	0	0	0	0	1	2	2
	割合	0.00%	0.00%	50.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	50.00%	
2013年	件数	8	11	24	0	0	8	17	8	76
	割合	10.53%	14.47%	31.58%	0.00%	0.00%	10.53%	22.37%	10.53%	
2014年	件数	31	47	51	3	3	25	49	65	274
	割合	11.31%	17.15%	18.61%	1.09%	1.09%	9.12%	17.88%	23.72%	
2015年	件数	20	74	46	6	9	52	59	94	360
	割合	5.56%	20.56%	12.78%	1.67%	2.50%	14.44%	16.39%	26.11%	
2016年	件数	16	53	50	4	1	41	45	96	306
	割合	5.23%	17.32%	16.34%	1.31%	0.33%	13.40%	14.71%	31.37%	
2017年	件数	12	46	32	1	4	21	39	66	221
	割合	5.43%	20.81%	14.48%	0.45%	1.81%	9.50%	17.65%	29.86%	
2018年	件数	9	24	22	2	1	10	45	47	160
	割合	5.63%	15.00%	13.75%	1.25%	0.63%	6.25%	28.13%	29.38%	
2019年	件数	12	46	32	1	4	21	39	66	221
	割合	5.43%	20.81%	14.48%	0.45%	1.81%	9.50%	17.65%	29.86%	
発出日 不明	件数	4	6	4	1	0	0	9	11	35
	割合	11.43%	17.14%	11.43%	2.86%	0.00%	0.00%	25.71%	31.43%	
合計	件数	104	261	239	17	18	159	283	398	1479
	割合	7.03%	17.65%	16.16%	1.15%	1.22%	10.75%	19.13%	26.91%	

※調査対象出願には、CNIPA から 2 回目以降のオフィスアクション「Nth Office Action」が発出されているにもかかわらず、「First Office Action」に関する発出日等の経過情報が収録されていない案件 (PPH 出願：254 件／通常出願：35 件) が含まれていたため、「発出日不明」として集計した。

さらに、最終的な審査結果として「特許査定」又は「拒絶査定（推定）」となった案件の最初の審査結果発出年別／IPC セクション別の分布、及び、その内訳を表 B-2-2 に示す。

なお、先に述べたように「拒絶査定」の発出日の情報が入手できなかったため、各年の特許査定率及び拒絶査定率は、それぞれの年に最初の審査結果が発出された案件を母集団として、それらの案件のうちその後特許査定が発出された件数及び拒絶査定が発出された件数（推定）に基づいて算出した。

また、上記で述べた拒絶査定の推定方法により、2019年に「最初の拒絶理由通知」が発出された案件については「拒絶査定」とみなされる案件が存在しなくなるため、2019年については参考情報として一部の数値のみを掲載している。

(1) 全セクション

表 B-2-2：調査対象出願の最終的な審査結果【全セクション】
(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	1250	993	20	253	1246	79.7%	1.6%	20.3%
2017年	1553	1081	49	459	1540	70.2%	3.2%	29.8%
2018年	1530	1099	226	250	1349	81.5%	14.8%	18.5%
合計	4333	3173	295	962	4135	76.7%	6.8%	23.3%
2019年(参考)	535	389	196	-	-	-	36.6%	-

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2012年	2	2	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%
2013年	77	50	1	27	77	64.9%	1.3%	35.1%
2014年	274	217	0	57	274	79.2%	0.0%	20.8%
2015年	361	283	1	78	361	78.4%	0.3%	21.6%
2016年	306	219	0	86	305	71.8%	0.0%	28.2%
2017年	223	138	2	84	222	62.2%	0.9%	37.8%
2018年	171	97	11	33	130	74.6%	6.4%	25.4%
合計	1414	1006	15	365	1371	73.4%	1.1%	26.6%
2019年(参考)	51	22	6	-	-	-	11.8%	-

対象とした PPH 出願及び通常出願全体の特許査定率（推定）を比較すると、PPH 出願（76.7%）の方が通常出願（73.4%）よりも約 3%高くなっており、さらに 2018 年に最初の審査結果が発出された対象出願における両者の差は約 7%にまで広がっており、PPH 申請の有効性が高まっていることが推測される。

また、即特許率についても PPH 出願（6.8%）の方が通常出願（1.1%）よりも約 6%高くなっており、さらに 2019 年に最初の審査結果が発出された対象出願においては両出願ともに即特許率が上昇しているが、その差は約 25%にまで広がっており、PPH 申請の有効性が高まっていることが推測される。

(2) IPC セクション別

表 B-2-2A : 調査対象出願の最終的な審査結果【A セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	94	75	1	18	93	80.6%	1.1%	19.4%
2017年	100	67	4	32	99	67.7%	4.0%	32.3%
2018年	121	78	13	17	95	82.1%	10.7%	17.9%
合計	315	220	18	67	287	76.7%	5.7%	23.3%
2019年(参考)	49	35	15	-	-	-	30.6%	-

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2012年	0	0	0	0	0	-	-	-
2013年	8	5	0	3	8	62.5%	0.0%	37.5%
2014年	31	26	0	5	31	83.9%	0.0%	16.1%
2015年	20	15	0	5	20	75.0%	0.0%	25.0%
2016年	16	10	0	5	15	66.7%	0.0%	33.3%
2017年	12	7	0	5	12	58.3%	0.0%	41.7%
2018年	9	3	0	4	7	42.9%	0.0%	57.1%
合計	96	66	0	27	93	71.0%	0.0%	29.0%
2019年(参考)	4	0	0	-	-	-	0.0%	-

表 B-2-2B : 調査対象出願の最終的な審査結果【B セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	285	230	4	53	283	81.3%	1.4%	18.7%
2017年	412	303	21	108	411	73.7%	5.1%	26.3%
2018年	384	288	54	56	344	83.7%	14.1%	16.3%
合計	1081	821	79	217	1038	79.1%	7.3%	20.9%
2019年(参考)	154	127	61	-	-	-	39.6%	-

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2012年	0	0	0	0	0	-	-	-
2013年	12	10	1	2	12	83.3%	8.3%	16.7%
2014年	47	37	0	10	47	78.7%	0.0%	21.3%
2015年	75	62	1	13	75	82.7%	1.3%	17.3%
2016年	53	37	0	16	53	69.8%	0.0%	30.2%
2017年	46	35	0	11	46	76.1%	0.0%	23.9%
2018年	27	16	3	5	21	76.2%	11.1%	23.8%
合計	260	197	5	57	254	77.6%	1.9%	22.4%
2019年(参考)	0	0	0	-	-	-	-	-

表 B-2-2C : 調査対象出願の最終的な審査結果【C セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	224	164	5	60	224	73.2%	2.2%	26.8%
2017年	194	126	5	67	193	65.3%	2.6%	34.7%
2018年	192	127	27	35	162	78.4%	14.1%	21.6%
合計	610	417	37	162	579	72.0%	6.1%	28.0%
2019年(参考)	49	29	13	-	-	-	26.5%	-

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2012年	1	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
2013年	24	10	0	14	24	41.7%	0.0%	58.3%
2014年	51	37	0	14	51	72.5%	0.0%	27.5%
2015年	46	39	0	7	46	84.8%	0.0%	15.2%
2016年	50	38	0	12	50	76.0%	0.0%	24.0%
2017年	32	20	0	12	32	62.5%	0.0%	37.5%
2018年	24	8	2	5	13	61.5%	8.3%	38.5%
合計	228	153	2	64	217	70.5%	0.9%	29.5%
2019年(参考)	10	2	1	-	-	-	10.0%	-

表 B-2-2D : 調査対象出願の最終的な審査結果【D セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	10	7	0	3	10	70.0%	0.0%	30.0%
2017年	24	16	3	8	24	66.7%	12.5%	33.3%
2018年	12	10	3	2	12	83.3%	25.0%	16.7%
合計	46	33	6	13	46	71.7%	13.0%	28.3%
2019年(参考)	1	0	0	-	-	-	0.0%	-

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2012年	0	0	0	0	0	-	-	-
2013年	0	0	0	0	0	-	-	-
2014年	3	3	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%
2015年	6	6	0	0	6	100.0%	0.0%	0.0%
2016年	4	3	0	1	4	75.0%	0.0%	25.0%
2017年	1	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%
2018年	2	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
合計	16	13	0	2	15	86.7%	0.0%	13.3%
2019年(参考)	0	0	0	-	-	-	-	-

表 B-2-2E : 調査対象出願の最終的な審査結果【E セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	26	21	1	5	26	80.8%	3.8%	19.2%
2017年	18	13	0	5	18	72.2%	0.0%	27.8%
2018年	6	5	2	1	6	83.3%	33.3%	16.7%
合計	50	39	3	11	50	78.0%	6.0%	22.0%
2019年(参考)	2	2	1	-	-	-	50.0%	-

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2012年	0	0	0	0	0	-	-	-
2013年	0	0	0	0	0	-	-	-
2014年	3	3	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%
2015年	9	8	0	1	9	88.9%	0.0%	11.1%
2016年	1	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
2017年	4	3	0	1	4	75.0%	0.0%	25.0%
2018年	1	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%
合計	18	15	0	3	18	83.3%	0.0%	16.7%
2019年(参考)	0	0	0	-	-	-	-	-

表 B-2-2F : 調査対象出願の最終的な審査結果【F セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	136	112	1	24	136	82.4%	0.7%	17.6%
2017年	134	84	4	48	132	63.6%	3.0%	36.4%
2018年	166	127	25	28	155	81.9%	15.1%	18.1%
合計	436	323	30	100	423	76.4%	6.9%	23.6%
2019年(参考)	49	41	23	-	-	-	46.9%	-

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2012年	0	0	0	0	0	-	-	-
2013年	8	3	0	5	8	37.5%	0.0%	62.5%
2014年	25	23	0	2	25	92.0%	0.0%	8.0%
2015年	52	40	0	12	52	76.9%	0.0%	23.1%
2016年	41	31	0	10	41	75.6%	0.0%	24.4%
2017年	21	12	0	9	21	57.1%	0.0%	42.9%
2018年	12	9	2	1	10	90.0%	16.7%	10.0%
合計	159	118	2	39	157	75.2%	1.3%	24.8%
2019年(参考)	5	5	3	-	-	-	60.0%	-

表 B-2-2G : 調査対象出願の最終的な審査結果【G セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	234	195	4	38	233	83.7%	1.7%	16.3%
2017年	326	234	9	87	321	72.9%	2.8%	27.1%
2018年	311	221	50	48	269	82.2%	16.1%	17.8%
合計	871	650	63	173	823	79.0%	7.2%	21.0%
2019年(参考)	111	82	49	-	-	-	44.1%	-

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2012年	0	0	0	0	0	-	-	-
2013年	17	15	0	2	17	88.2%	0.0%	11.8%
2014年	49	37	0	12	49	75.5%	0.0%	24.5%
2015年	59	47	0	12	59	79.7%	0.0%	20.3%
2016年	45	30	0	15	45	66.7%	0.0%	33.3%
2017年	40	24	1	16	40	60.0%	2.5%	40.0%
2018年	47	32	2	9	41	78.0%	4.3%	22.0%
合計	257	185	3	66	251	73.7%	1.2%	26.3%
2019年(参考)	22	10	2	-	-	-	9.1%	-

表 B-2-2H : 調査対象出願の最終的な審査結果【H セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	241	189	4	52	241	78.4%	1.7%	21.6%
2017年	345	238	3	104	342	69.6%	0.9%	30.4%
2018年	338	243	52	63	306	79.4%	15.4%	20.6%
合計	924	670	59	219	889	75.4%	6.4%	24.6%
2019年(参考)	120	73	34	-	-	-	28.3%	-

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最初の審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定 (推定)件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (推定) (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定 (推定)率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2012年	1	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
2013年	8	7	0	1	8	87.5%	0.0%	12.5%
2014年	65	51	0	14	65	78.5%	0.0%	21.5%
2015年	94	66	0	28	94	70.2%	0.0%	29.8%
2016年	96	69	0	27	96	71.9%	0.0%	28.1%
2017年	67	37	1	29	66	56.1%	1.5%	43.9%
2018年	49	28	2	8	36	77.8%	4.1%	22.2%
合計	380	259	3	107	366	70.8%	0.8%	29.2%
2019年(参考)	10	5	0	-	-	-	0.0%	-

PPH 出願及び通常出願の IPC セクション別の特許査定率について比較すると、A、G 及び H セクションにおいては、通常出願の特許査定率 (A : 71.0% / G : 73.7% / H : 70.8%) に比べて PPH 出願の特許査定率 (A : 76.7% / G : 79.0% / H : 75.4%) が高くなっており、当該セクションにおける PPH 申請の有効性を認めることができる。

また、通常出願の A セクションにおいては、即特許になった案件が 1 件もなかったが、PPH 出願の場合は 33 件 (2019 年も含む) もあり、PPH 申請の有効性を認めることができる。

表 B-2-3：セクション別特許査定率（推定）の比較

（PPH 出願：最初の審査結果発出年 2016 年から 2018 年の総計）

セクション	全体	A	B	C	D	E	F	G	H
特許査定率(推定)	76.7%	76.7%	79.1%	72.0%	71.7%	78.0%	76.4%	79.0%	75.4%
即特許率	6.8%	5.7%	7.3%	6.1%	13.0%	6.0%	6.9%	7.2%	6.4%

（通常出願：最初の審査結果発出年 2012 年から 2019 年の総計）

セクション	全体	A	B	C	D	E	F	G	H
特許査定率(推定)	73.4%	71.0%	77.6%	70.5%	86.7%	83.3%	75.2%	73.7%	70.8%
即特許率	1.1%	0.0%	1.9%	0.9%	0.0%	0.0%	1.3%	1.2%	0.8%

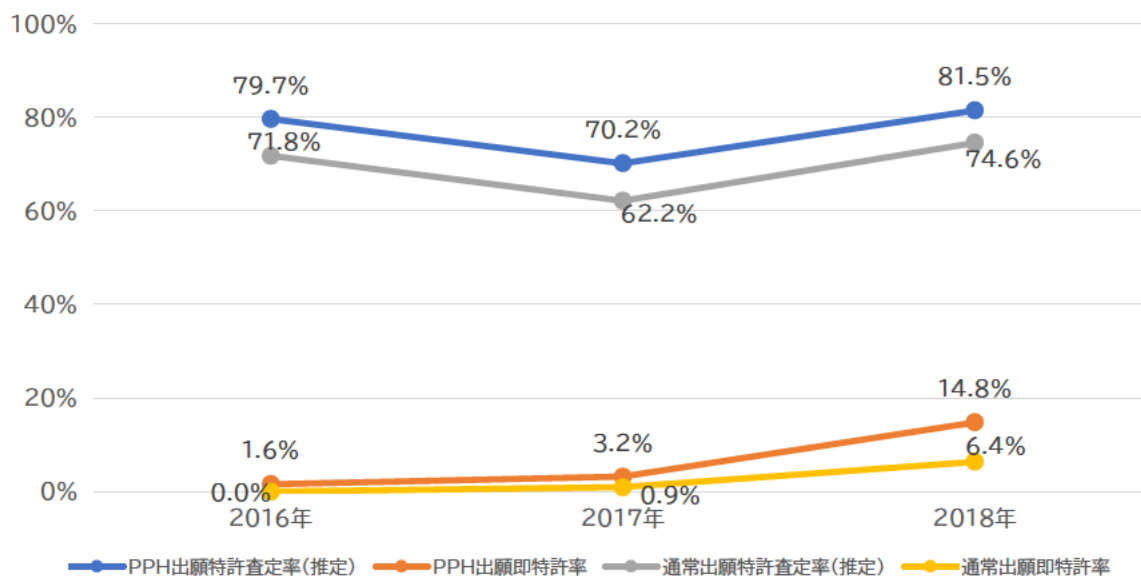
(3) 小括

PPH 出願と通常出願の特許査定率について、両者のデータがある程度存在する 2016 年から 2018 年に絞って比較すると、3 年間の特許査定率（推定）の平均は、PPH 出願（76.7%）の方が通常出願（69.1%）よりも約 8%高くなっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

拒絶理由を通知されずに特許査定となる即特許の割合（即特許率）も、PPH 出願の即特許率（6.8%）が通常出願の即特許率（2.0%）の約 3.5 倍になっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

図 B-2-4：調査対象出願の特許査定率（推定）及び即特許率の比較

（最初の審査結果発出年別：2016 年から 2018 年）



最初の審査結果発出年	2016年	2017年	2018年	左記期間合計
PPH出願特許査定件数	993	1081	1099	3173
PPH出願即特許件数	20	49	226	295
PPH出願特許査定率(推定)	79.7%	70.2%	81.5%	76.7%
PPH出願即特許率	1.6%	3.2%	14.8%	6.8%
通常出願特許査定件数	219	138	97	454
通常出願即特許件数	0	2	11	13
通常出願特許査定率(推定)	71.8%	62.2%	74.6%	69.1%
通常出願即特許率	0.0%	0.9%	6.4%	2.0%

第3 調査対象出願に発出された拒絶理由の分析

1 拒絶理由の根拠条文別の分類

CNIPA が対象出願に対して発出した「First Office Action」及び「Nth Office Action」に含まれている主要な拒絶理由を分析した。なお、拒絶理由の分析にあたり、中国専利法（以下、「法」ともいう。）及び中国専利法実施細則（以下、「細則」ともいう。）の根拠条文を下記のように分類、整理している。

また、今回分析した「First Office Action」及び「Nth Office Action」には、「中国専利法 26 条 3 項：実施可能要件」に基づく拒絶理由が含まれていなかったため、以下の図及び表からは省略している。

- ・中国専利法 25 条： 保護適格性
- ・中国専利法 22 条 2 項： 新規性
- ・中国専利法 22 条 3 項： 創造性（進歩性）
- ・中国専利法 22 条 4 項： 実用性
- ・中国専利法 26 条 3 項： 実施可能要件
- ・中国専利法 26 条 4 項： 明確性・サポート要件
- ・中国専利法実施細則 20 条： クレーム形式関連
- ・中国専利法実施細則 21 条： 独立クレーム関連
- ・中国専利法実施細則 22 条： 従属クレーム関連
- ・中国専利法 33 条： 補正違反（新規事項）
- ・中国専利法 31 条 1 項： 単一性
- ・その他（上記以外の根拠条文）

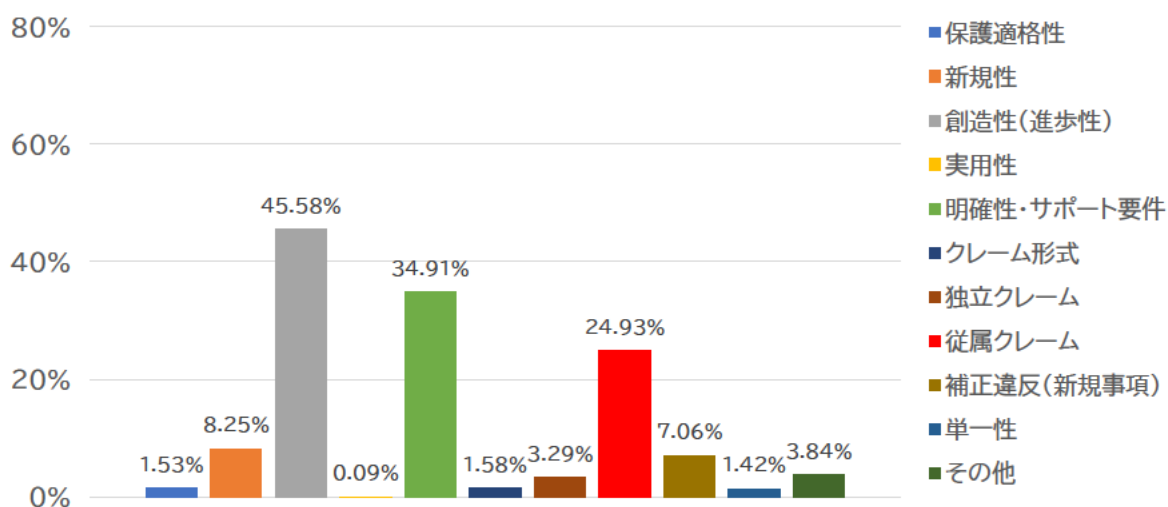
2 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願及び通常出願に対して発出された「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由を根拠条文別・発出年別に分類、整理し、各拒絶理由の割合を集計した。結果を図 B-3-2-1 に示す。

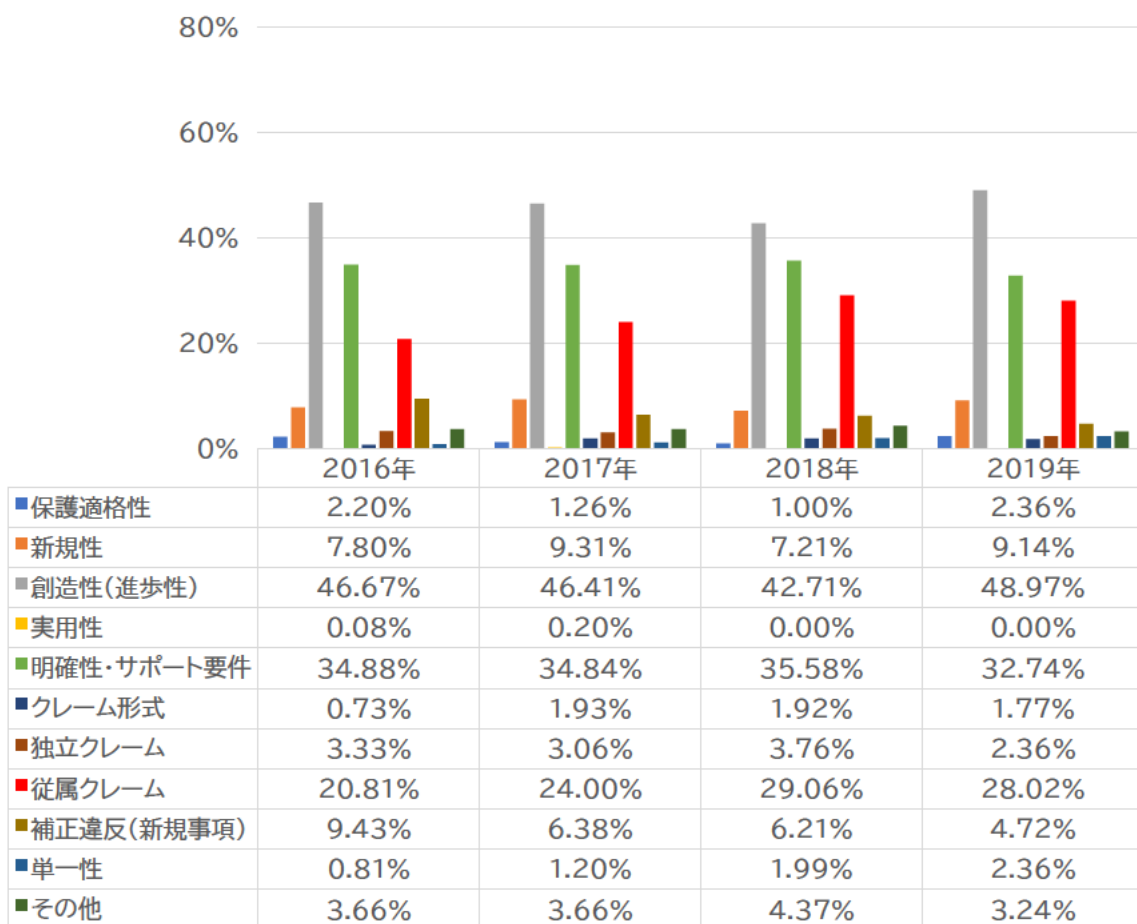
なお、CNIPA から 2 回目以降のオフィスアクション「Nth Office Action」が発出されているにもかかわらず、「First Office Action」に関する発出日等の経過情報が収録されていない調査対象出願（PPH 出願：254 件／通常出願：35 件）については、今回の調査対象から除外している。

(1) 全セクション

図 B-3-2-1：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【全セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

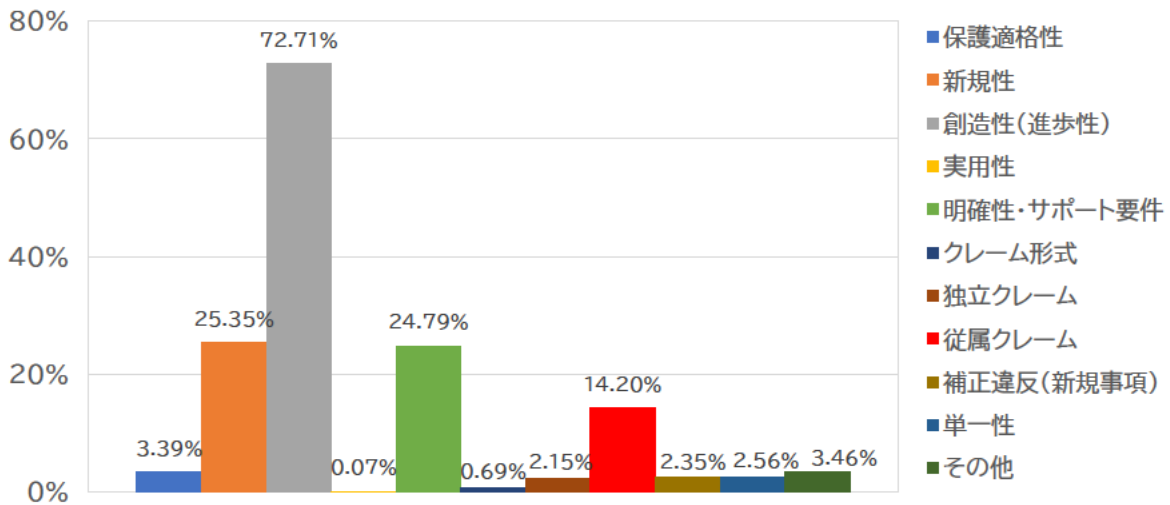


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

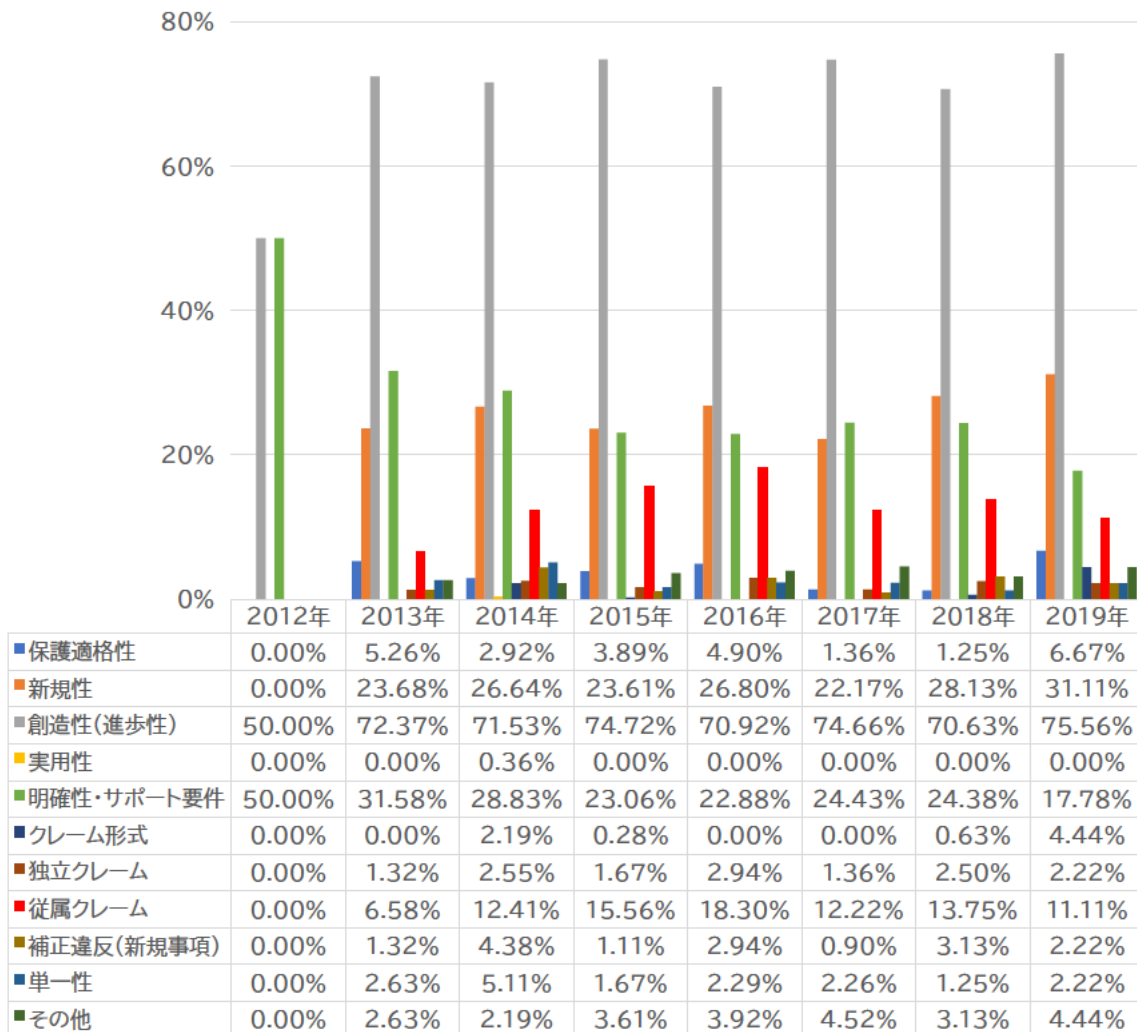


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	1230	1504	1304	339	4377

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)



－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－



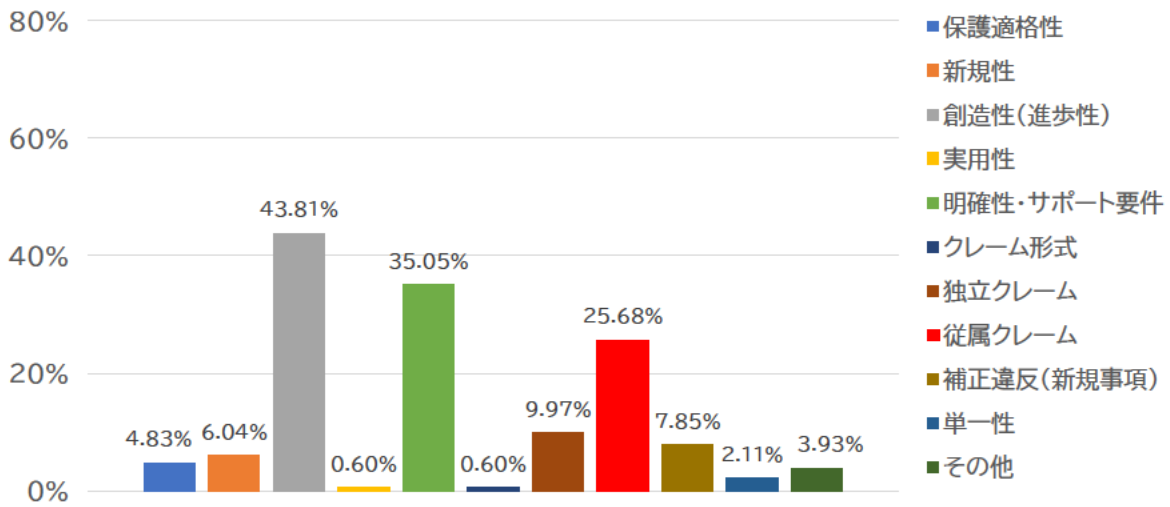
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	2	76	274	360	306	221	160	45	1444

PPH 出願と通常出願に対する「最初の拒絶理由通知」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」の通知率が一番高い。特に、通常出願は、全体の 70%を超える案件で通知されている。

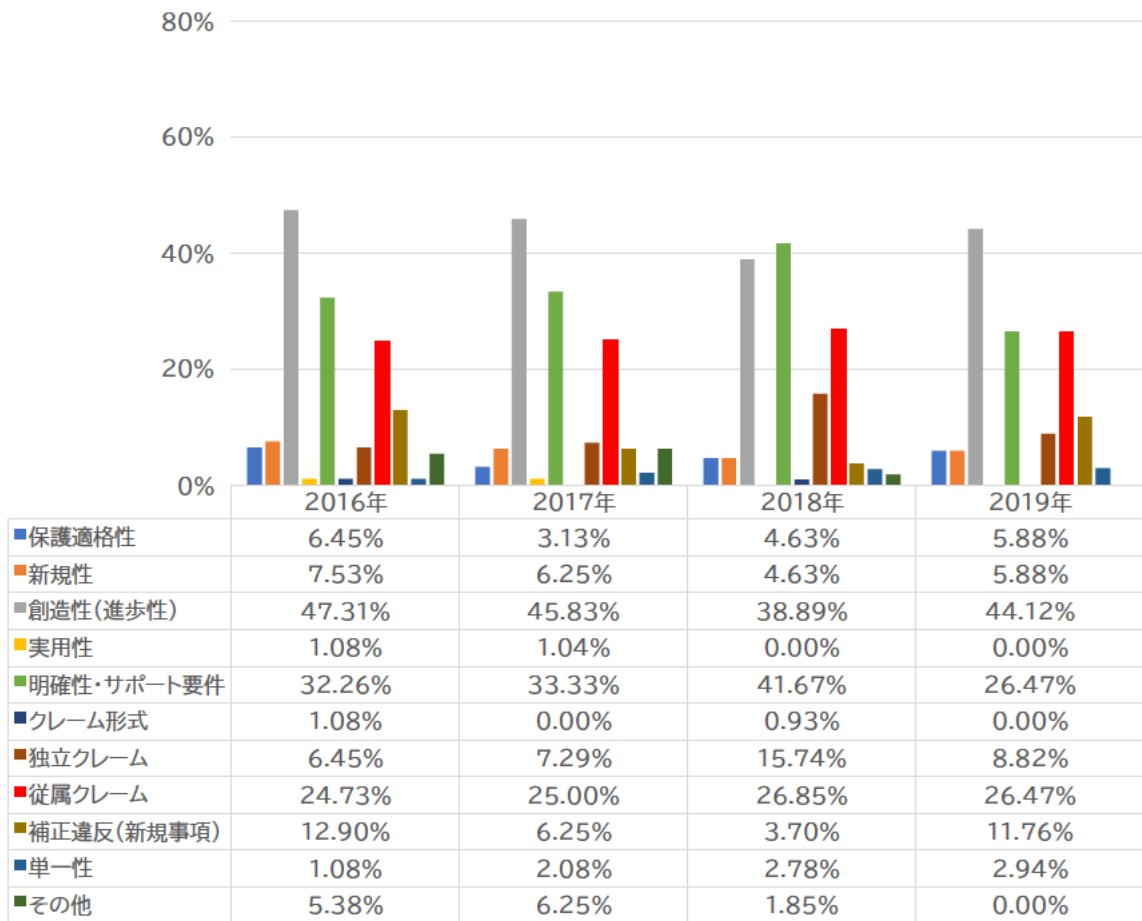
それ以外の拒絶理由では、PPH 出願の場合は「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」及び「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率が高く、通常出願の場合は「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」及び「法 22 条 2 項：新規性」の通知率が高い。

(2) IPC セクション別

図 B-3-2-1A：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【A セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

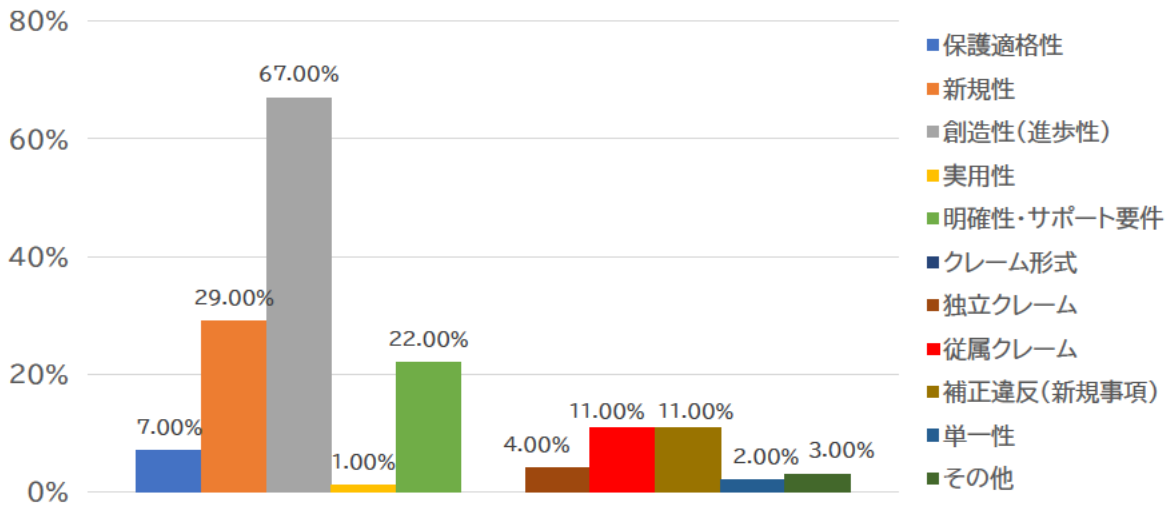


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

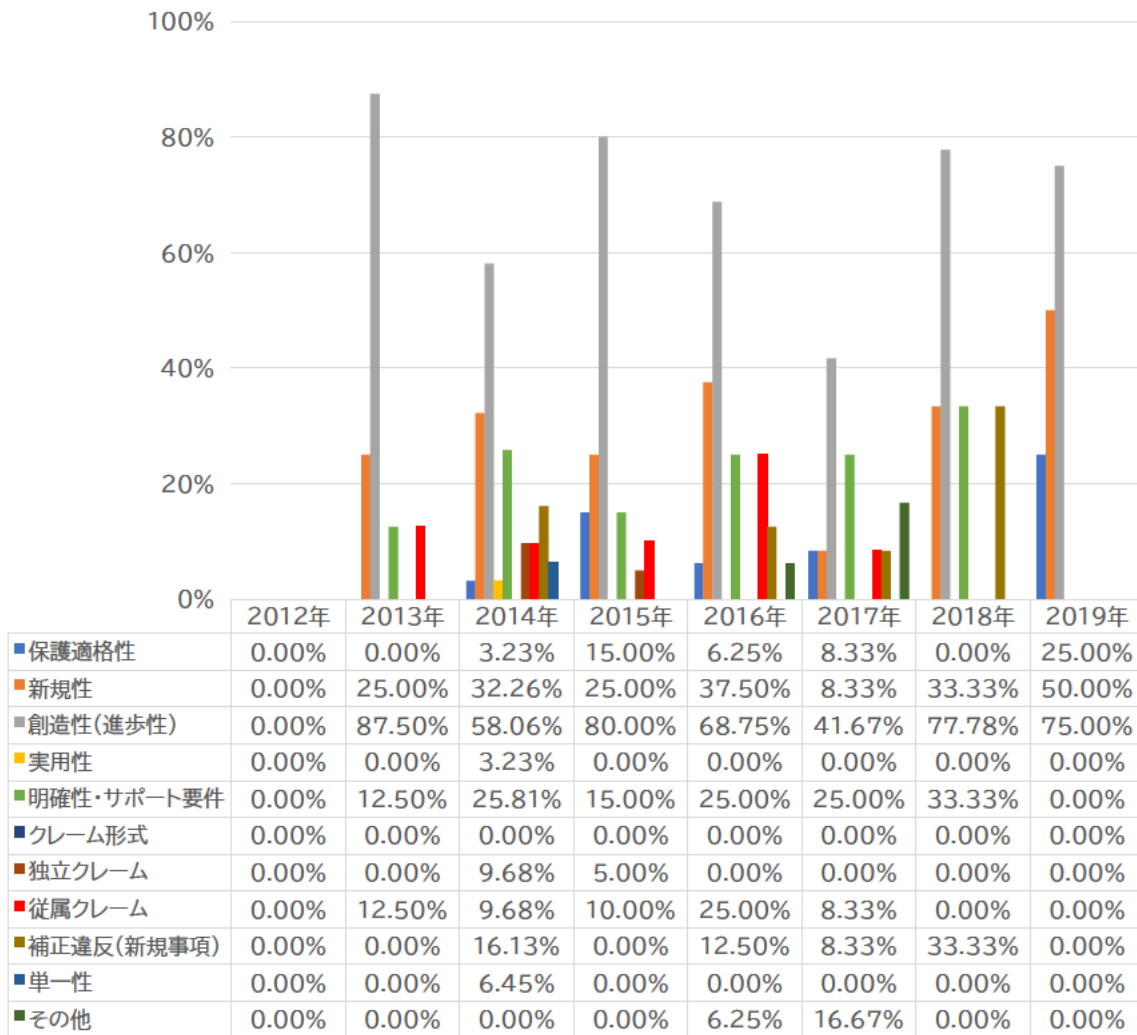


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	93	96	108	34	331

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)

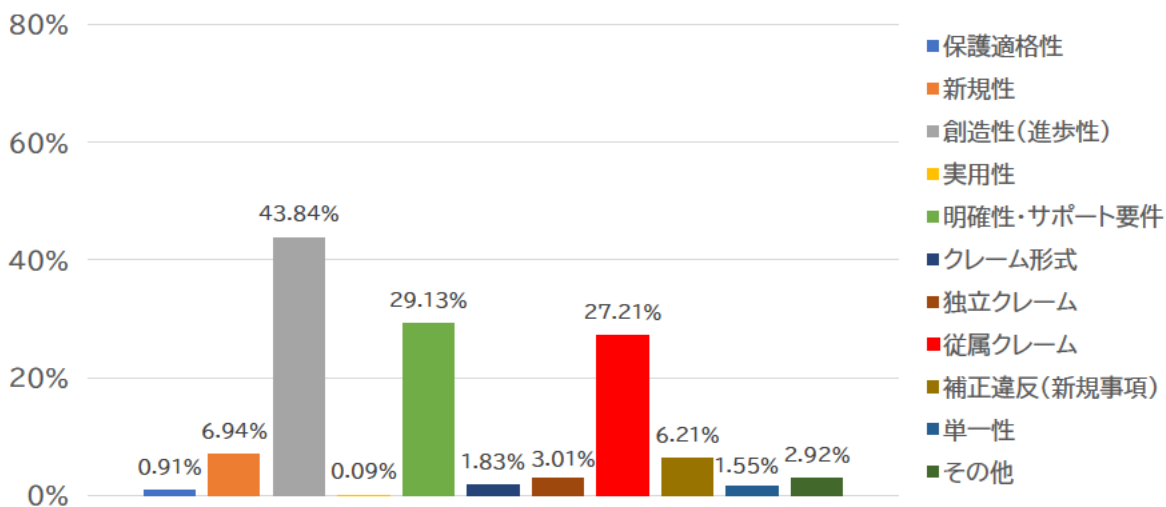


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

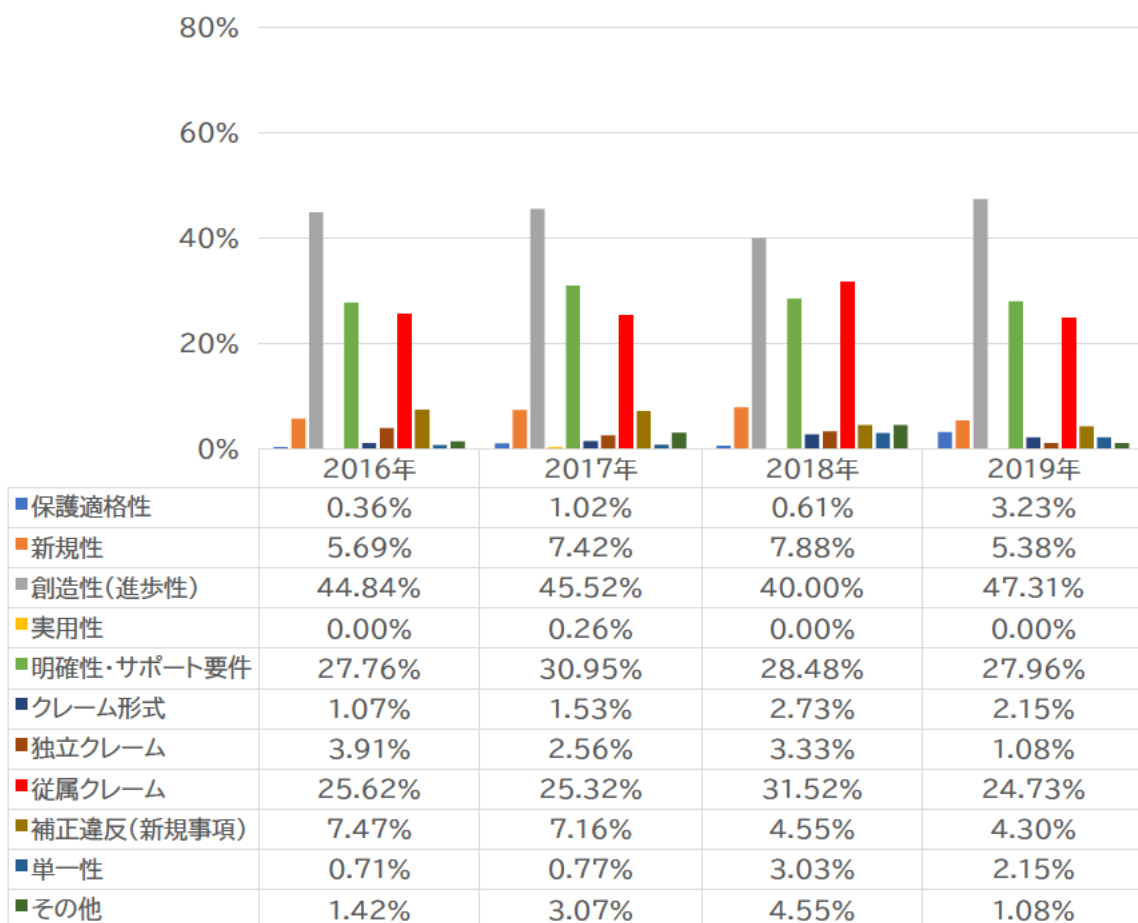


	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	8	31	20	16	12	9	4	100

図 B-3-2-1B：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【B セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

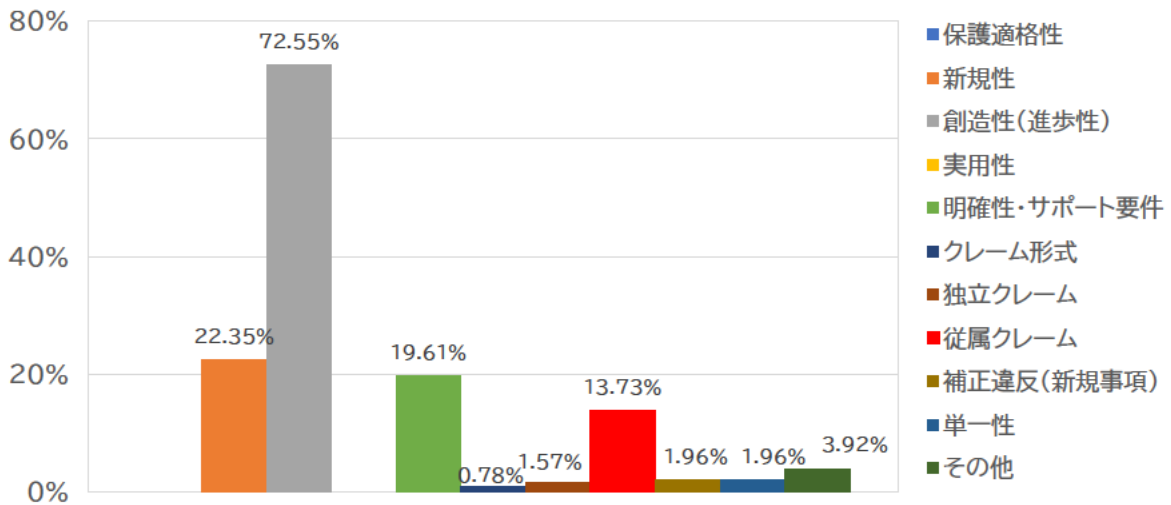


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

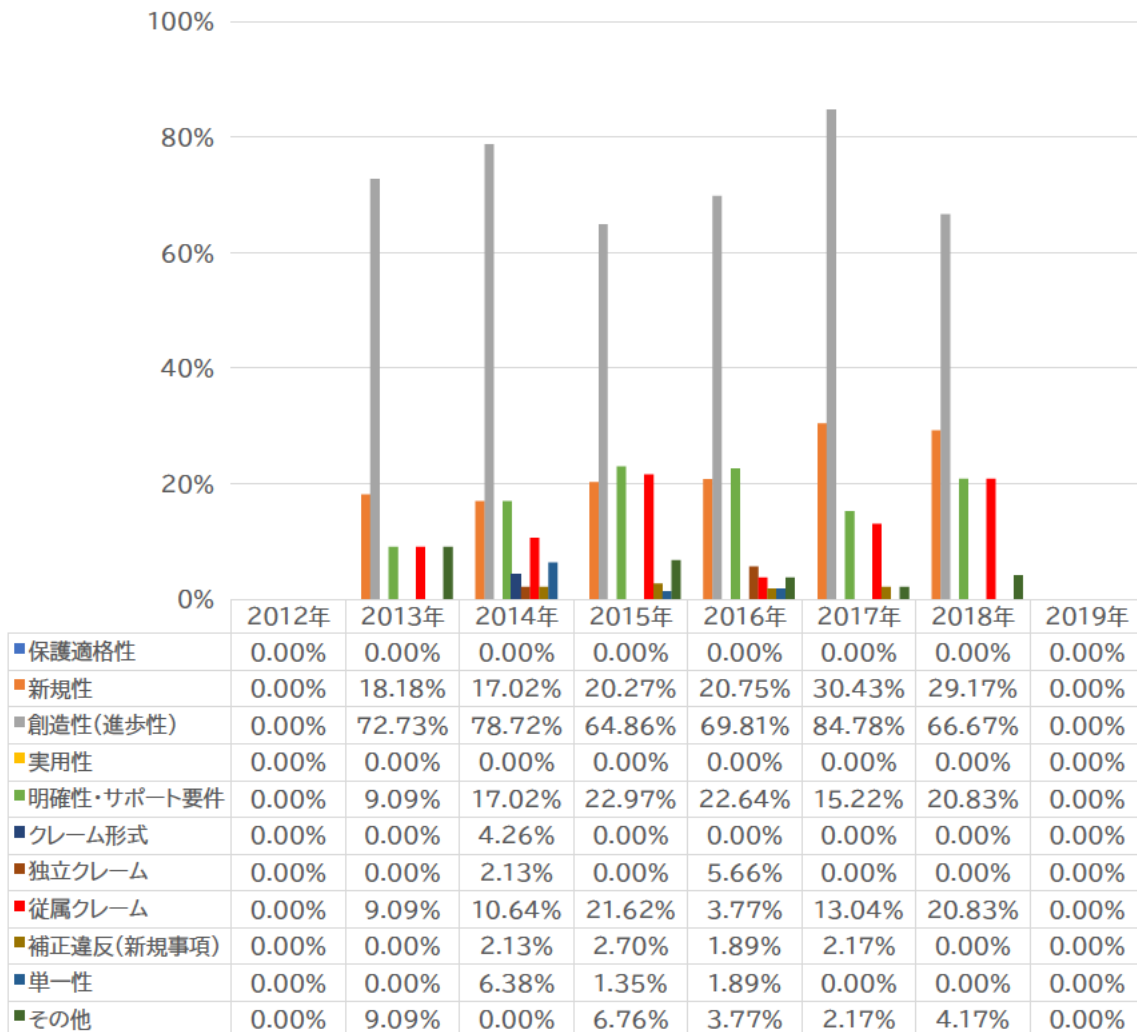


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	281	391	330	93	1095

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)

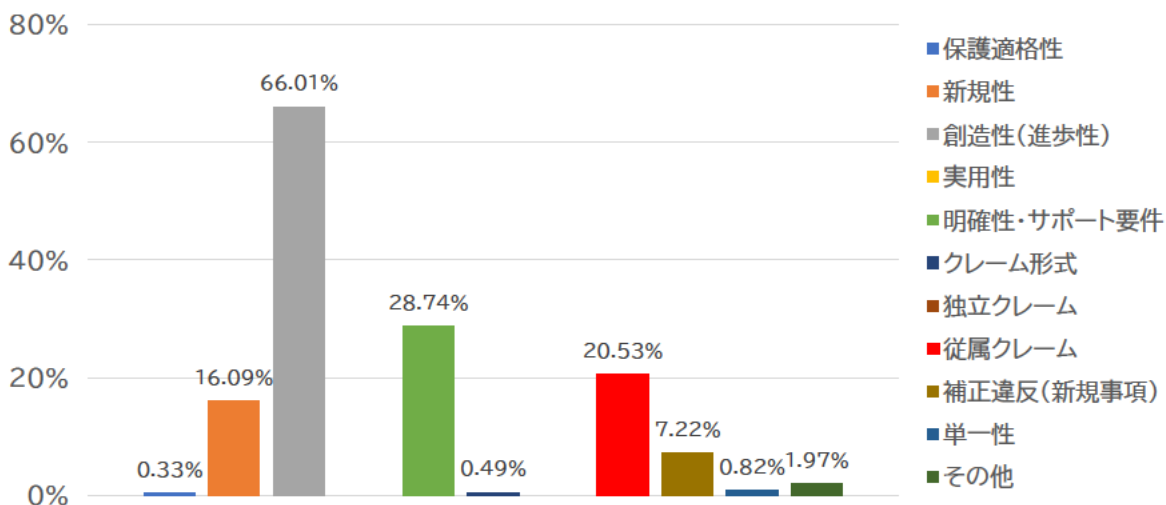


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

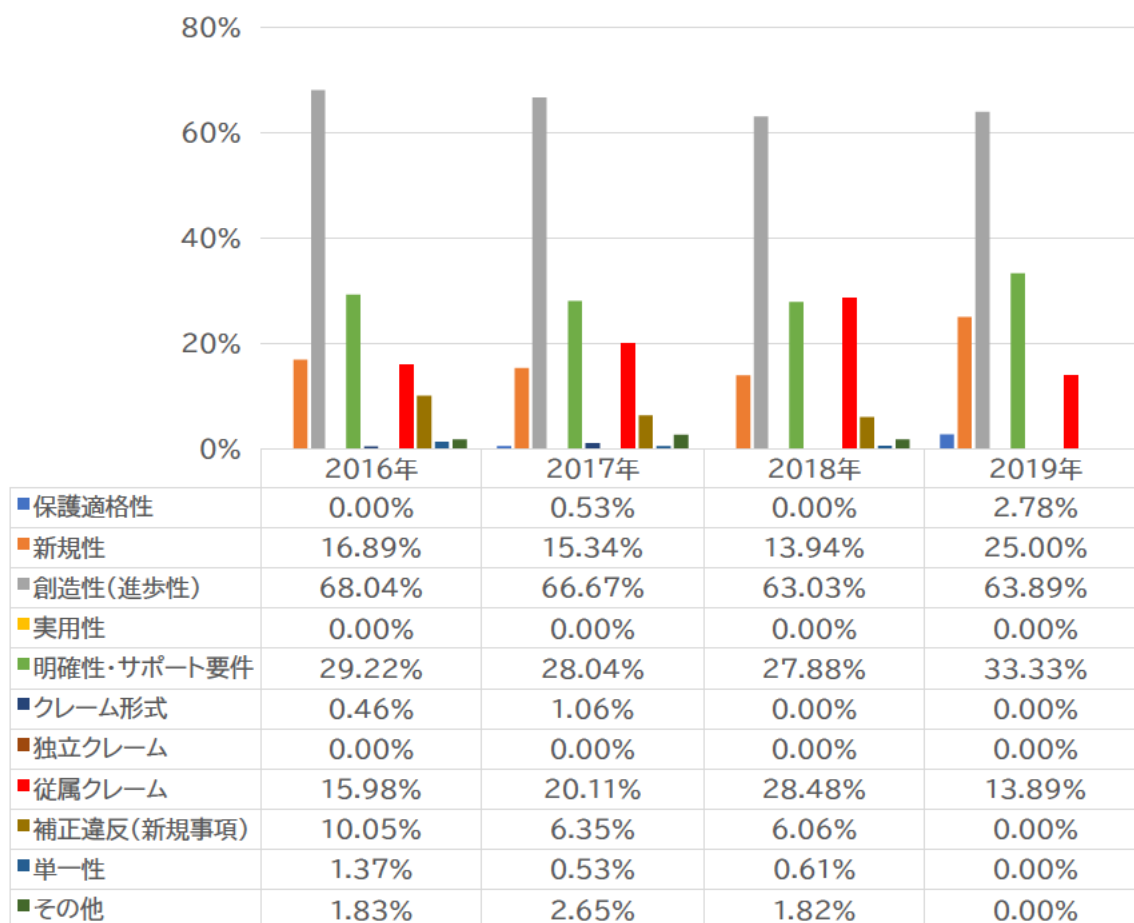


	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	11	47	74	53	46	24	0	255

図 B-3-2-1C：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【Cセクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

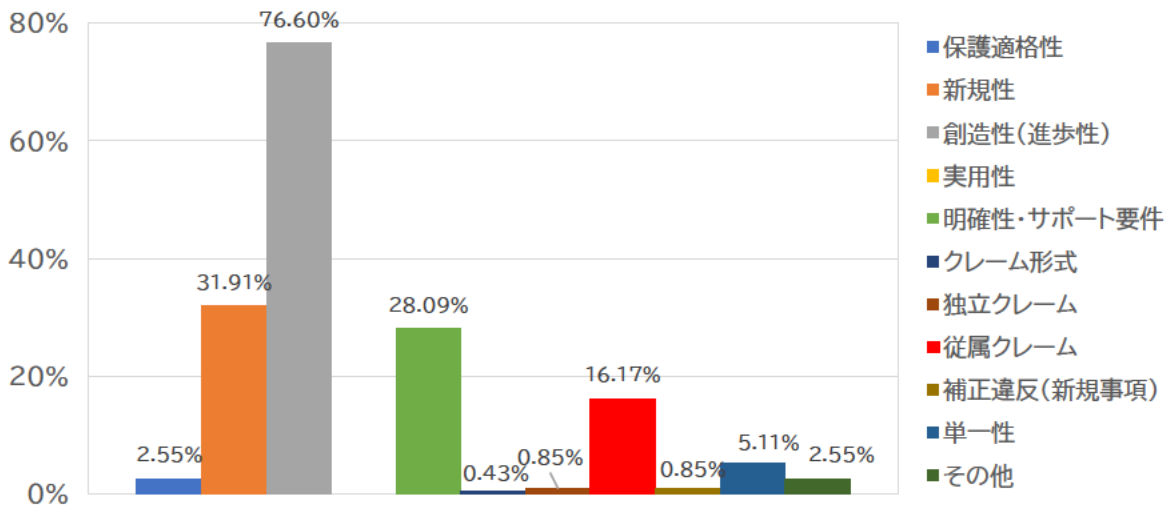


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

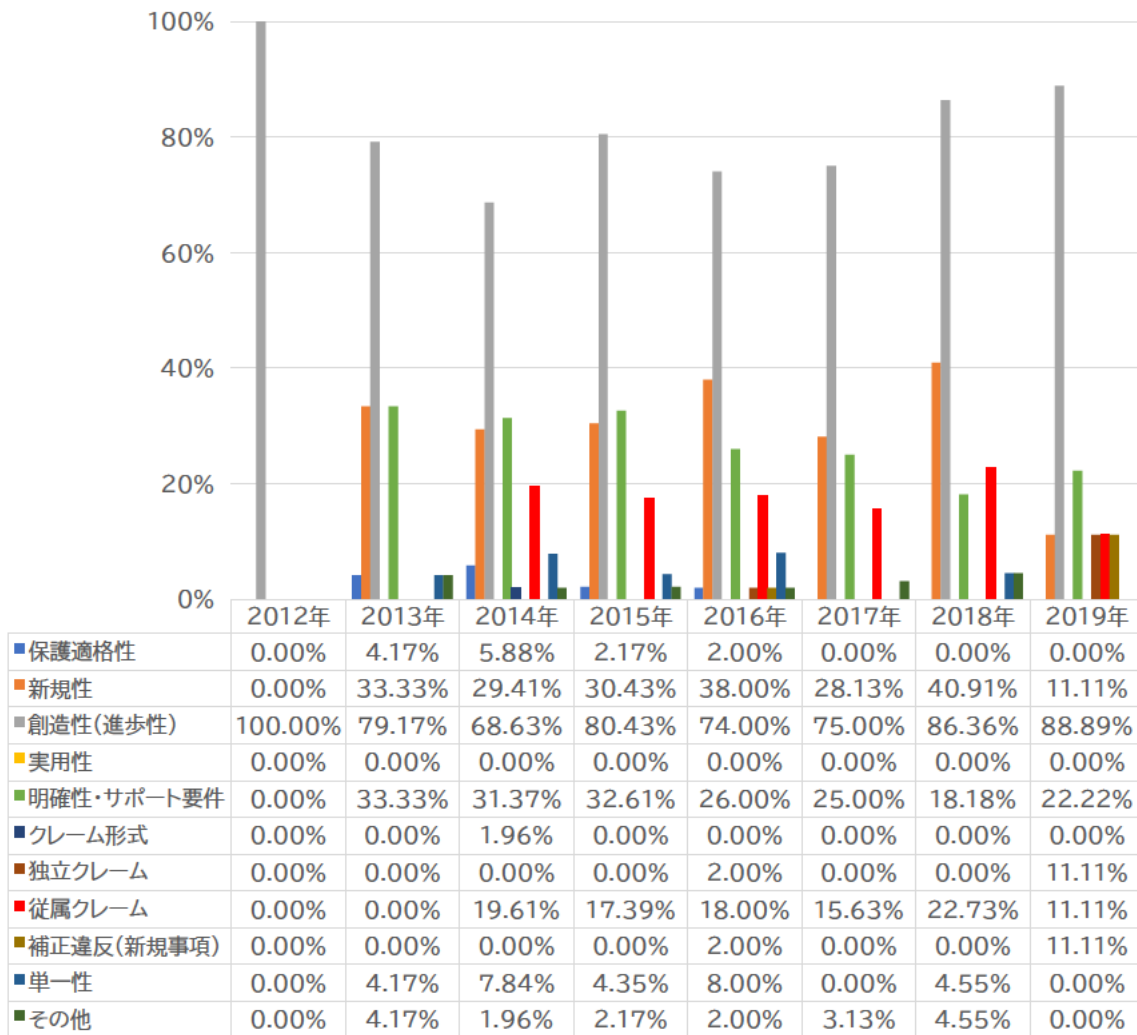


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	219	189	165	36	609

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)

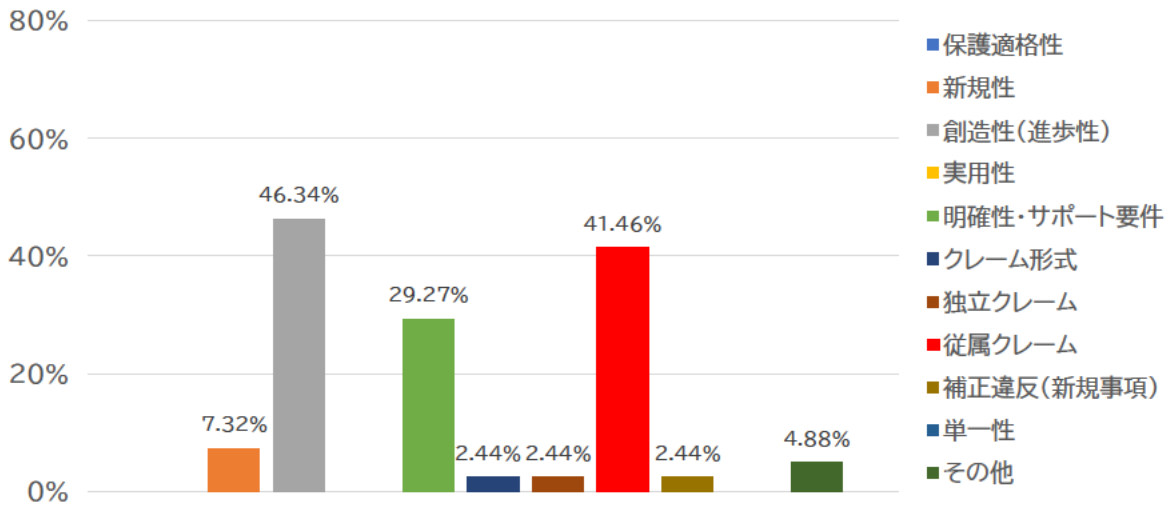


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

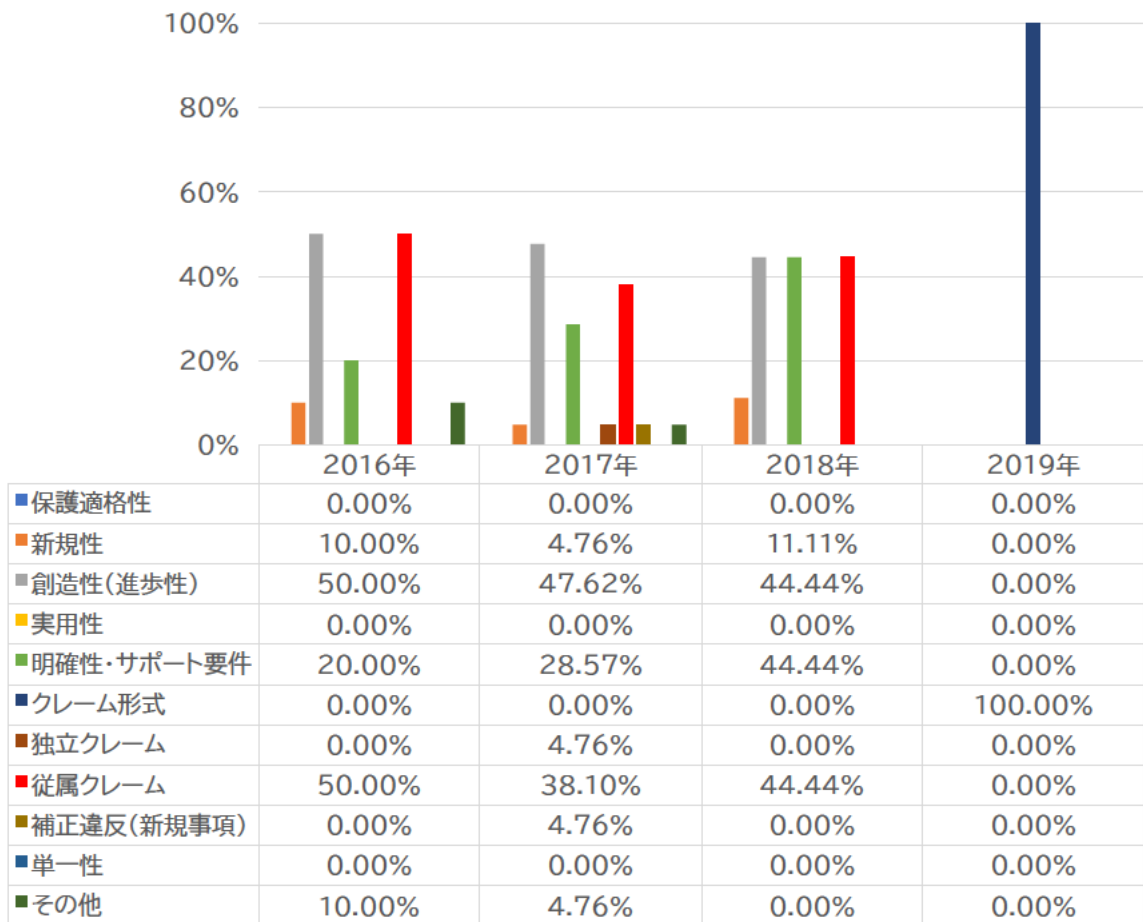


	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	1	24	51	46	50	32	22	9	235

図 B-3-2-1D：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【D セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

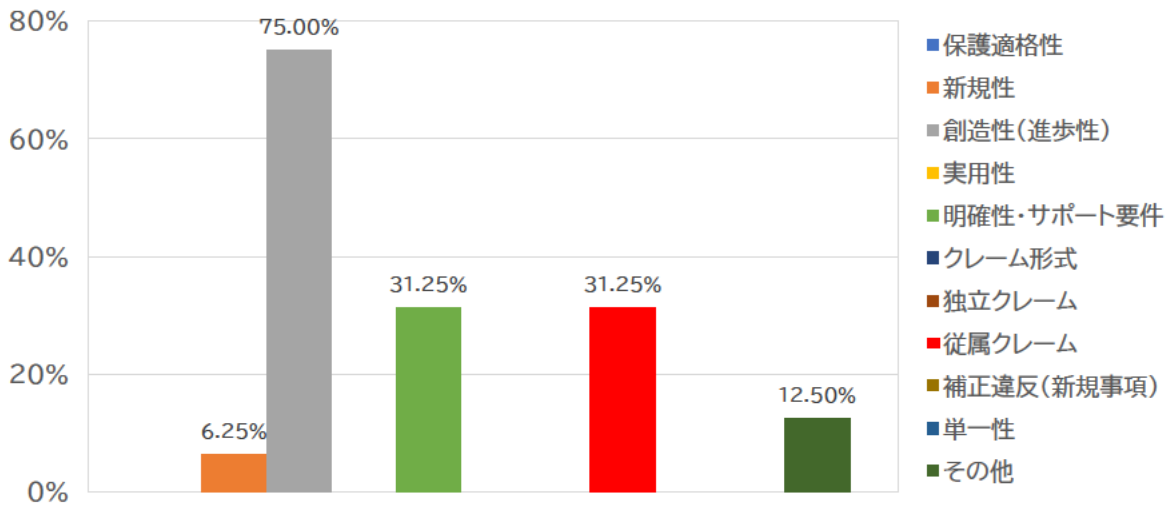


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

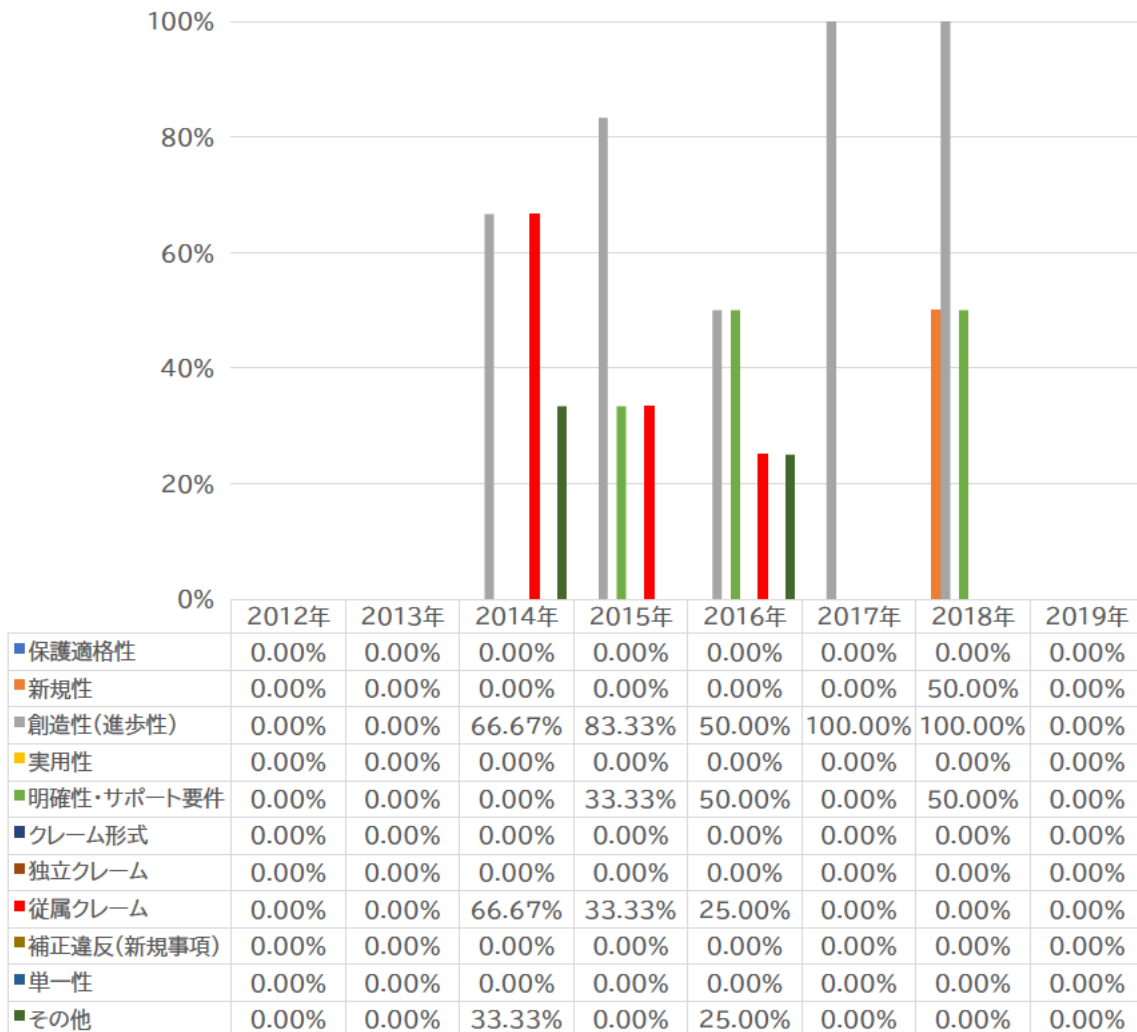


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	10	21	9	1	41

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)

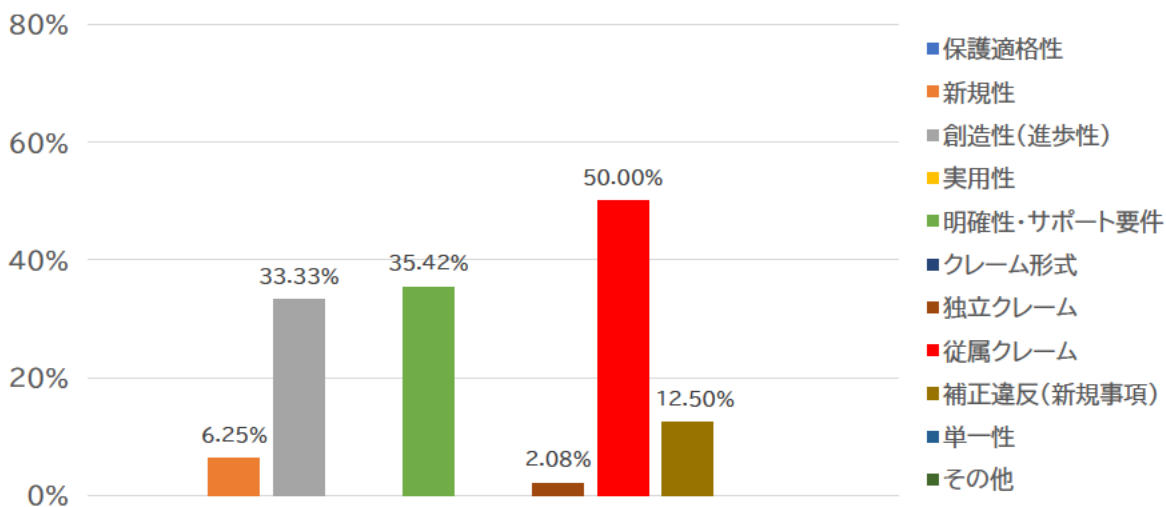


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

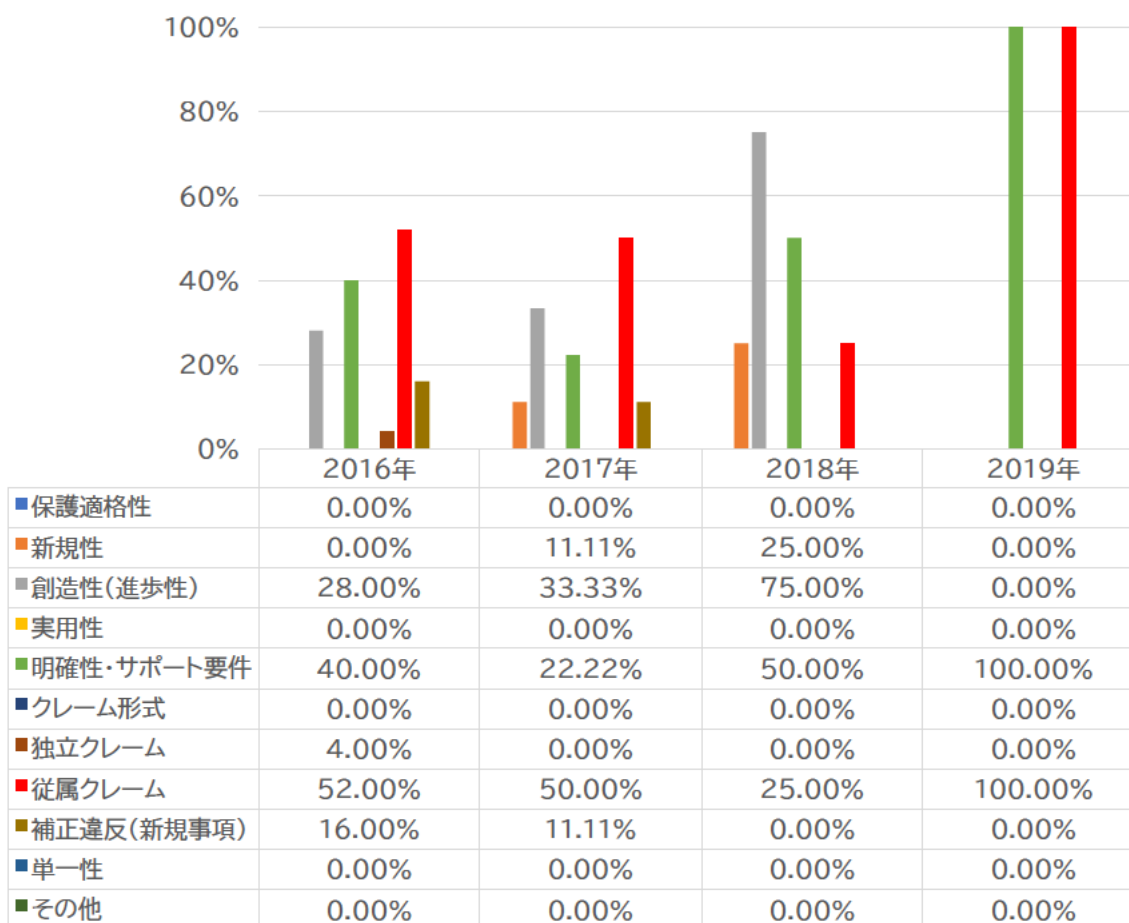


	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	3	6	4	1	2	0	16

図 B-3-2-1E : 「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【E セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

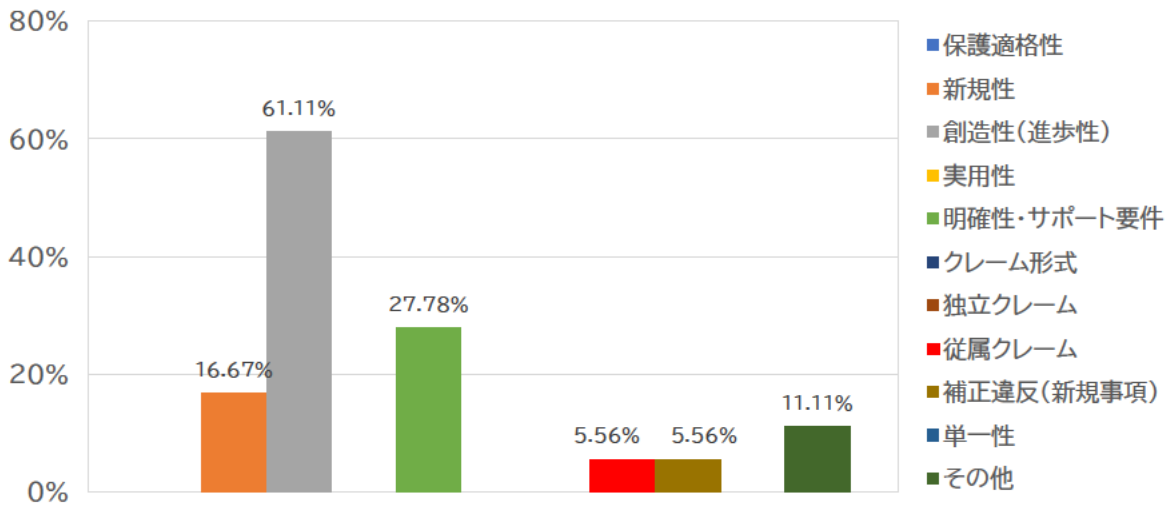


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

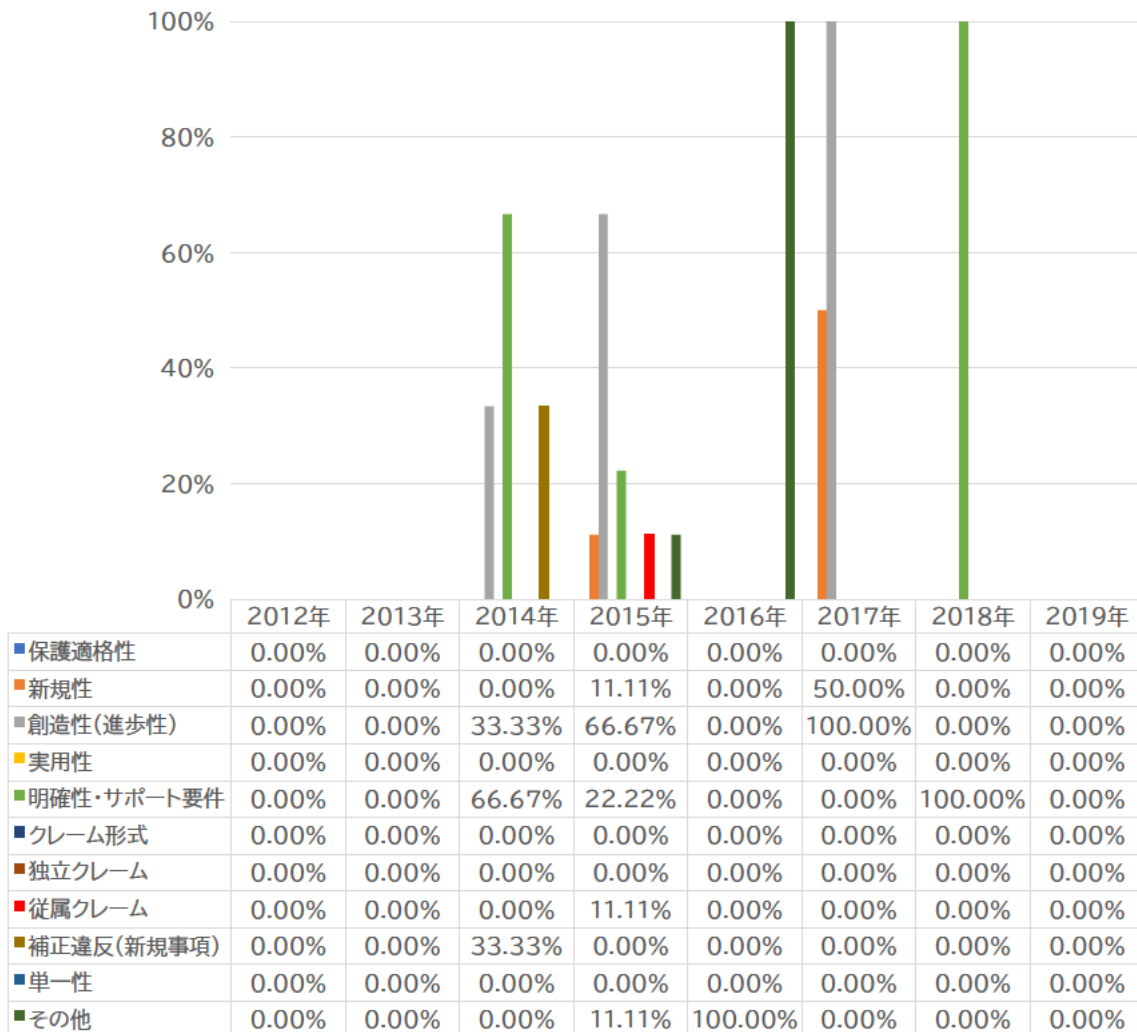


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	25	18	4	1	48

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)

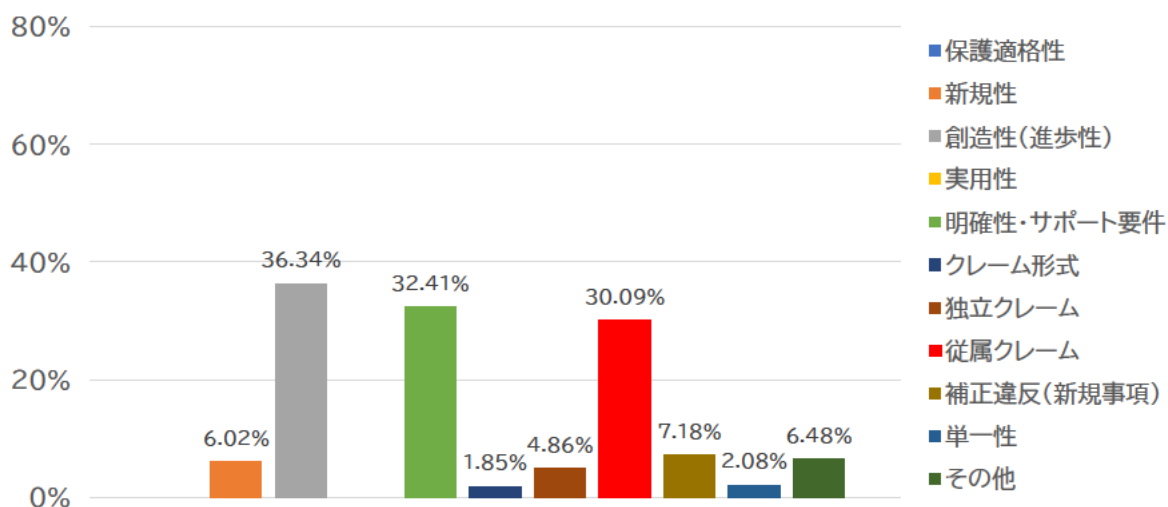


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

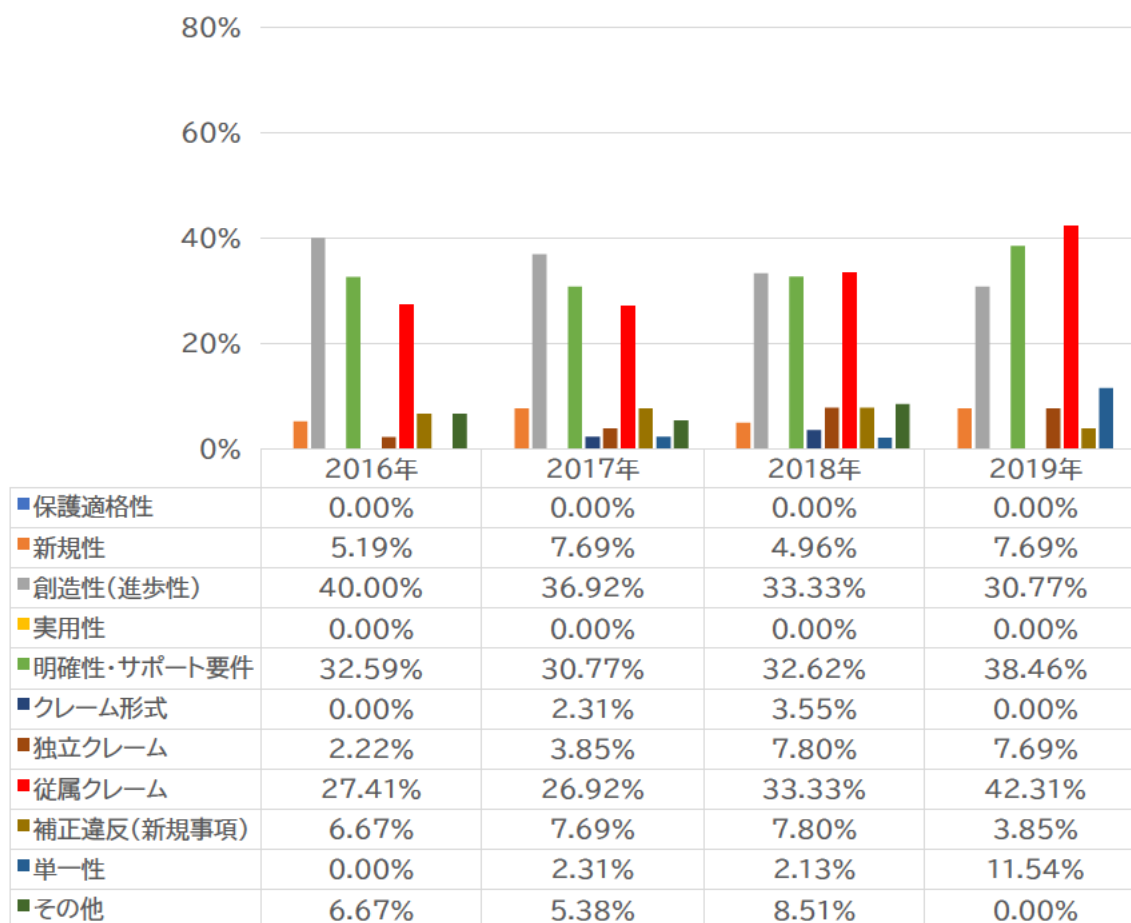


	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	3	9	1	4	1	0	18

図 B-3-2-1F：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【Fセクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

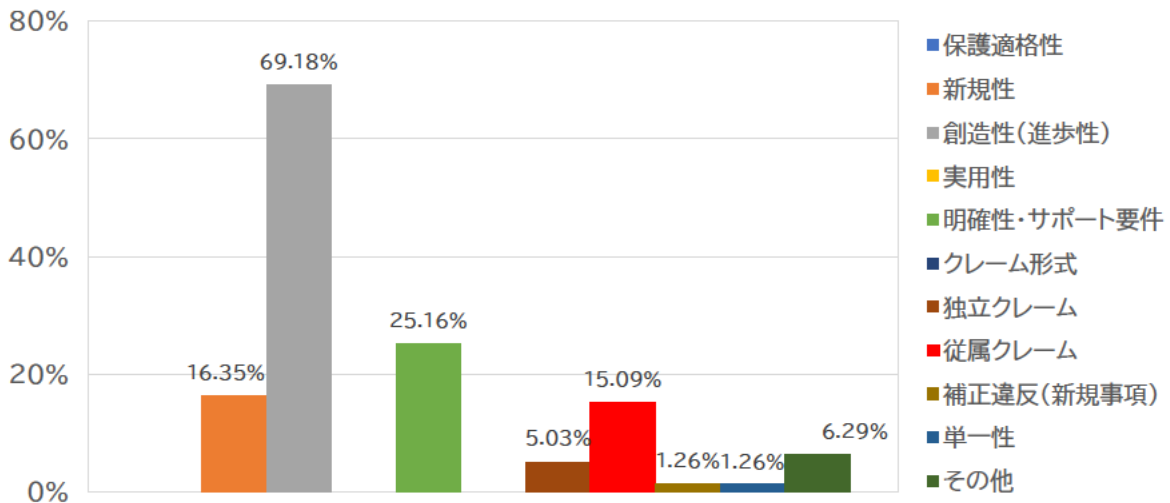


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

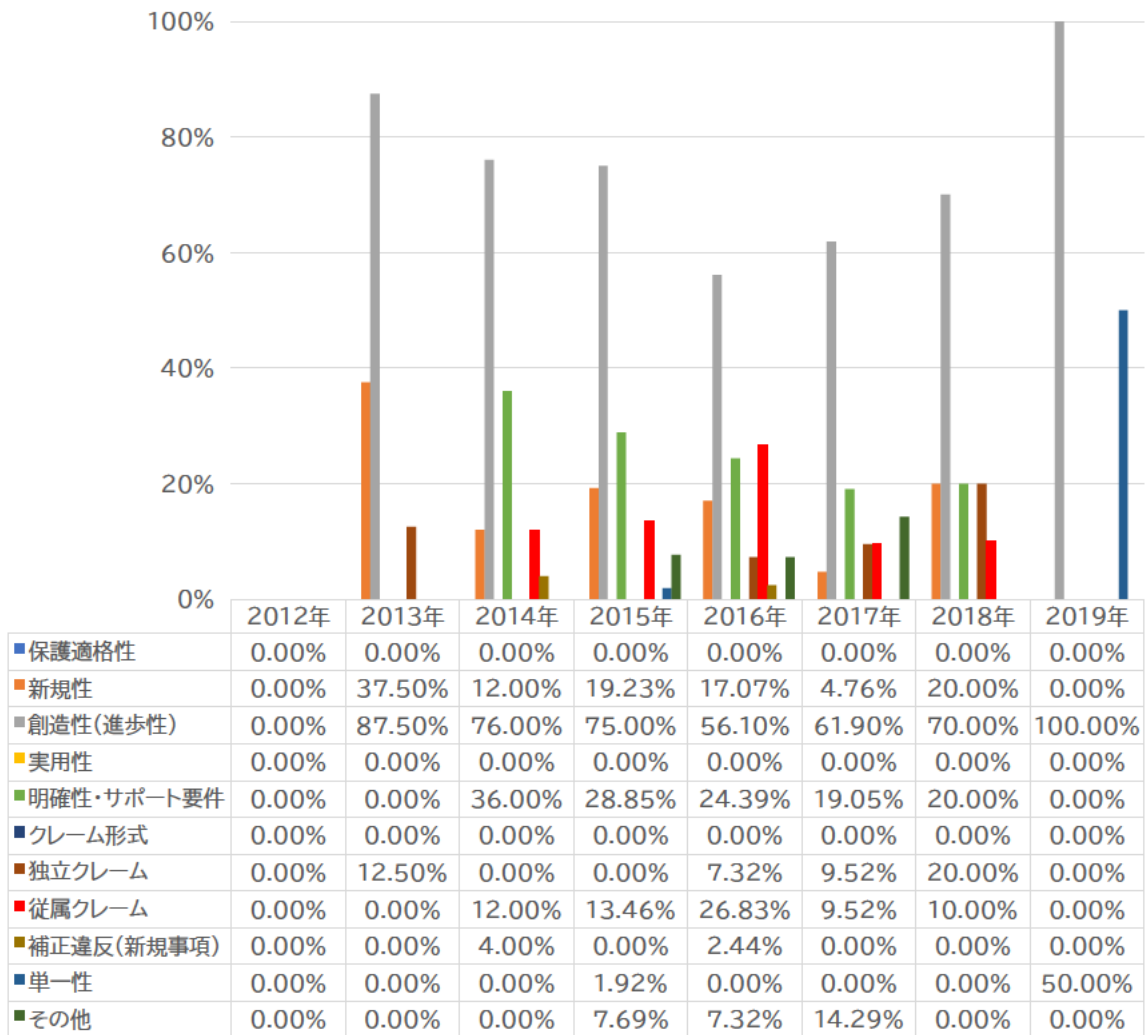


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	135	130	141	26	432

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)

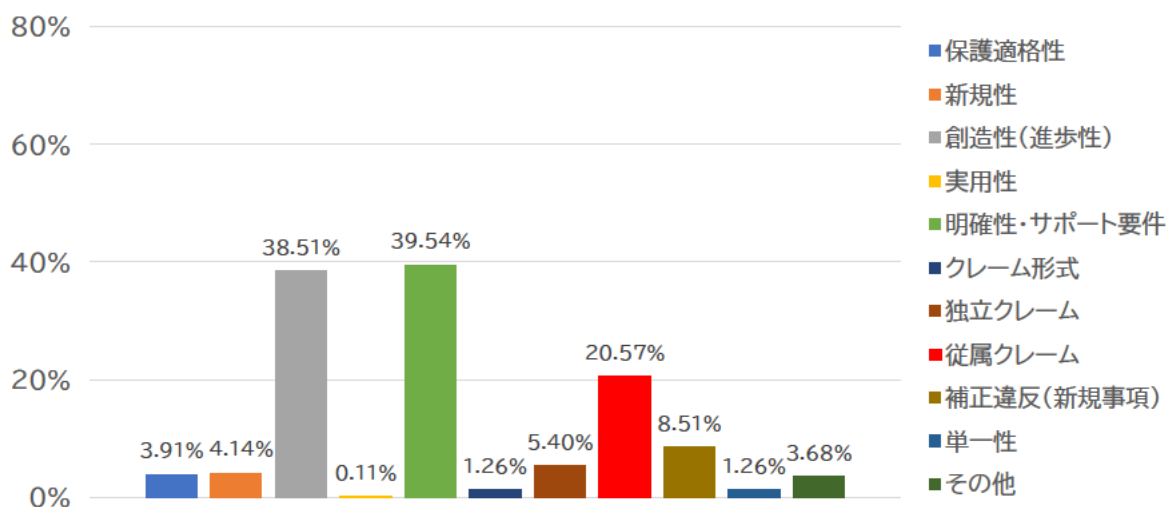


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

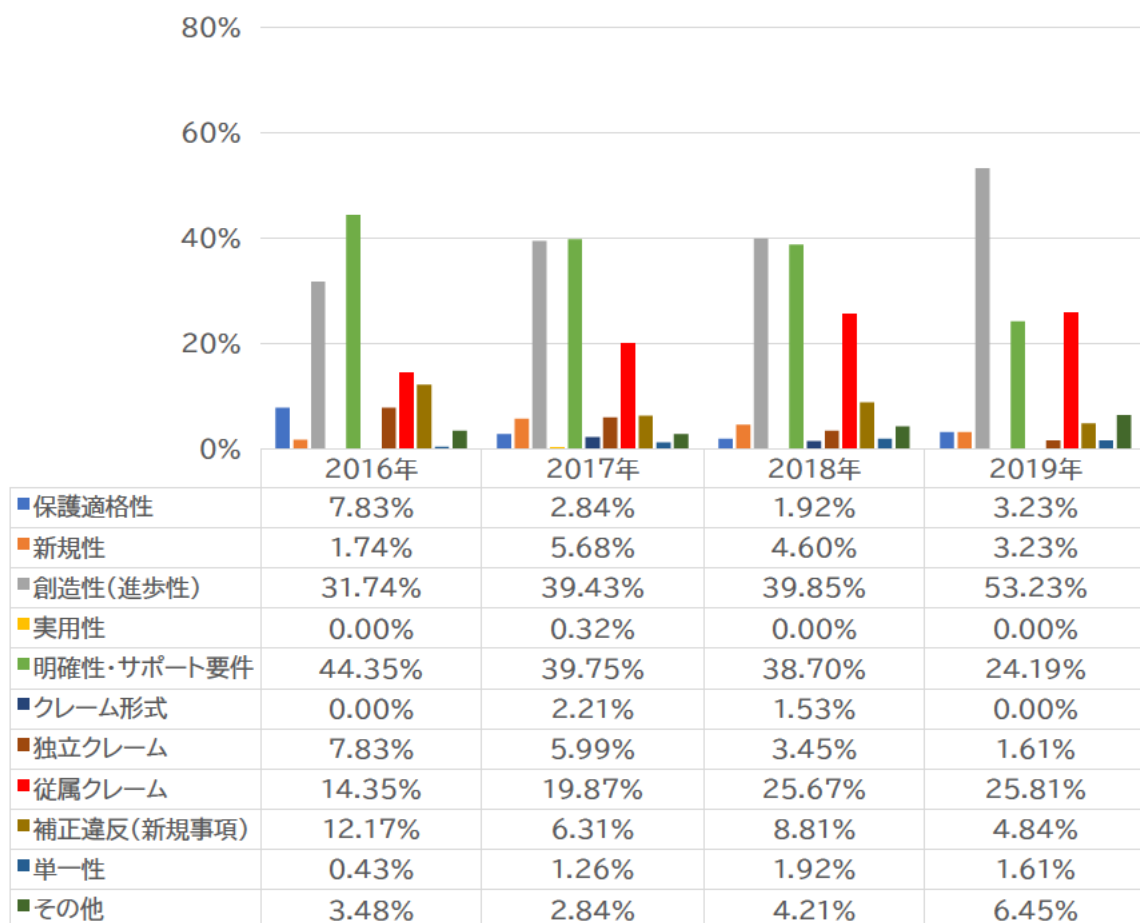


	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	8	25	52	41	21	10	2	159

図 B-3-2-1G：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【G セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

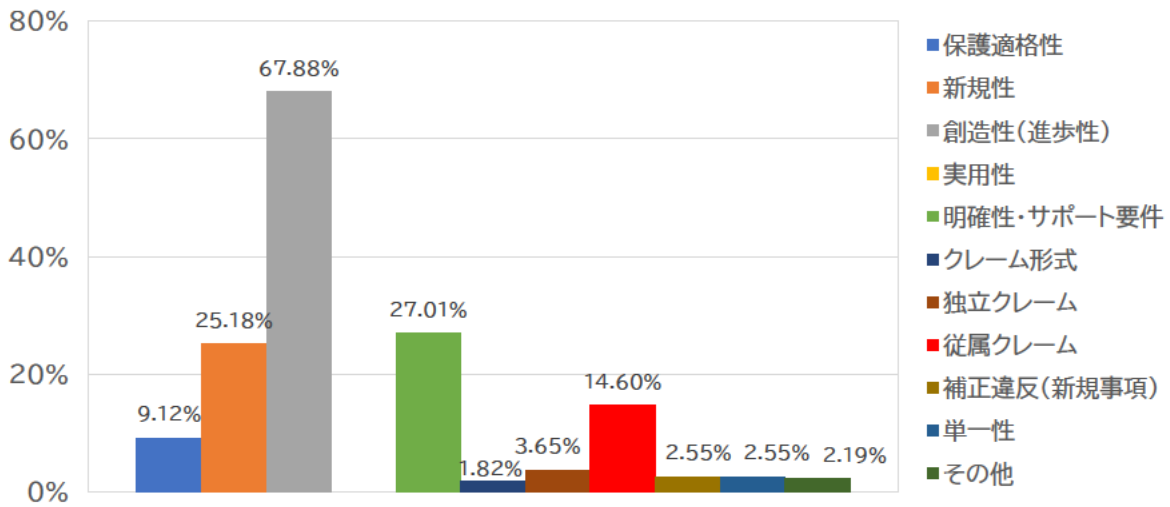


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

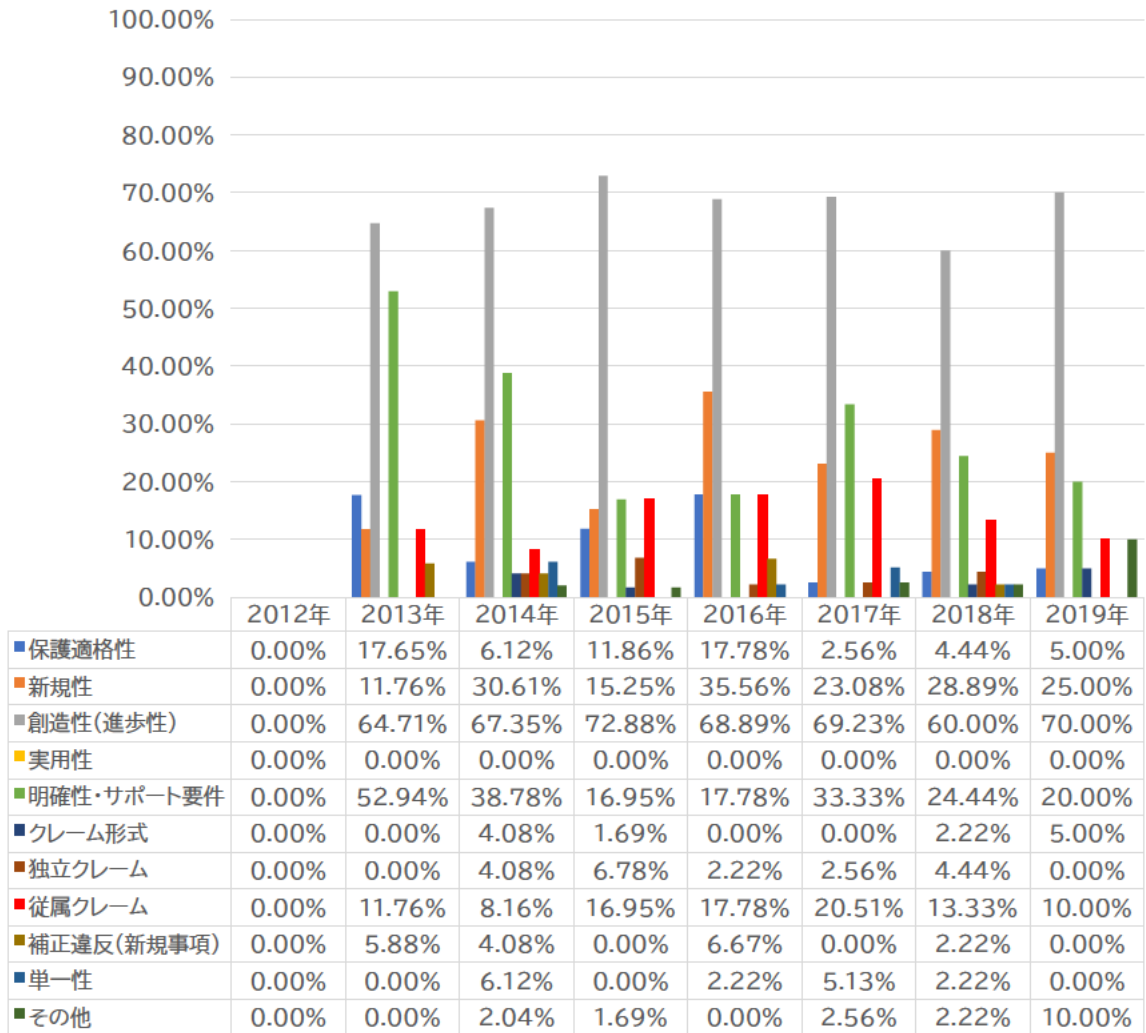


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	230	317	261	62	870

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)

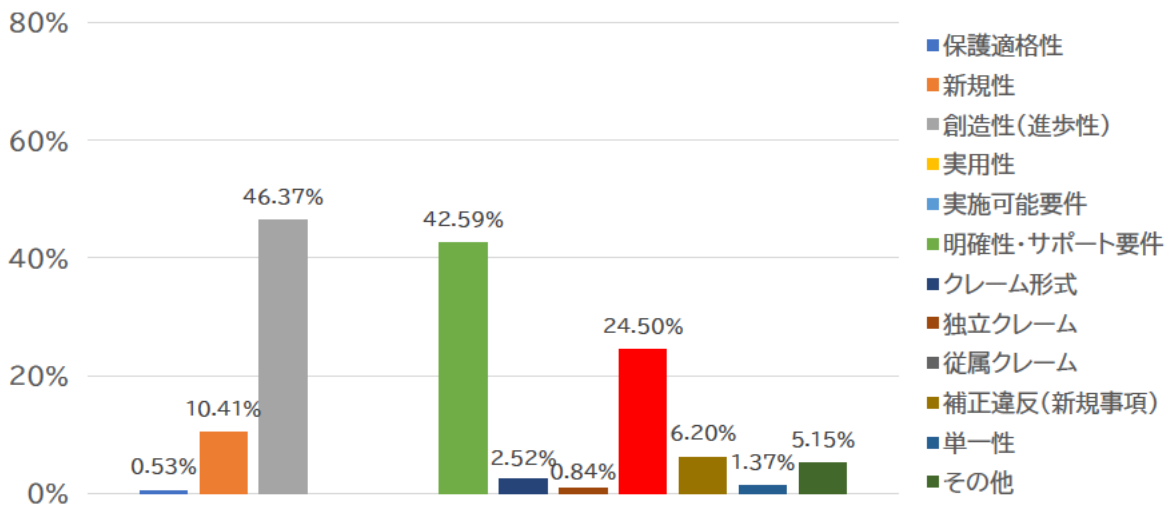


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

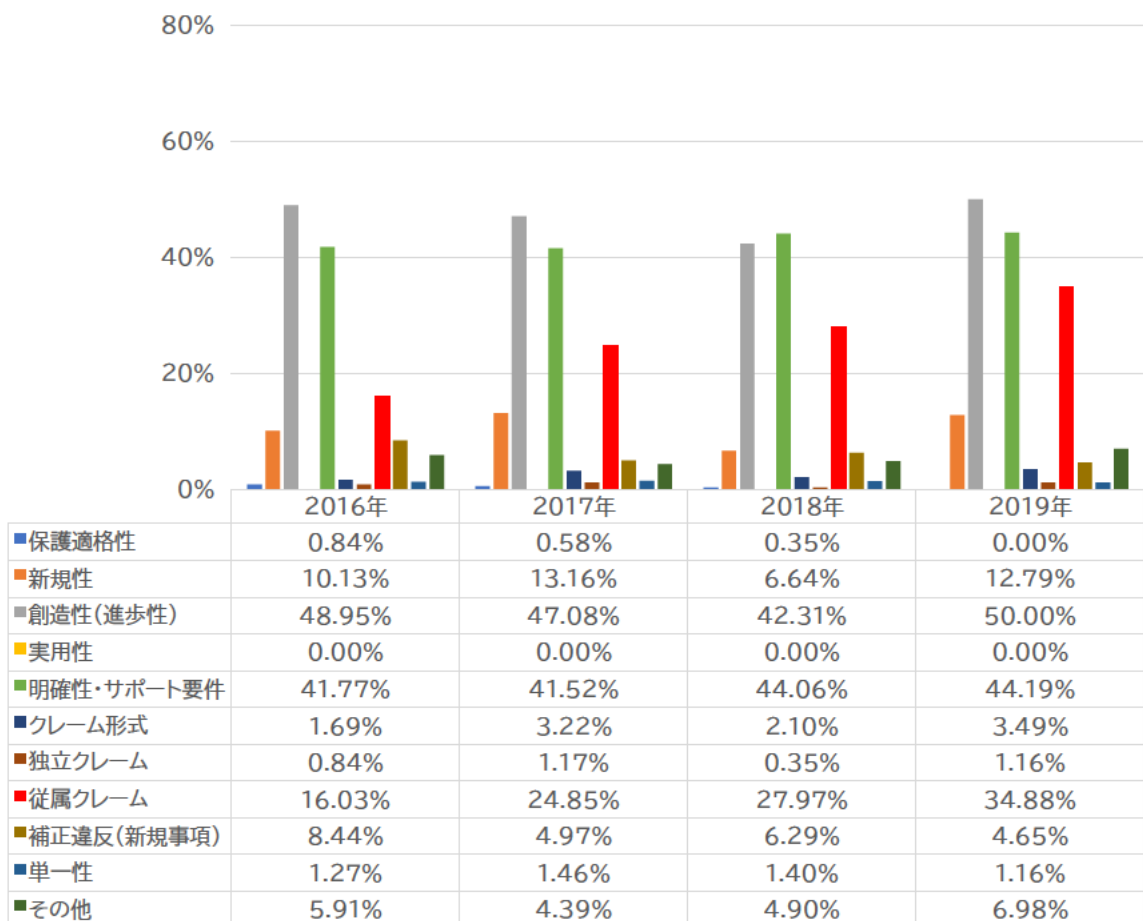


	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	17	49	59	45	39	45	20	274

図 B3-2-1H：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【H セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

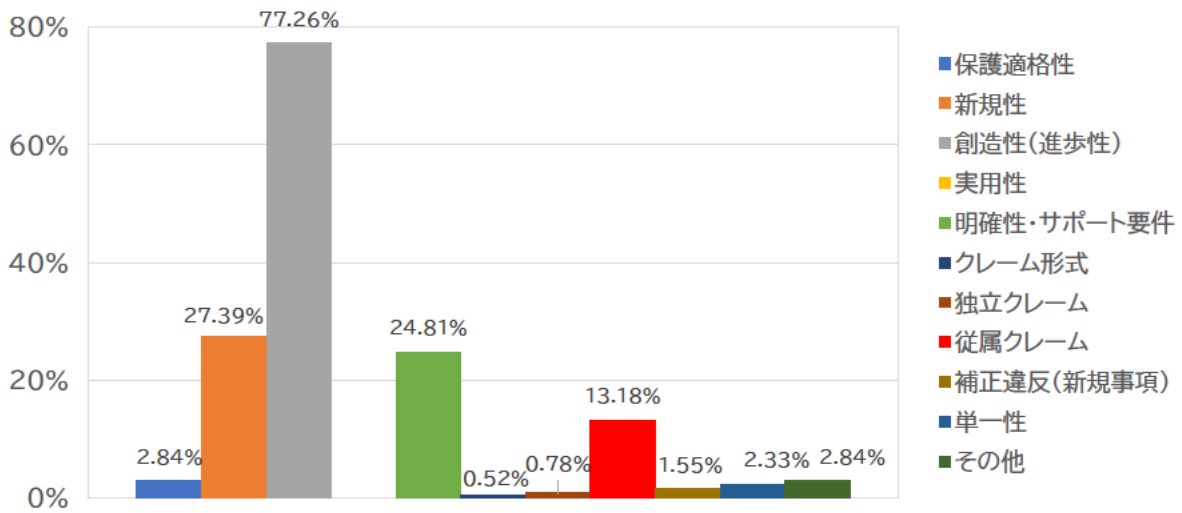


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

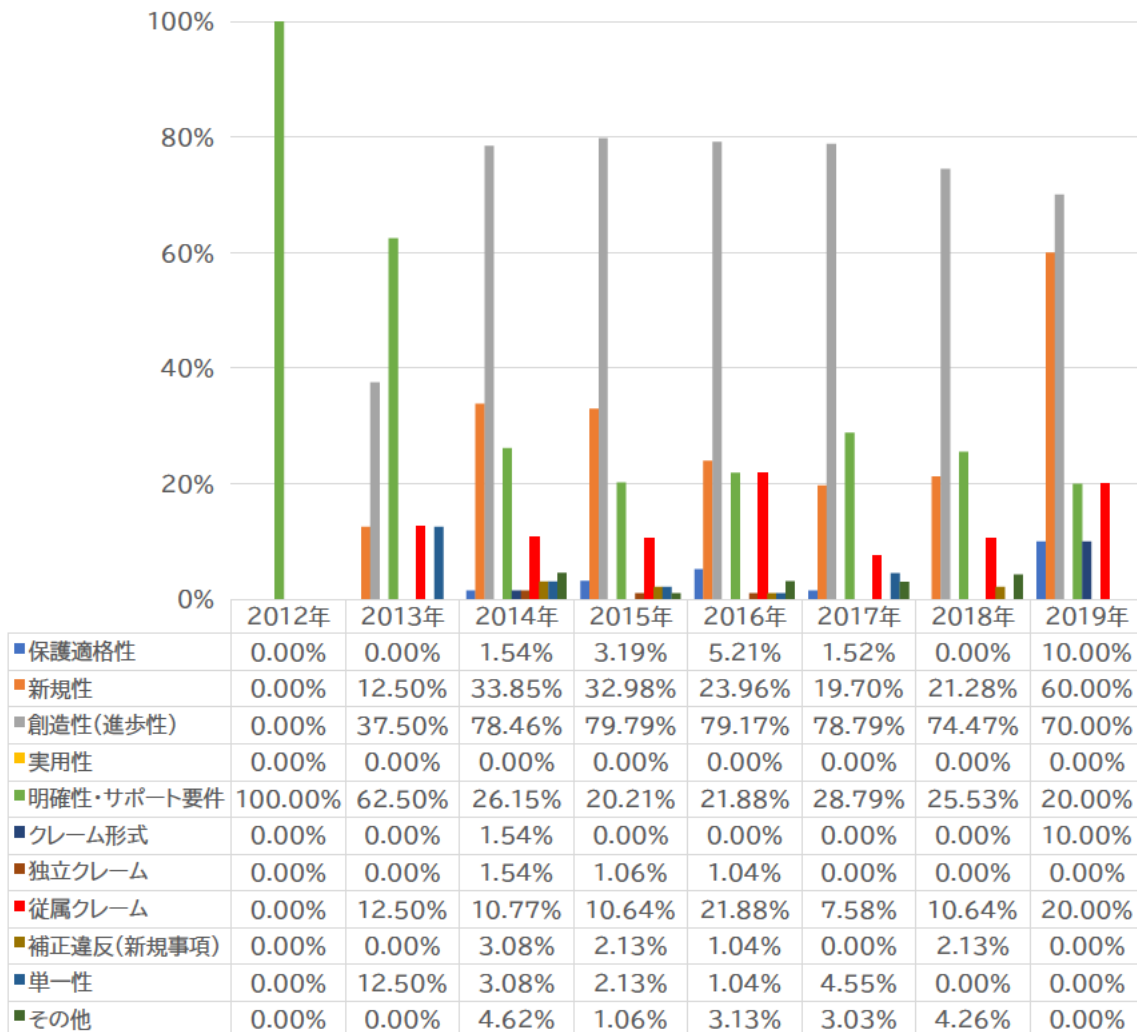


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	237	342	286	86	951

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)



— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	1	8	65	94	96	66	47	10	387

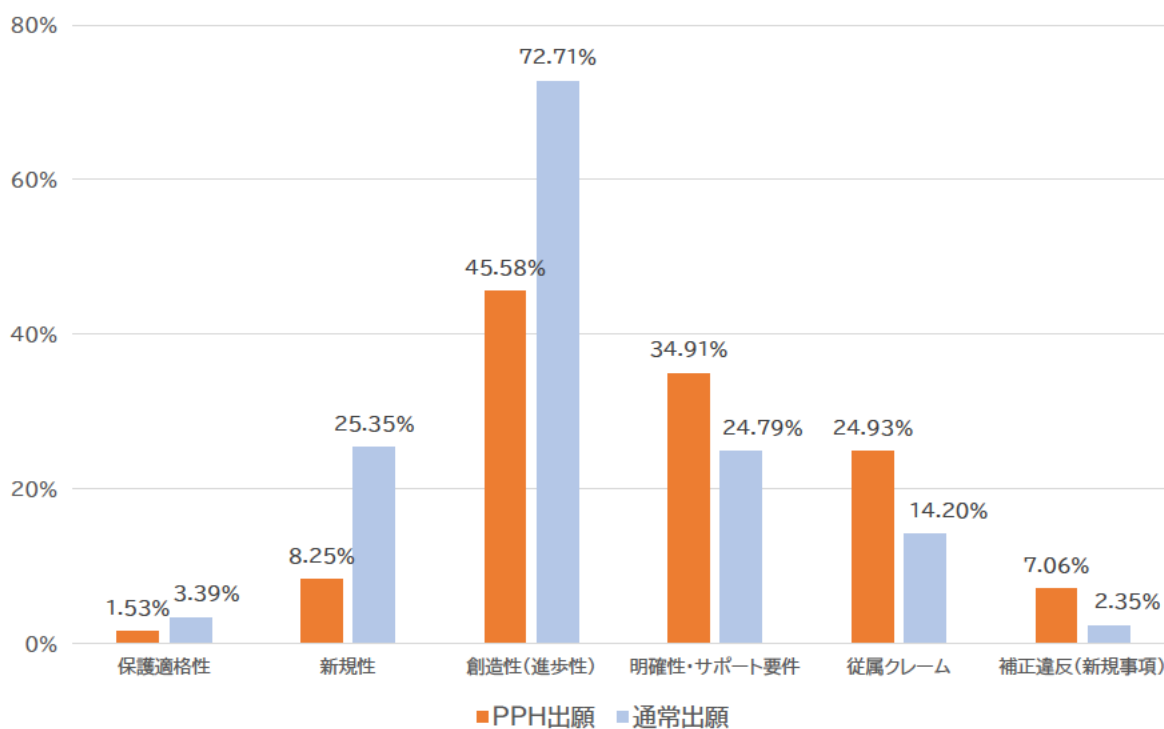
(3) 小括

ア. 全セクション

PPH 出願と通常出願に対する「最初の拒絶理由通知」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」の通知率が一番高い。特に、通常出願は、全体の 70% を超える案件で通知されている。

それ以外の拒絶理由では、PPH 出願の場合は「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」及び「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率が高く、通常出願の場合は「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」及び「法 22 条 2 項：新規性」の通知率が高い。

図 B-3-2-2：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 法 22 条 3 項 創造性（進歩性）	45.58%
2. 法 26 条 4 項 明確性・サポート要件	34.91%
3. 細則 22 条 従属クレーム関連	24.93%
4. 法 22 条 2 項 新規性	8.25%
5. 法 33 条 補正違反（新規事項）	7.06%

通常出願	
1. 法 22 条 3 項 創造性（進歩性）	72.71%
2. 法 22 条 2 項 新規性	25.35%
3. 法 26 条 4 項 明確性・サポート要件	24.79%
4. 細則 22 条 従属クレーム関連	14.20%
5. 法 25 条 保護適格性	3.39%

※「その他」は除く

PPH 出願の場合は、通常出願と比較してクレームに関する「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」(34.91%)及び「細則 22 条：従属クレーム関連」(24.93%)の通知率が高い。

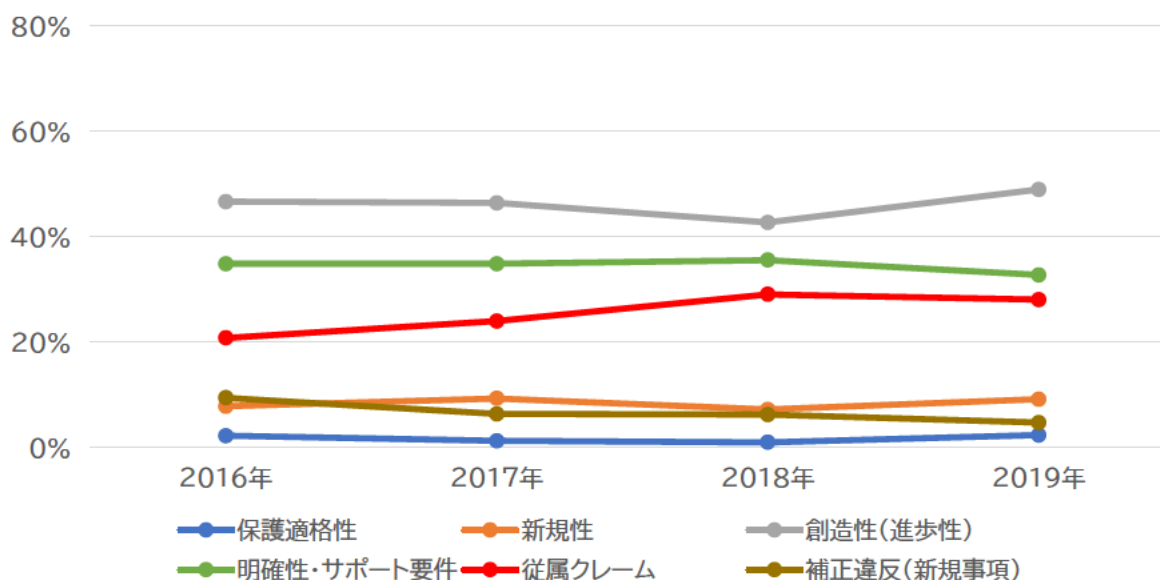
その理由として、「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」については、PPH 申請の要件であるクレーム対応要件を満たすように補正をした結果、クレームの内容が不明確になっていることが考えられる。また、補正を経て特許が成立したクレームは、補正によりクレームが長文化する傾向があり、補正前のクレームと比べて翻訳時に記載不備が発生しやすいと推測される。

さらに、「細則 22 条：従属クレーム関連」については、日本で特許可能と判断されたクレームが中国で認められていないマルチマルチクレーム⁸でありながら、中国出願でも同じマルチマルチクレームのままになっていることが理由の一つとして推測される。

一方、PPH 出願の方が通常出願に比べて、「法 22 条 3 項：創造性(進歩性)」及び「法 22 条 2 項：新規性」の通知率がどちらも低く、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

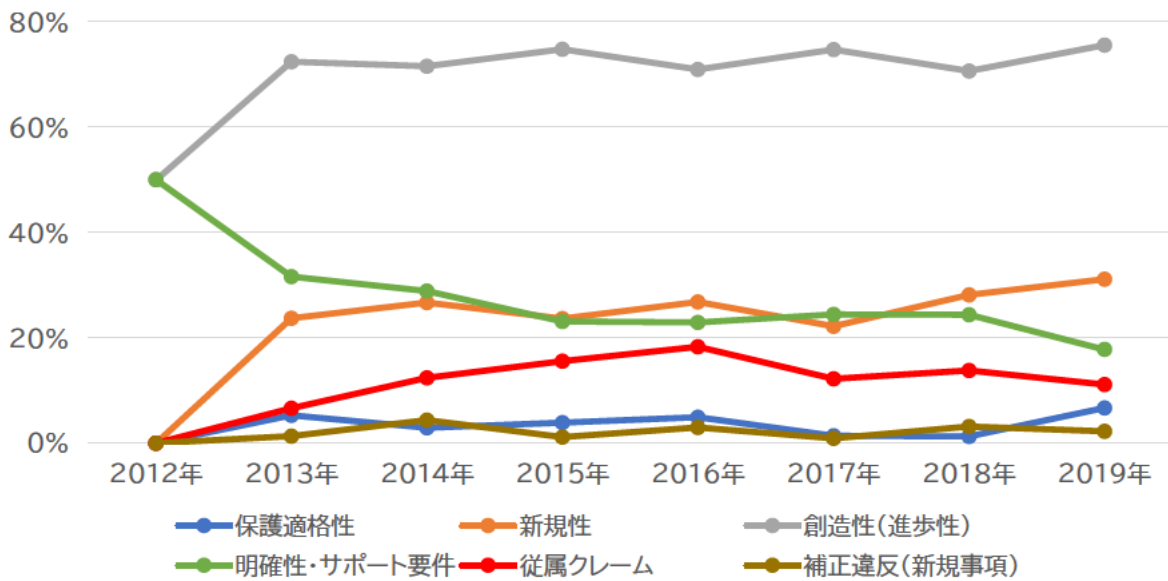
図 B-3-2-3：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目の発出年別の推移【全セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年、2019 年は調査時点での暫定値)



⁸ 複数クレームを引用する多項従属クレームが、他の複数クレームを引用する多項従属クレームを引用すること (<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/1737/>【最終アクセス日：2020年1月31日】)

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年、2019 年は調査時点での暫定値)



「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目について発出年別の推移をみると、PPH 出願においては、「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」に関してはほぼ横ばいから下落傾向であったが 2019 年は上昇している。また「細則 22 条：従属クレーム関連」は上昇傾向にある一方、「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」に関しては下落傾向にある。「法 22 条 2 項：新規性」は、ほぼ横ばいである。

また、通常出願においては、「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」及び「法 22 条 2 項：新規性」が上昇傾向である一方、「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」に関しては下落傾向にある。また「細則 22 条：従属クレーム関連」は、2016 年まで上昇傾向であったがその後下落している。

イ. IPC セクション別

(PPH 出願)

PPH 出願を IPC セクション別に見た場合、全セクションの数値と比べて特徴的なセクションとしては、D、E 及び G セクションが挙げられる。

D 及び E セクションでは、「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率（D：41.46%／E：50.00%）が「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」（D：29.27%／E：35.42%）よりも高くなっており、特に E セクションにおける当該拒絶理由の通知率は、「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」の通知率（33.33%）よりも高くなっており、同セクションにおける当該拒絶理由の通知率が一番高い。

G セクションでは、「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」の通知率（39.54%）が「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」よりもわずかであるが高くなっており、同セクションにおける当該拒絶理由の通知率が一番高い。

(通常出願)

通常出願を IPC セクション別に見た場合、全セクションの数値と比べて特徴的なセクションとしては、D セクションが挙げられる。

D セクションにおける通知率の高い拒絶理由を見てみると、全セクションの平均に比べて「法 22 条 2 項：新規性」の通知率 (6.25%) が著しく低く、逆に「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率 (31.25%) が非常に高くなっている。

3 拒絶査定直前の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

調査対象出願に関する特許査定とならなかった「拒絶査定直前の審査結果」において如何なる拒絶理由が通知されているのか割合を集計するため、「拒絶査定直前の審査結果」に含まれる拒絶理由を根拠条文別に分類し、整理した。

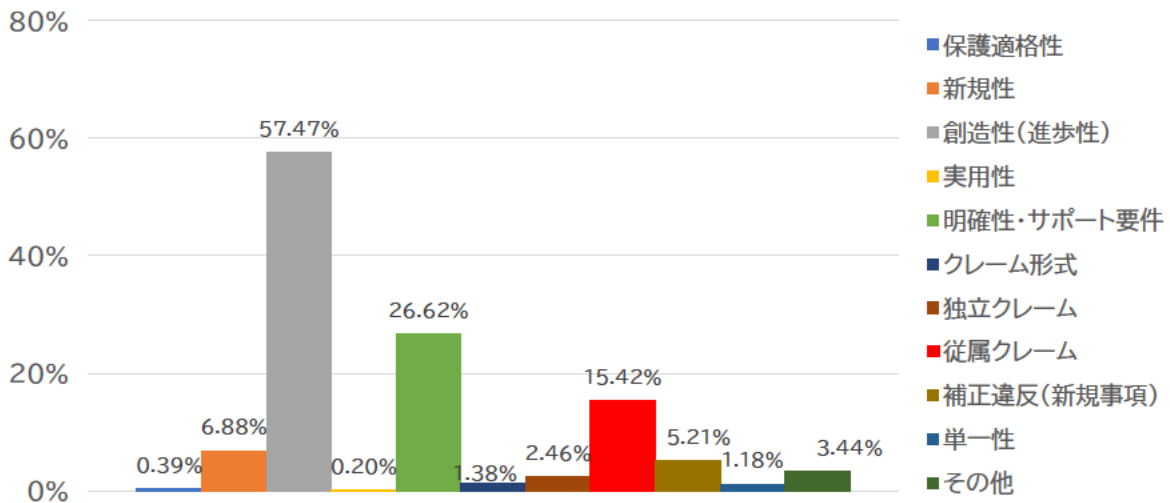
なお、拒絶査定に関する情報がワンポータルドシエには収録されていなかったため、最も日付の新しい「First Office Action」又は「Nth Office Action」の発出日から 2019 年 11 月 30 日時点で 400 日⁹以上経過した案件であって、最後の審査結果として「Notification to Grant Patent Right for Invention」（「特許査定」）が発出されていない案件は拒絶査定が行われたとみなし、当該案件の最も日付の新しい「First Office Action」又は「Nth Office Action」を「拒絶査定直前の審査結果」として分析している。

調査対象出願に対して発出された「拒絶査定直前の審査結果」に含まれる拒絶理由を根拠条文別、発出年別及び IPC セクション別に分類、整理した結果を図 B-3-3-1 に示す。

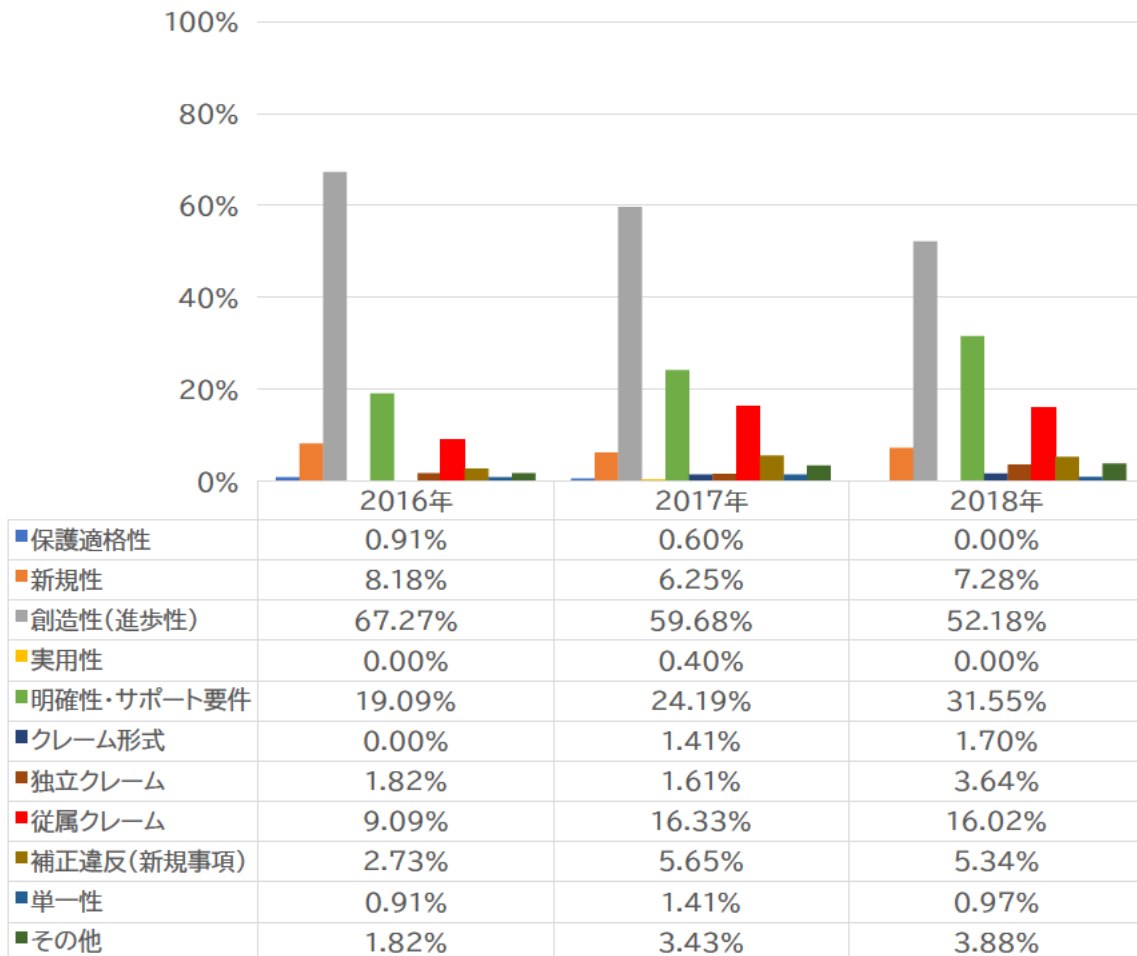
⁹ 特許とされなかった最終的な審査結果を決めるための閾値である 400 日は、「特許査定」となった対象出願の全案件（PPH 出願：3,680 件／通常出願：1,046 件）の最も日付の新しい「拒絶理由通知」の発出日から「特許査定」となるまでの期間を算出して集計した値から便宜的に決めたものである。

(1) 全セクション

図 B-3-3-1：「拒絶査定直前の審査結果」に含まれる拒絶理由【全セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2018 年の総計)

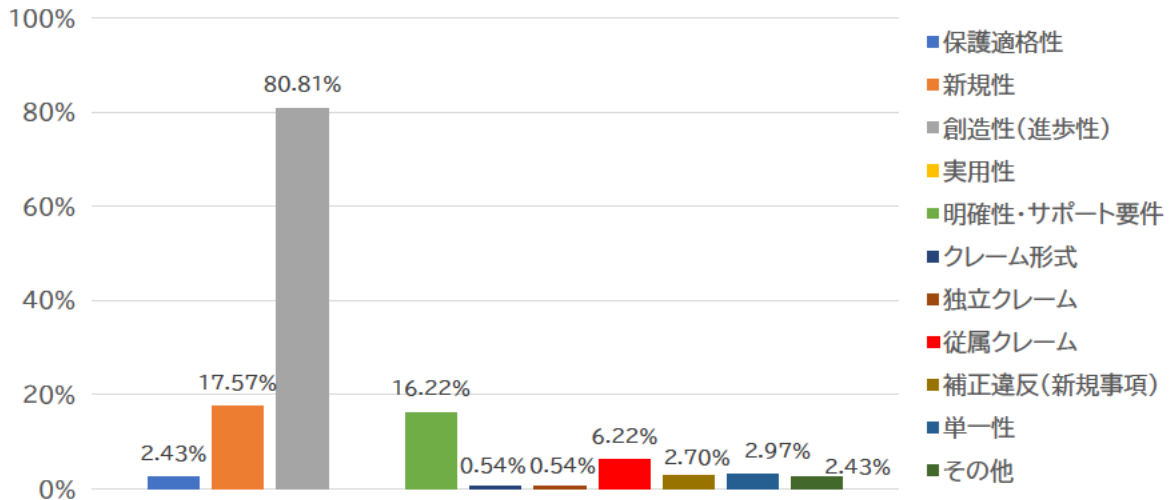


－ 発出年別の推移 －

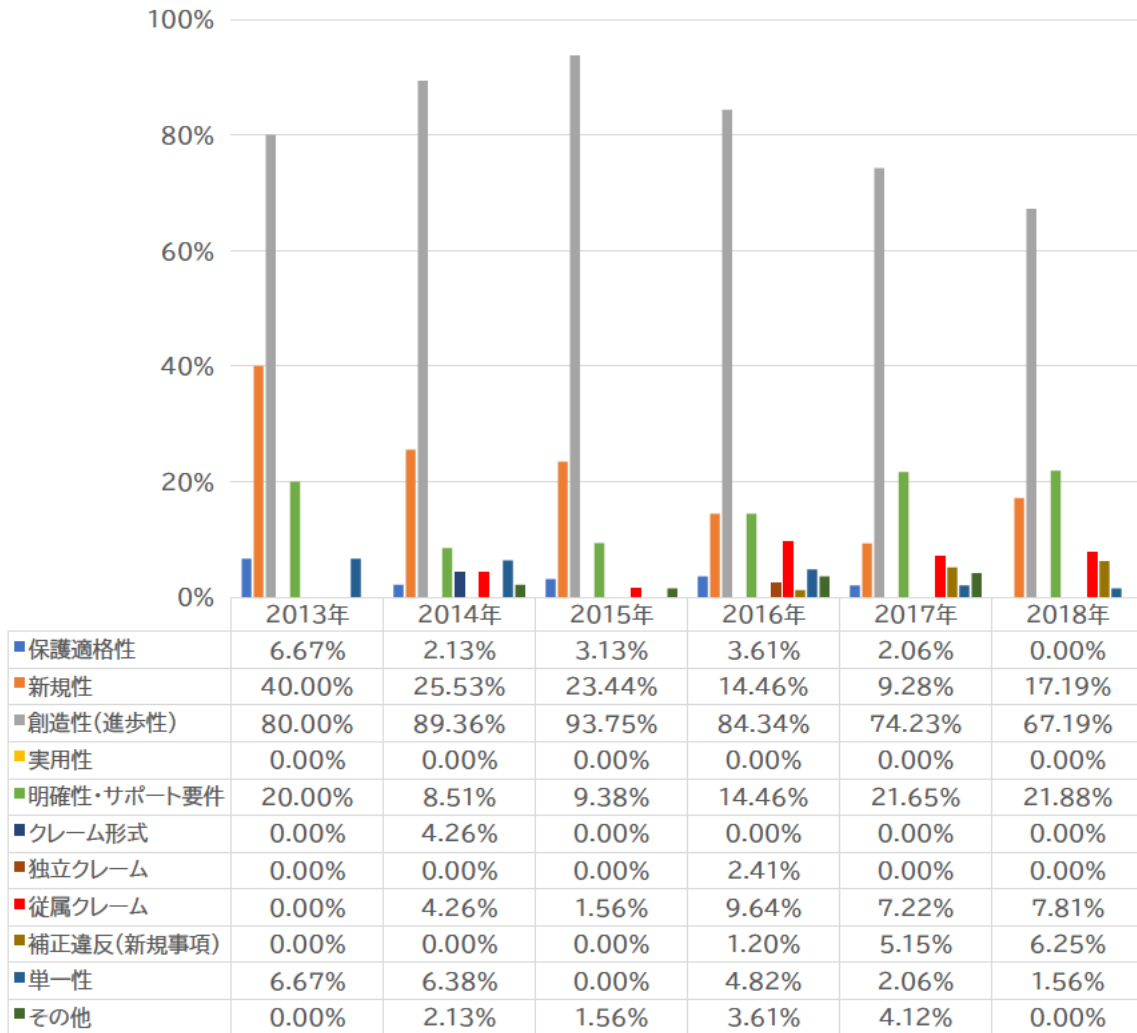


	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	110	496	412	1018

(通常出願：発出年 2012 年から 2018 年の総計)



－ 発出年別の推移 －



	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	15	47	64	83	97	64	370

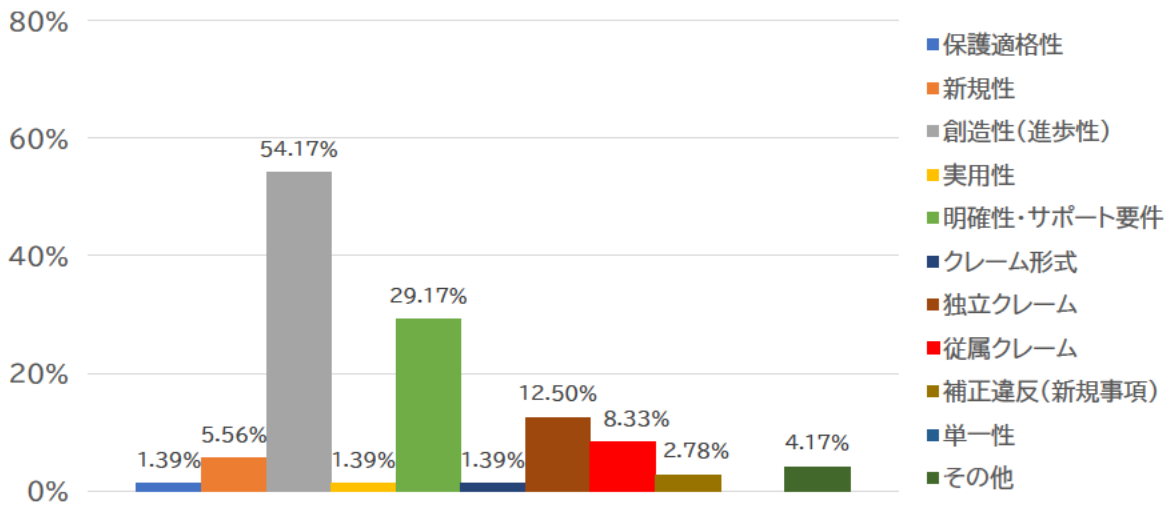
PPH 出願と通常出願に対する「拒絶査定直前の審査結果」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」の通知率が一番高い。特に、通常出願は、全体の 80%を超える案件で通知されている。なお、通知率自体は、両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率より 10%前後上昇している。

「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」以外の通知率の高い拒絶理由としては、PPH 出願については、「最初の拒絶理由通知」の時と同様に、「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」及び「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率が高い。通常出願については、「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」に次いで「法 22 条 2 項：新規性」及び「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」の通知率が高い。

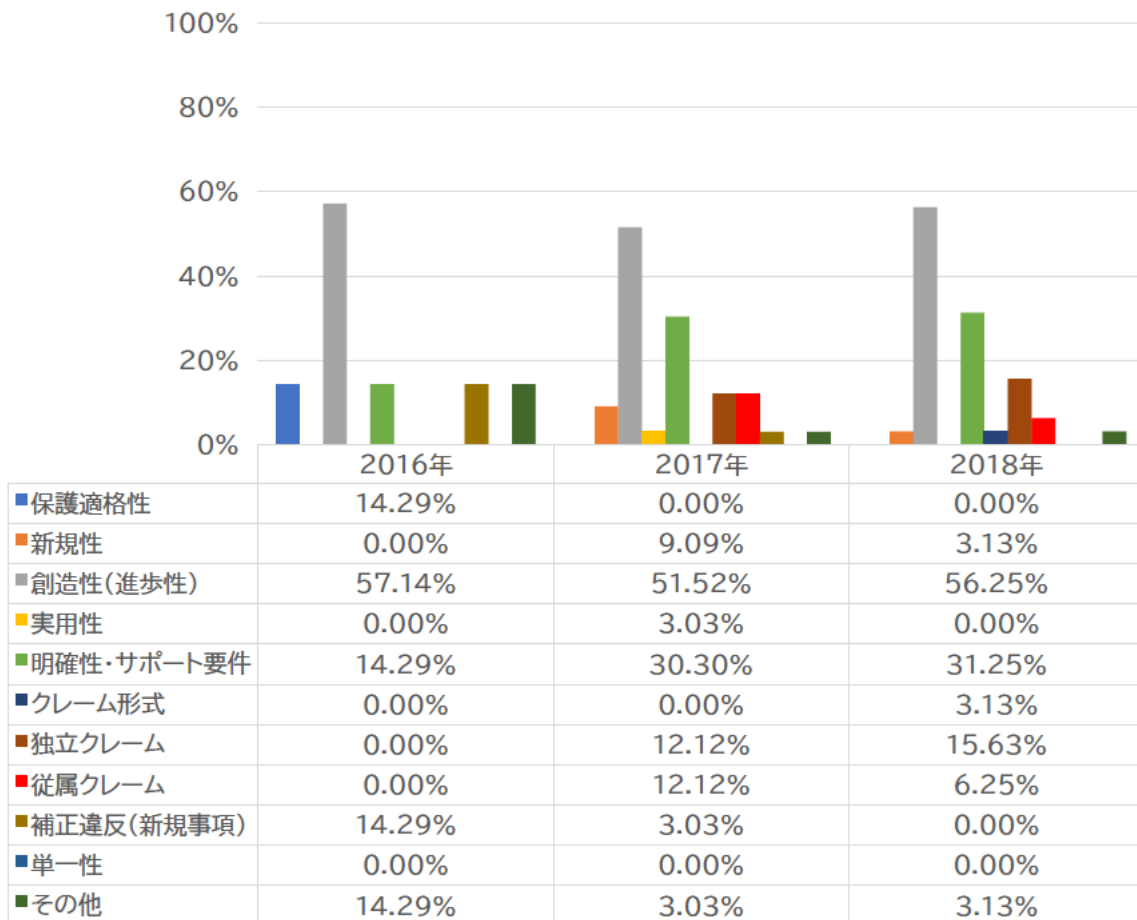
(2) IPC セクション別

図 B-3-3-1A: 「拒絶査定直前の審査結果」に含まれる拒絶理由【A セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2018 年の総計)

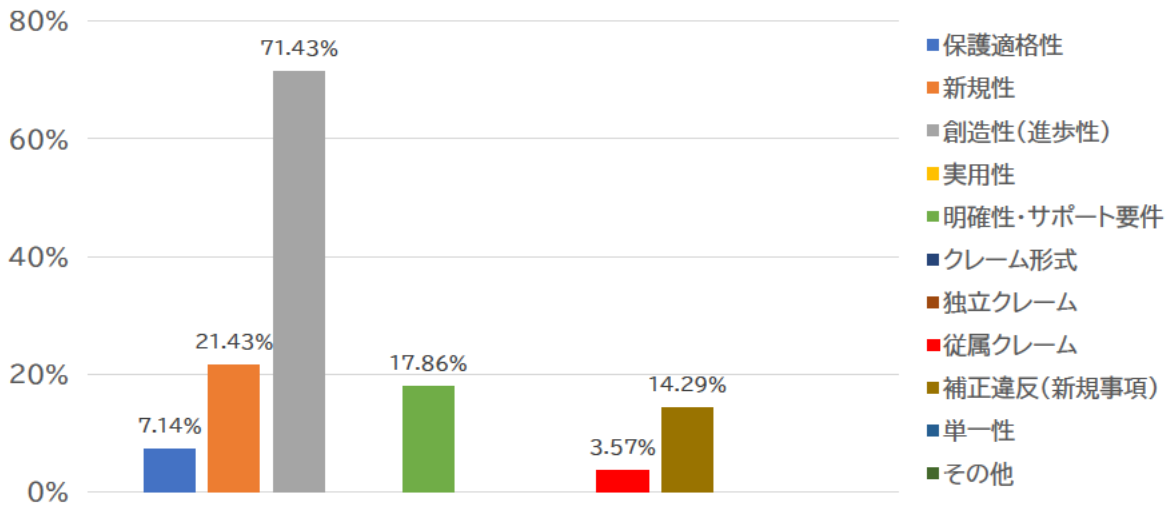


— 発出年別の推移 —

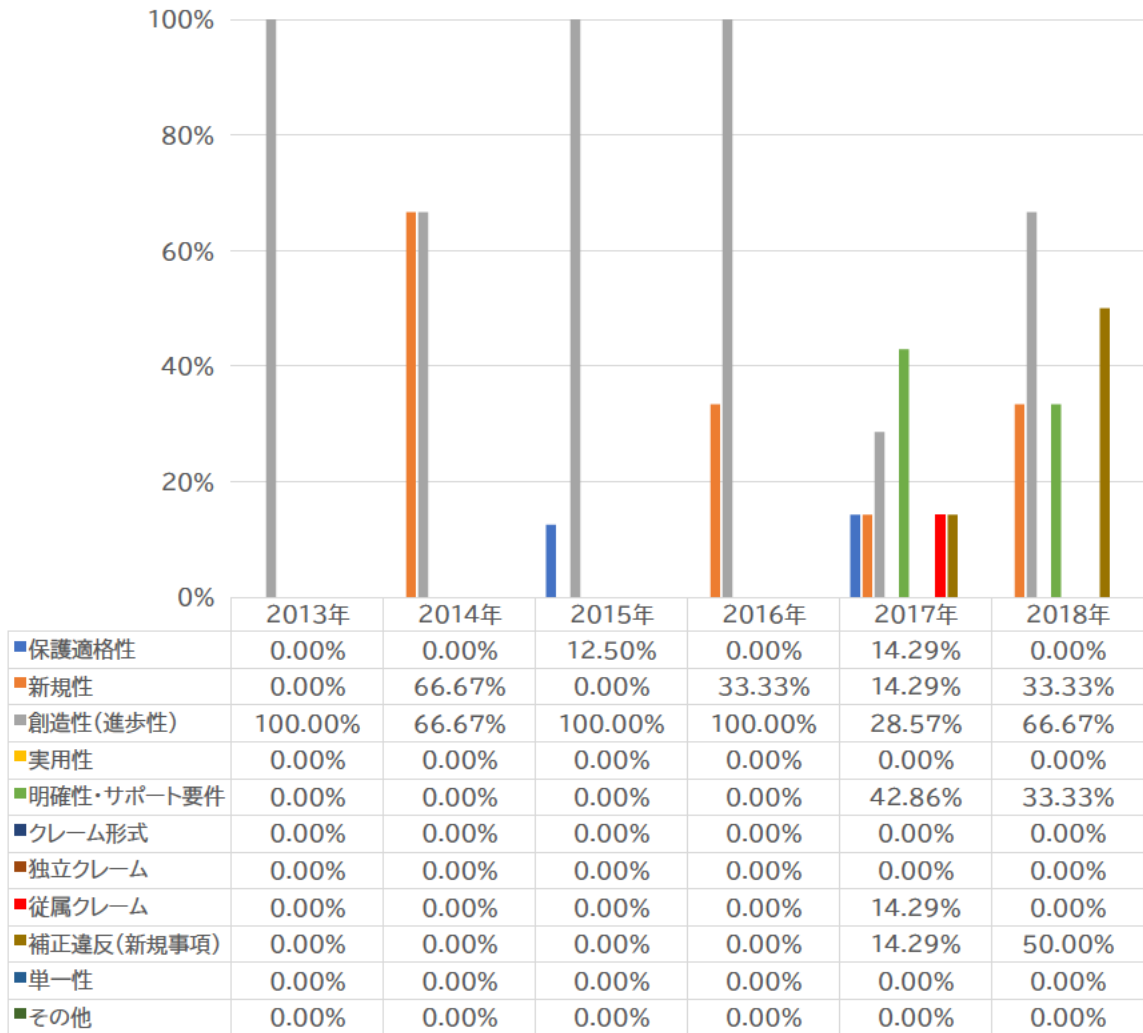


	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	7	33	32	72

(通常出願：発出年 2013 年から 2018 年の総計)

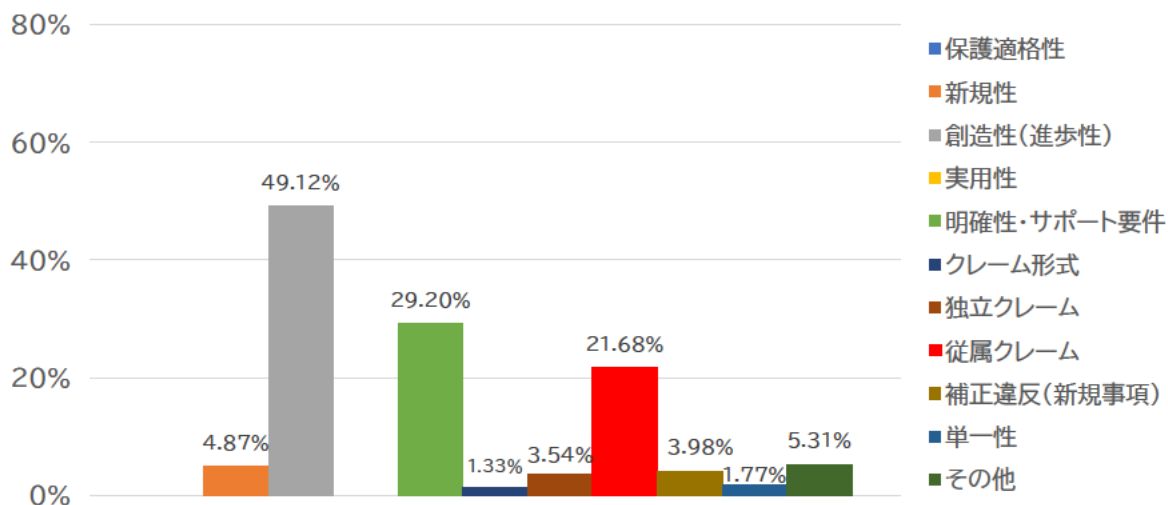


－ 発出年別の推移 －

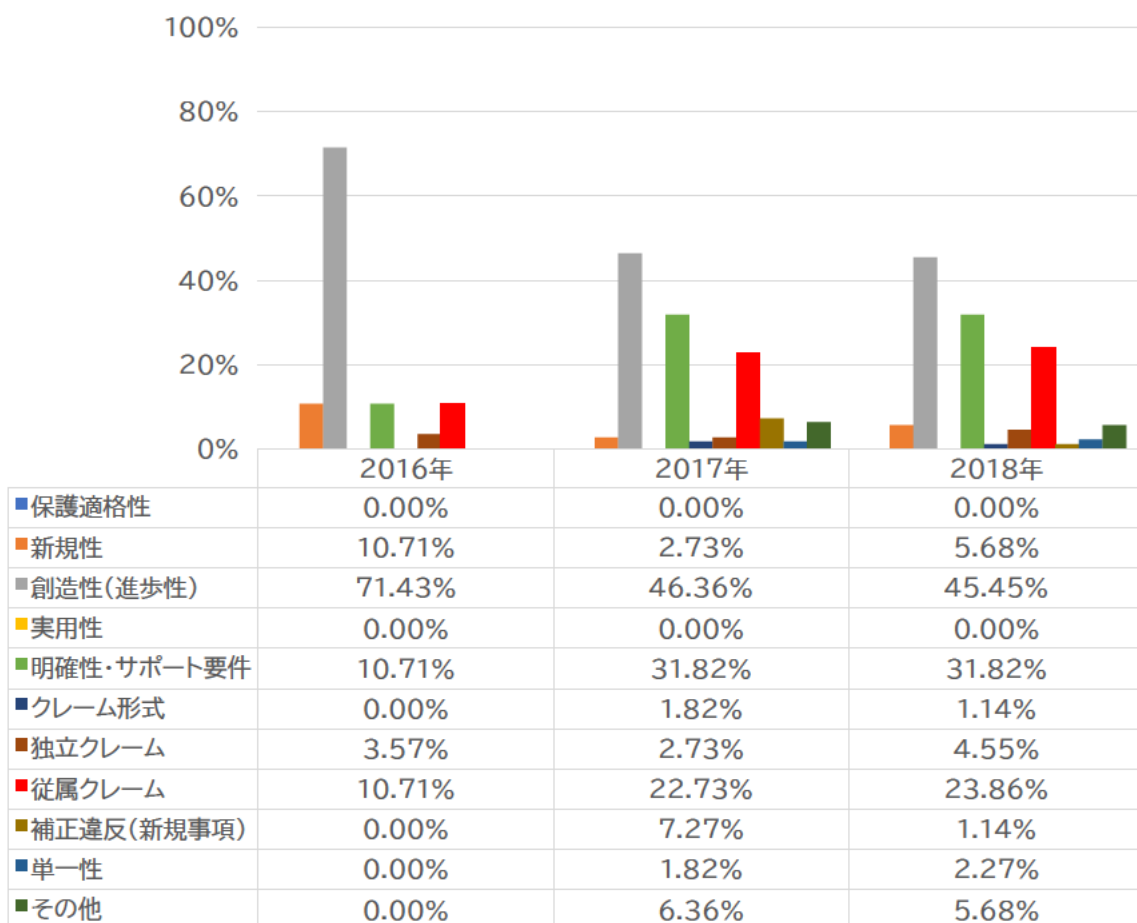


	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	1	3	8	3	7	6	28

図 B-3-3-1B：「拒絶査定直前の審査結果」に含まれる拒絶理由【B セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2018 年の総計)

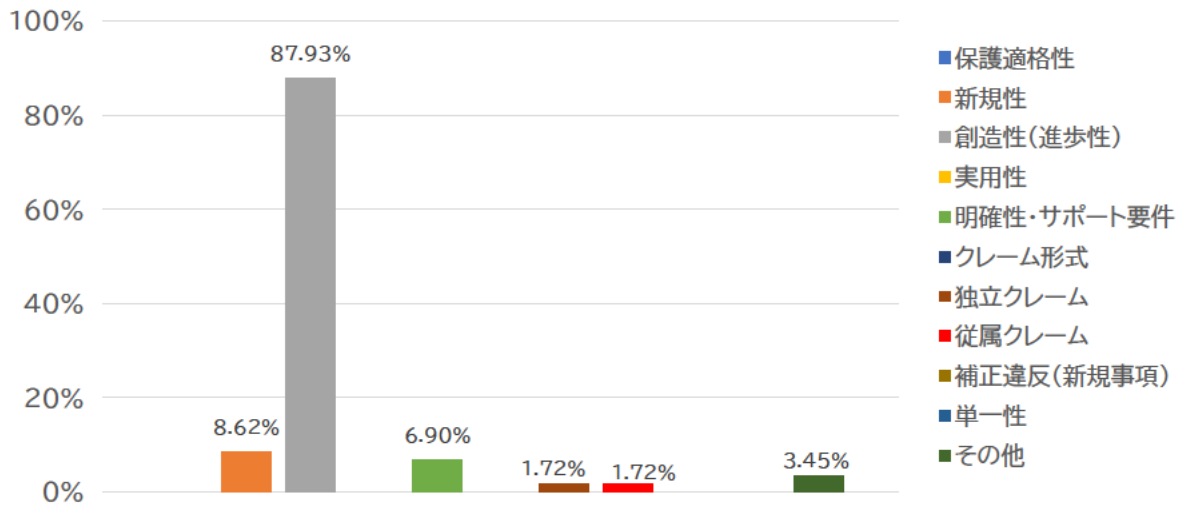


－ 発出年別の推移 －

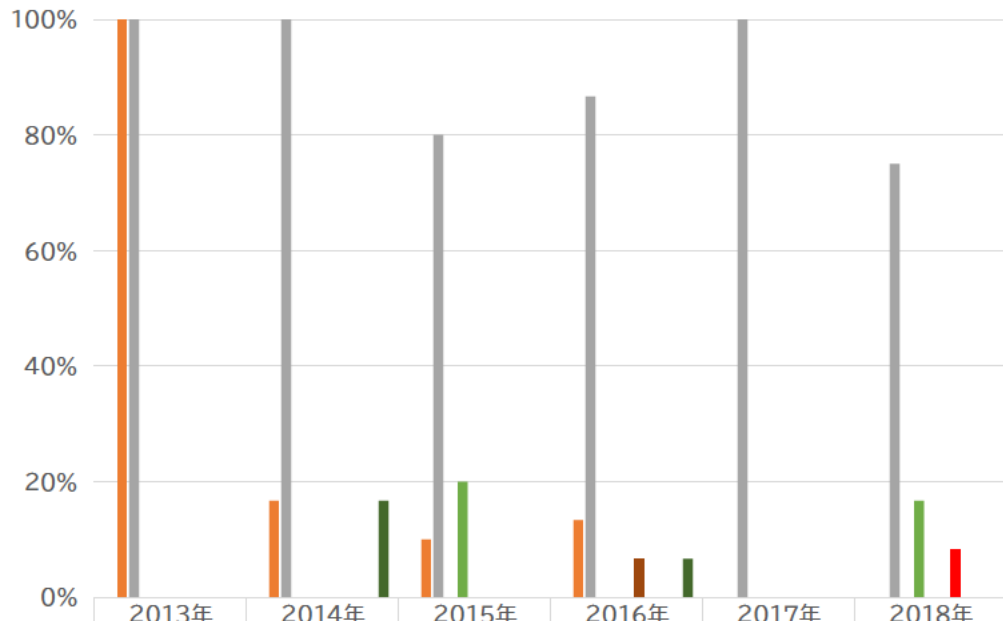


	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	28	110	88	226

(通常出願：発出年 2013 年から 2018 年の総計)



－ 発出年別の推移 －

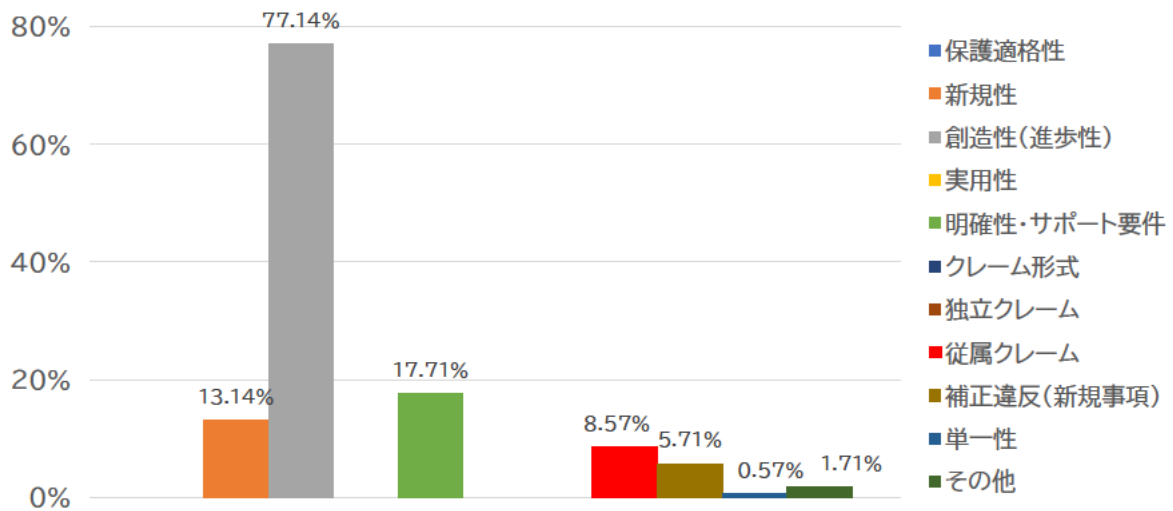


項目	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
保護適格性	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
新規性	100.00%	16.67%	10.00%	13.33%	0.00%	0.00%
創造性(進歩性)	100.00%	100.00%	80.00%	86.67%	100.00%	75.00%
実用性	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
明確性・サポート要件	0.00%	0.00%	20.00%	0.00%	0.00%	16.67%
クレーム形式	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
独立クレーム	0.00%	0.00%	0.00%	6.67%	0.00%	0.00%
従属クレーム	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	8.33%
補正違反(新規事項)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
単一性	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
その他	0.00%	16.67%	0.00%	6.67%	0.00%	0.00%

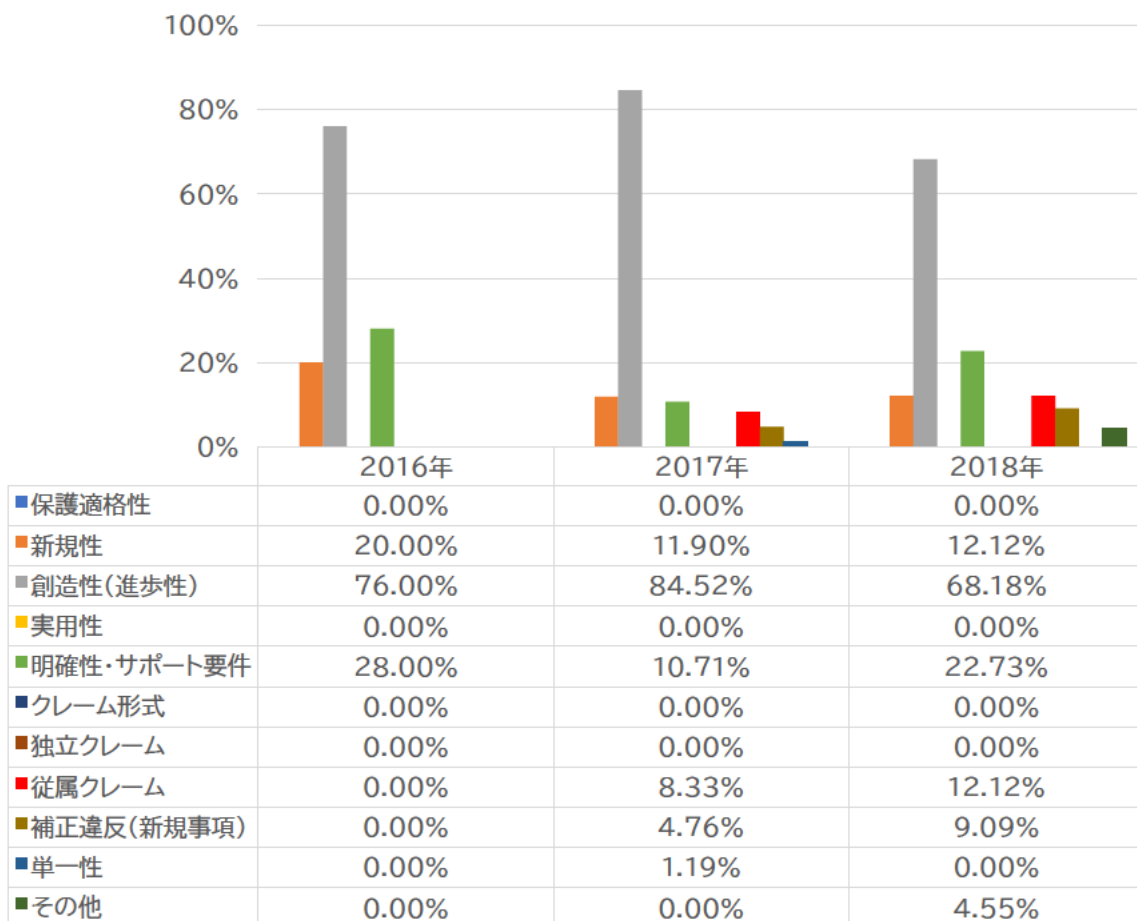
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	1	6	10	15	14	12	58

図 B-3-3-1C：「拒絶査定直前の審査結果」に含まれる拒絶理由【C セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2018 年の総計)

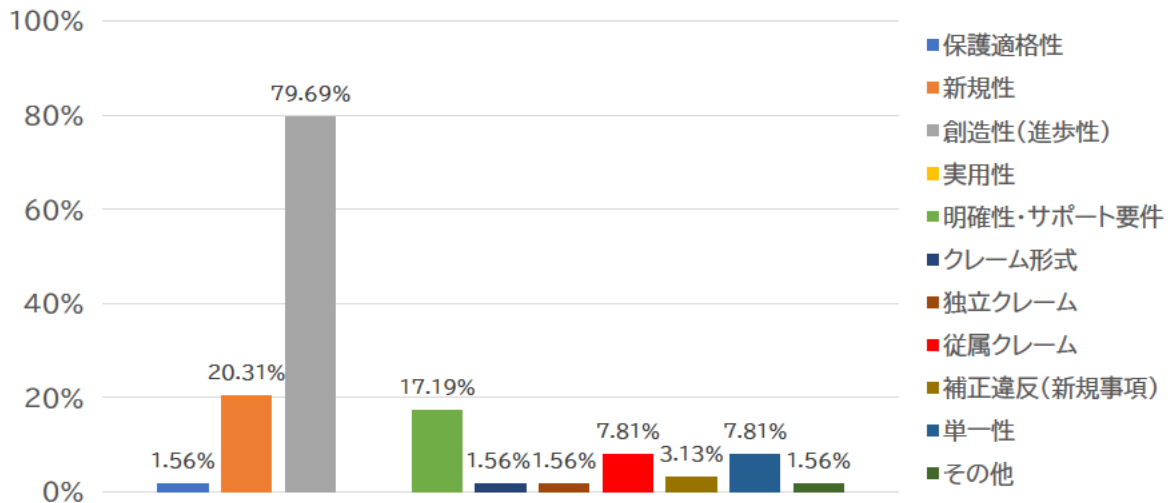


－ 発出年別の推移 －

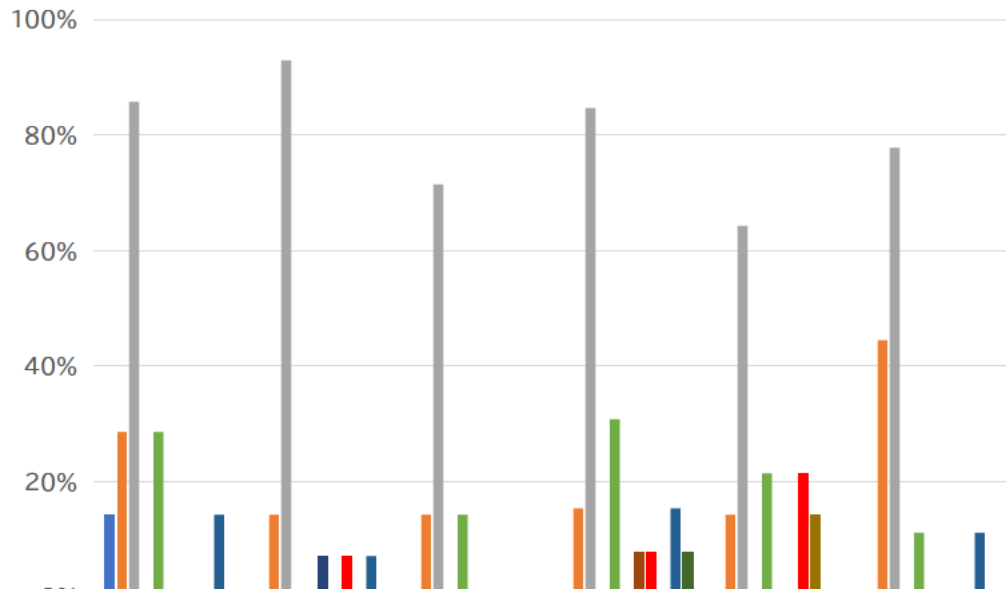


	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	25	84	66	175

(通常出願：発出年 2013 年から 2018 年の総計)



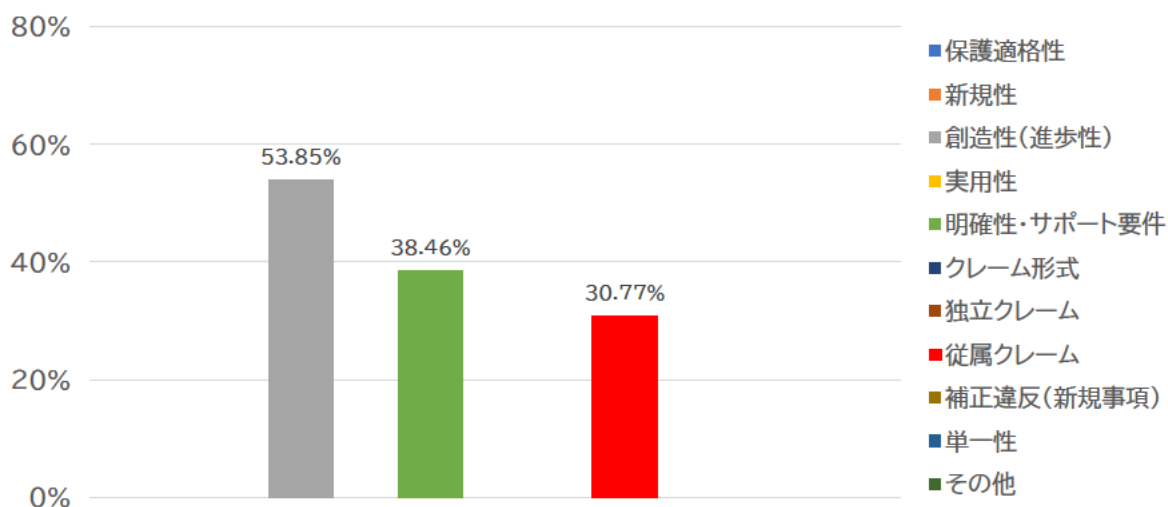
－ 発出年別の推移 －



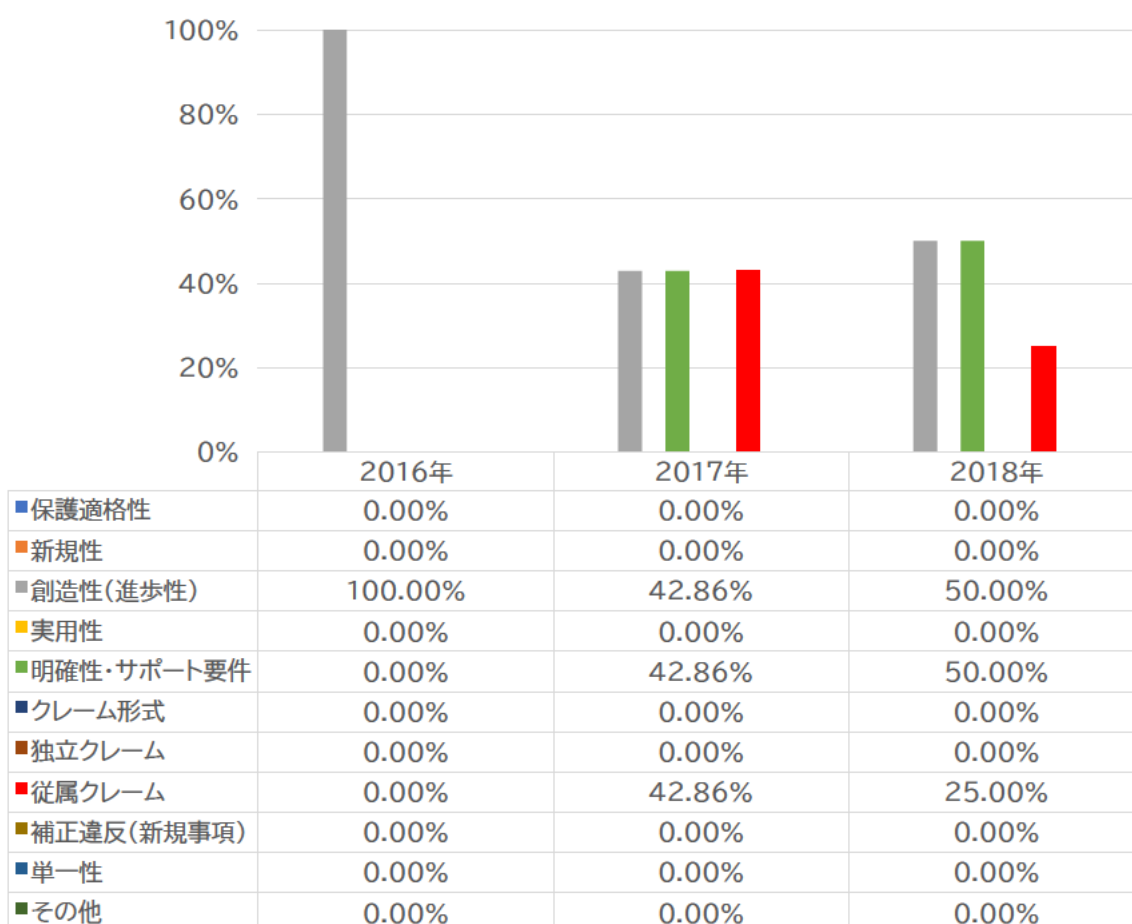
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
保護適格性	14.29%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
新規性	28.57%	14.29%	14.29%	15.38%	14.29%	44.44%
創造性(進歩性)	85.71%	92.86%	71.43%	84.62%	64.29%	77.78%
実用性	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
明確性・サポート要件	28.57%	0.00%	14.29%	30.77%	21.43%	11.11%
クレーム形式	0.00%	7.14%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
独立クレーム	0.00%	0.00%	0.00%	7.69%	0.00%	0.00%
従属クレーム	0.00%	7.14%	0.00%	7.69%	21.43%	0.00%
補正違反(新規事項)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	14.29%	0.00%
単一性	14.29%	7.14%	0.00%	15.38%	0.00%	11.11%
その他	0.00%	0.00%	0.00%	7.69%	0.00%	0.00%

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	7	14	7	13	14	9	64

図 B-3-3-1D：「拒絶査定直前の審査結果」に含まれる拒絶理由【D セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2018 年の総計)

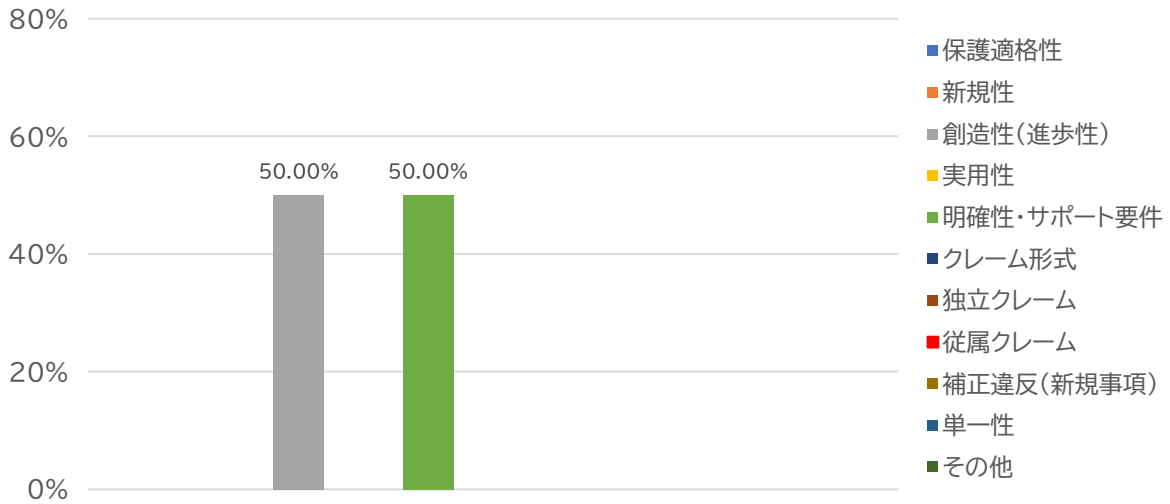


－ 発出年別の推移 －

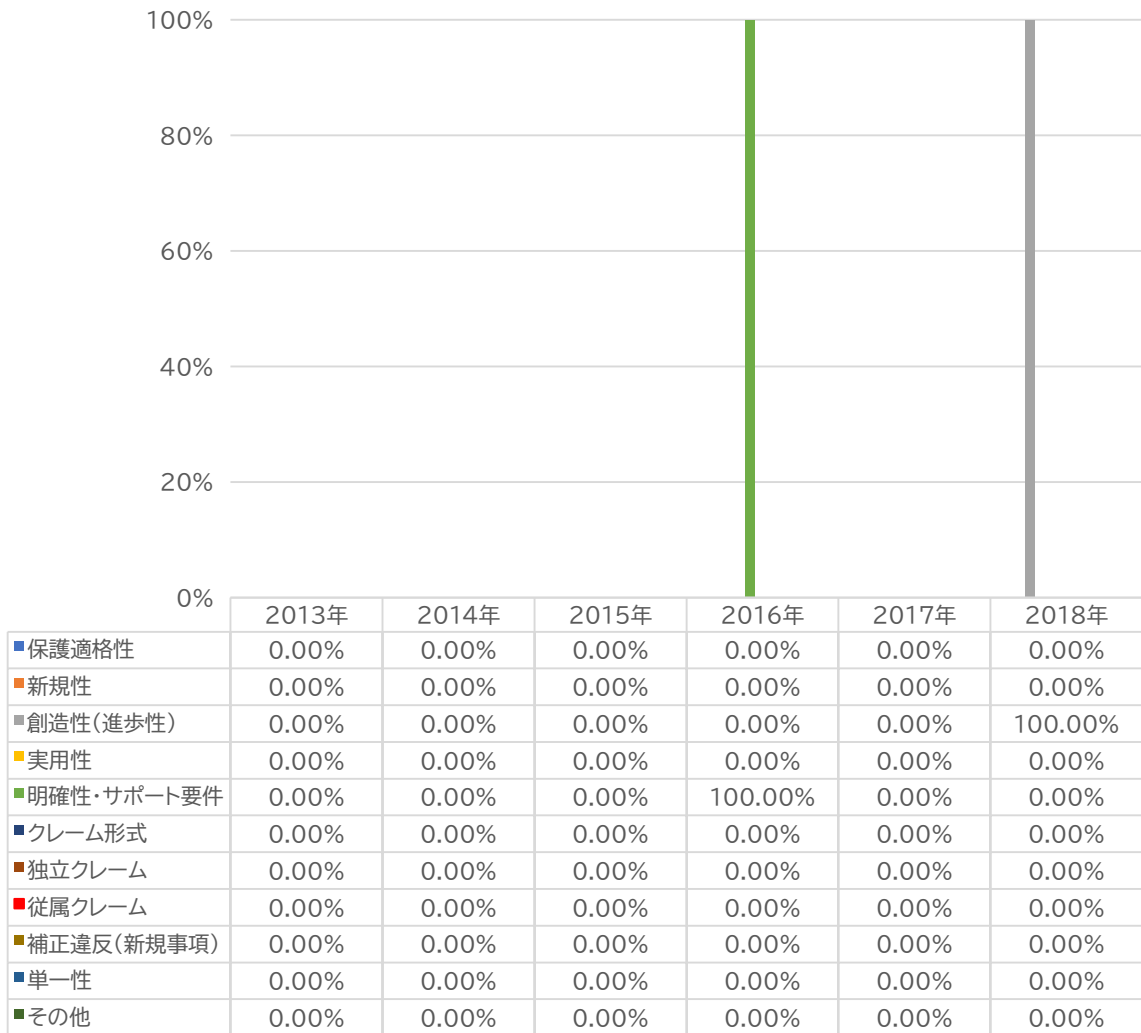


	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	2	7	4	13

(通常出願：発出年 2013 年から 2018 年の総計)



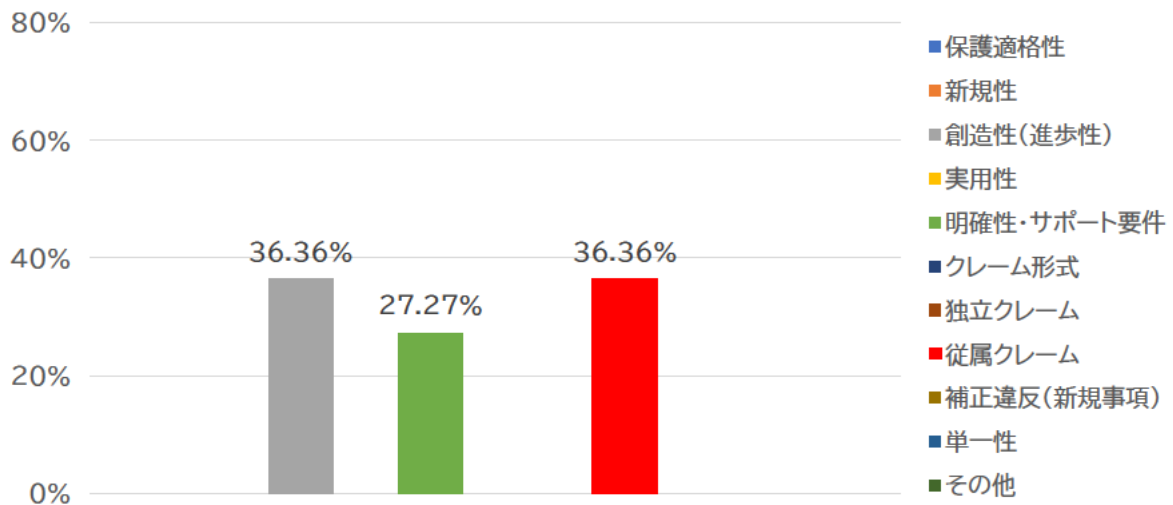
－ 発出年別の推移 －



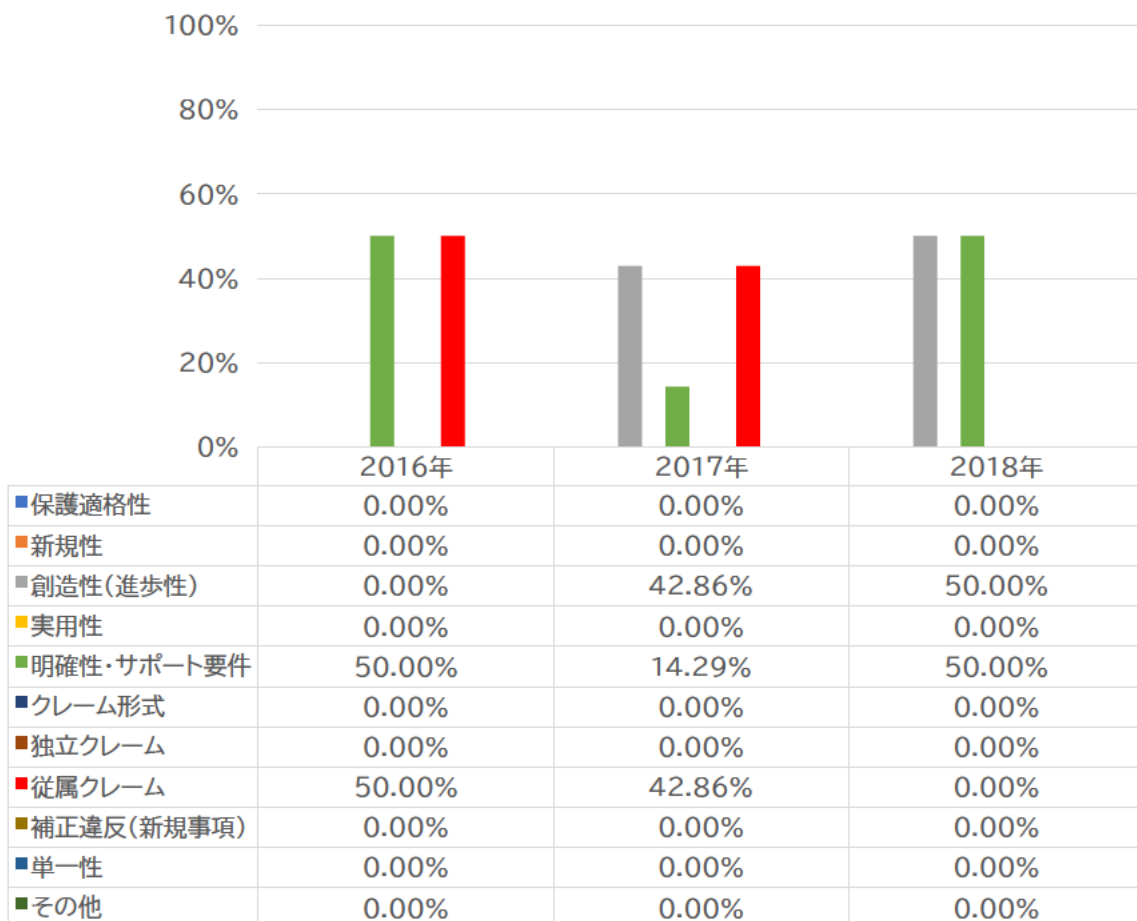
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	0	0	0	1	0	1	2

図 B-3-3-1E：「拒絶査定直前の審査結果」に含まれる拒絶理由【E セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2018 年の総計)

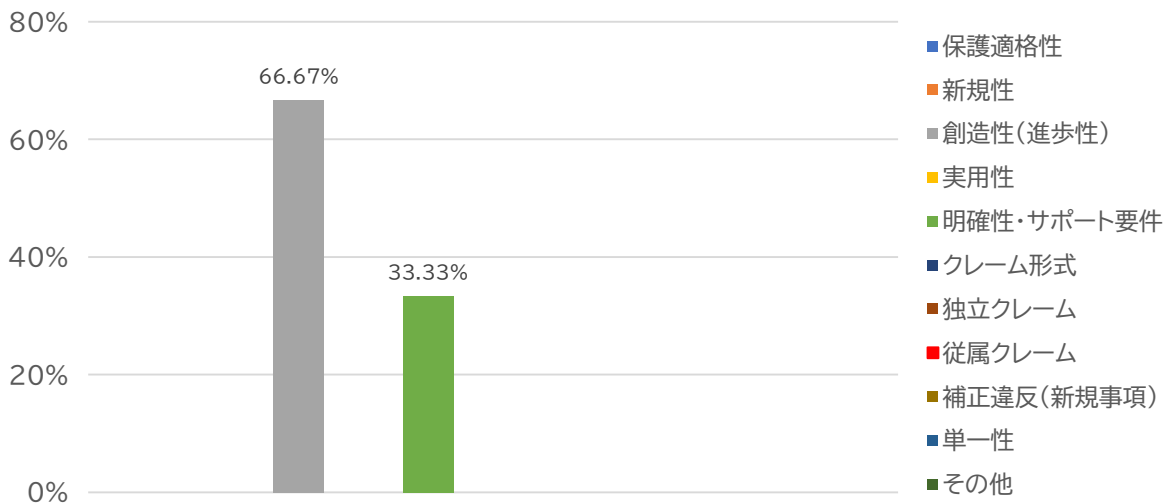


－ 発出年別の推移 －

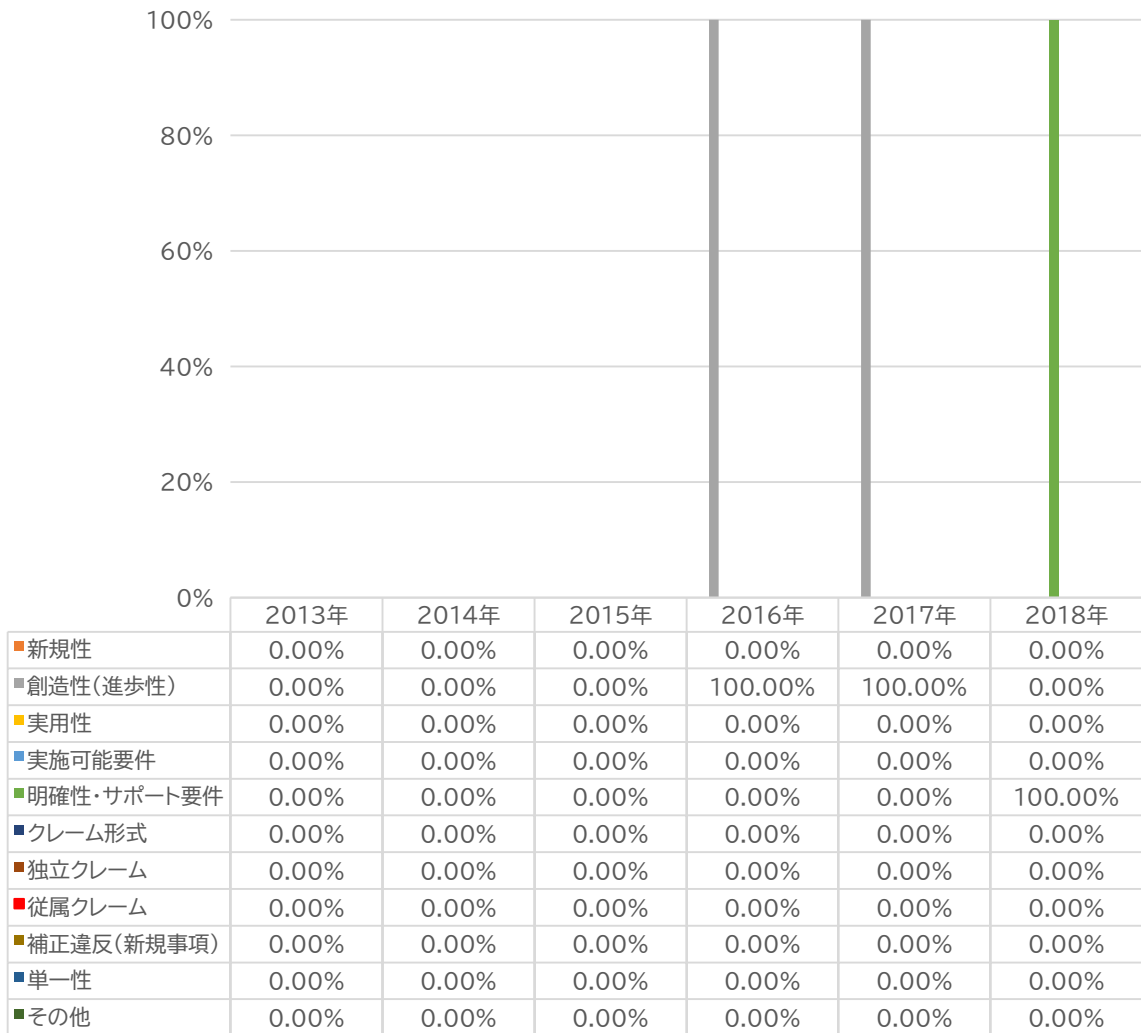


	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	2	7	2	11

(通常出願：発出年 2013 年から 2018 年の総計)

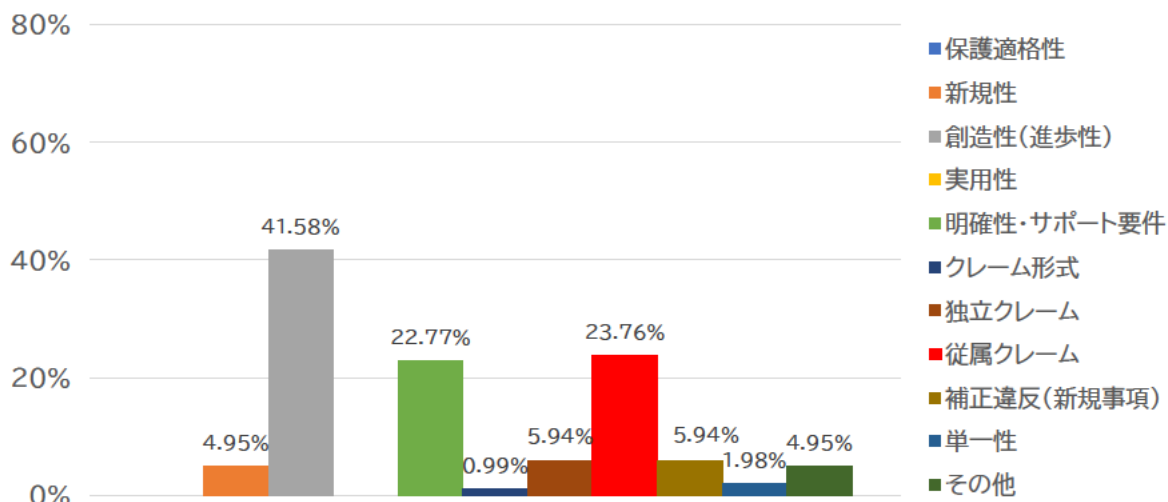


— 発出年別の推移 —

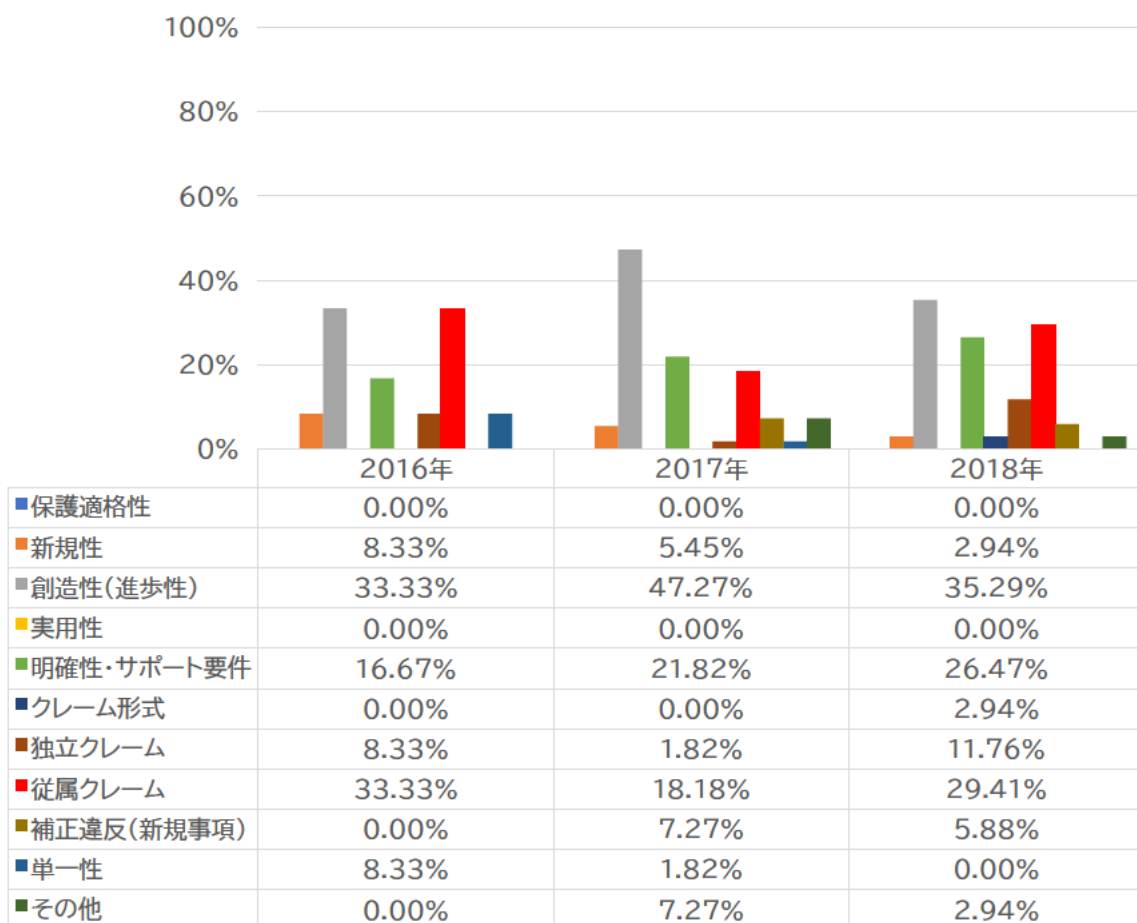


	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	0	0	0	1	1	1	3

図 B-3-3-1F：「拒絶査定直前の審査結果」に含まれる拒絶理由【F セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2018 年の総計)

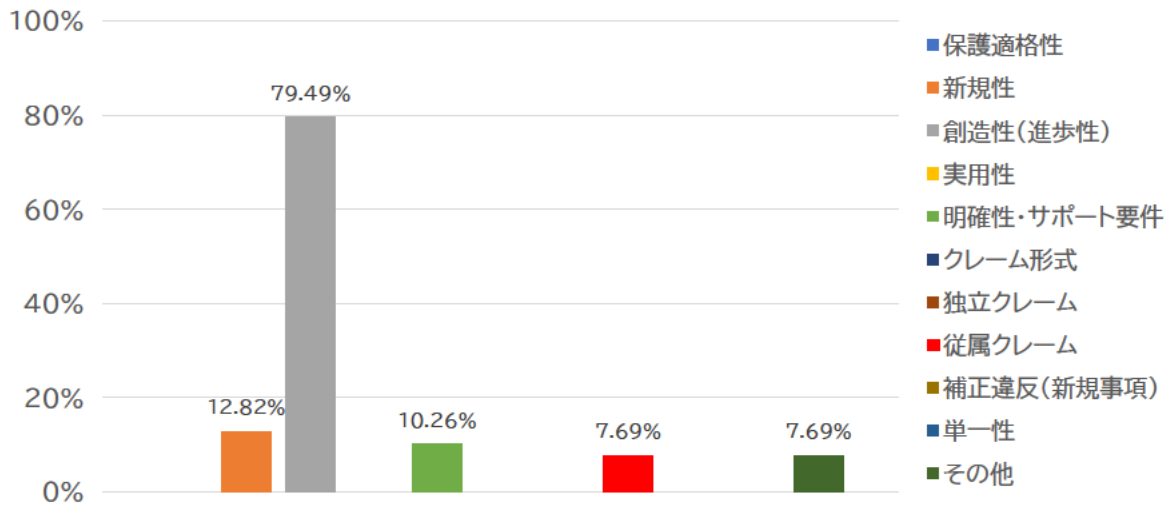


－ 発出年別の推移 －

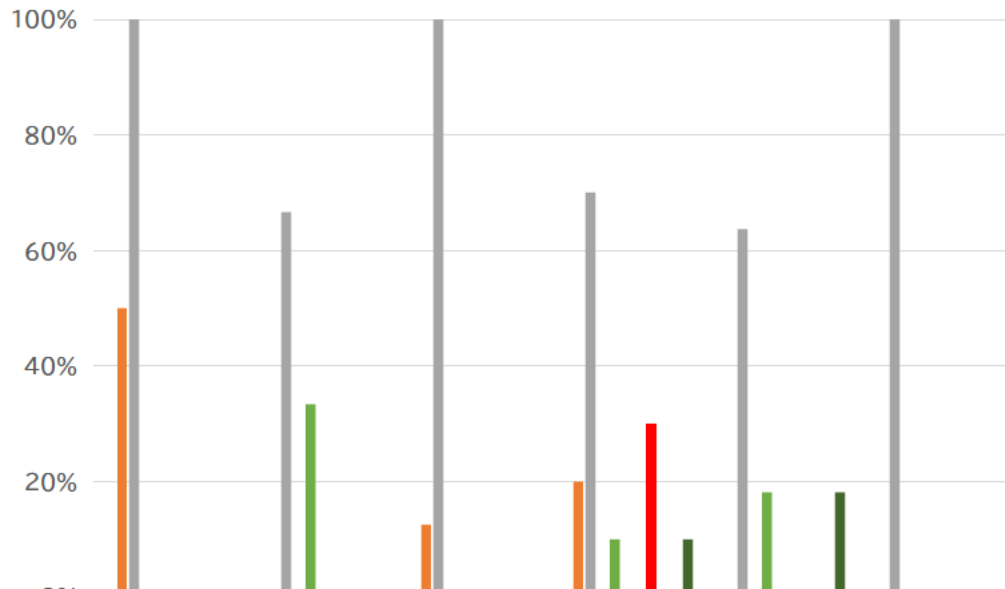


	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	12	55	34	101

(通常出願：発出年 2013 年から 2018 年の総計)



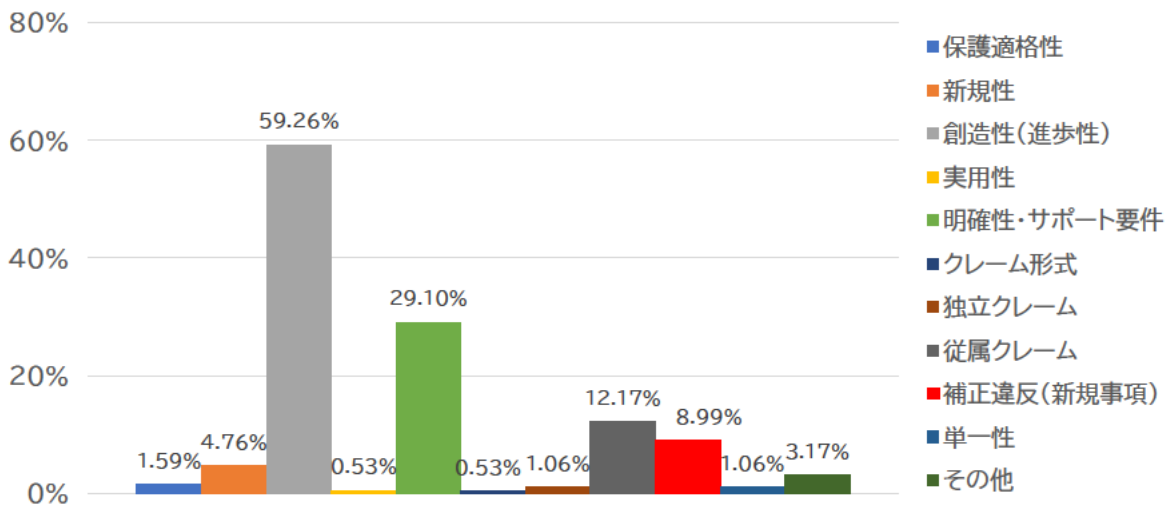
— 発出年別の推移 —



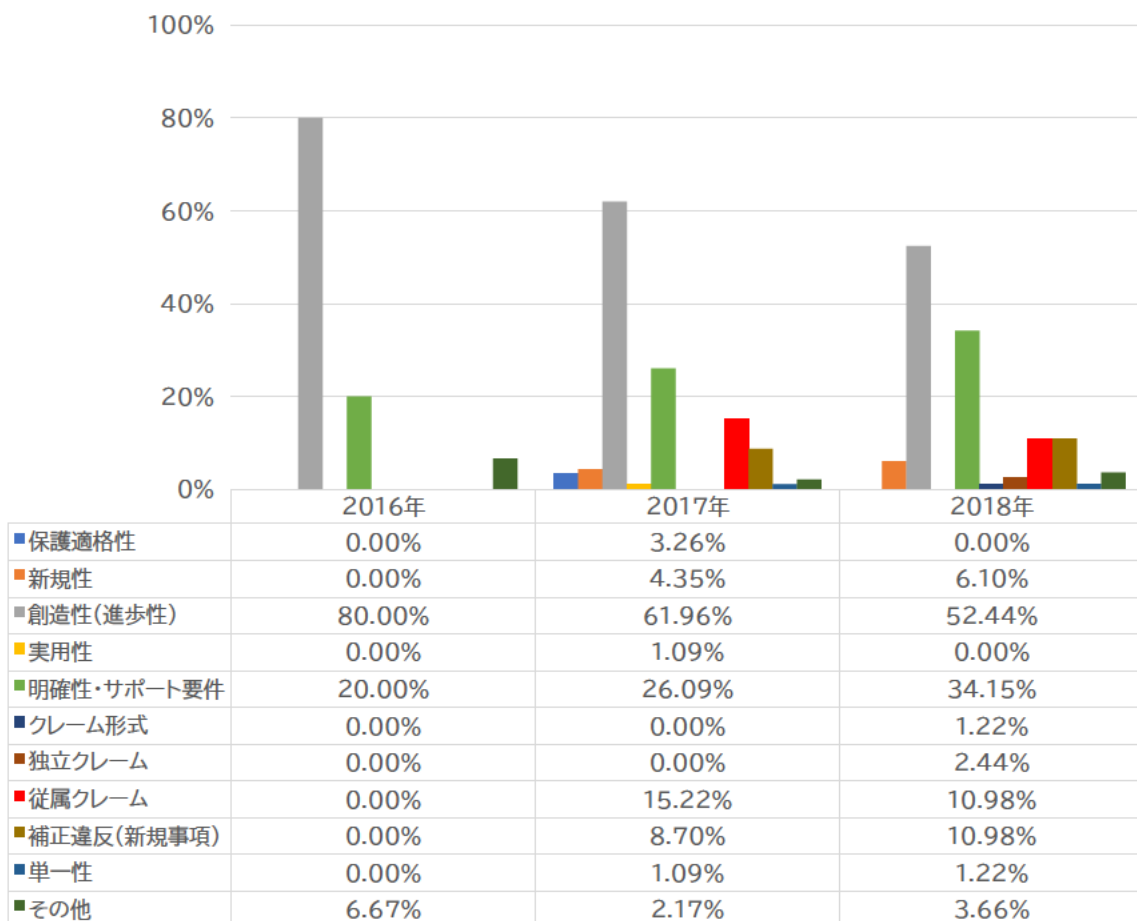
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
保護適格性	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
新規性	50.00%	0.00%	12.50%	20.00%	0.00%	0.00%
創造性(進歩性)	100.00%	66.67%	100.00%	70.00%	63.64%	100.00%
実用性	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
明確性・サポート要件	0.00%	33.33%	0.00%	10.00%	18.18%	0.00%
クレーム形式	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
独立クレーム	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
従属クレーム	0.00%	0.00%	0.00%	30.00%	0.00%	0.00%
補正違反(新規事項)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
単一性	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
その他	0.00%	0.00%	0.00%	10.00%	18.18%	0.00%

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	4	3	8	10	11	3	39

図 B-3-3-1G：「拒絶査定直前の審査結果」に含まれる拒絶理由【G セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2018 年の総計)

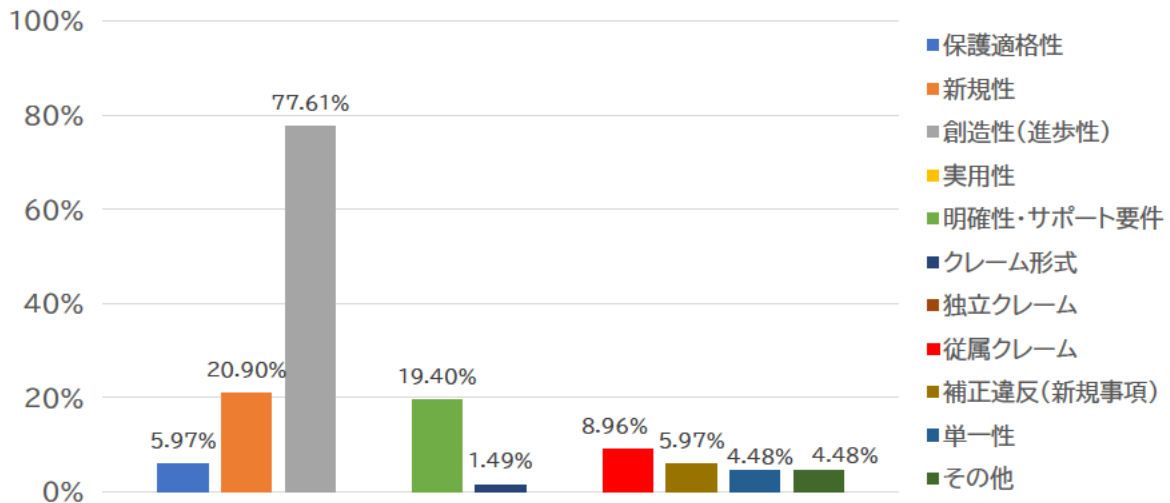


－ 発出年別の推移 －

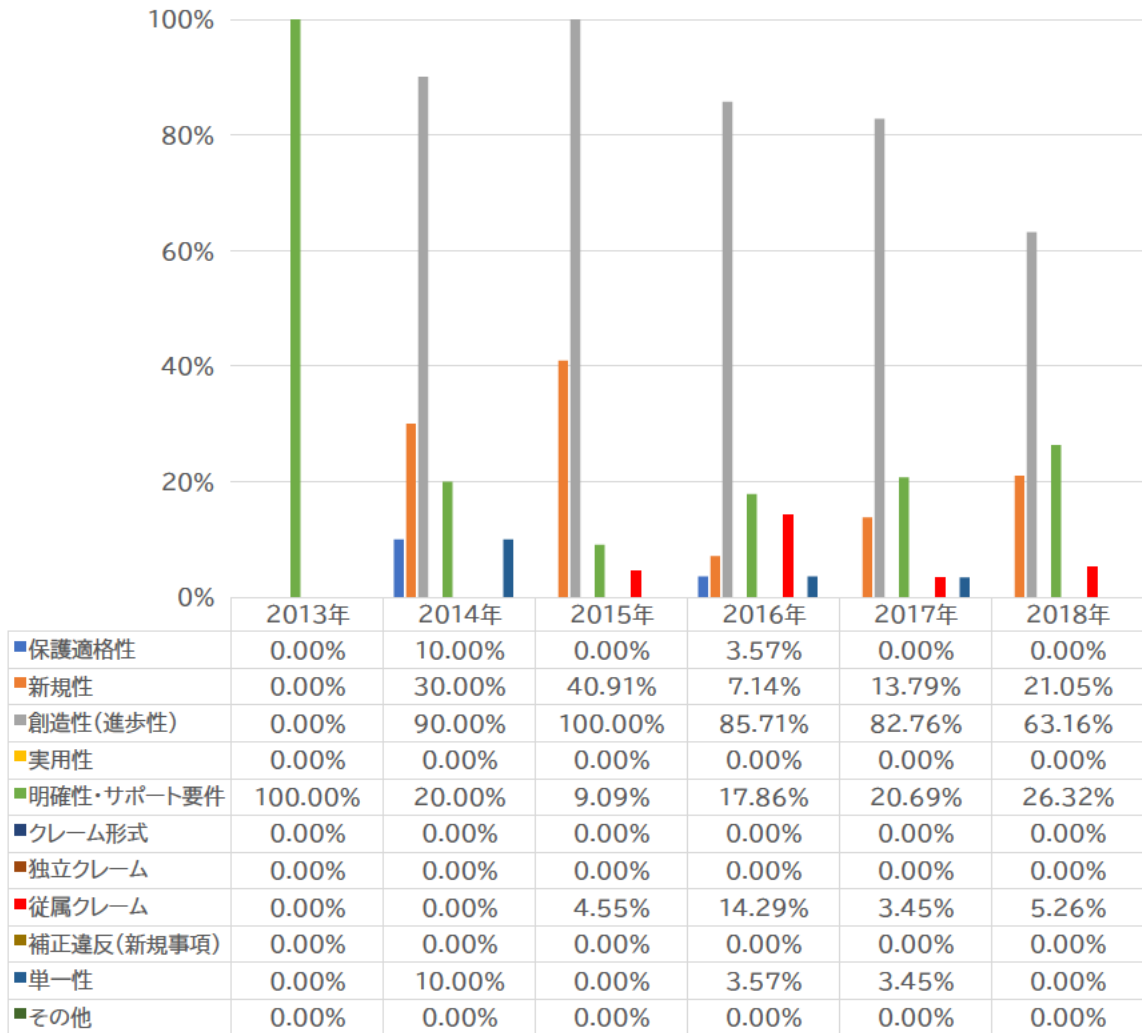


	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	15	92	82	189

(通常出願：発出年 2013 年から 2018 年の総計)



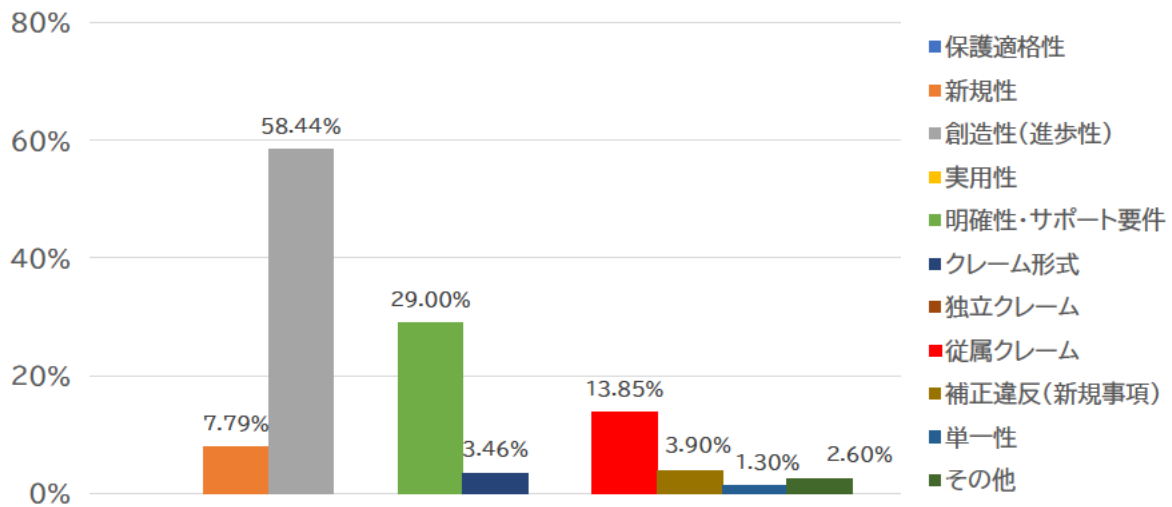
－ 発出年別の推移 －



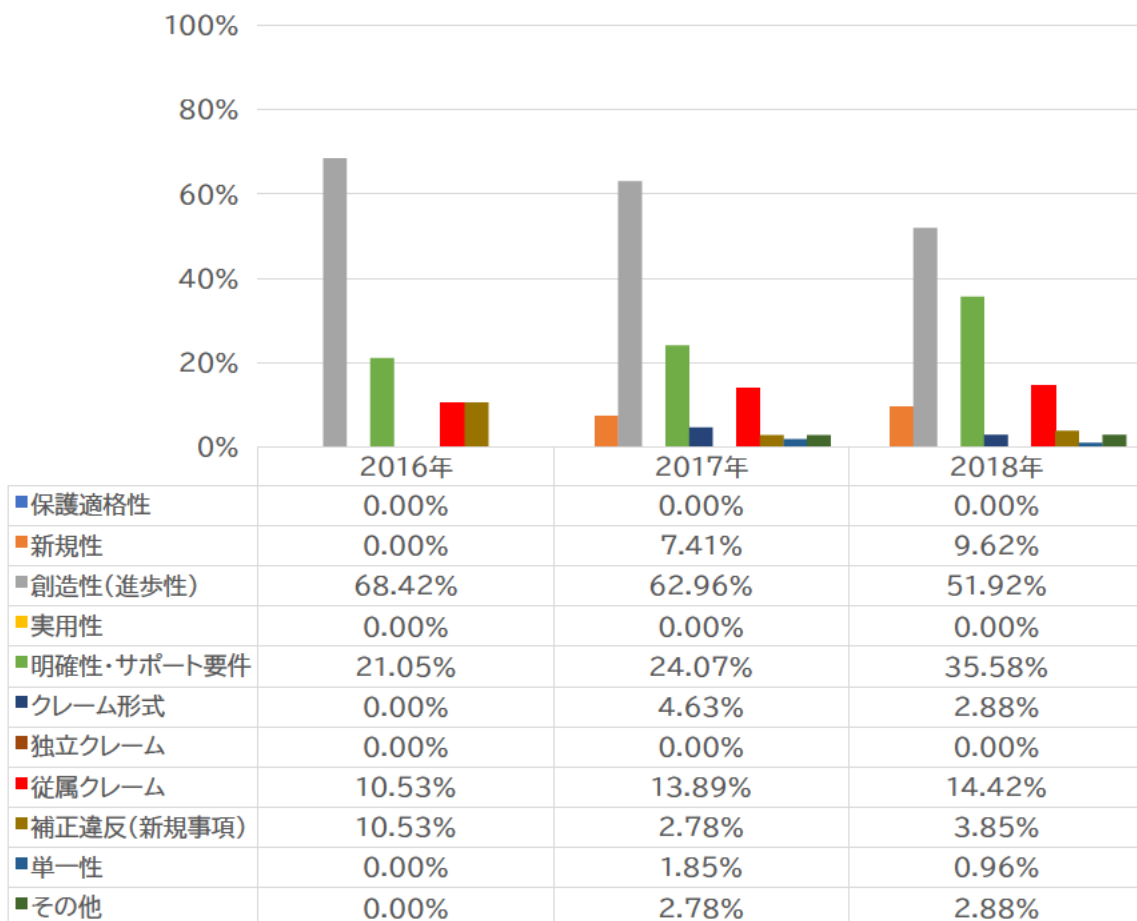
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	1	11	9	12	21	13	67

図 B-3-3-1H: 「拒絶査定直前の審査結果」に含まれる拒絶理由【H セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2018 年の総計)

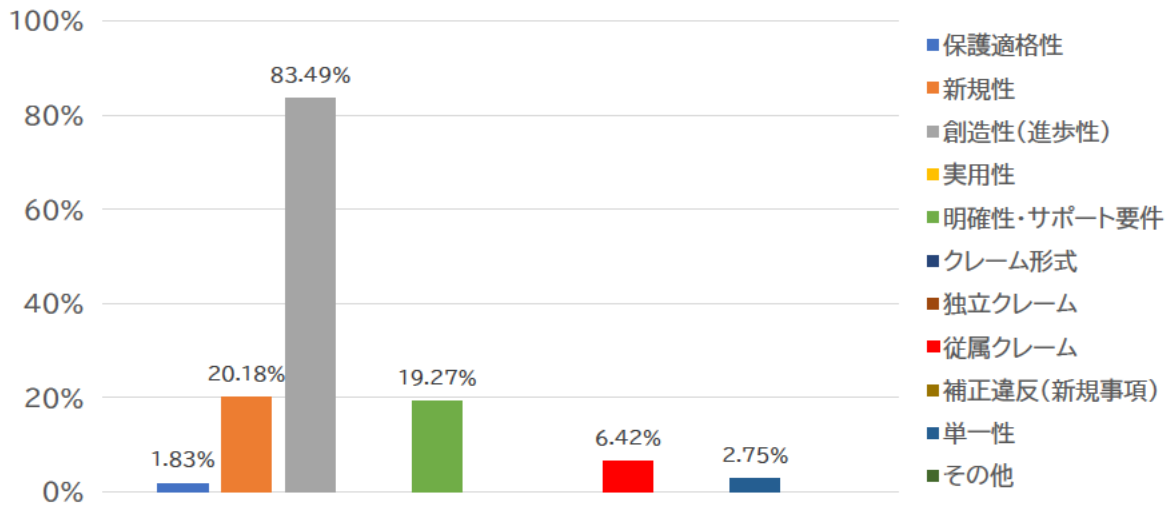


－ 発出年別の推移 －

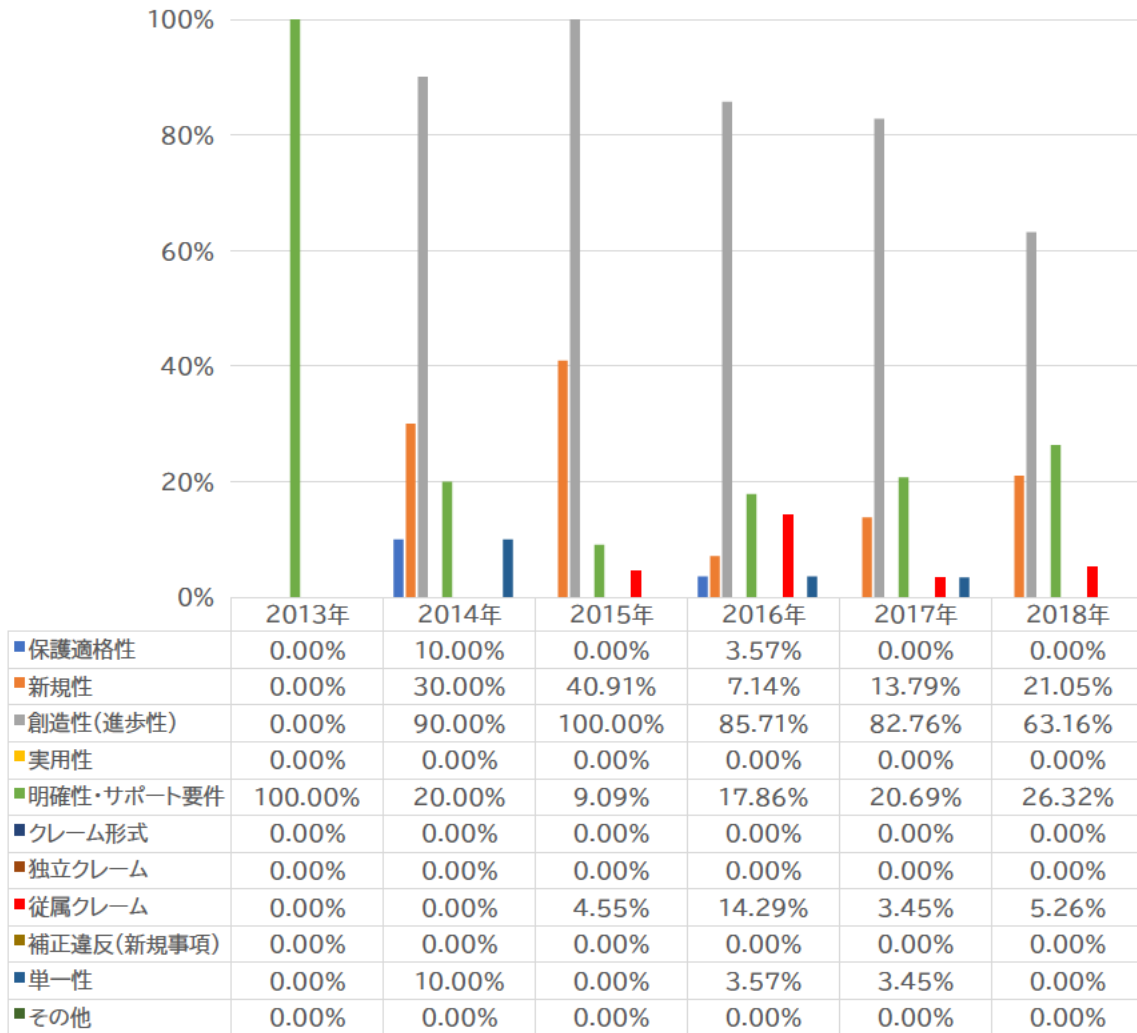


	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	19	108	104	231

(通常出願：発出年 2013 年から 2018 年の総計)



－ 発出年別の推移 －



	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
発出件数	1	10	22	28	29	19	109

特徴的なセクションとしては、PPH 出願の C、D、及び E セクションが挙げられる。

C セクションにおける「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」の通知率（77.14%）は、全セクションの平均（57.47%）に比べて約 20%高い。

D セクションでは、「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率（30.77%）が、全セクションの平均（15.42%）に比べて約 15%高い。

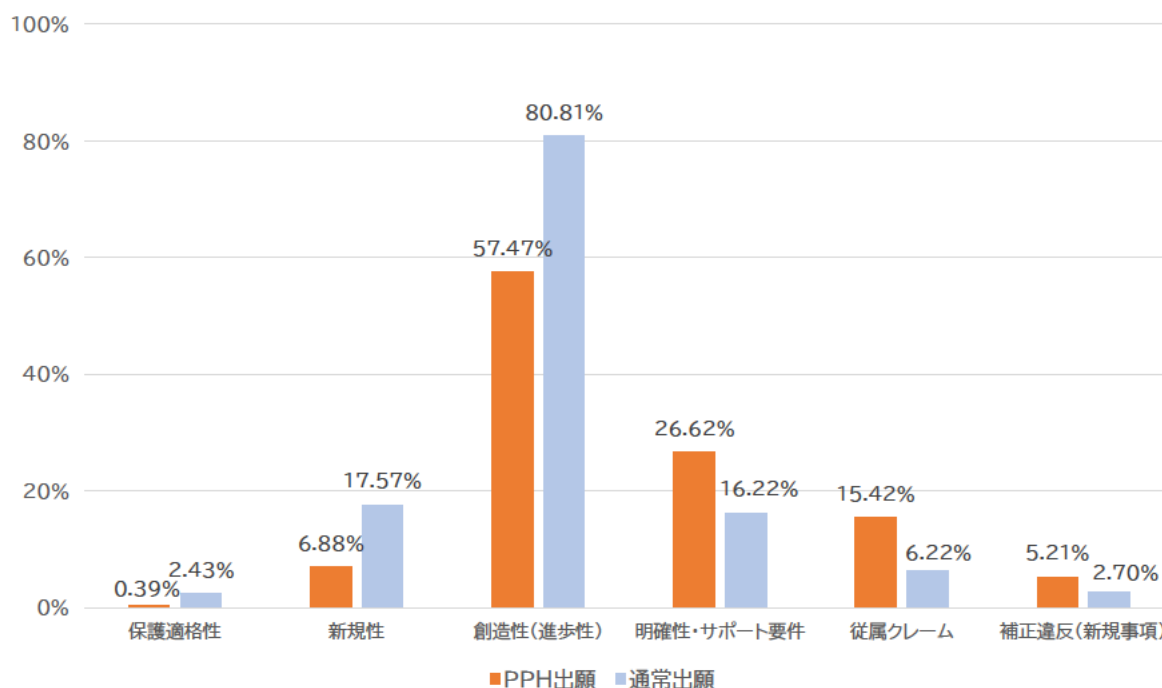
E セクションにおいては、「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」の通知率（36.36%）が全セクションの平均（57.47%）に比べて約 21%低い一方、「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率（36.36%）が、全セクションの平均（15.42%）に比べて約 21%高い。

(3) 小括

PPH 出願と通常出願に対する「拒絶査定直前の審査結果」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」の通知率が一番高い。特に、通常出願は、全体の 80%を超える案件で通知されている。なお、通知率自体は、両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率より 10%前後上昇している。

「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」以外の通知率の高い拒絶理由としては、PPH 出願については、「最初の拒絶理由通知」の時と同様に、「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」及び「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率が高くなっている。

図 B-3-3-2：「拒絶査定直前の審査結果」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願		通常出願	
1. 法 22 条 3 項 創造性（進歩性）	57.47% (45.58%)	1. 法 22 条 3 項 創造性（進歩性）	80.81% (72.71%)
2. 法 26 条 4 項 明確性・サポート要件	26.62% (34.91%)	2. 法 22 条 2 項 新規性	17.57% (25.35%)
3. 細則 22 条 従属クレーム関連	15.42% (24.93%)	3. 法 26 条 4 項 明確性・サポート要件	16.22% (24.79%)
4. 法 22 条 2 項 新規性	6.88% (8.25%)	4. 細則 22 条 従属クレーム関連	6.22% (14.20%)
5. 法 33 条 補正違反（新規事項）	5.21% (7.06%)	5. 法 31 条 1 項 単一性	2.97% (2.33%)

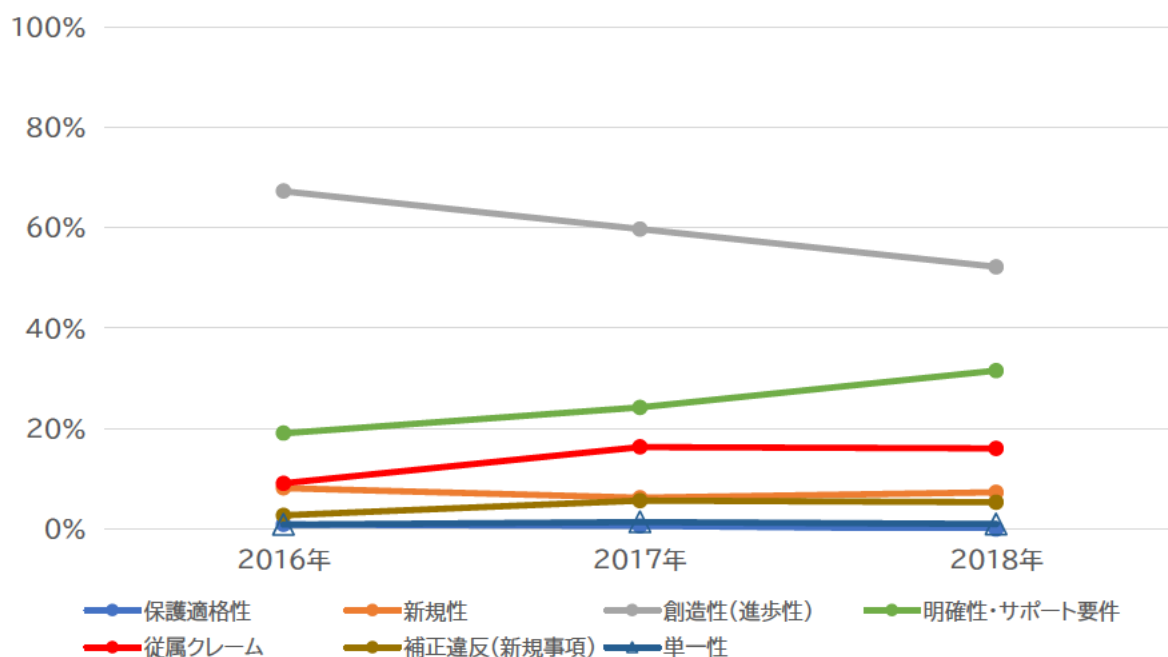
※（ ）内は、「最初の拒絶理由通知」における通知率

※「その他」は除く

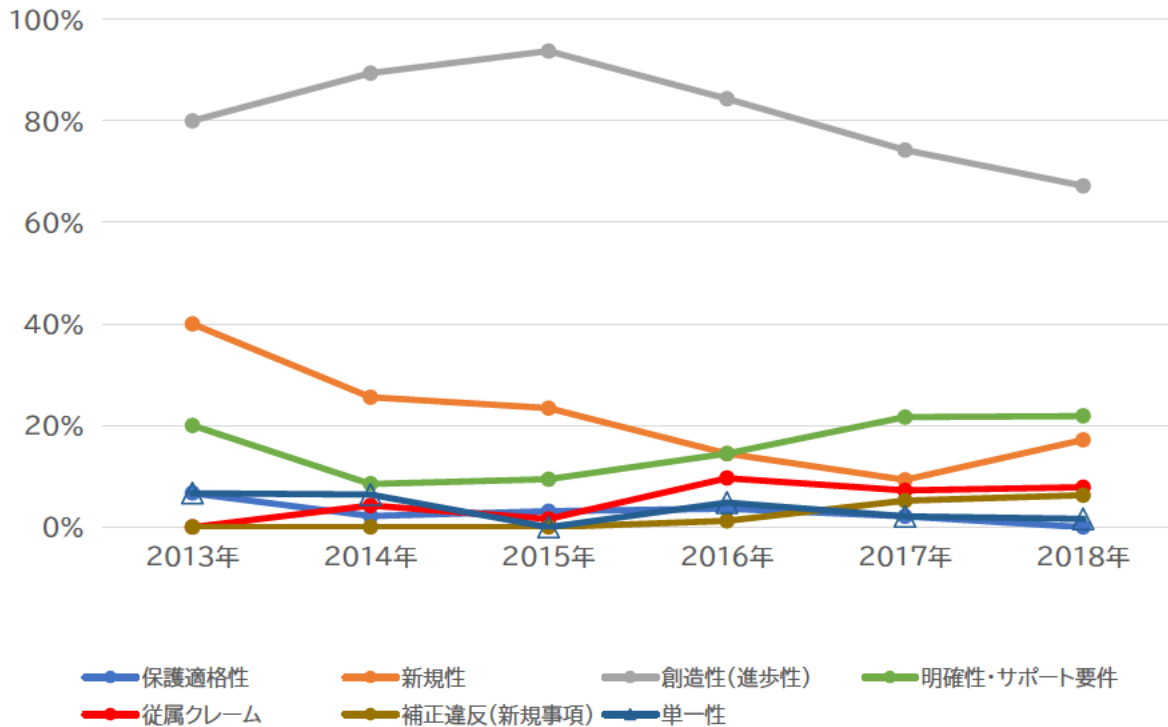
通常出願については、「法 22 条 2 項：新規性」及び「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」となっているが、通知率はほぼ同程度となっている。

なお、PPH 出願については、「拒絶査定直前の審査結果」においても「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」及び「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率が「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」高く、PPH 申請におけるクレーム対応要件への対応が課題となっていることが推測される。

図 B-3-3-3：「拒絶査定直前の審査結果」において通知率の高い
拒絶理由上位項目の発出年別の推移【全セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2018 年)



(通常出願：発出年 2013 年から 2018 年)



4 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願において特許査定を得るまでに何回の応答を必要としたかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」から「特許査定」を得るまでに何回（「最初の拒絶理由通知」も含む）の拒絶理由通知が発出されているかを集計し、分析した。

また、如何なる拒絶理由を通知された場合に当該拒絶理由を覆すことが困難であるのかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由別に、当該対象出願が「特許査定」を得るまでに何回の拒絶理由通知が発出されているかも集計し、分析した。

「最初の拒絶理由通知」が発出され¹⁰最終的な審査結果が「特許査定」になった PPH 出願（3,071 件）及び通常出願（1,007 件）に発出された拒絶理由通知の回数の集計結果を表 B・4・1 に示す。

¹⁰ 「最初の拒絶理由通知」が発出された案件のうち、ワンポータルドシエに「最初の拒絶理由通知」の内容が収録されていない案件（PPH 出願：118 件／通常出願：18 件）については集計の対象に含めていない。

(1) 全セクション

表 B-4-1：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【全セクション】

(PPH 出願)					(通常出願)				
拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	44	1.50	3	1	保護適格性	33	1.79	4	1
新規性	216	1.73	5	1	新規性	229	1.96	5	1
創造性	1201	1.62	6	1	創造性	681	1.83	5	1
明確性・サポート要件	1210	1.26	5	1	明確性・サポート要件	291	1.41	4	1
従属クレーム	850	1.23	4	1	従属クレーム	164	1.48	4	1
全体	3071	1.37	6	1	全体	1007	1.66	5	1

PPH 出願が、「特許査定」を得るまでに通知された拒絶理由の回数は平均で 1.37 回であった。

また、当該通知回数を「最初の拒絶理由通知」で通知された拒絶理由ごとに集計した結果、「最初の拒絶理由通知」において「法 22 条 2 項：新規性」が通知された案件に対して発出された拒絶理由通知の回数が最も多く（1.73 回）、次いで「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」（1.62 回）そして「法 25 条：保護適格性」（1.50 回）となった。

通常出願が、「特許査定」を得るまでに通知された拒絶理由の回数は平均で 1.66 回であった。

また、当該通知回数を「最初の拒絶理由通知」で通知された拒絶理由ごとに集計した結果、「最初の拒絶理由通知」において「法 22 条 2 項：新規性」が通知された案件に対して発出された拒絶理由通知の回数が、最も多く（1.96 回）、次いで「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」（1.83 回）そして「法 25 条：保護適格性」（1.79 回）となった。

(2) IPC セクション別

表 B-4-1A：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【A セクション】

(PPH 出願)					(通常出願)				
拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	9	1.78	3	1	保護適格性	4	1.25	2	1
新規性	11	1.72	2	1	新規性	18	2.11	4	1
創造性	84	1.58	3	1	創造性	39	1.97	5	1
明確性・サポート要件	81	1.29	3	1	明確性・サポート要件	16	1.44	3	1
従属クレーム	72	1.24	3	1	従属クレーム	9	1.56	3	1
全体	222	1.36	3	1	全体	66	1.77	5	1

表 B-4-1B：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【B セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の 拒絶理由通知有 の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	8	1.25	3	1
新規性	50	1.74	4	1
創造性	312	1.65	4	1
明確性・サポート要件	253	1.20	4	1
従属クレーム	241	1.17	3	1
全体	808	1.36	4	1

拒絶理由	最初の 拒絶理由通知有 の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	0	-	-	-
新規性	41	1.90	4	1
創造性	129	1.72	4	1
明確性・サポート要件	48	1.38	3	1
従属クレーム	33	1.33	3	1
全体	192	1.57	4	1

表 B-4-1C：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【C セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の 拒絶理由通知有 の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	0	-	-	-
新規性	3	1.88	5	1
創造性	11	1.69	6	1
明確性・サポート要件	8	1.40	4	1
従属クレーム	13	1.33	3	1
全体	27	1.54	6	1

拒絶理由	最初の 拒絶理由通知有 の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	5	2.40	3	2
新規性	44	2.16	5	1
創造性	109	2.10	5	1
明確性・サポート要件	52	1.60	4	1
従属クレーム	26	1.65	3	1
全体	152	1.86	5	1

表 B-4-1D：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【D セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の 拒絶理由通知有 の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	0	-	-	-
新規性	3	2.00	3	1
創造性	11	1.27	3	1
明確性・サポート要件	8	1.38	3	1
従属クレーム	13	1.23	3	1
全体	27	1.19	3	1

拒絶理由	最初の 拒絶理由通知有 の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	0	-	-	-
新規性	1	2.00	2	2
創造性	10	1.90	3	1
明確性・サポート要件	4	1.50	2	1
従属クレーム	5	1.60	2	1
全体	13	1.69	3	1

表 B-4-1E：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【E セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の 拒絶理由通知有 の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	0	-	-	-
新規性	2	2.50	3	2
創造性	12	1.67	3	1
明確性・サポート要件	15	1.27	2	1
従属クレーム	20	1.25	2	1
全体	37	1.43	3	1

拒絶理由	最初の 拒絶理由通知有 の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	0	-	-	-
新規性	3	1.67	2	1
創造性	9	1.89	4	1
明確性・サポート要件	4	1.00	1	1
従属クレーム	1	1.00	1	1
全体	15	1.53	4	1

表 B-4-1F：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【F セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	0	-	-	-	保護適格性	0	-	-	-
新規性	17	1.17	2	1	新規性	16	2.10	3	2
創造性	101	1.37	4	1	創造性	77	1.66	3	1
明確性・サポート要件	113	1.23	4	1	明確性・サポート要件	36	1.42	3	1
従属クレーム	102	1.16	4	1	従属クレーム	20	1.50	4	1
全体	311	1.25	4	1	全体	118	1.53	4	1

表 B-4-1G：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【G セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	22	1.36	2	1	保護適格性	16	1.63	4	1
新規性	21	1.76	3	1	新規性	45	1.71	4	1
創造性	188	1.63	4	1	創造性	120	1.73	4	1
明確性・サポート要件	280	1.21	4	1	明確性・サポート要件	55	1.38	4	1
従属クレーム	137	1.20	3	1	従属クレーム	29	1.24	3	1
全体	620	1.33	4	1	全体	190	1.56	4	1

表 B-4-1H：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【H セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	5	2.00	3	1	保護適格性	8	2.00	4	1
新規性	61	1.70	4	1	新規性	61	1.98	5	1
創造性	255	1.64	5	1	創造性	188	1.86	4	1
明確性・サポート要件	320	1.28	5	1	明確性・サポート要件	76	1.33	4	1
従属クレーム	163	1.32	4	1	従属クレーム	41	1.63	4	1
全体	650	1.40	5	1	全体	261	1.71	5	1

*上記表の「全体」の行に記載されている「最初の拒絶理由通知有の特許査定件数」は、1つの「最初の拒絶理由通知」に複数の拒絶理由が含まれる案件があるため、全体の件数と根拠条文別の件数の合計とは重複があるため同じにならない。

(PPH 出願)

PPH 出願について IPC セクション別に見た場合、特徴のある IPC セクションとしては、H セクションが挙げられる。

H セクションでは、母数が少ないものの、「最初の拒絶理由通知」に「法 25 条：保護適格性」に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数は平均 2 回と多い。

(通常出願)

通常出願について IPC セクション別に見た場合、特徴のある IPC セクションとしては、C、D、F 及び H セクションが挙げられる。

C セクションでは、「最初の拒絶理由通知」に「法 25 条：保護適格性」、「法 22 条 2 項：新規性」及び「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数が多く、それぞれ平均 2.40 回、2.16 回及び 2.10 回である。

D 及び F セクションでは、「最初の拒絶理由通知」に「法 22 条 2 項：新規性」に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数も多く、それぞれ平均 2 回及び 2.10 回である。

H セクションでは、「最初の拒絶理由通知」に「法 25 条：保護適格性」に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数が多い（平均 2 回）。

(3) 小括

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」があり、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数について比べると、PPH 出願に対する発出回数の平均値（1.37 回）の方が通常出願に対する発出回数の平均値（1.66 回）よりも少なくなっており、PPH 申請によるオフィスアクションの軽減効果が認められる。

また、「最初の拒絶理由通知」において通知された拒絶理由別に、その後の拒絶理由通知の発出回数を集計して分析したところ、PPH 出願及び通常出願ともに「最初の拒絶理由通知」において「法 22 条 2 項：新規性」が通知された案件に対する平均発出回数が最も多くなっていた。それ以外に発出回数が多い拒絶理由としては、PPH 出願及び通常出願ともに「法 22 条 3 項：創造性（進歩性）」、「法 25 条：保護適格性」が挙げられる。

第4 中国の調査結果のまとめ

1 PPHの効果

PPH出願と通常出願の特許査定率について、両者のデータがある程度揃っている2016年から2018年に絞って比較すると、3年間合計の特許査定率(推定)は、PPH出願(76.7%)の方が通常出願(69.1%)よりも約8%高くなっており、PPH申請の有効性を認めることができる。

拒絶理由を通知されずに特許査定となる即特許の割合(即特許率:即特許件数/最初の審査結果発出件数)も、PPH出願の即特許率(6.8%)が通常出願の即特許率(2.0%)の約3.5倍となっており、PPH申請の有効性を認めることができる。

2 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH出願の場合は、通常出願と比較してクレームに関する「法26条4項:明確性・サポート要件」及び「細則22条:従属クレーム関連」の通知率が高くなっている。

「法26条4項:明確性・サポート要件」については、PPH申請の要件であるクレーム対応要件を満たすように補正をした結果、クレームの内容が不明確になっていることが考えられる。また、補正を経て特許が成立したクレームは、補正によりクレームが長文化する傾向があり、補正前のクレームと比べて翻訳時に記載不備が発生しやすいと推測される。

また、「細則22条:従属クレーム関連」については、日本で特許可能と判断されたクレームが中国で認められていないマルチマルチクレーム¹¹であり、中国出願でも同じマルチマルチクレームのままになっていることが理由の一つとして推測される。

一方、PPH出願の方が通常出願に比べて、「法22条3項:創造性(進歩性)」及び「法22条2項:新規性」の通知率がどちらも低くなっており、PPH出願の審査において第一庁であるJPOにおける審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

3 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH出願と通常出願に対する「拒絶査定直前の審査結果」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法22条3項:創造性(進歩性)」の通知率が一番高い。特に、通常出願は、全体の80%を超える案件で通知されている。なお、通知率自体は、両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率より10%前後上昇している。

¹¹ 複数クレームを引用する多項従属クレームが、他の複数クレームを引用する多項従属クレームを引用すること (<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/1737/>) 【最終アクセス日:2020年1月31日】

PPH 出願については、「拒絶査定直前の審査結果」においても「法 26 条 4 項：明確性・サポート要件」及び「細則 22 条：従属クレーム関連」の通知率が高い水準にあり、PPH 申請におけるクレーム対応要件への対応が課題となっていることが推測される。

4 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」があり、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数について比べると、PPH 出願に対する発出回数の平均値の方が通常出願に対する発出回数の平均値よりも少なくなっており、PPH 申請によるオフィスアクションの軽減効果が認められる。

C. 韓国

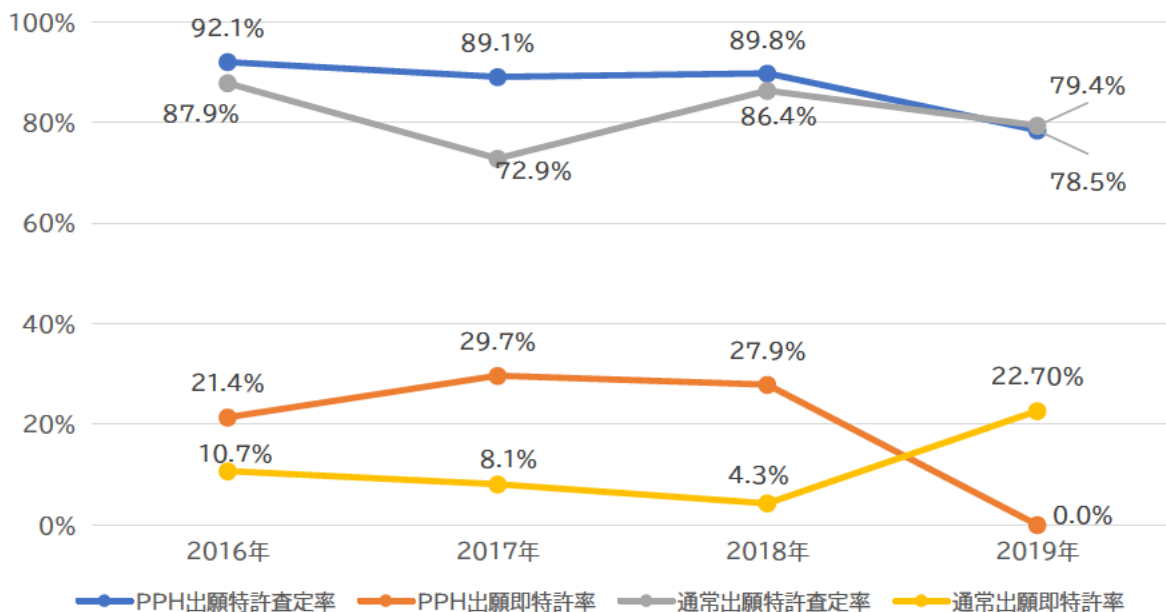
概要

1 PPHの効果

PPH 出願及び通常出願全体の特許査定率について、両者のデータが一定数存在する2016年から2019年間の平均値について比較すると、PPH 出願及び通常出願ともに80%以上と高い水準となっているが、PPH 出願の特許査定率（89.4%）の方が通常出願の特許査定率（81.9%）よりも約7%高くなっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

また、拒絶理由を通知されずに特許査定となる即特許の割合（即特許率：即特許件数／最初の審査結果発出件数）について比較すると、PPH 出願の即特許率（26.6%）が通常出願の即特許率（9.4%）の3倍弱となっており、この点からも PPH 申請の有効性を認めることができる。

図 C-1：調査対象出願の特許査定率及び即特許率の比較
(特許査定発出年 2016 年から 2019 年、2019 年は調査時点での暫定値)



発出年	2016年	2017年	2018年	2019年	左記期間合計
PPH出願特許査定件数	501	1058	908	113	2580
PPH出願即特許件数	197	338	233	0	768
PPH出願特許査定率	92.1%	89.1%	89.8%	78.5%	89.4%
PPH出願即特許率	21.4%	29.7%	27.9%	0.0%	26.6%
通常出願特許査定件数	240	161	190	193	784
通常出願即特許件数	25	18	11	20	74
通常出願特許査定率	87.9%	72.9%	86.4%	79.4%	81.9%
通常出願即特許率	10.7%	8.1%	4.3%	22.70%	9.4%

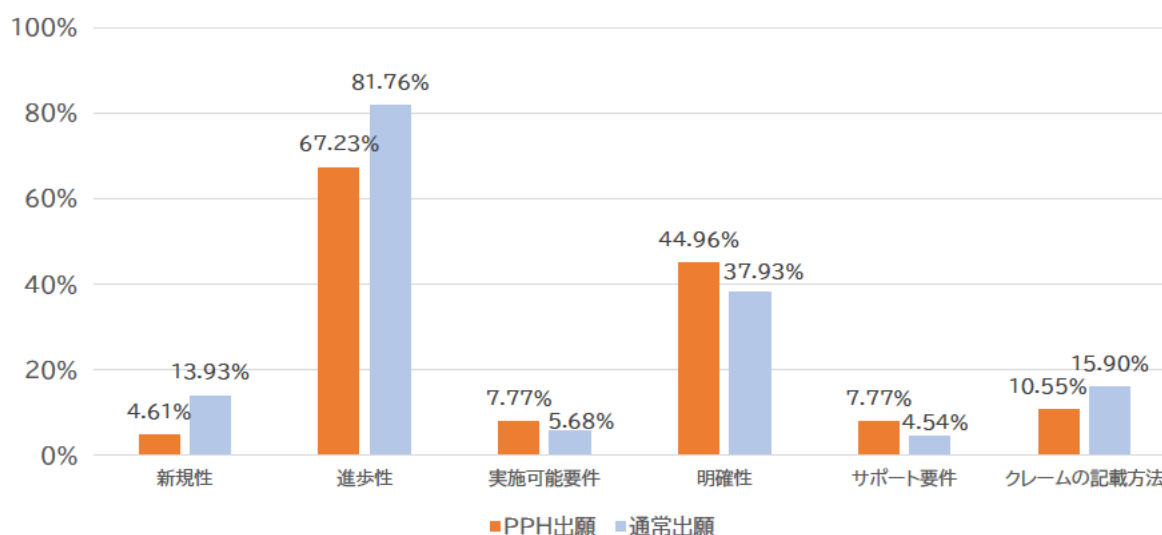
PPH 出願と通常出願の特許査定率の経年変化について、両者のデータが一定数存在する 2016 年から 2019 年の間についてみると、両出願ともに 2016 年以降は下落傾向を示している。

2 拒絶理由分析

(1) 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願の特徴として、「法 29 条 2：進歩性」及び「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」の通知率が通常出願より低いことから、PPH 申請の有効性を認めることができる。また、「法 42 条 8：クレームの記載方法」、「法 42 条 3 (1)：実施可能要件」及び「法 42 条 4 (1)：サポート要件」の拒絶理由が「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」に比べて高くなっている点が挙げられる。

図 C-2-1：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 法 29 条 2： 進歩性	67.23%
2. 法 42 条 4 (2)： 明確性	44.96%
3. 法 42 条 8： クレームの記載方法 ¹	10.55%
4. 法 42 条 3 (1)： 実施可能要件	7.77%
法 42 条 4 (1)： サポート要件	7.77%

通常出願	
1. 法 29 条 2： 進歩性	81.76%
2. 法 42 条 4 (2)： 明確性	37.93%
3. 法 42 条 8： クレームの記載方法	15.90%
4. 法 29 条 1 (1) 及び(2)： 新規性	13.93%
5. 法 42 条 3 (1)： 実施可能要件	5.68%

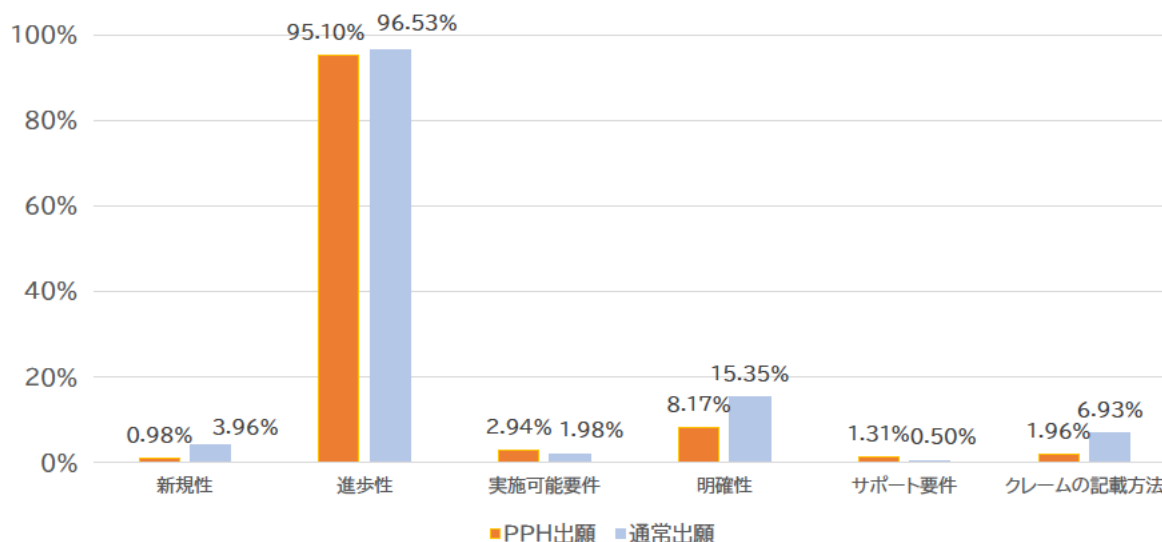
¹ 韓国特許法 42 条 8 は、クレームの記載方法に関する必要な事項について大統領令で定める旨の条文であるが、その具体的な内容は、韓国特許法施行令 5 条に規定されている。特に日本からの出願に対して通知される当該条文を根拠とした拒絶理由は、同条 6 項のマルチマルチクレームに関する規定に基づく拒絶理由が多いと推測される。(韓国では、マルチマルチクレームは認められていない。)

通常出願の場合は、「法 29 条 1 (1) 及び (2) : 新規性」に関する拒絶理由の通知率が「法 42 条 3 (1) : 実施可能要件」及び「法 42 条 4 (1) : サポート要件」よりも高くなっている。

(2) 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願と通常出願に対する「拒絶査定」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 29 条 2 : 進歩性」に関する拒絶理由の通知率が両出願ともに 95%以上となっており非常に高く、両出願に差異は認められない。なお、通知率自体は、両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅（PPH 出願：約 28%/通常出願：約 15%）に上昇している。

図 C-2-2 : 「最終的な審査結果」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 法 29 条 2 : 進歩性	95.10% (67.23%)
2. 法 42 条 4 (2) : 明確性	8.17% (44.96%)
3. 法 42 条 3 (1) : 実施可能要件	2.94% (7.77%)
4. 法 42 条 8 : クレームの記載方法	1.96% (10.55%)
5. 法 42 条 4 (1) : サポート要件	1.31% (7.77%)

通常出願	
1. 法 29 条 2 : 進歩性	96.53% (81.76%)
2. 法 42 条 4 (2) : 明確性	15.35% (37.93%)
3. 法 42 条 8 : クレームの記載方法	6.93% (15.90%)
4. 法 29 条 1 (1) 及び(2) : 新規性	3.96% (13.93%)
5. 法 42 条 3 (1) : 実施可能要件	1.98% (5.68%)

※ () 内は、「最初の拒絶理由通知」における通知率

「法 29 条 2 : 進歩性」の次に通知率の高いのは、PPH 出願及び通常出願ともに「法 42 条 4 (2) : 明確性」に関する拒絶理由の通知率が高くなっている。なお、通知率自体は、

両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅（PPH 出願：約 37%／通常出願：約 23%）に下落している。

また、両出願ともに、上記以外の拒絶理由についての通知率は「最初の拒絶理由通知」における通知率から下落している。

（3）最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」が発出され、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数、さらに「最初の拒絶理由通知」において通知された拒絶理由別に、その後の拒絶理由通知の発出回数を集計して分析したところ、全セクションの平均回数（PPH 出願：1.23 回／通常出願：1.26 回）について、大きな差異は認められなかった。

第1 調査対象

1 調査対象出願

PPH 出願：2,892 件

日本国特許庁（JPO）を第一庁とし、韓国特許庁（KIPO）を第二庁とする 2016 年から 2018 年に PPH 申請された出願（2,895 件）のうち、調査時点（2019 年 10 月 15 日）において KIPO から何らかのオフィスアクションが発出されていた出願を対象とした。

通常出願：1,503 件（300 件／年）

2011 年から 2015 年において KIPO に出願された案件のうち、日本出願を優先権主張の基礎として優先権主張が行われた案件から抽出した出願であって、2019 年 9 月 30 日時点までに KIPO において最終処分済みとなっていた出願からランダムに抽出された案件を対象とした。

本報告書全体を通して、2019 年のデータについては調査時点での暫定値である。

調査対象となった出願の IPC セクション別の分布を表 C-1-1 に示す。

表 C-1-1：調査対象出願の IPC セクション別件数・割合
(PPH 出願)

PPH申請年/ セクション		A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)
2016年	件数	105	182	296	7	14	43	180	319	1146
	割合	9.16%	15.88%	25.83%	0.61%	1.22%	3.75%	15.71%	27.84%	
2017年	件数	133	220	283	21	11	63	192	278	1201
	割合	11.07%	18.32%	23.56%	1.75%	0.92%	5.25%	15.99%	23.15%	
2018年	件数	57	124	119	3	3	26	87	126	545
	割合	10.46%	22.75%	21.83%	0.55%	0.55%	4.77%	15.96%	23.12%	
合計	件数	295	526	698	31	28	132	459	723	2892
	割合	10.20%	18.19%	24.14%	1.07%	0.97%	4.56%	15.87%	25.00%	

(通常出願)

出願年/ セクション		A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)
2011年	件数	12	50	68	2	1	16	53	101	303
	割合	3.96%	16.50%	22.44%	0.66%	0.33%	5.28%	17.49%	33.33%	
2012年	件数	11	50	66	2	0	27	62	82	300
	割合	3.67%	16.67%	22.00%	0.67%	0.00%	9.00%	20.67%	27.33%	
2013年	件数	18	56	68	1	2	22	46	87	300
	割合	6.00%	18.67%	22.67%	0.33%	0.67%	7.33%	15.33%	29.00%	
2014年	件数	16	57	60	5	2	21	49	90	300
	割合	5.33%	19.00%	20.00%	1.67%	0.67%	7.00%	16.33%	30.00%	
2015年	件数	18	50	47	4	2	26	35	118	300
	割合	6.00%	16.67%	15.67%	1.33%	0.67%	8.67%	11.67%	39.33%	
合計	件数	75	263	309	14	7	112	245	478	1503
	割合	4.99%	17.50%	20.56%	0.93%	0.47%	7.45%	16.30%	31.80%	

なお、調査対象とした出願のうち、通常出願については無作為に抽出したため、D 及び E セクションの対象案件数が非常に少なくなっている点にご留意いただきたい。

2 分析対象とした韓国特許庁 (KIPO) が発出したオフィスアクション

今回の調査においては、ワンポータルドシエに収録されている KIPO から発出された下記のオフィスアクションを分析対象とした。

【分析対象のオフィスアクション】

- Written Decision on Registration
- Request for the Submission of an Opinion
- Notice of Final Rejection

今回の調査では、分析対象のオフィスアクションを下記のように分類、整理した。

- 「特許査定」：「Written Decision on Registration」
- 「即特許」：最初の審査結果において「Written Decision on Registration」が発出された場合
- 「最初の拒絶理由通知」：最も日付の古い「Request for the Submission of an Opinion」
- 「拒絶査定」：「Notice of Final Rejection」
- 「2回目以降の拒絶理由通知」：「最初の拒絶理由通知」以降に発出された「Request for the Submission of an Opinion」

第2 調査対象出願に発出された審査結果の分析

調査対象とした PPH 出願及び通常出願に対する KIPO からのオフィスアクションの発出状況、「最初の拒絶理由通知」が発出された件数、最終的な審査結果としての「特許査定」、「拒絶査定」が発出された件数やその割合を以下に示す。

また、参考までに、審査結果が発出されている出願のうち、「即特許」の割合（「即特許率」）についても併せて記載している。

なお、先に述べたとおり、本章における下記の数値については、あくまでも本調査実施の際に入手したデータを元に計算されていることに、十分ご留意いただきたい。

PPH 出願及び通常出願に対して発出された「最初の拒絶理由通知」の発出年別／IPC セクション別の分布を表 C-2-1 に示す。

表 C-2-1：「最初の拒絶理由通知」が発出された調査対象出願の件数・割合
(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年/セクション	A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)	
2016年	件数	61	107	195	3	6	22	113	215	722
	割合	8.45%	14.82%	27.01%	0.42%	0.83%	3.05%	15.65%	29.78%	
2017年	件数	82	133	217	6	8	35	117	201	799
	割合	10.26%	16.65%	27.16%	0.75%	1.00%	4.38%	14.64%	25.16%	
2018年	件数	67	109	151	6	5	21	102	141	602
	割合	11.13%	18.11%	25.08%	1.00%	0.83%	3.49%	16.94%	23.42%	
2019年	件数	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	割合	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
合計	件数	210	350	563	15	19	78	332	557	2124
	割合	9.89%	16.48%	26.51%	0.71%	0.89%	3.67%	15.63%	26.22%	

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年/セクション	A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)	
2011年	件数	0	1	1	0	0	0	2	1	5
	割合	0.00%	20.00%	20.00%	0.00%	0.00%	0.00%	40.00%	20.00%	
2012年	件数	1	8	0	0	0	3	9	21	42
	割合	2.38%	19.05%	0.00%	0.00%	0.00%	7.14%	21.43%	50.00%	
2013年	件数	7	19	15	1	0	11	26	49	128
	割合	5.47%	14.84%	11.72%	0.78%	0.00%	8.59%	20.31%	38.28%	
2014年	件数	6	28	37	1	2	21	41	52	188
	割合	3.19%	14.89%	19.68%	0.53%	1.06%	11.17%	21.81%	27.66%	
2015年	件数	10	40	50	3	0	15	42	72	232
	割合	4.31%	17.24%	21.55%	1.29%	0.00%	6.47%	18.10%	31.03%	
2016年	件数	12	39	34	3	3	8	21	89	209
	割合	5.74%	18.66%	16.27%	1.44%	1.44%	3.83%	10.05%	42.58%	
2017年	件数	11	34	58	2	1	12	23	64	205
	割合	5.37%	16.59%	28.29%	0.98%	0.49%	5.85%	11.22%	31.22%	
2018年	件数	13	39	59	3	0	17	49	64	244
	割合	5.33%	15.98%	24.18%	1.23%	0.00%	6.97%	20.08%	26.23%	
2019年	件数	6	10	16	0	0	5	10	21	68
	割合	8.82%	14.71%	23.53%	0.00%	0.00%	7.35%	14.71%	30.88%	
合計	件数	66	218	270	13	6	92	223	433	1321
	割合	5.00%	16.50%	20.44%	0.98%	0.45%	6.96%	16.88%	32.78%	

さらに、最終的な審査結果として発出された「特許査定」又は「拒絶査定」の発出年別／IPC セクション別の分布、及び、その内訳を表 C-2-2 に示す。

(1) 全セクション

表 C-2-2：調査対象出願の審査結果【全セクション】

(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

最終的な 審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	919	501	197	43	544	92.1%	21.4%	7.9%
2017年	1137	1058	338	129	1187	89.1%	29.7%	10.9%
2018年	835	908	233	103	1011	89.8%	27.9%	10.2%
2019年	1	113	0	31	144	78.5%	0.0%	21.5%
合計	2892	2580	768	306	2886	89.4%	26.6%	10.6%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	6	2	1	0	2	100.0%	16.7%	0.0%
2012年	52	22	10	2	24	91.7%	19.2%	8.3%
2013年	156	90	28	2	92	97.8%	17.9%	2.2%
2014年	218	189	30	8	197	95.9%	13.8%	4.1%
2015年	271	212	39	17	229	92.6%	14.4%	7.4%
2016年	234	240	25	33	273	87.9%	10.7%	12.1%
2017年	223	161	18	60	221	72.9%	8.1%	27.1%
2018年	255	190	11	30	220	86.4%	4.3%	13.6%
2019年	88	193	20	50	243	79.4%	22.7%	20.6%
合計	1503	1299	182	202	1501	86.5%	12.1%	13.5%

PPH 出願及び通常出願全体の特許査定率については、PPH 出願及び通常出願ともに 80%以上と高い水準となっているが、両者を比較すると PPH 出願の特許査定率 (89.4%) の方が通常出願の特許査定率 (86.5%) よりも約 3%高くなっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

また、即特許率について比較すると、PPH 出願の即特許率 (26.6%) が通常出願の即特許率 (12.1%) の約 2 倍となっており、この点からも PPH 申請の有効性を認めることができる。

(2) IPC セクション別

表 C-2-2A : 調査対象出願の最終的な審査結果【A セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最終的な 審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	79	42	18	4	46	91.3%	22.8%	8.7%
2017年	123	112	41	12	124	90.3%	33.3%	9.7%
2018年	93	102	26	8	110	92.7%	28.0%	7.3%
2019年	0	6	0	9	15	40.0%	-	60.0%
合計	295	262	85	33	295	88.8%	28.8%	11.2%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	0	0	0	0	0	-	-	-
2012年	1	0	0	0	0	-	0.0%	-
2013年	9	4	2	0	4	100.0%	22.2%	0.0%
2014年	9	10	3	0	10	100.0%	33.3%	0.0%
2015年	11	10	1	1	11	90.9%	9.1%	9.1%
2016年	15	17	3	0	17	100.0%	20.0%	0.0%
2017年	11	4	0	5	9	44.4%	0.0%	55.6%
2018年	13	11	0	3	14	78.6%	0.0%	21.4%
2019年	6	6	0	4	10	60.0%	0.0%	40.0%
合計	75	62	9	13	75	82.7%	12.0%	17.3%

表 C-2-2B : 調査対象出願の最終的な審査結果【B セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最終的な 審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	141	77	34	7	84	91.7%	24.1%	8.3%
2017年	208	180	75	20	200	90.0%	36.1%	10.0%
2018年	176	189	67	24	213	88.7%	38.1%	11.3%
2019年	1	23	0	5	28	82.1%	0.0%	17.9%
合計	526	469	176	56	525	89.3%	33.5%	10.7%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	2	1	1	0	1	100.0%	50.0%	0.0%
2012年	10	3	2	0	3	100.0%	20.0%	0.0%
2013年	23	18	4	0	18	100.0%	17.4%	0.0%
2014年	36	29	8	0	29	100.0%	22.2%	0.0%
2015年	52	40	12	2	42	95.2%	23.1%	4.8%
2016年	45	45	6	4	49	91.8%	13.3%	8.2%
2017年	38	28	4	11	39	71.8%	10.5%	28.2%
2018年	40	36	1	5	41	87.8%	2.5%	12.2%
2019年	17	33	7	8	41	80.5%	41.2%	19.5%
合計	263	233	45	30	263	88.6%	17.1%	11.4%

表 C-2-2C : 調査対象出願の最終的な審査結果【C セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最終的な 審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	242	116	47	18	134	86.6%	19.4%	13.4%
2017年	268	246	51	37	283	86.9%	19.0%	13.1%
2018年	188	224	37	26	250	89.6%	19.7%	10.4%
2019年	0	28	0	2	30	93.3%	-	6.7%
合計	698	614	135	83	697	88.1%	19.3%	11.9%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	1	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
2012年	4	4	4	0	4	100.0%	100.0%	0.0%
2013年	22	14	7	0	14	100.0%	31.8%	0.0%
2014年	40	27	3	0	27	100.0%	7.5%	0.0%
2015年	57	32	7	3	35	91.4%	12.3%	8.6%
2016年	41	59	7	2	61	96.7%	17.1%	3.3%
2017年	62	40	4	17	57	70.2%	6.5%	29.8%
2018年	61	40	2	6	46	87.0%	3.3%	13.0%
2019年	21	54	5	10	64	84.4%	23.8%	15.6%
合計	309	271	39	38	309	87.7%	12.6%	12.3%

表 C-2-2D : 調査対象出願の最終的な審査結果【D セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最終的な 審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	6	5	3	0	5	100.0%	50.0%	0.0%
2017年	16	13	10	0	13	100.0%	62.5%	0.0%
2018年	9	11	3	1	12	91.7%	33.3%	8.3%
2019年	0	1	0	0	1	100.0%	-	0.0%
合計	31	30	16	1	31	96.8%	51.6%	3.2%

(通常出願)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	0	0	0	0	0	-	-	-
2012年	0	0	0	0	0	-	-	-
2013年	2	1	1	0	1	100.0%	50.0%	0.0%
2014年	1	2	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%
2015年	3	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
2016年	3	3	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%
2017年	2	2	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%
2018年	3	4	0	0	4	100.0%	0.0%	0.0%
2019年	0	1	0	0	1	100.0%	-	0.0%
合計	14	14	1	0	14	100.0%	7.1%	0.0%

表 C-2-2E : 調査対象出願の最終的な審査結果【E セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最終的な 審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	10	8	4	0	8	100.0%	40.0%	0.0%
2017年	10	11	2	1	12	91.7%	20.0%	8.3%
2018年	8	5	3	1	6	83.3%	37.5%	16.7%
2019年	0	1	0	1	2	50.0%	-	50.0%
合計	28	25	9	3	28	89.3%	32.1%	10.7%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	0	0	0	0	0	-	-	-
2012年	0	0	0	0	0	-	-	-
2013年	0	0	0	0	0	-	-	-
2014年	2	0	0	0	0	-	0.0%	-
2015年	1	2	1	0	2	100.0%	100.0%	0.0%
2016年	3	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
2017年	1	3	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%
2018年	0	1	0	0	1	100.0%	-	0.0%
2019年	0	0	0	0	0	-	-	-
合計	7	7	1	0	7	100.0%	14.3%	0.0%

表 C-2-2F : 調査対象出願の最終的な審査結果【F セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最終的な 審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	37	26	15	0	26	100.0%	40.5%	0.0%
2017年	55	38	20	5	43	88.4%	36.4%	11.6%
2018年	40	48	19	8	56	85.7%	47.5%	14.3%
2019年	0	6	0	1	7	85.7%	-	14.3%
合計	132	118	54	14	132	89.4%	40.9%	10.6%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	0	0	0	0	0	-	-	-
2012年	4	2	1	0	2	100.0%	25.0%	0.0%
2013年	16	9	5	2	11	81.8%	31.3%	18.2%
2014年	24	17	3	0	17	100.0%	12.5%	0.0%
2015年	22	28	7	3	31	90.3%	31.8%	9.7%
2016年	10	9	2	1	10	90.0%	20.0%	10.0%
2017年	13	9	1	3	12	75.0%	7.7%	25.0%
2018年	18	15	1	2	17	88.2%	5.6%	11.8%
2019年	5	9	0	3	12	75.0%	0.0%	25.0%
合計	112	98	20	14	112	87.5%	17.9%	12.5%

表 C-2-2G : 調査対象出願の最終的な審査結果【G セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最終的な 審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	142	74	29	4	78	94.9%	20.4%	5.1%
2017年	185	186	68	24	210	88.6%	36.8%	11.4%
2018年	132	112	30	16	128	87.5%	22.7%	12.5%
2019年	0	29	0	10	39	74.4%	-	25.6%
合計	459	401	127	54	455	88.1%	27.7%	11.9%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	2	0	0	0	0	-	0.0%	-
2012年	10	4	1	0	4	100.0%	10.0%	0.0%
2013年	29	16	3	0	16	100.0%	10.3%	0.0%
2014年	47	39	6	2	41	95.1%	12.8%	4.9%
2015年	45	38	3	4	42	90.5%	6.7%	9.5%
2016年	23	31	2	6	37	83.8%	8.7%	16.2%
2017年	24	20	1	7	27	74.1%	4.2%	25.9%
2018年	53	31	4	2	33	93.9%	7.5%	6.1%
2019年	12	37	2	8	45	82.2%	16.7%	17.8%
合計	245	216	22	29	245	88.2%	9.0%	11.8%

表 C-2-2H : 調査対象出願の最終的な審査結果【H セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

最終的な 審査結果 発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	262	153	47	10	163	93.9%	17.9%	6.1%
2017年	272	272	71	30	302	90.1%	26.1%	9.9%
2018年	189	217	48	19	236	91.9%	25.4%	8.1%
2019年	0	19	0	3	22	86.4%	-	13.6%
合計	723	661	166	62	723	91.4%	23.0%	8.6%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	1	0	0	0	0	-	0.0%	-
2012年	23	9	2	2	11	81.8%	8.7%	18.2%
2013年	55	28	6	0	28	100.0%	10.9%	0.0%
2014年	59	65	7	6	71	91.5%	11.9%	8.5%
2015年	81	61	9	4	65	93.8%	11.1%	6.2%
2016年	94	75	5	20	95	78.9%	5.3%	21.1%
2017年	71	55	7	17	72	76.4%	9.9%	23.6%
2018年	67	52	3	12	64	81.3%	4.5%	18.8%
2019年	27	53	6	17	70	75.7%	22.2%	24.3%
合計	478	398	45	78	476	83.6%	9.4%	16.4%

PPH 出願及び通常出願の IPC セクション別の特許査定率について比較すると、A 及び H セクションにおいては、通常出願の特許査定率 (A : 82.7%/H : 83.6%) に比べて PPH 出願の特許査定率 (A : 88.8%/H : 91.4%) が高くなっており、当該セクションにおける PPH 申請の有効性を認めることができる。

また、IPC セクション別の特許査定率及び即特許率を全セクションの平均の特許査定率及び即特許率と比較した場合、平均より高い数値のセクションは、PPH 出願の場合は D 及び H セクション、特に D セクションの即特許率は 50% を超えており、案件数は少ないものの、同セクションにおける PPH 申請の有効性を認めることができる。一方、通常出

願の場合は、B セクションとなっている。(D 及び E セクションについては、対象案件数が少ないため、特許査定率が 100%となっている。)

表 C-2-3：調査対象出願のセクション別特許査定率の比較

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

セクション	全体	A	B	C	D	E	F	G	H
特許査定率	89.4%	88.8%	89.3%	88.1%	96.8%	89.3%	89.4%	88.1%	91.4%
即特許率	26.6%	28.8%	33.5%	19.3%	51.6%	32.1%	40.9%	27.7%	23.0%

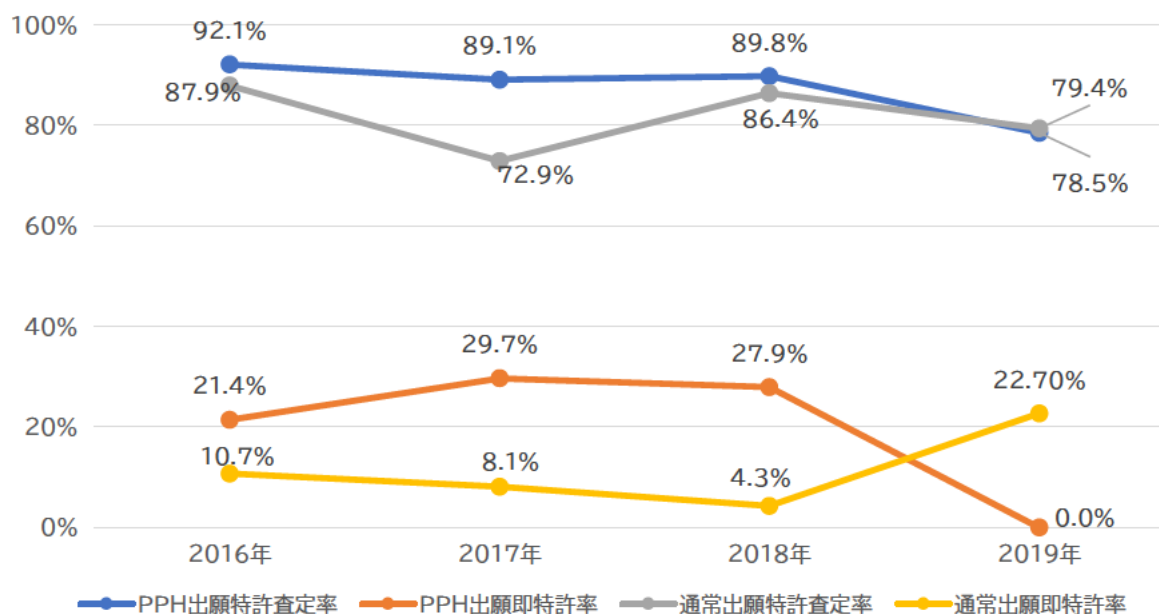
(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

セクション	全体	A	B	C	D	E	F	G	H
特許査定率	86.5%	82.7%	88.6%	87.7%	100.0%	100.0%	87.5%	88.2%	83.6%
即特許率	12.1%	12.0%	17.1%	12.6%	7.1%	14.3%	17.9%	9.0%	9.4%

(3) 小括

図 C-2-4：調査対象出願の特許査定率及び即特許率の比較

(特許査定発出年 2016 年から 2019 年、2019 年は調査時点での暫定値)



発出年	2016年	2017年	2018年	2019年	左記期間合計
PPH出願特許査定件数	501	1058	908	113	2580
PPH出願即特許件数	197	338	233	0	768
PPH出願特許査定率	92.1%	89.1%	89.8%	78.5%	89.4%
PPH出願即特許率	21.4%	29.7%	27.9%	0.0%	26.6%
通常出願特許査定件数	240	161	190	193	784
通常出願即特許件数	25	18	11	20	74
通常出願特許査定率	87.9%	72.9%	86.4%	79.4%	81.9%
通常出願即特許率	10.7%	8.1%	4.3%	22.70%	9.4%

PPH 出願及び通常出願全体の特許査定率について、両者のデータが一定数存在する 2016 年から 2019 年の間の平均値について比較すると、PPH 出願及び通常出願ともに 80%以上と高い水準となっているが、PPH 出願の特許査定率 (89.4%) の方が通常出願の

特許査定率（81.9%）よりも約7%高くなっており、PPH申請の有効性を認めることができる。

また、即特許率について比較すると、PPH出願の即特許率（26.6%）が通常出願の即特許率（9.3%）の3倍弱となっており、この点からもPPH申請の有効性を認めることができる。

第3 調査対象出願に発出された拒絶理由の分析

1 拒絶理由の根拠条文別の分類

以下の分析では、KIPO が対象出願に対して発出した「Request for the Submission of an Opinion」及び「Notice of Final Rejection」に含まれている主要な拒絶理由を分析して、韓国特許法（以下、「法」ともいう。）の根拠条文別に下記のように分類、整理した。

また、今回分析した拒絶理由通知及び拒絶査定には、「韓国特許法 2 条（1）：発明該当性」に基づく拒絶理由が含まれていなかったため、以下の図及び表からは省略している。

- ・韓国特許法 2 条（1）： 発明該当性
- ・韓国特許法 29 条 1（1）及び（2）： 新規性
- ・韓国特許法 29 条 2： 進歩性
- ・韓国特許法 42 条 3（1）²： 実施可能要件
- ・韓国特許法 42 条 4（2）： 明確性
- ・韓国特許法 42 条 4（1）： サポート要件
- ・韓国特許法 42 条 8： クレームの記載方法³
- ・韓国特許法 45 条： 単一性
- ・その他（上記以外の根拠条文）

2 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

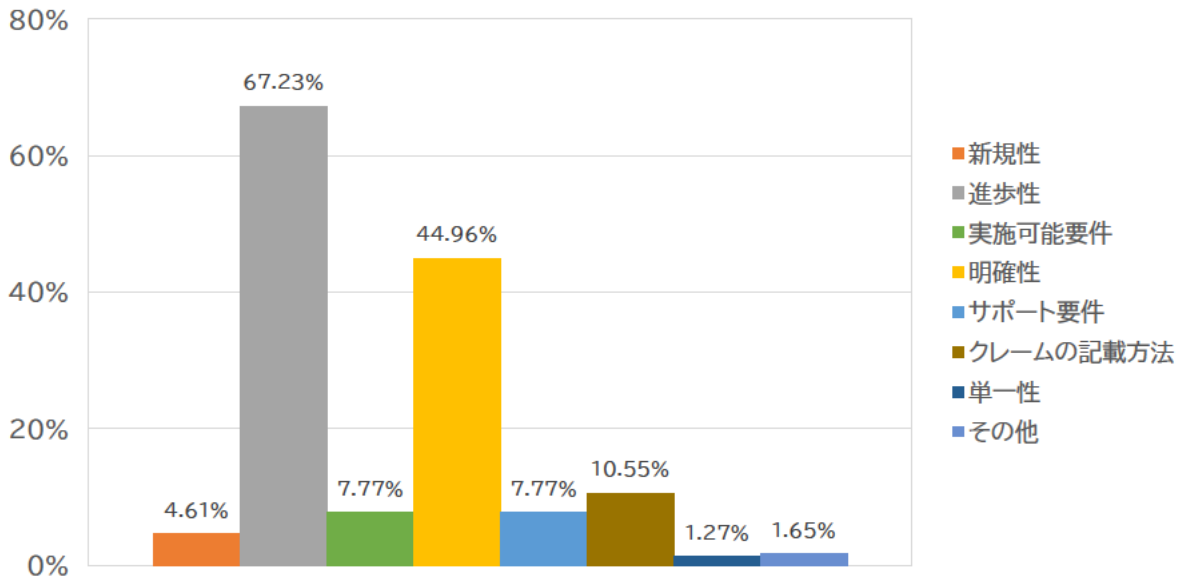
調査対象出願に発出された「最初の拒絶理由通知」において如何なる拒絶理由が通知されているのか割合を集計した。調査対象出願に対して発出された「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由を根拠条文別、発出年別及び IPC セクション別に分類、整理した結果を図 C-3-2-1 に示す。

² 2014 年 6 月 11 日施行の特許法以前の旧特許法 42 条 3 を含む。

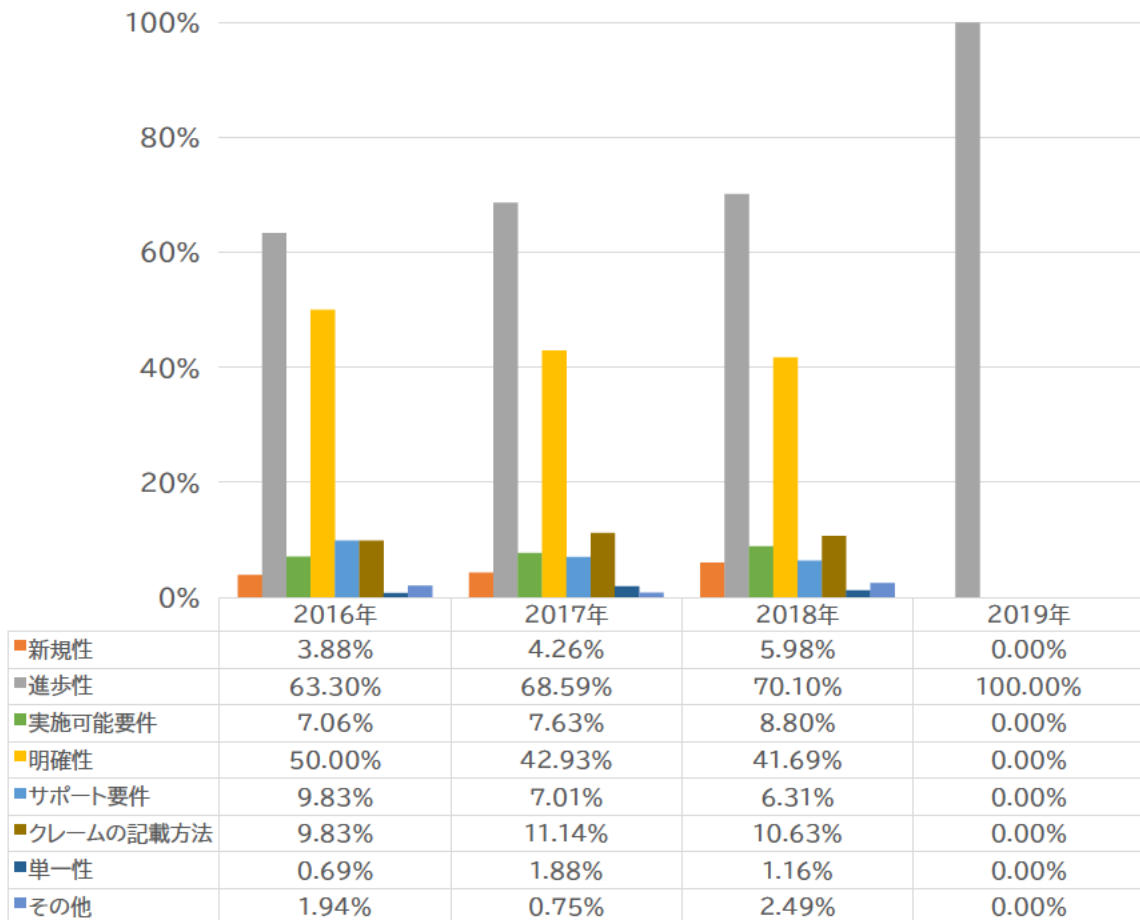
³ 韓国特許法 42 条 8 は、クレームの記載方法に関する必要な事項について大統領令で定める旨の条文であるが、その具体的な内容は、韓国特許法施行令 5 条に規定されている。特に日本からの出願に対して通知される当該条文を根拠とした拒絶理由は、同条 6 項のマルチマルチクレームに関する規定に基づく拒絶理由が多いと推測される。（韓国では、マルチマルチクレームは認められていない。）

(1) 全セクション

図 C-3-2-1：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【全セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

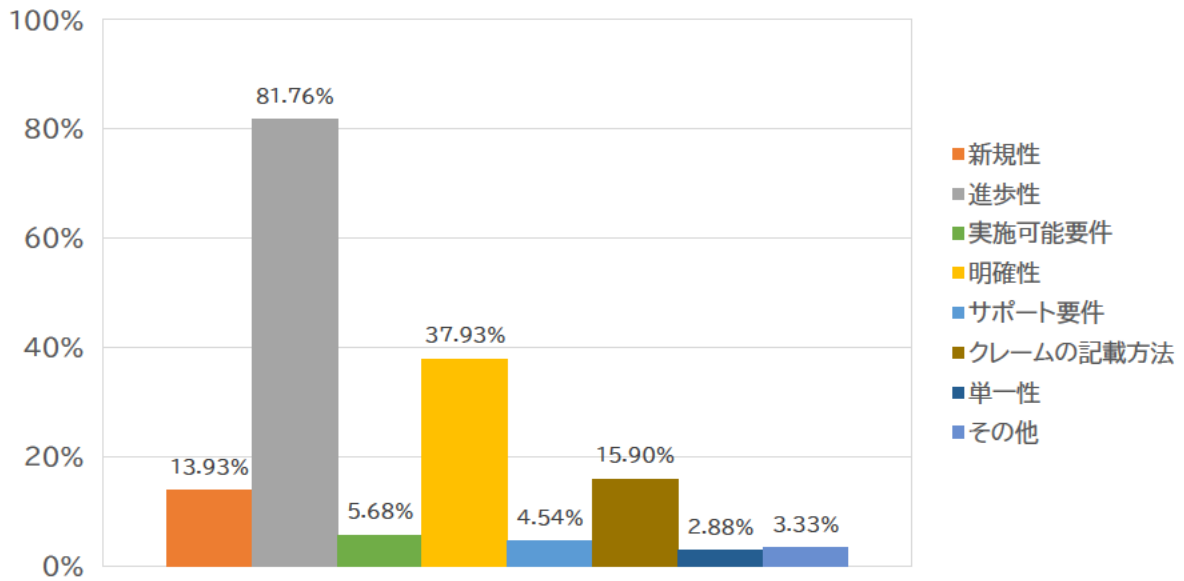


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

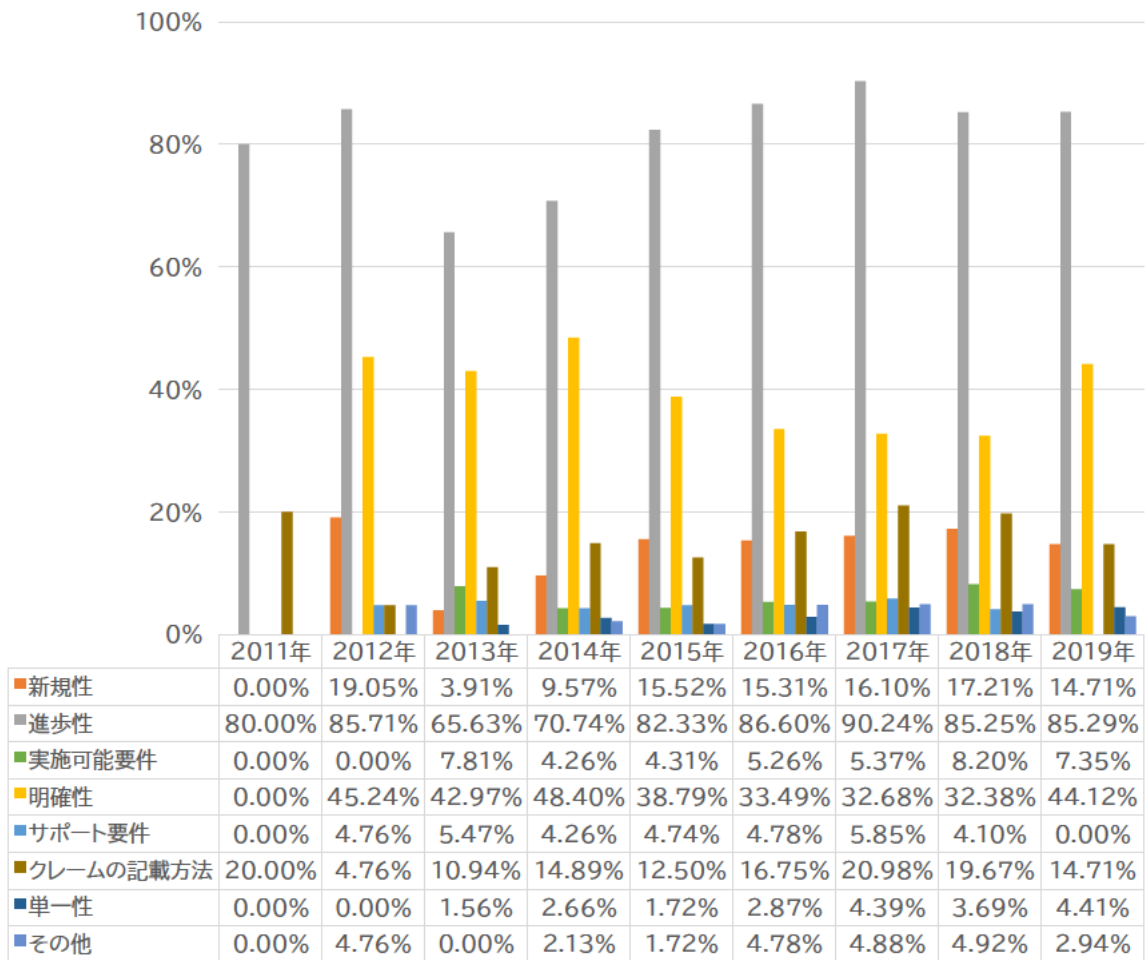


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	722	799	602	1	2124

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)



— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	5	42	128	188	232	209	205	244	68	1321

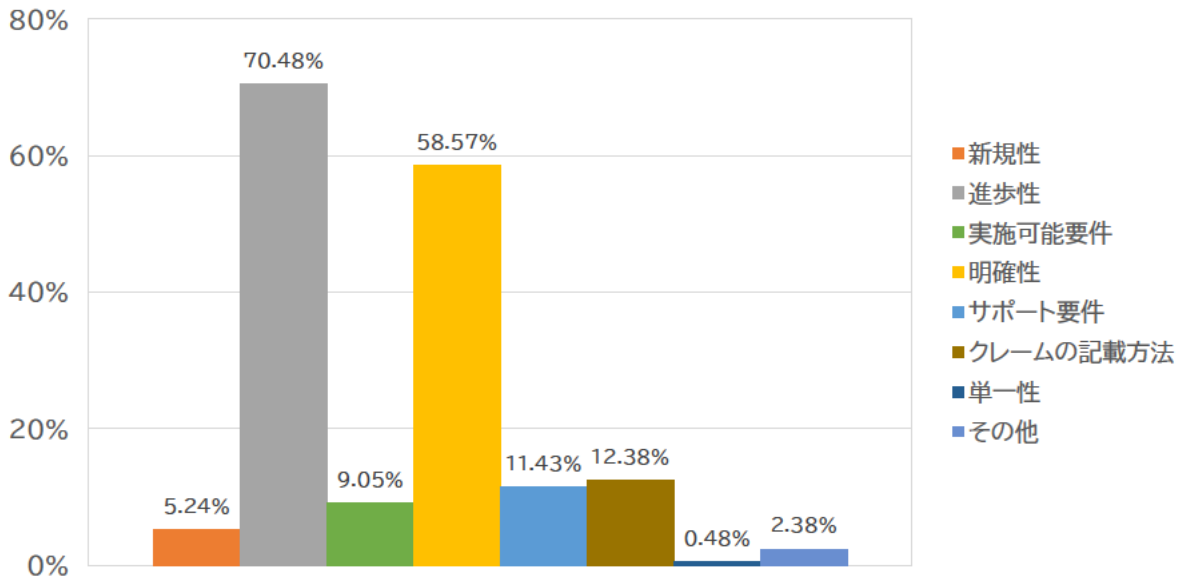
PPH 出願と通常出願に対する「最初の拒絶理由通知」における拒絶理由別の通知率に共通する特徴として、「法 29 条 2：進歩性」及び「法 42 条 4 (2)：明確性」の通知率が他の拒絶理由と比較して非常に高い点が挙げられる。

また、PPH 出願の特徴としては、「法 42 条 8：クレームの記載方法」、「法 42 条 3 (1)：実施可能要件」及び「法 42 条 4 (1)：サポート要件」の記載要件やクレームに関する拒絶理由が「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」に比べて高くなっている点が挙げられる。

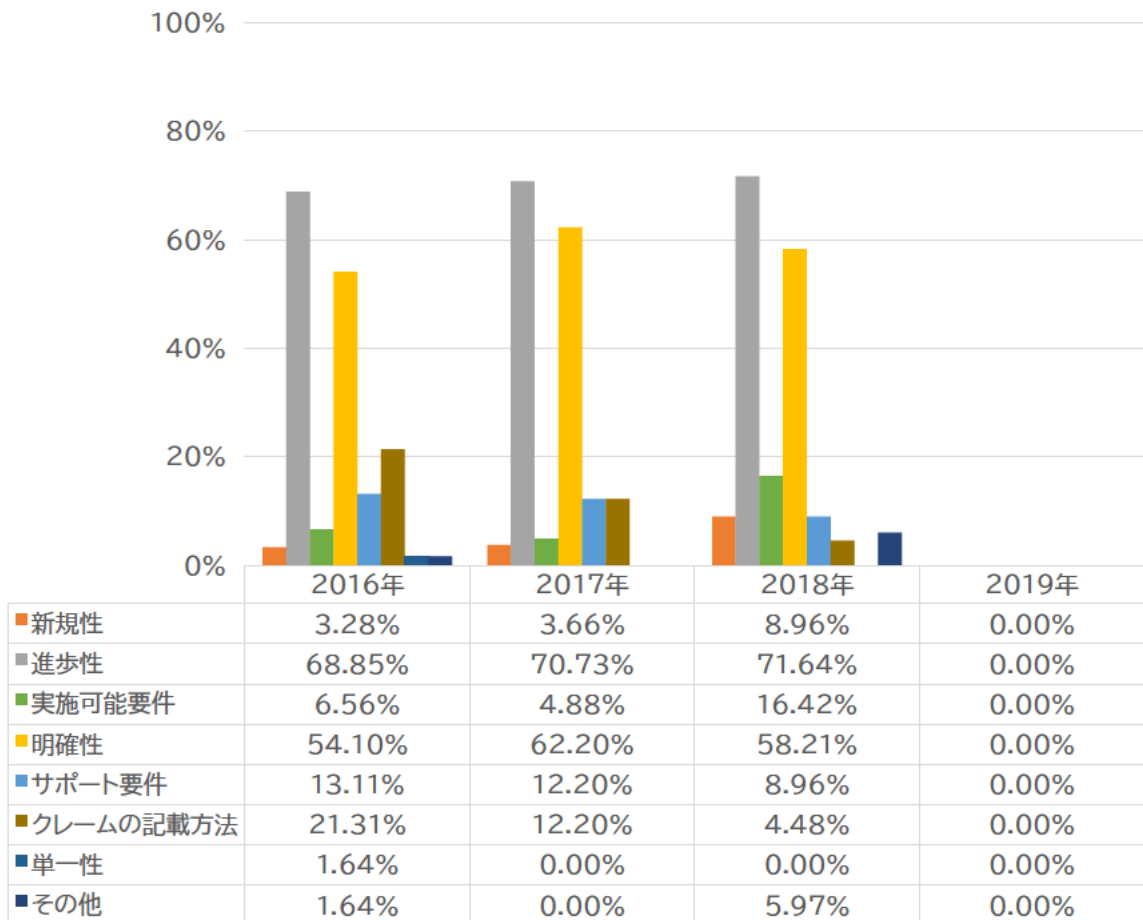
通常出願の場合は、「法 42 条 8：クレームの記載方法」に次いで「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」が高くなっており、PPH 出願と通常出願の間に差異が認められた。

(2) IPC セクション別

図 3-2-1A：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【A セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

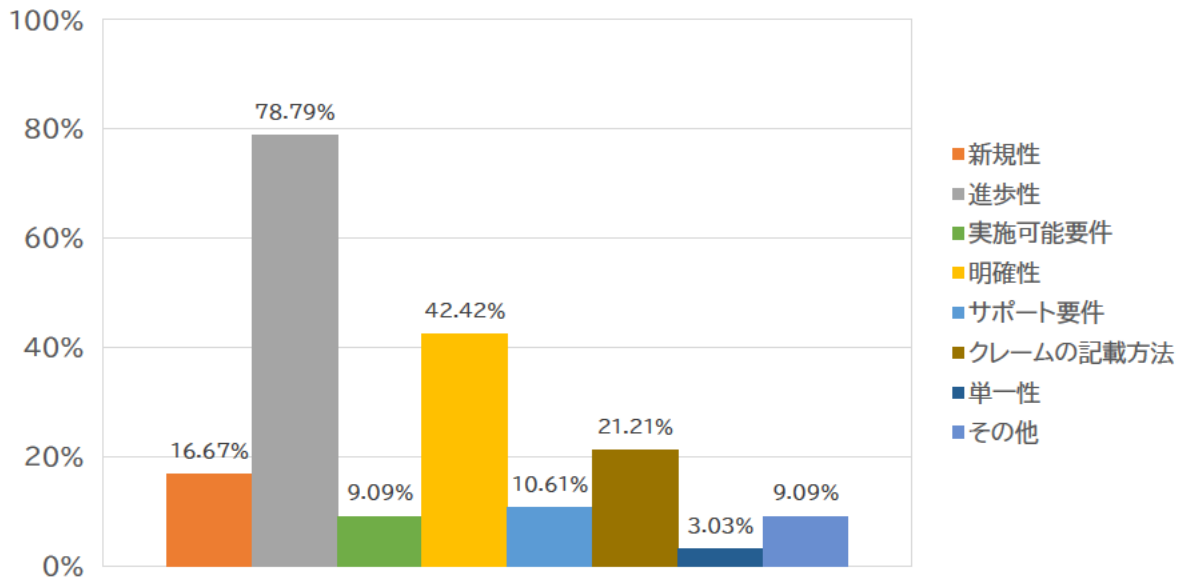


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

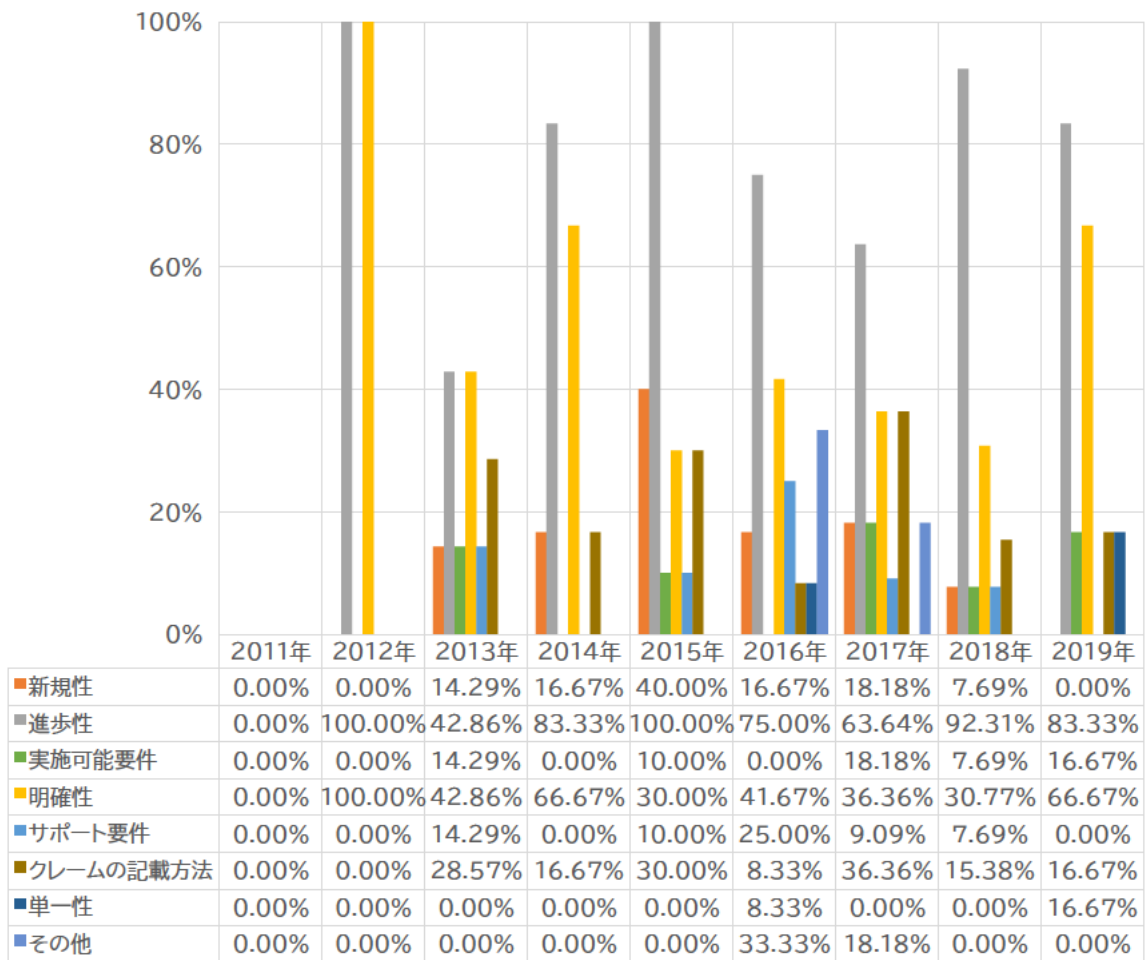


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	61	82	67	0	210

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

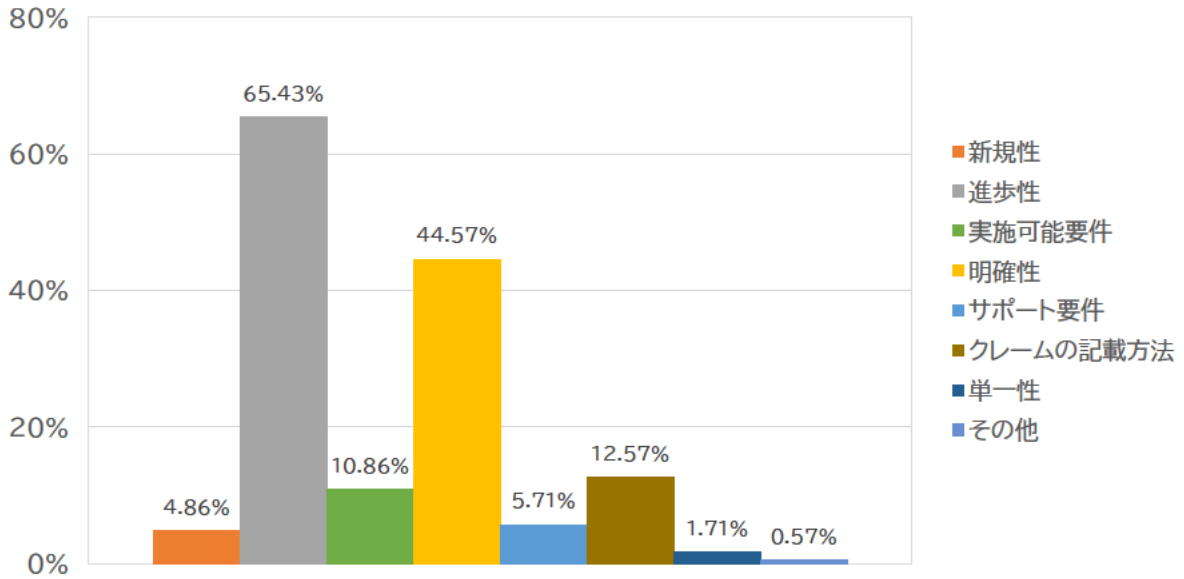


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

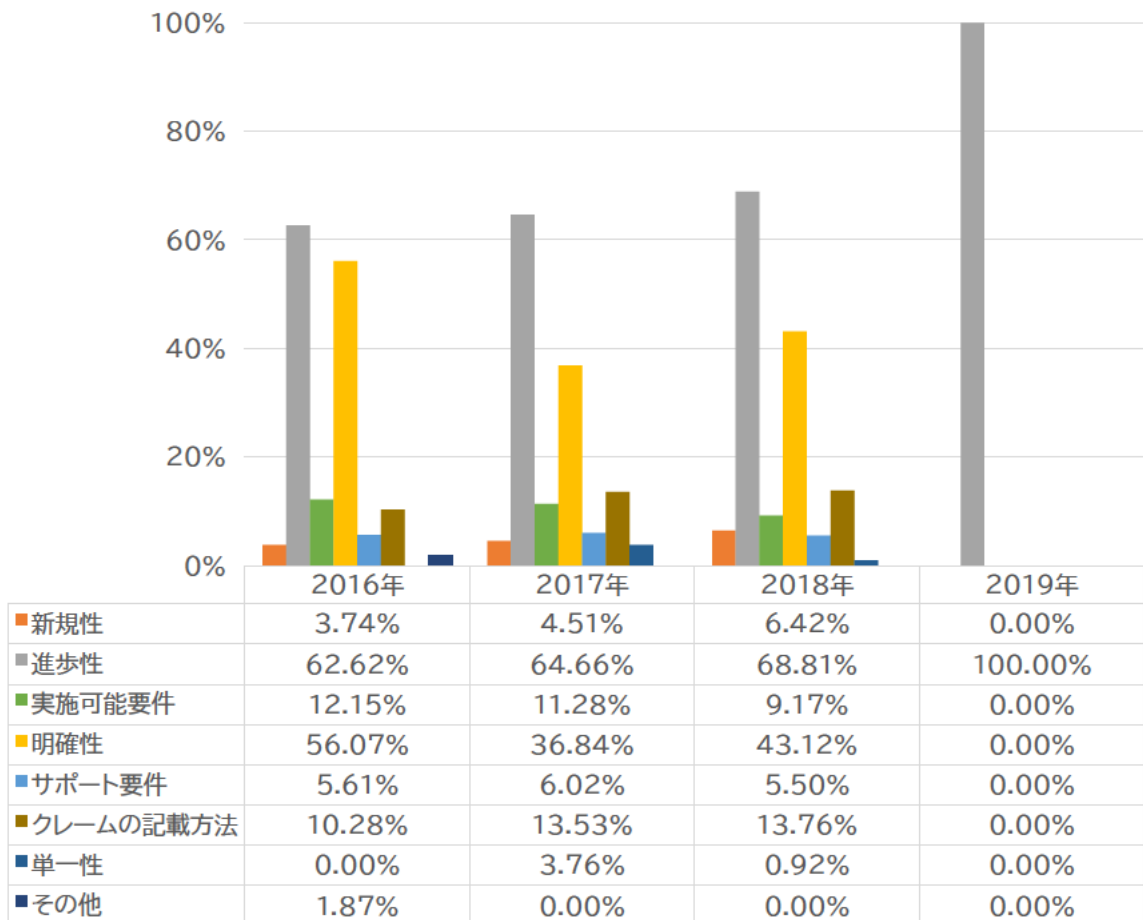


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	1	7	6	10	12	11	13	6	66

図 3-2-1B：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【B セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

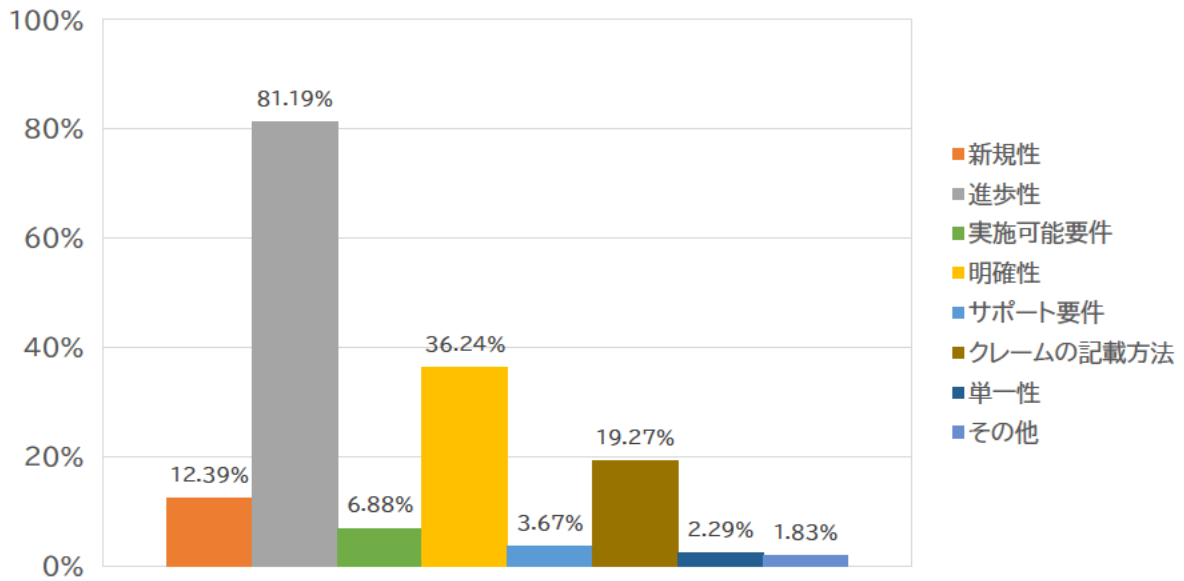


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

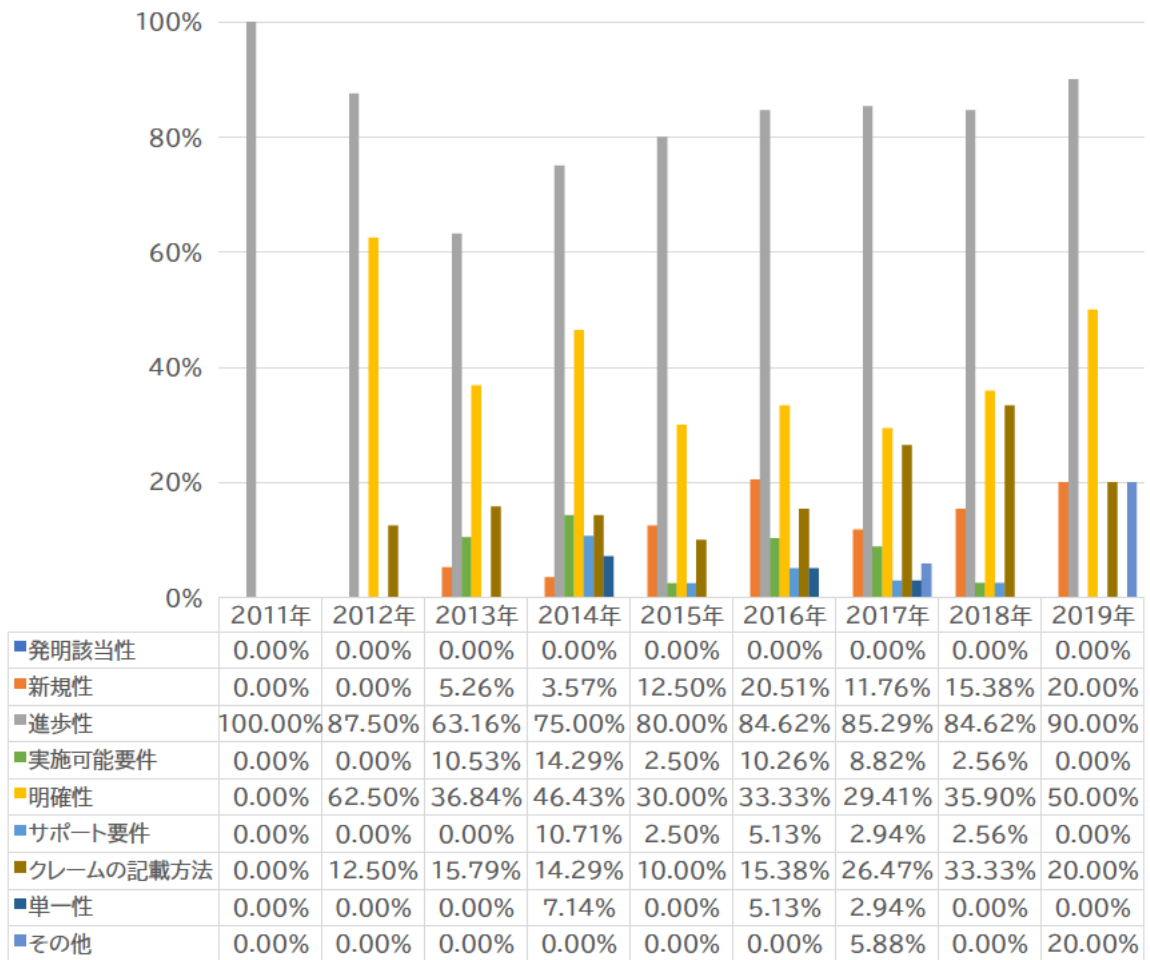


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	107	133	109	1	350

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

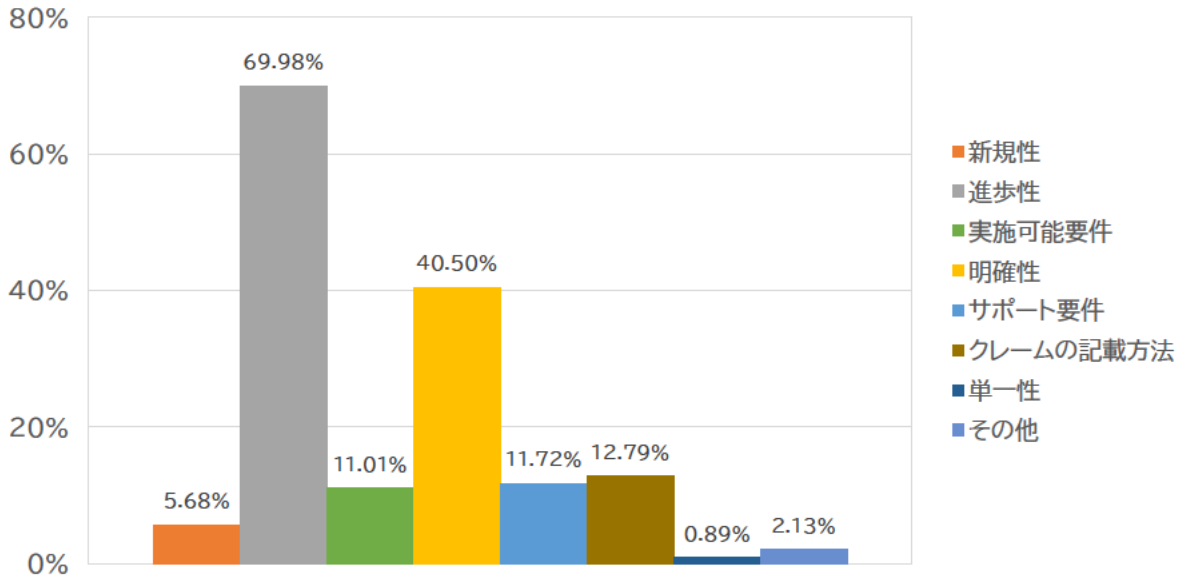


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

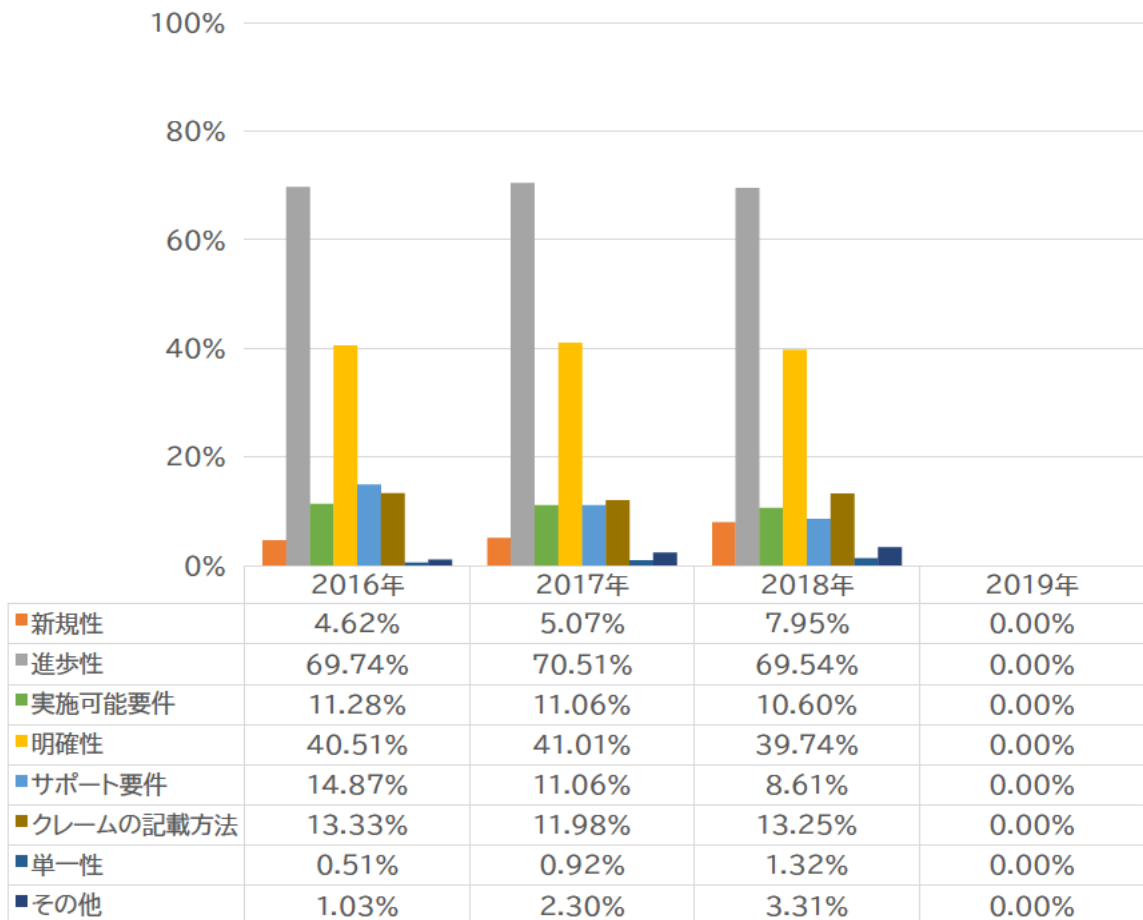


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	1	8	19	28	40	39	34	39	10	218

図 3-2-1C : 「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【C セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

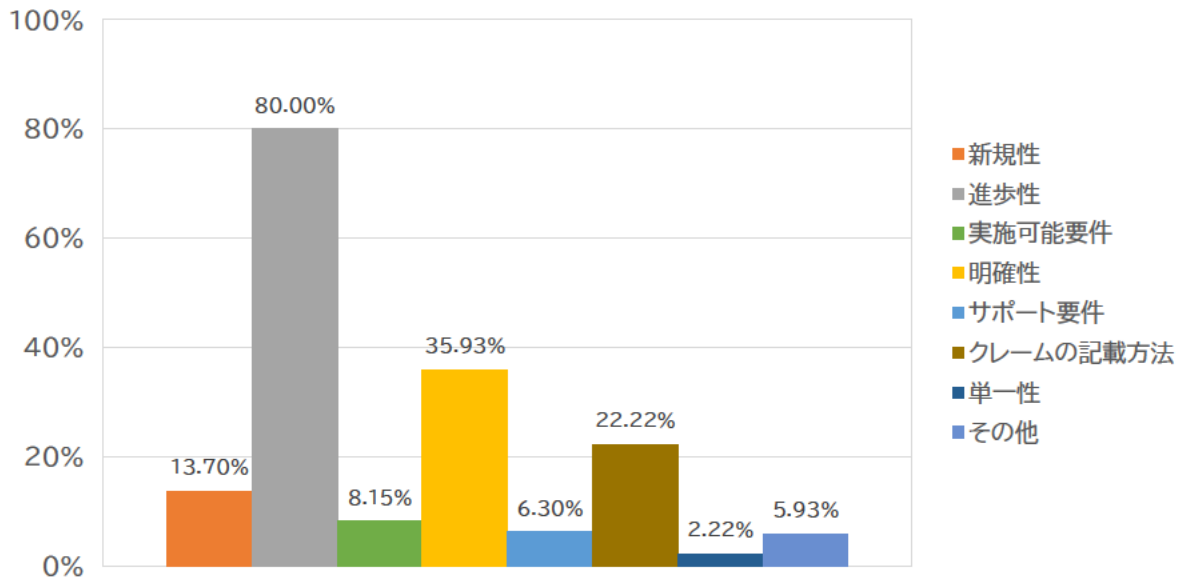


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

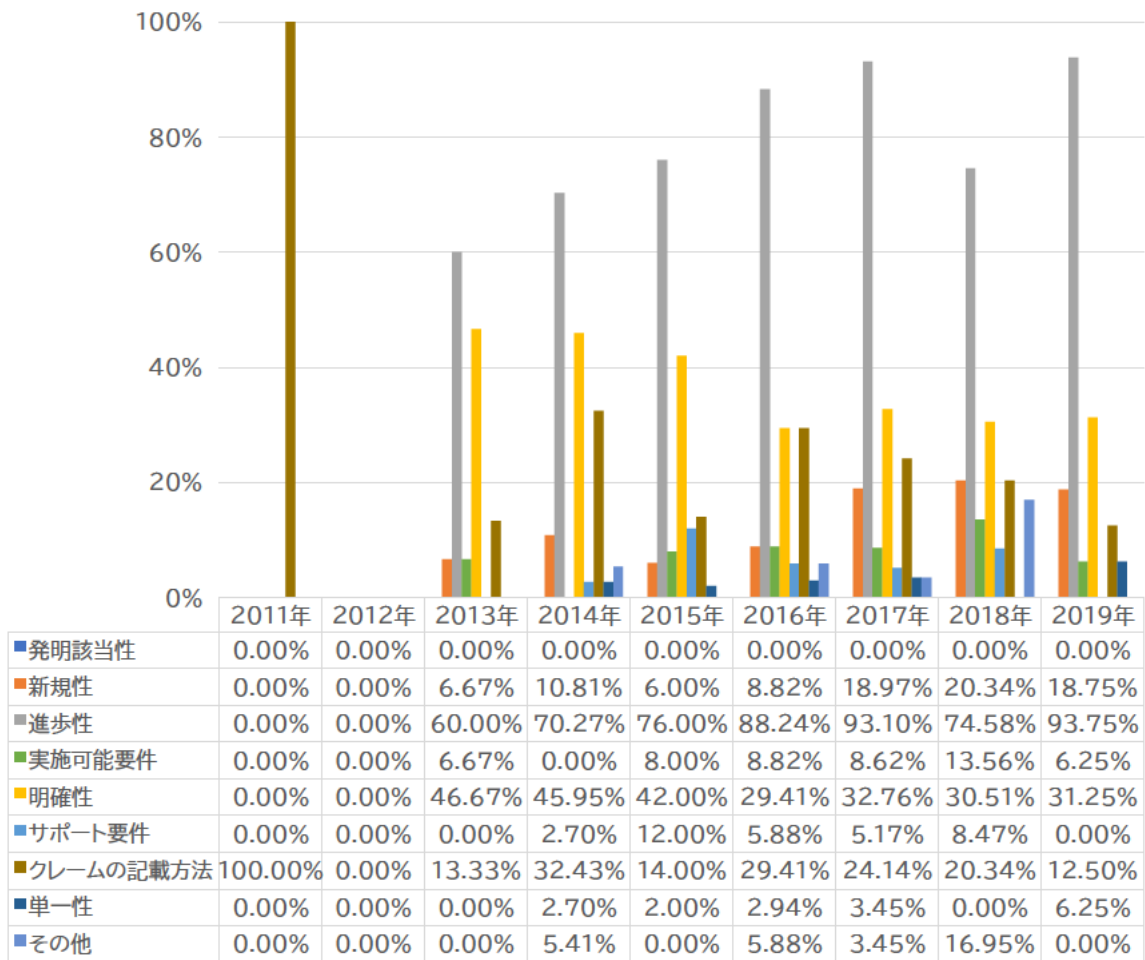


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	195	217	151	0	563

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

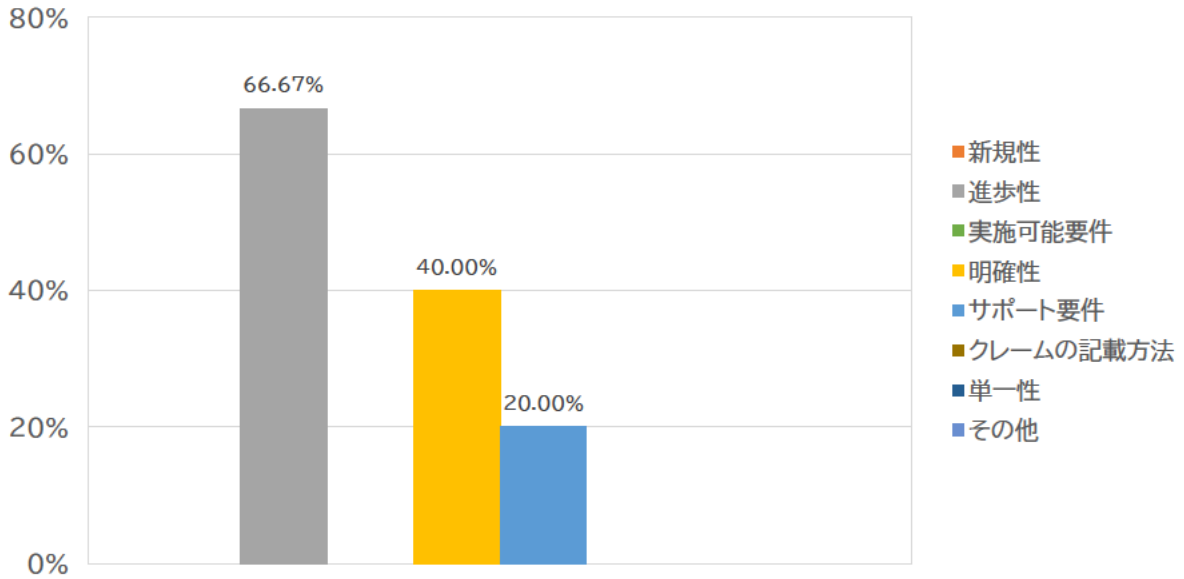


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

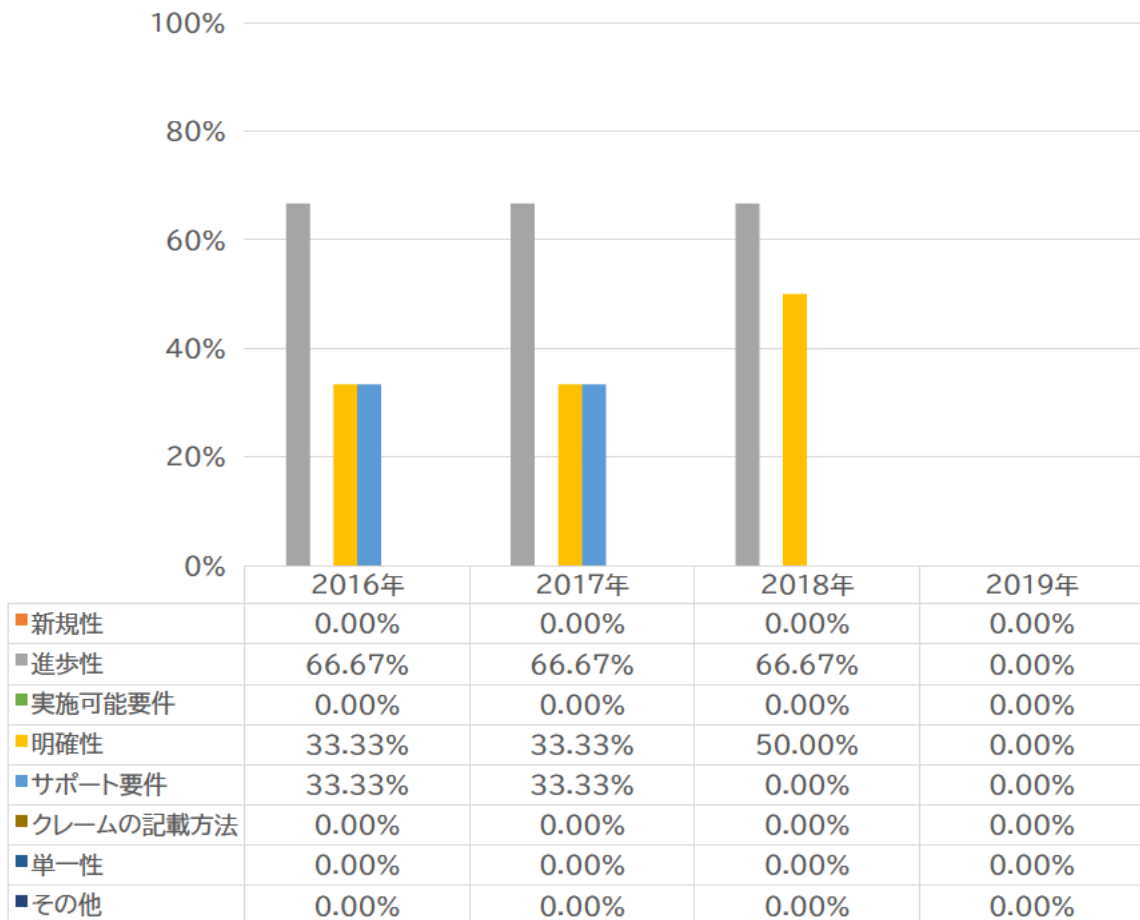


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	1	0	15	37	50	34	58	59	16	270

図 3-2-1D : 「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【D セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

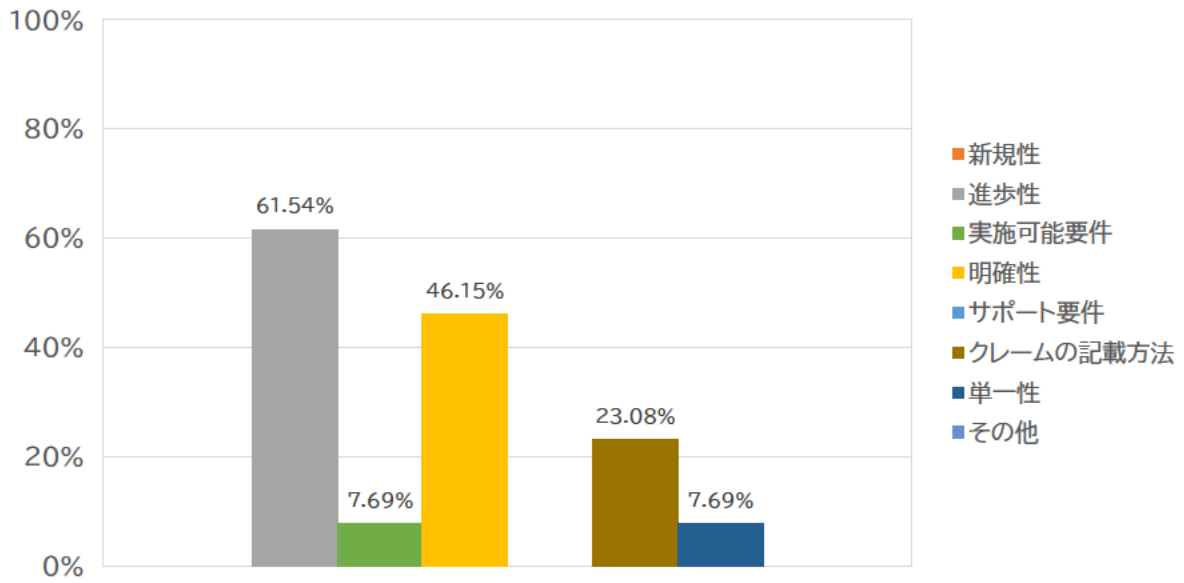


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

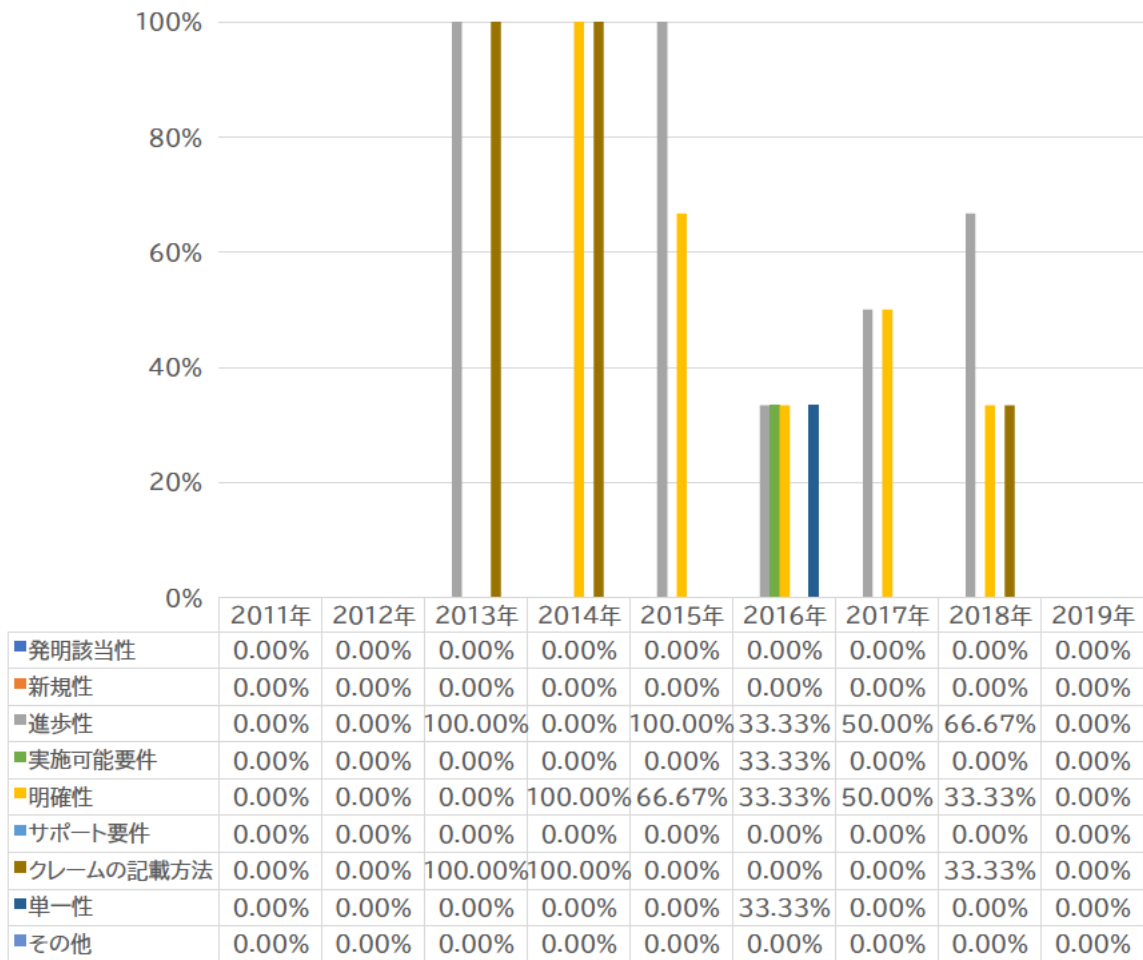


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	3	6	6	0	15

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

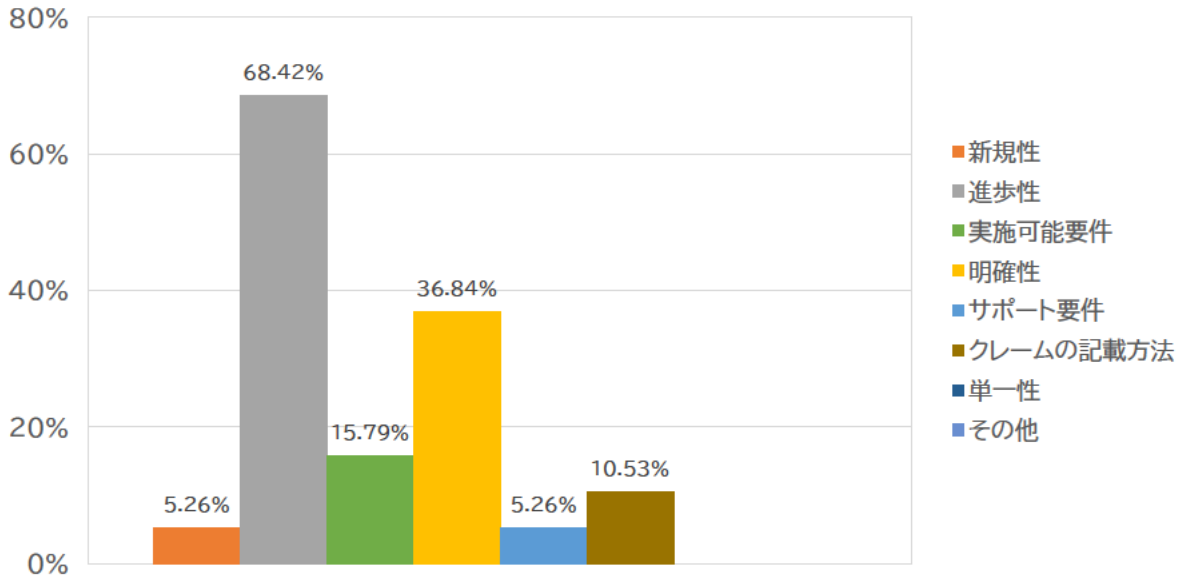


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

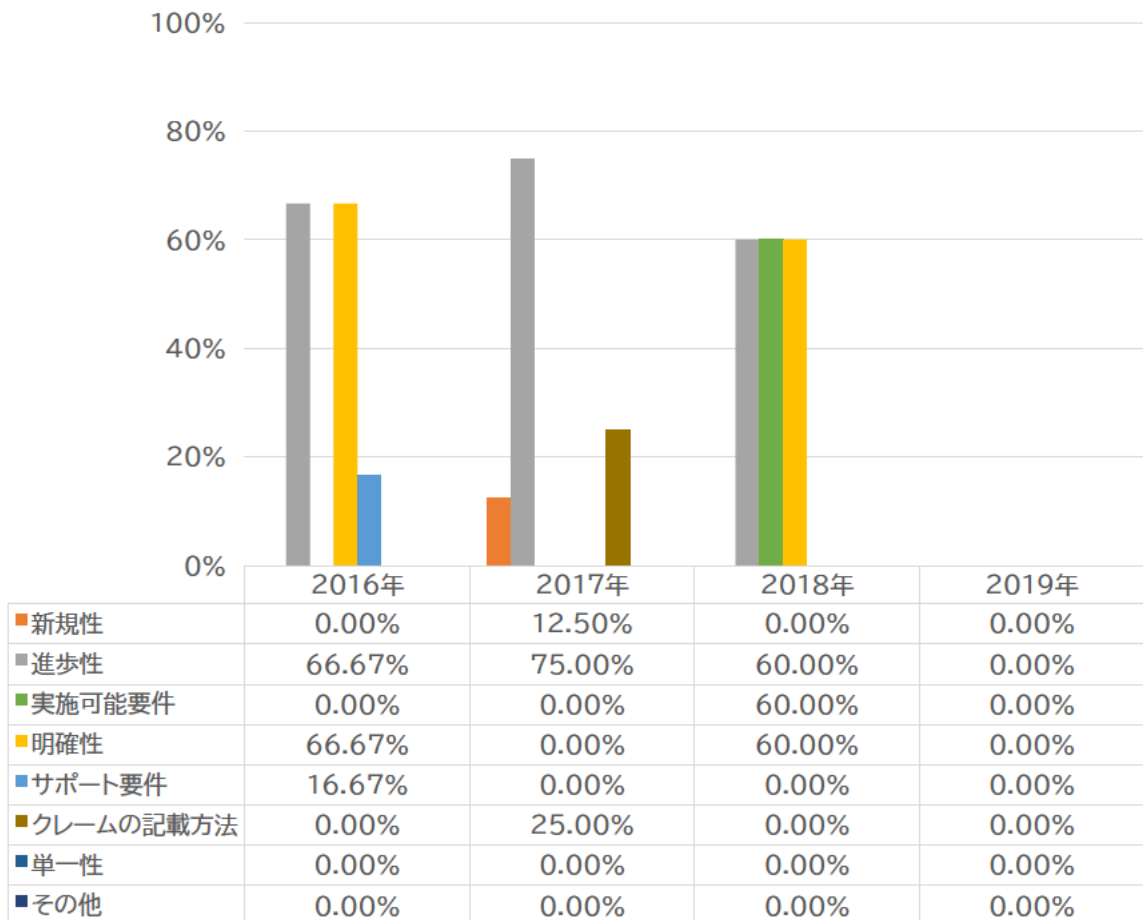


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	1	1	3	3	2	3	0	13

図 3-2-1E : 「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【E セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

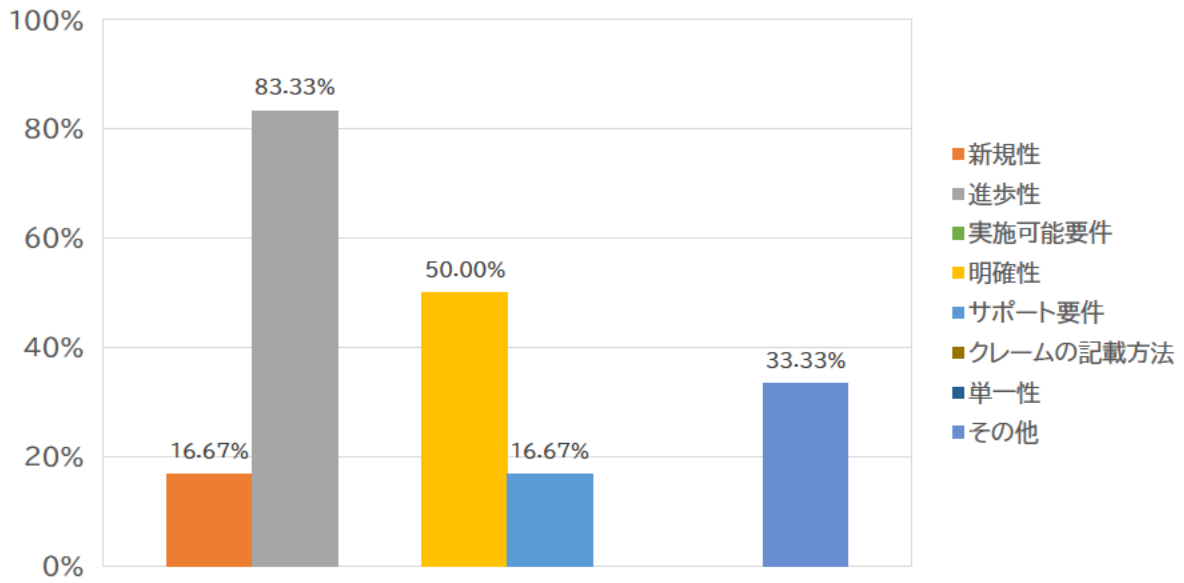


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

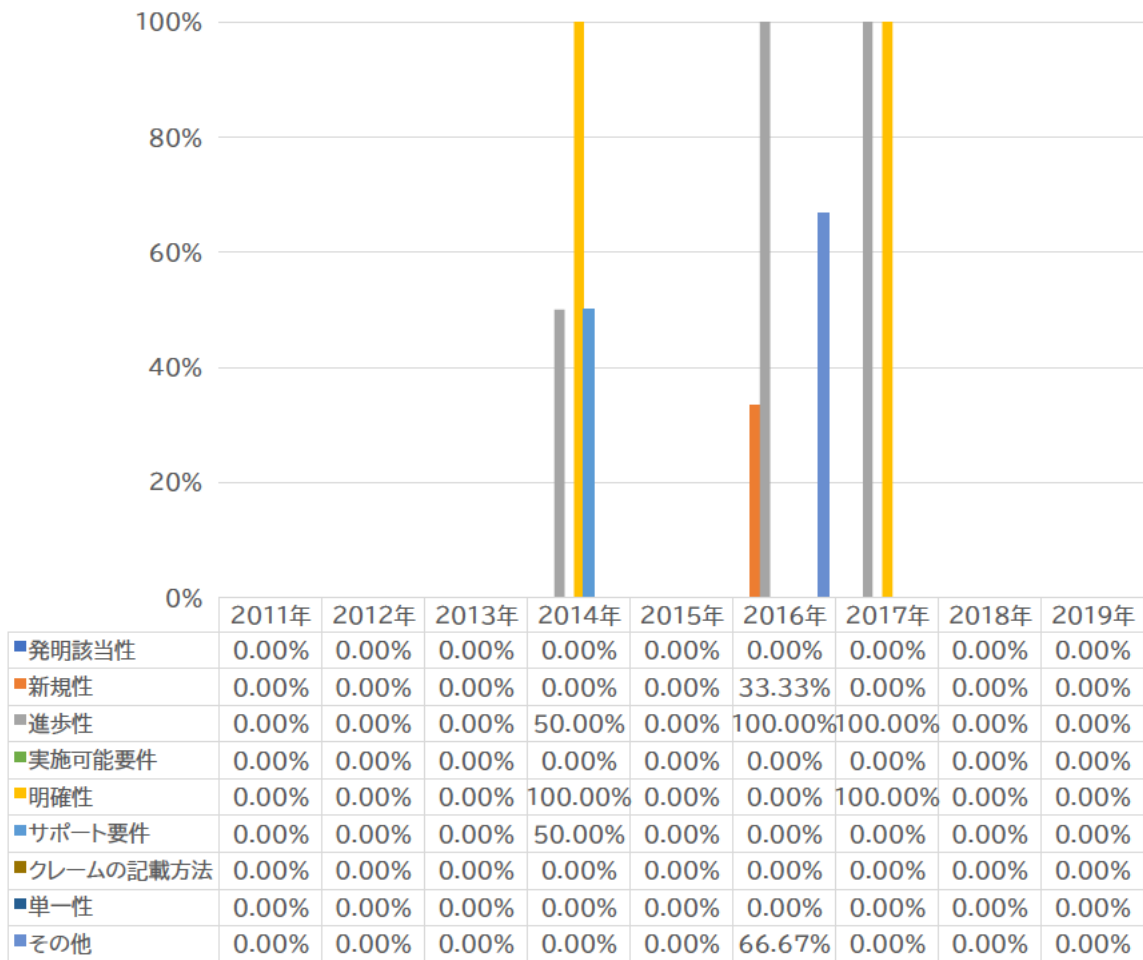


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	6	8	5	0	19

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

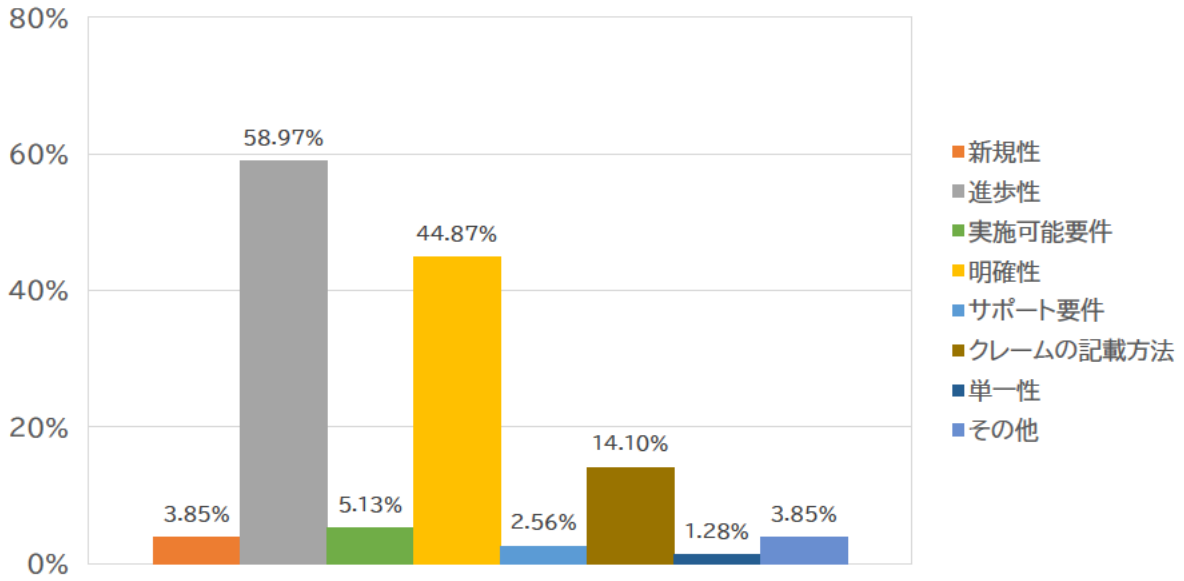


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

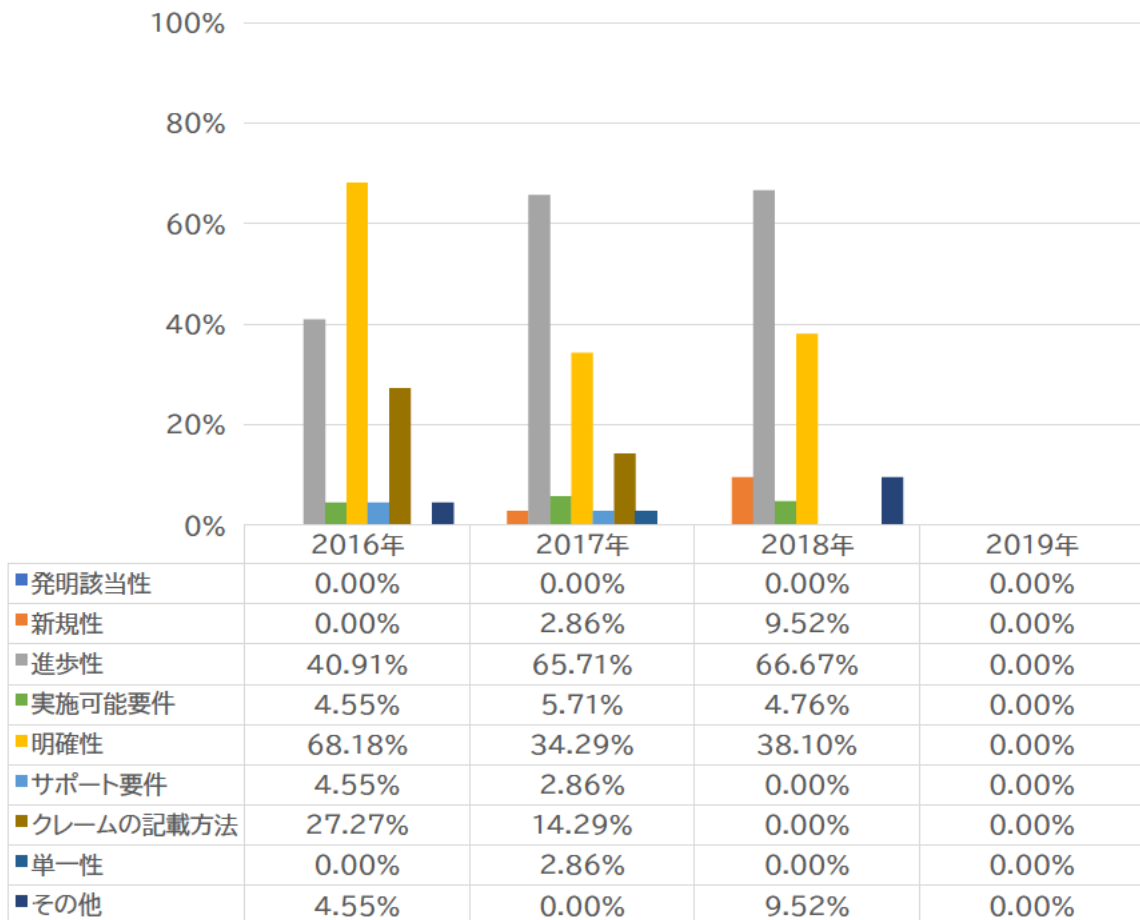


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	0	2	0	3	1	0	0	6

図 3-2-1F：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【F セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

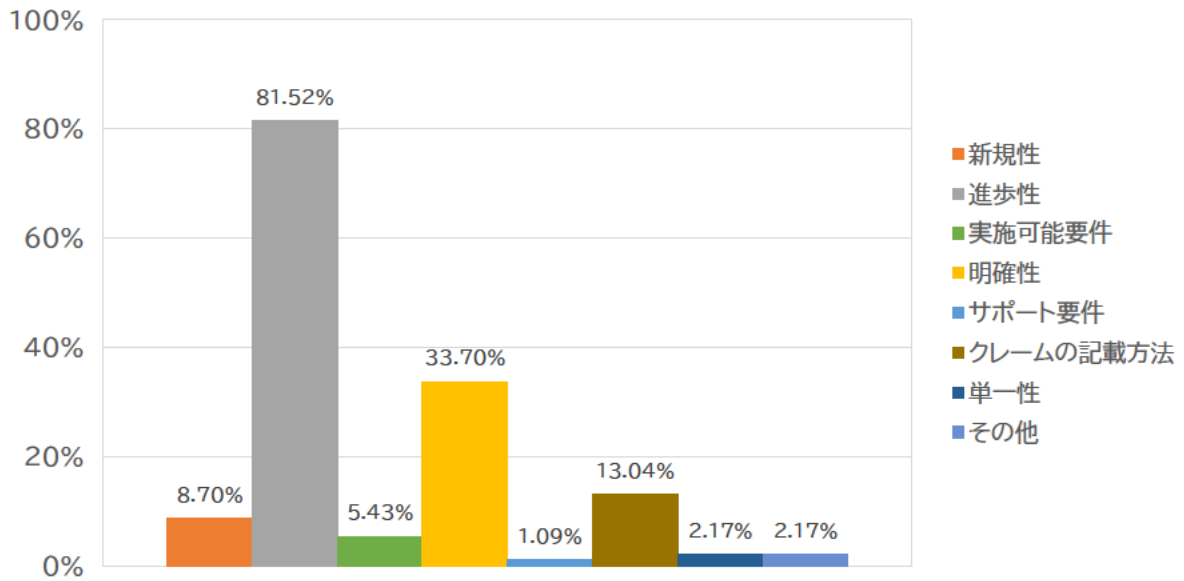


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

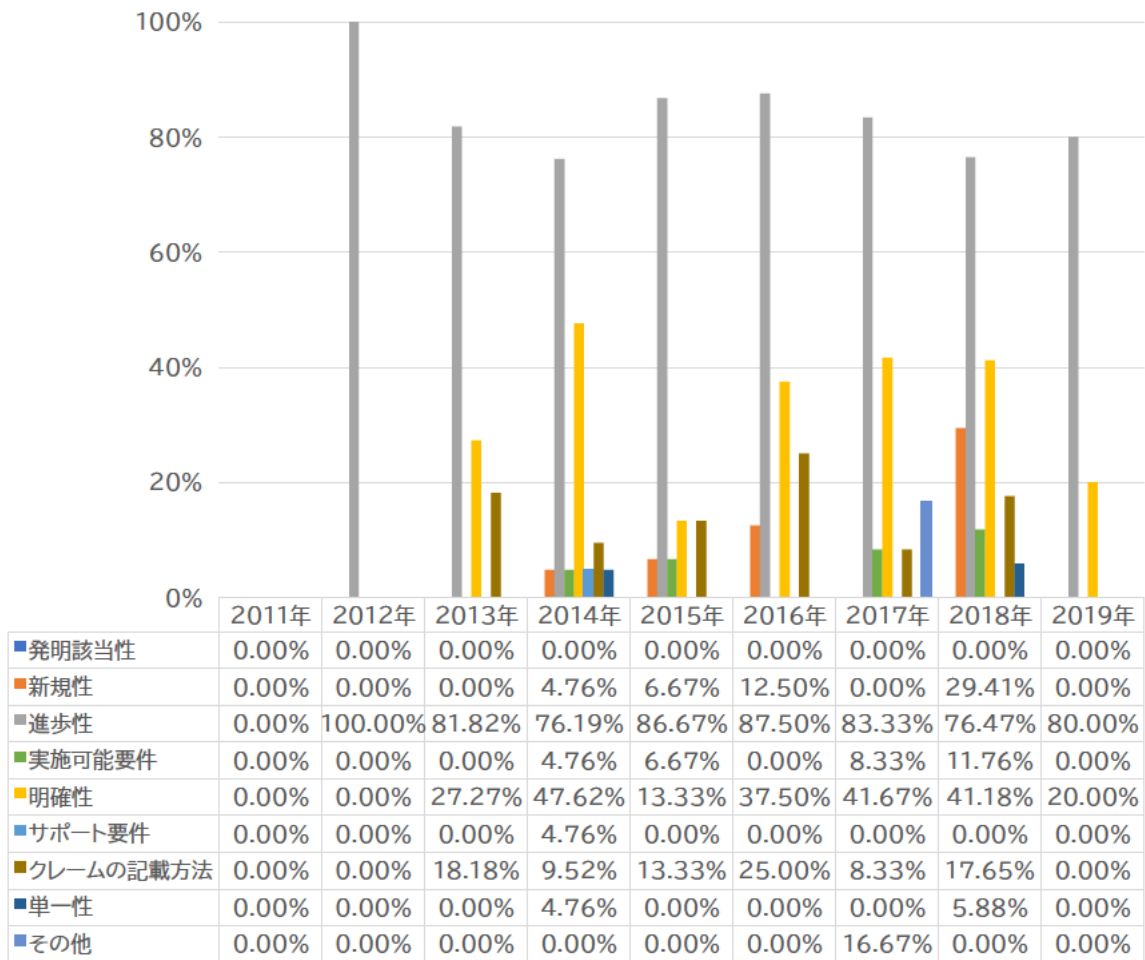


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	22	35	21	0	78

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

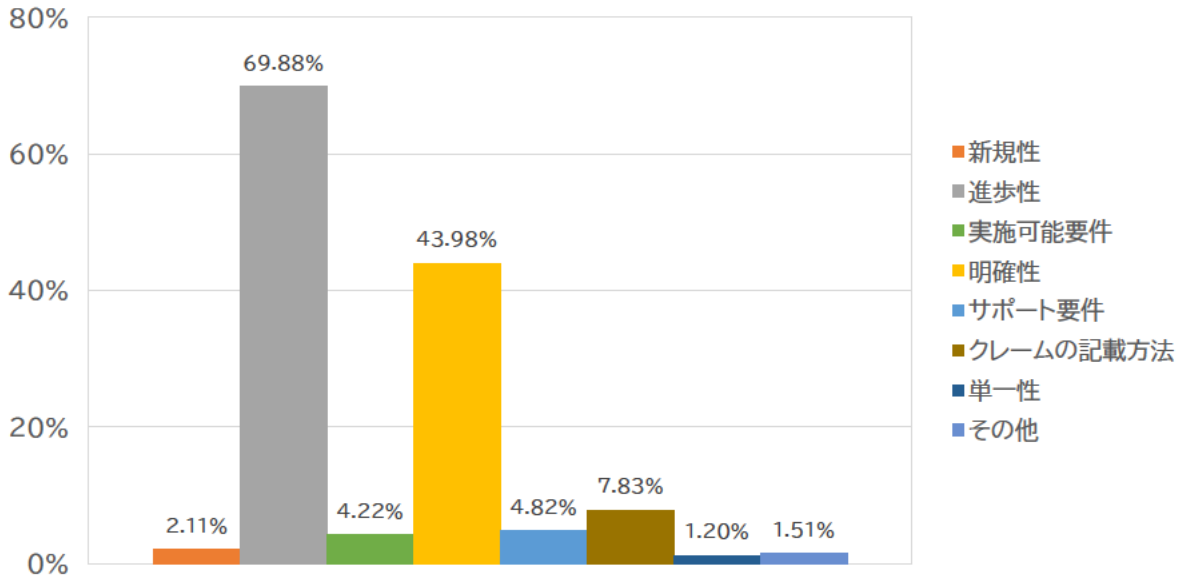


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

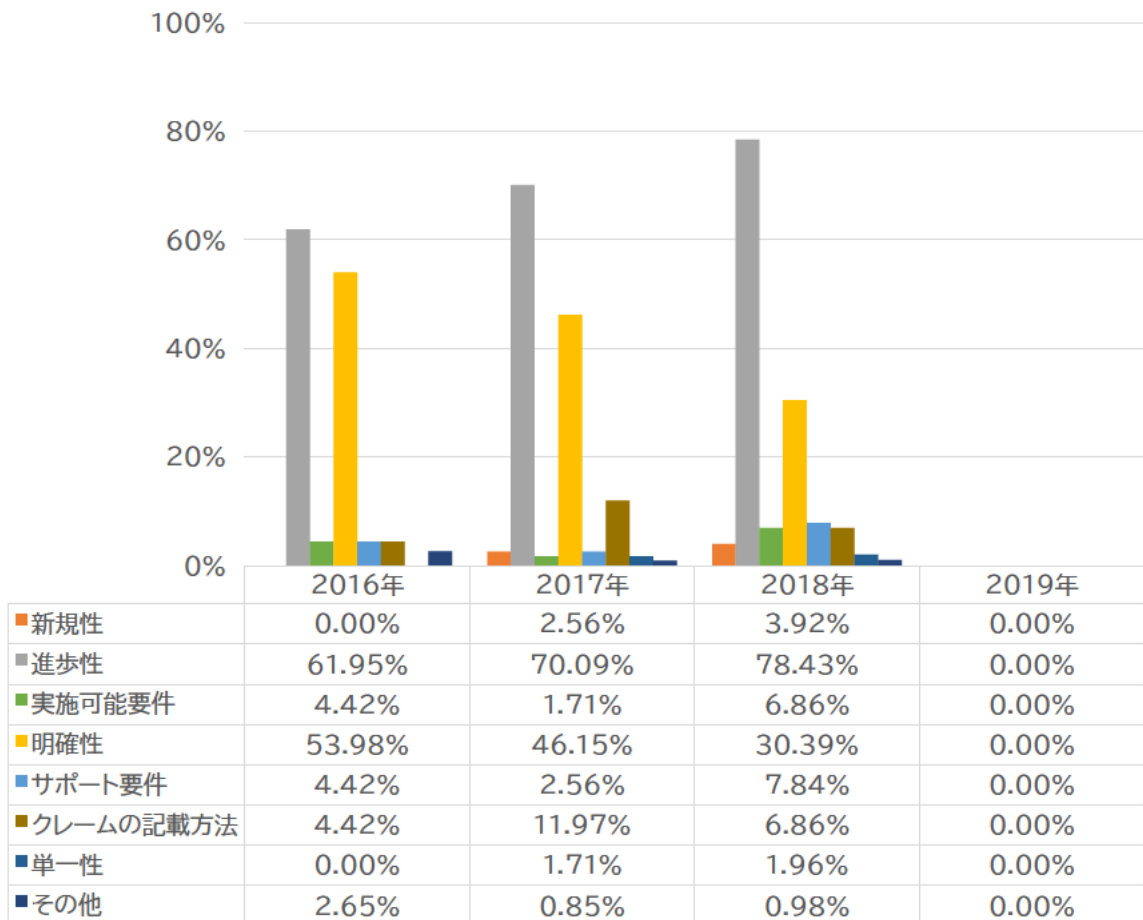


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	3	11	21	15	8	12	17	5	92

図 3-2-1G：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【G セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

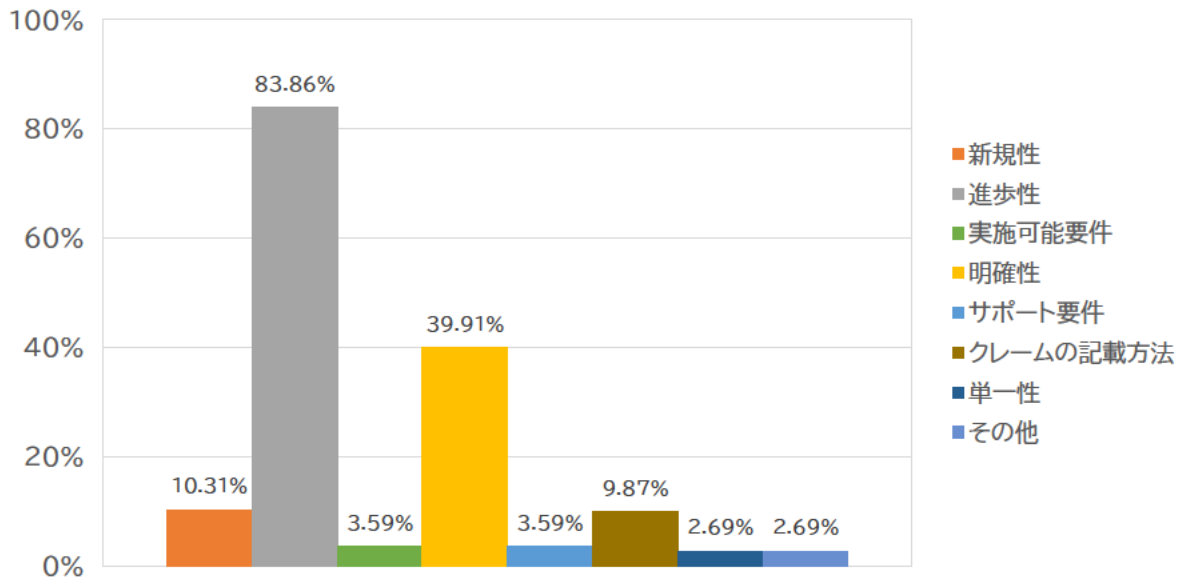


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

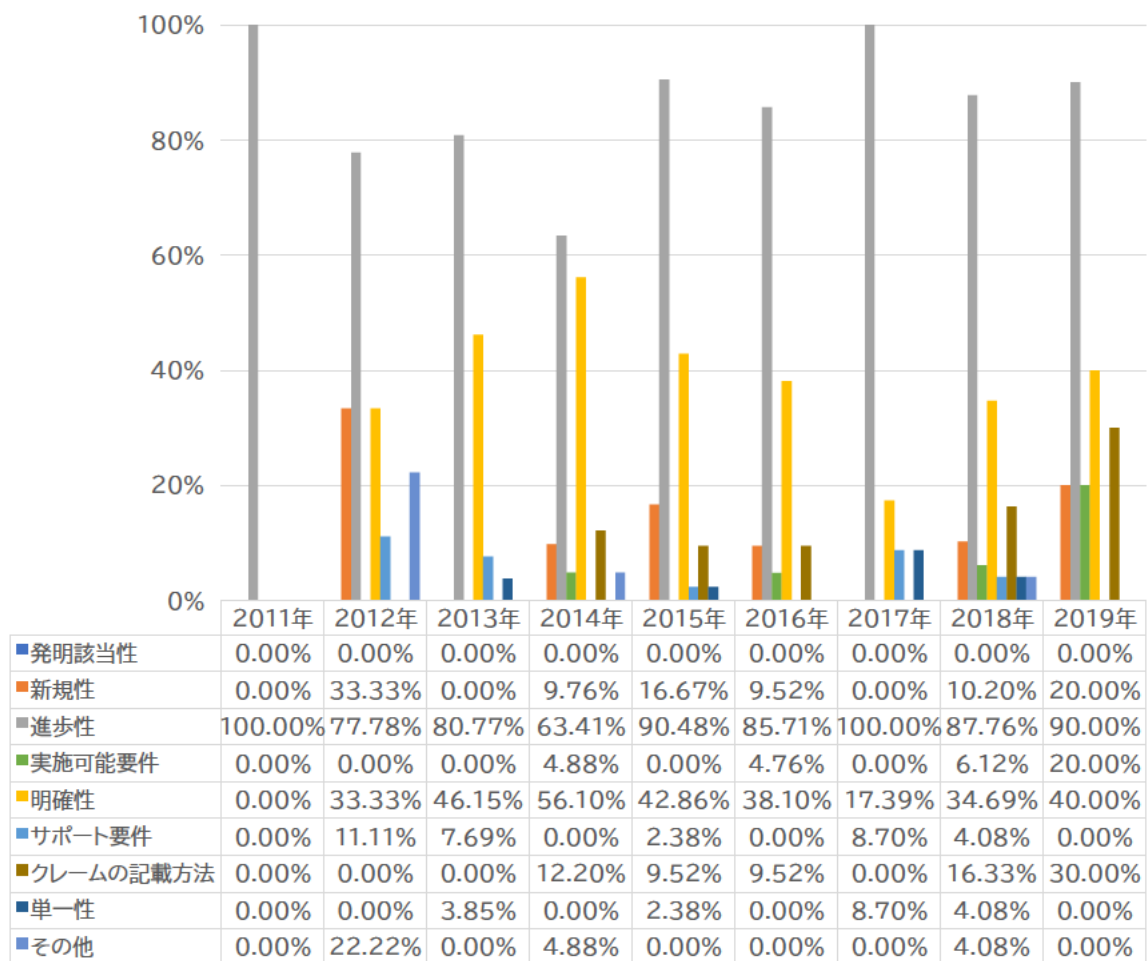


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	113	117	102	0	332

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

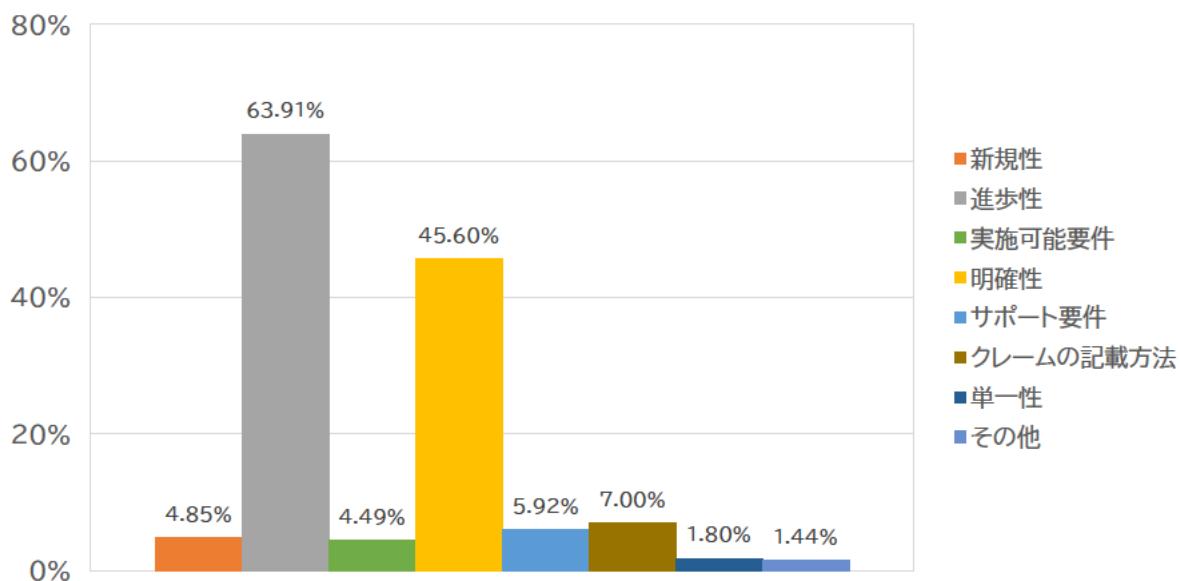


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

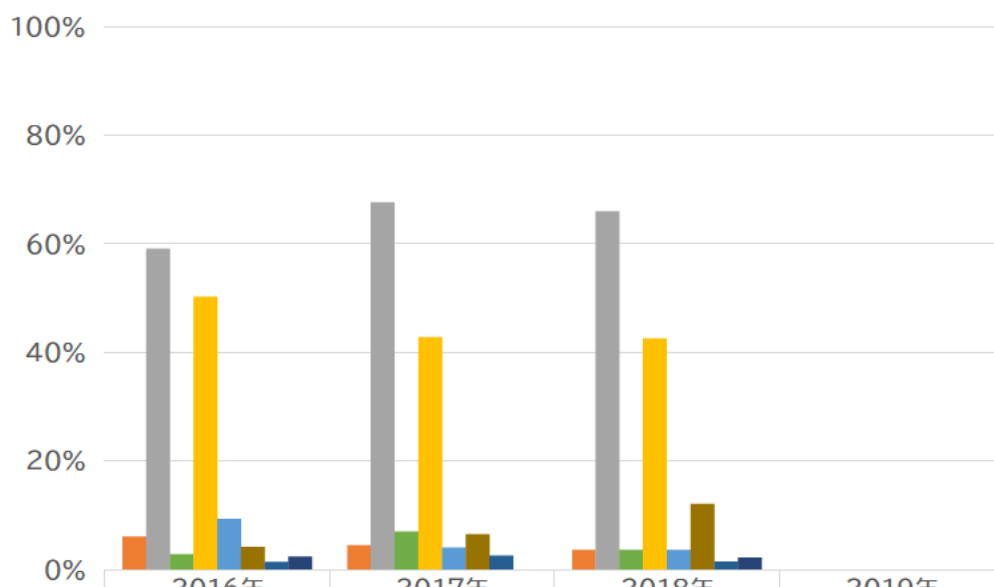


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	2	9	26	41	42	21	23	49	10	223

図 3-2-1H：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【H セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)



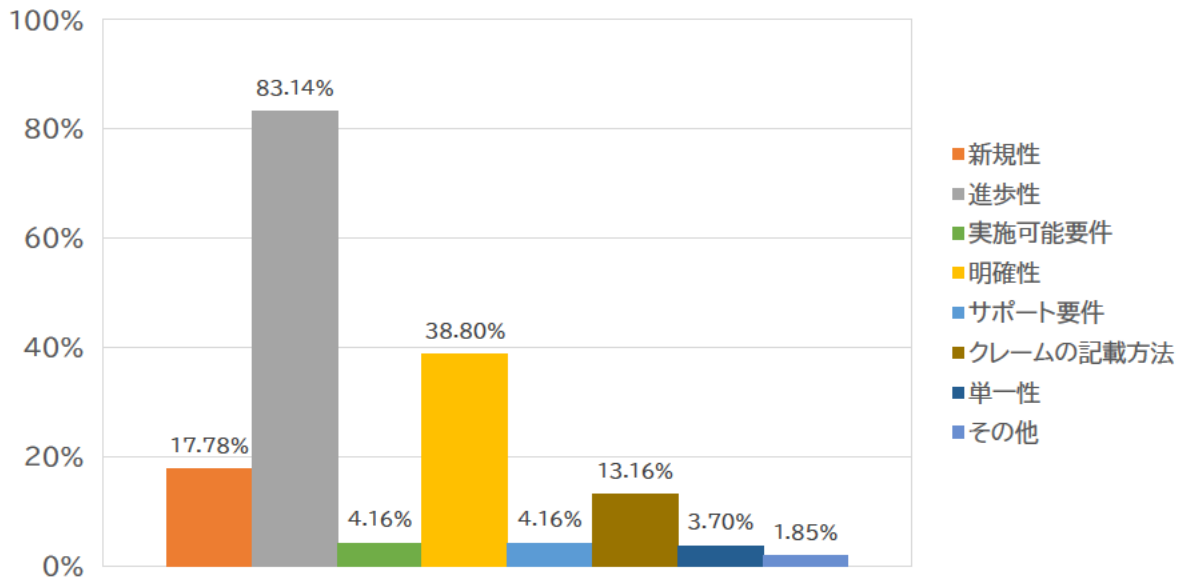
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



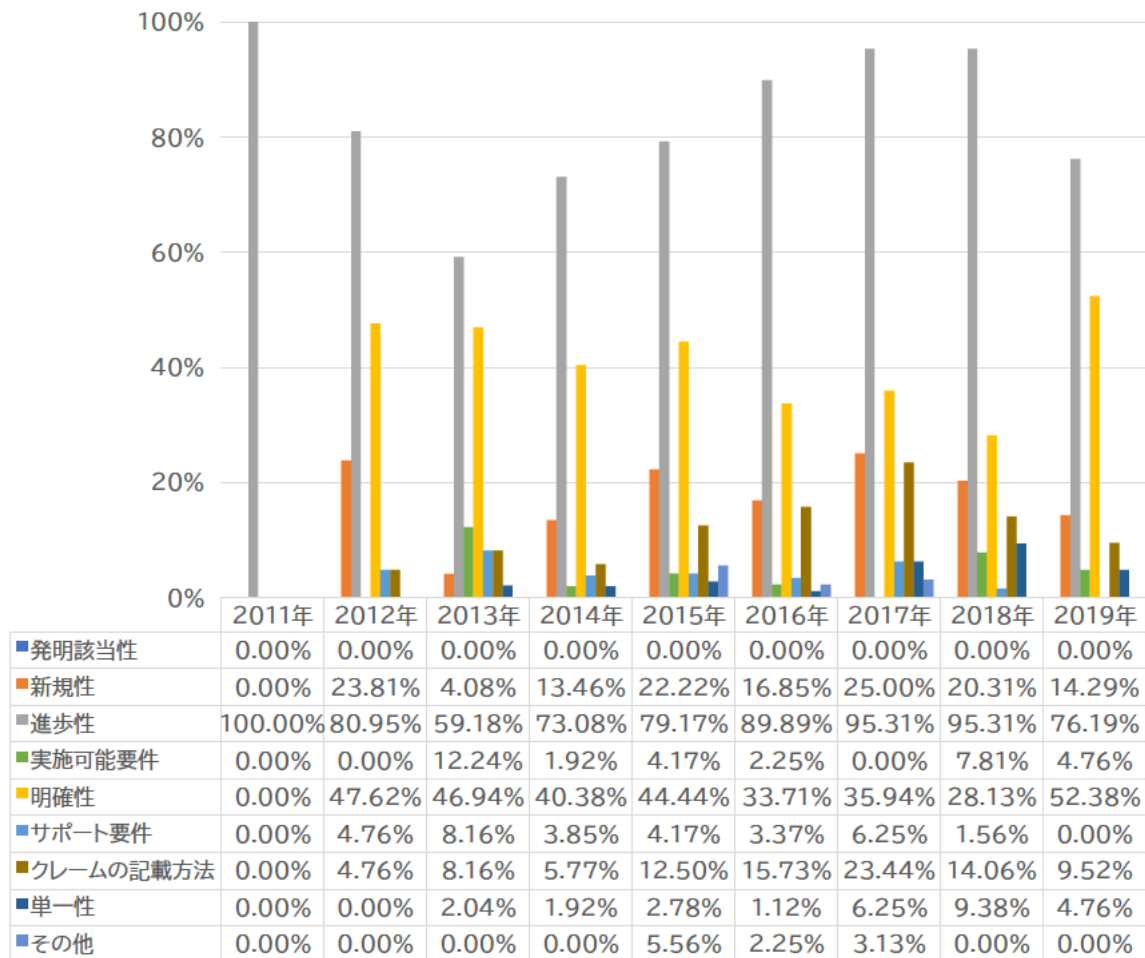
拒絶理由	2016年	2017年	2018年	2019年
新規性	6.05%	4.48%	3.55%	0.00%
進歩性	59.07%	67.66%	65.96%	0.00%
実施可能要件	2.79%	6.97%	3.55%	0.00%
明確性	50.23%	42.79%	42.55%	0.00%
サポート要件	9.30%	3.98%	3.55%	0.00%
クレームの記載方法	4.19%	6.47%	12.06%	0.00%
単一性	1.40%	2.49%	1.42%	0.00%
その他	2.33%	0.00%	2.13%	0.00%

	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	215	201	141	0	557

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)



— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	1	21	49	52	72	89	64	64	21	433

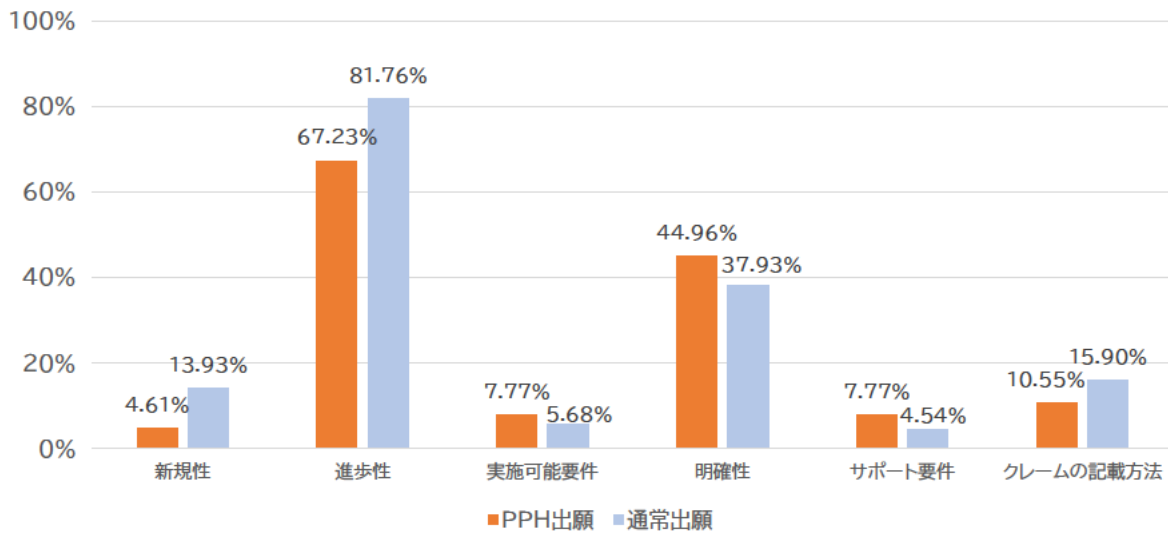
(3) 小括

ア. 全セクション

PPH 出願と通常出願に対する「最初の拒絶理由通知」における拒絶理由別の通知率に共通する特徴として、「法 29 条 2：進歩性」及び「法 42 条 4 (2)：明確性」の通知率が他の拒絶理由と比較して非常に高い点が挙げられる。

また、PPH 出願の特徴としては、「法 42 条 8：クレームの記載方法」、「法 42 条 3 (1)：実施可能要件」及び「法 42 条 4 (1)：サポート要件」の記載要件やクレームに関する拒絶理由が「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」に比べて高くなっている点が挙げられる。

図 C-3-2-2：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 法 29 条 2： 進歩性	67.23%
2. 法 42 条 4 (2)： 明確性	44.96%
3. 法 42 条 8： クレームの記載方法 ⁴	10.55%
4. 法 42 条 3 (1)： 実施可能要件	7.77%
法 42 条 4 (1)： サポート要件	7.77%

通常出願	
1. 法 29 条 2： 進歩性	81.76%
2. 法 42 条 4 (2)： 明確性	37.93%
3. 法 42 条 8： クレームの記載方法	15.90%
4. 法 29 条 1 (1) 及び(2)： 新規性	13.93%
5. 法 42 条 3 (1)： 実施可能要件	5.68%

⁴ 韓国特許法 42 条 8 は、クレームの記載方法に関する必要な事項について大統領令で定める旨の条文であるが、その具体的な内容は、韓国特許法施行令 5 条に規定されている。特に日本からの出願に対して通知される当該条文を根拠とした拒絶理由は、同条 6 項のマルチマルチクレームに関する規定に基づく拒絶理由が多いと推測される。(韓国では、マルチマルチクレームは認められていない。)

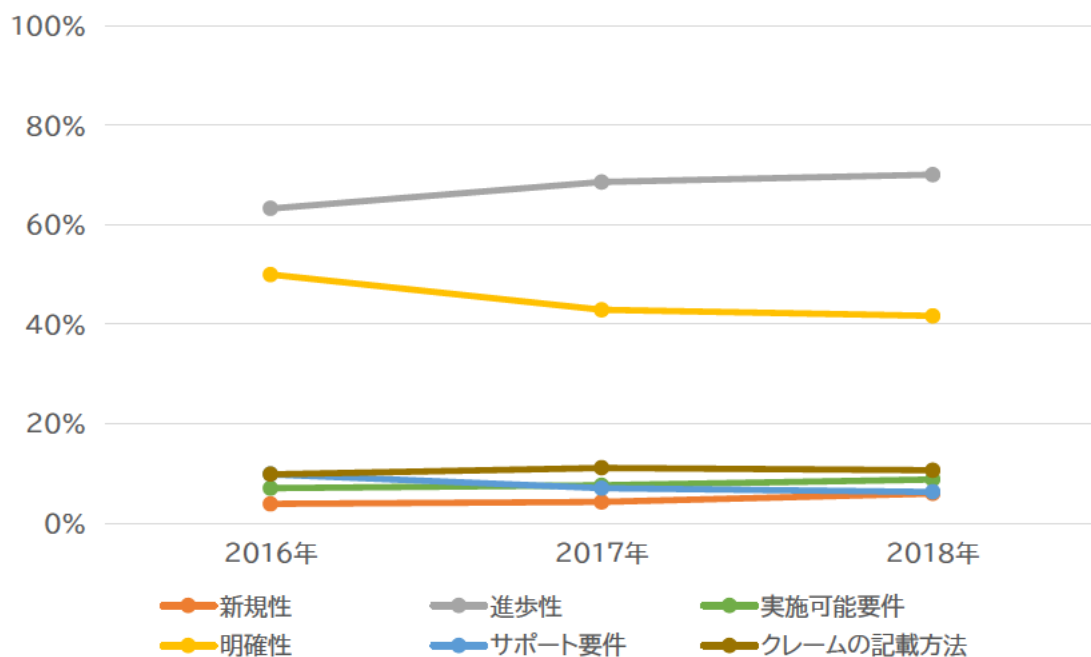
通常出願の場合は、「法 42 条 8：クレームの記載方法」に次いで「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」が高くなっており、PPH 出願と通常出願の間に差異が認められた。

PPH 出願の方が通常出願よりも「法 42 条 4 (2)：明確性」の通知率が高めである理由としては、クレーム対応要件を満たすように補正した結果、クレームの内容が不明確になっていることが考えられる。

PPH 出願の方が通常出願に比べて、「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」の拒絶理由の通知率が約 11%低くなっており、この理由としては、韓国においてはじめて審査される通常出願に比べて、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

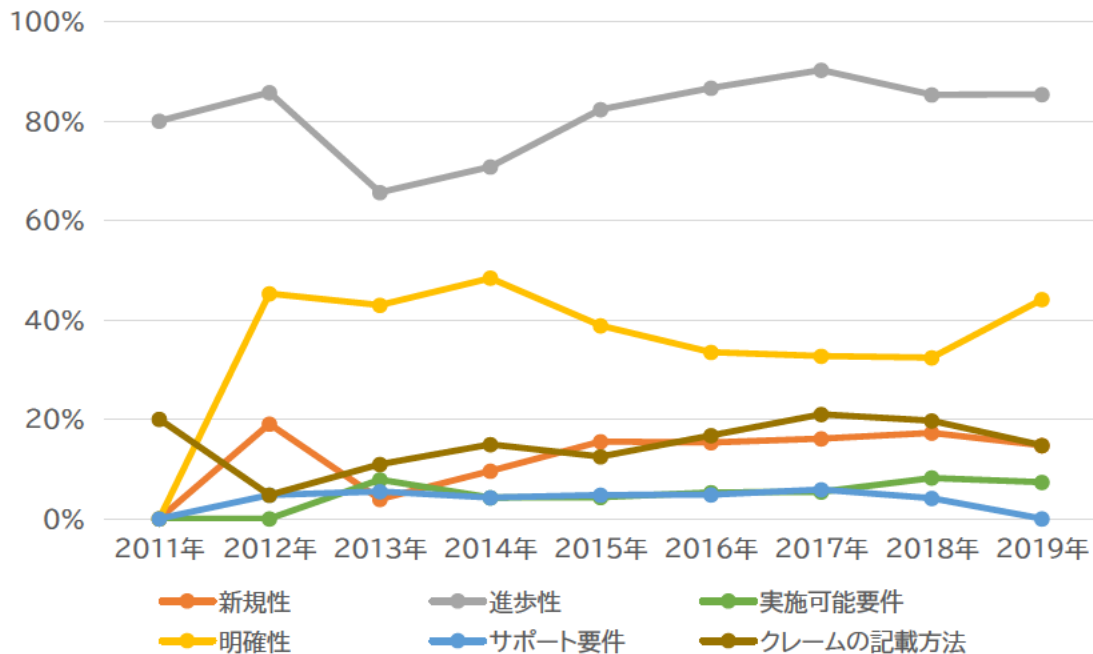
一方で、PPH 出願においては、「法 42 条 3 (1)：実施可能要件」及び「法 42 条 4 (1)：サポート要件」の記載要件やクレームに関する拒絶理由の通知率がその他の拒絶理由に比べて高くなっている。

図 C-3-2-3：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目の発出年別の推移【全セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2018 年)



※2019年に関しては、対象出願が1件しかなかったため、本グラフから除外している。

(通常出願：2011年から2019年、2019年は調査時点での暫定値)



経年変化についてみると、両出願ともに「法 29 条 2：進歩性」の拒絶理由の通知率が上昇傾向であることがわかる。

また、「法 42 条 4 (2)：明確性」については、両出願ともに 2018 年までは通知率が下落傾向となっていたが、通常出願については一転して上昇に転じている。

イ. IPC セクション別

PPH 出願及び通常出願ともに、IPC セクション別の差異は認められず、どのセクションにおいても、「法 29 条 2：進歩性」及び「法 42 条 4 (2)：明確性」の通知率が他の拒絶理由と比較して非常に高くなっている。

3 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

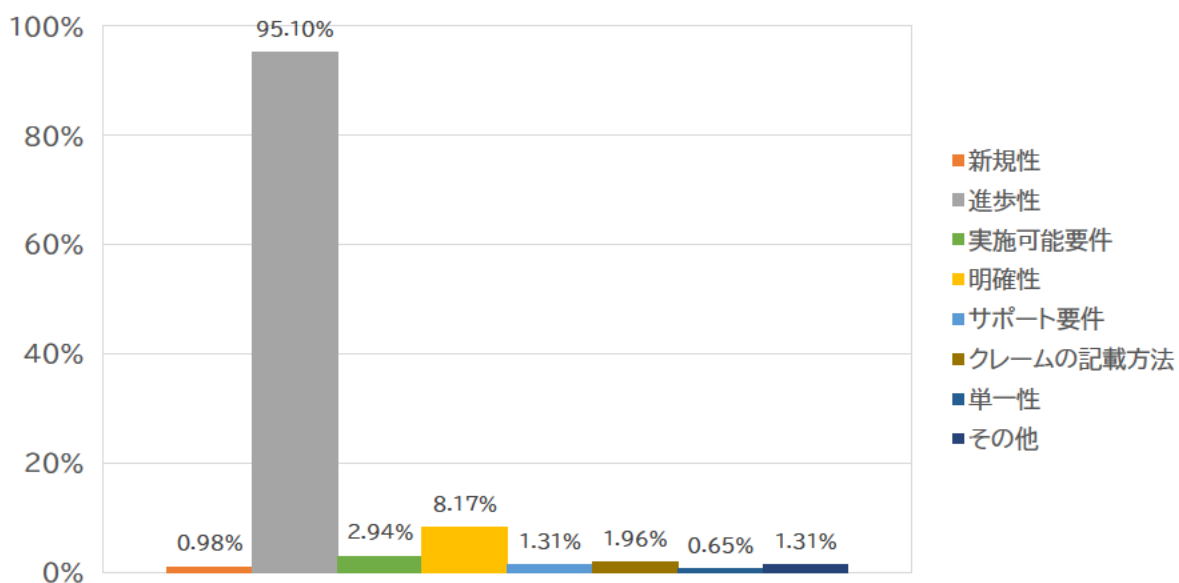
最終的な審査結果として「拒絶査定」となった調査対象出願において、如何なる拒絶理由が通知されているのか割合を集計するため、「拒絶査定」に含まれる拒絶理由を根拠条文別、発出年別及び IPC セクション別に分類、整理した結果を図 C-3-3-1 に示す。

なお、通常出願の D 及び E セクションについては、分析対象となる「拒絶査定」が発出された対象出願がなかったため、図は省略している。

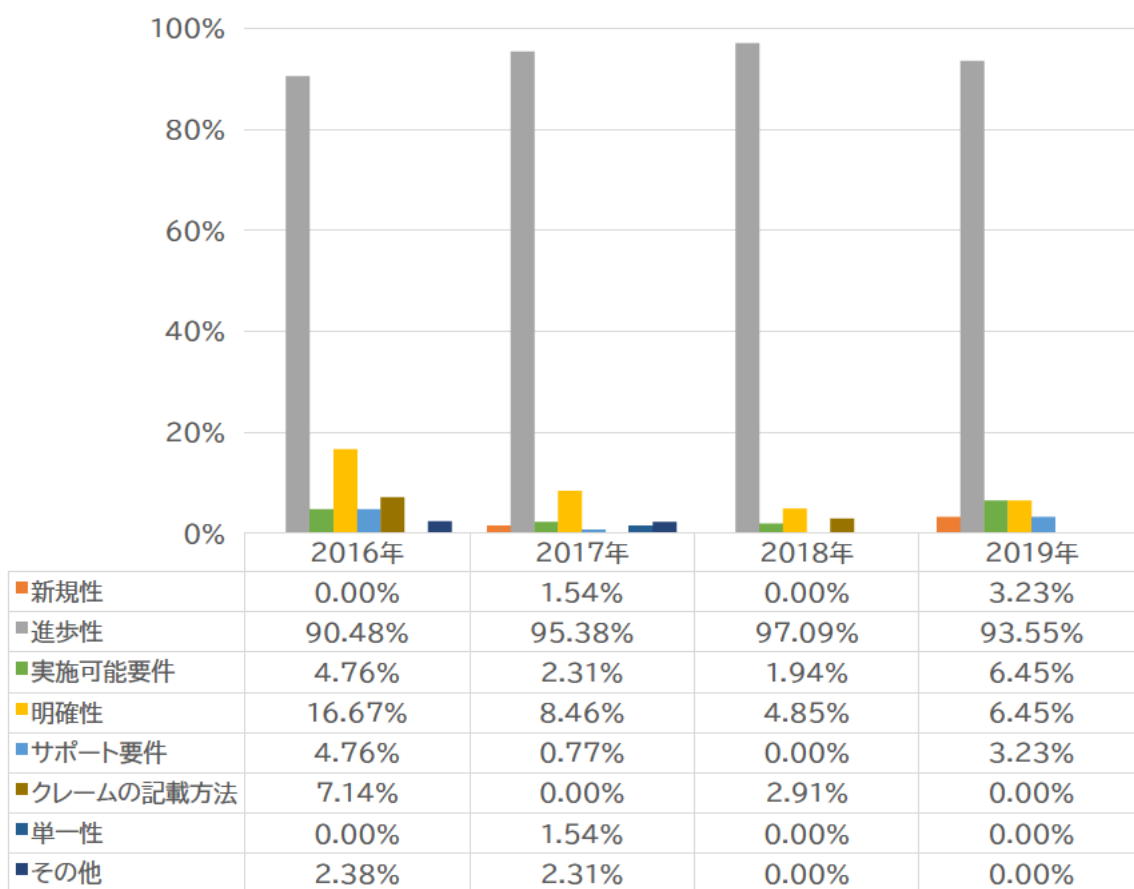
(1) 全セクション

図 C-3-3-1：「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【全セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

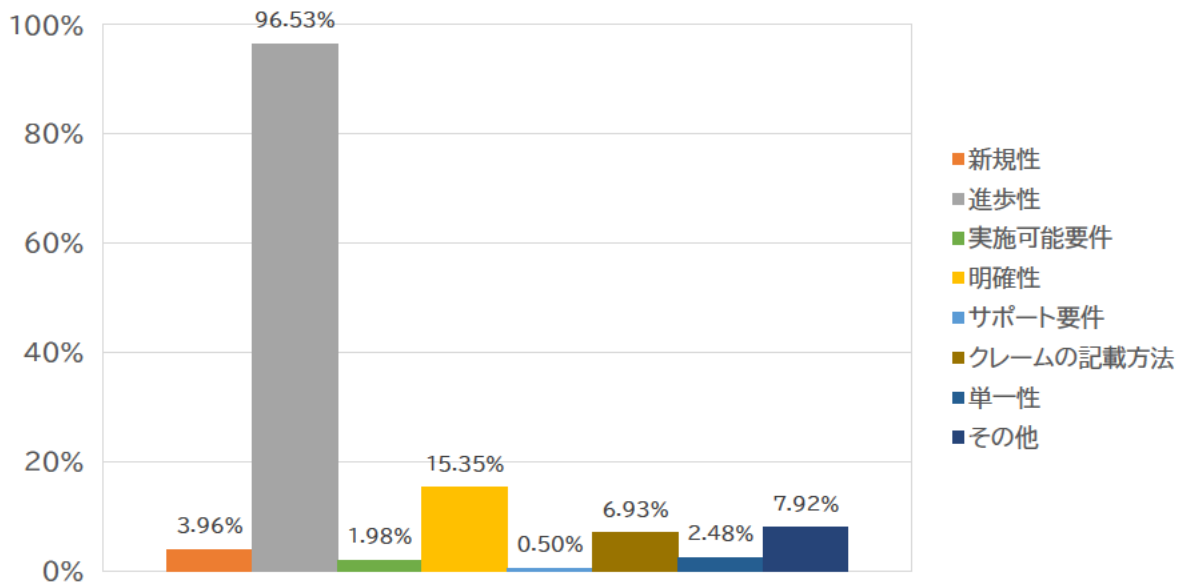


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

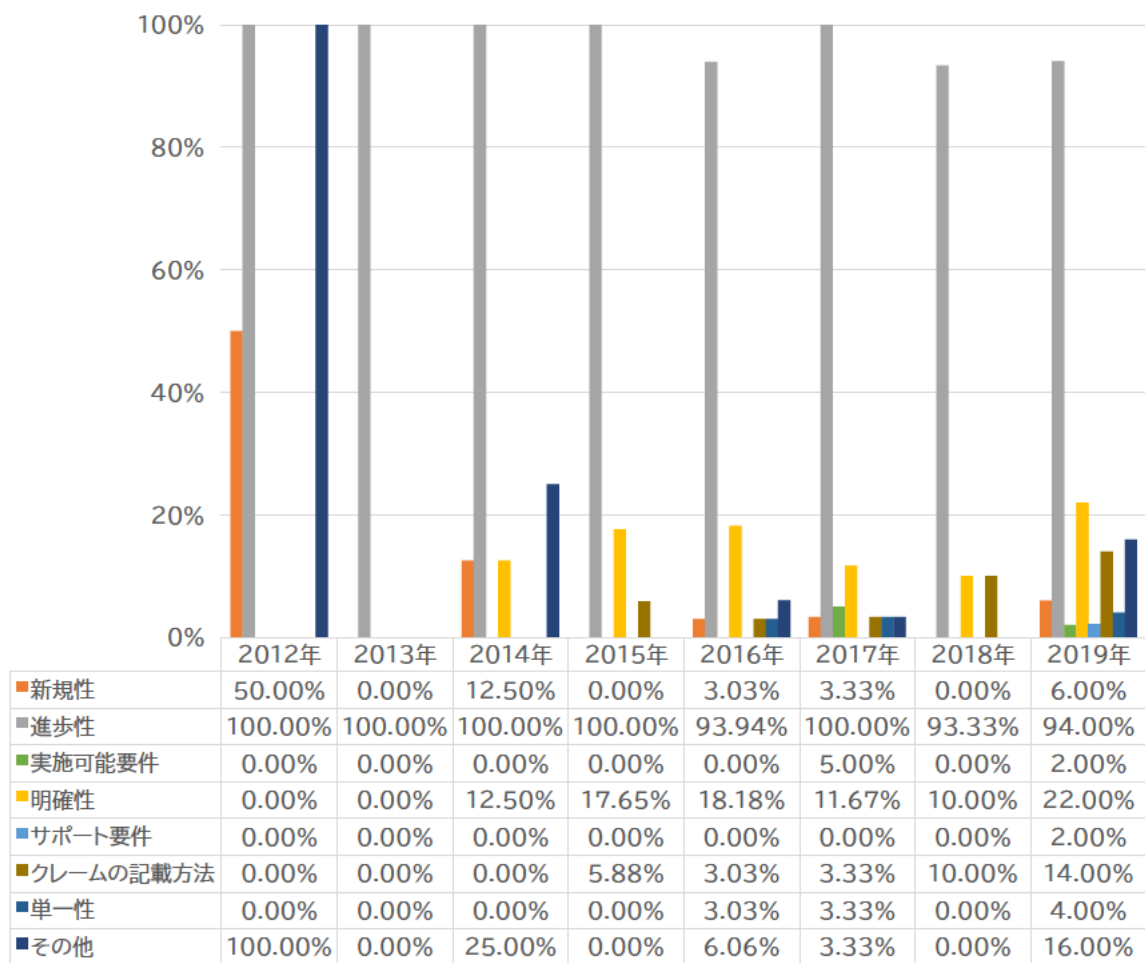


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	42	130	103	31	306

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)



— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	2	2	8	17	33	60	30	50	202

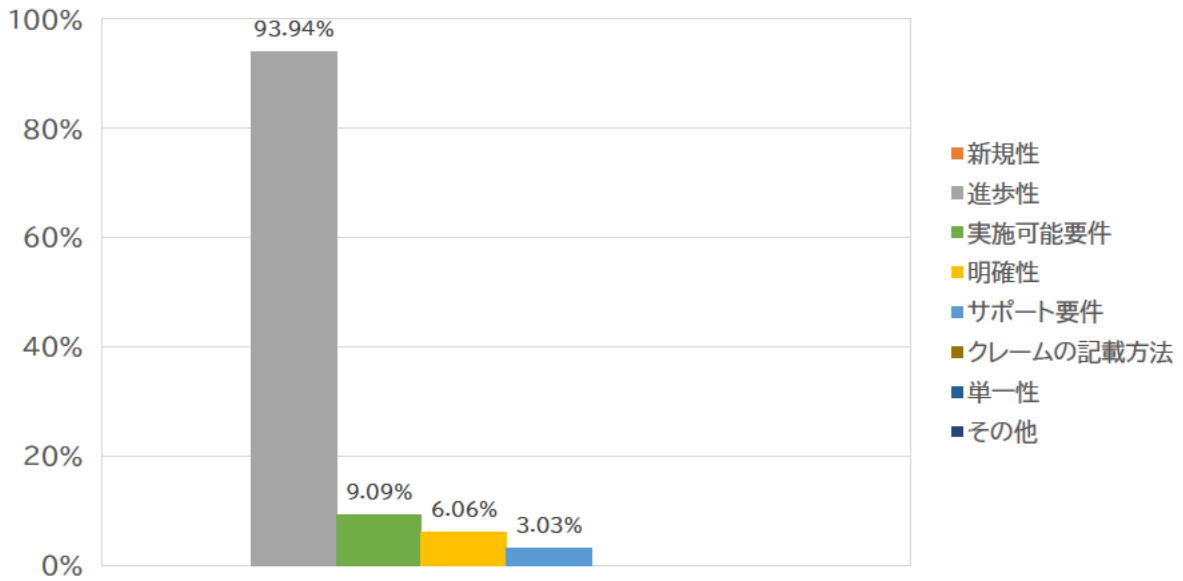
PPH 出願及び通常出願に発出された「拒絶査定」に含まれる拒絶理由の割合を比較すると、「法 29 条 2:進歩性」に関する拒絶理由を通知されていた案件が PPH 出願 (95.10%) 及び通常出願 (96.53%) ともに対象案件の 95%以上あった。

その次に通知率が高いのは、PPH 出願及び通常出願ともに「法 42 条 4 (2) :明確性」となっているが、PPH 出願の通知率 (8.17%) と通常出願の通知率 (15.35%) と通常出願の方が約 2 倍高く、また通常出願においては「法 42 条 8:クレームの記載方法」に関する拒絶理由の通知率が PPH 出願よりも約 3 倍高くなっており、PPH 出願と比較して拒絶査定においてクレームに関する拒絶理由の通知率が通常出願において高くなっている。

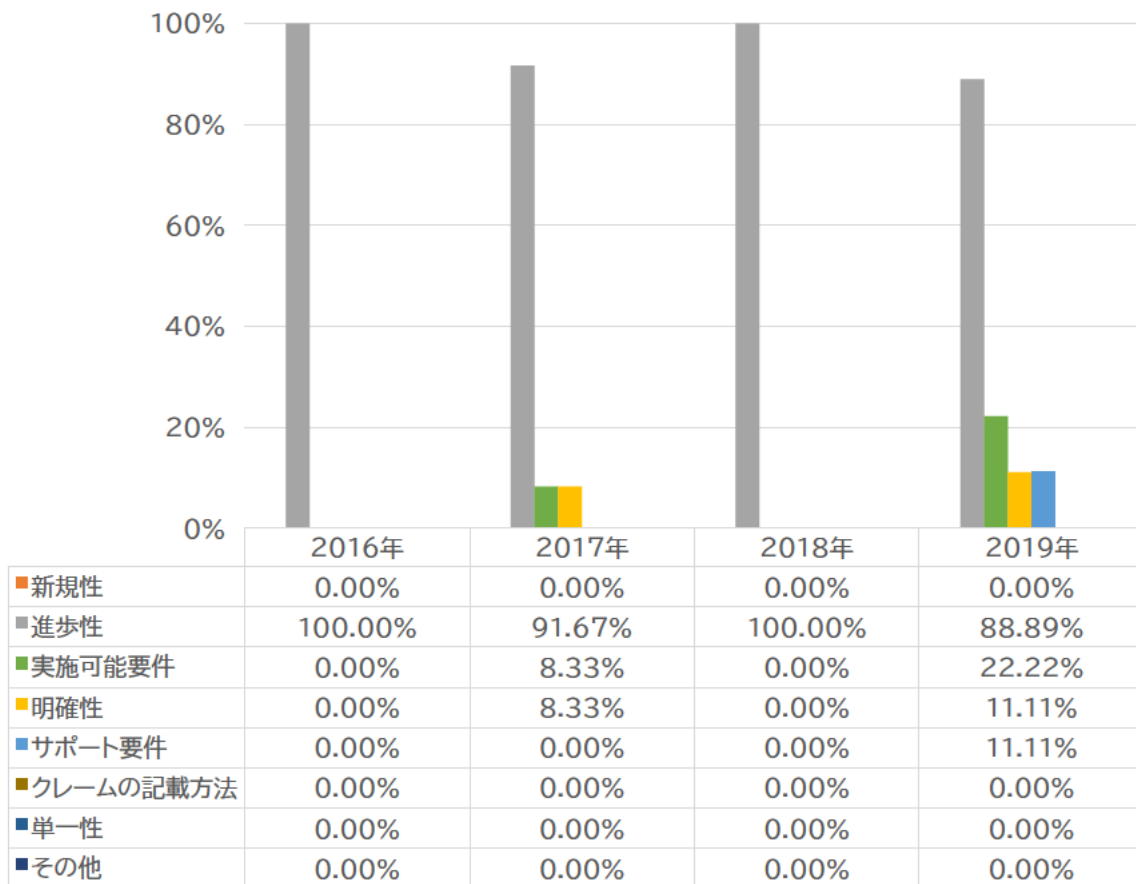
(2) IPC セクション別

図 C-3-3-1A：「拒絶査定」の審査結果に含まれる拒絶理由【A セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

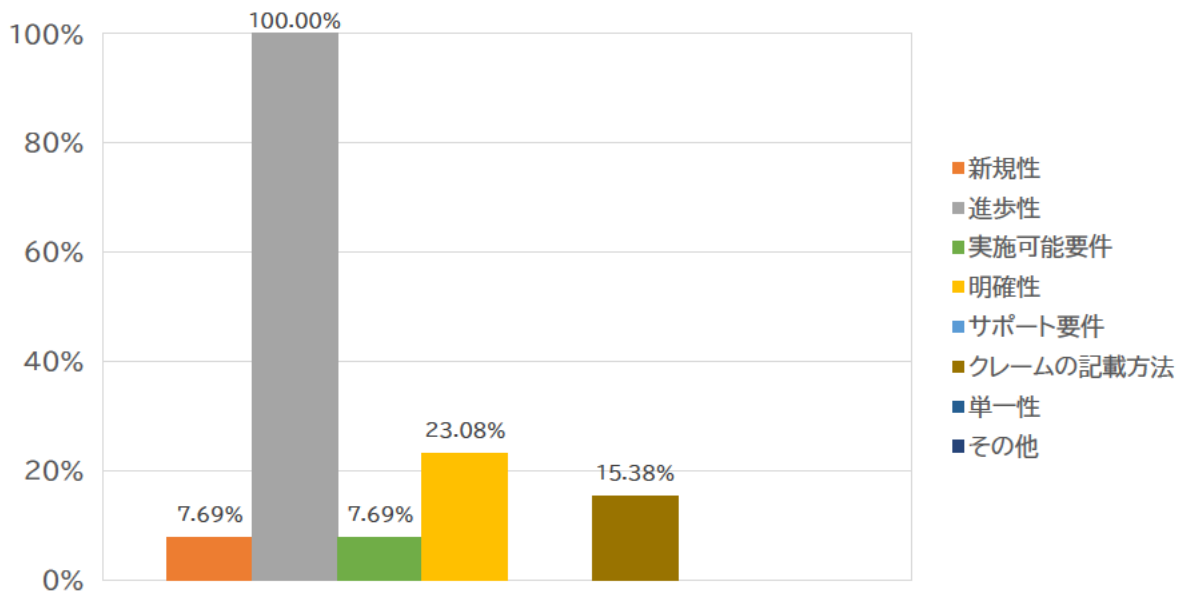


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

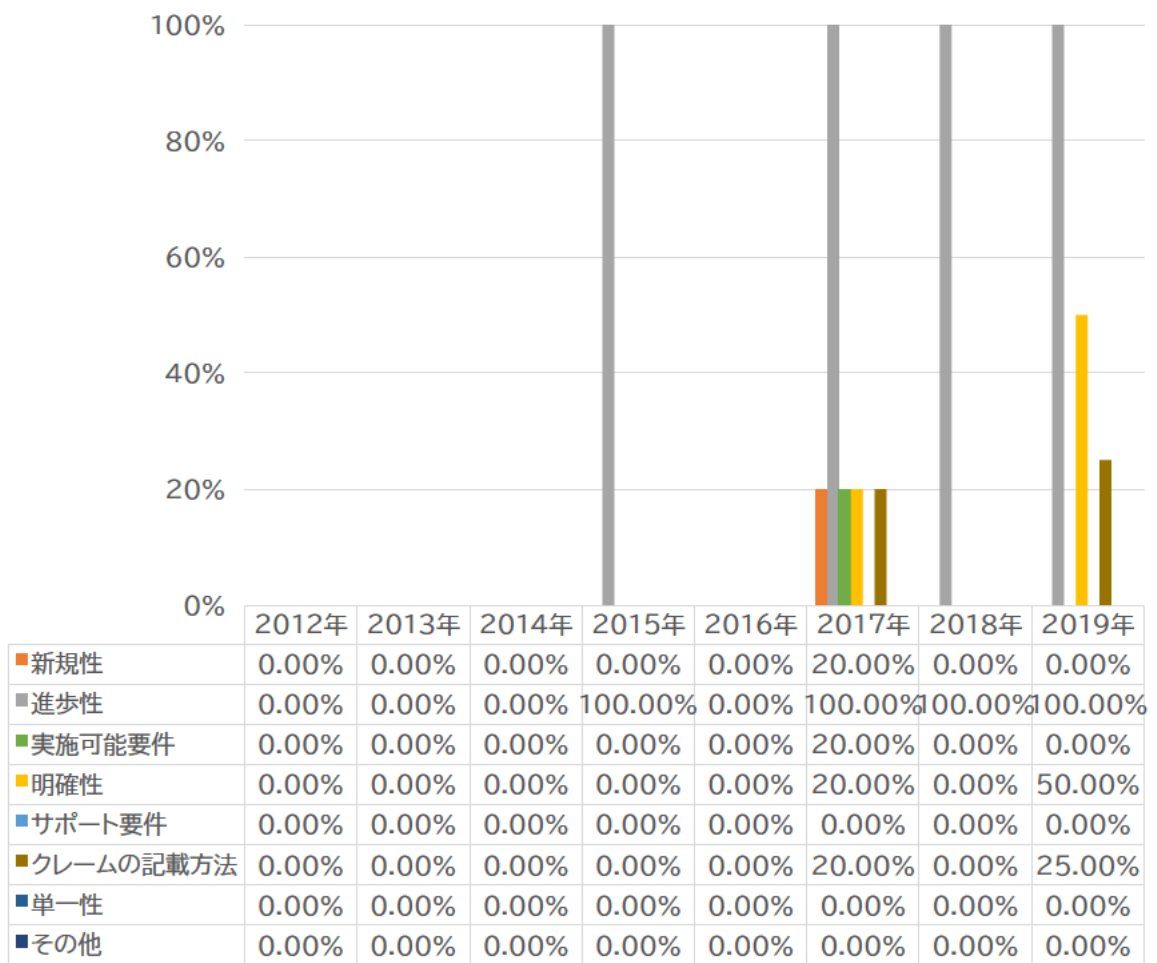


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	4	12	8	9	33

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)



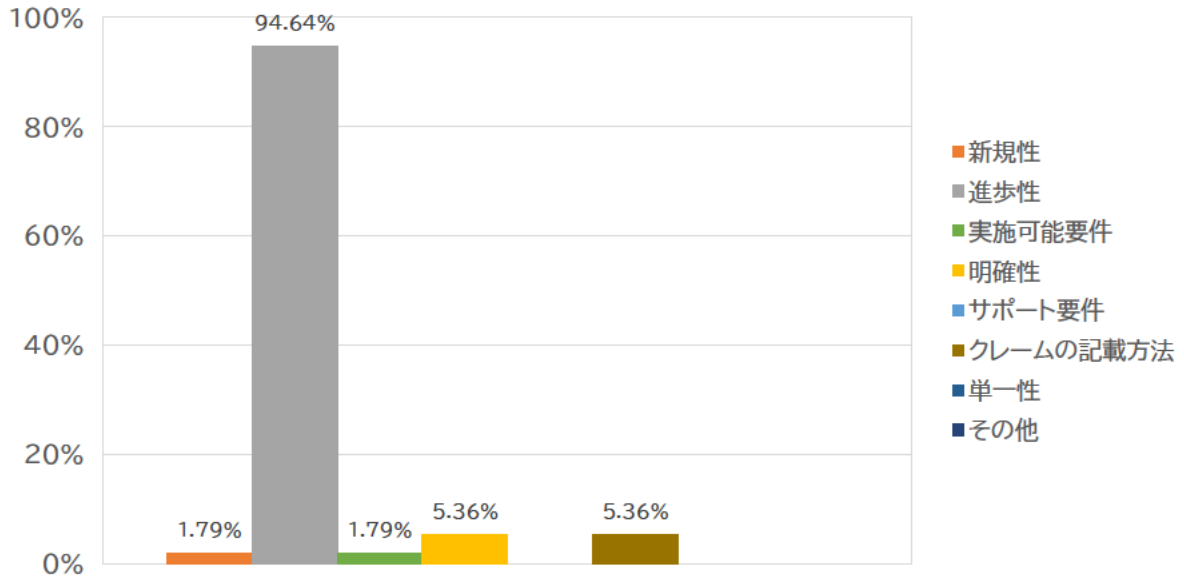
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



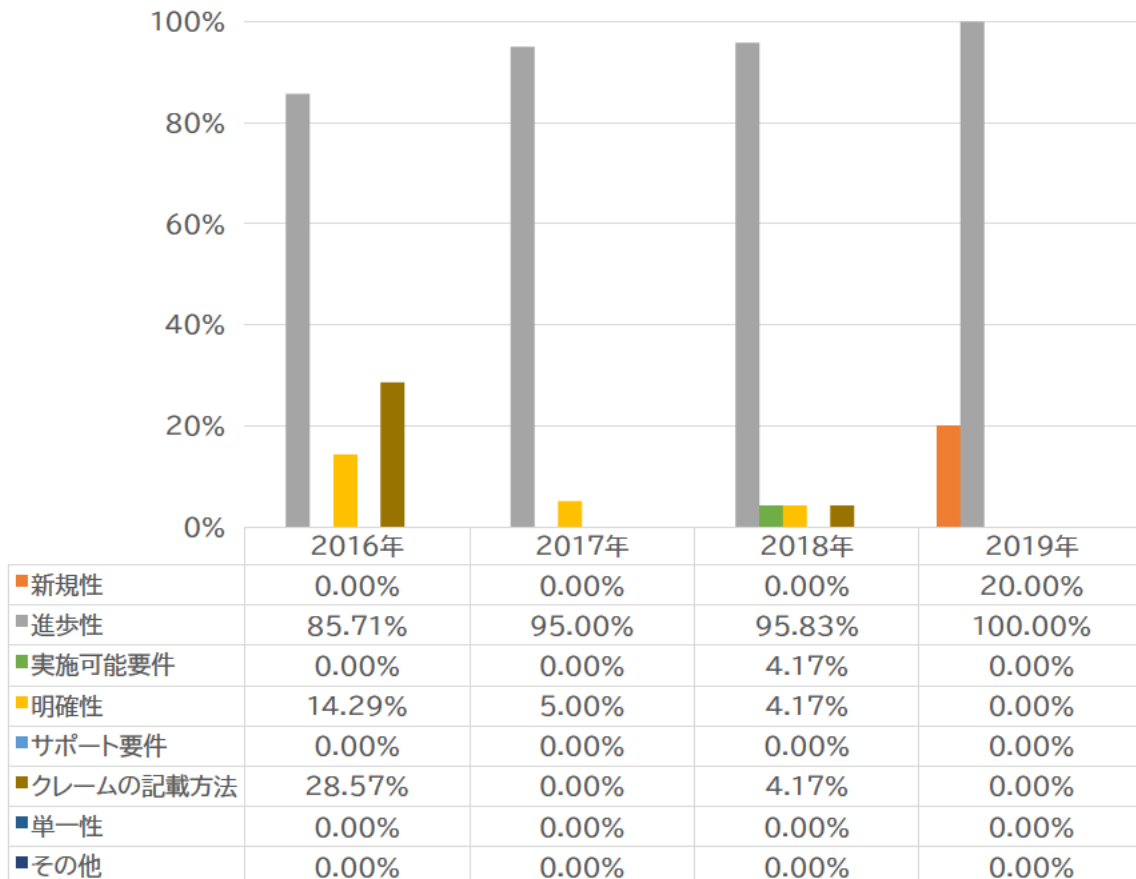
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	0	1	0	5	3	4	13

図 C-3-3-1B : 「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【B セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

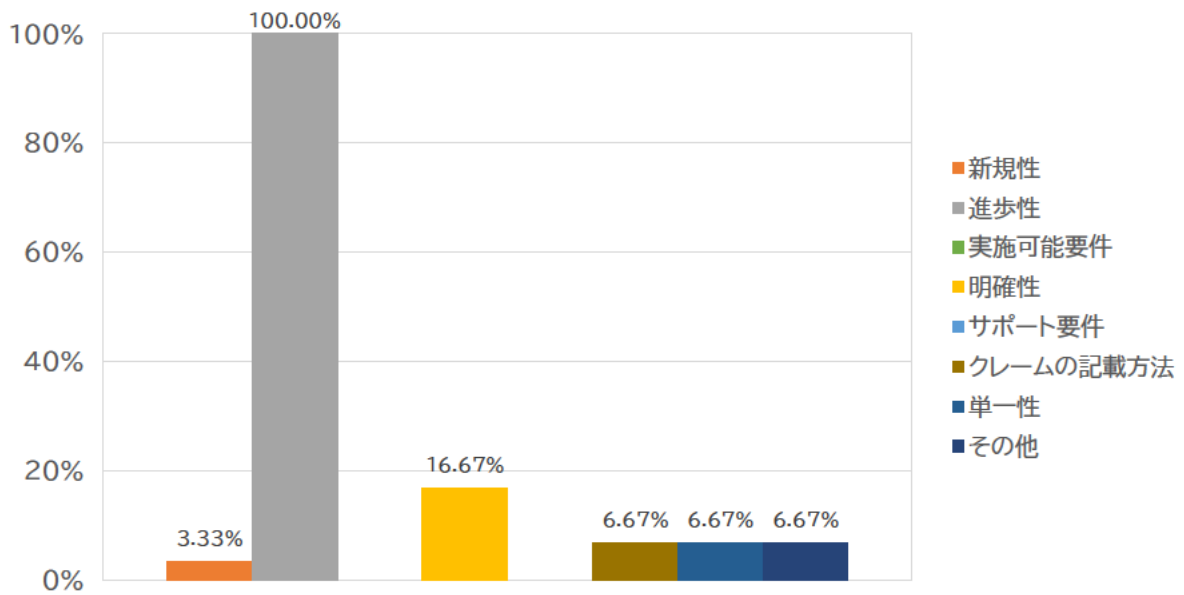


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

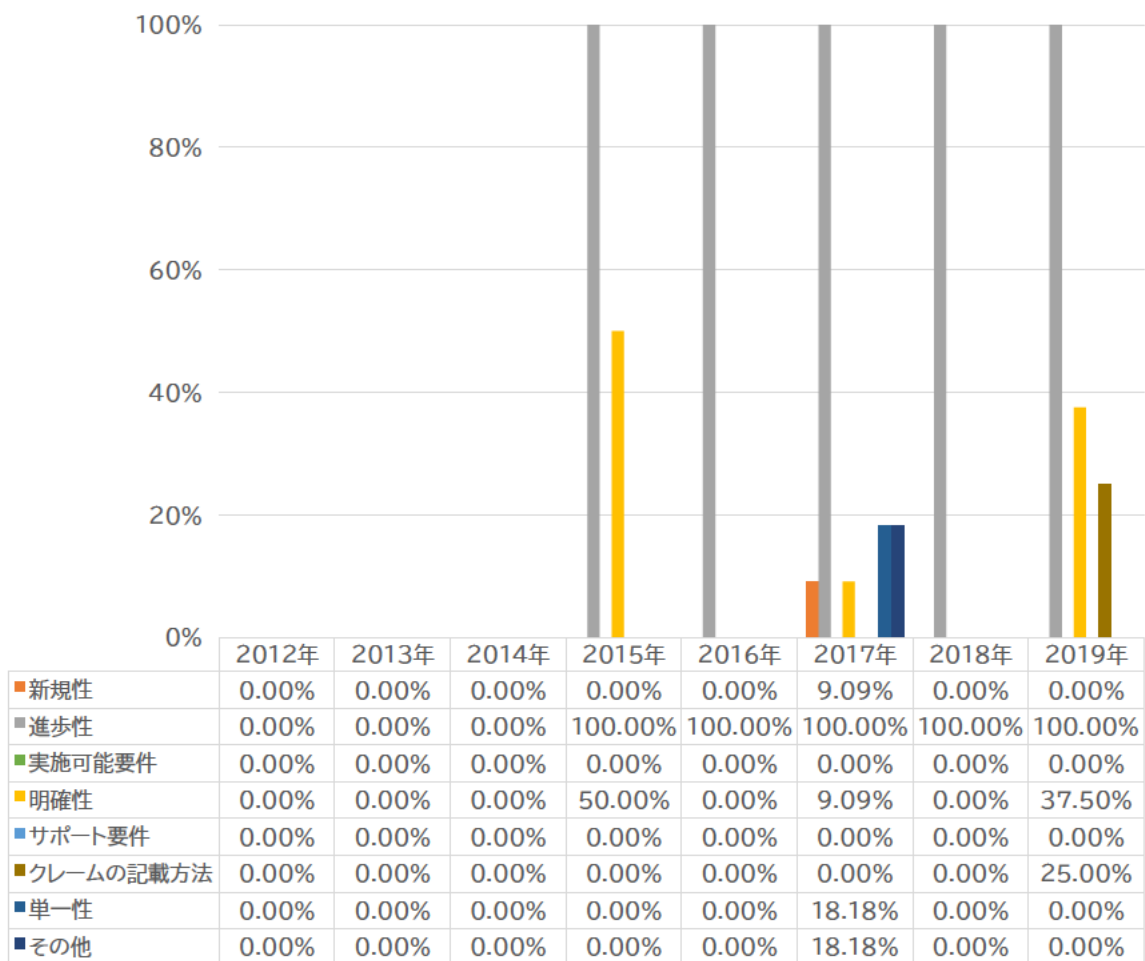


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	7	20	24	5	56

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)



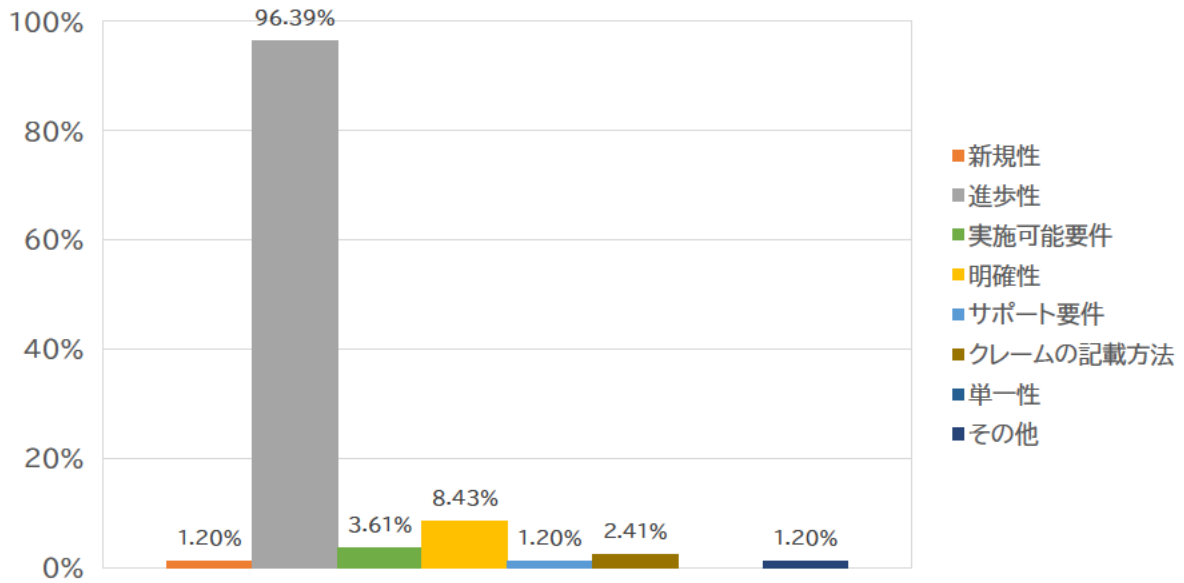
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



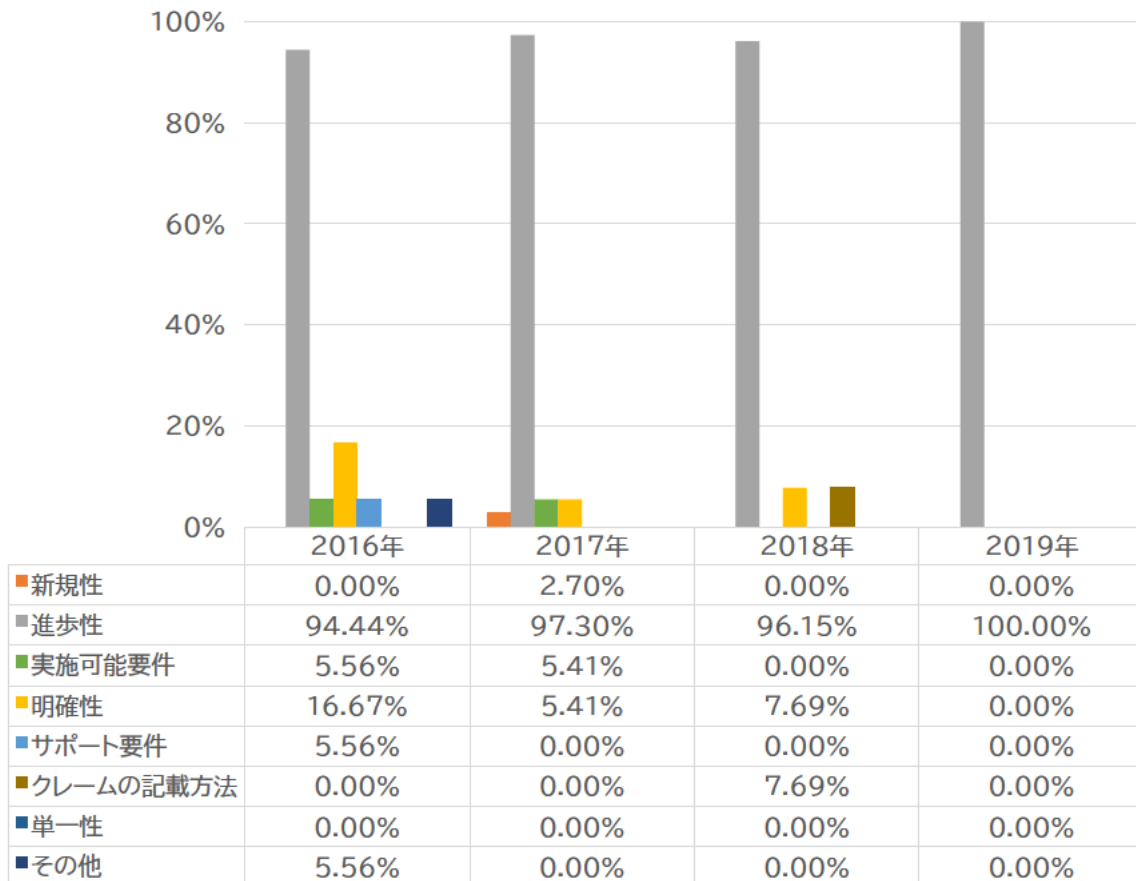
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	0	2	4	11	5	8	30

図 c-3-3-1C：「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【C セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

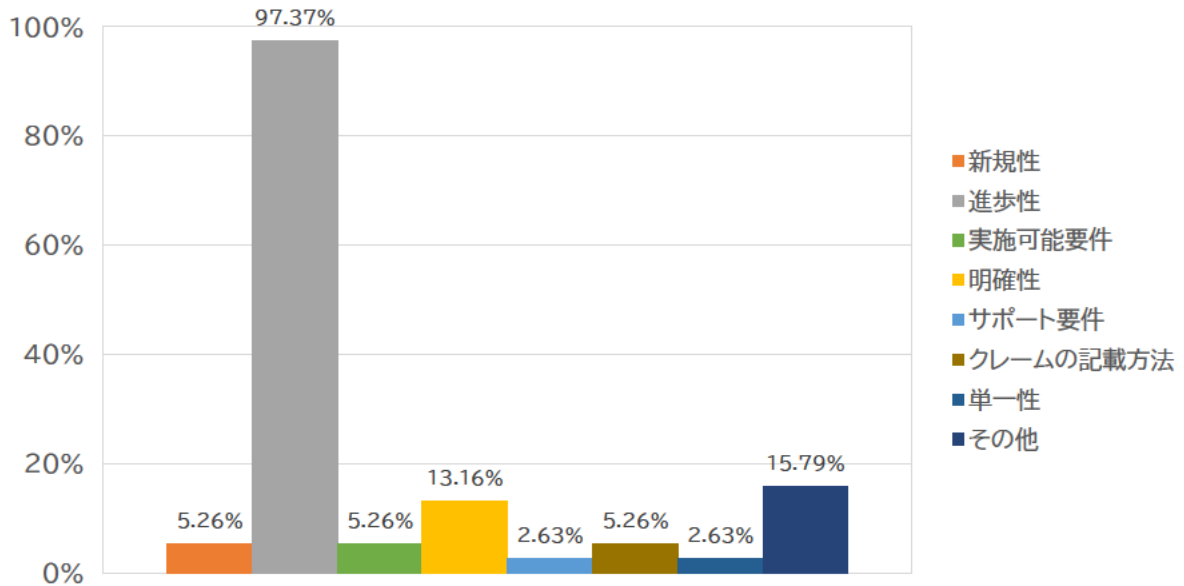


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

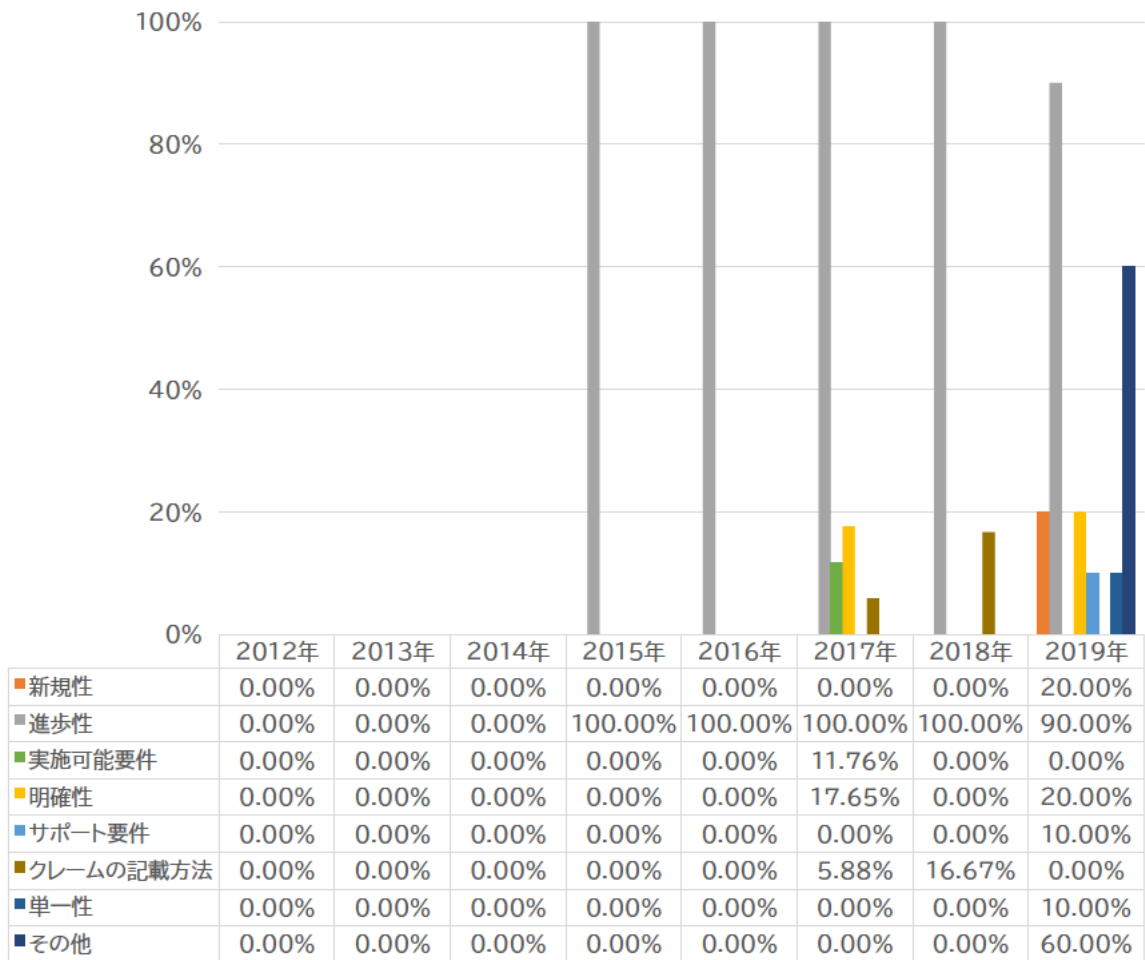


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	18	37	26	2	83

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)



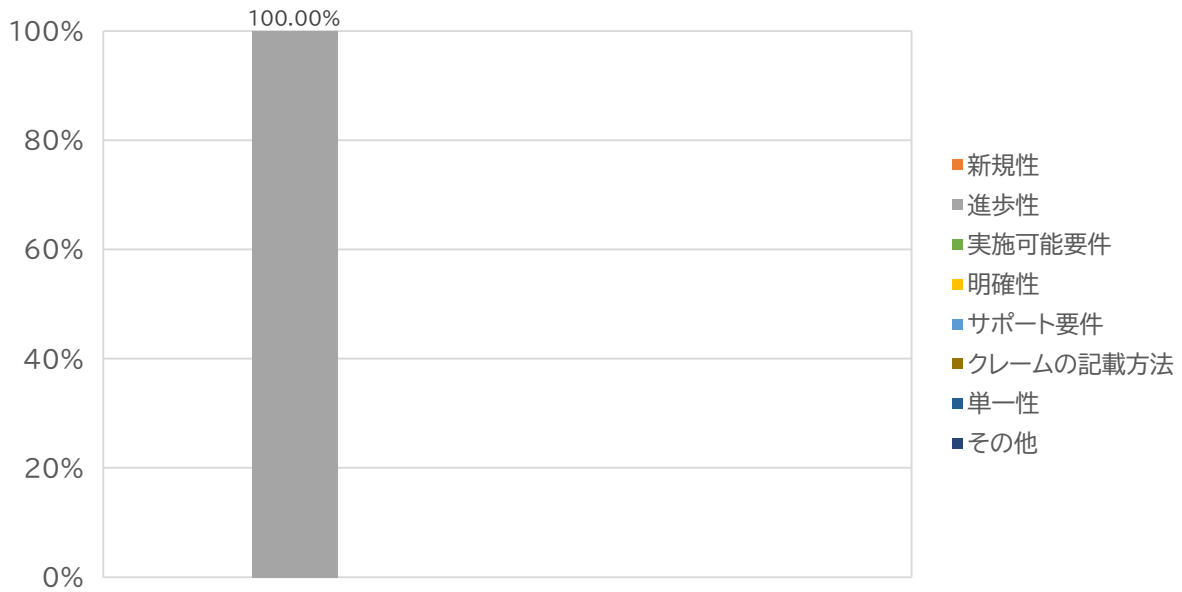
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



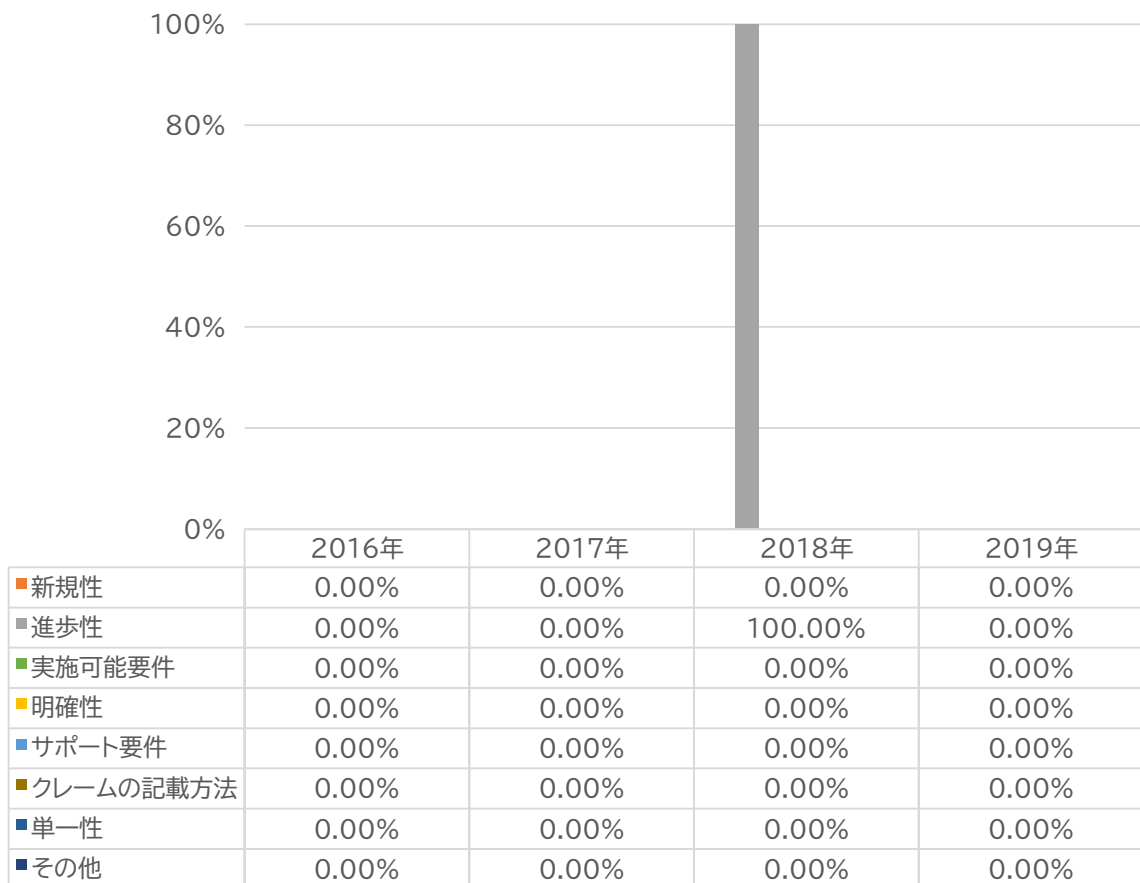
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	0	3	2	17	6	10	38

図 C-3-3-1D : 「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【D セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)



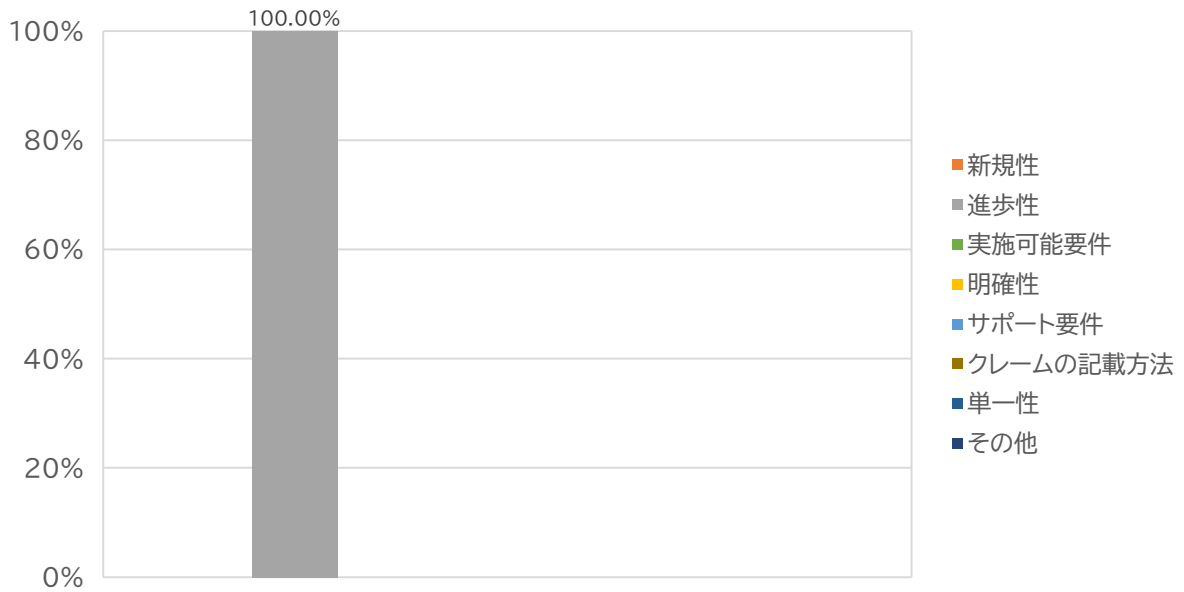
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



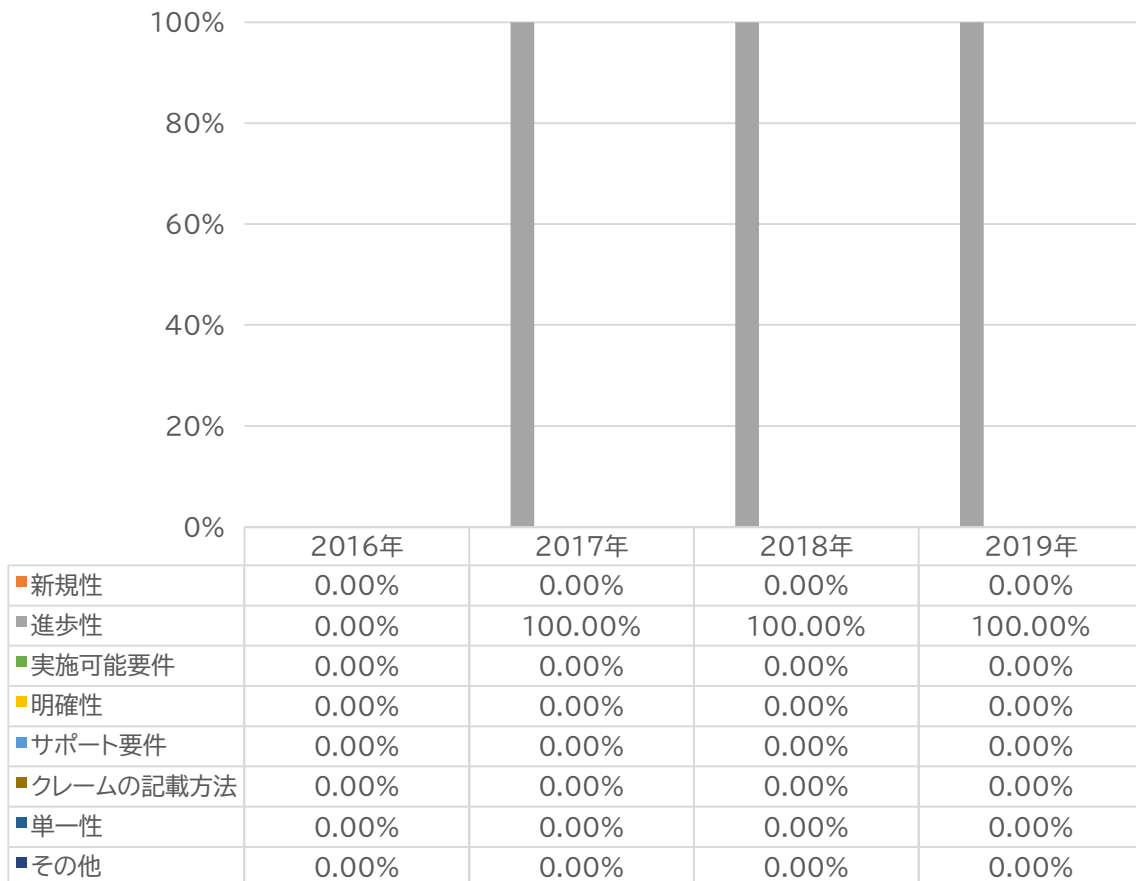
	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	1	0	1

図 C-3-3-1E : 「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【E セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)



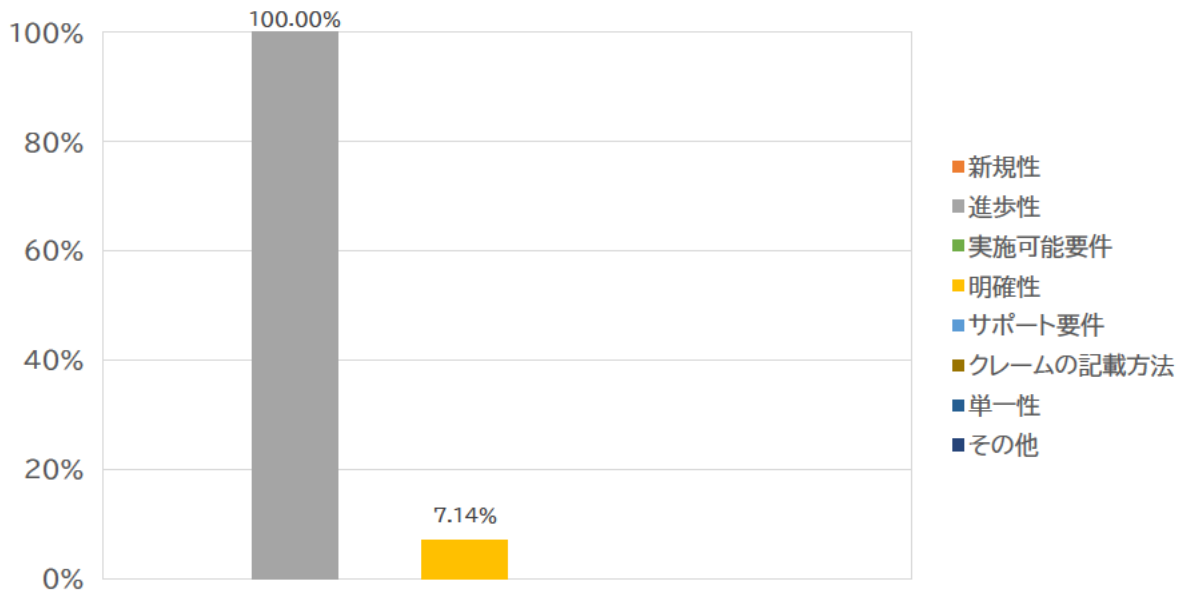
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



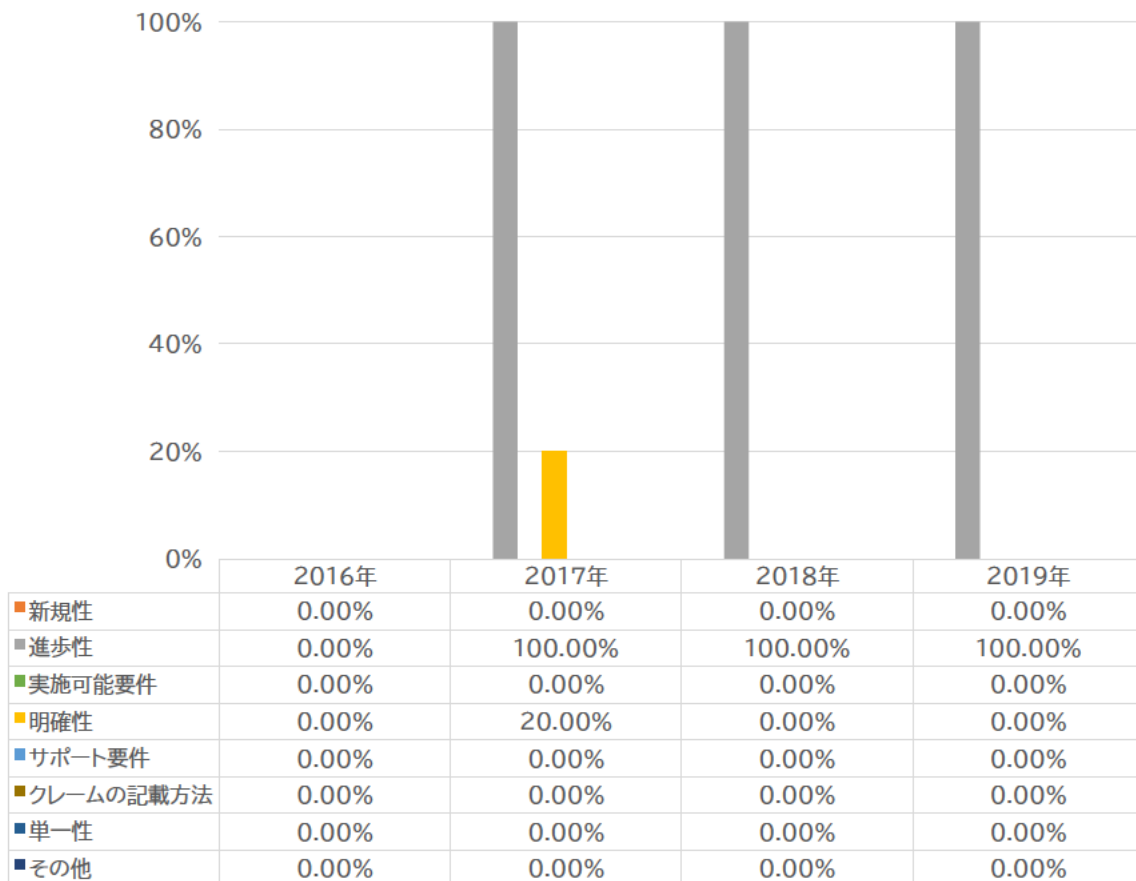
	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	1	1	1	3

図 C-3-3-1F：「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【Fセクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

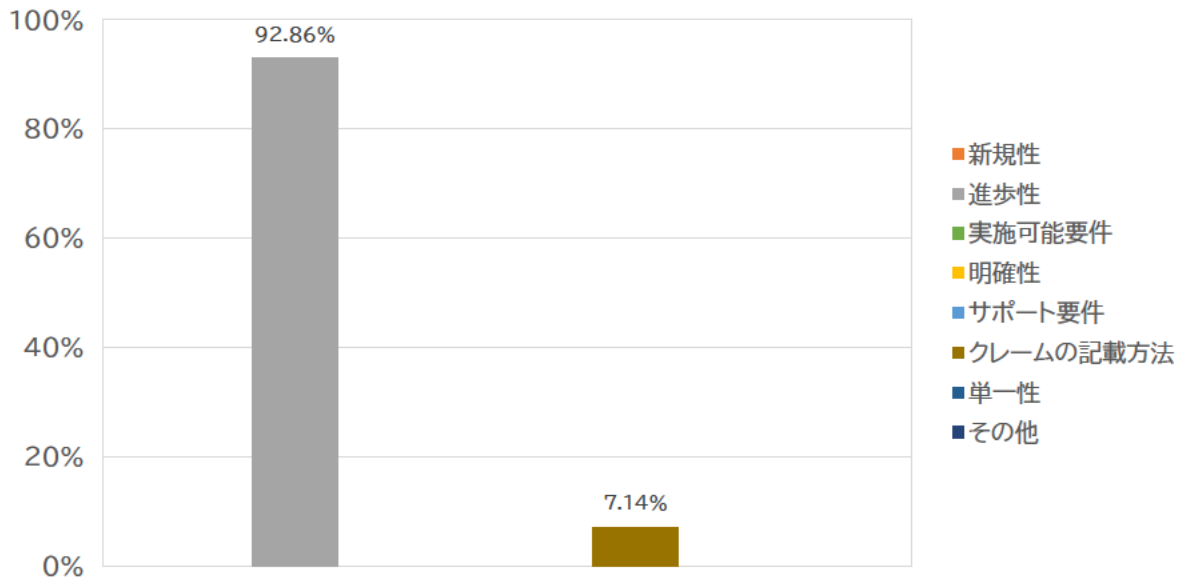


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

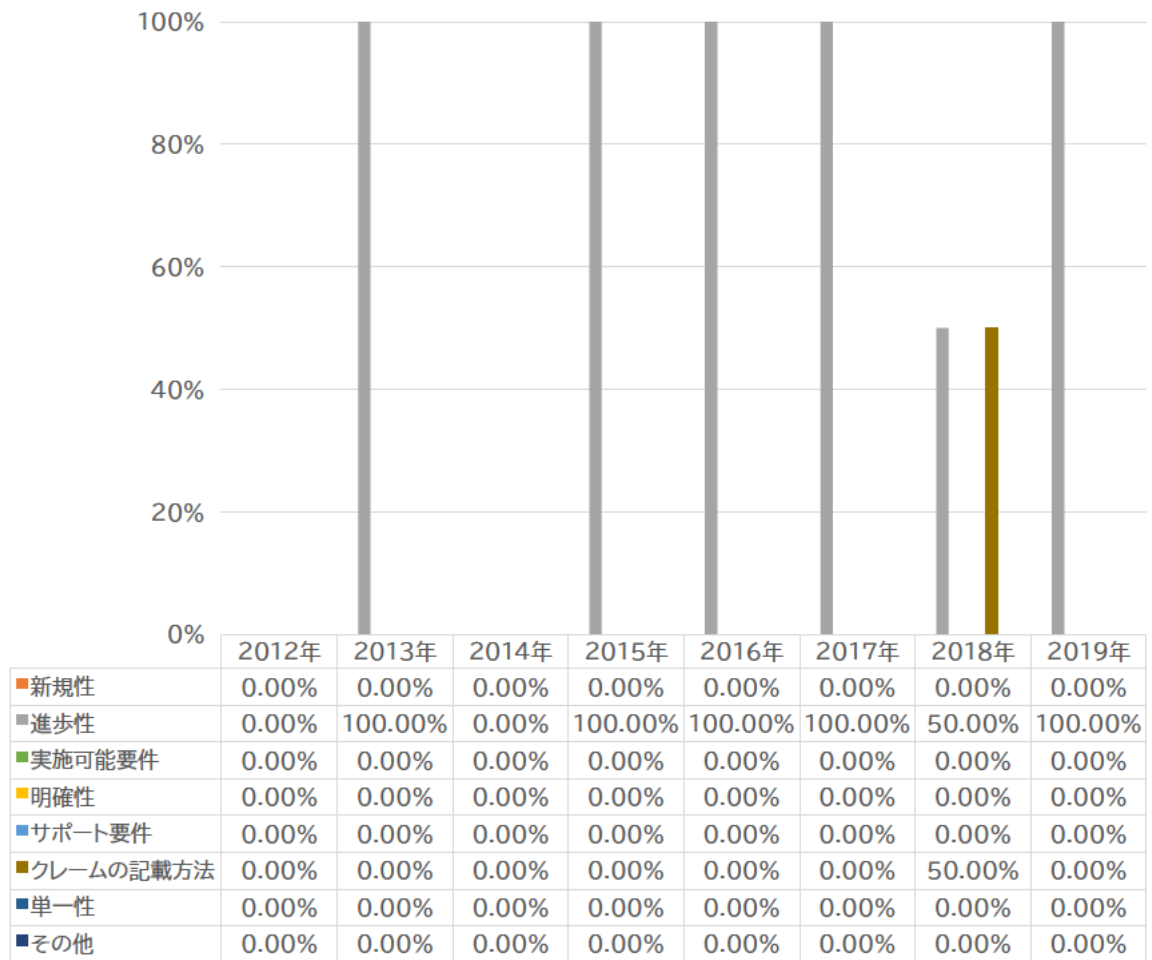


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	5	8	1	14

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)



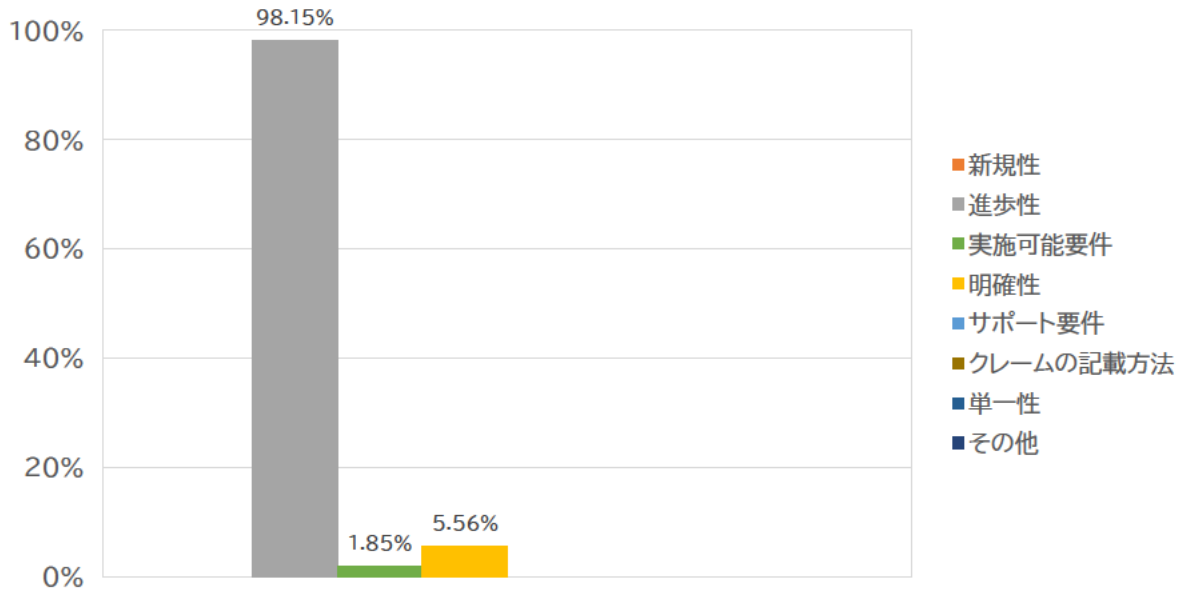
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



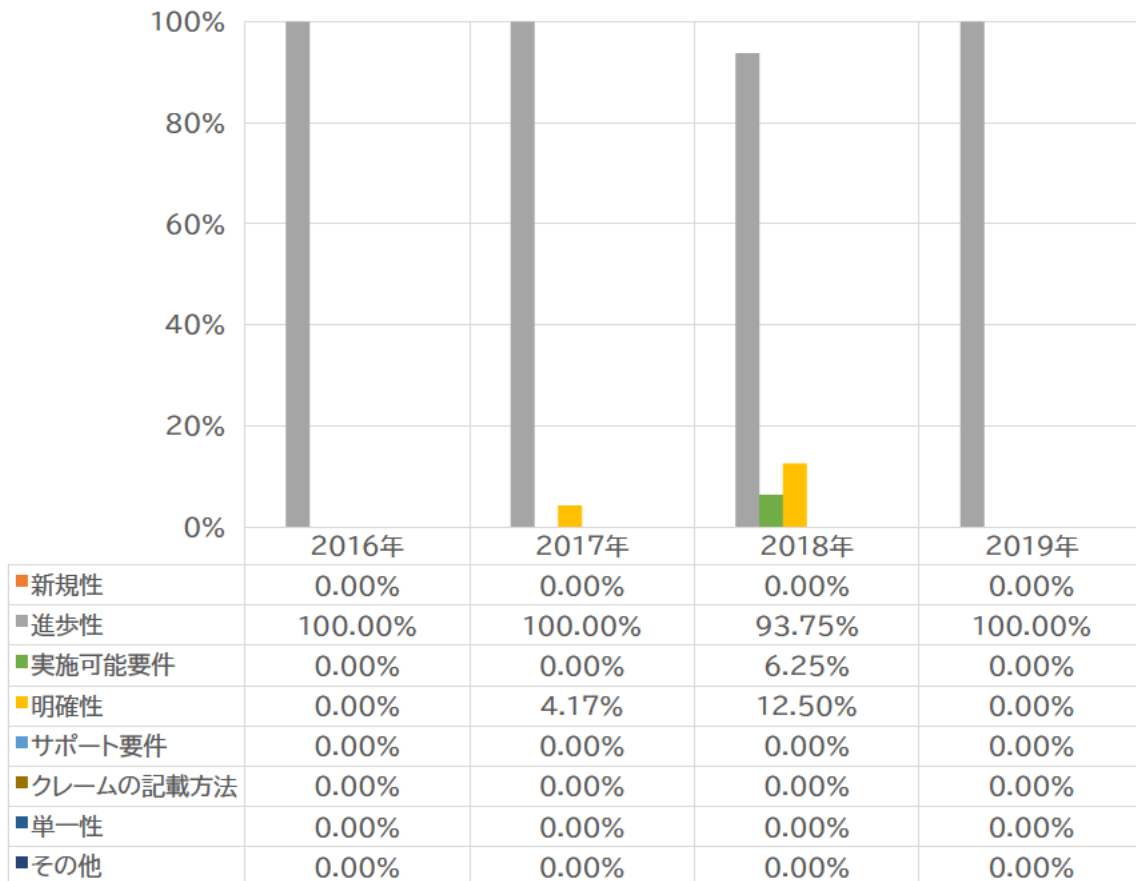
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	2	0	3	1	3	2	3	14

図 C-3-3-1G : 「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【G セクション】

(PPH 出願：発出年 2017 年から 2019 年の総計)

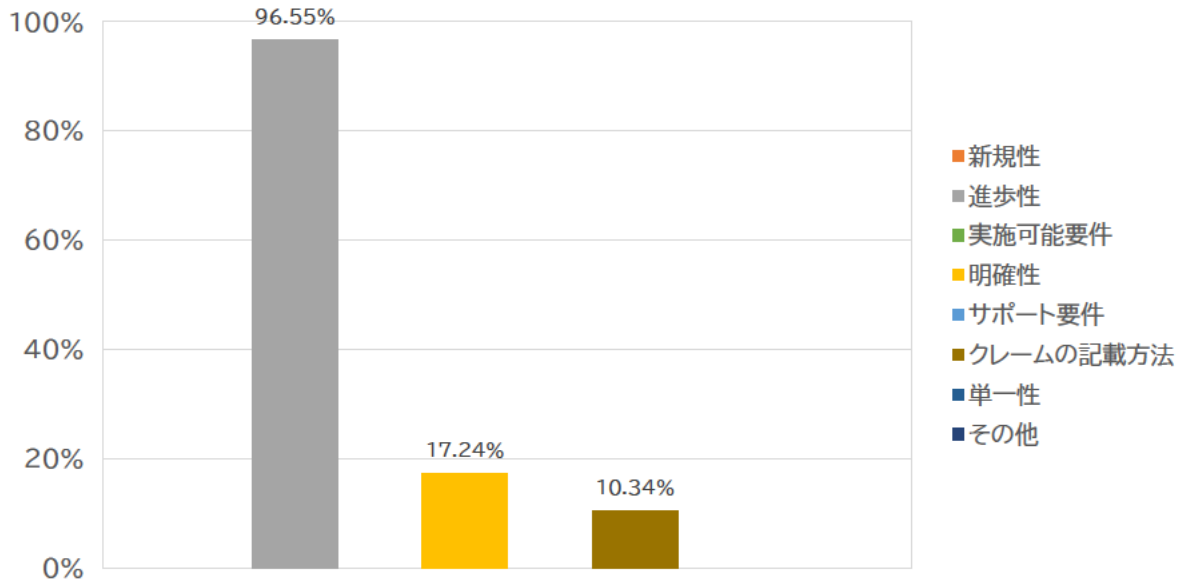


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

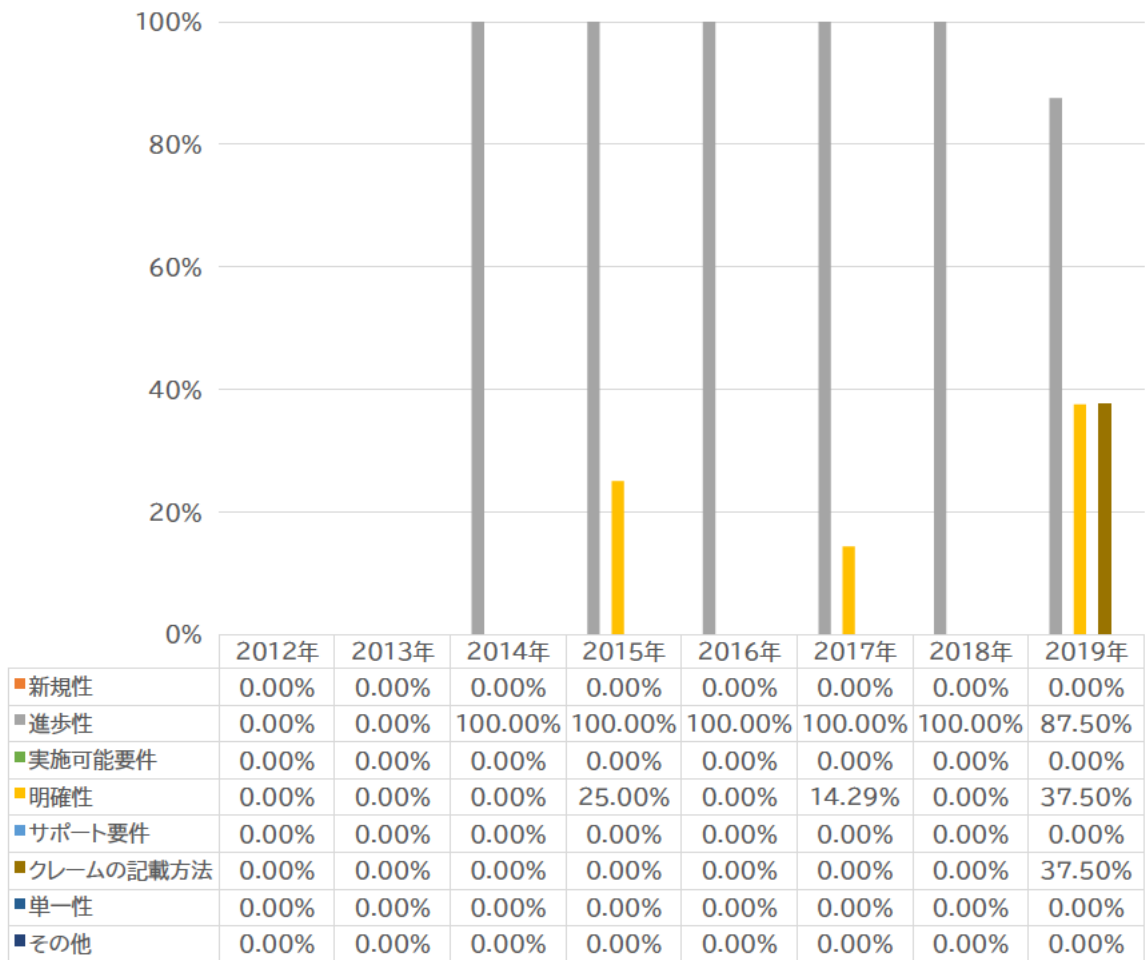


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	4	24	16	10	54

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)



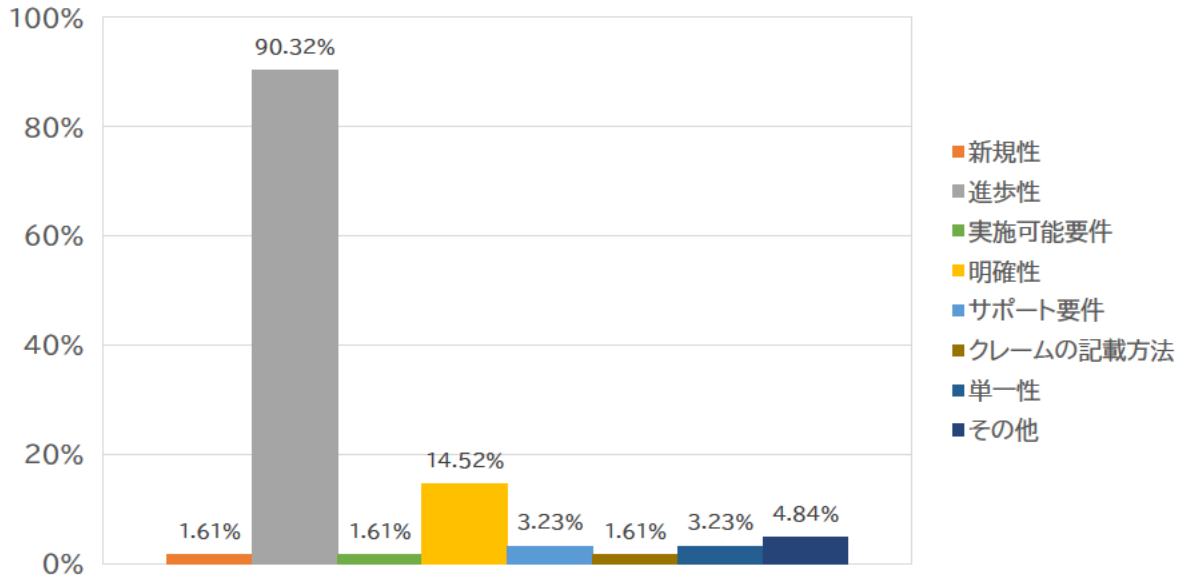
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



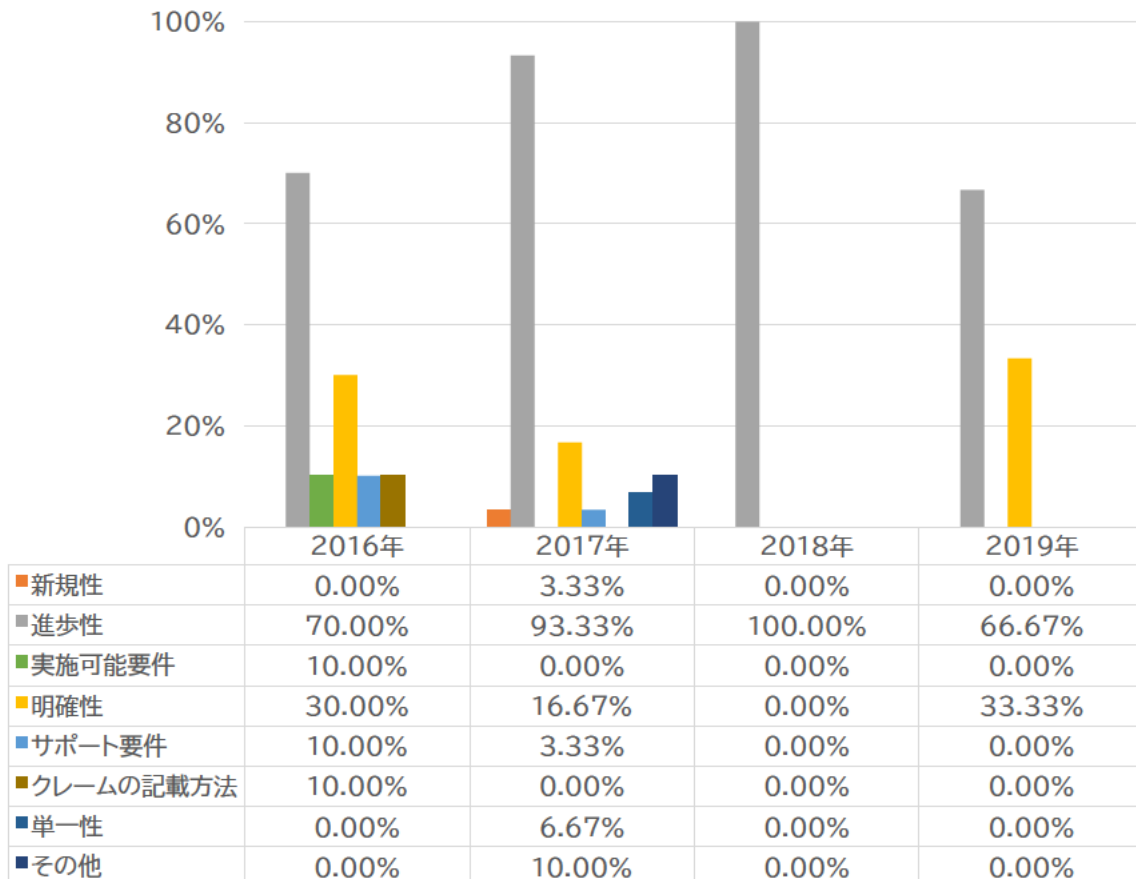
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	2	4	6	7	2	8	29

図 C-3-3-1H：「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【H セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

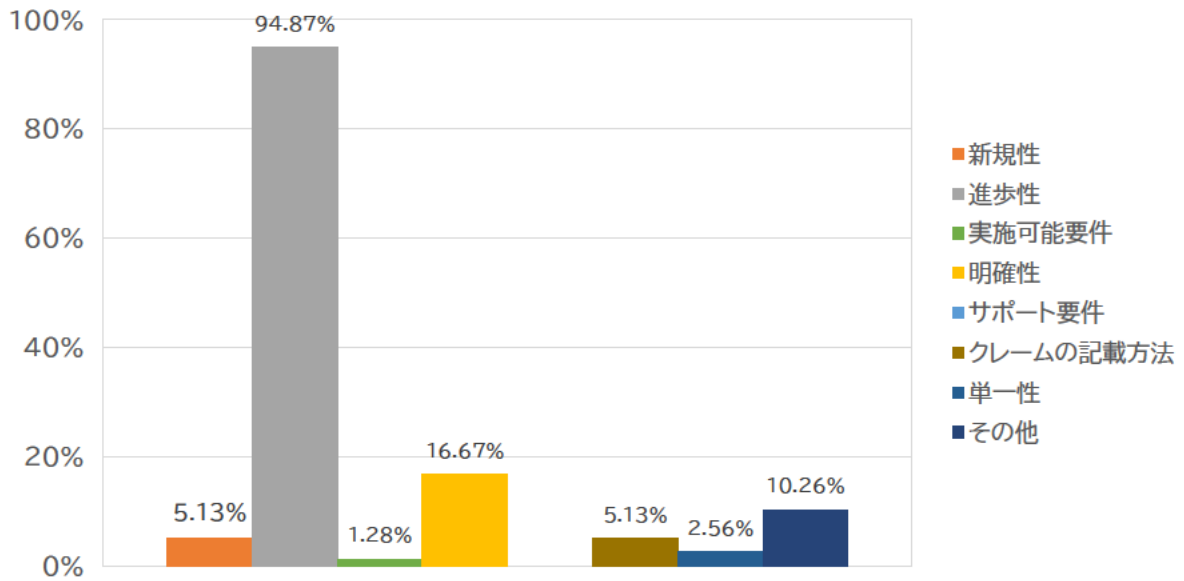


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

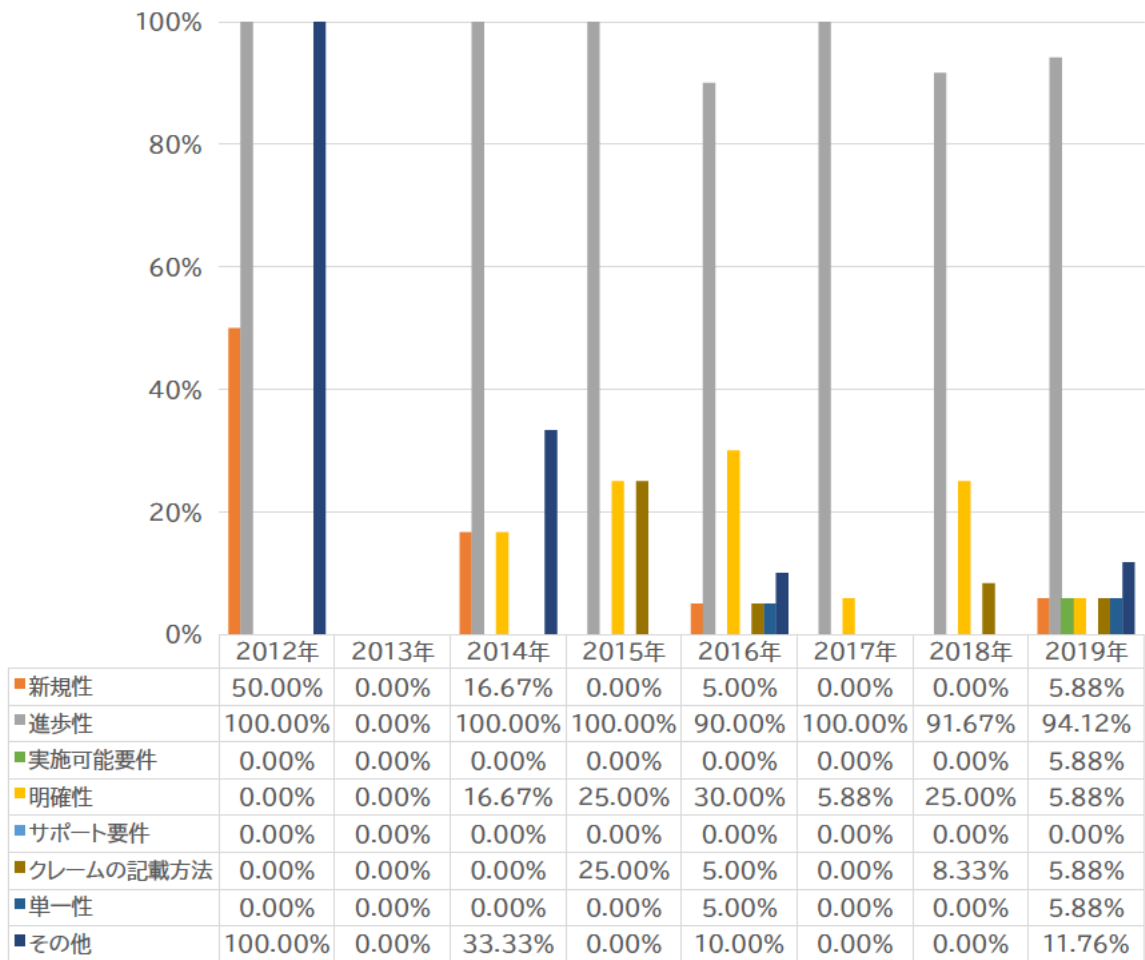


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	10	30	19	3	62

(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)



— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

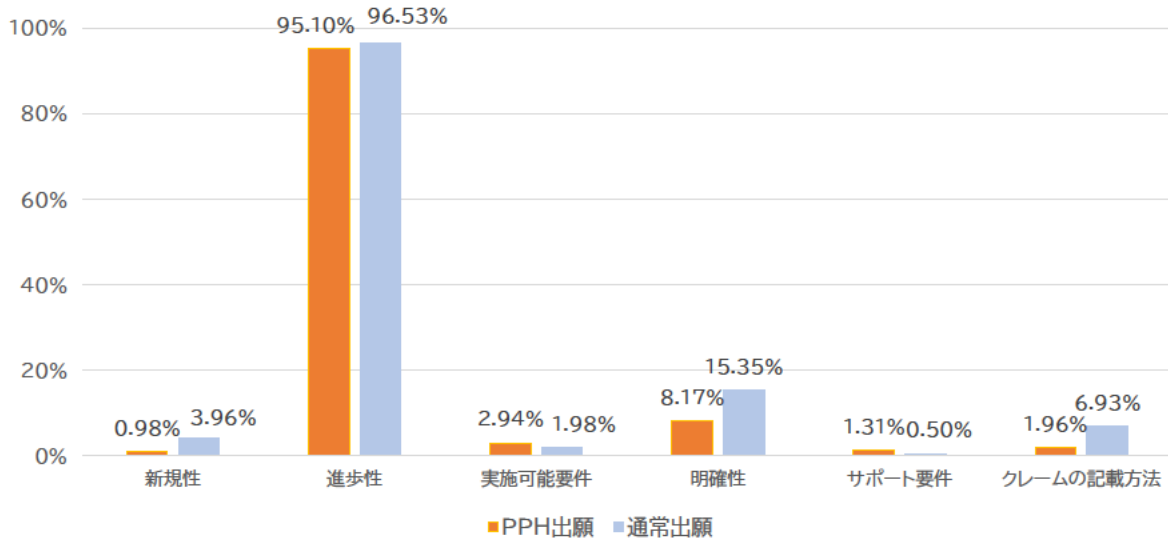


	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	2	0	6	4	20	17	12	17	78

(3) 小括

PPH 出願と通常出願に対する「拒絶査定」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 29 条 2：進歩性」に関する拒絶理由の通知率が 95%以上となっており非常に高く、両出願に差異は認められない。なお、通知率自体は、両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅（PPH 出願：約 28%/通常出願：約 15%）に上昇している。

図 C-3-3-2：「拒絶査定」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願		通常出願	
1. 法 29 条 2： 進歩性	95.10% (67.23%)	1. 法 29 条 2： 進歩性	96.53% (81.76%)
2. 法 42 条 4 (2)： 明確性	8.17% (44.96%)	2. 法 42 条 4 (2)： 明確性	15.35% (37.93%)
3. 法 42 条 3 (1)： 実施可能要件	2.94% (7.77%)	3. 法 42 条 8： クレームの記載方法	6.93% (15.90%)
4. 法 42 条 8： クレームの記載方法 ⁵	1.96% (10.55%)	4. 法 29 条 1 (1) 及び(2)： 新規性	3.96% (13.93%)
5. 法 42 条 4 (1)： サポート要件	1.31% (7.77%)	5. 法 42 条 3 (1)： 実施可能要件	1.98% (5.68%)

※ () 内は、「最初の拒絶理由通知」における通知率

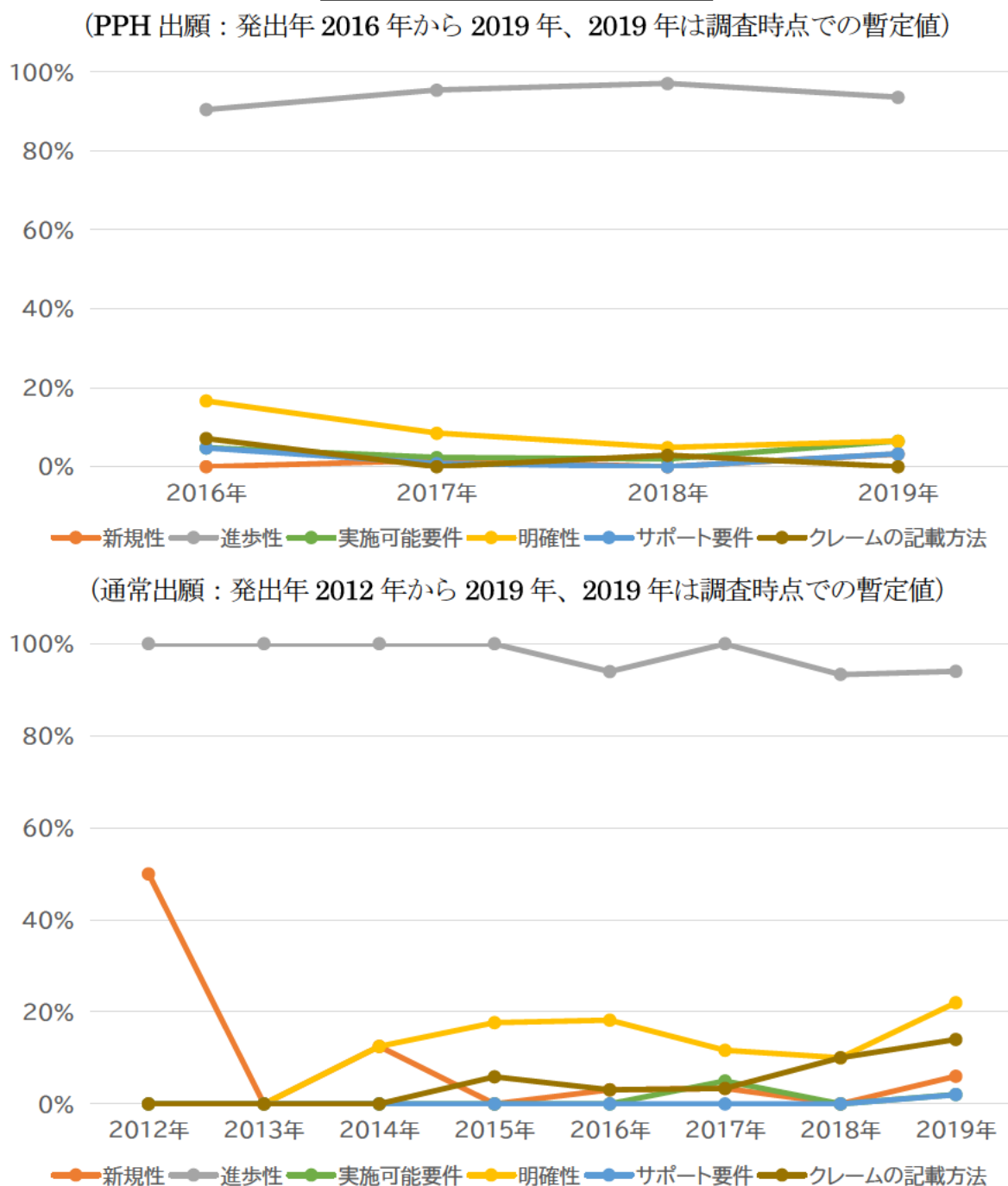
※「その他」は除く

⁵ 韓国特許法 42 条 8 は、クレームの記載方法に関する必要な事項について大統領令で定める旨の条文であるが、その具体的な内容は、韓国特許法施行令 5 条に規定されている。特に日本からの出願に対して通知される当該条文を根拠とした拒絶理由は、同条 6 項のマルチマルチクレームに関する規定に基づく拒絶理由が多い。(韓国では、マルチマルチクレームは認められていない。)

「法 29 条 2 : 進歩性」の次に通知率の高いのは、PPH 出願及び通常出願ともに「法 42 条 4 (2) : 明確性」である。なお、通知率自体は、両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅 (PPH 出願 : 約 37% / 通常出願 : 約 23%) に下落している。

逆に、両出願ともに上記以外の拒絶理由についての通知率は、「最初の拒絶理由通知」における通知率から下落している。

図 3-3-3 : 「拒絶査定」において通知率の高い拒絶理由上位項目の
発出年別の推移【全セクション】



経年変化についてみると、PPH 出願の場合、「法 29 条 2：進歩性」及び「法 42 条 4 (2)：明確性」の通知率は減少傾向を示している一方、「法 42 条 3 (1)：実施可能要件」は上昇傾向を示している。

また、通常出願の場合、「法 29 条 2：進歩性」の通知率は減少傾向を示している一方、「法 42 条 4 (2)：明確性」及び「法 42 条 8：クレームの記載方法」は上昇傾向を示している。

4 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願において特許査定を得るまでに何回の応答を必要としたかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」から「特許査定」を得るまでに何回（「最初の拒絶理由通知」も含む）の拒絶理由通知が発出されているかを集計し、分析した。

また、如何なる拒絶理由を通知された場合に当該拒絶理由を覆すことが困難であるのかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由別に、当該対象出願が「特許査定」を得るまでに何回の拒絶理由通知が発出されているかも集計し、分析した。

「最初の拒絶理由通知」が発出され最終的な審査結果が「特許査定」になった PPH 出願 (1,812 件) 及び通常出願 (1,117 件) に発出された拒絶理由通知の回数の集計結果を表 C-4-1 に示す。

(1) 全セクション

表 C-4-1：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【全セクション】

(PPH 出願)					(通常出願)				
拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	80	1.29	4	1	新規性	146	1.32	3	1
進歩性	1135	1.29	4	1	進歩性	888	1.27	4	1
実施可能要件	142	1.20	3	1	実施可能要件	66	1.23	4	1
明確性	857	1.17	3	1	明確性	435	1.26	4	1
サポート要件	145	1.19	3	1	サポート要件	57	1.28	3	1
クレームの記載方法	200	1.24	4	1	クレームの記載方法	174	1.19	3	1
全体	1812	1.23	4	1	全体	1117	1.26	4	1

PPH 出願が、「特許査定」を得るまでに何回の拒絶理由通知が発出されたかを集計すると、全セクションの平均は 1.23 回であった一方で、通常出願の全セクションの平均は 1.26 回であった。

また、どのような拒絶理由が克服しづらいのかを分析するため「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由別についても集計をし、PPH 出願の場合は「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」及び「法 29 条 2：進歩性」が通知された案件に対して発出された拒絶理由通知の回数 (1.29 回) が最も多く、通常出願の場合は、「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」が通知された案件に対して発出された拒絶理由通知の回数 (1.32 回) が最も多かつ

た。それ以外では、PPH 出願の場合、「法 42 条 8：クレームの記載方法」が通知された案件に対する発出回数（1.24 回）となっている。

通常出願の場合は、「法 42 条 4（1）：サポート要件」が通知された案件に対する発出回数（1.28 回）が多くなっており、次いで「法 29 条 2：進歩性」（1.27 回）となっている。

(2) IPC セクション別

表 C-4-1A：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【A セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	8	1.25	2	1	新規性	8	1.38	2	1
進歩性	118	1.32	3	1	進歩性	40	1.28	2	1
実施可能要件	15	1.33	3	1	実施可能要件	4	1.25	2	1
明確性	102	1.23	3	1	明確性	22	1.09	2	1
サポート要件	20	1.15	2	1	サポート要件	7	1.29	2	1
クレームの記載方法	22	1.36	3	1	クレームの記載方法	10	1.30	2	1
全体	177	1.27	3	1	全体	53	1.25	2	1

表 C-4-1B：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【B セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	13	1.08	2	1	新規性	23	1.17	2	1
進歩性	174	1.33	3	1	進歩性	148	1.25	3	1
実施可能要件	34	1.18	2	1	実施可能要件	14	1.07	2	1
明確性	142	1.19	3	1	明確性	68	1.26	2	1
サポート要件	17	1.24	2	1	サポート要件	7	1.29	2	1
クレームの記載方法	38	1.21	3	1	クレームの記載方法	35	1.26	2	1
全体	293	1.25	3	1	全体	188	1.22	3	1

表 C-4-1C：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【C セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	25	1.40	4	1	新規性	29	1.48	3	1
進歩性	316	1.23	4	1	進歩性	179	1.29	3	1
明確性	202	1.17	3	1	実施可能要件	20	1.35	3	1
サポート要件	62	1.23	3	1	明確性	87	1.30	3	1
実施可能要件	54	1.20	3	1	サポート要件	16	1.38	3	1
クレームの記載方法	64	1.27	4	1	クレームの記載方法	54	1.24	3	1
全体	479	1.20	4	1	全体	232	1.25	3	1

表 C-4-1D：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【D セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	-	-	-	-
進歩性	10	1.30	2	1
明確性	5	1.40	2	1
サポート要件	3	1.33	2	1
実施可能要件	-	-	-	-
クレームの記載方法	4	1.25	2	1
全体	14	1.21	2	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	-	-	-	-
進歩性	8	1.50	2	1
実施可能要件	1	1.00	1	1
明確性	6	1.50	2	1
サポート要件	-	-	-	-
クレームの記載方法	3	1.00	1	1
全体	13	1.38	2	1

表 C-4-1E：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【E セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	1	2.00	2	2
進歩性	10	1.40	2	1
実施可能要件	2	1.00	1	1
明確性	6	1.00	1	1
サポート要件	1	1.00	1	1
クレームの記載方法	2	1.00	1	1
全体	16	1.25	2	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	1	1.00	1	1
進歩性	4	1.00	1	1
実施可能要件	-	-	-	-
明確性	3	2.00	3	1
サポート要件	1	3.00	3	3
クレームの記載方法	-	-	-	-
全体	6	1.50	3	1

表 C-4-1F：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【F セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	3	1.33	2	1
進歩性	33	1.33	4	1
実施可能要件	4	1.00	1	1
明確性	31	1.10	2	1
サポート要件	1	1.00	1	1
クレームの記載方法	10	1.10	2	1
全体	64	1.28	4	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	8	1.25	2	1
進歩性	63	1.33	3	1
実施可能要件	5	1.00	1	1
明確性	28	1.36	3	1
サポート要件	1	1.00	1	1
クレームの記載方法	10	1.20	2	1
全体	78	1.31	3	1

表 C-4-1G：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【G セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	7	1.29	2	1
進歩性	176	1.36	3	1
実施可能要件	11	1.18	2	1
明確性	131	1.22	3	1
サポート要件	13	1.23	2	1
クレームの記載方法	23	1.35	3	1
全体	274	1.26	3	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	19	1.16	3	1
進歩性	160	1.26	3	1
実施可能要件	7	1.00	1	1
明確性	77	1.21	3	1
サポート要件	8	1.13	2	1
クレームの記載方法	17	1.06	2	1
全体	194	1.25	3	1

表 C-4-1H：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【H セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
新規性	23	1.26	3	1	新規性	58	1.36	3	1
進歩性	298	1.27	3	1	進歩性	286	1.27	4	1
実施可能要件	22	1.18	2	1	実施可能要件	15	1.40	4	1
明確性	238	1.13	3	1	明確性	144	1.24	4	1
サポート要件	28	1.11	2	1	サポート要件	17	1.18	2	1
クレームの記載方法	37	1.11	2	1	クレームの記載方法	45	1.20	2	1
全体	495	1.20	3	1	全体	353	1.25	4	1

*上記表の「全体」の行に記載されている「最初の拒絶理由通知有の特許査定件数」は、1つの「最初の拒絶理由通知」に複数の拒絶理由が含まれる案件があるため、全体の件数と根拠条文別の件数の合計とは重複があるため同じにならない。

(PPH 出願)

PPH 出願について IPC セクション別に見た場合、特徴のある IPC セクションとしては、A、C 及び G セクションが挙げられる。

A セクションにおいては、「法 42 条 8：クレームの記載方法」に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数（1.40 回）は、他の拒絶理由の場合に比べて非常に多くなっている。

C セクションにおいては、「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数（1.40 回）が、当該セクションにおいて最も多くなっている。

G セクションにおいては、「法 42 条 8：クレームの記載方法」に関する拒絶理由が「最初の拒絶理由通知」において含まれていた場合 1.35 回となっており、「法 29 条 2：進歩性」（1.36 回）に次いで「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数が多くなっている。

(通常出願)

通常出願について IPC セクション別に見た場合、特徴のある IPC セクションとしては、C、F 及び H セクションが挙げられる。

C セクションにおいては、「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」（1.48 回）、「法 42 条 4 (1)：サポート要件」（1.38 回）及び「法 42 条 3 (1)：実施可能要件」（1.35 回）に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数は、セクション全体の平均よりも回数が多くなっている。

F セクションは、「法 42 条 4 (2)：明確性」に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数（1.36 回）が、当該セクションにおいて最も多くなっている。

H セクションは、「法 42 条 3 (1)：実施可能要件」に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数（1.40 回）が、当該セクションにおいて最も多くなっている。

(3) 小括

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」が発出され、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数、さらに「最初の拒絶理由通知」において通知された拒絶理由別に、その後の拒絶理由通知の発出回数を集計して分析したところ、全セクションの平均回数（PPH 出願：1.23 回／通常出願：1.26 回）について、大きな差異は認められなかった。

PPH 出願及び通常出願ともに「最初の拒絶理由通知」において「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」が通知された案件に対する平均発出回数が多くなっていた。（PPH 出願の場合は、「法 29 条 2：進歩性」の回数も同数。）

それ以外では、PPH 出願の場合、「法 42 条 8：クレームの記載方法」が通知された案件に対する発出回数（1.24 回）が多く、通常出願の場合は、「法 42 条 4 (1)：サポート要件」が通知された案件に対する発出回数（1.28 回）が多くなっており、両出願に差異が認められた。

第4 韓国の調査結果のまとめ

1 PPH の効果

PPH 出願及び通常出願全体の特許査定率について、両者のデータが一定数存在する2016年から2019年間の平均値について比較すると、PPH 出願及び通常出願ともに80%以上と高い水準となっているが、PPH 出願の特許査定率(89.4%)の方が通常出願の特許査定率(81.9%)よりも約7%高くなっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

また、拒絶理由を通知されずに特許査定となる即特許の割合(即特許率:即特許件数/最初の審査結果発出件数)について比較すると、PPH 出願の即特許率(26.6%)が通常出願の即特許率(9.4%)の3倍弱となっており、この点からも PPH 申請の有効性を認めることができる。

2 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願の特徴として、「法42条8:クレームの記載方法」、「法42条3(1):実施可能要件」及び「法42条4(1):サポート要件」の記載要件やクレームに関する拒絶理由が「法29条1(1)及び(2):新規性」に比べて高くなっている点が挙げられる。

通常出願の場合は、「法29条1(1)及び(2):新規性」に関する拒絶理由の通知率が「法42条3(1):実施可能要件」及び「法42条4(1):サポート要件」よりも高くなっており、PPH 出願と通常出願の間に差異が認められた。

PPH 出願の方が通常出願に比べて、「法29条1(1)及び(2):新規性」の拒絶理由の通知率が約11%低くなっている理由としては、韓国においてはじめて審査される通常出願に比べて、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

一方で、PPH 出願における「法42条3(1):実施可能要件」及び「法42条4(1):サポート要件」の記載要件やクレームに関する拒絶理由の通知率がその他の拒絶理由に比べて高くなっている

3 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願と通常出願に対する「拒絶査定」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法29条2:進歩性」に関する拒絶理由の通知率が95%以上となっており非常に高く、両出願に差異は認められない。なお、通知率自体は、両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅(PPH 出願:約28%/通常出願:約15%)に上昇している。

「法29条2:進歩性」の次に通知率の高いのは、PPH 出願及び通常出願ともに「法42条4(2):明確性」に関する拒絶理由の通知率が高くなっている。なお、通知率自体は、両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅(PPH 出願:約37%/通常出願:約23%)に下落している。

また、両出願ともに上記以外の拒絶理由についての通知率は、「最初の拒絶理由通知」における通知率から下落している。

4 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」が発出され、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数、さらに「最初の拒絶理由通知」において通知された拒絶理由別に、その後の拒絶理由通知の発出回数を集計して分析したところ、全セクションの平均回数（PPH 出願：1.23 回／通常出願：1.26 回）について、大きな差異は認められなかった。

PPH 出願及び通常出願ともに「最初の拒絶理由通知」において「法 29 条 1 (1) 及び (2)：新規性」が通知された案件に対する平均発出回数が多くなっていた。（PPH 出願の場合は、「法 29 条 2：進歩性」の回数も同数。）

それ以外では、PPH 出願の場合、「法 42 条 8：クレームの記載方法」が通知された案件に対する発出回数（1.24 回）が多く、通常出願の場合は、「法 42 条 4 (1)：サポート要件」が通知された案件に対する発出回数（1.28 回）が多くなっており、両出願に差異が認められた。

D. ドイツ

概要

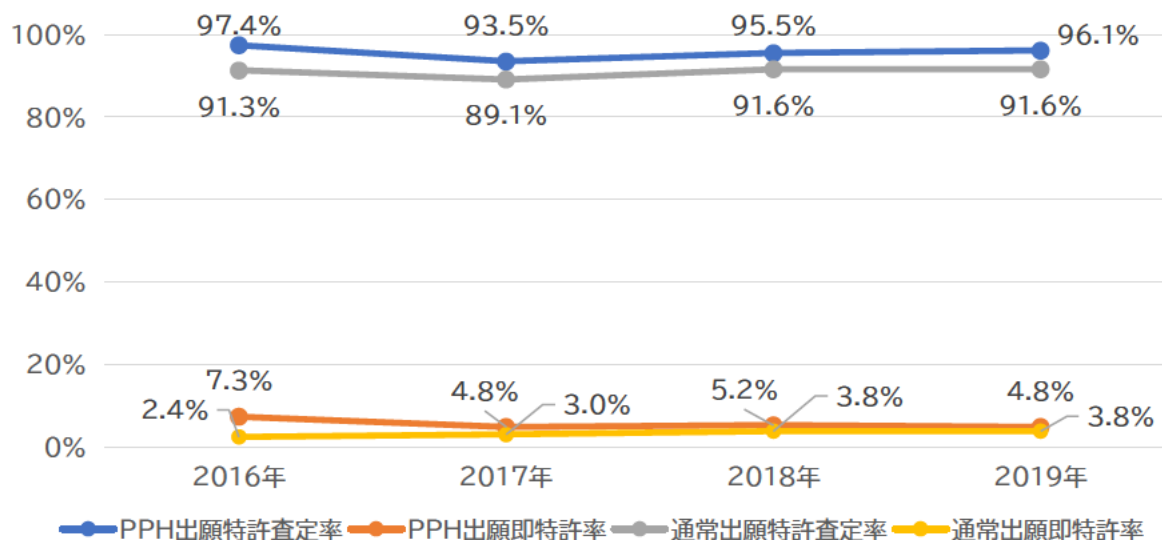
1 PPHの効果

PPH出願と通常出願の特許査定率について、両者のデータが一定数存在する2016年から2019年に絞って比較すると、4年間の特許査定率は、PPH出願（95.5%）の方が通常出願（90.9%）よりも約4%高くなっており、PPH申請の有効性を認めることができる。

また、拒絶理由を通知されずに特許査定となる即特許の割合（即特許率：即特許件数／最初の審査結果発出件数）について比較すると、PPH出願の4年間の即特許率が5.2%であるのに対し、通常出願は3.0%となっており、PPH出願の即特許率が高いことがわかる。

図 D-1：調査対象出願の特許査定率及び即特許率の比較

（特許査定発出年2016年から2019年、2019年は調査時点での暫定値）



発出年	2016年	2017年	2018年	2019年	左記期間合計
PPH出願特許査定件数	37	143	315	324	819
PPH出願即特許件数	15	22	31	26	94
PPH出願特許査定率	97.4%	93.5%	95.5%	96.1%	95.5%
PPH出願即特許率	7.3%	4.8%	5.2%	4.8%	5.2%
通常出願特許査定件数	221	245	340	219	1025
通常出願即特許件数	7	7	8	1	23
通常出願特許査定率	91.3%	89.1%	91.6%	91.6%	90.9%
通常出願即特許率	2.4%	3.0%	3.8%	3.8%	3.0%

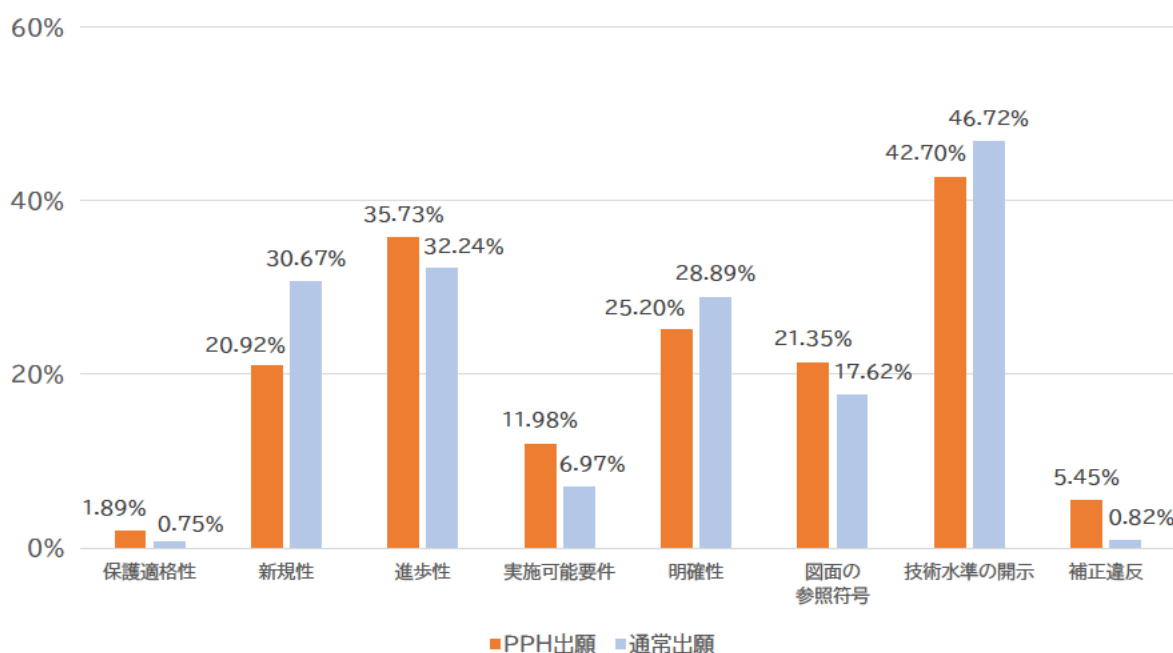
2 拒絶理由分析

(1) 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願及び通常出願に対して発出された「最初の拒絶理由通知」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 34 条 (7) 等：技術水準の開示」の通知率が一番高くなっている。

その次に高いのが PPH 出願及び通常出願ともに「法 4 条：進歩性」になっている。通知率は、通常出願 (32.24%) に比べて PPH 出願 (35.73%) の方が若干高くなっているものの、通知率の数値自体は他の調査対象国と比べて低くなっている。

図 D-2-1：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 法 34 条 (7) 等： 技術水準の開示	42.70%
2. 法 4 条： 進歩性	35.73%
3. 法 34 条 (3) 3： 明確性	25.20%
4. 規則 9 条 (9)： 図面の参照符号	21.35%
5. 法 3 条： 新規性	20.92%

通常出願	
1. 法 34 条 (7) 等： 技術水準の開示	46.72%
2. 法 4 条： 進歩性	32.24%
3. 法 3 条： 新規性	30.67%
4. 法 34 条 (3) 3： 明確性	28.89%
5. 規則 9 条 (9)： 図面の参照符号	17.62%

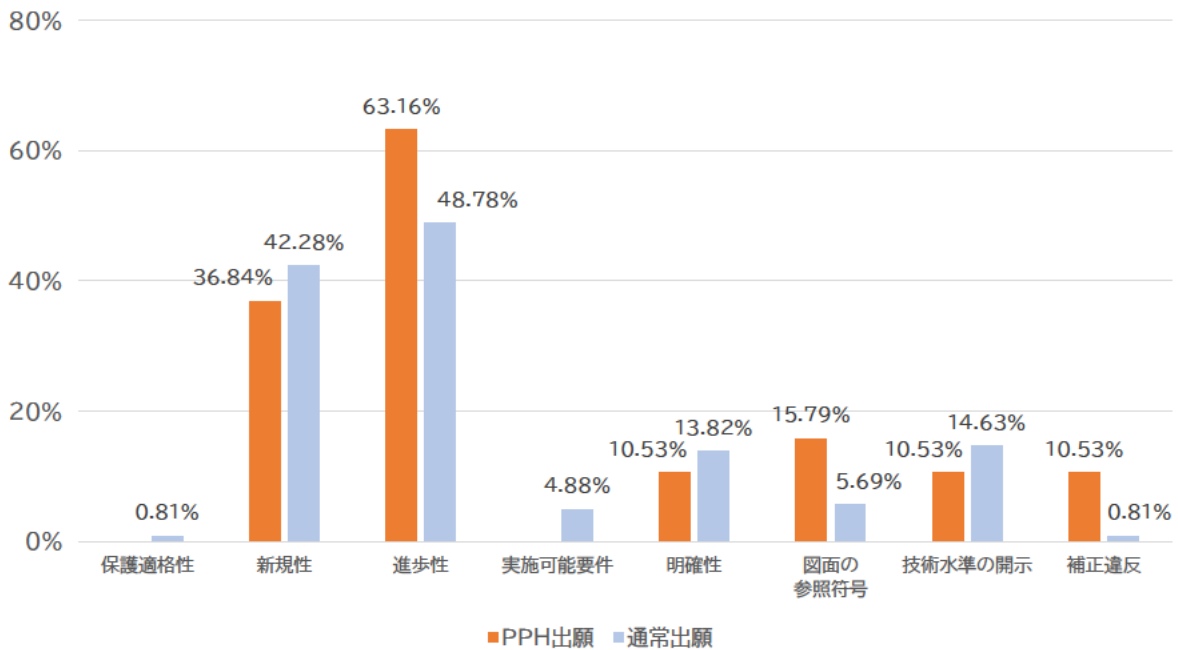
一方で、「法 38 条：補正違反」の通知率は、PPH 出願 (5.45%) が通常出願 (0.82%) に比べて高くなっており、その理由としては、クレーム対応要件を満たすように補正をした結果、クレームの対象範囲を拡大するような補正になった可能性が推測される。

(2) 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH 出願と通常出願に対する「拒絶査定」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 4 条：進歩性」に関する拒絶理由の通知率が一番高く、次に「法 3 条：新規性」に関する拒絶理由の通知率が高くなっている。

また、両出願ともに「法 34 条 (7) 等：技術水準の開示」及び「法 34 条 (3) 3：明確性」に関する拒絶理由の通知率は、「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅に下降している。

図 D-2-2：「最終的な審査結果」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 法 4 条： 進歩性	63.16% (35.73%)
2. 法 3 条： 新規性	36.84% (20.92%)
3. 規則 9 条 (9)： 図面の参照符号	15.79% (21.35%)
4. 法 34 条 (7) 等： 技術水準の開示	10.53% (42.70%)
法 34 条 (3) 3： 明確性	10.53% (25.20%)
法 38 条： 補正違反	10.53% (5.45%)
規則 10 条関連： 明細書関連 (その他)	10.53% (10.75%)

通常出願	
1. 法 4 条： 進歩性	48.78% (32.24%)
2. 法 3 条： 新規性	42.28% (30.67%)
3. 法 34 条 (7) 等： 技術水準の開示	14.63% (46.72%)
4. 法 34 条 (3) 3： 明確性	13.82% (28.89%)
5. 規則 10 条関連： 明細書関連 (その他)	7.32% (13.59%)

※ () 内は、「最初の拒絶理由通知」における通知率

(3) 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」があり、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数について比べると、該当 PPH 出願に対する発出回数の平均値（1.13 回）の方が該当通常出願に対する発出回数の平均値（1.30 回）よりも回数が少なくなっており、PPH 申請によるオフィスアクションの軽減効果が認められる。

第1 調査対象

1 調査対象出願

PPH 出願：1,801 件

日本国特許庁 (JPO) を第一庁とし、ドイツ特許商標庁 (DPMA) を第二庁とする 2016 年から 2018 年に PPH 申請された出願 (1,958 件) のうち調査時点 (2019 年 12 月 28 日) において DPMA から何らかのオフィスアクションが発出されていた出願¹を対象とした。

通常出願：1,500 件 (300 件/年)

2011 年から 2015 年において DPMA に出願された案件のうち、日本出願を優先権主張の基礎として優先権主張が行われた案件から抽出した出願であって、調査時点 (2019 年 12 月 28 日) において DPMA から何らかのオフィスアクションが発出されており、DPMA Register 上で書類閲覧 (file inspection) が可能な出願から無作為抽出された案件：1,500 件 (300 件/年)

本報告書全体を通して、2019 年のデータについては調査時点での暫定値である。

調査対象となった出願の IPC セクション別の分布を表 D-1-1 に示す。

¹ ワンポータルドシエに収録されている情報は非常に限られているため、ドイツの対象案件に関する情報は、DPMA Register (<https://register.dpma.de/DPMAregister/pat/einsteiger>【最終アクセス日：2020 年 1 月 31 日】) から入手している。

なお、PPH 出願の一部の案件については、DPMA Register においてもオンライン上で書類閲覧 (file inspection) ができず、出願の書誌情報及び経過情報以外の情報が入手できなかった (329 件)。

当該案件については、上記経過情報を元に当該対象案件の出願状況を把握して、「III. D. 第 2 3 調査対象出願に発出された審査結果の分析」における分析の対象とした一方、「III. D. 第 3 2 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析」や「III. D. 第 3 3 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析」、「III. D. 第 3 4 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析」における分析の対象から除外した。

表 D-1-1：調査対象出願の IPC セクション別件数・割合

(PPH 出願)

PPH申請年 /セクション		A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)
2016年	件数	2	154	31	0	31	47	128	120	513
	割合	0.39%	30.02%	6.04%	0.00%	6.04%	9.16%	24.95%	23.39%	
2017年	件数	9	158	11	2	19	60	143	151	553
	割合	1.63%	28.57%	1.99%	0.36%	3.44%	10.85%	25.86%	27.31%	
2018年	件数	16	230	11	0	11	73	222	172	735
	割合	2.18%	31.29%	1.50%	0.00%	1.50%	9.93%	30.20%	23.40%	
合計	件数	27	542	53	2	61	180	493	443	1801
	割合	1.50%	30.09%	2.94%	0.11%	3.39%	9.99%	27.37%	24.60%	

(通常出願)

出願年 /セクション		A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)
2011年	件数	3	85	11	2	0	89	44	66	300
	割合	1.00%	28.33%	3.67%	0.67%	0.00%	29.67%	14.67%	22.00%	
2012年	件数	1	90	8	0	0	77	31	93	300
	割合	0.33%	30.00%	2.67%	0.00%	0.00%	25.67%	10.33%	31.00%	
2013年	件数	2	92	6	1	0	80	51	68	300
	割合	0.67%	30.67%	2.00%	0.33%	0.00%	26.67%	17.00%	22.67%	
2014年	件数	5	104	8	0	1	65	49	68	300
	割合	1.67%	34.67%	2.67%	0.00%	0.33%	21.67%	16.33%	22.67%	
2015年	件数	5	102	12	1	0	59	52	69	300
	割合	1.67%	34.00%	4.00%	0.33%	0.00%	19.67%	17.33%	23.00%	
合計	件数	16	473	45	4	1	370	227	364	1500
	割合	1.07%	31.53%	3.00%	0.27%	0.07%	24.67%	15.13%	24.27%	

調査対象とした出願のうち、PPH 出願については D セクションの対象案件数が非常に少ない一方で、無作為に抽出した通常出願については D セクション及び E セクションの対象案件数が非常に少ないなど、両者の分布は同一でない。

2 分析対象としたドイツ特許商標庁 (DPMA) が発出したオフィスアクション

今回の調査においては、DPMA Register に収録されている DPMA から発出された下記のオフィスアクションを分析対象とした。

【分析対象のオフィスアクション】

- Erteilungsbeschluss gemäß Antrag
- Prüfungsbescheid
- Zurückweisungsbeschluss

今回の調査では、分析対象のオフィスアクションを下記のように分類、整理した。

- 「特許査定」：「Erteilungsbeschluss gemäß Antrag」
- 「即特許」：最初の審査結果において「Erteilungsbeschluss gemäß Antrag」が発出された場合

- ・「最初の拒絶理由通知」：最も日付の古い「Prüfungsbescheid」
- ・「拒絶査定」：「Zurückweisungsbeschluss」
- ・「2回目以降の拒絶理由通知」：「最初の拒絶理由通知」以降に発出された「Prüfungsbescheid」

【留意点】

- ・なお、DPMA Register 上で書類閲覧（file inspection）のできない案件の場合は、英語版の DPMA Register に収録されている経過情報上の「Official communication on examination」を「拒絶理由通知」、「Decision to grant patent by Examining Section/Patent Division」を「特許査定」、「Decision to reject has become final」を「拒絶査定」として発出日等の情報を収集している。

第2 調査対象出願に発出された審査結果の分析

調査対象とした PPH 出願及び通常出願に対する DPMA からのオフィスアクションの発出状況、「最初の拒絶理由通知」が発出された件数、最終的な審査結果としての「特許査定」、「拒絶査定」が発出された件数やその割合を以下に示す。

また、参考までに、審査結果が発出されている出願のうち、「即特許」の割合（「即特許率」）についても併せて記載している。

なお、先に述べたとおり、本章における下記の数値については、あくまでも本調査実施の際に入手したデータを元に計算されていることに、十分ご留意いただきたい。

PPH 出願及び通常出願に対して発出された「最初の拒絶理由通知」の発出年別／IPC セクション別の分布を表 D-2-1 に示す。

表 D-2-1：「最初の拒絶理由通知」が発出された調査対象出願の件数・割合
(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年／セクション	A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)	
2016年	件数	0	53	13	0	4	19	33	29	151
	割合	0.00%	35.10%	8.61%	0.00%	2.65%	12.58%	21.85%	19.21%	
2017年	件数	3	132	6	0	2	30	80	87	340
	割合	0.88%	38.82%	1.76%	0.00%	0.59%	8.82%	23.53%	25.59%	
2018年	件数	4	144	8	1	3	55	117	143	475
	割合	0.84%	30.32%	1.68%	0.21%	0.63%	11.58%	24.63%	30.11%	
2019年	件数	1	133	1	0	0	29	155	92	411
	割合	0.88%	38.82%	1.76%	0.00%	0.59%	8.82%	23.53%	25.59%	
合計	件数	8	462	28	1	9	133	385	351	1377
	割合	0.58%	33.55%	2.03%	0.07%	0.65%	9.66%	27.96%	25.49%	

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年／セクション	A	B	C	D	E	F	G	H	合計 (件数)	
2011年	件数	0	7	1	0	0	1	3	2	14
	割合	0.00%	50.00%	7.14%	0.00%	0.00%	7.14%	21.43%	14.29%	
2012年	件数	0	32	3	0	0	19	12	27	93
	割合	0.00%	34.41%	3.23%	0.00%	0.00%	20.43%	12.90%	29.03%	
2013年	件数	2	62	7	0	0	47	21	45	184
	割合	1.09%	33.70%	3.80%	0.00%	0.00%	25.54%	11.41%	24.46%	
2014年	件数	0	82	4	0	0	34	29	50	199
	割合	0.00%	41.21%	2.01%	0.00%	0.00%	17.09%	14.57%	25.13%	
2015年	件数	3	87	13	2	1	44	29	61	240
	割合	1.25%	36.25%	5.42%	0.83%	0.42%	18.33%	12.08%	25.42%	
2016年	件数	5	89	10	2	0	63	46	66	281
	割合	1.78%	31.67%	3.56%	0.71%	0.00%	22.42%	16.37%	23.49%	
2017年	件数	1	60	2	0	0	68	39	53	223
	割合	0.45%	26.91%	0.90%	0.00%	0.00%	30.49%	17.49%	23.77%	
2018年	件数	1	38	3	0	0	86	31	46	205
	割合	0.49%	18.54%	1.46%	0.00%	0.00%	41.95%	15.12%	22.44%	
2019年	件数	0	2	0	0	0	5	7	11	25
	割合	0.00%	8.00%	0.00%	0.00%	0.00%	20.00%	28.00%	44.00%	
合計	件数	12	459	43	4	1	367	217	361	1464
	割合	0.82%	31.35%	2.94%	0.27%	0.07%	25.07%	14.82%	24.66%	

さらに、最終的な審査結果として発出された「特許査定」又は「拒絶査定」の発出年別／IPCセクション別の分布、及び、その内訳を表 D-2-2 に示す。

(1) 全セクション

表 D-2-2：調査対象出願の審査結果【全セクション】
(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	205	37	15	1	38	97.4%	7.3%	2.6%
2017年	455	143	22	10	153	93.5%	4.8%	6.5%
2018年	600	315	31	15	330	95.5%	5.2%	4.5%
2019年	541	324	26	13	337	96.1%	4.8%	3.9%
合計	1801	819	94	39	858	95.5%	5.2%	4.5%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	14	0	0	0	0	-	0.0%	-
2012年	93	11	0	0	11	100.0%	0.0%	0.0%
2013年	185	68	1	0	68	100.0%	0.5%	0.0%
2014年	205	105	6	7	112	93.8%	2.9%	6.3%
2015年	246	168	6	14	182	92.3%	2.4%	7.7%
2016年	288	221	7	21	242	91.3%	2.4%	8.7%
2017年	230	245	7	30	275	89.1%	3.0%	10.9%
2018年	213	340	8	31	371	91.6%	3.8%	8.4%
2019年	26	219	1	20	239	91.6%	3.8%	8.4%
合計	1500	1377	36	123	1500	91.8%	2.4%	8.2%

PPH 出願及び通常出願全体の特許査定率については、PPH 出願及び通常出願ともに 90%を超える高い水準となっているが、両者を比較すると PPH 出願の特許査定率 (95.5%) の方が通常出願の特許査定率 (91.8%) よりも約 4%高くなっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

また、即特許率について比較すると、PPH 出願の即特許率 (5.2%) が通常出願の即特許率 (2.4%) の約 2 倍となっており、この点からも PPH 申請の有効性を認めることができる。

PPH 出願と通常出願の特許査定率の経年変化について、両者のデータが一定数存在する 2016 年から 2019 年の値を参照すると、両出願ともに 2017 年は前年に比べて一旦下がっているが、2018 年からは再び上昇し、2019 年はほぼ横ばいとなっており、同じ傾向を示している。

(2) IPC セクション別

表 D-2-2A：調査対象出願の最終的な審査結果【A セクション】

(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	2	2	2	0	2	100.0%	100.0%	0.0%
2017年	5	3	2	0	3	100.0%	40.0%	0.0%
2018年	8	5	2	0	5	100.0%	25.0%	0.0%
2019年	12	8	5	0	8	100.0%	41.7%	0.0%
合計	27	18	11	0	18	100.0%	40.7%	0.0%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	0	0	0	0	0	-	-	-
2012年	0	0	0	0	0	-	-	-
2013年	3	2	1	0	2	100.0%	50.0%	0.0%
2014年	1	1	1	0	1	100.0%	100.0%	0.0%
2015年	3	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
2016年	5	3	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%
2017年	3	2	2	1	3	66.7%	100.0%	33.3%
2018年	1	4	0	1	5	80.0%	0.0%	20.0%
2019年	0	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
合計	16	14	4	2	16	87.5%	25.0%	12.5%

表 D-2-2B：調査対象出願の最終的な審査結果【B セクション】

(PPH 出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	62	14	5	0	14	100.0%	8.1%	0.0%
2017年	154	40	6	1	41	97.6%	3.9%	2.4%
2018年	166	123	14	2	125	98.4%	8.4%	1.6%
2019年	160	112	15	3	115	97.4%	9.4%	2.6%
合計	542	289	40	6	295	98.0%	7.4%	2.0%

(通常出願：2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	7	0	0	0	0	-	0.0%	-
2012年	32	4	0	0	4	100.0%	0.0%	0.0%
2013年	62	20	0	0	20	100.0%	0.0%	0.0%
2014年	84	41	2	0	41	100.0%	4.9%	0.0%
2015年	90	67	3	1	68	98.5%	4.5%	1.5%
2016年	92	81	3	4	85	95.3%	3.7%	4.7%
2017年	64	82	2	0	82	100.0%	4.9%	0.0%
2018年	40	103	4	4	107	96.3%	1.9%	3.7%
2019年	2	64	0	2	66	97.0%	0.0%	3.0%
合計	473	462	14	11	473	97.7%	3.0%	2.3%

表 D-2-2C : 調査対象出願の最終的な審査結果【C セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	19	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
2017年	15	7	0	0	7	100.0%	0.0%	0.0%
2018年	16	5	0	1	6	83.3%	0.0%	16.7%
2019年	3	6	0	3	9	66.7%	0.0%	33.3%
合計	53	19	0	4	23	82.6%	0.0%	17.4%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	1	0	0	0	0	-	0.0%	-
2012年	3	0	0	0	0	-	0.0%	-
2013年	7	2	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%
2014年	4	3	0	3	6	50.0%	0.0%	50.0%
2015年	14	5	1	0	5	100.0%	20.0%	0.0%
2016年	10	8	0	1	9	88.9%	0.0%	11.1%
2017年	2	5	0	5	10	50.0%	0.0%	50.0%
2018年	4	6	1	1	7	85.7%	16.7%	14.3%
2019年	0	5	0	1	6	83.3%	0.0%	16.7%
合計	45	34	2	11	45	75.6%	4.4%	24.4%

表 D-2-2D : 調査対象出願の最終的な審査結果【D セクション】

(PPH 出願)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	0	0	0	0	0	-	-	-
2017年	1	0	0	0	0	-	-	-
2018年	1	0	0	0	0	-	-	-
2019年	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%
合計	2	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	0	0	0	0	0	-	-	-
2012年	0	0	0	0	0	-	-	-
2013年	0	0	0	0	0	-	-	-
2014年	0	0	0	0	0	-	-	-
2015年	2	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
2016年	2	0	0	0	0	-	-	-
2017年	0	2	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%
2018年	0	0	0	0	0	-	-	-
2019年	0	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
合計	4	4	0	0	4	100.0%	0.0%	0.0%

表 D-2-2E : 調査対象出願の最終的な審査結果【E セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	11	6	6	0	6	100.0%	54.5%	0.0%
2017年	16	12	11	0	12	100.0%	68.8%	0.0%
2018年	16	12	7	0	12	100.0%	43.8%	0.0%
2019年	19	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
合計	62	31	24	0	31	100.0%	38.7%	0.0%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	0	0	0	0	0	-	-	-
2012年	0	0	0	0	0	-	-	-
2013年	0	0	0	0	0	-	-	-
2014年	0	0	0	0	0	-	-	-
2015年	1	0	0	0	0	-	-	-
2016年	0	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
2017年	0	0	0	0	0	-	-	-
2018年	0	0	0	0	0	-	-	-
2019年	0	0	0	0	0	-	-	-
合計	1	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%

表 D-2-2F : 調査対象出願の最終的な審査結果【F セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	26	5	1	0	5	100.0%	3.8%	0.0%
2017年	47	25	2	2	27	92.6%	4.3%	7.4%
2018年	70	36	0	2	38	94.7%	0.0%	5.3%
2019年	37	37	0	1	38	97.4%	0.0%	2.6%
合計	180	103	3	5	108	95.4%	1.7%	4.6%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	1	0	0	0	0	-	0.0%	-
2012年	19	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
2013年	47	15	0	0	15	100.0%	0.0%	0.0%
2014年	35	22	1	4	26	84.6%	4.5%	15.4%
2015年	45	33	1	2	35	94.3%	3.0%	5.7%
2016年	64	43	1	3	46	93.5%	2.3%	6.5%
2017年	68	63	0	5	68	92.6%	0.0%	7.4%
2018年	86	103	0	10	113	91.2%	0.0%	8.8%
2019年	5	60	0	6	66	90.9%	0.0%	9.1%
合計	370	340	3	30	370	91.9%	0.8%	8.1%

表 D-2-2G : 調査対象出願の最終的な審査結果【G セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	51	6	1	1	7	85.7%	2.0%	14.3%
2017年	98	27	0	3	30	90.0%	0.0%	10.0%
2018年	151	67	8	4	71	94.4%	5.3%	5.6%
2019年	192	81	4	3	84	96.4%	2.1%	3.6%
合計	492	181	13	11	192	94.3%	2.6%	5.7%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	3	0	0	0	0	-	0.0%	-
2012年	12	2	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%
2013年	21	11	0	0	11	100.0%	0.0%	0.0%
2014年	30	14	1	0	14	100.0%	7.1%	0.0%
2015年	30	20	1	2	22	90.9%	5.0%	9.1%
2016年	47	32	1	3	35	91.4%	3.1%	8.6%
2017年	40	36	1	8	44	81.8%	2.8%	18.2%
2018年	36	54	5	5	59	91.5%	9.3%	8.5%
2019年	8	36	1	4	40	90.0%	2.8%	10.0%
合計	227	205	10	22	227	90.3%	4.4%	9.7%

表 D-2-2H : 調査対象出願の最終的な審査結果【H セクション】

(PPH 出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2016年	34	3	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%
2017年	119	29	1	4	33	87.9%	0.8%	12.1%
2018年	171	67	0	6	73	91.8%	0.0%	8.2%
2019年	119	79	2	2	81	97.5%	1.7%	2.5%
合計	443	178	3	12	190	93.7%	0.7%	6.3%

(通常出願 : 2019 年は調査時点での暫定値)

発出年	最初の審査結果 発出件数 (A)	特許査定		拒絶査定件数 (D)	最終的な 審査結果通知 件数(E)	特許査定率 (B/E)	即特許率 (C/A)	拒絶査定率 (D/E)
		全数(B)	即特許(C)					
2011年	2	0	0	0	0	-	0.0%	-
2012年	27	4	0	0	4	100.0%	0.0%	0.0%
2013年	45	18	0	0	18	100.0%	0.0%	0.0%
2014年	51	24	1	0	24	100.0%	4.2%	0.0%
2015年	61	41	0	9	50	82.0%	0.0%	18.0%
2016年	68	53	2	10	63	84.1%	3.8%	15.9%
2017年	53	55	0	11	66	83.3%	0.0%	16.7%
2018年	46	70	0	10	80	87.5%	0.0%	12.5%
2019年	11	52	0	7	59	88.1%	0.0%	11.9%
合計	364	317	3	47	364	87.1%	0.8%	12.9%

PPH 出願及び通常出願の IPC セクション別の特許査定率について比較すると、A、C 及び H セクションにおいては、通常出願の特許査定率 (A : 87.5% / C : 75.6% / H : 87.1%) に比べて PPH 出願の特許査定率 (A : 100% / C : 82.6% / H : 93.7%) が高くなっており、当該セクションにおける PPH 申請の有効性を認めることができる。

また、IPC セクション別の特許査定率及び即特許率を全セクションの平均の特許査定率及び即特許率と比較した場合、平均より高い数値のセクションは、PPH 出願の場合は A 及び B セクション、通常出願の場合は B セクションとなっている。(D 及び E セクションについては対象案件数が少ないため除外)

表 D-2-3：調査対象出願の IPC セクション別特許査定率の比較

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

セクション	全体	A	B	C	D	E	F	G	H
特許査定率	95.5%	100.0%	98.0%	82.6%	0.0%	100.0%	95.4%	94.3%	93.7%
即特許率	5.2%	40.7%	7.4%	0.0%	0.0%	38.7%	1.7%	2.6%	0.7%

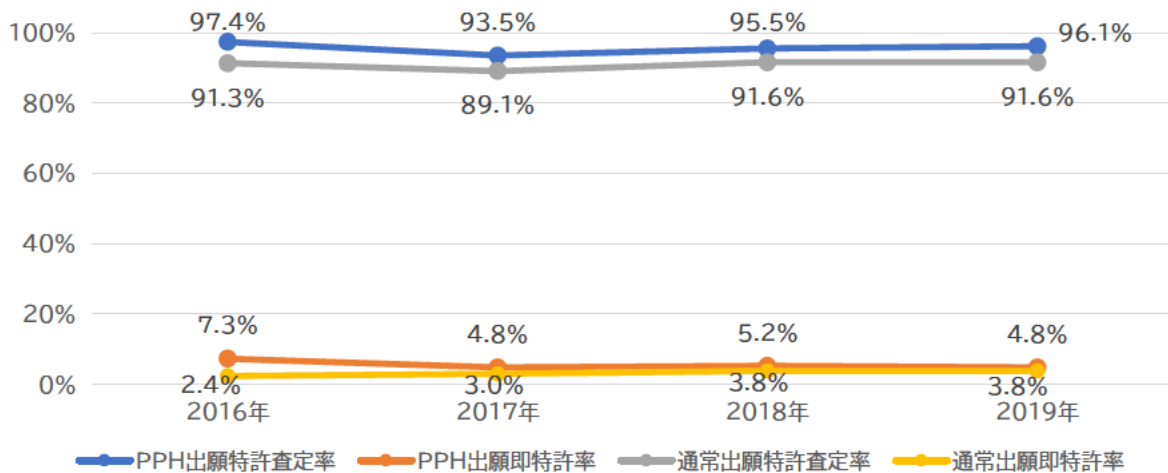
(通常出願：発出年 2012 年から 2019 年の総計)

セクション	全体	A	B	C	D	E	F	G	H
特許査定率	91.8%	87.5%	97.7%	75.6%	100.0%	100.0%	91.9%	90.3%	87.1%
即特許率	2.4%	26.0%	3.0%	4.4%	0.0%	0.0%	0.8%	4.4%	0.8%

(3) 小括

図 D-2-4：対象出願の特許査定率及び即特許率の比較

(特許査定発出年 2016 年から 2019 年、2019 年は調査時点での暫定値)



発出年	2016年	2017年	2018年	2019年	左記期間合計
PPH出願特許査定件数	37	143	315	324	819
PPH出願即特許件数	15	22	31	26	94
PPH出願特許査定率	97.4%	93.5%	95.5%	96.1%	95.5%
PPH出願即特許率	7.3%	4.8%	5.2%	4.8%	5.2%
通常出願特許査定件数	221	245	340	219	1025
通常出願即特許件数	7	7	8	1	23
通常出願特許査定率	91.3%	89.1%	91.6%	91.6%	90.9%
通常出願即特許率	2.4%	3.0%	3.8%	3.8%	3.0%

PPH 出願と通常出願の特許査定率について、両者のデータが一定数存在する 2016 年から 2019 年に絞って比較すると、4 年間の特許査定率は、PPH 出願 (95.5%) の方が通常出願 (90.9%) よりも約 4% 高くなっており、PPH 申請の有効性を認めることができる。

また、即特許率については、PPH 出願の 4 年間の即特許率は 5.2% に対し、通常出願は 3.0% となっており、PPH 出願の即特許率が高いことがわかる。

PPH 出願と通常出願の特許査定率の経年変化については、両出願ともに 2017 年は前年に比べて一旦下がっているが、2018 年からは再び上昇し、2019 年はほぼ横ばいとなっており、同じ傾向を示している。

第3 調査対象出願に発出されたの拒絶理由の分析

1 拒絶理由の根拠条文別の分類

以下の分析では、DPMA が対象出願に対して発出した「Prüfungsbescheid」（拒絶理由通知）及び「Zurückweisungsbeschluss」（拒絶査定）に含まれている主要な拒絶理由を分析して、ドイツ特許法（以下、「法」ともいう。）及びドイツ特許規則（以下、「規則」ともいう。）の根拠条文別に下記のように分類、整理した。

- ・ドイツ特許法 1 条・2 条： 保護適格性
- ・ドイツ特許法 3 条： 新規性
- ・ドイツ特許法 4 条： 進歩性
- ・ドイツ特許法 34 条 (4)： 実施可能要件
- ・ドイツ特許法 34 条 (3) 3： 明確性
- ・ドイツ特許規則 5 条 (2) ²： 出願全体における技術用語、名称及び参照符号の統一（以下、「規則 5 条 (2)：用語などの統一」）
- ・ドイツ特許規則 9 条 (9) ³： クレームにおける図面の参照符号（以下、「規則 9 条 (9)：図面の参照符号」）
- ・ドイツ特許法 34 条 (7) 又はドイツ特許規則 10 条 (2) ⁴： 技術水準（従来技術）の開示（以下、「34 条 (7) 等：技術水準の開示」）

² ドイツ特許規則 5 条 出願書類

(2) 技術用語及び名称並びに参照符号は、異なる用語の使用が適切である場合を除き、出願全体において統一的使用しなければならない。技術用語及び名称について、同様のことが親出願に関する追加出願にも適用される。

(https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo_kisoku.pdfから引用)

【最終アクセス日：2020年1月31日】

³ ドイツ特許規則 9 条 特許クレーム

(9) 特許出願に図面が含まれている場合において、特許クレームに記載されている特徴の後に参照符号を付すことが好ましい。

(https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo_kisoku.pdfから引用)

【最終アクセス日：2020年1月31日】

⁴ ドイツ特許法 34 条

(7) 特許庁の要求があったときは、出願人は、技術水準を、同人の知る限りにおいて完全かつ忠実に記述し、また、それを発明の説明(3)に組み入れなければならない。

(<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo.pdf> から引用) 【最終アクセス日：2020年1月31日】

ドイツ特許規則 10 条 説明

(2) 更に説明には、

1. (略)

2. 出願人が知っている出所を示すことにより、発明及びその保護可能性を理解するために考慮されることがある出願人の知る技術水準を表示し、(略)

(<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo.pdf> から引用) 【最終アクセス日：2020年1月31日】

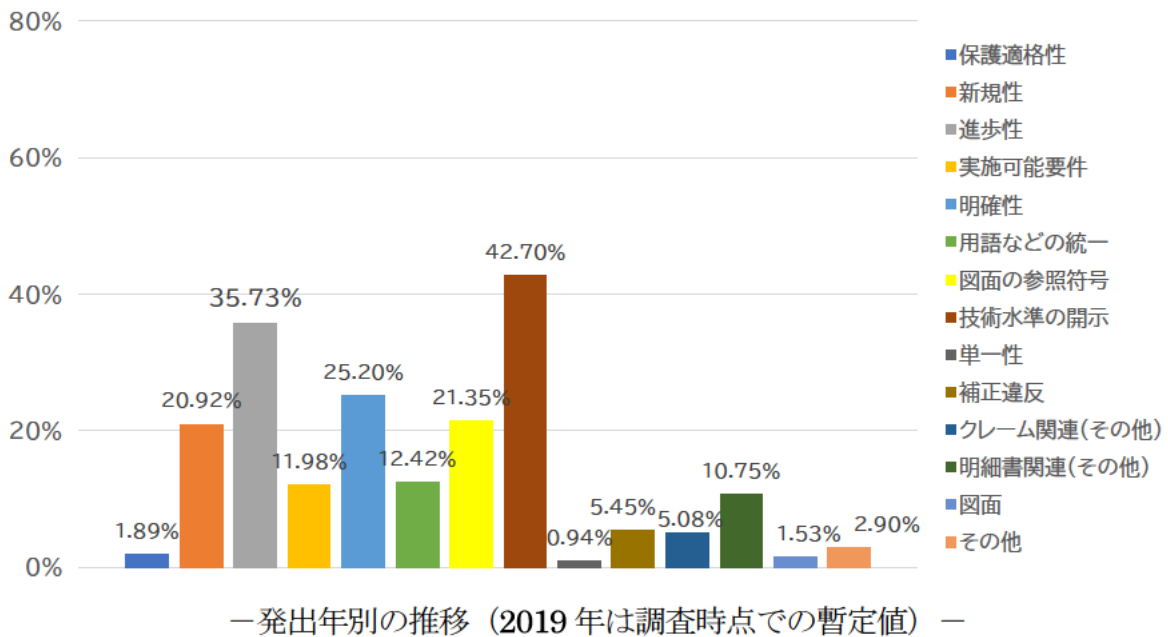
- ・ドイツ特許法 34 条 (5) : 単一性
- ・ドイツ特許法 38 条 : 補正違反
- ・ドイツ特許規則 9 条関連
(9 条 (9) を除く) : クレーム関連 (その他)
(以下、「規則 9 条関連 : クレーム関連
(その他)」)
- ・ドイツ特許規則 10 条関連
(10 条 (2) 2 を除く) : 明細書関連 (その他)
(以下、「規則 10 条関連 : 明細書関連
(その他)」)
- ・ドイツ特許規則 12 条 : 図面関連
- ・その他 (上記以外の根拠条文)

2 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

調査対象出願に発出された「最初の拒絶理由通知」において如何なる拒絶理由が通知されているのか割合を集計した。調査対象出願に対して発出された「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由を根拠条文別、発出年別及び IPC セクション別に分類、整理した結果を図 D-3-2-1 に示す。

(1) 全セクション

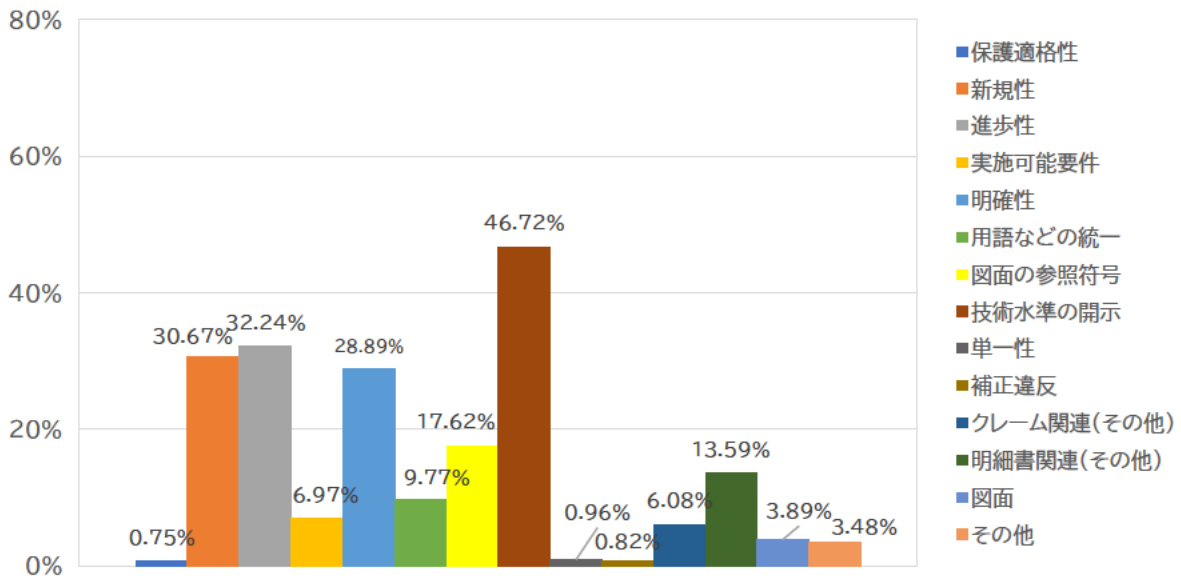
図 D-3-2-1：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【全セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)



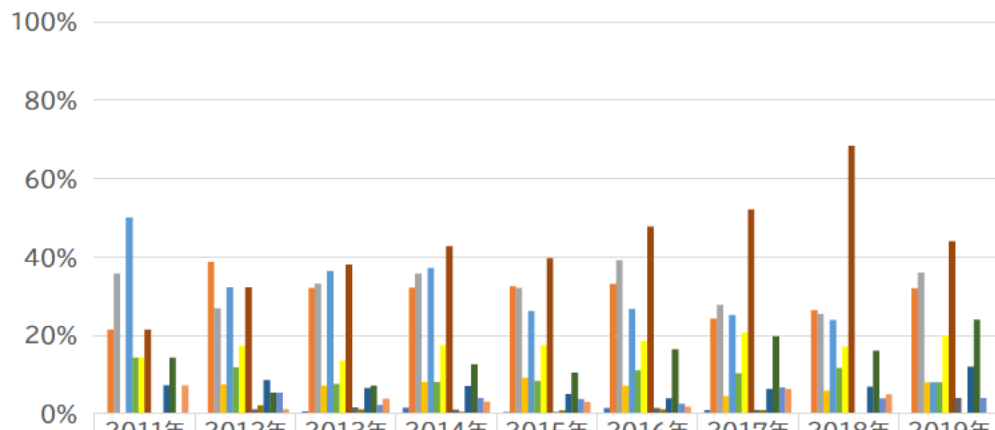
	2016年	2017年	2018年	2019年
保護適格性	0.00%	2.65%	1.47%	2.43%
新規性	22.52%	22.06%	18.53%	22.14%
進歩性	39.07%	35.88%	35.16%	35.04%
実施可能要件	5.96%	10.88%	11.58%	15.57%
明確性	37.75%	27.65%	21.89%	22.38%
用語などの統一	5.96%	11.18%	13.26%	14.84%
図面の参照符号	11.26%	20.00%	24.21%	22.87%
技術水準の開示	15.23%	37.06%	50.32%	48.66%
単一性	0.66%	1.47%	0.63%	0.97%
補正違反	3.97%	4.71%	4.42%	7.79%
クレーム関連(その他)	3.97%	5.88%	6.11%	3.65%
明細書関連(その他)	5.96%	4.71%	14.95%	12.65%
図面	0.66%	1.47%	1.26%	2.19%
その他	1.32%	2.35%	2.11%	4.87%

	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	151	340	475	411	1377

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)



— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
保護適格性	0.00%	0.00%	0.54%	1.51%	0.42%	1.42%	0.90%	0.00%	0.00%
新規性	21.43%	38.71%	32.07%	32.16%	32.50%	33.10%	24.22%	26.34%	32.00%
進歩性	35.71%	26.88%	33.15%	35.68%	32.08%	39.15%	27.80%	25.37%	36.00%
実施可能要件	0.00%	7.53%	7.07%	8.04%	9.17%	7.12%	4.48%	5.85%	8.00%
明確性	50.00%	32.26%	36.41%	37.19%	26.25%	26.69%	25.11%	23.90%	8.00%
用語などの統一	14.29%	11.83%	7.61%	8.04%	8.33%	11.03%	10.31%	11.71%	8.00%
図面の参照符号	14.29%	17.20%	13.59%	17.59%	17.50%	18.51%	20.63%	17.07%	20.00%
技術水準の開示	21.43%	32.26%	38.04%	42.71%	39.58%	47.69%	52.02%	68.29%	44.00%
単一性	0.00%	1.08%	1.63%	1.01%	0.42%	1.42%	0.90%	0.00%	4.00%
補正違反	0.00%	2.15%	1.09%	0.50%	0.83%	1.07%	0.90%	0.00%	0.00%
クレーム関連(その他)	7.14%	8.60%	6.52%	7.04%	5.00%	3.91%	6.28%	6.83%	12.00%
明細書関連(その他)	14.29%	5.38%	7.07%	12.56%	10.42%	16.37%	19.73%	16.10%	24.00%
図面	0.00%	5.38%	2.17%	4.02%	3.75%	2.49%	6.73%	3.90%	4.00%
その他	7.14%	1.08%	3.80%	3.02%	2.92%	1.78%	6.28%	4.88%	0.00%

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	14	93	184	199	240	281	223	205	25	1464

PPH 出願及び通常出願に対して発出された「最初の拒絶理由通知」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 34 条 (7) 等：技術水準の開示」の通知率が一番高くなっている。

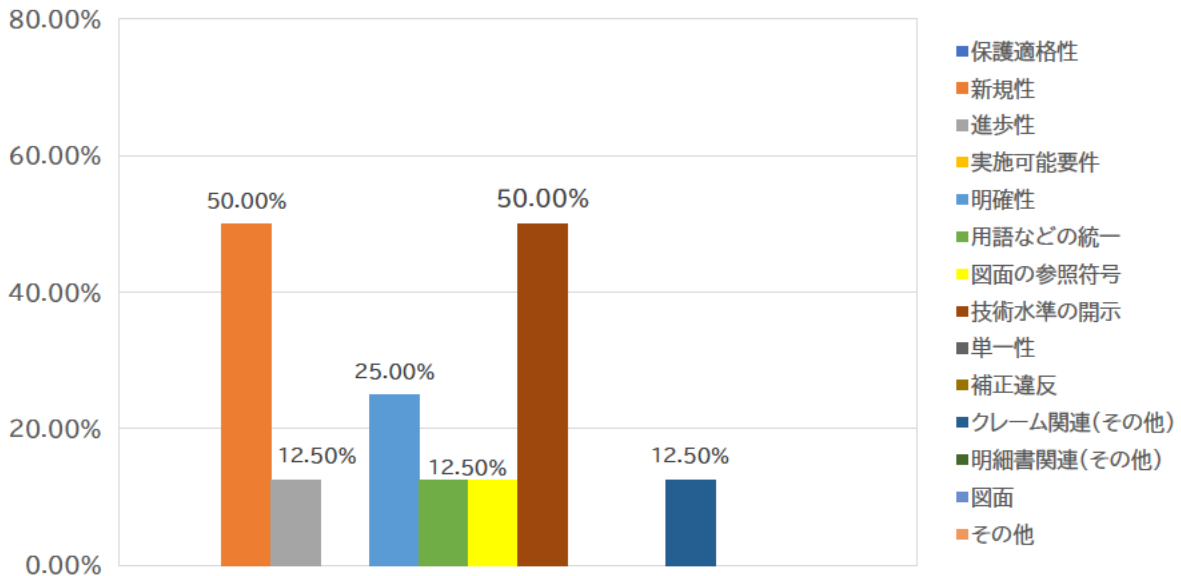
その次に高いのが PPH 出願及び通常出願ともに「法 4 条：進歩性」になっており、両出願ともに 3 割以上の案件において通知されている。なお、通知率は、通常出願 (32.24%) に比べて PPH 出願 (35.73%) の方が若干高くなっているものの、通知率の数値自体は他の調査対象国と比べて低くなっている。

それ以外で通知率の高い拒絶理由は、PPH 出願の場合は、「法 34 条 (3) 3：明確性」、「規則 9 条 (9)：図面の引用符号」、「法 3 条：新規性」の順で高いが、通常出願の場合は、「法 3 条：新規性」、「法 34 条 (3) 3：明確性」、「規則 9 条 (9)：図面の引用符号」で高くなっており、PPH 出願と通常出願の間に差異がみられた。

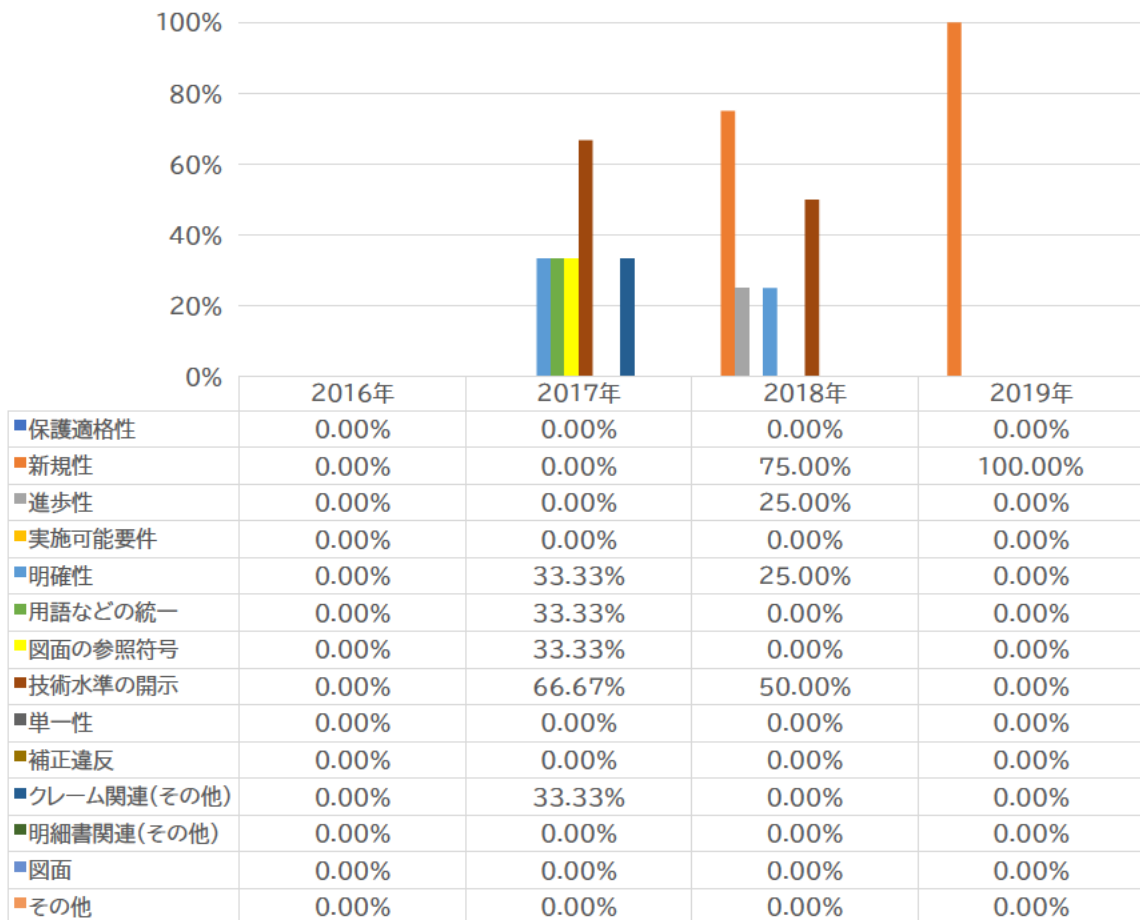
経年変化についてみると、PPH 出願及び通常出願ともに「法 34 条 (3) 3：明確性」の通知率が減少傾向を示している。「法 4 条：進歩性」及び「法 3 条：新規性」の通知率については、PPH 出願及び通常出願ともに分析対象期間中の増減はみられるものの、概ね横ばいとなっている。

(2) IPC セクション別

図 D-3-2-1A : 「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【A セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

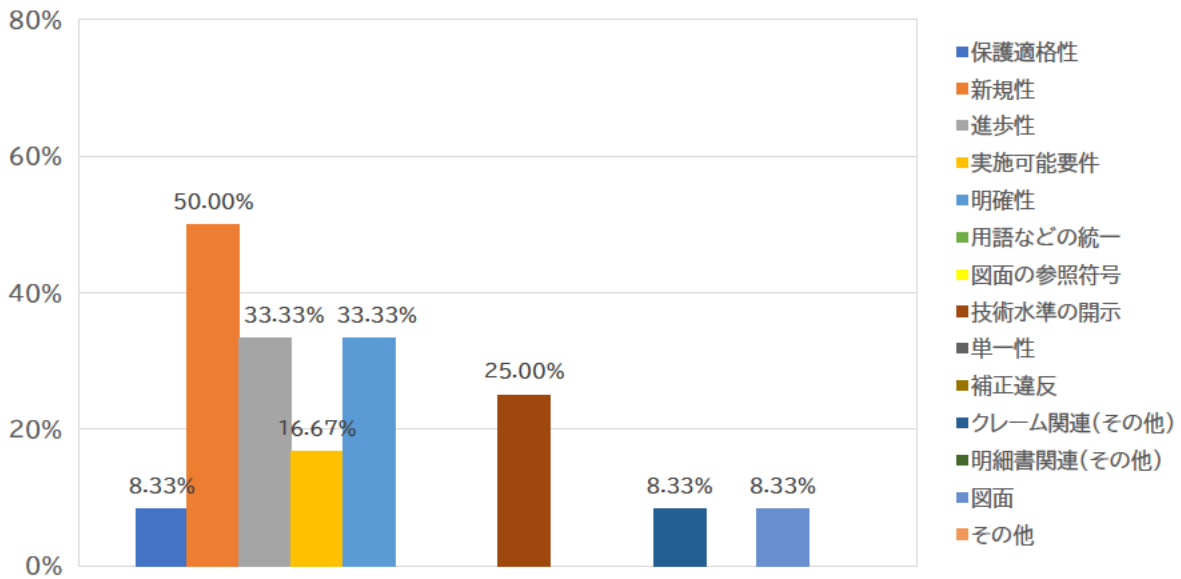


－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －

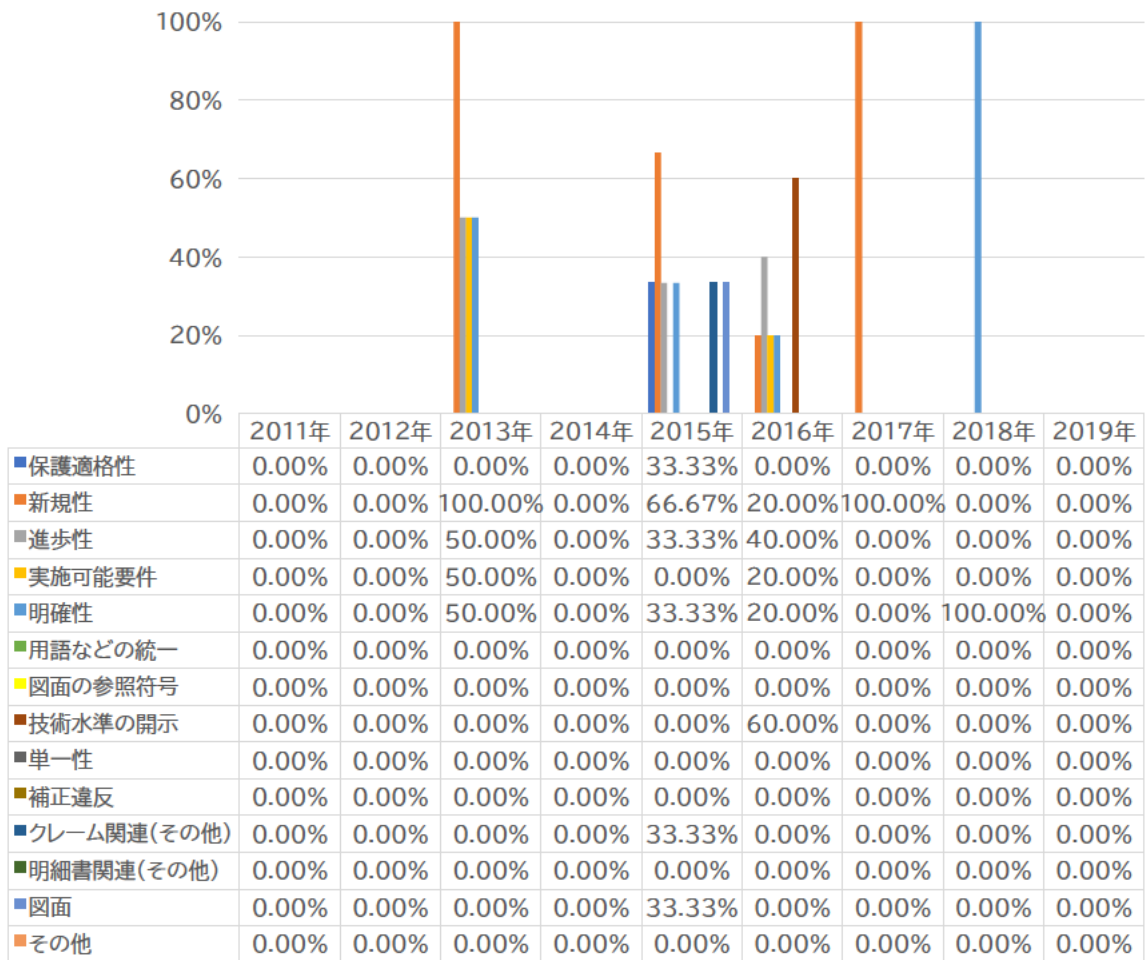


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	3	4	1	8

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

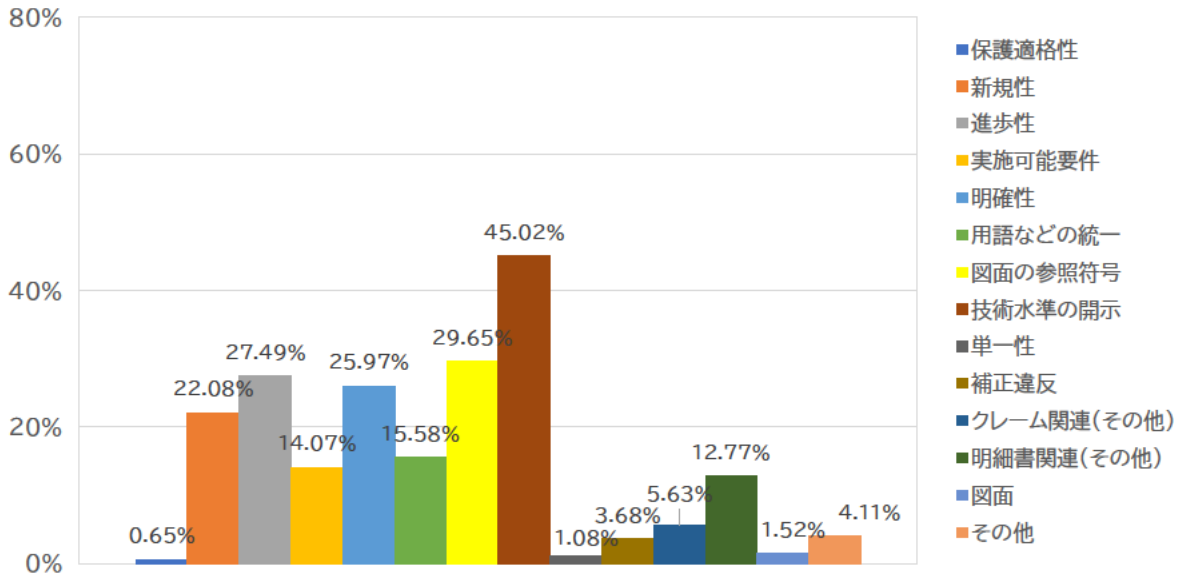


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

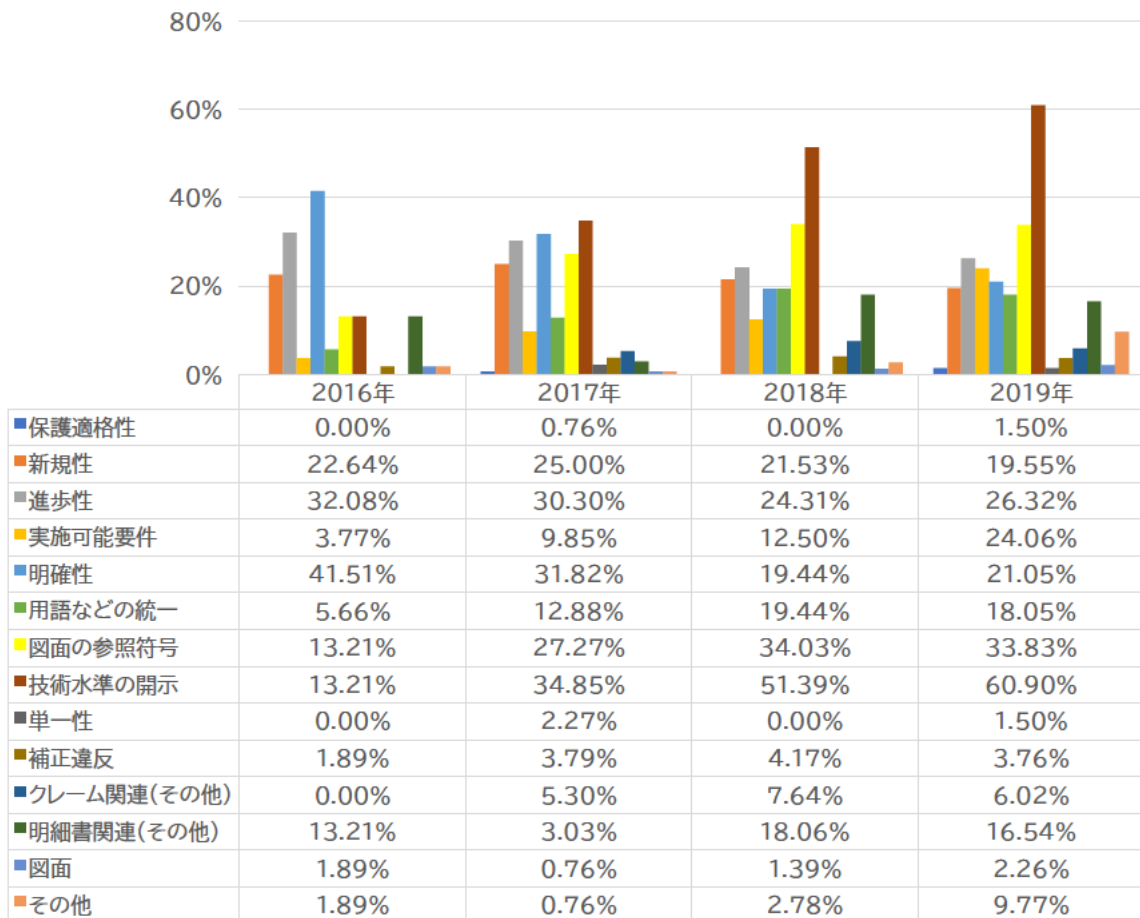


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	2	0	3	5	1	1	0	12

図 D-3-2-1B：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【B セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

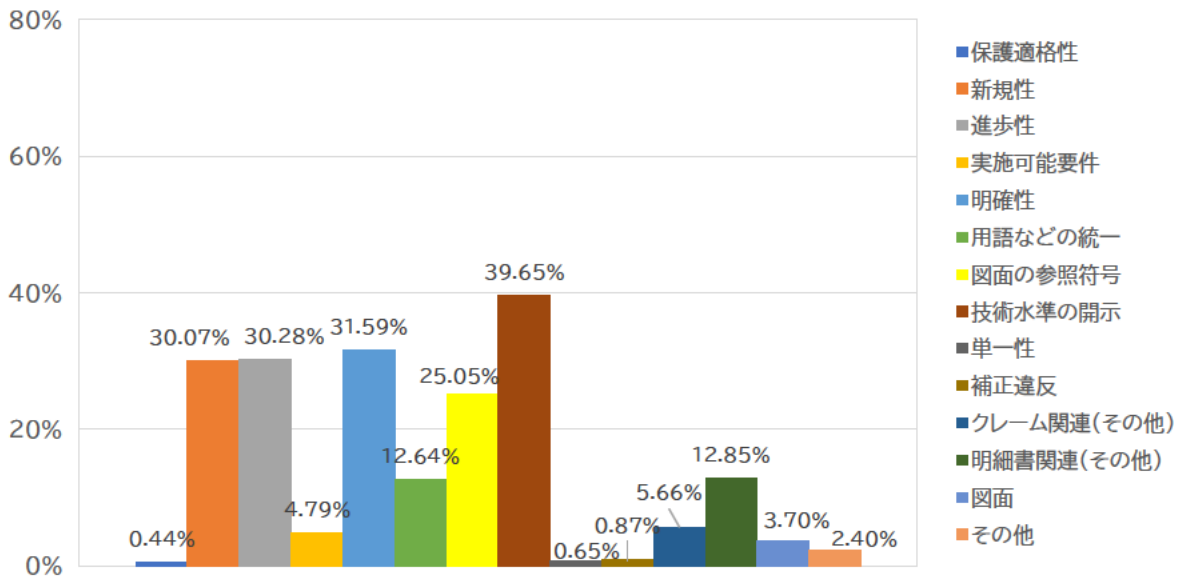


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

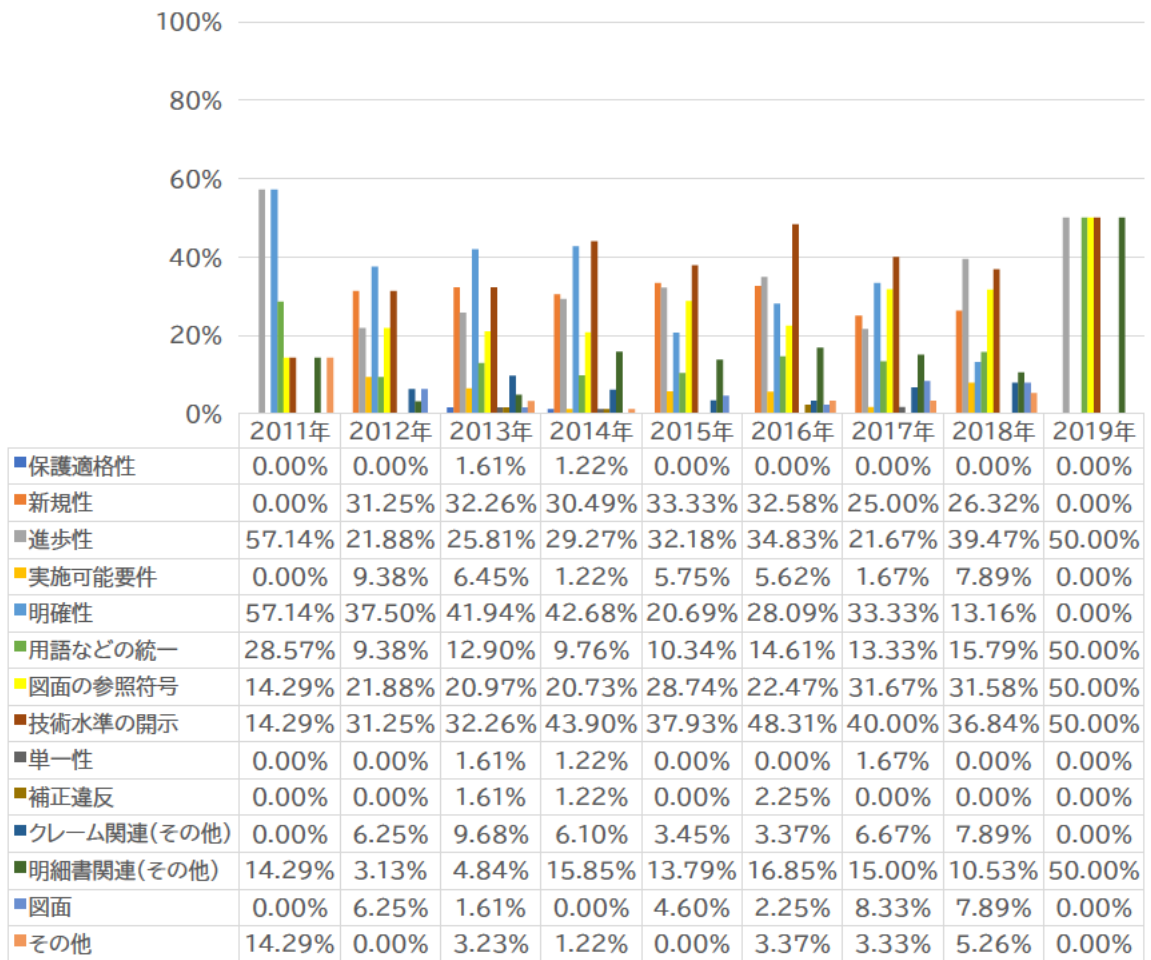


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	53	132	144	133	462

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

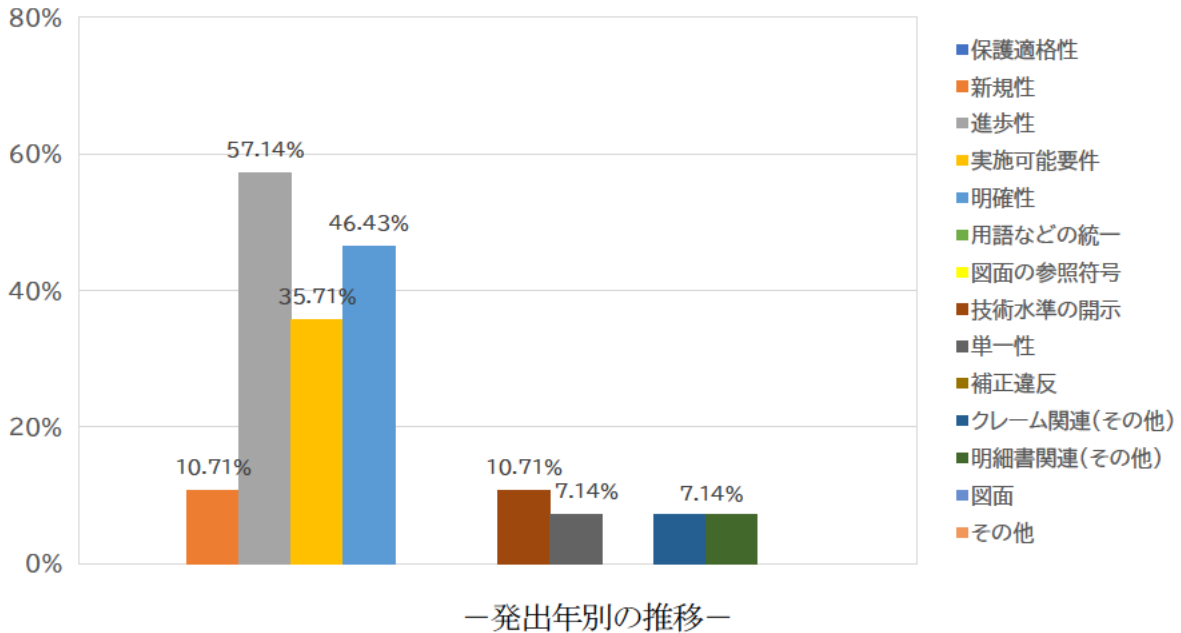


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	7	32	62	82	87	89	60	38	2	459

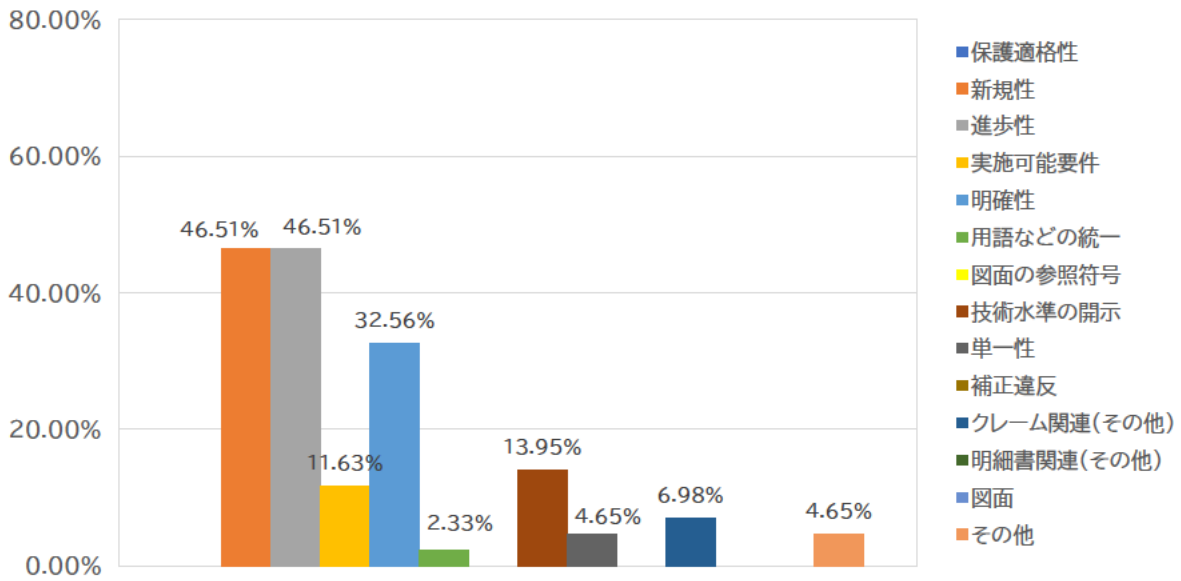
図 D-3-2-1C : 「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【C セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)



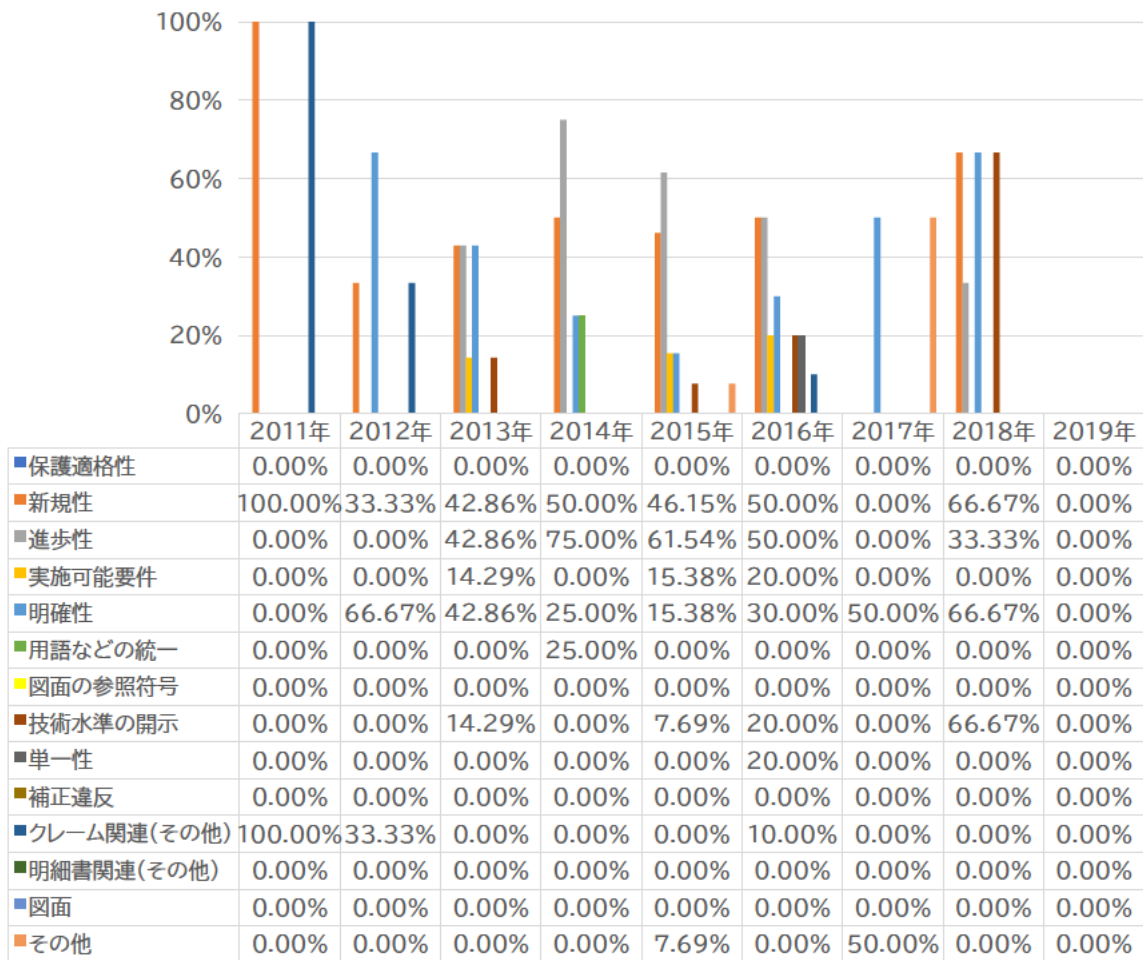
	2016年	2017年	2018年	2019年
■保護適格性	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
■新規性	15.38%	0.00%	12.50%	0.00%
■進歩性	61.54%	83.33%	25.00%	100.00%
■実施可能要件	15.38%	83.33%	37.50%	0.00%
■明確性	46.15%	50.00%	50.00%	0.00%
■用語などの統一	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
■図面の参照符号	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
■技術水準の開示	0.00%	0.00%	37.50%	0.00%
■単一性	0.00%	33.33%	0.00%	0.00%
■補正違反	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
■クレーム関連(その他)	15.38%	0.00%	0.00%	0.00%
■明細書関連(その他)	0.00%	0.00%	25.00%	0.00%
■図面	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
■その他	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	13	6	8	1	28

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)



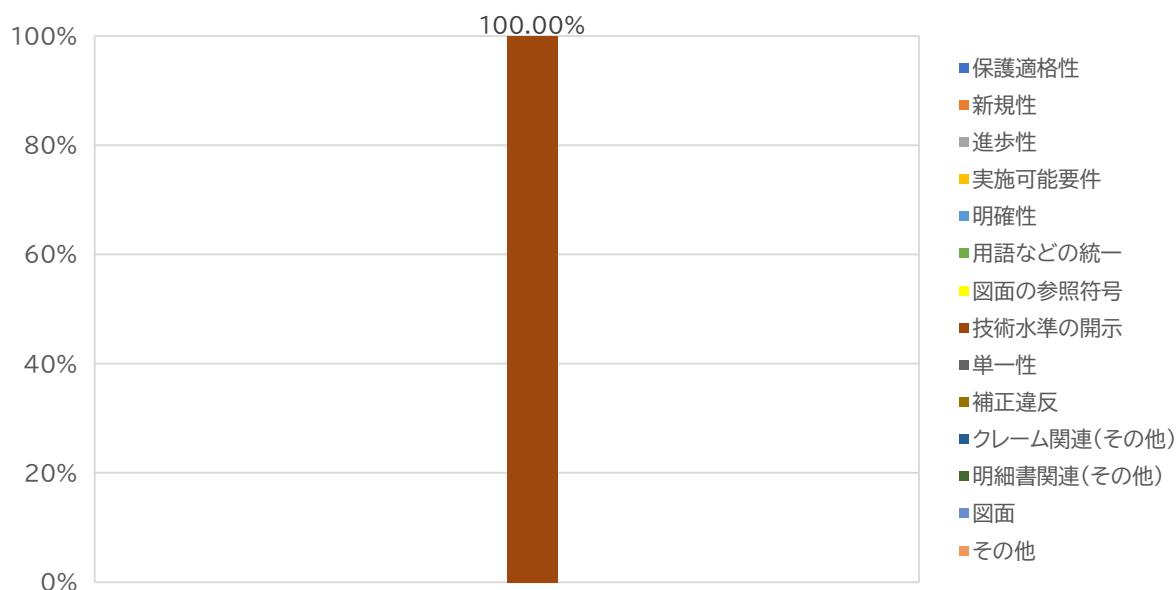
－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－



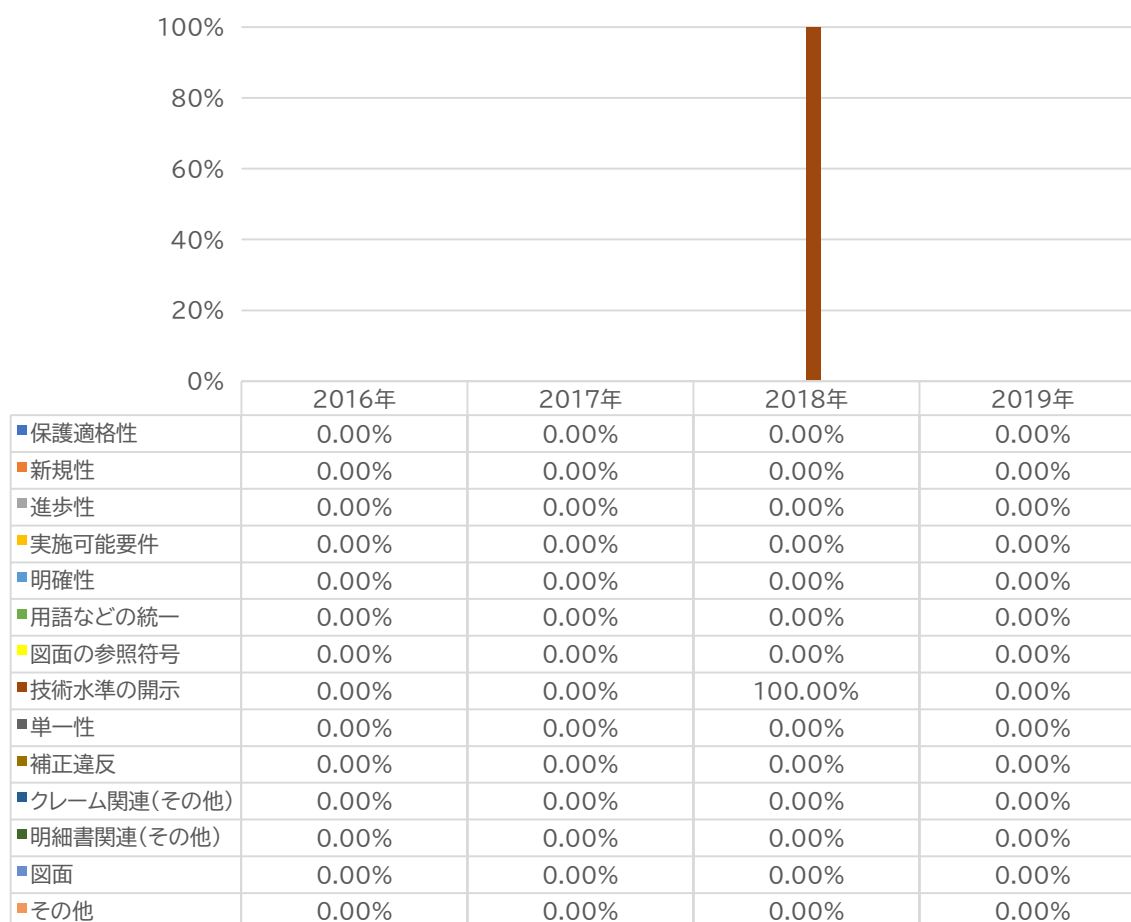
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	1	3	7	4	13	10	2	3	0	43

図 D-3-2-1D : 「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【D セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

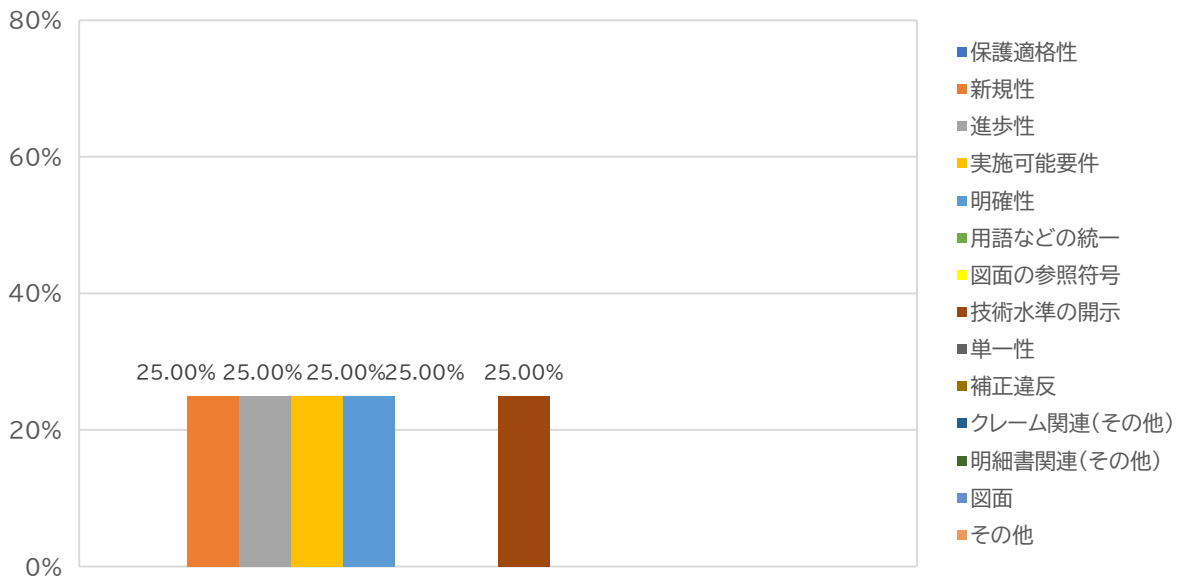


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

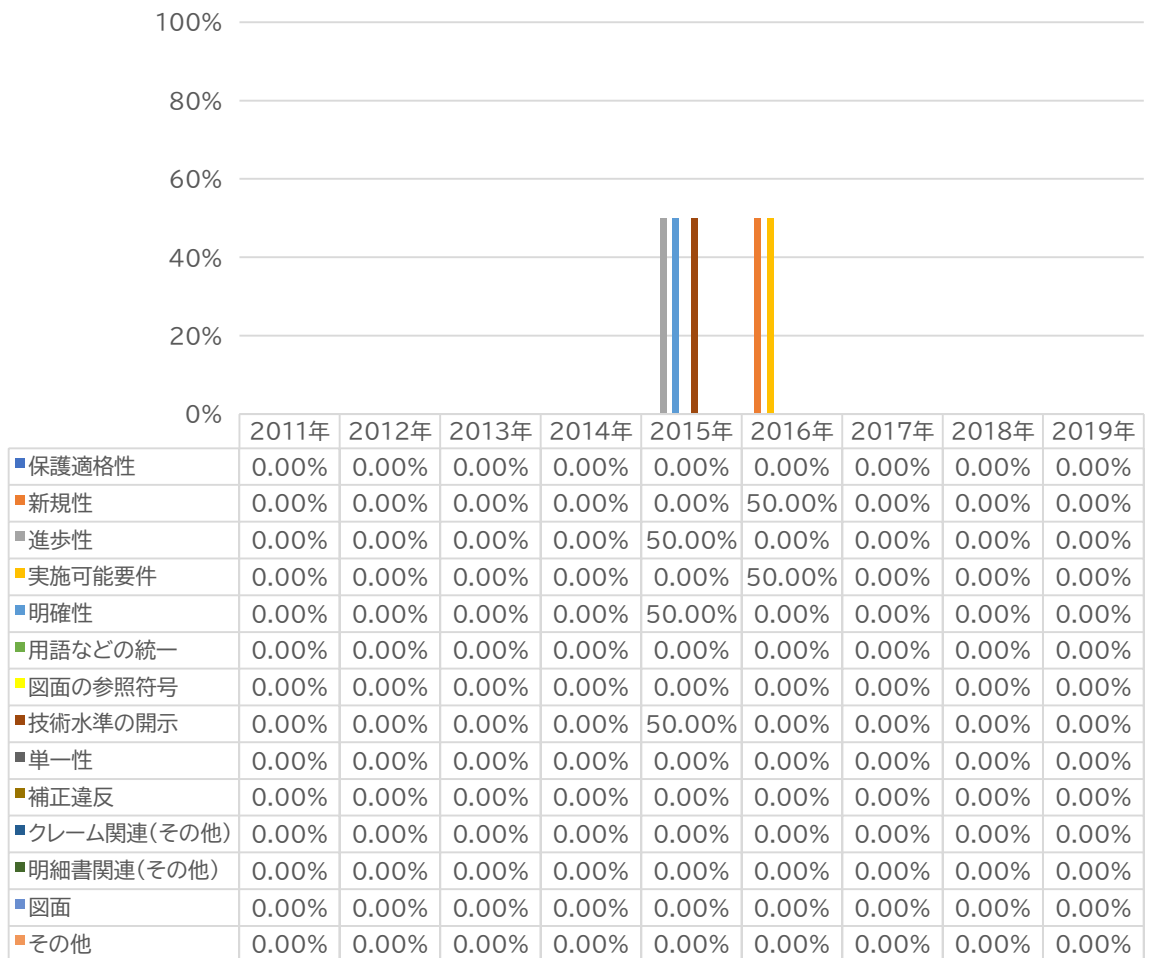


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	1	0	1

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

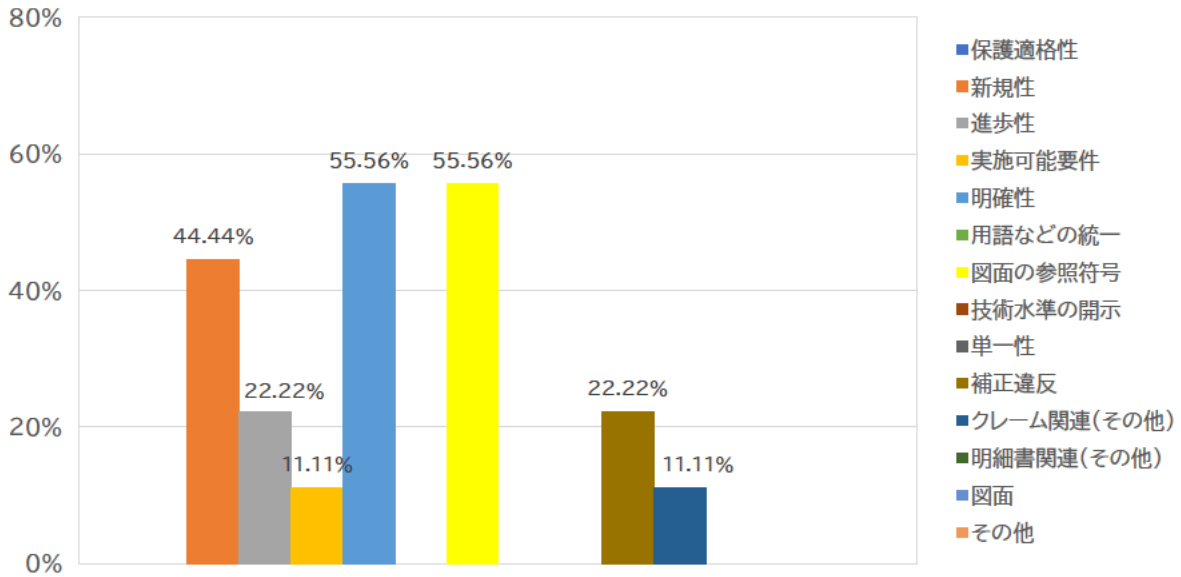


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

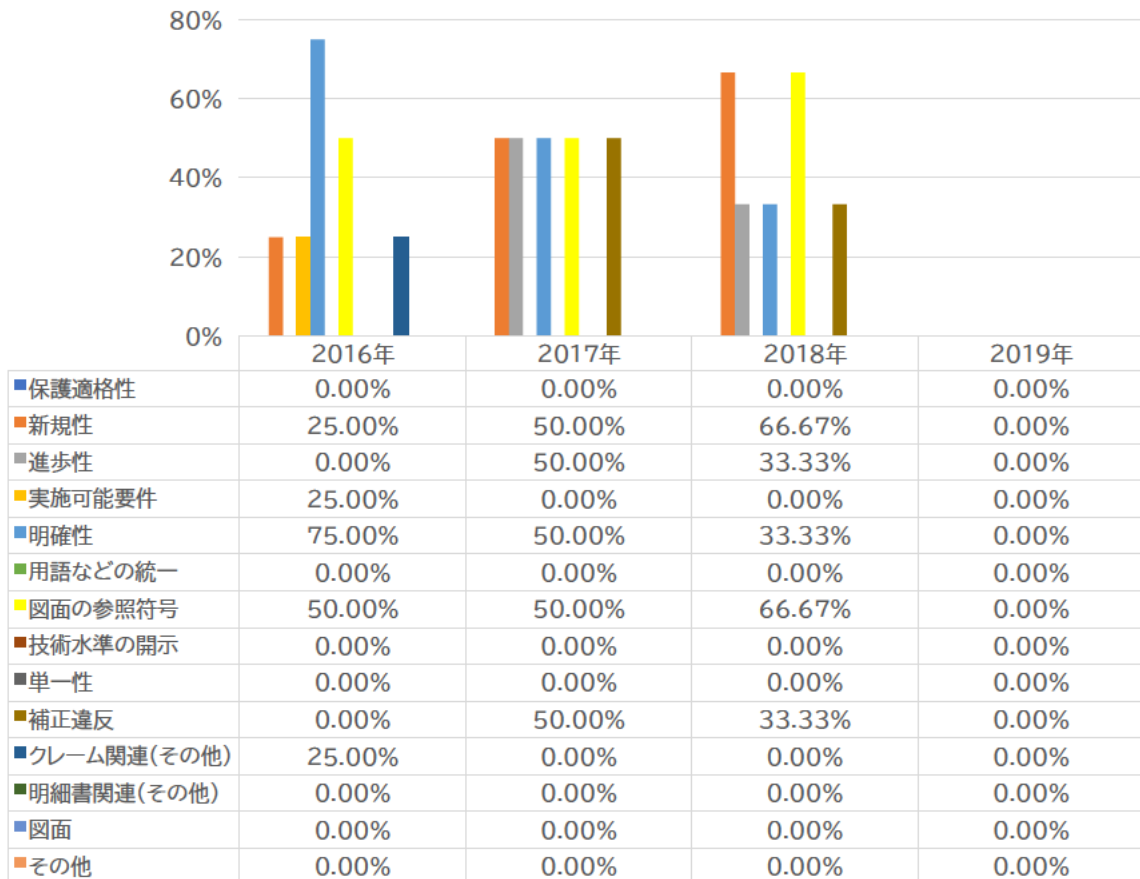


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	0	0	2	2	0	0	0	4

図 D-3-2-1E : 「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【E セクション】
(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

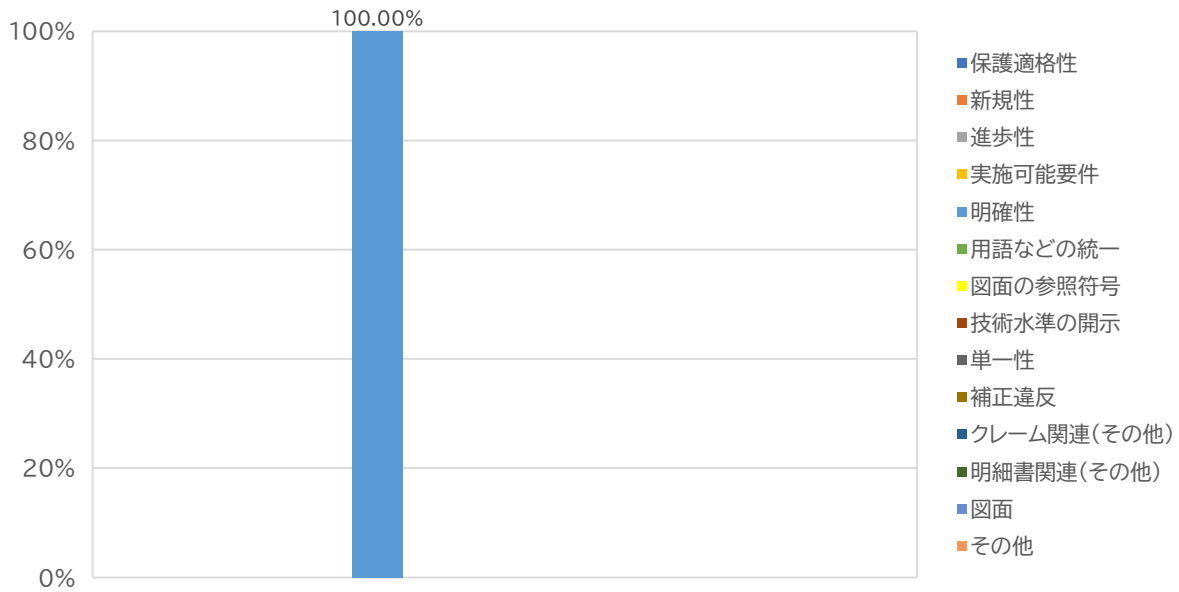


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

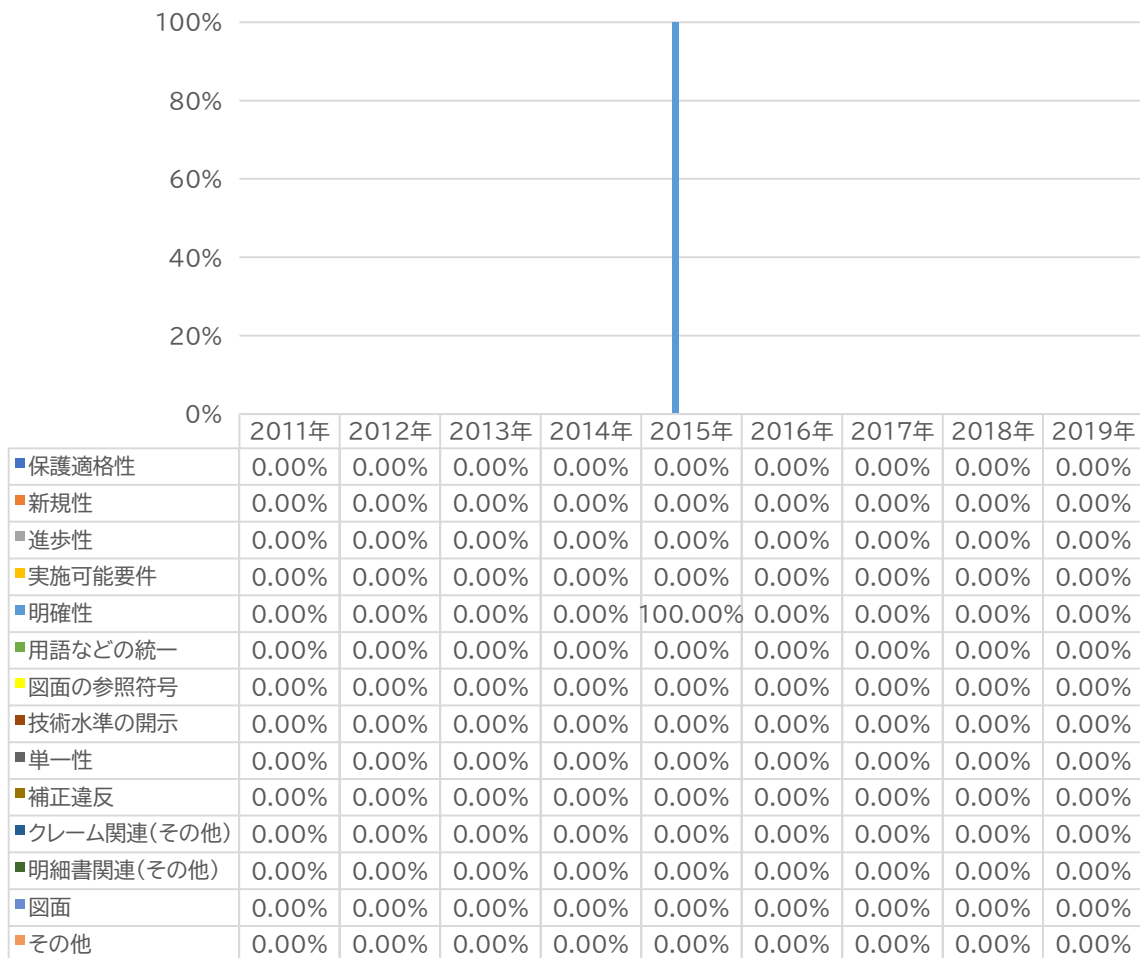


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	4	2	3	0	9

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

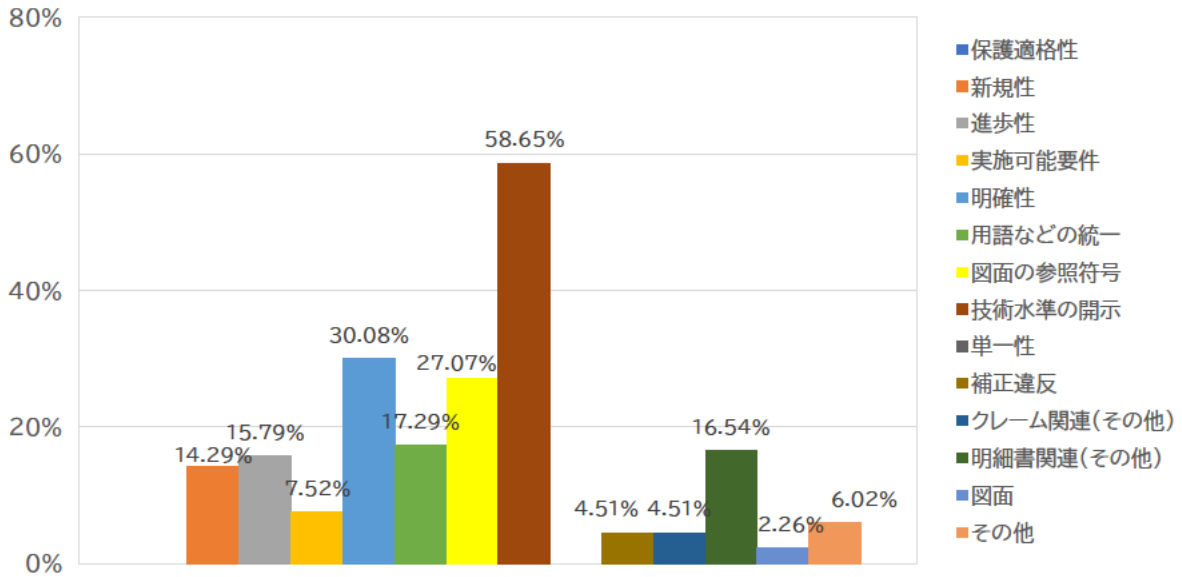


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

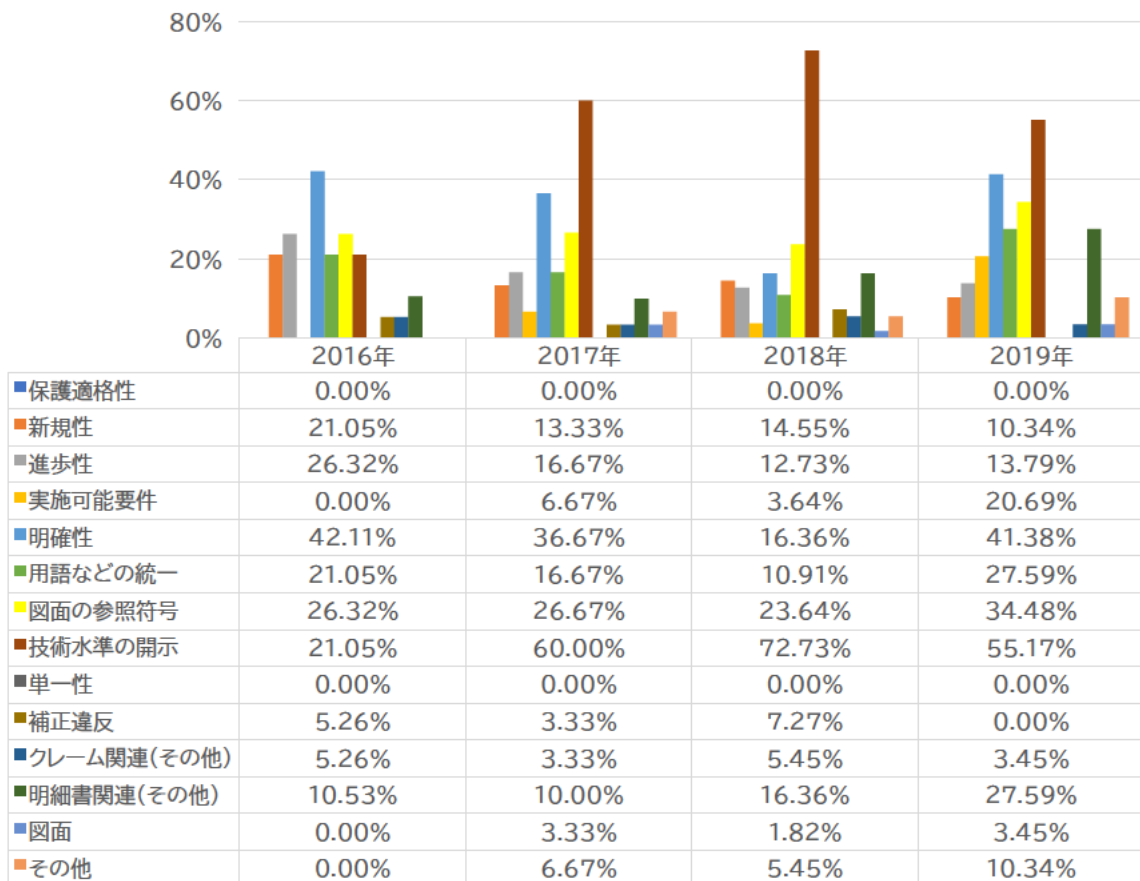


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

図 D-3-2-1F：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【F セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

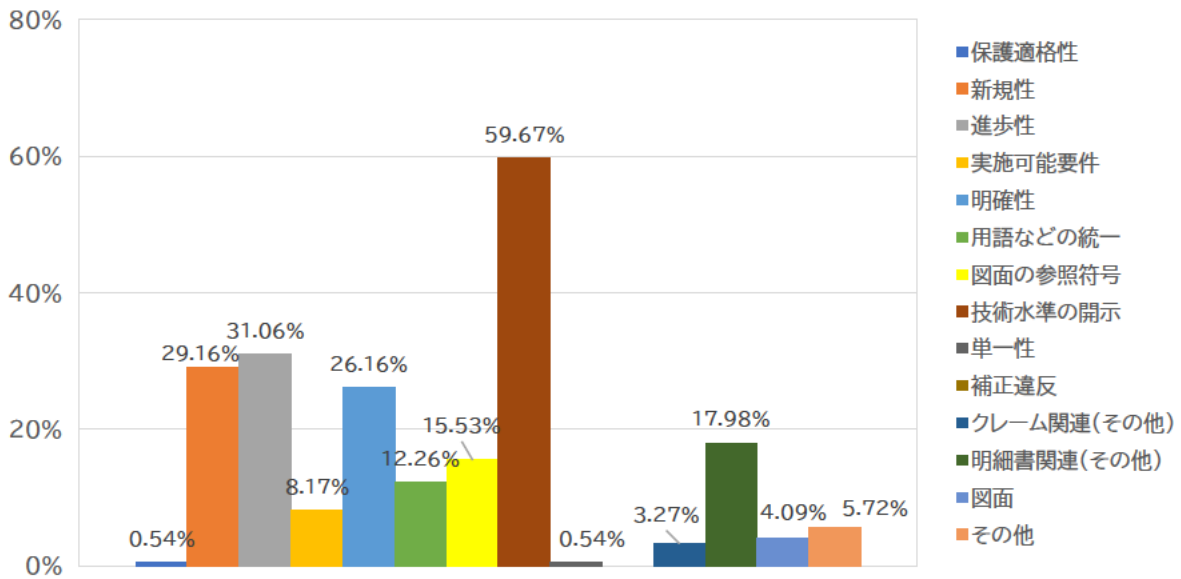


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

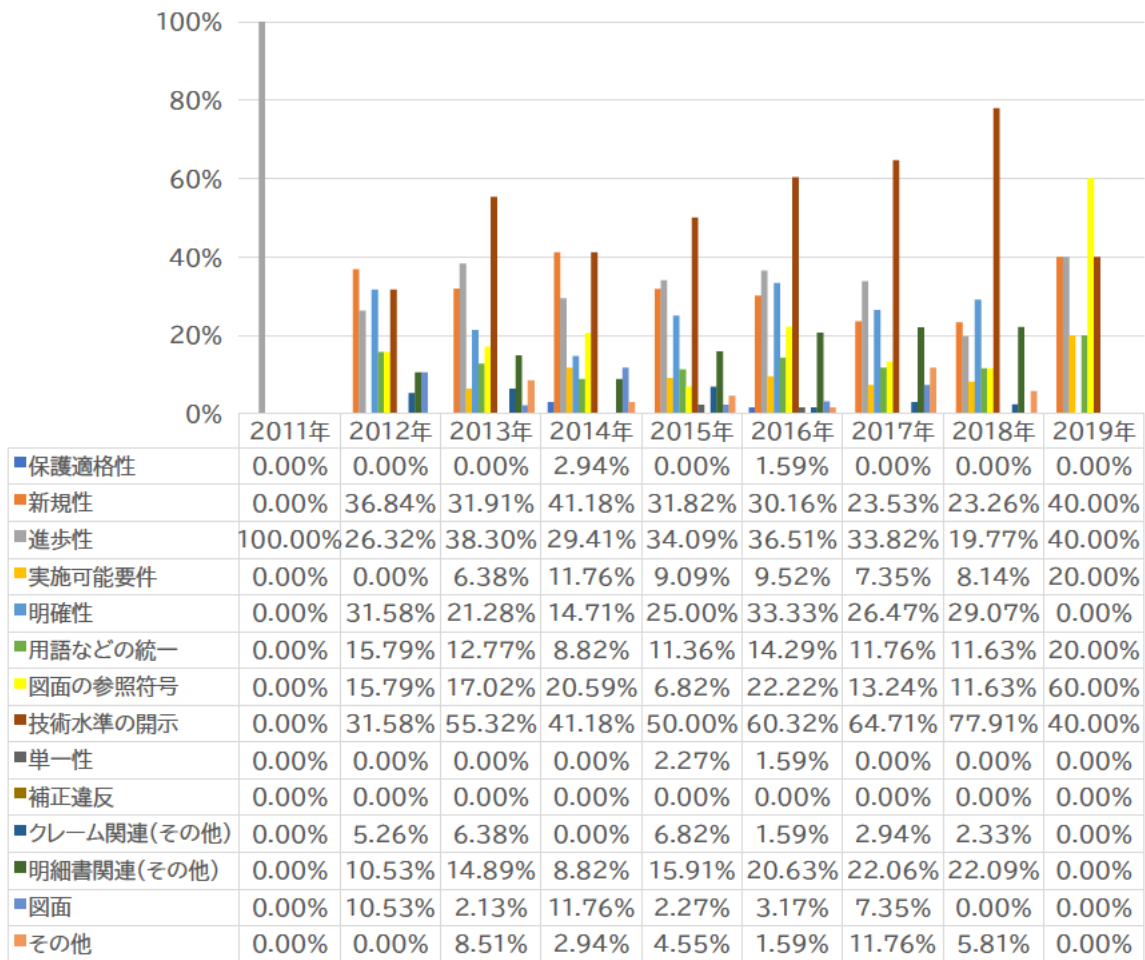


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	19	30	55	29	133

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)

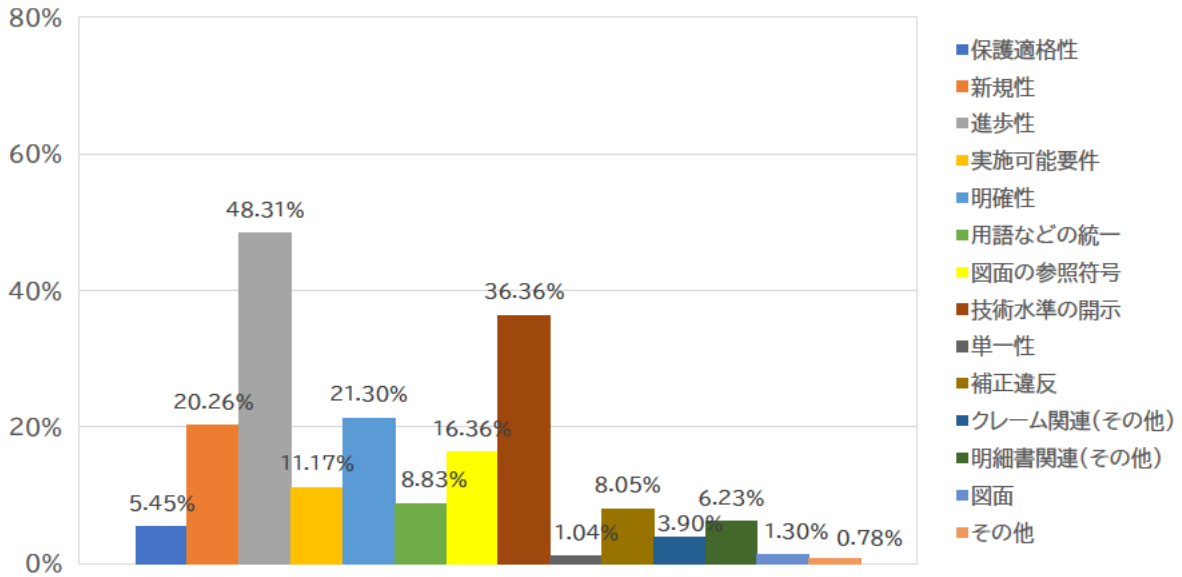


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

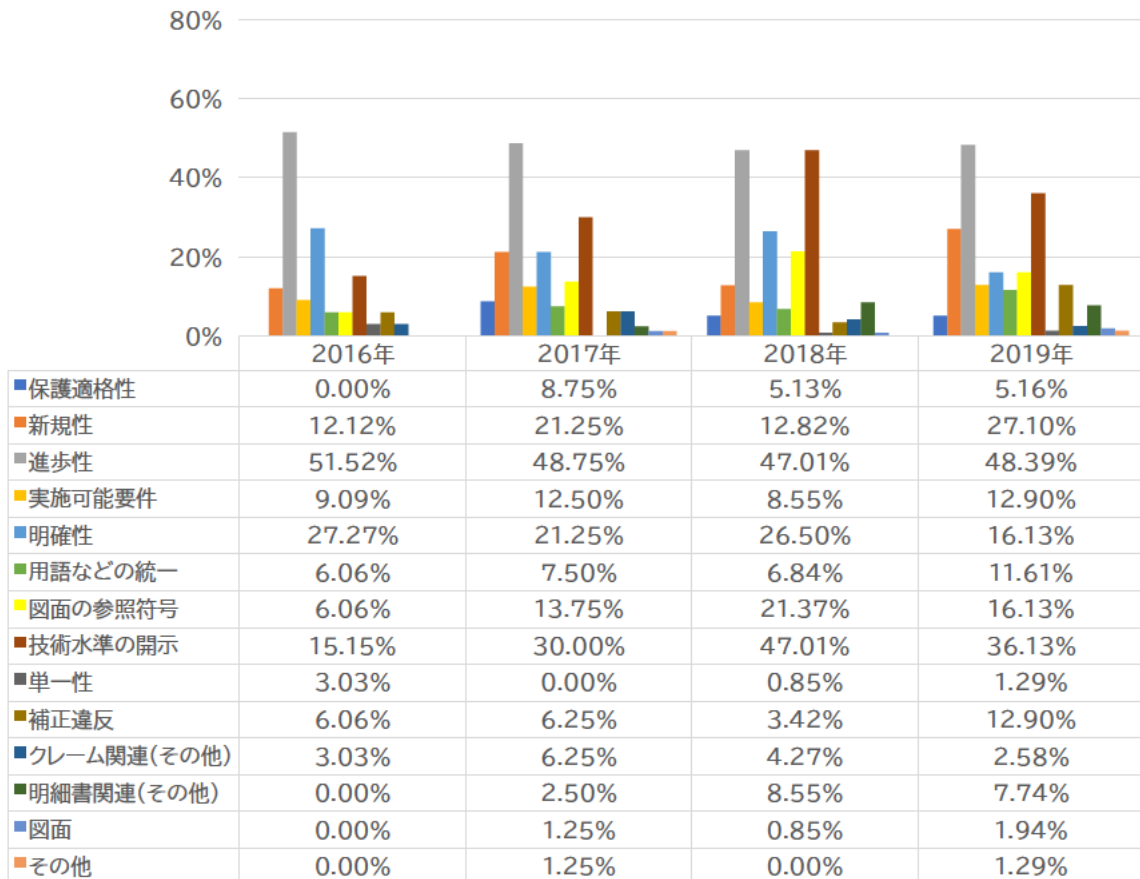


	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	1	19	47	34	44	63	68	86	5	367

図 D-3-2-1G : 「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【G セクション】
 (PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

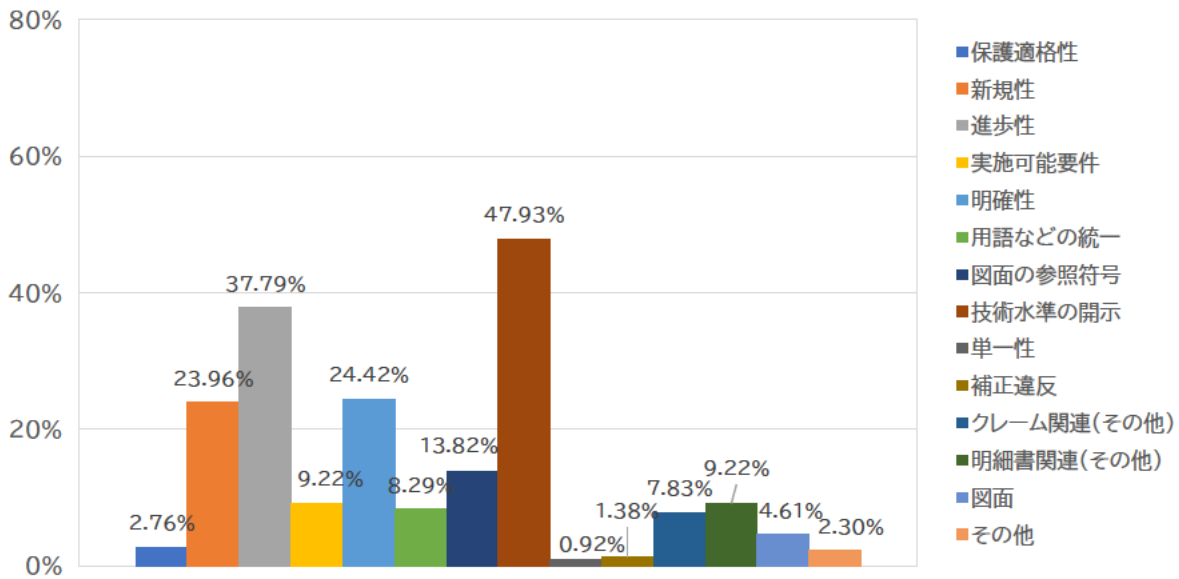


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

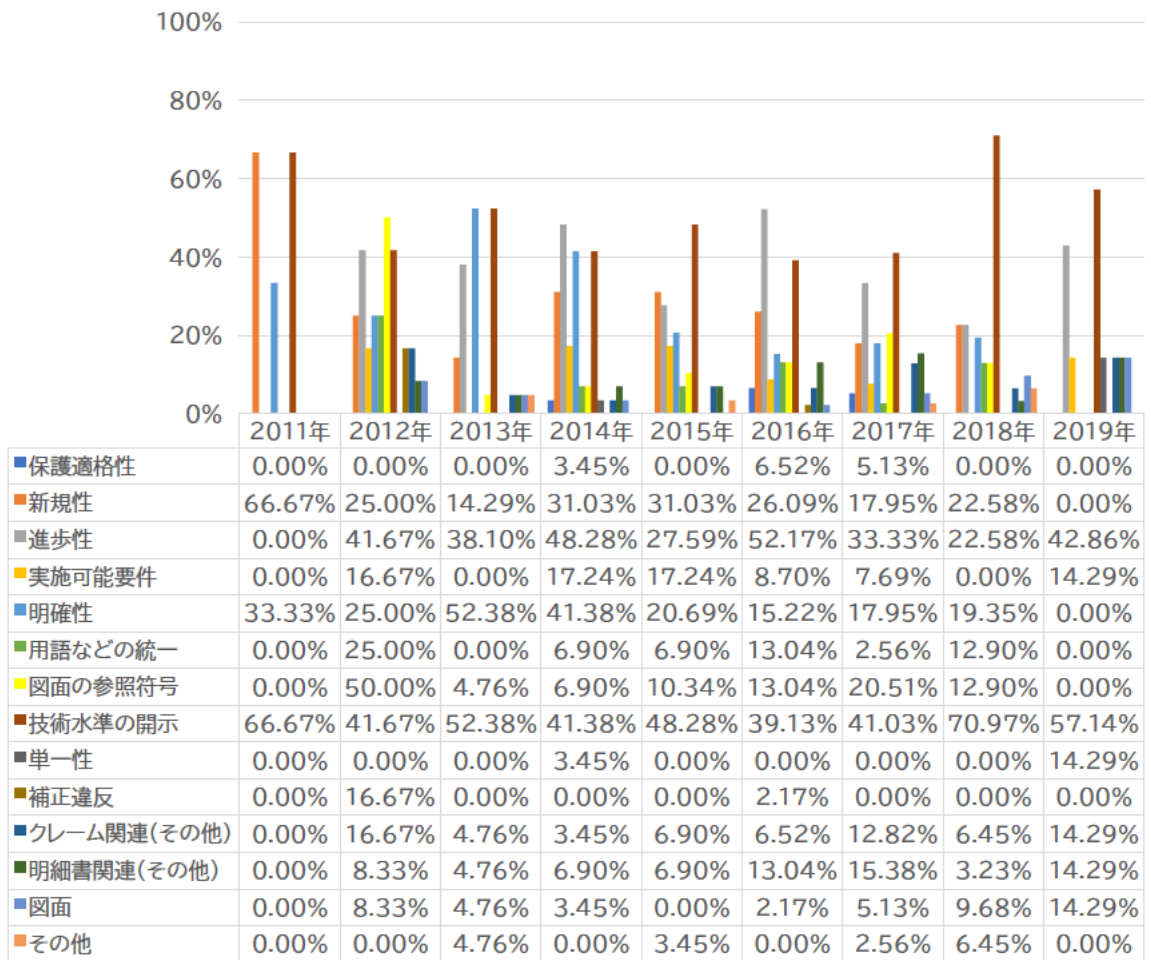


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	33	80	117	155	385

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)



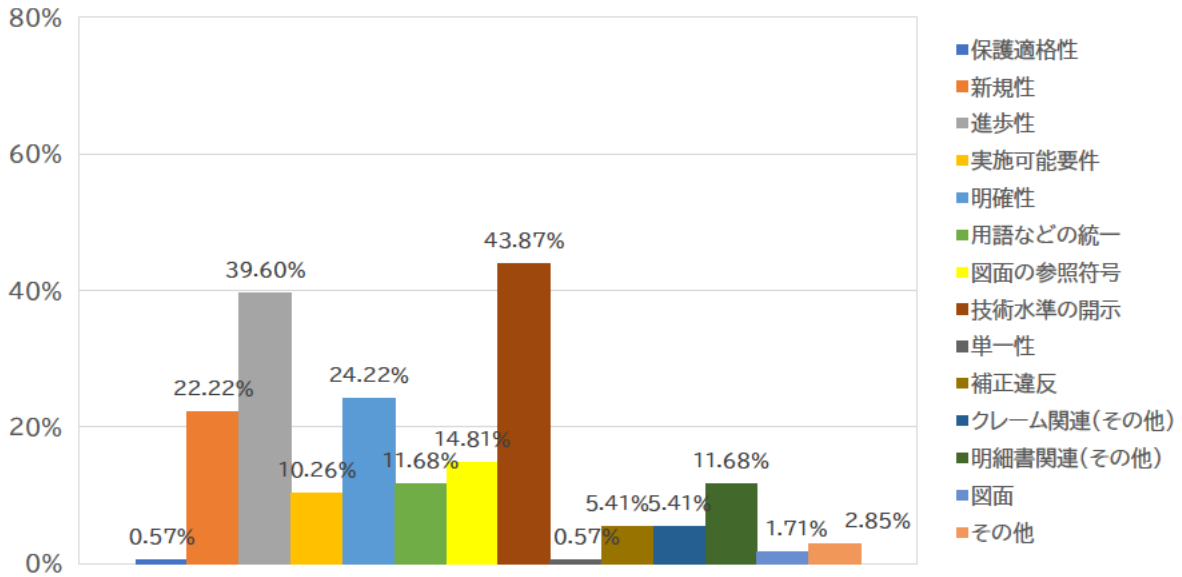
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



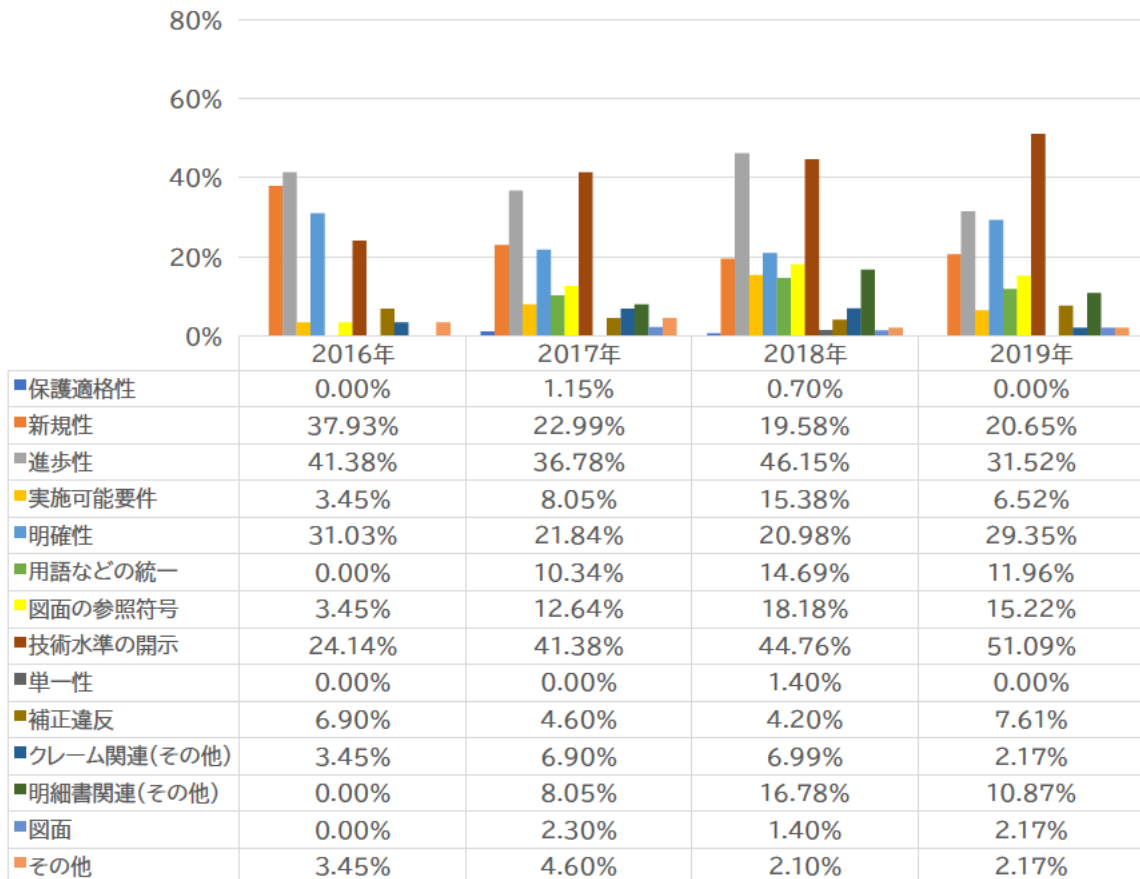
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	3	12	21	29	29	46	39	31	7	217

図 D-3-2-1H：「最初の拒絶理由通知」に含まれる拒絶理由【H セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年の総計)

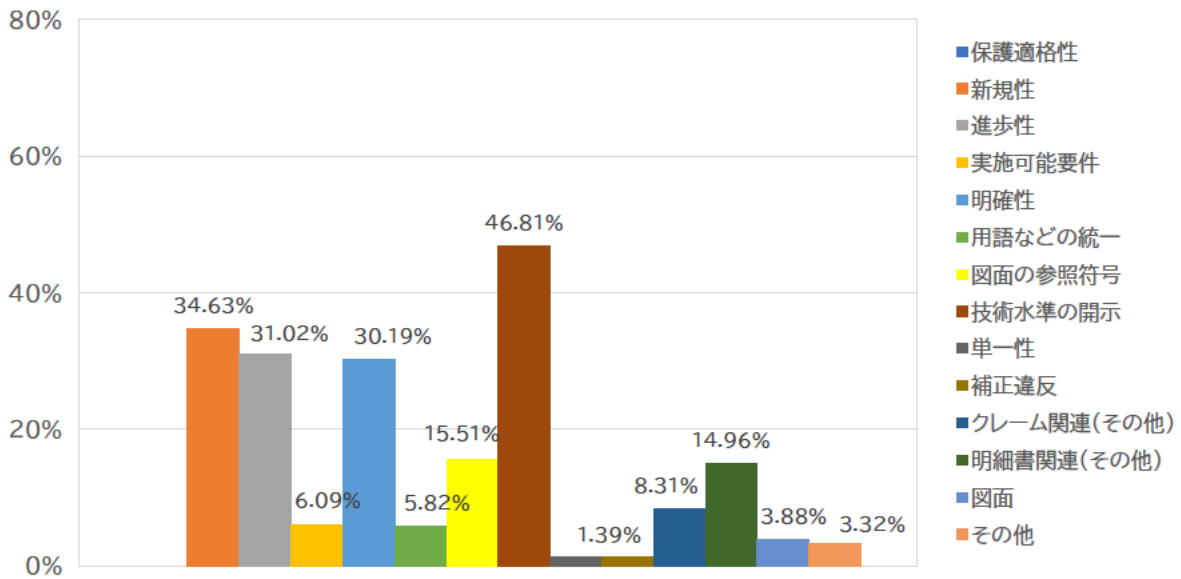


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

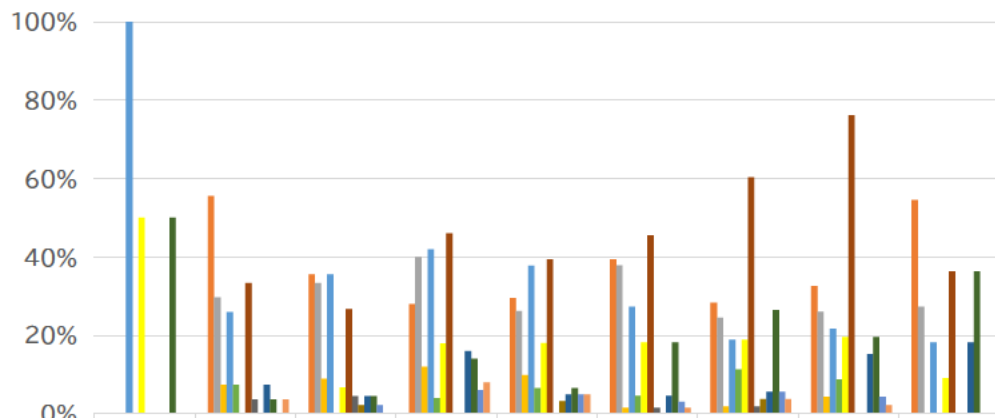


	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	29	87	143	92	351

(通常出願：発出年 2011 年から 2019 年の総計)



— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
保護適格性	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
新規性	0.00%	55.56%	35.56%	28.00%	29.51%	39.39%	28.30%	32.61%	54.55%
進歩性	0.00%	29.63%	33.33%	40.00%	26.23%	37.88%	24.53%	26.09%	27.27%
実施可能要件	0.00%	7.41%	8.89%	12.00%	9.84%	1.52%	1.89%	4.35%	0.00%
明確性	100.00%	25.93%	35.56%	42.00%	37.70%	27.27%	18.87%	21.74%	18.18%
用語などの統一	0.00%	7.41%	0.00%	4.00%	6.56%	4.55%	11.32%	8.70%	0.00%
図面の参照符号	50.00%	0.00%	6.67%	18.00%	18.03%	18.18%	18.87%	19.57%	9.09%
技術水準の開示	0.00%	33.33%	26.67%	46.00%	39.34%	45.45%	60.38%	76.09%	36.36%
単一性	0.00%	3.70%	4.44%	0.00%	0.00%	1.52%	1.89%	0.00%	0.00%
補正違反	0.00%	0.00%	2.22%	0.00%	3.28%	0.00%	3.77%	0.00%	0.00%
クレーム関連(その他)	0.00%	7.41%	4.44%	16.00%	4.92%	4.55%	5.66%	15.22%	18.18%
明細書関連(その他)	50.00%	3.70%	4.44%	14.00%	6.56%	18.18%	26.42%	19.57%	36.36%
図面	0.00%	0.00%	2.22%	6.00%	4.92%	3.03%	5.66%	4.35%	0.00%
その他	0.00%	3.70%	0.00%	8.00%	4.92%	1.52%	3.77%	2.17%	0.00%

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	2	27	45	50	61	66	53	46	11	361

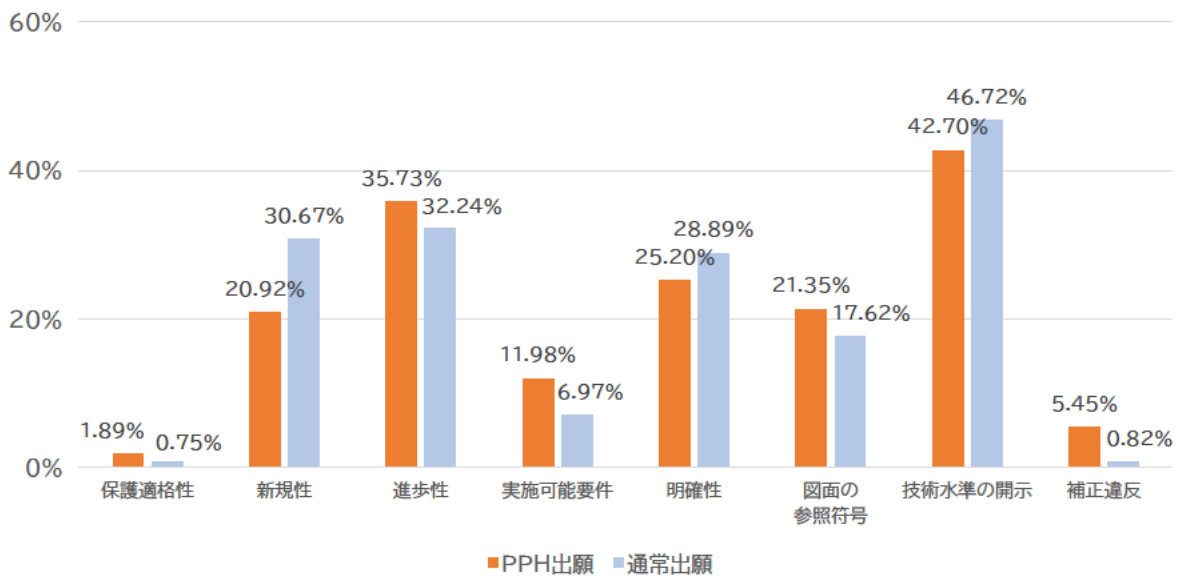
(3) 小括

ア. 全セクション

PPH 出願及び通常出願に対して発出された「最初の拒絶理由通知」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 34 条 (7) 等：技術水準の開示」の通知率が一番高くなっている。

その次に高いのが PPH 出願及び通常出願ともに「法 4 条：進歩性」になっており、両出願ともに 3 割以上の案件において通知されている。

図 D-3-2-2：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 法 34 条 (7) 等： 技術水準の開示	42.70%
2. 法 4 条： 進歩性	35.73%
3. 法 34 条 (3) 3： 明確性	25.20%
4. 規則 9 条 (9)： 図面の参照符号	21.35%
5. 法 3 条： 新規性	20.92%

通常出願	
1. 法 34 条 (7) 等： 技術水準の開示	46.72%
2. 法 4 条： 進歩性	32.24%
3. 法 3 条： 新規性	30.67%
4. 法 34 条 (3) 3： 明確性	28.89%
5. 規則 9 条 (9)： 図面の参照符号	17.62%

それ以外で通知率の高い拒絶理由は、PPH 出願の場合は、「法 34 条 (3) 3：明確性」、「規則 9 条 (9)：図面の引用符号」、「法 3 条：新規性」の順で高いが、通常出願の場合は、「法 3 条：新規性」、「法 34 条 (3) 3：明確性」、「規則 9 条 (9)：図面の引用符号」で高くなっており、PPH 出願と通常出願の間に差異がみられた。

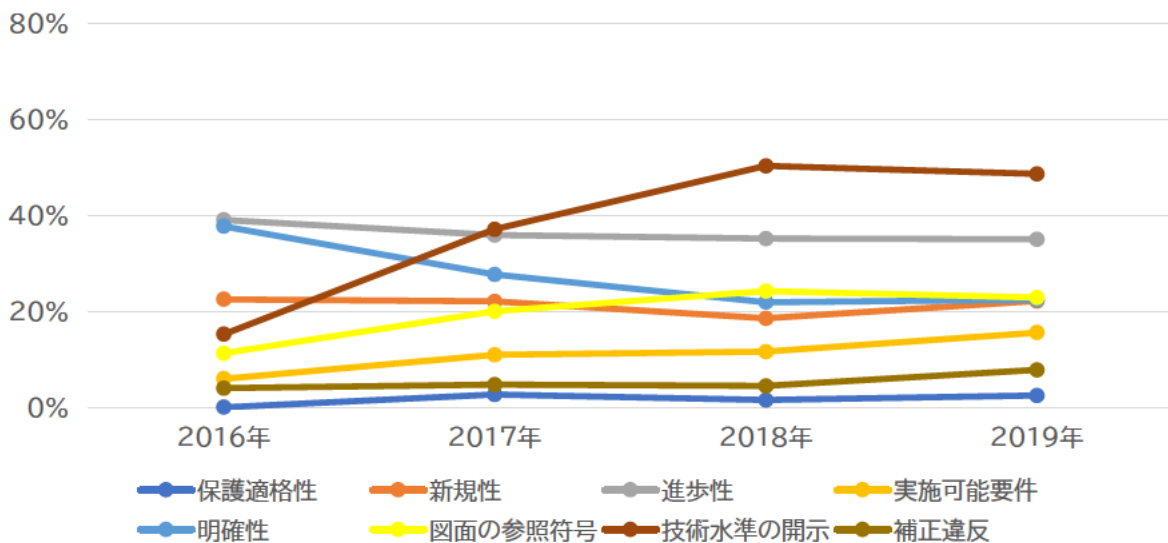
PPH 出願の方が通常出願に比べて、「法 2 条：新規性」の拒絶理由の通知率が 10%ほど低くなっており、この理由としては、ドイツにおいてはじめて審査される通常出願に比

べて、PPH 出願の審査において第一庁である JPO における審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

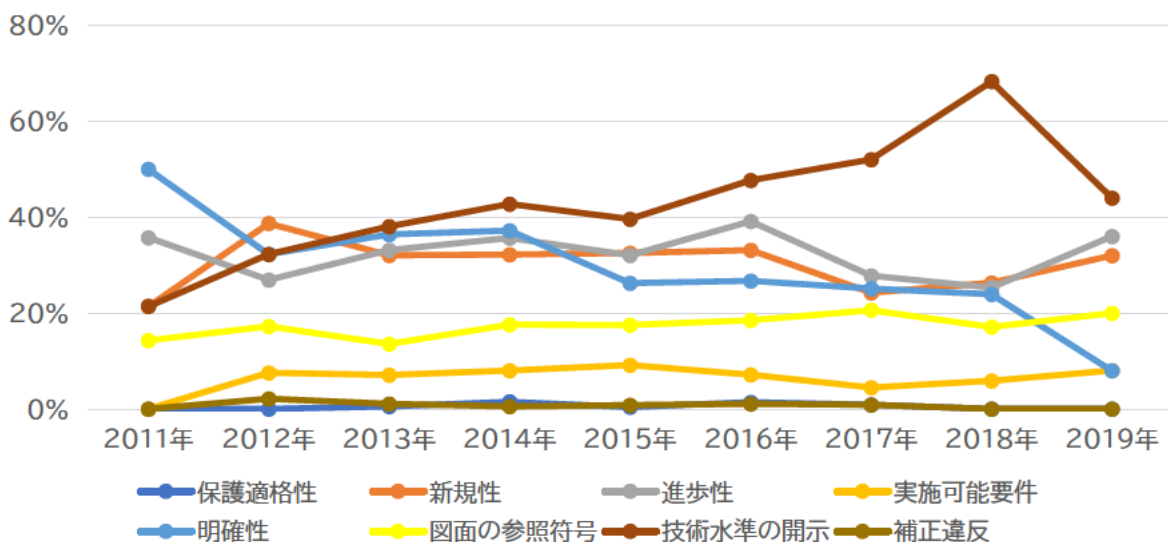
一方で、「法 38 条：補正違反」の通知率は、PPH 出願（5.45%）が通常出願（0.82%）に比べて高くなっており、その理由としては、クレーム対応要件を満たすように補正をした結果に、クレームの対象範囲を拡大するような補正になった可能性が推測される。

図 D-3-2-3：「最初の拒絶理由通知」において通知率の高い拒絶理由上位項目の発出年別の推移【全セクション】

(PPH 出願：発出年 2016 年から 2019 年、2019 年は調査時点での暫定値)



(通常出願：2011 年から 2019 年、2019 年は調査時点での暫定値)



経年変化についてみると、PPH 出願及び通常出願ともに「法 34 条 (3) 3：明確性」の通知率が減少傾向を示している。「法 4 条：進歩性」及び「法 3 条：新規性」の通知率については、PPH 出願及び通常出願ともに分析対象期間中での増減はみられるものの、概ね横ばいとなっている。

イ. IPC 別セクション

(PPH 出願)

PPH 出願を IPC セクション別に見た場合、全セクションの数値と比べて特徴的なセクションとしては、C、F 及び G セクションが挙げられる。

C セクションでは、「34 条 (7) 等：技術水準の開示」の通知率 (10.71%) が非常に低く、「法 4 条：進歩性」の通知率 (57.14%) が非常に高くなっている。

F セクションでは、「法 3 条：新規性」及び「法 4 条：進歩性」の通知率 (新規性：14.29% / 進歩性：15.79%) と低くなっている一方、「法 34 条 (3) 3：明確性」に関する通知率 (30.08%) が高くなっている。

G セクションでは、「法 4 条：進歩性」の通知率 (48.31%) が高くなっている。

(通常出願)

通常出願を IPC セクション別に見た場合、全セクションの数値と比べて特徴的なセクションとしては、C、及び H セクションが挙げられる。

C セクションでは、「法 3 条：新規性」及び「法 4 条：進歩性」の通知率 (新規性：46.51% / 進歩性：46.51%) が高くなっている。

H セクションでは、「法 3 条：新規性」の通知率 (34.63%) 「法 4 条：進歩性」の通知率 (31.02%) よりも高くなっている。

3 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

最終的な審査結果として「拒絶査定」となった調査対象出願において、如何なる拒絶理由が通知されているのか割合を集計するため、当該審査結果に含まれる拒絶理由を根拠条文別に分類、整理した。

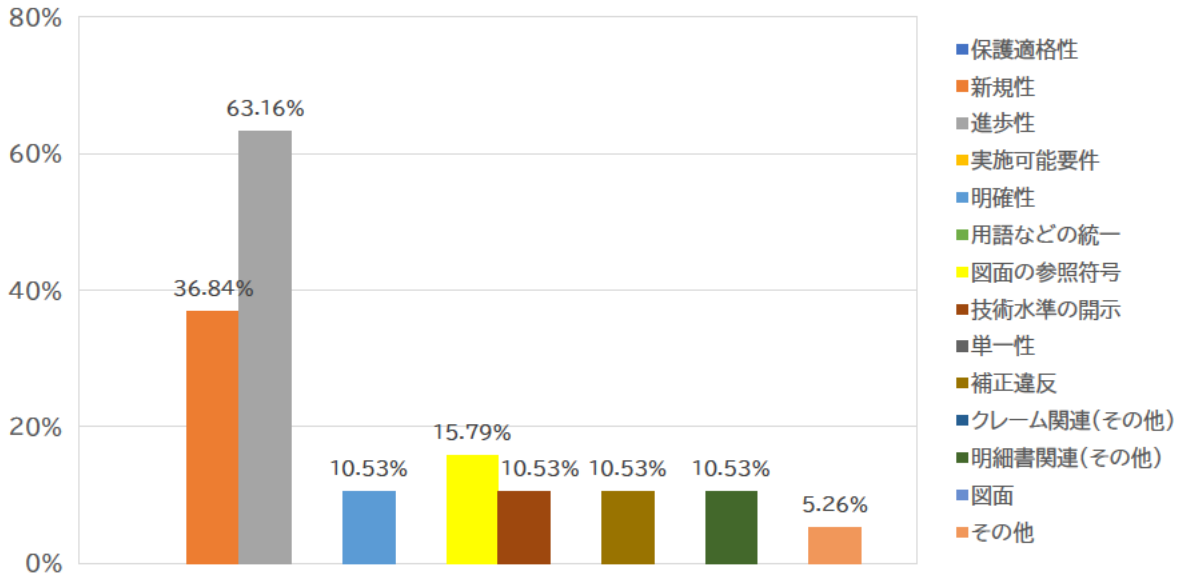
なお、PPH 出願の A、C、E 及び F セクション並びに通常出願の D 及び E セクションについては、分析対象となる「拒絶査定」が発出された対象出願がなかったため、図は省略している。

調査対象出願に対して発出された「拒絶査定」に含まれる拒絶理由を根拠条文別、発出年別及び IPC セクション別に分類、整理した結果を図 D-3-3-1 に示す。

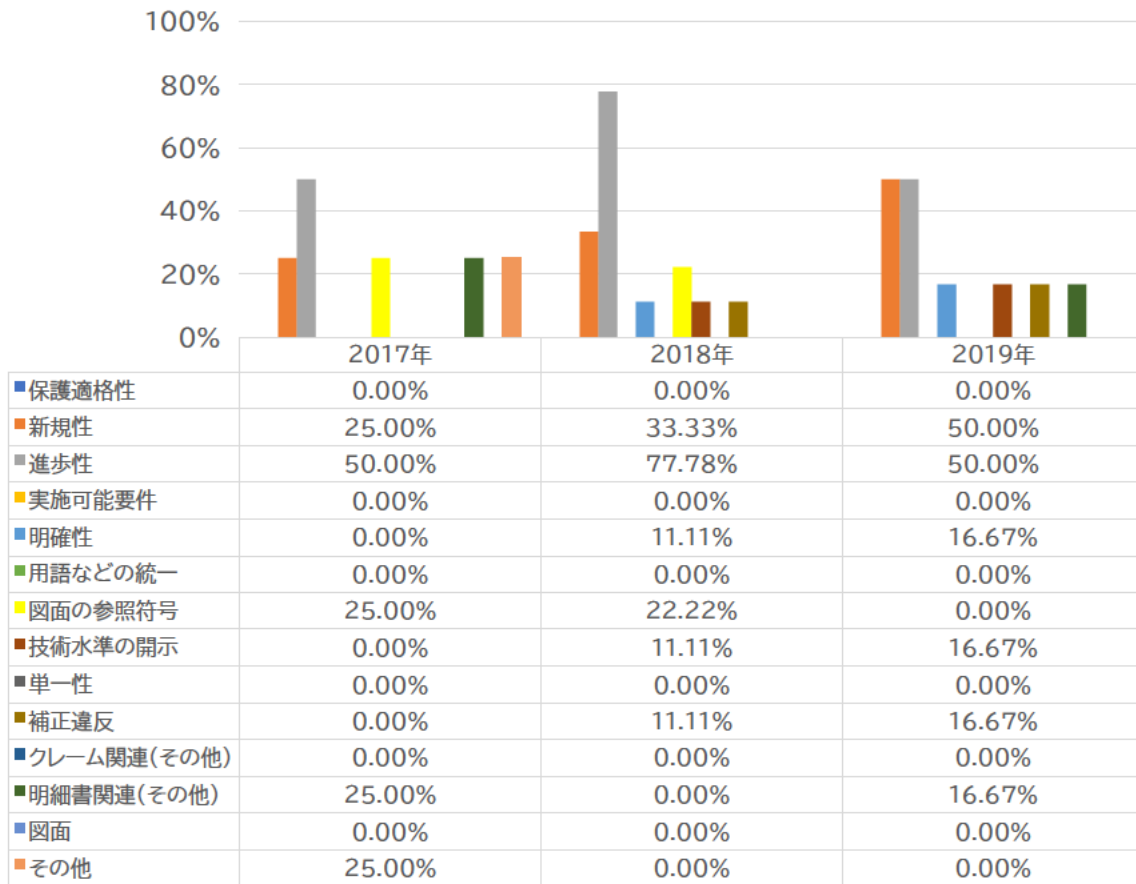
(1) 全セクション

図 D-3-3-1：「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【全セクション】

(PPH 出願：発出年 2017 年から 2019 年の総計)

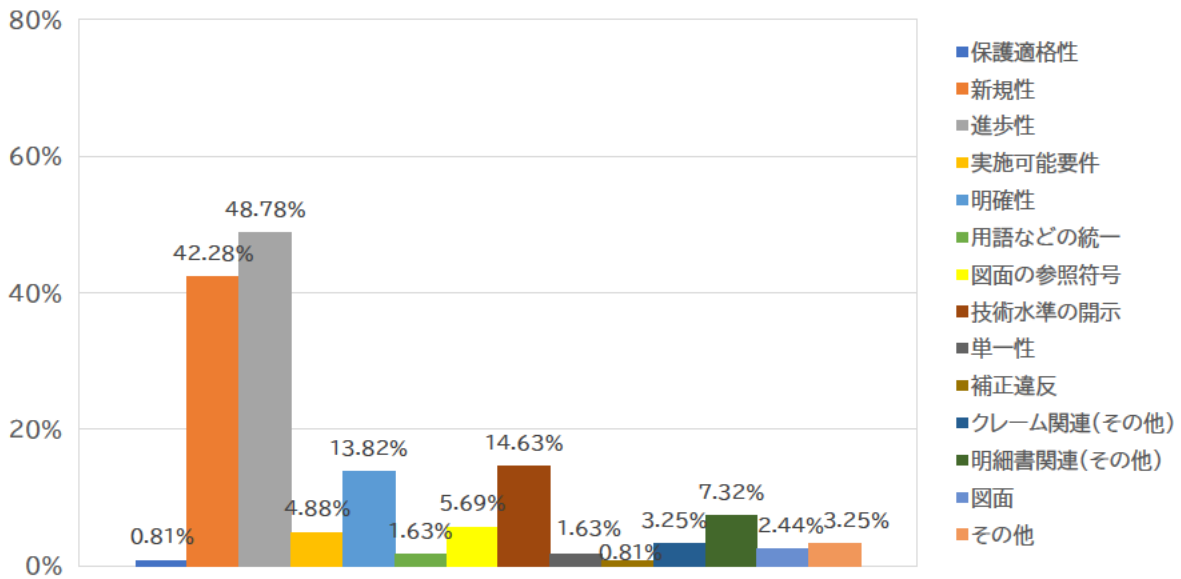


－発出年別の推移（2019 年は調査時点での暫定値）－

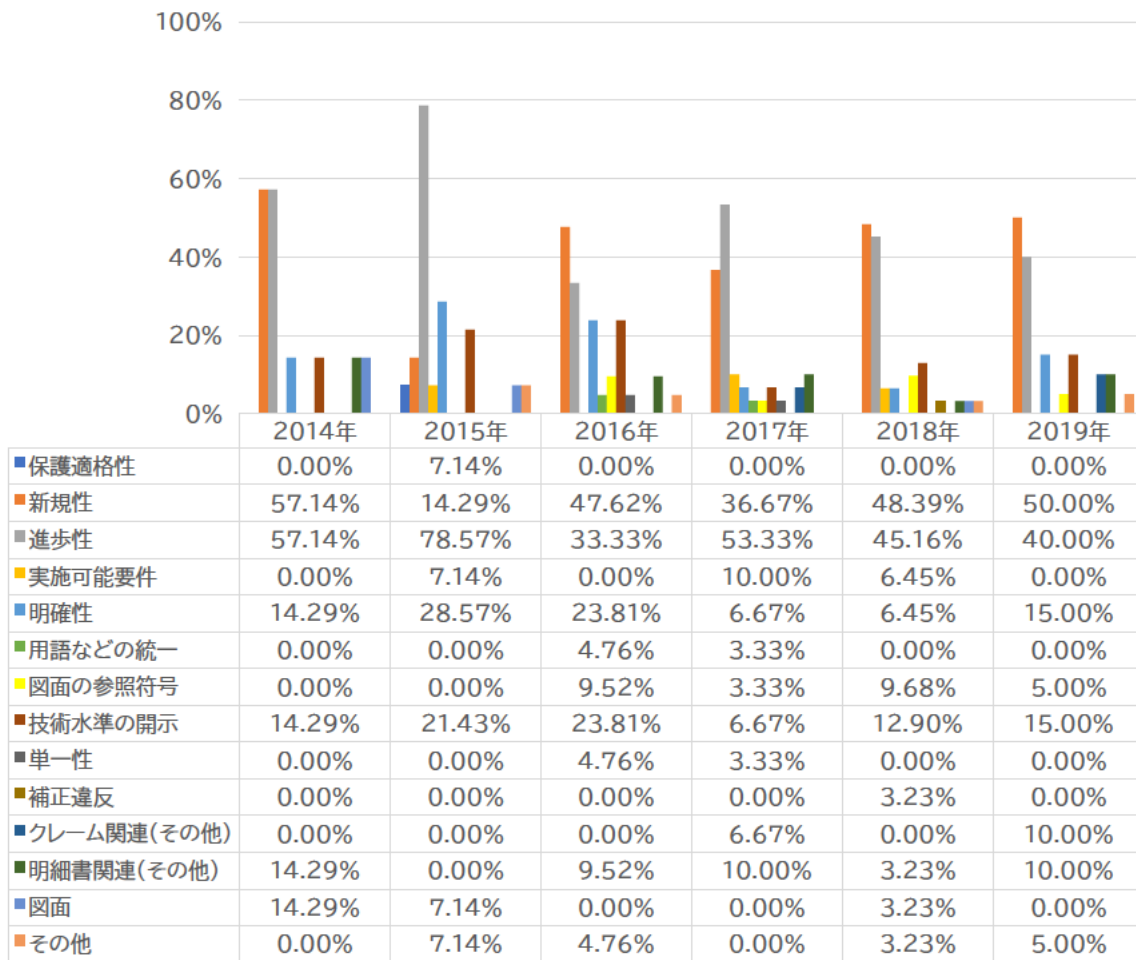


	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	4	9	6	19

(通常出願：発出年 2014 年から 2019 年の総計)



— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	7	14	21	30	31	20	123

PPH 出願及び通常出願に発出された「拒絶査定」に含まれる拒絶理由の割合を比較すると、PPH 出願及び通常出願ともに「法 4 条：進歩性」に関する拒絶理由を通知された案件の割合（PPH 出願：63.16%/通常出願：48.78%）が一番高い、その次が「法 3 条：新規性」に関する拒絶理由を通知された案件の割合（PPH 出願：36.84%/通常出願：42.28%）が高くなっている。

経年変化についてみると、PPH 出願については、「法 4 条：進歩性」の通知率の振れ幅が大きくなっているが、件数を見てみると、2019 年の件数は年途中の暫定値であるものの 2017 年の件数よりも多くなっている。

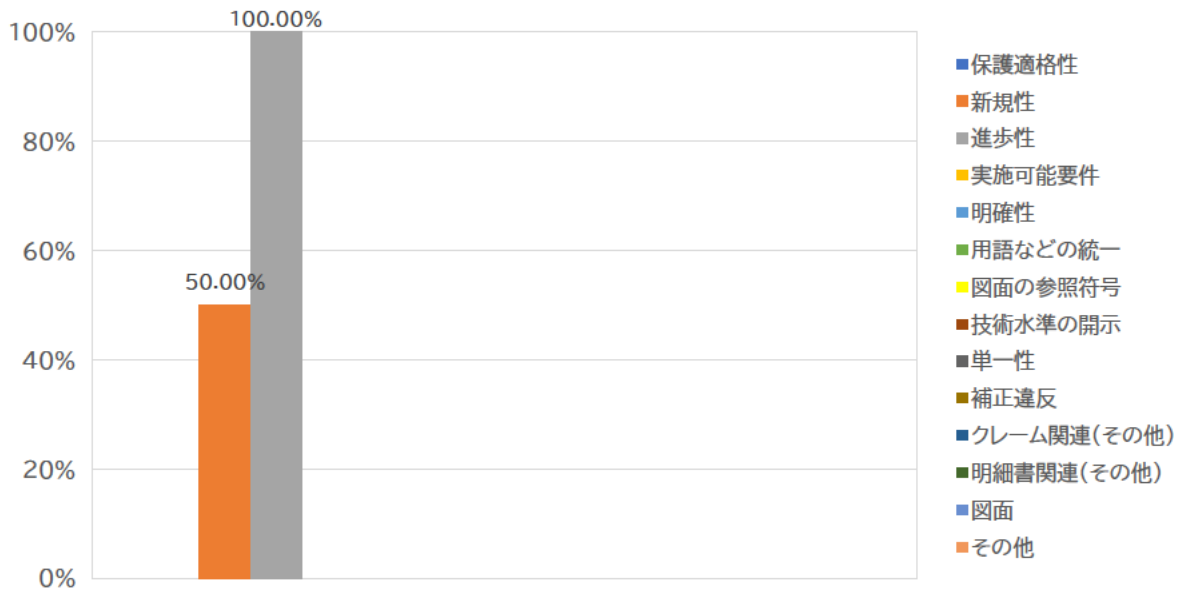
また、「法 3 条：新規性」、「法 34 条（7）等：技術水準の開示」及び「法 38 条：補正違反」の通知率が上昇しているように見えるが、発出された件数自体は、2018 年及び 2019 年では同数となっている。

通常出願については、「法 4 条：進歩性」及び「法 34 条（3）3：明確性」の通知率が減少傾向である。

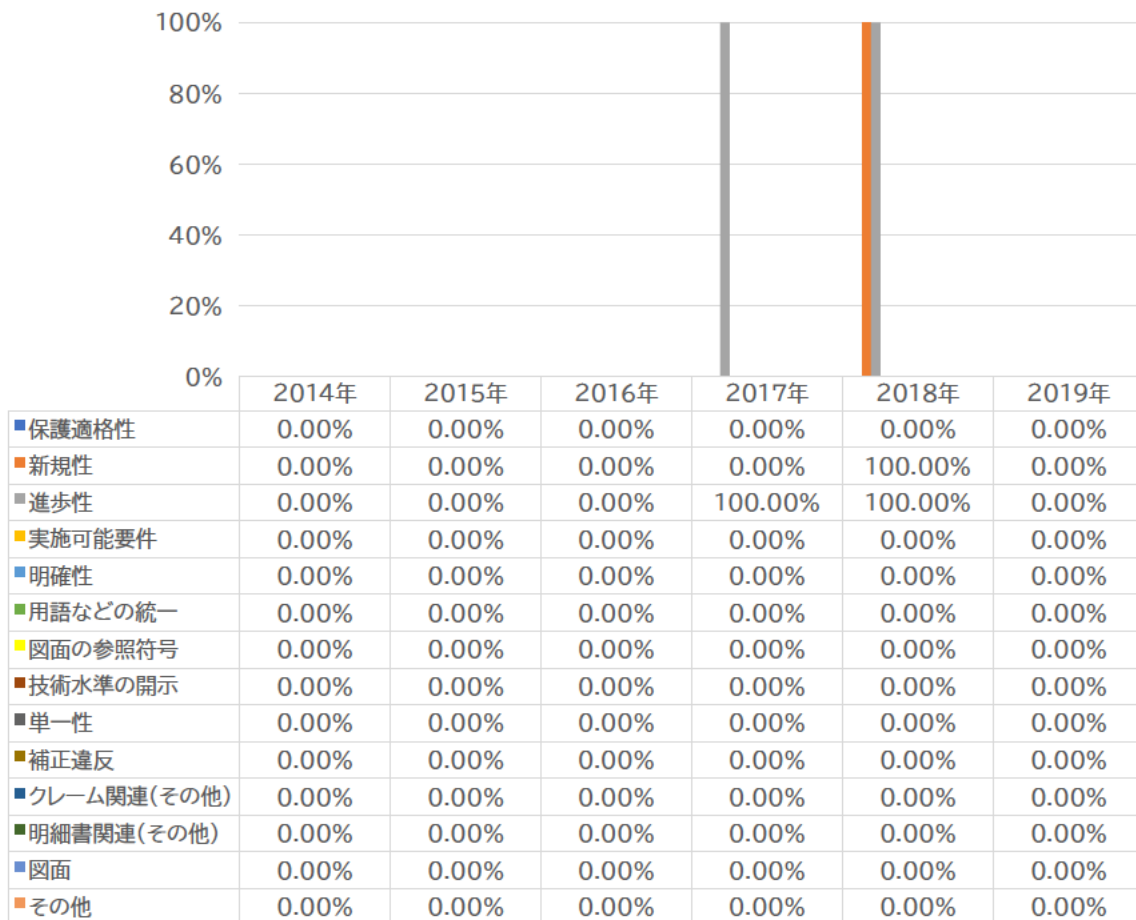
(2) IPC セクション別

図 D-3-3-1A : 「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【A セクション】

(通常出願：発出年 2014 年から 2019 年の総計)



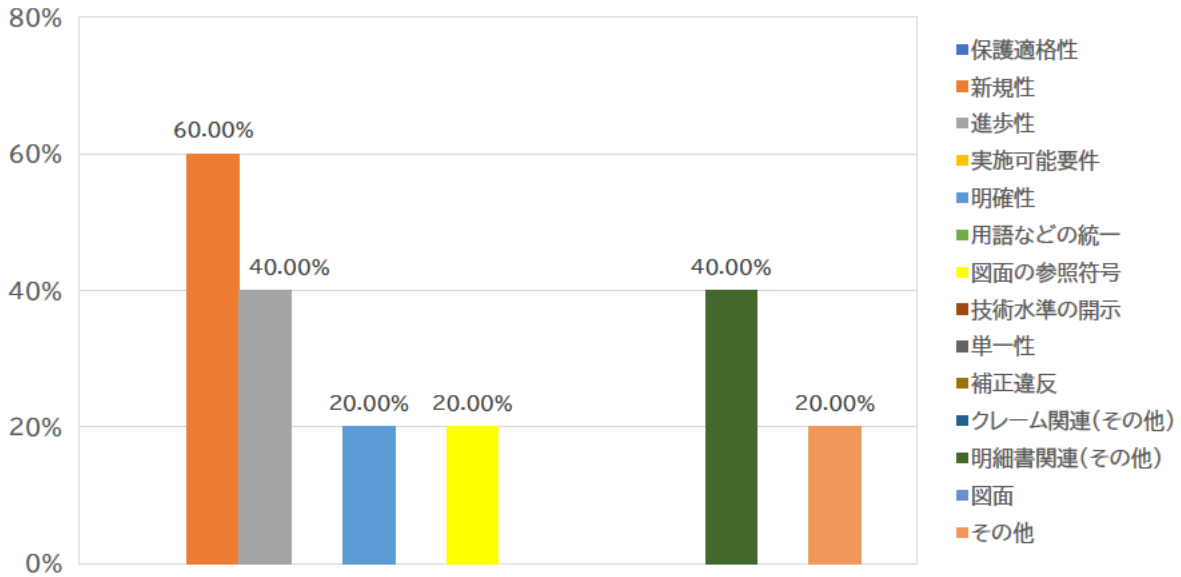
－ 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) －



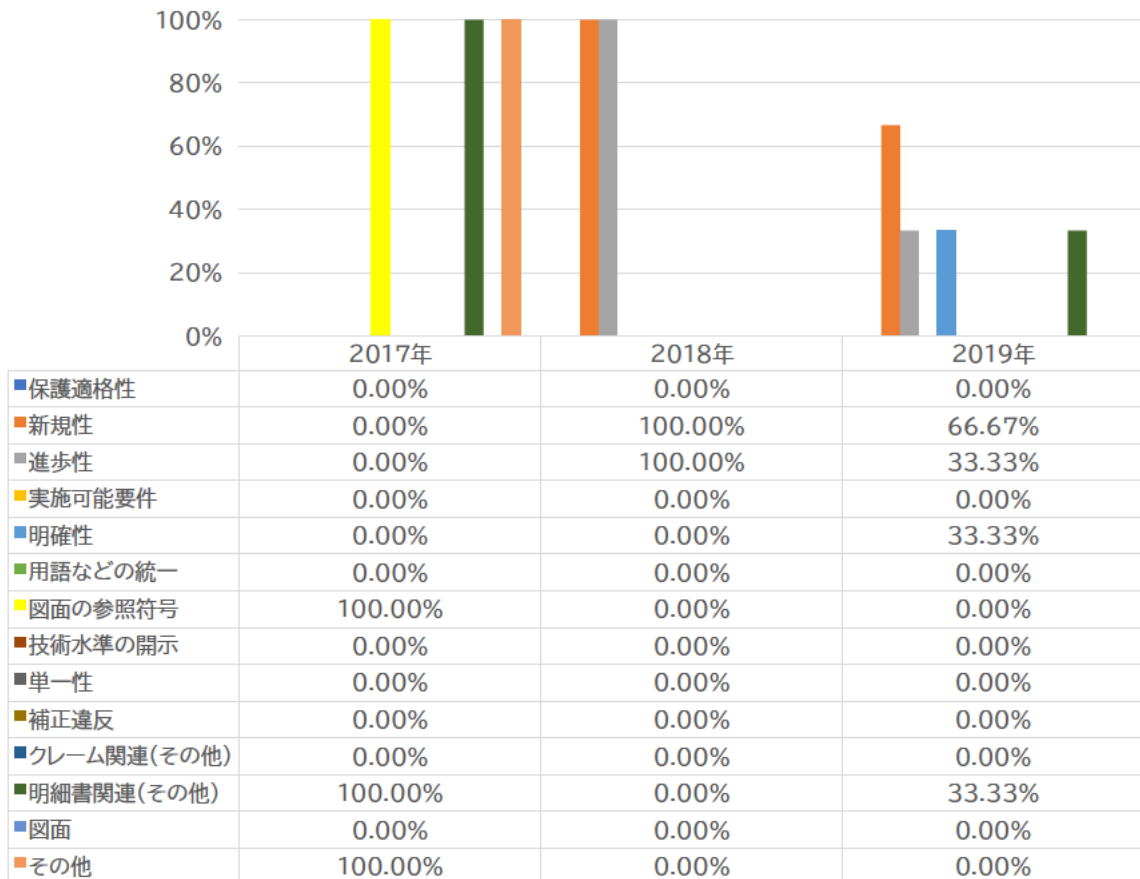
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	0	1	1	0	2

図 D-3-3-1B : 「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【B セクション】

(PPH 出願：発出年 2017 年から 2019 年の総計)

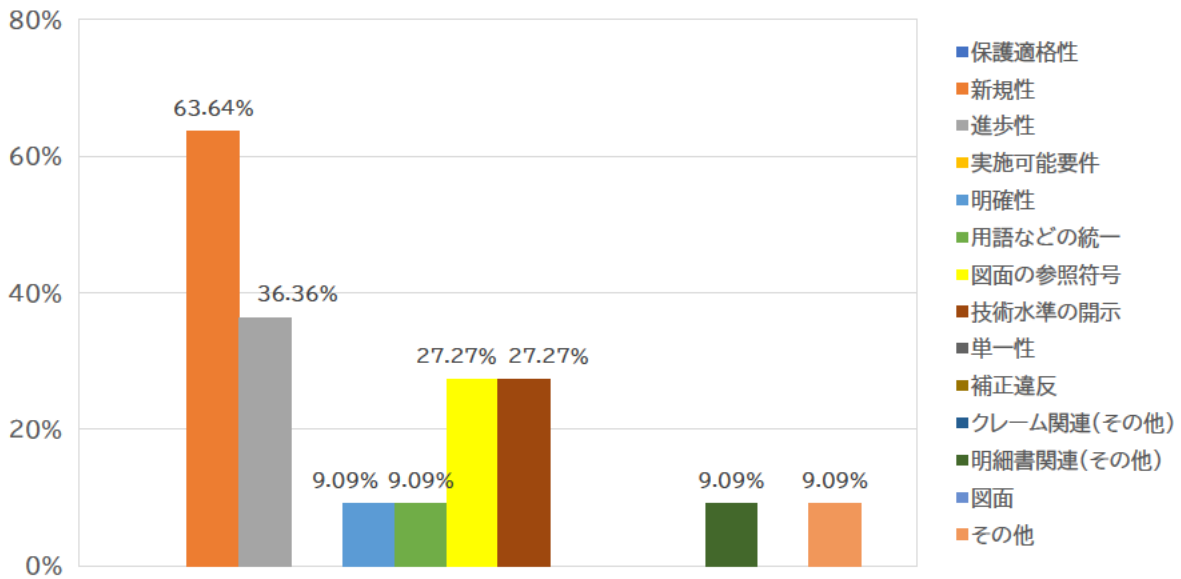


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

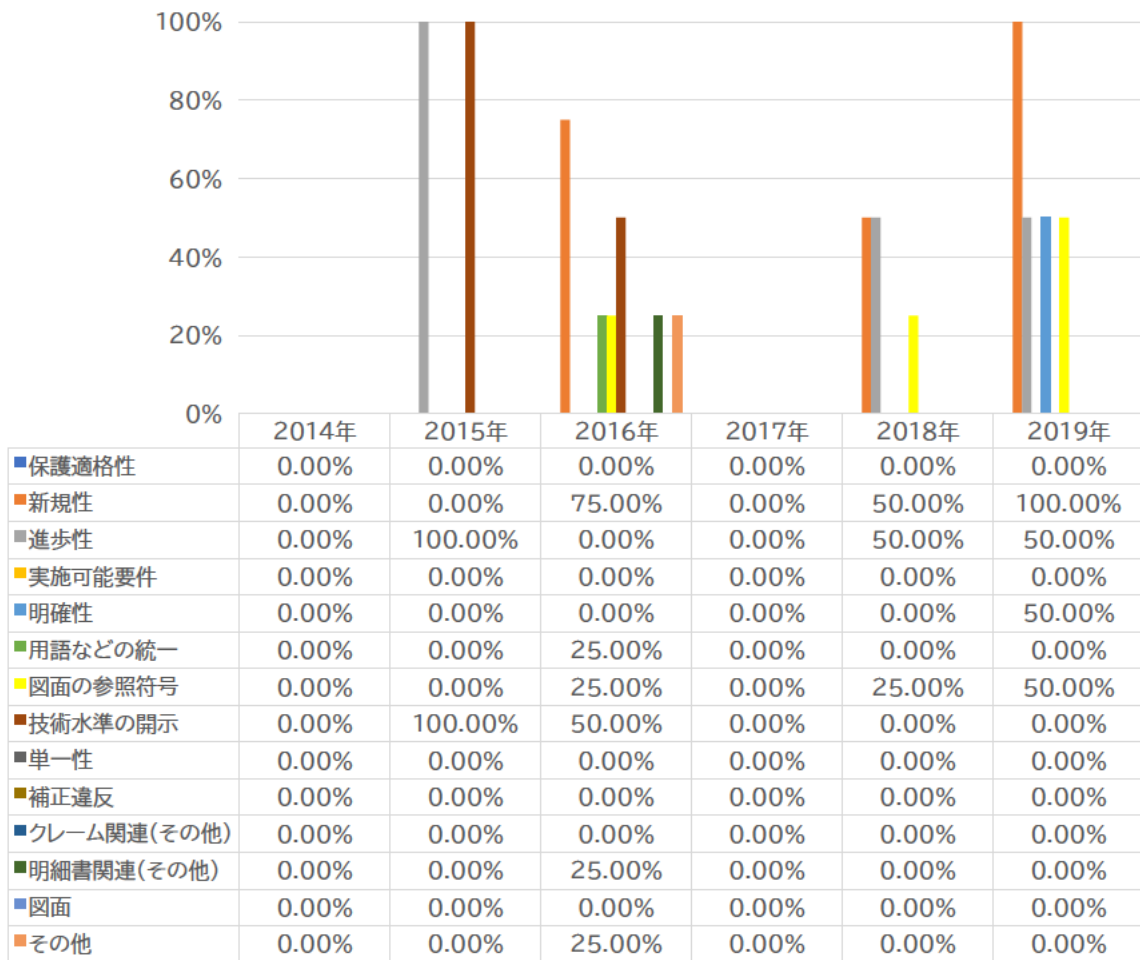


	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	1	1	3	5

(通常出願：発出年 2014 年から 2019 年の総計)



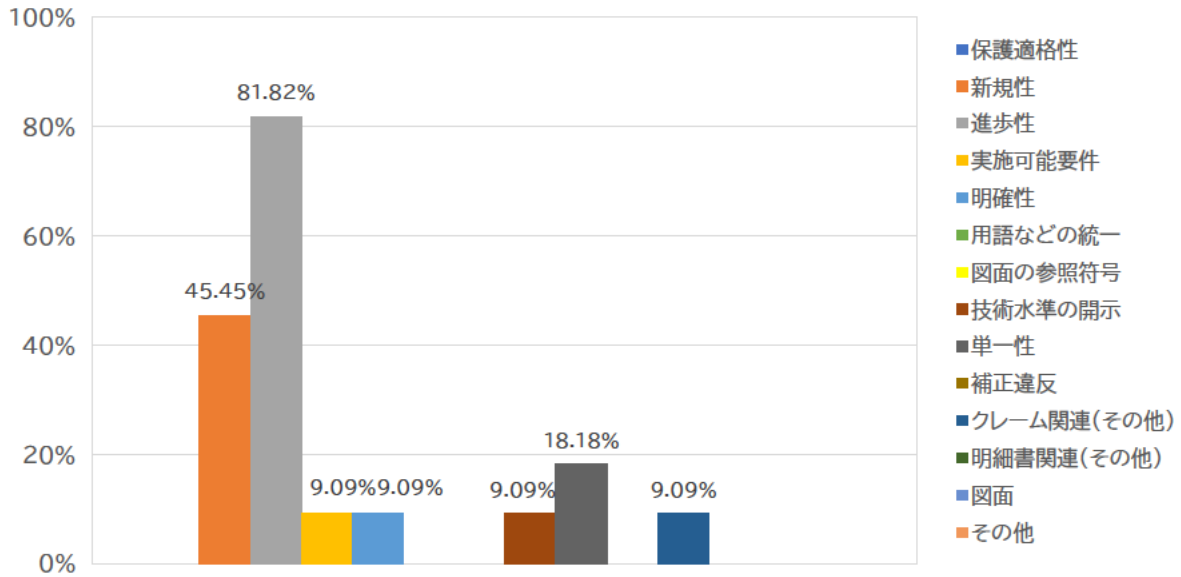
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



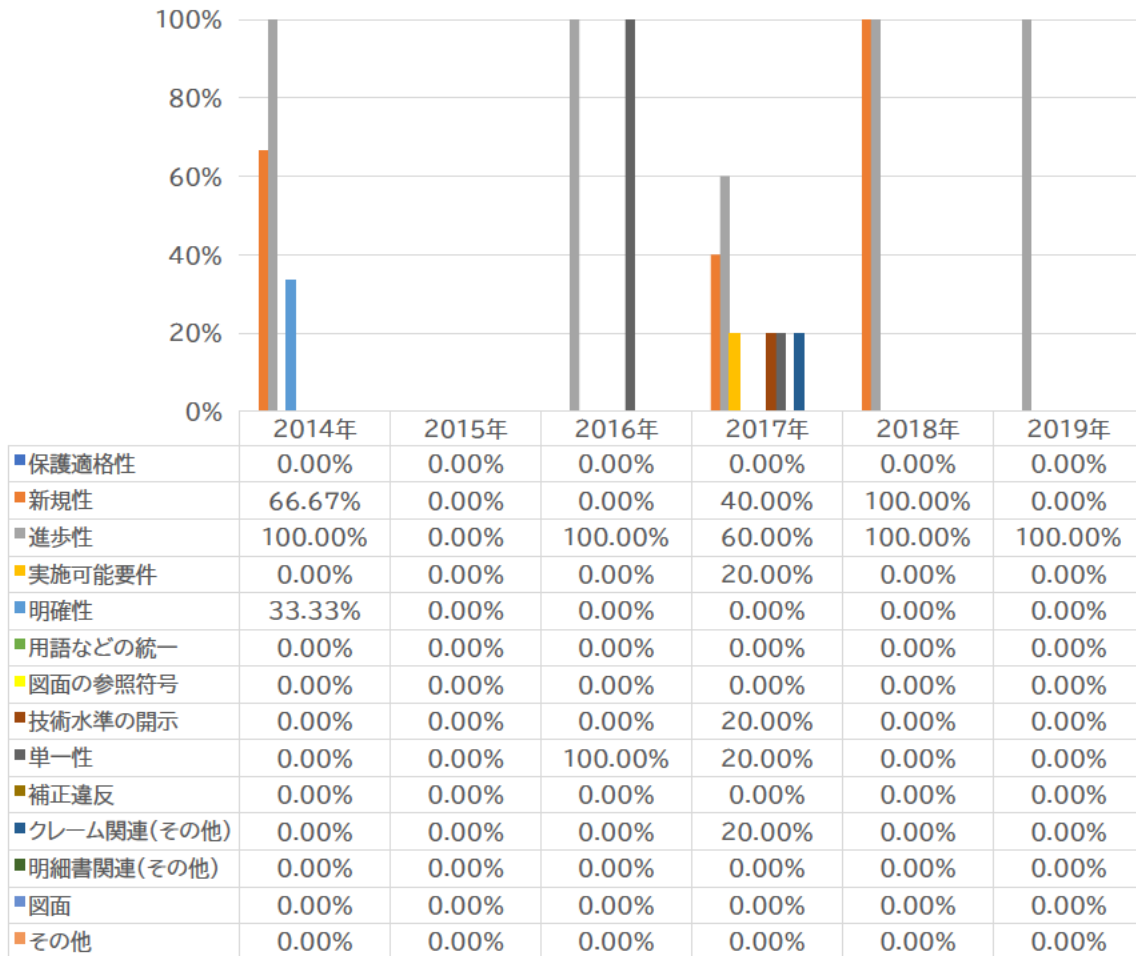
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	1	4	0	4	2	11

図D-3-3-1C：「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【Cセクション】

(通常出願：発出年 2014 年から 2019 年の総計)



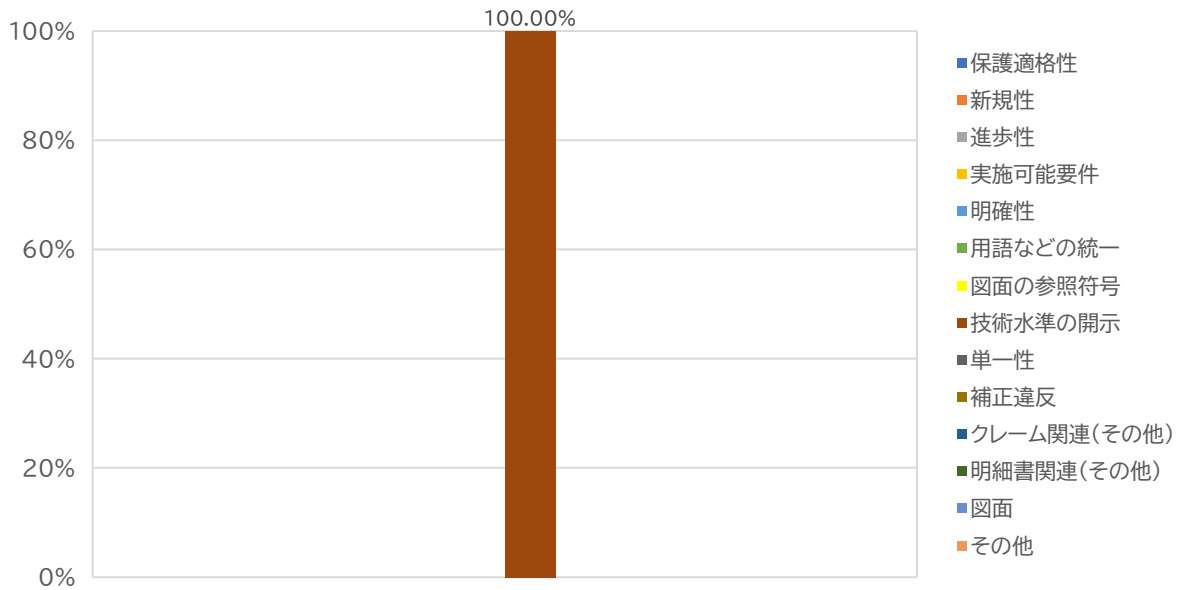
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



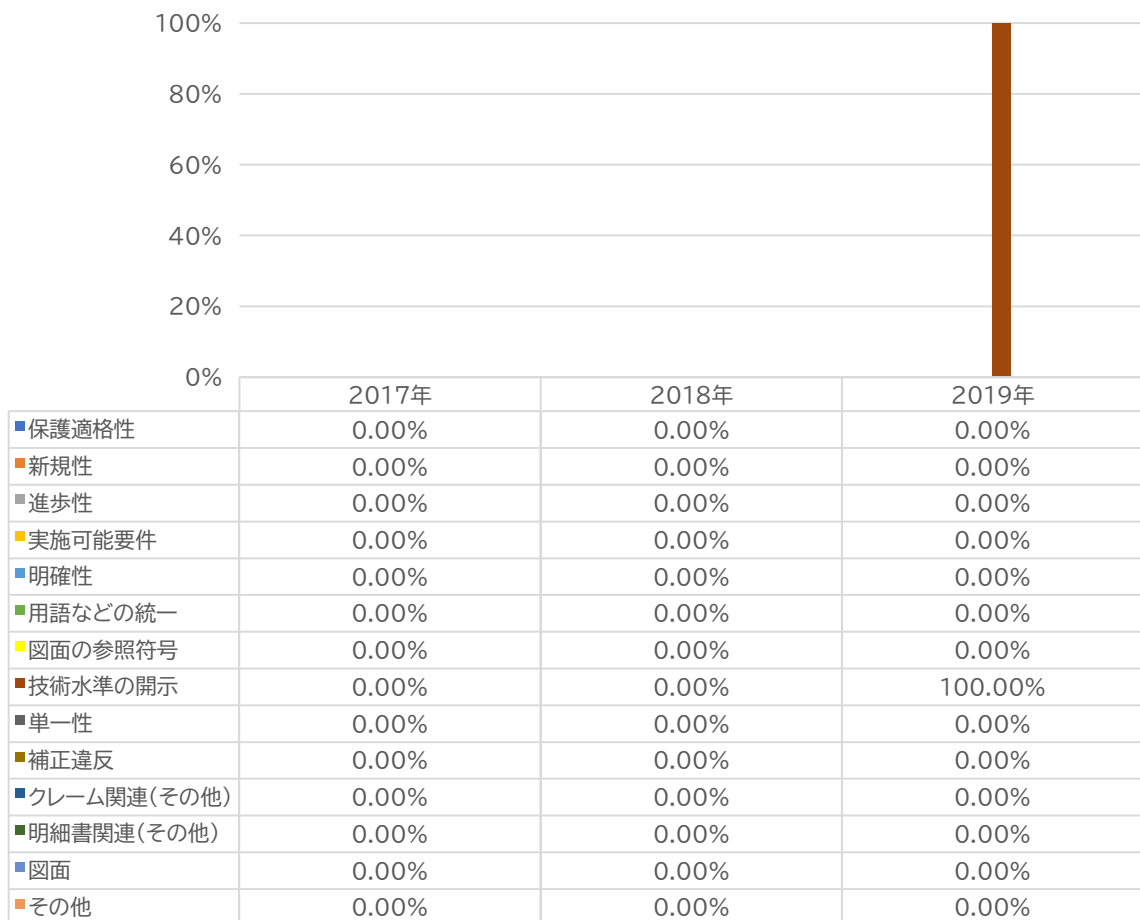
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	3	0	1	5	1	1	11

図 D-3-3-1D : 「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【D セクション】

(PPH 出願：発出年 2017 年から 2019 年の総計)



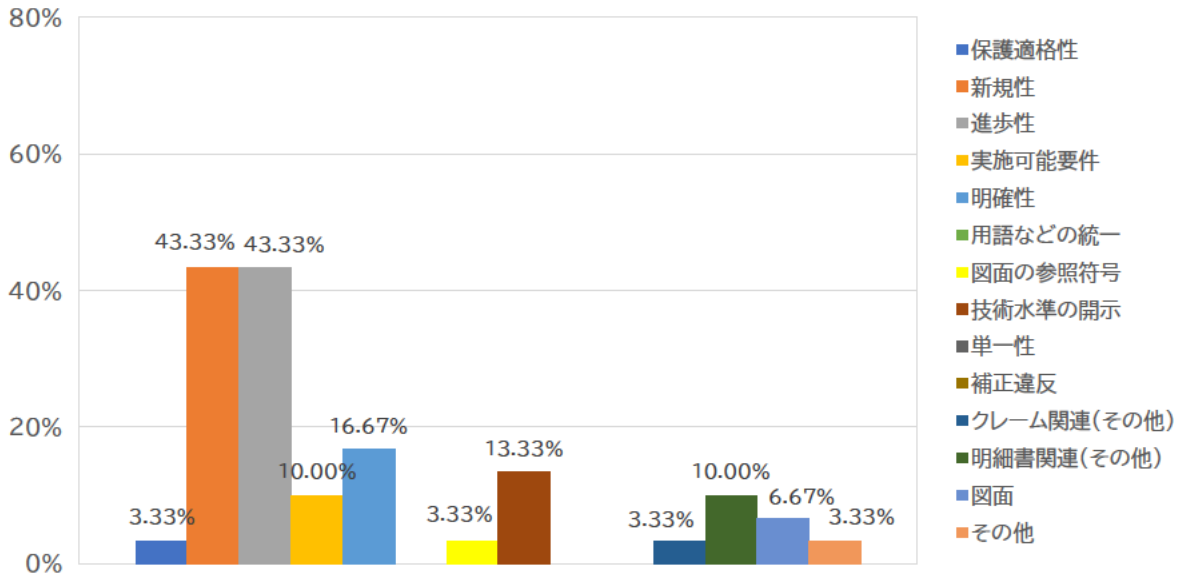
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



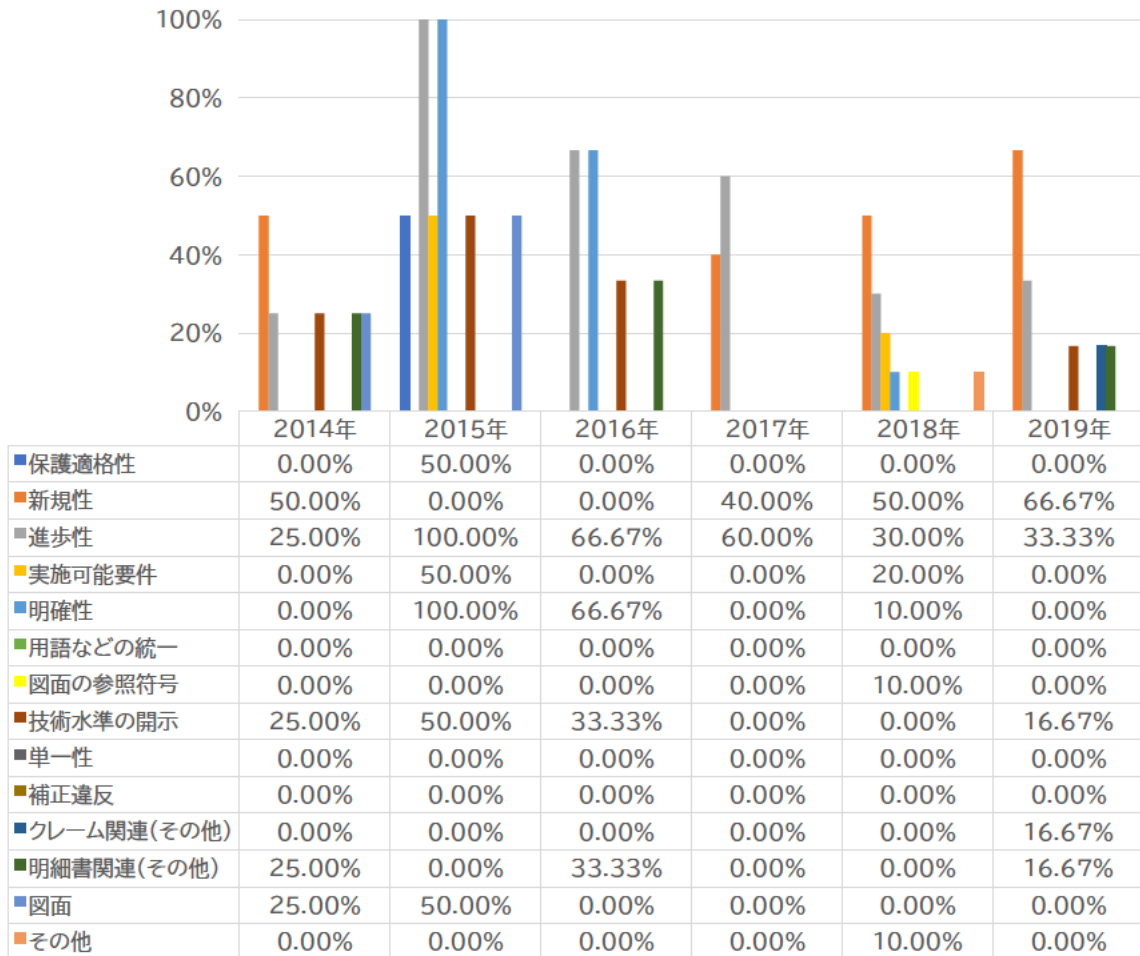
	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	0	1	1

図 D-3-3-1F : 「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【F セクション】

(通常出願：発出年 2014 年から 2019 年の総計)



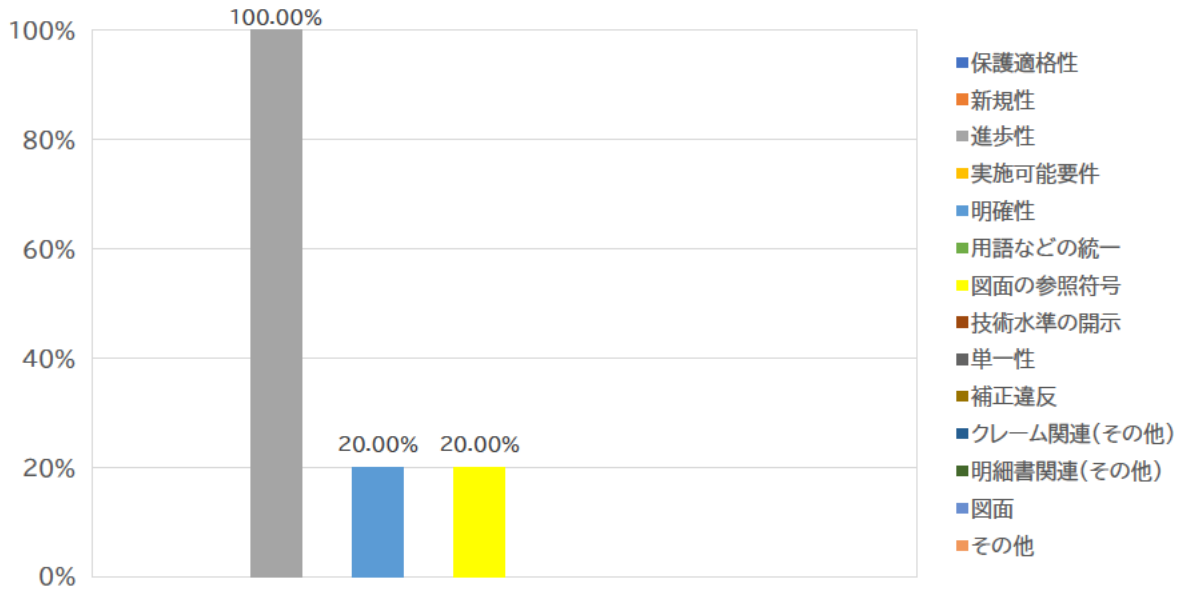
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



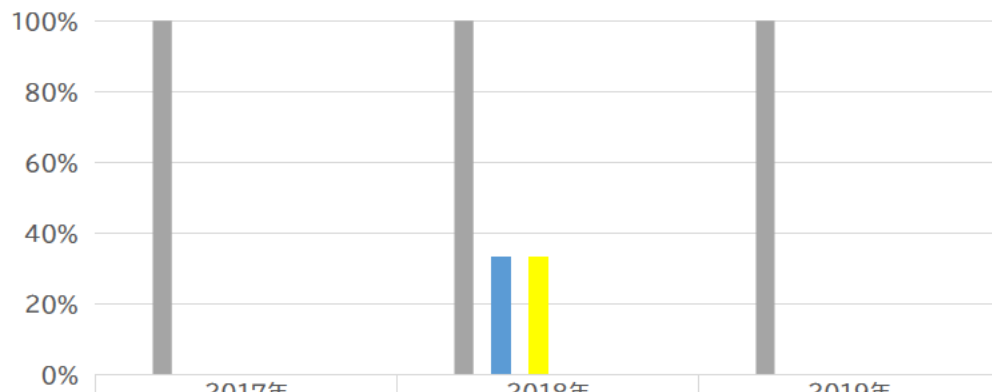
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	4	2	3	5	10	6	30

図 D-3-3-1G : 「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【G セクション】

(PPH 出願：発出年 2017 年から 2019 年の総計)



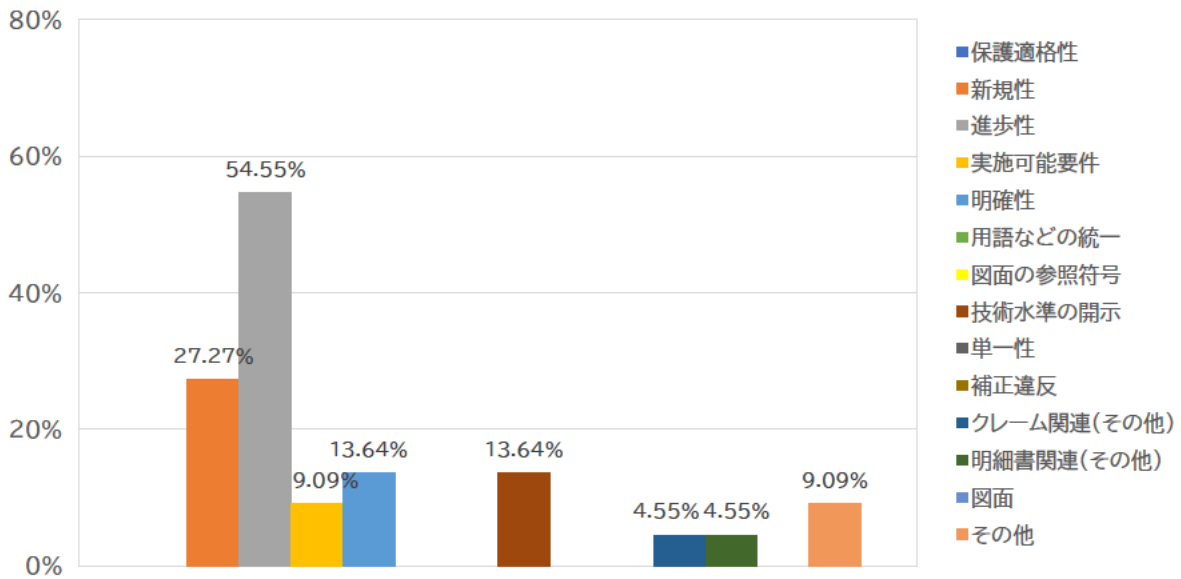
— 発出年別の推移 —



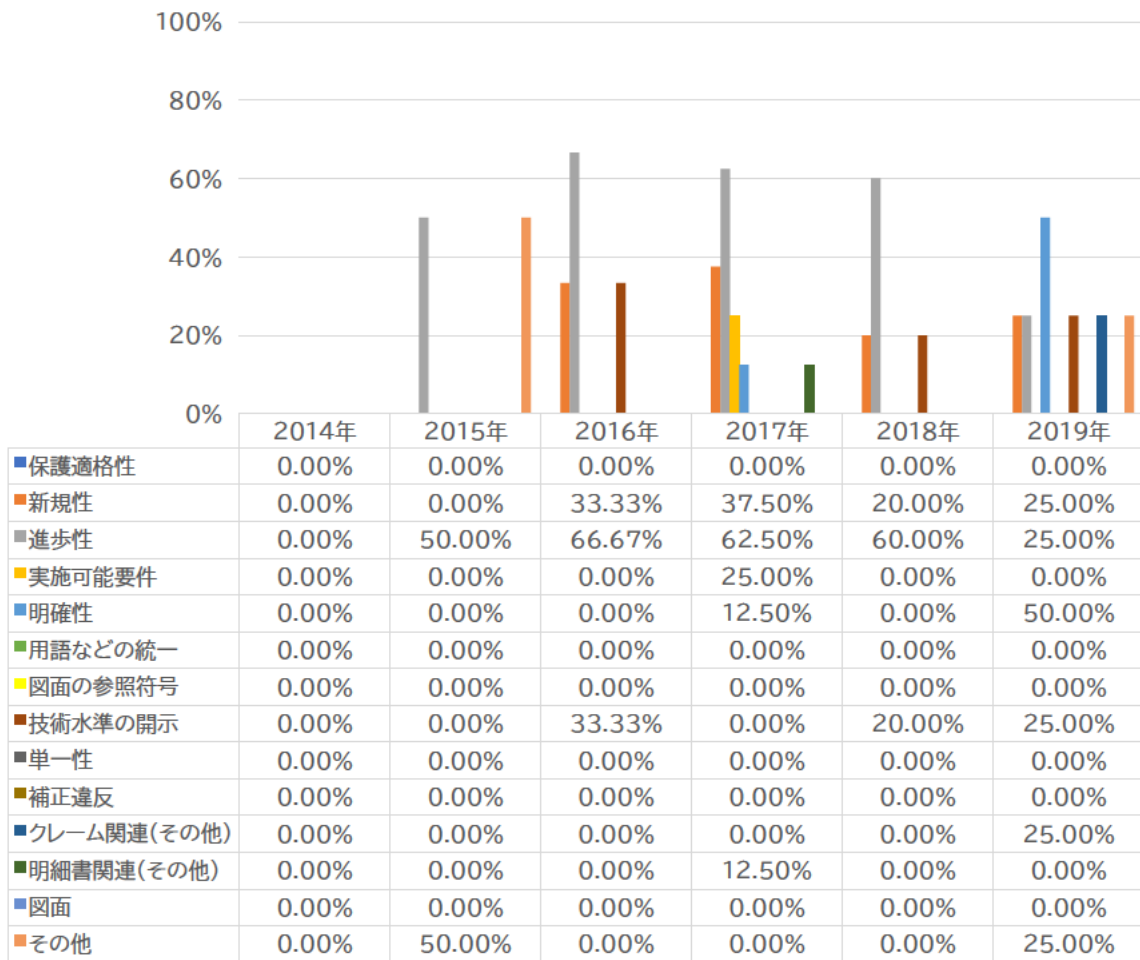
	2017年	2018年	2019年
保護適格性	0.00%	0.00%	0.00%
新規性	0.00%	0.00%	0.00%
進歩性	100.00%	100.00%	100.00%
実施可能要件	0.00%	0.00%	0.00%
明確性	0.00%	33.33%	0.00%
用語などの統一	0.00%	0.00%	0.00%
図面の参照符号	0.00%	33.33%	0.00%
技術水準の開示	0.00%	0.00%	0.00%
単一性	0.00%	0.00%	0.00%
補正違反	0.00%	0.00%	0.00%
クレーム関連(その他)	0.00%	0.00%	0.00%
明細書関連(その他)	0.00%	0.00%	0.00%
図面	0.00%	0.00%	0.00%
その他	0.00%	0.00%	0.00%

	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	1	3	1	5

(通常出願：発出年 2014 年から 2019 年の総計)



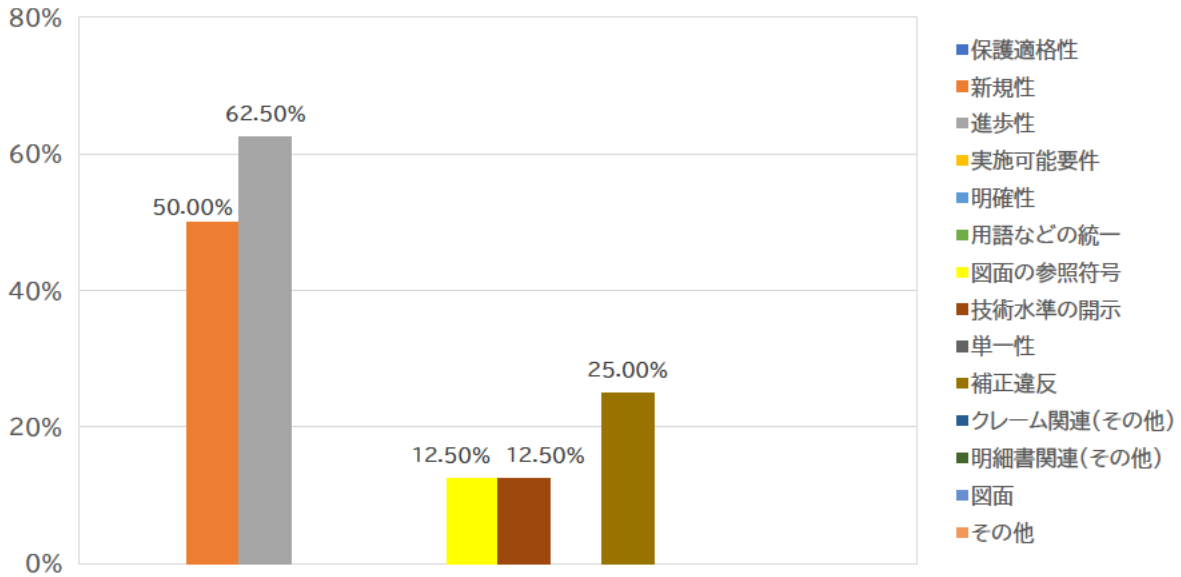
— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —



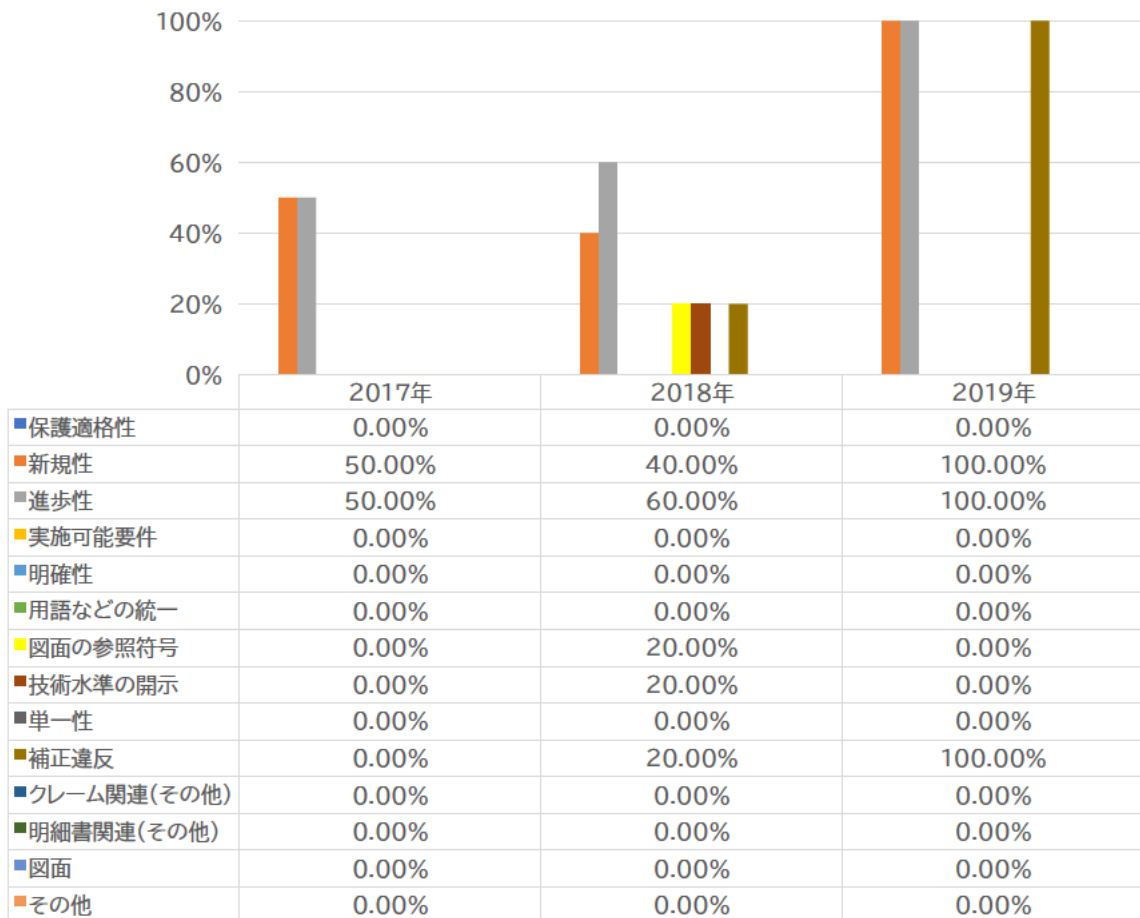
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	2	3	8	5	4	22

図 3-3-1H：「拒絶査定」に含まれる拒絶理由【H セクション】

(PPH 出願：発出年 2017 年から 2019 年の総計)

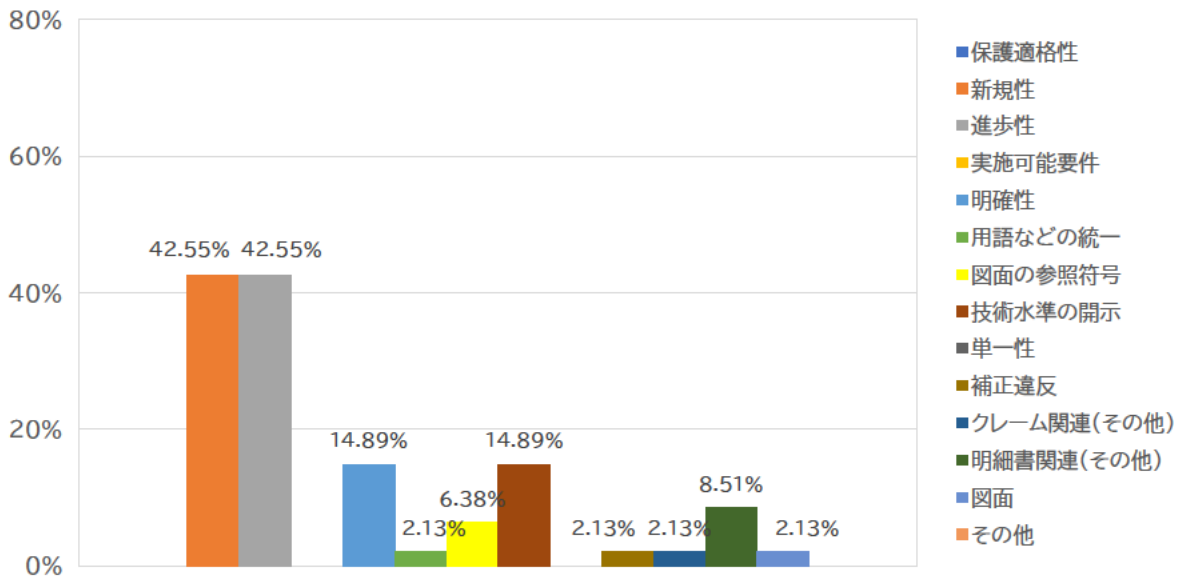


— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

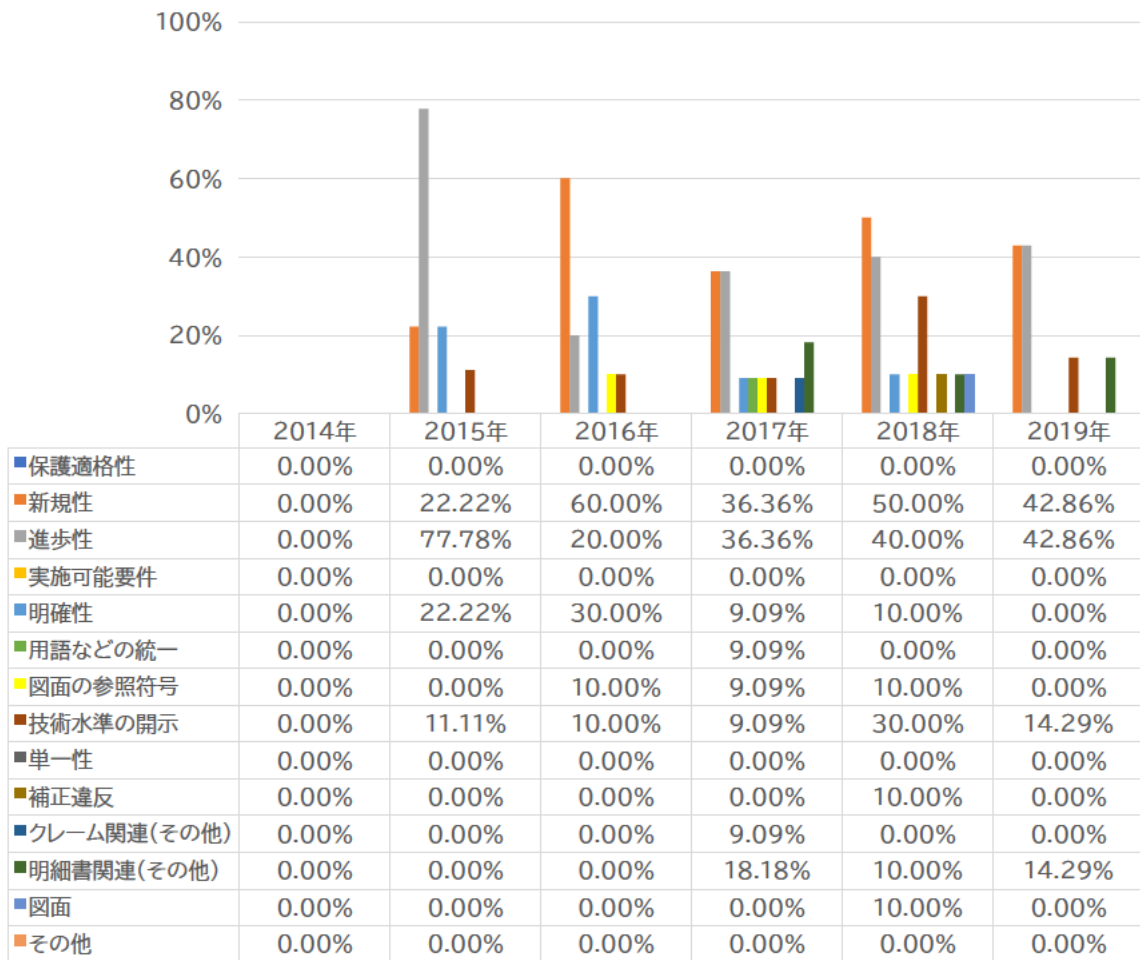


	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	2	5	1	8

(通常出願：発出年 2014 年から 2019 年の総計)



— 発出年別の推移 (2019 年は調査時点での暫定値) —

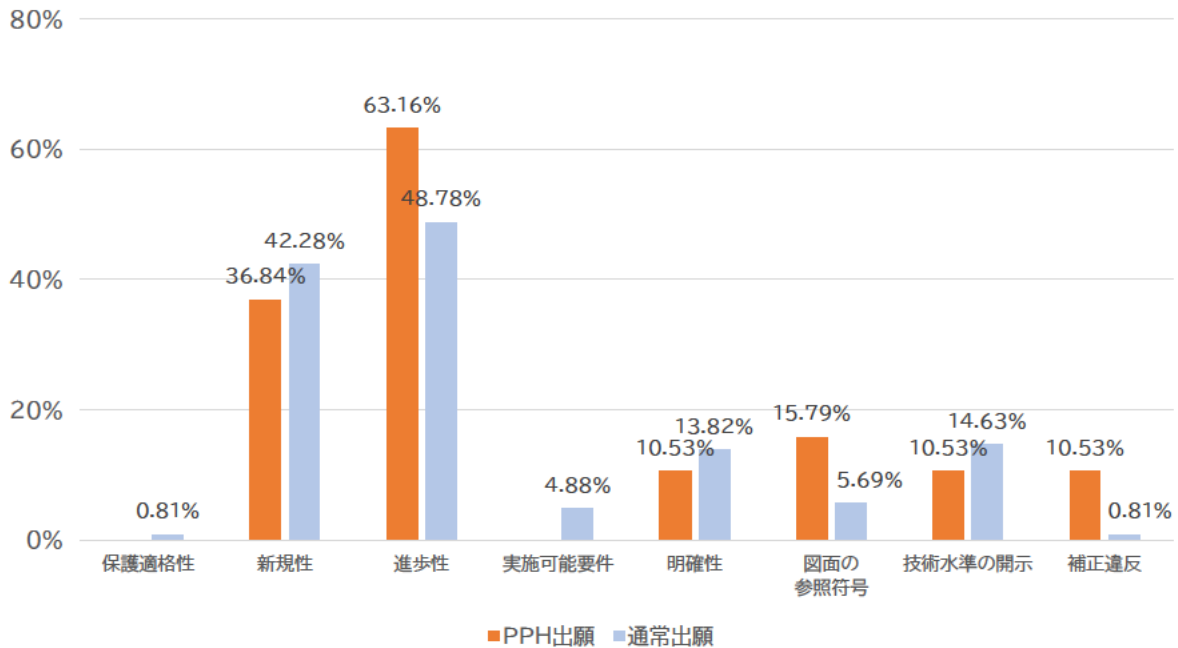


	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
発出件数	0	9	10	11	10	7	47

(3) 小括

PPH 出願と通常出願に対する「拒絶査定」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法 4 条：進歩性」に関する拒絶理由の通知率が一番高い。なお、通知率自体は、両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅（PPH 出願：約 27% / 通常出願：約 17%）に上昇している。

図 D-3-3-2：「拒絶査定」において通知率の高い拒絶理由上位項目



PPH 出願	
1. 法 4 条： 進歩性	63.16% (35.73%)
2. 法 3 条： 新規性	36.84% (20.92%)
3. 規則 9 条 (9)： 図面の参照符号	15.79% (21.35%)
4. 法 34 条 (7) 等： 技術水準の開示	10.53% (42.70%)
法 34 条 (3) 3： 明確性	10.53% (25.20%)
法 38 条： 補正違反	10.53% (5.45%)
規則 10 条関連： 明細書関連 (その他)	10.53% (10.75%)

通常出願	
1. 法 4 条： 進歩性	48.78% (32.24%)
2. 法 3 条： 新規性	42.28% (30.67%)
3. 法 34 条 (7) 等： 技術水準の開示	14.63% (46.72%)
4. 法 34 条 (3) 3： 明確性	13.82% (28.89%)
5. 規則 10 条関連： 明細書関連 (その他)	7.32% (13.59%)

※ () 内は、「最初の拒絶理由通知」における通知率

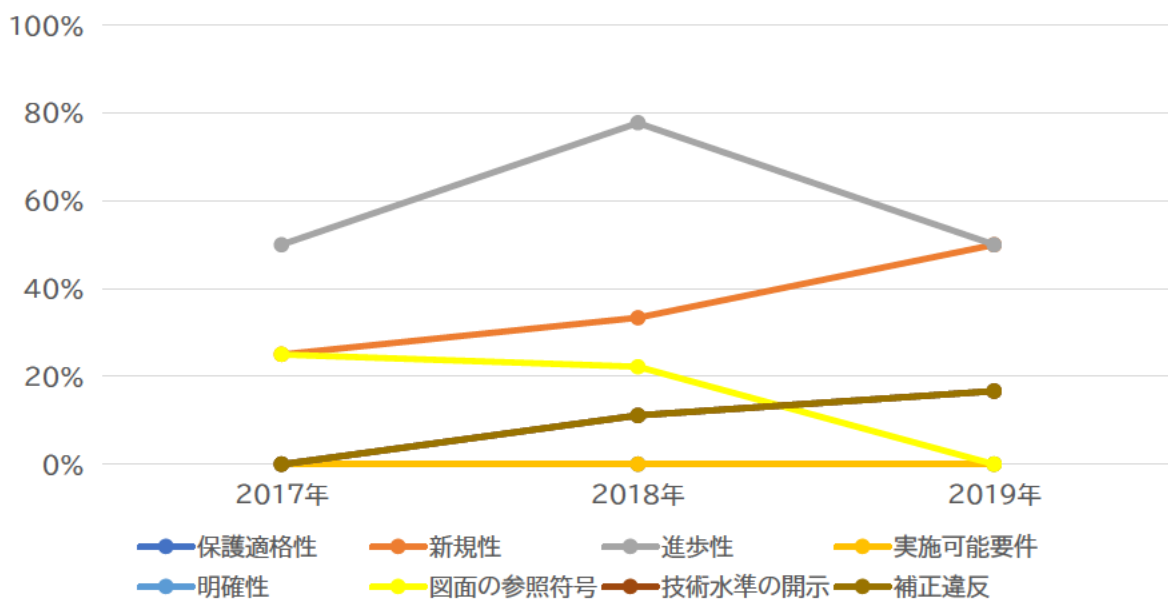
※「その他」は除く

「法4条：進歩性」の次に通知率の高い拒絶理由としては、PPH出願及び通常出願ともに「法3条：新規性」に関する拒絶理由の通知率が高くなっている。なお、通知率自体は、両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅（PPH出願：約16%/通常出願：約12%）に上昇している。

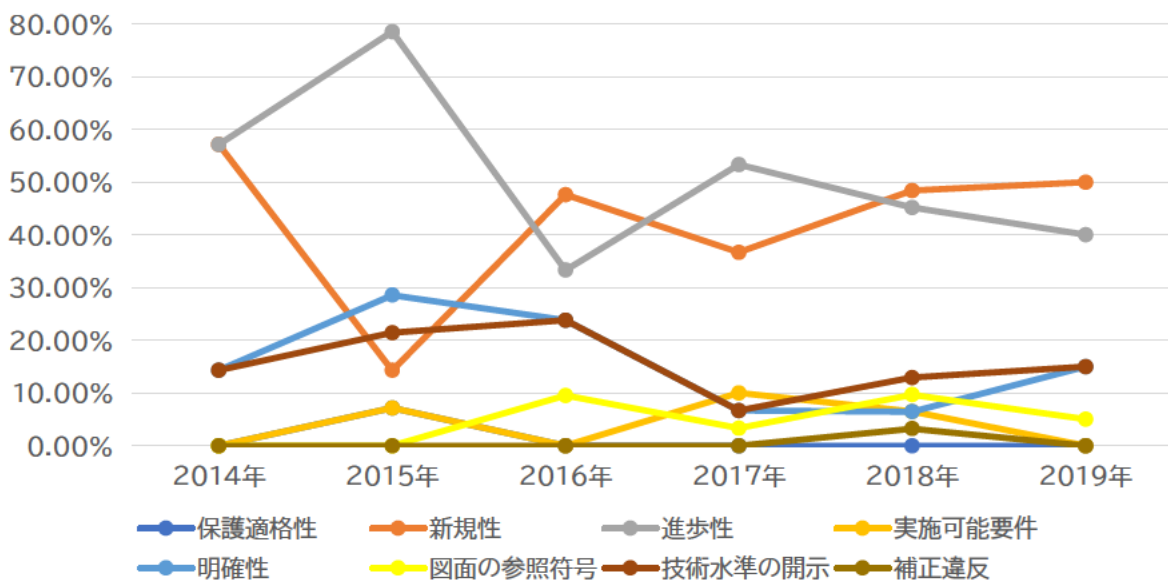
逆に、両出願ともに「法34条（7）等：技術水準の開示」及び「法34条（3）3：明確性」に関する拒絶理由の通知率は、「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅に下降している。

図D-3-3-3：「拒絶査定」において通知率の高い拒絶理由上位項目の発出年別の推移【全セクション】

（PPH出願：発出年2014年から2019年、2019年は調査時点での暫定値）



（通常出願：発出年2014年から2019年、2019年は調査時点での暫定値）



PPH 出願については、図 D-3-3-1 に示されているように、拒絶査定が発出された件数が合計で 19 件と少ないが、「法 4 条：進歩性」及び「法 3 条：新規性」の通知率が高い傾向が読み取れる。

通常出願については、「法 4 条：進歩性」及び「法 34 条 (3) 3：明確性」の通知率が減少傾向である。

4 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願の特許を認める最終的な審査結果を得るまでに何回の応答を必要としたかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」から「特許査定」を得るまでに何回（「最初の拒絶理由通知」も含む）の拒絶理由通知が発出されているかを集計し、分析した。

また、如何なる拒絶理由を通知された場合に当該拒絶理由を覆すことが困難であるのかを確認するため、「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由別に、当該対象出願が「特許査定」を得るまでに何回の拒絶理由通知が発出されているかも集計し、分析した。

「最初の拒絶理由通知」が発出され最終的な審査結果が「特許査定」になった PPH 出願（706 件）及び通常出願（1,341 件）に発出された拒絶理由通知の回数の集計結果を表 D-4-1 に示す。

(1) 全セクション

表 D-4-1：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【全セクション】

(PPH 出願)					(通常出願)				
拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	5	1.20	2	1	保護適格性	9	1.56	3	1
新規性	103	1.31	4	1	新規性	387	1.43	4	1
進歩性	157	1.32	4	1	進歩性	412	1.47	5	1
実施可能要件	87	1.15	2	1	実施可能要件	95	1.33	3	1
明確性	205	1.15	2	1	明確性	398	1.36	4	1
技術水準の開示	374	1.04	3	1	技術水準の開示	658	1.15	4	1
全体	706	1.13	4	1	全体	1341	1.30	5	1

PPH 出願が、特許を認める最終的な審査結果（「特許査定」）を得るまでに何回の拒絶理由通知が発出されたかを集計すると、全セクションの平均は 1.13 回であった一方で、通常出願の全セクションの平均は 1.30 回であった。

また、どのような拒絶理由が克服しづらいのかを分析するため「最初の拒絶理由通知」に含まれる主な拒絶理由別についても集計をし、PPH 出願の場合は「法 4 条：進歩性」が通知された案件に対して発出された拒絶理由通知の回数（1.32 回）が最も多く、通常出願の場合は、「法 1 条・2 条：保護適格性」が通知された案件に対して発出された拒絶理由通知の回数（1.56 回）が最も多かった。

それ以外では、PPH 出願の場合、「法 3 条：新規性」が通知された案件に対する発出回数（1.31 回）は「法 4 条：進歩性」が通知された案件とほぼ同じぐらいの回数となっており、次いで「法 1 条・2 条：保護適格性」となっている。

通常出願の場合は、「法 4 条：進歩性」が通知された案件に対する発出回数（1.47 回）が多くなっており、次いで「法 3 条：新規性」（1.43 回）となっている。

(2) IPC セクション別

表 D-4-1A：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【A セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	-	-	-	-	保護適格性	1	2.00	2	2
新規性	2	2.50	4	1	新規性	5	1.60	2	1
進歩性	1	4.00	4	4	進歩性	3	1.33	2	1
実施可能要件	-	-	-	-	実施可能要件	2	1.00	1	1
明確性	2	1.00	1	1	明確性	4	1.50	2	1
技術水準の開示	4	1.00	1	1	技術水準の開示	3	1.00	1	1
全体	6	1.50	4	1	全体	10	1.30	2	1

表 D-4-1B：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【B セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	-	-	-	-	保護適格性	1	1.00	1	1
新規性	33	1.21	2	1	新規性	129	1.43	4	1
進歩性	44	1.16	2	1	進歩性	138	1.42	4	1
実施可能要件	42	1.05	2	1	実施可能要件	23	1.36	2	1
明確性	70	1.14	2	1	明確性	144	1.36	4	1
技術水準の開示	126	1.01	2	1	技術水準の開示	180	1.19	3	1
全体	248	1.08	2	1	全体	448	1.29	4	1

表 D-4-1C：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【C セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	-	-	-	-	保護適格性	-	-	-	-
新規性	3	1.33	2	1	新規性	15	1.67	2	1
進歩性	10	1.75	2	1	進歩性	11	1.73	3	1
実施可能要件	7	1.71	2	1	実施可能要件	4	1.25	2	1
明確性	10	1.70	2	1	明確性	13	1.77	3	1
技術水準の開示	3	1.00	1	1	技術水準の開示	5	1.40	2	1
全体	19	1.47	2	1	全体	32	1.63	3	1

表 D-4-1D：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【D セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	-	-	-	-
新規性	-	-	-	-
進歩性	-	-	-	-
実施可能要件	-	-	-	-
明確性	-	-	-	-
技術水準の開示	-	-	-	-
全体	-	-	-	-

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	-	-	-	-
新規性	1	2.00	2	2
進歩性	1	2.00	2	2
実施可能要件	1	1.00	1	1
明確性	1	2.00	2	2
技術水準の開示	1	1.00	1	1
全体	4	1.50	2	1

表 D-4-1E：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【E セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	-	-	-	-
新規性	3	1.00	1	1
進歩性	1	1.00	1	1
実施可能要件	1	1.00	1	1
明確性	4	1.00	1	1
技術水準の開示	-	-	-	-
全体	7	1.00	1	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	-	-	-	-
新規性	-	-	-	-
進歩性	-	-	-	-
実施可能要件	-	-	-	-
明確性	1	1.00	1	1
技術水準の開示	-	-	-	-
全体	1	1.00	1	1

表 D-4-1F：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【F セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	-	-	-	-
新規性	14	1.21	3	1
進歩性	8	1.50	3	1
実施可能要件	5	1.20	2	1
明確性	24	1.08	2	1
技術水準の開示	57	1.04	2	1
全体	97	1.08	3	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	1	1.00	1	1
新規性	92	1.39	3	1
進歩性	99	1.45	3	1
実施可能要件	27	1.19	2	1
明確性	91	1.23	2	1
技術水準の開示	212	1.13	2	1
全体	337	1.26	3	1

表 D-4-1G：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【G セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	4	1.25	2	1
新規性	15	1.53	3	1
進歩性	48	1.27	2	1
実施可能要件	17	1.06	2	1
明確性	50	1.12	2	1
技術水準の開示	89	1.06	2	1
全体	160	1.14	3	1

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	5	1.60	3	1
新規性	45	1.53	3	1
進歩性	71	1.37	3	1
実施可能要件	18	1.22	3	1
明確性	48	1.27	3	1
技術水準の開示	99	1.08	3	1
全体	195	1.27	3	1

表 D-4-1H：特許査定までに発出された拒絶理由通知の回数【H セクション】

(PPH 出願)

(通常出願)

拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数	拒絶理由	最初の拒絶理由通知有の特許査定件数	平均回数	最多回数	最少回数
保護適格性	1	1.00	1	1	保護適格性	-	-	-	-
新規性	33	1.30	2	1	新規性	100	1.38	3	1
進歩性	45	1.36	3	1	進歩性	89	1.61	5	1
実施可能要件	15	1.27	2	1	実施可能要件	21	1.62	3	1
明確性	45	1.11	2	1	明確性	96	1.45	4	1
技術水準の開示	95	1.08	3	1	技術水準の開示	158	1.16	4	1
全体	169	1.15	3	1	全体	314	1.34	5	1

*上記表の「全体」の行に記載されている「最初の拒絶理由通知有の特許査定件数」は、1つの「最初の拒絶理由通知」に複数の拒絶理由が含まれる案件があるため、全体の件数と根拠条文別の件数の合計とは重複があるため同じにならない。

(PPH 出願)

PPH 出願について IPC セクション別に見た場合、特徴のある IPC セクションとしては、C 及び G セクションが挙げられる。

C セクション全体の平均 (1.47 回) は、全セクションの平均 (1.13 回) よりも多くなっており、C セクションの案件に対する拒絶理由通知回数が他のセクションに比べて高めであることがわかる。

特に、「法 4 条：進歩性」(1.75 回)、「法 34 条 (4)：実施可能要件」(1.71 回) 及び「法 34 条 (3) 3：明確性」(1.70 回) に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数は、セクション全体の平均よりも回数が多くなっている。

G セクションは、セクション全体の平均 (1.14 回) は全セクションの平均 (1.13 回) とほぼ同じであるが、「法 3 条：新規性」に関する拒絶理由が「最初の拒絶理由通知」において含まれていた場合 1.53 回となっており、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数が、セクション全体の平均に比べて多くなっている。

(通常出願)

通常出願について IPC セクション別に見た場合、特徴のある IPC セクションとしては、C、G 及び H セクションが挙げられる。

C セクション全体の平均 (1.63 回) は、全セクションの平均 (1.30 回) よりも多くなっており、C セクションの案件に対する拒絶理由通知回数が他のセクションに比べて高めであることがわかる。

特に、「法 34 条 (3) 3：明確性」(1.77 回) 及び「法 4 条：進歩性」(1.73 回) に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数は、セクション全体の平均よりも回数が多くなっている。

G セクションは、セクション全体の平均 (1.27 回) は全セクションの平均 (1.30 回) とほぼ同じであるが、「法 3 条：新規性」に関する拒絶理由が「最初の拒絶理由通知」にお

いて含まれていた場合 1.53 回となっており、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数が、セクション全体の平均に比べて多くなっている。

H セクションは、「最初の拒絶理由通知」に「法 34 条 (4) : 実施可能要件」に関する拒絶理由が含まれていた場合、「特許査定」となるまでに発出された拒絶理由通知の回数は 1.62 回となっており、セクション全体の平均 (1.34 回) よりも多くなっている。

(3) 小括

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」があり、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数について比べると、該当 PPH 出願に対する発出回数の平均値 (1.13 回) の方が該当通常出願に対する発出回数の平均値 (1.30 回) よりも回数が少なくなっており、PPH 申請によるオフィスアクションの軽減効果が認められる。

また、「最初の拒絶理由通知」において通知された拒絶理由別に、その後の拒絶理由通知の発出回数を集計して分析したところ、PPH 出願の場合は「法 4 条 : 進歩性」が通知された案件、通常出願の場合は「法 1 条・2 条 : 保護適格性」が通知された案件に対する平均発出回数が最も多くなっていた。

両出願ともに、最初の拒絶理由通知に「法 1 条・2 条 : 保護適格性」、「法 3 条 : 新規性」及び「法 4 条 : 進歩性」に関する拒絶理由が含まれていた場合、特許査定を得るまでに発出される拒絶理由の回数が他の拒絶理由と比べて多くなっている。

第4 ドイツの調査結果のまとめ

1 PPHの効果

PPH出願と通常出願の特許査定率について、両者のデータが一定数存在する2016年から2019年に絞って比較すると、4年間の特許査定率は、PPH出願（95.5%）の方が通常出願（90.9%）よりも約4%高くなっており、PPH申請の有効性を認めることができる。

また、拒絶理由を通知されずに特許査定となる即特許の割合（即特許率：即特許件数／最初の審査結果発出件数）について比較すると、PPH出願の4年間の即特許率が5.2%であるのに対し、通常出願は3.0%となっており、PPH出願の即特許率が高いことがわかる。

2 最初の審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH出願及び通常出願に対して発出された「最初の拒絶理由通知」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法34条（7）等：技術水準の開示」、次いで「法4条：進歩性」になっており、両出願ともに前者が4割以上、後者が3割以上の案件において通知されている。なお、「法4条：進歩性」の通知率は、通常出願（32.24%）に比べてPPH出願（35.73%）の方が若干高くなっているものの、通知率の数値自体は他の調査対象国と比べて低くなっている。

それ以外で通知率の高い拒絶理由は、PPH出願の場合は、「法34条（3）3：明確性」、「規則9条（9）：図面の引用符号」、「法3条：新規性」の順で高いが、通常出願の場合は、「法3条：新規性」、「法34条（3）3：明確性」、「規則9条（9）：図面の引用符号」で高くなっており、PPH出願と通常出願の間に差異がみられた。

PPH出願の方が通常出願に比べて、「法2条：新規性」の拒絶理由の通知率が10%ほど低くなっており、この理由としては、ドイツにおいてはじめて審査される通常出願に比べて、PPH出願の審査において第一庁であるJPOにおける審査に関連する情報が利用されていることが推測される。

一方で、「法38条：補正違反」の通知率は、PPH出願（5.45%）が通常出願（0.82%）に比べて高くなっており、その理由としては、クレーム対応要件を満たすように補正をした結果に、クレームの対象範囲を拡大するような補正になった可能性が推測される。

3 最終的な審査結果に含まれる拒絶理由の分析

PPH出願と通常出願に対する「拒絶査定」における拒絶理由別の通知率を比較すると、両出願ともに「法4条：進歩性」に関する拒絶理由の通知率が一番高い。なお、通知率自体は、両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅（PPH出願：約27%／通常出願：約17%）に上昇しており、次に通知率の高い拒絶理由としては、両出願ともに「法3条：新規性」に関する拒絶理由の通知率が高くなっている。なお、通知率自体は、両出願ともに「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅（PPH出願：約16%／通常出願：約12%）に上昇している。

逆に、両出願ともに「法34条（7）等：技術水準の開示」及び「法34条（3）3：明確性」に関する拒絶理由の通知率は、「最初の拒絶理由通知」における通知率から大幅に下降している。

4 最終的な審査結果を得るまでのオフィスアクションの回数についての分析

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」があり、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数について比べると、該当 PPH 出願に対する発出回数の平均値（1.13 回）の方が該当通常出願に対する発出回数の平均値（1.30 回）よりも回数が少なくなっており、PPH 申請によるオフィスアクションの軽減効果が認められる。

PPH 出願及び通常出願に対して「最初の拒絶理由通知」が発出され、その後「特許査定」が発出された案件に対して発出された拒絶理由通知の発出回数、さらに「最初の拒絶理由通知」において通知された拒絶理由別に、その後の拒絶理由通知の発出回数を集計して分析したところ、PPH 出願及び通常出願ともに、最初の拒絶理由通知に「法 1 条・2 条：保護適格性」、「法 3 条：新規性」及び「法 4 条：進歩性」に関する拒絶理由が含まれていた場合、特許査定を得るまでに発出される拒絶理由の回数が他の拒絶理由と比べて多くなっている。

オブザーバー・事務局

【オブザーバー】（敬称略）

嶋田 研司 特許庁 審査第一部 調整課 審査企画室 室長

大瀬 裕久 特許庁 審査第一部 調整課 審査企画室 課長補佐

樋口 祐介 特許庁 審査第一部 調整課 審査企画室 係長

【事務局】

南 孝一 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 理事長

阿部 正俊 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 常務理事

伊藤 國久 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 総務部 部長

川上 溢喜 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 国際法制研究 所長

山田 邦博 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 主任研究員（主担当）

林 健司 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 主任研究員（副担当）

令和2年3月

令和元年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

審査協力の取組に基づく海外特許出願の審査結果に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4階

電話 (03) 3591-5315 FAX (03) 3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>